EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03039 2534

早稻田大學出版部

明治四十四年六月二十五日印刷
明治四十四年六月二十八日發行

早稻田大學出版部　不許複製

編輯者　早稻田大學編輯部
發行者　早稻田大學出版部
右代表者　高田早苗
東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所　早稻田大學出版部
東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
振替東京一一二三番　電話番町三七四番 二四二二番

日清印刷株式會社印刷

仇と云てねらうた、○知。一體欲が ふかくして我まゝを云ゆゑに、後には韓氏魏氏もうとみて裏反（ウラガヘ）り、知伯を ほろぼしたである、【注】吏。知伯とともに趙孟を伐に出たれど、兩人が趙孟方になりて 知伯をころした、○在。この春秋傳の獲麟より 二十七年後のことであるとなり、

經凡一十九萬八千三百四十八言

注凡一十四萬六千七百八十八言

春秋左氏傳國字辨下 終

を任ずるで有らうに味方になるまいかと云た、○將。城

閉其口、而死、將門、

【註】攻鄭門、

閉。 始終一言も云はずに居てころされた、○將。城門へ攻入るはずになりたである、

知伯謂趙孟入之、對曰、主在此、

【註】主謂知伯也、言主在此、何不自入、

知。 趙氏にいざ先陣をせられよと云たなり、○對。 趙孟が返答に、主とは知伯を指す、大將の貴公が在りながら拙者が入ることはないと云た、

知伯曰、惡而無勇、何以爲子、

【註】惡貌醜也、簡子廢嫡子伯魯而立襄子、故知伯言其醜且無勇、何故立以爲子、

知。 これが知伯が惡口である、汝がやうな見とも無い男の然も勇なく臆病ものを何を取り得に趙氏の嫡子としたぞとなり、これは趙襄子の父の趙簡子が嫡子の伯魯と云を廢てゝ、この襄子を立たゆゑそれを云出して、何が能で嫡子とはしたと云惡言である、

對曰、以能忍恥、庶無害趙宗乎、知伯不悛、趙襄子由是惎知伯、

【註】惎、毒也、

對。 趙孟もむつとしたれどもそこを忍んで云には、拙者は能く恥を堪忍するゆゑなり、かやうにさへすれば庶くは趙氏の本家を害することもあるまいかと存ずる、これを取得に拙者を立たと云た、これ又知伯への當て口上なり、いま堪忍ならぬところなれども、家を大切におもふゆゑその分にしておくと云ことである、○知。 これでも知伯はこゝろを改めずして、折節惡口するゆゑ、趙孟ものちには知伯を忌みていやな奴とおもうて、

遂喪之、知伯貪而愎、故韓魏反而喪之、

【註】史記、晉懿公之四年、知伯帥韓魏圍趙襄子於晉陽、韓魏反與趙氏謀、殺知伯於晉陽之下、在春秋後二十七年、

終には滅した、これで知伯が臣の豫讓が趙孟を主の

はれた、○秋。この密談に行かんとて、先づ公孫有陘氏が宅へ往れた、

因孫于邾、乃遂如越、國人施公孫有山氏、

【註】以公從其家出故也、終子贛之言君不沒於魯、

因。それより邾にのがれ遂に越へ行れた、○國。國人は公孫が家へ御入りのまゝ君の行方が知れぬ、これは公孫がつみなりとぬずくりて、それ切で悼公と云君を立てたなり、これは史記魯の世家とは異なり、史記は取らぬ、

悼之四年、晉荀瑤帥師圍鄭、

【註】悼公、哀公之子、寧也、哀公出孫魯人立悼公、

又晉より鄭をかこみに出かけた、

未至、鄭駟弘曰、知伯愎而好勝、早下之、則可行也、

【註】行、去也、

未。まだ鄭の都下へはいたらなんだ、○鄭。荀瑤と云男はもとりて人のいさめを用ひず、たゞ勝んことを求れば、この方より早く下てあらば去るであらう、はやく歸服するがよいと云て、

乃先保南里以待之、

【註】保、守也、南里、在城外、

乃。南里と云は城下より外の枝城なり、そこへ出向て人數をつぼめてまつて居たである、

知伯入南里、門于桔柣之門、鄭人俘酅魁壘、

【註】酅魁壘、晉士、

知。晉の軍が南里へせめよせて城門を攻めた、○鄭。鄭よりふせぐとて、寄手の中にても晉の酅魁壘と云ものを生捕にした、

賂之以知政、

【註】欲使反爲鄭、

賂之。このものを鄭の味方に仕たくおもうて、政事

今。今我がすることどもは三つともに知らず、一圖に如此云はゞ人がのるであらうと思うて退きての分別はない、これでは身は立がたい筈であると云た、

公患三桓之侈也、欲以諸侯去之、

【註】欲求諸侯師以逐三桓、

哀公の三家のものどもが侈るをはなはだ患へて、諸侯の力をたのみて追放してもらはうと巧まるゝである、

三桓亦患公之妄也、故君臣多間、

【註】間、隙也、

三。三家のものどもも又哀公の無法なるをうれへて君を替たくおもうて居る、○故　互にすきまが出來てこゝろがとけぬ、

公游于陵阪、遇孟武伯於孟氏之衢、曰、請有問於子、余及死乎、

【註】問己可得以壽死不、

公。或とき哀公の陵阪と云ところへ游びて出らるゝとて、孟武伯に孟氏の屋敷の田筋にて出遇はれた、君の御とほりゆゑ、屋敷がまへに出でゝ平伏したとみゆる、○請　哀公の孟武伯へ云はるゝには、その方にちと問ひ度きことがある、何と予も一生無難に死さうな貌か見て吳れられよと云はれたなり、

對曰、臣無由知之、三問、卒辭不對、公欲以越伐魯、而去三桓、秋、八月甲戌、公如公孫有陘氏、

【註】有陘氏、即有山氏、

對。私は相者ではあるまいし、左やうなことを存ずるすぢはござらぬと云た、○三　さうでは無い、知れぬと云ことはあるまいに是非云はれよと問はれても卒に辭してこたへなんだとなり、是は哀公の下ごゝろはうぬらが殺すであらうと云當て言と見えたり、○公　越をたのみ魯を伐て三家を去てもらはうと思

して齊へ來て居れども、さすが故郷のことなれば晉をひいきにおもうて、陳成子に告るやうには、

曰、有自晉師告寅者、將爲輕車千乘、以厭齊師之門、則可盡也、

成子曰、寡君命恒曰、無及寡、無畏衆、雖過千乘、敢辟之乎、將以子之命告寡君、

【註】成子疑其有爲晉之心也、

曰。晉の軍中より拙者へ內意を告るものが云ひおこしたるには、輕車千乘をそろへて齊の軍門へ押よせてあるならば、盡く打滅さうと云謀なりとをどした、○成。少しも驚かぬである、今度主人が拙者に命ずるには、○無。小寡の勢なりとて陵ざ侮りて無理非道に及ぶな、又大勢大軍なればとて必ずおそれておくれを取るなと命じたれば、たとひ千乘よりまだ過分に押よせたればとて、少しも辟易はいたさぬなり、○將。しかしながら足下も密事を告られたれば、その通りを主人へ告るであらうとなり、是はきやつ晉と心をあはせてこの方の御ため貌で晉をかばうぞと悟つたゆゑ、それを主人へ云はうと云のあて口上なり、

文子曰、吾乃今知所以亡、

【註】自恨己無知、

文。後とでくやむである、さて〳〵吾は愚なものである、これでは吾が滅びたる筈と云ことがはじめて合點が行たとなり、

君子之謀也、始衷終皆擧之、而後入焉、

【註】謀一事、則當慮此三變、然後入而行之、所謂君子三思、

君。智ある君子のすることは、始中終を思案してこゝろをめぐらした上にて擧げ行うて、よいと云に及て入るとなり、これでは蹈みはづしはないなり、

今我三不知而入之、不亦難乎、

【註】悔其言不可復、

子曰、大夫陳子、陳之自出、陳之不祀、鄭之罪也、

【註】十七年、楚獨滅陳、非鄭之罪、蓋知伯誣陳子、故陳子怒、謂其多陵人、

曰。その云分には、我は鄭をこそ伐つことを卜ふたれば、齊と敵することはトはなんだと云た、是はつまらぬ云分なり、齊でも何でも鄭に加はれば鄭人とすることなるを、此やうに云たは拔句である、○使。齊の陳成子が方へつかひを以て云やるには、成子を指して大夫陳子殿には陳の國より分られたではないか、しかるに陳は今ほろびて祀らぬやうに成たは何者の所爲ぞや、鄭より滅したなれば鄭のつみではないかとなり、是は虛言で陳は楚國が手人數を以て滅した、しかるを此のごとく云のは、無理に陳成子をたゝき付て氣立たせるである、人を見くびりたしかたである、

故寡君使瑤察陳衷焉、

【註】衷、善也、

故。それゆゑ主人ことは陳の中直正路にて亡びたるを推察せられて、

謂大夫其恤陳乎、若利本之顚、瑤何有焉、

【註】言陳滅於己無傷、

定めて大夫にも陳は本家のことなれば痛ましく思はるゝであらうと云て、拙者に命じて鄭を伐に出されたであるなり、○若。しかるに足下には本家の顚覆するを却つて利とし、勝手によいと思はるゝならば、○瑤。拙者が何を構はんや、陳を傷ましく、思ふとはない、偖々この方のおもふとは大なる違ひかなと云た、

成子怒曰、多陵人者皆不在、知伯其能久乎、中行文子告成子、

【註】文子、荀寅、此時奔在齊、

成。右の口上をきゝて猶々怒りて云には、偖々跡方もないことを云者かな、此のごとく多く人を陵ぐものは皆後がつゞかぬものなれば、知伯も久しくはつゞくまいと云た、○中。文子は元と晉のもので、出奔

じてこの邑と車を下さるゝ間、この車に服して朝參をし、御奉公をはげまれて亡父の功勞の廢らぬやうにめされよとなり、○乃　右のとほり云わたして偕加勢に打立ちたである、留舒と云ところまで至た、是所は穀をへだつことわづか七里なれども、穀の人が軍勢の通ることを知らなんだとなり、能く軍令が整ほりたるゆゑに士卒がわや〳〵と云はぬ故である、

及濮、雨、不涉、

【註】濮水在陳留酸棗縣、傍河東北經濟陰、至高平、入濟、

○及　濮水と云川へ至たれば、雨が降て川を涉すことがならぬである、

子思曰、大國在敝邑之宇下、是以告急、今師不行、恐無及也、

【註】子思、國參、

子○　鄭の國參が云には、今度大國の晉より當國を侵して領內を攻るに付て、急を告げ援兵をねがひたとなり、宇下は簷下と云ことにて、至て近いと云ことばであるなり、○今　しかるところを今この川を涉して行玉はでは敵に及ぶまい、その內にはこと〴〵く敗られようかと氣づかはしく存ずると云たなり、

成子衣製杖戈、

【註】製、雨衣也、

成○　陳成子がこゝろ得たと云て、車より飛下て下知をするである、製は雨ぎぬと和訓して合羽のことなり、雨の降るに步行合羽を着て戈を杖に突きて、

立於阪上、馬不出者、助之鞭之、知伯聞之、乃還、

【註】畏其得衆心、

阪のうへに立て馬のすゝまぬを助て、後より鞭打てわたせや渡せと下知をなしたである、○知　知伯は荀瑤が一名なり、この由をきいて士卒のよく下知にしたがふを察して、これは敵せられぬと思うてかへるとなり、

曰、我卜伐鄭、不卜敵齊、使謂成

夏、四月、己亥、季康子卒、公弔焉降禮、

【註】禮不備也、言公之多妄、

相果たれば、○公　哀公の卿を弔らふ禮を略せられた、哀公も無法な人であるなり、

晉荀瑤帥師伐鄭、次于桐丘、鄭駟弘請救于齊、

【註】弘駟歂子、

晉より鄭を伐んと云て桐丘まで出でゝ陣を張りたである、○鄭　齊の國へ加勢を乞た、

齊師將興、陳成子屬孤子、三日朝、

【註】屬會死事者之子、使朝三日、以禮之、

○齊　加勢を出すである、○陳　齊の陳成子が合戰に出るとて、先達て討死した者の孤子どもを召あつめて、大勢故三日に登城させて跡目を立たである、

設乘車兩馬、繫五邑焉、

【註】乘車兩馬、大夫服、又加之五邑、

○設　乘車に馬を二匹づゝ駕して、邑を五箇村目錄として副へて、顏晉に與へたである、

召顏涿聚之子晉、曰、隰之役、而父死焉、

【註】隰役、在二十三年、

○召　別段に顏涿聚が子を召出して云には、先達て隰のたゝかひに汝の父は討死せられたれども、

以國之多難、未女恤也、今君命女、以是邑也、服車而朝、毋廢前勞、乃救鄭、及留舒、違穀七里、穀人不知、

【註】言其整也、留舒、齊地、違、去也、

○以　打つゞきて災難が作りて、まだ汝の身の上のことに及ばざりしとなり、○今　今度君より足下に命

公輒も偏に賢人を得られぬゆゑ、つひに夷國にて身を滅された、

【傳】二十七年、春、越子使后庸來聘、且言邾田、封于駘上、

【註】欲使魯還邾田、封竟至駘上、

越王より后庸を使として魯國へ來聘せしめた、その序に云には、邾の田をかへされ、地面は駘上を竟としてわたされよと指づをした、

二月、盟于平陽、

【註】西平陽、

二。平陽へ出て盟た、このとき、

三子皆從、

【註】季康子、叔孫文子、孟武伯、皆從后庸盟、

魯の三家も辭すべき詞もなく、みな使者に從ひて盟ひに出た、

康子病之、

【註】耻從蠻夷盟、

康。季氏が蠻夷と盟ふは無念なと云て病へた、

言及子贛、

【註】思子贛、

言。この咄の序に子貢が噂が出たとなり、

曰、若在此、吾不及此夫、

【註】不及與越盟、

曰。此やうな節に辯舌者の子貢が居たらば、是ほどには至るまいものをと云て悔んだ、

武伯曰、然、何不召、曰、固將召之、

文子曰、他日請念、

【註】言季孫不能用子贛、臨難而思之、

武。成ほど仰の通りである、今でも召べば來るになぜ召れぬぞと云たなり、○曰。元來召うとおもうて居たと云た、○文。入用なる期に臨んで俄におもひ出しては後手である、なぜ平日彼がことを思召さぬぞと云た、此後無事なときにも今日のことを忘れらるゝなど云たなり、

寗武子孫莊子爲宛濮之盟而君入、

【註】盟在僖二十八年、
寗武子や孫莊子などゝ云卿が宛濮にて盟ひて君を迎へ入れた、

獻公孫于齊、

【註】在襄十四年、
獻○又獻公も齊へ立退て居玉ひたれども、

子鮮子展爲夷儀之盟而君入、

【註】在襄二十六年、
子鮮の子展のと云が夷儀にて盟うて君をむかへた、

今君再在孫矣、

【註】謂十五年孫魯、今又孫宋、
今○只今の君は早や國を出玉ふこと兩度である、然れども、

內不聞獻之親、外不聞成之卿、

則賜不識所由入也、詩曰、無競惟人、四方其順之、

【註】詩周頌、言無强惟得人也、
內○御內緣のものに、獻公などをおもうたる如く親しき人もなく、○外○御家士にも成公の時の如き卿のあることも承はらぬ、○則○これを以て考ふれば、私は君の入らせ玉ふべきゆかりが無と存ずる、○詩○强きこととなくて、惟人を得てさへあらば四方のものが順はうと云こと、是は詩經の周頌烈文の篇の言で、强言さへなければ賢人を得るであらう、賢人さへ得れば四方の國々は自然と從ふものと云ことなり、

若得其人、四方以爲主、

【註】爲主、主四方、
若○賢人さへ得玉はゞ四方より敬で主とするで有らう、

而國於何有、

國○國を有つに何の難きことあらんやとなり、是出

與我者、無憂不富、衆曰、無別、

【註】惡其號令與君無別、
我に與する者どもは富まぬことは憂にするな、事治らば富を與ふと云た、○衆　君の自ら仰せわたさるゝ命とわかちがないと非つた、

戴氏皇氏欲伐公、

【註】公謂啓、
○戴　啓を伐亡ぼさうと云、

樂得曰、不可、彼以陵公有罪、我伐公則甚焉、使國人施于大尹、

【註】施罪於大尹、
○樂　それは甚だわるい、君を侵すを罪として大尹を逐ふと云立てながら、我々が又君を伐ては大尹におとりて惡を作すと云ものなり、それよりは一同に大尹を目にかけて、彼を罪人と云はするがよいと云た、

大尹奉啓以奔楚、乃立得、司城爲上卿、盟曰、三族共政、無相害也、

○大尹　國人が攻るゆゑ、君をつれて楚へ退さた、○乃　夢のごとくに得が立れた、○司　三族ともにこゝろを一致にして害を作すまいと云た、

衛出公自城鉏、使以弓問子贛、且曰、吾其入乎、子贛稽首受弓、對曰、臣不識也、私於使者曰、昔成公孫於陳、

【註】僖二十八年、衛成公奔楚、遂適陳、
出公輒の城鉏に居らるゝ時分に、國へ入ることを得んや否を問んために、弓をもたせて子貢が方へ贈りて子貢の了簡を問はれた、その口上に吾も再び國へ入らるゝで有らうかとなり、○子　屹と首を下げて弓を受納し、さて對へて云には、君の入らせ玉ふことは何と有らうとも、拙者は存せぬとなり、○私　使者へ子貢の私に語らるゝには、昔衛の成公も一たび國を出させ玉ひて、陳へ立退て居玉ひたれども、

大○ 大尹が思案してとり はからうて云には、先頃の盟に我は君の命を傳へたばかりに加はらなんだことなれば、

無乃逐我、復盟之乎、使祝爲載書、六子在唐盂、

【註】地名、

無○ 六人のものが云合せて我を逐まじきものでも無い、然れば今一度又盟んと云て、○使○ 祝師に命じて起請文の前文段を作らせ、六子の唐盂と云地に在るところへ往て、

將盟之、祝襄以載書告皇非我、

【註】襄、祝名、

盟はうとしたなり、○祝○ 祝官の 襄が 右の前書きを以て、ぬけがけして皇非我に告た、

皇非我因子潞、

【註】子潞、樂茷、

門尹得、

【註】樂得、

左師謀曰、民與我、逐之乎、皆歸授甲、使狗于國曰、大尹惑蠱其君、以陵虐公室、與我者、救君者也、衆曰、與之、大尹徇曰、戴氏、皇氏、將不利公室、

【註】戴氏、即樂氏、

皇○ 四人云合せて國民も大尹を逐はうと云たらば、我々とともに同心するで有らうからは思ひ立たうと云てみな我家々々へ歸りて士卒に甲冑をわたして、合戰の支度をした、○使○ 一家中へふれまはして云には、大尹が今度君を惑はして以て公室を陵虐するゆゑ、我々退治するであるなり、我々に與するものは、直に君を救ふと云ものなりと云た、○衆○ 一同に一味せうと云た、○大○ 大尹も又防がんとてふれて云には、卿の戴氏皇氏の二族が公室へ不届を作さんとするゆゑ、予今此を退治するなり、

喪殯于大宮、三日、而後國人知之、司城茷使宣言于國曰、大尹惑蠱其君、而專其利、今君無疾而死、死又匿之、是無他矣、大尹之罪也、

【註】言大尹所弑、

六。 六人が早速至たれば、甲冑したる武者が六人を取卷て、○曰。 今度君には御病氣に付て、各方に誓紙血判をいたされよとの仰付けなりとて、少寢の庭にて盟はせたなり、○曰。 起請文の前書きに、公室の不利に及ぶことは一切すまじと云た、○大。 その上己が心に叶た公子啓を立てゝ、喪主として先祖の廟へも告げた、三日目に披露して國人が知たとなり、○司。 國中へ云ふらすには、大尹が佞奸をかまへて、その君を惑はして己が欲心を專にするなり、されば君には御病氣にもなくて死し玉ひ、あまつさへ死し玉ひても又匿しおきて人にしらせぬ、是何にも外のことはない、大尹が罪人にきはまりたと云ふは君を弑したと云言である、

得夢啓北首而寢於盧門之外、

【註】盧門、宋東門、北首、死象、在門外、失國也、

得。 或夜啓が兄の得が夢を見た、その有さまは今度大尹が立てゝ君としたる啓が、北枕に宋の城門の外に寢て居るとなり、禮記の禮運に死者北に首す生者南に鄕と出てある、今啓の體は死たる姿である、

己爲烏而集于其上、咮加於南門、尾加于桐門、曰、余夢美、必立、

【註】桐門、北門、

己。 得は烏となつてその上に止りて、咮は烏口と云て鳥の口ばしなり、口ばしが南門へとゞき尾は桐門に及びたと見て夢が覺た、○曰。 余が見たる夢は至て吉なれば、必ず予が立つで有らうと云たなり、

大尹謀曰、我不在盟、

【註】少寢盟但以君命盟六卿、大尹不盟、

を追去らうと云た、○左。靈不綏が云には、先づ彼に十分惡をさせて、その罪の一ぱいに盈つるを見合すがよい、

重而無基、能無敝乎、

【註】言勢重而無德以爲基、必敗也、

重。勢ひばかり重くなつても、德と云土臺がなくては必ず蔽れでは居らぬと云た、

冬、十月、公游於空澤、

【註】空澤、宋邑、

冬。その後に宋公の空澤と云ところへ遠遊に出られた、

辛巳、卒于連中、

【註】連中、館名、

辛。空澤にある連中と云屋敷にて宋公は卒せられたこれも合點のゆかぬ卒去である、

大尹興空澤之士千甲、

【註】甲士千人、

大。倭人が空澤の士千人を催ほし甲を著せて、

奉公自空桐入、如沃宮、

【註】奉公尸也、梁國虞縣東南有地名空桐、沃宮宋都內宮名、

宋公の尸の供奉をさせ生きて居らるゝ體にもてなして、空桐と云勘定路より宋の城下の內の沃宮と云別館へ入れたとなり、

使召六子曰、聞下有師、君請六子畫、

【註】畫、計策、

使。宋公の口上にして六人のものを召すと云て、その口上に下に師が興ると聞たに付て、君の御意には各六人衆の計策をも聞召度思召すと云た、

六子至、以甲劫之曰、君有疾病、請二三子盟、乃盟于少寢之庭、曰、無爲公室不利、大尹立啓、奉

を養子として公宮へ引取て養ひおかれたなり、

未有立焉、於是皇緩爲右師、皇非我爲大司馬、皇懷爲司徒、

【註】皇懷、非我從昆弟、

靈不緩爲左師、

【註】不緩、乃靈圉龜之後、

樂茷爲司城、

【註】茷、樂溷之子、

樂朱鉏爲大司寇、

【註】朱鉏、樂輓之子、

未。どちらを大子ともまだ立られなんだ、○於。偖この時に當て官人は、○皇。以上六人を立ておかれた、

六卿三族、降聽政、

【註】三族、皇靈樂也、降、和同也、

六。右の六卿が三姓にて能く治まり、互に和合して政事をさばくに附て、卿大夫は甚だ靜謐なであるなり、

因大尹以達、

【註】大尹、近官有寵者、六卿因之、以自通達於君、

因。偖君へ言上することは大尹と云て御側役を以て達した、

大尹常不告、而以其欲稱君命、以令、

【註】不告君也、

大。此大尹めが佞惡にて曾て君へは告げずして、己れが欲しのぞむことは君の仰なりと云て下へ云付る、

國人惡之、司城欲去大尹、左師曰、縱之使盈其罪、

【註】盈、滿也、

國。家中のものも皆惡むに付て、司城樂茷が大尹め

令苟有怨於夫人者報之、

【註】夫人、期姊也、怒期而不得加戮、故勅宮女令苦困期姊、

少しなりともかれが姊の夫人に怨みあるものを尋出して、姊になりとも難義をさせて、此恨が報いたいと云はれた、是は期に怨がはらしたく思はるれども、どうも力に及ばぬゆゑ姊になりとも難義をかけて腹いせを仕たいと云はれた、坊主が憎ければ袈裟までと云ふことである、

司徒期聘於越、

【註】爲悼公聘、

司。當衛侯より越へ期を使者にやられた、

公攻而奪之幣、期告王、

【註】越王也、

公。出公輒は姊なりともせめたいとおもうて居らるるところへ、本人の期が來たゆゑ、路へ出向て攻て越への進物をうばひ取れた、○期。有の儘に越王へ屆けたれば、

王命取之、期以衆取之、公怒、殺期之甥之爲大子者、

【註】怒期而及其姊爲夫人者、遂復及夫人之子、

越王が役人を副へて取返させよと命ぜられて、期に衆を副へて取返させた、○公。輒は彌、怒られて、人をまはして司馬期が甥は元と自分の子である、是をころさせて、

遂卒于越、

【註】終言之也、終效夷言死于夷、

遂には越で死なれた、心の愚昧云ふばかりなき人であるなり、

宋景公無子、取公孫周之子得與啓、畜諸公宮、

【註】周、元公孫、子高也、得、昭公也、啓、得弟、畜、養也、

宋の君景公は實子がないに因て、連枝の子ども二人

【註】欲以觀衆心、

子。足下今度國々の勢を從へて吾が國を攻玉ふのは大に衞を滅す思召か、又は出られたる君を納んと思召してのことまでかと問ふた、○皐。主人が命には何にも外のことはない、衞の君を入るゝと云までの師なりと云た、○文。大勢の家中を召集めて存念を問て云には、今度君には夷どもを加勢としてこの國を伐玉ふ上は、國は大かた亡ぶるであらう、それよりは是非がないからは君を納れようと云た、○衆。衞の一家中は君の惡心にこりて、異口同音に納るゝことは御無用になされよと云た、○曰。又文子が云には、拙者が出奔して國の益にさへ成るならば、裏門より出ようと云て人のこゝろを探りて見た、

衆曰勿出、重賂越人、申開守陴而納公、

【註】申重也、開重門而嚴設守備、欲以恐公使不敢入、

衆。必ず出でゝ下さるるなと云た、人がおもひ付て居たなり、○重。越へ内々にて賂をつかうて呑こませて腰をぬいて、○申。さて重門を開きて、内には屹と武者くばりをして備を立ておき、若し入られたらば異變もあらんと云やうに見せて衞侯をおどしかけ、いざ御入り成されよと云た、

公不敢入、師還、立悼公、

【註】悼公蒯聵庶弟、公子黚也、

公。さすがにこゝろの解けぬところへは入られぬに因て、得入らずして師を引上てかへられた、○立。衞では君を立たとなり、

南氏相之、以城鉏與越人、公曰、期則爲此、

【註】司徒期也、

南。南氏は文子がことなり、新君の後見をした、○以。城鉏は出公が隱れて居らるゝ所なれども、今は別に君を立たればもはや衞の心まゝゆゑ、越人へ領し玉へと云て與へたとなり、○公。出公の云るゝには、この指圖は皆々期めが取計ひなれば憎いことである、

文○衞の文子も得心して納れようと思うた、○懿○又衞の公文懿子が內意を云には、○君○それは惡しきはからひなり、君は愎りてよこしまなる人なれば、先づしばらく納るゝことは待れよ、然らば又必民に毒してさまぐ\なる無道をめさるゝであらう、

乃睦於子矣、

【註】民睦、

乃○その時けつ句、民どもは足下に睦くなつくであらうとなり、

師侵外州、大獲、

【註】越納輒之師、

師○國々の援兵が衞の外がまへの出城や陳屋などをば伐て大に得たとなり、

出禦之、大敗、

【註】衞師敗、

出○衞よりもふせぎに出でゝ合戰したれども、多勢に無勢で大に敗られた、

掘褚師定子之墓、焚之于平莊之上、

【註】定子、褚師比之父也、平莊、陵名也、

掘○彼の足袋を著て咎められたる褚師比が親の定子と云ふものゝ棺を掘出して、平莊と云墓の處で焚棄てた、

文子使王孫齊私於皐如、

【註】齊、衞大夫、王孫賈之子、昭子也、

文○衞の文子もこのやうにあばれられては迷惑に思うて大夫の王孫齊を使にして越の皐如が方へつかはして、內意を聞せて云やうには、

曰、子將大滅衞乎、抑納君而已乎、皐如曰、寡君之命無他、納衞君而已、文子致衆而問焉、曰、君以蠻夷伐國、國幾亡矣、請納之、衆曰、勿納、曰、彌牟亡而有益、請自北門出、

季孫曰、請飮彘也、
【註】飮、罰之、
○季　脇座より季孫が立かゝりて云には、彘に罰盃をあたへ玉へ、
以魯國之密邇仇讎、臣是以不獲從君、克免於大行、又謂重也肥、
【註】言重隨君遠行劬勞、不宜稱肥、
○以　今此魯國は仇讎の國に夾まれて、近ければこそ私どもは君の御供を得いたさず、○克　拙者とても君の大行に免れたに、○又　何ぞや難義したるものを見て肥たと云べけんや、酒をのませて罰し玉へと云たなり、
公曰、是食言多矣、能無肥乎、
【註】以激三桓之數食言、
○公　哀公も又當て口上を云はるゝ、あれは大分にうそを食て居るで肥えで何とするものぞと云はれた、是は孟武伯は疲たる者を肥たと云てあてたるを、哀公は肥たる二人へ當てゝうそを食て居ると云はれた、
飮酒不樂、公與大夫始有惡、
【註】爲二十七年、公孫邾起、
○飮　酒は飮でも下た心は不通にとけぬのである、是より君臣すれ〴〵に成たとなり、
【傳】二十六年、夏五月、叔孫舒帥師會越皐如后庸宋樂茷納衞侯、
【註】舒、武叔之子、武子也、皐如、后庸、越大夫、樂茷、宋司城子潞、衞侯、輒也、
魯の叔孫が國々の卿とこゝろを合せ、宋に居らるゝ衞侯を取もちて再び國へ入れようとしたである、
文子欲納之、懿子曰、君愎而虐、少待之、必毒於民、
【註】愎、狠也、

五日乃館諸外里、

【註】外里、公所在、

五○ 五日過てとくと心をためして見たる上にて、疑ひも散じて外里へ入れて宿をわたされたなり、

遂有寵、使如越請師、

【註】請師、伐衞求入、

遂○ 存の外公の氣に入て、案のごとく越へ行きて、援兵をねがうたである、是より又公を衞へつれて入る心得である、

六月、公至自越、

【註】前年行、今還、

哀公の越へ朝してかへられたれば、

季康子孟武伯逆於五梧、

【註】魯南鄙也、

季○ 魯の二卿が五梧と云魯の南鄕の宿まで迎ひに出た、

郭重僕、

【註】爲公僕、

郭○ 哀公の車を郭重が御して來るとて、

見二子曰、惡言多矣、君請盡之、

【註】二子不臣之言甚多、欲使公盡極以觀之、

遂に向より兩人の來るを見て哀公へ云には、彼ら二人は常々不忠なる惡言が多いほどに、君も御心を付けて考へ玉へと云た、

公宴於五梧、武伯爲祝、

【註】祝、上壽酒、

公○ 哀公の五梧の陳所に於て酒宴を催された、○武御祝儀の御酌に立て、

惡郭重曰、何肥也、

【註】訾毀其貌、

惡○ 公の側に居てさま〲な入れ智惠をすると云ことを知て、惡さのあまりに御身はなぜそのやうに肥たぞと云た、是はなんぎして遠國を旅行すれば疲れる筈で肥る理はなけれども、君の氣に入つて內々の寵を得たゆゑ、內證が肥つらうと云の當て口上である、

請逐揮、文子曰、無罪、懿子曰、彼好專利而妄、

【註】妄、不法、

・何となく揮を追出しめされよと云た、○文　何にもつみのないものなれば、無作とは逐出されまいと云たなり、○懿　それは足下の油斷である、彼は欲がふかくて利に而已眼を付て不法をするものなれば、

夫見君之入也、將先道焉、

【註】若見君有入勢、必道助之、

夫　先達て出奔成されたる君のふたゝび入られさうになると見たらば、彼が一番に內通して道びき助るに違はあるまい、

若逐之、必出於南門、而適君所、

【註】雖知其爲君間、不審察、私共評之、

若　その證據には先づ追て見られよ、きつと南門より出でゝ、宋へ出奔して居玉ふ君のところへ往くであらうとなり、是は衞侯輒の間者をするとは睨みたれども、それにはたしかなる證據もないに因て、內々で評議のやうに云たであるなり、

夫越新得諸侯、將必請師焉、揮在朝、使吏遣諸其室、

【註】難面逐之、先逐其家、

夫　越王は今新に諸侯をしたがへて、威權も猛きことなれば必加勢をねがうておもひ立つであらうと云た、○揮　折しも揮は御殿に居たを何のわけもなくさし向て、その方は追放するとも云はれぬゆゑ、役人をそろへて留主の宅へ押込みて、揮が家內を追出して博奕宿の闕所したやうにした、

揮出、信弗內、

【註】再宿爲信、

揮　己れも下た心にわだかまりが有ることゆゑ、扨はあらはれたゆゑと心得て出奔した、○信　果して衞侯の退て居らるゝところへ至たれども、衞侯は彼が今時分落人の余をしたうて來る理はないと云て一兩日は疑うて受け入れられなんだ、

【註】城鉏、近宋邑、

彌○魯は小國にてたのみにならぬ國なりと云た、それよりは宋に近き城鉏に行き玉へとなり、

以鉤越、越有君、

【註】宋南近越、轉相鉤牽、

以○城鉏は越に近ければ轉じ、越に鉤して力をそへてもらはう、越には善い君あれば又事もはかられうと云た、

乃適城鉏、彌曰、衞盜不可知也、請速、自我始、乃載寶以歸、

【註】欺衞君言、君以寶自隨、將致衞盜、請速行、己爲先發、而因載寶歸衞也、

乃○それで城鉏へ行きたである、○彌○又この所にて惑はするである、君にはこのやうに寶物を種々持せて出で玉へば衞より盜の來らんことがこゝろ元ない、然ればこの所にも長居はならぬ、何れへなりとも去り玉へ、拙者は先きへ參らうと云て約束して、寶物を載せて廻り道をして欺きすまし、己れは衞へかへりたであるとなり、

公爲支離之卒、

【註】支離、陳名、

出公輒は宋に居て衞を伐つ支度にて、支離と云そなへを作て、

因祝史揮以侵衞、

【註】揮、衞祝史、

衞の祝史の官の揮と云ものに因み、彼に內應させて衞を侵さうといたされた、

衞人病之、懿子知之、

【註】知揮爲內間、

衞○國中がまだ亂れて居るところへ攻めこまれては難義ゆゑに病へた、○懿○衞の公文懿子は揮が內通して引入れすると云ことを知て居て、

見子之、

【註】子之、公孫彌牟文子也、

見○彌牟に逢て、

既に先君の體を見られずや、民がそむいて攻たらば早く去り玉へば何事もあるまじきを、うかうかして居玉ひたれば戎に殺されめされた、○君　今の君とても同じことなれば、何方ぞには御存分に欲せらるゝとほりになる所も有らうとなり、すれば早く君をつれて立退るゝがよいとなり、

且君嘗在外矣、豈必不反、當今不可、衆怒難犯、休而易間也、乃出、將適蒲、

【註】蒲、近晉邑、

且○　その上今の君も前方は外に居玉ひたれども、時節が來れば又かへり玉ひた、今度とても又必ず反り玉ふ時があるまいや歸り玉うであらうとなり、○當　さし當て今このまゝにて居玉はんと云てはわるい、○衆　何故なれば衆人の怒りが強くて、これを犯すことはならぬ、○休　ちと怒りを休めたる上では、又どのやうにもすきが伺がはるゝと云てすかしすゝめた、○乃　己もともに從うて衞侯を連れて出たとなり、○將　衞侯の晉の領内蒲邑へ適かうと云れたれば、

彌曰、晉無信、不可、將適鄄、

【註】鄄、齊晉界上邑、彌詐不知謀、故公信之、

彌○　拳彌が晉國は信とのない國なれば往てはわるいと云た、○將　然らば齊と晉との堺目の鄄へ行かうと云はれた、是も彌が邪魔するなり、この拳彌も徒黨ではあれども、衞侯の前ではみなの者どもの隱謀は曾てしらぬと詐りたゆゑに、公は信用せらるゝである、依て御爲め貌で衞侯を所々さまよはせて、その上に追放す心で居る、

彌曰、齊晉爭我、不可、將適泠、

【註】泠、近魯邑、

彌○　鄄へは行れますまい、元來齊晉は我を爭うて、互にこの方へ從へようと云て居ることなれば、その國堺に居ては甚だわるいとなり、○將　左あるならば魯の領内泠邑へ忍ばうと云はれた、

彌曰、魯不足與、請適城鉏、

【註】喪邑者、

公文要、

【註】失車者、

司寇亥、

【註】奪政者、

司徒期、因三匠、與拳彌、以作亂、皆執利兵、無者執斤、

【註】斤、工匠所執、

而。恥を與へたものは早く遠ざけらるれば禍はないに、それをやはり近づけておかれた故、きやつめがともに怨み內々にて逆臣に與したである、○故。右のとほり人々に恨みを受られた故に、その者どもが一味したである、○因。大工と公の側にある拳彌とに因みて亂を作した、○皆。何れも覺えの及物をたづさへて進む、中にも及物のなきものは大工の斧や斨などを提て出た、

使拳彌入于公宮、

【註】信近之、故得入、

先づ拳彌が何食はぬ貌して中へ入たとなり、

而自大子疾之宮、譟以攻公、鄄子士請禦之、

【註】鄄子士、衛大夫、

而。大子の御部屋よりときをどつと上げて公宮へ攻入た、○鄄。大夫の鄄子士は此企をも知ずして、是は狼藉者ならんとて切て出でゝ防がんとした、

彌援其手曰、子則勇矣、將若君何、

【註】言不可救、

彌。相役同士のことなれば手を取て云には、足下の勇は感心いたした、然れども今防ぎだてをめされては却て君を救ふことが成まい、

不見先君乎、君何所不逞欲、

【註】先君、蒯聵也、亂不速奔、故爲戎州所殺、欲令早去、

初衛人翦夏丁氏、
【註】在十一年、
初○夏丁氏は夏戊とて大夫であつたれども、代替りに職を翦られて沒收せられた、

以其帑賜彭封彌子、
【註】彭封彌子、彌子瑕、
以○妻子彌子瑕に與へられた、是又無理なるさばきなり、

彌子飮公酒、納夏戊之女、嬖、以爲夫人、其弟期、大叔疾之從孫甥也、
【註】期夏戊之子、姉妹之孫爲從孫甥、與孫同列、
彌○其祝義に御なりを願うて酒宴をした、夏戊が女に美目よきがありて、衞侯の氣に入りて夫人といたされた、此夫人の弟に期と云があつて、これは大叔疾が孫のいとこである、

少畜於公、以爲司徒、夫人寵衰、期得罪、公使三匠久、公使優狡盟拳彌、
【註】優狡、俳優也、拳彌、衞大夫、使俳優盟之、欲恥辱也、
少○姉が夫人となつて寵を得たゆゑに、弟も小兒の内は御殿にて養育せられた、成人の後司徒となつて威を振うた、和漢ともにあることなり、○夫○しかる處に姉の夫人の寵がおとろへたれば、弟もつみを得て退けられた、これらも怨むる黨になつた、○公○亦三匠を強くつかうて休息もさせず褒美も與られぬである、是らも怨みて居る、○公○又優狡は狂言師なり、大夫の拳彌と盟へと云はれた、是も恥を與ふるとての心なり、

而甚近信之、故褚師比、
【註】褚登席者、
公孫彌牟、

是れが若し君の御目に留ては胸わろく思召さうと存じて、

是以不敢、

【註】不敢解讓、

これを以て恐れ多けれどもぬぎませぬとなり、

公愈怒、大夫辭之、不可、

【註】共辭謝公、公不可解、

公　ことわりを云程猶々怒らるゝゆゑ、外の大夫どもゝ色々とわびことをすれども聞れぬ、無理なる人にはきはまりたなり、

褚師出、公戟其手、

【註】抵徒手屈肘、如戟形、

褚　その座に溜られぬゆゑ退出した、○公　腕首をまくり上げ肘を張りて怒らるゝである、

曰、必斷而足、聞之、褚師與司寇亥乘、曰、今日幸而後亡、

【註】恐死以得亡爲幸、

曰必　彼めが足を切て棄てねばおかぬと云て怒られた、○聞　褚師もこの言を聞て、司寇と同車してかへる道すがらの云やうには、最早吾が身の上も今日限である、隨分よい仕合で立のくであらうと云た、

公之入也、奪南氏邑、

【註】南氏、子南之子、公孫彌牟、

公　又他國に居られてから、先年はじめて衞へかへり入らるゝや、否や非道をいたされた、先づ南氏が知行を取上げてへらし。

而奪司寇亥政、公使侍人納公文懿子之車于池、

【註】懿子、公文要、公有忿使人投其車于池水中、

司寇亥が久しくつとめた役義をこゝろに入らぬと云て取上げられたなり、○公　又公文懿子と云ものに何ごとか氣に入らぬ仕方があると云て、怒て自分の側なる出頭に云付けて、車を池水の中へ投入られた、女童のするやうなることどもである、

【註】適郢、越王大子、得相親說也、
哀公の始て越國へ朝せられたれば、越の大子と口が合て至て親切に成られたである、よく取入られたと見ゆる、

將妻公、而多與之地、公孫有山使告于季孫、季孫懼、使因大宰嚭而納賂焉、乃止、

【註】嚭、故吳臣也、季孫恐公因越討己、故懼、
○將　依之越より女をおこして哀公を聟にせうと云て、魯へ大分地方を贈た、○公　公孫有山が方より使を以て此ことを內々季氏へ告た、○季　季氏は魯國を己が心任せにする所に、越の强國を舅に取ては己が身上の滅却に至るゆゑはなはだ氣づかうて、越の大宰嚭にちなみて種々賂をつかうて此ことを邪魔してもらうた、此に依て其事が止だである、

【傳】二十五年、夏、五月、庚辰、衞侯出奔宋、

【註】衞侯、輒也、
衞の出公輒が人に怨を受て又衞を出奔せられた、

衞侯爲靈臺于藉圃、與諸大夫飮酒焉、諸師聲子韈而登席、

【註】古者見君解韈、
○衞　足より怨を受けられたる數々を云立るである、靈臺と云臺を廟附の圃に造營せられて、大夫どもを集めて臺開きの酒宴を設けられた、其內に諸師聲子と云大夫が足袋をはいて居た、古は君の前へ出るには足袋はぬぐ法であつた、

公怒、辭曰、臣有疾、異於人、

【註】足有創疾、
○公　衞侯の無作法なと云て怒られた、○辭　聲子が云わけするには、私は人なみの足とは異にして腫物があつてはなはだ穢はしい、

若見之、君將𣪘之、

【註】𣪘、嘔吐也、

禮、

【註】宗人、禮官也、

夫人に直さうと云はるゝ、○使。魯の禮を司る官人の釁夏と云ものに、この禮式を一と通りしるして指上よと命ぜられた、

對曰、無之、公怒曰、女爲宗司、立夫人、國之大禮也、何故無之、對曰、周公及武公娶於薛、

【註】武公、敖也、

對。禮官がこたへに、是には禮式はこざらぬと云た、○公。哀公の怒られて、汝は禮を司る官で居ながら夫人を立る禮を知らぬか、此ほどの大禮をどうして其禮がないと云ぞと咎められた、○對。宗人が返答に、當國御先祖よりの昏姻の古例を申せば、周公と武公とは薛より夫人をむかへ玉ひ、

孝惠娶于商、

【註】孝公稱、惠公弗皇、商宋也、

孝。又孝公惠公の二代は商よりむかへ玉ひた、商。と云たは哀公の父定公の名を宋と云たに因て、諱みて商と云かへた、

自桓以下娶於齊、

【註】桓公始娶文姜、

自。桓公より後は御代々齊よりむかへ玉ひた、此らは皆屹と夫人の禮がそなはりたることなり、

此禮也、則有、若以妾爲夫人、則固無其禮也、公卒立之、而以荆爲大子、國人始惡之、

【註】惡公、

此。この禮どもを書立て上よとあらば成ほど畏りたけれども、妾を以て夫人に直すと云は元來禮にはないことであると云た、○公。哀公は聞入れずに立られた、○以。生みたる子を大子に立られた、臣下ども是より哀公をうとむやうに成た、

閏月、公如越、得大子適郢、

役將班、矣、晉師乃還、餼臧石牛、

【註】生曰餼、

役○かやうに云のは却つて陣を引く支度とみえると云た、果して魯人も弃てゝかへつた故に晉の師が引かへつた、○餼　晉侯よりの魯の臧石へ謝禮として生牛を贈りて、

大史謝之、

【註】晉大史、

大史がことわりの口上を云述るには、

曰、以寡君之在行、

【註】在軍行、

○曰　今度は偏に御影を以て勝利を得たれば、主人も調味を以て御酒を一つ進じ度いと存せらるれども、何を申すも行に在て旅中の義なればこゝろに任せられぬ故、

牢禮不度、

【註】不知禮度、

牢禮の式をそむかれて、略義ながら一折進ぜらるゝに依て、

敢展謝之、

【註】終臧氏有後於魯、

御ことわりを申すと云のべたなり、

邾子又無道、越人執之、以歸、

【註】終子贛之言、

越より國へ入れたれども無道にあつたゆゑ、

而立公子何、何亦無道、

【註】何、大子革弟、

又君を立かへたればこれも又無道なとなり、

公子荆之母嬖、

【註】荆、哀公庶子、

魯哀公の妾腹に荆と云が生れた、この母を哀公の愛せられて、

將以爲夫人、使宗人釁夏獻其

臧氏、

【註】以臧氏世勝齊故、欲乞其威靈、

寡。主人こと今度魯を援兵にたのみ入るゝは、周公の守護を以て福をも蒙りたく、又代々勝軍の吉例もあれば、臧氏の神主を祈りて御影を蒙り度と存ずるとなり、

臧石帥師會之、取廩丘、

【註】石、臧賓如之子、

臧。魯よりも加勢として臧石をつかはし、齊を伐て廩丘を取たとなり、

軍吏令繕將進、

【註】晉軍吏也、繕治戰備、

軍。晉の軍目付が諸軍へふれまはして云には、備を立直せ、矢種を貯へよ、此勢ひに乘じてまだ進むと云た、

萊章曰、君卑政暴、

【註】萊章、齊大夫、

萊。齊の大夫が此よしをきゝて、晉の公[illegible]は衰へて君の威が卑しくなりた、故に政事がさりとは暴逆であるとなり、

往歲克敵、

【註】禽顏庚、

往。去年の合戰にはこの方の顏庚を生捕りてかへり、

今又勝都、

【註】取廩丘、

今又都城を取たれば、

天奉多矣、又焉能進、是躗言也、

【註】躗、過也、

天。これで十分の勝利と云ものである、天の奉すけに不足はない、然ればこの上にどうして又進むことを得んや、大きなる僞りにてこれは過言と云ものなりと云たなり、躗。躗は過謬の言或は不信などゝ云て、實ならぬと云ことである、

告げ綸旨を玉はり、その上龜卜の守官に命じて宗廟にてとはせ玉ひたれば吉と出た、それゆゑ余が向ひたることとなれば吾又どうして改めトはうや、其上に先達て齊人はこの方の英丘を切りとりたれば、それを報いんとて君より拙者に命じ玉ひたなれば、さして武威を燿すとての軍でもなく、たゞ英丘のやぶられたるを治め取反すまでの軍であるなり、

以辭伐罪、足矣、何必卜、壬辰、戰于犂丘、

【註】犂丘隰也、

以○この方には言立てはあり、又向ふのつみあるを伐つことなれば不足はない、何にも重てトするにおよばぬと云、○壬　犂丘と云ところにて合戰して、

齊師敗績、知伯親禽顏庚、

【註】顏庚、齊大夫、顏涿聚、

齊の師を打敗た、○知　自分に齊の顏涿聚を生どりたなり、

秋、八月、叔青如越、始使越也、越諸鞅來聘、報叔青也、

二十一年に越より始て使者を越したゆゑ、魯よりも卿を以て謝した、越よりも又使を來らしめたとなり、

【傳】二十四年、夏、四月、晉侯將伐齊、使來乞師、曰、昔臧文仲以楚師伐齊、取穀、

【註】在僖二十六年、

又晉より齊を伐たうとして魯へ加勢を乞て云やうには、○昔　昔貴國の臧文仲の在世の時分に、楚の師を引率して齊を伐たれたるとき、利運にして穀を攻取られた、

宣叔以晉師伐齊、取汶陽、

【註】在成二年、

宣○その次に又臧宣叔の在世の時にも晉の師を引率して齊を伐れた、その時にも勝利にて汶陽を取られたなり、

寡君欲徼福於周公、願乞靈於

夫人之宰、

【註】薦、進也、

疎相ながら亡父が生涯の內愛したる馬を殘しおきましたれば、是又求を以て夫人附の家老中まで進上いたす、

其可以稱旌繁乎、

【註】稱、擧也、繁、馬飾、繁纓也、終樂祁之言政在季氏、

然し鞍皆具ともにかざりたとは稱せられぬ至て麁末なることなり、【注】稱○　繁纓なりとて馬に付るかざりを云であるなり、

夏、六月、晉荀瑤伐齊、

【註】荀瑤、荀躒之孫、知伯襄子、

晉より齊を伐ちに出陣したである、

高無丕帥師御之、知伯視齊師、馬駭、遂驅之、曰、齊人知余旗、其謂余畏而反也、及壘而還、將戰、

長武子請卜、

【註】武子、晉大夫、

高○　齊よりも防戰に出たである、○知○　知伯が敵陣の體を見分に出たれば、馬が駭きてすこし退きた、○遂○　知伯が馬を驅出して曰には、齊の軍兵は余がさし物を見覺て居るからは馬が駭たと云まい、定めて余が敵をおそれて退きたと云であらう、それでは無念なと云て鞭を打て敵の壘際まで乘付けて歸りたとなり、○將○　さて合戰をはじめんと云時に、晉の大夫長武子と云ものが吉凶を卜はうと請た、

知伯曰、君告于天子、而卜之以守龜於宗祧、吉矣、吾又何卜焉、且齊人取我英丘、君命瑤、非敢耀武也、治英丘也、

【註】治齊取英丘、

知○　それは愚なることである、余が君先達て天子へ

人以歸、

【註】以其尸歸、終史墨子胥之言也、

辭○呉王も今はこれまでと思はれて辭せらるゝは、拙者も老人に成たれば、御領分へ行きて死せられたであることも得いたすまいと云て縊れて死せられたである、○越○死骸を取てかへつた、越王は十分に憤りをはらされたである、此ことは外傳につまびらかなり、呉王は伍子胥を用ひなんだことを大分くやみて死せられたとなり、

【傳】二十三年、春、宋景曹卒、

【註】景曹宋元公夫人、小邾女、季桓子外祖母、宋國の夫人が卒せられた、これは魯の季氏に縁のある人である、【注】景○宋の景公の母公で、曹姓にて小邾の女である、昭公二十五年の傳に季公若が姊が小邾の夫人となりて、宋の元夫人を生み、此夫人が又宋にて女を生れて、魯の季平子の妻となされたゆゑに、平子が妻の母で桓子がためには母方の祖母であるなり、康子が爲には曾祖母なり、

季康子使冉有弔、且送葬、曰、敝邑有社稷之事、使肥與有職、競焉、

【註】肥、康子名、競、遽也、

曾祖母の死せられたことなれば、冉有を名代として弔はせ送葬の供奉もさせて、○曰○景公への口上に、私も送葬に會すべきものなれども、手前の國の政事をばことごとく私へ命じて職どらせます故ははなはだ紛冗にござる、

是以不得助執紼、使求從輿人、

【註】求、冉有名、輿、衆也、

是○それ故參會いたして棺綱を執ることを得ずして、求を以て名代につかはして御供の人々に從はしむるとなり、

曰、以肥之得備彌甥也、

【註】彌、遠也、康子父之舅氏、故稱彌甥、

曰○それに付ては私義も遠類なれども甥のことなれば、

有不腆先人之產馬、使求薦諸

羣臣將傳遽以告寡君、比其復也、君無乃勤、爲僕人之未次、

【註】次、舍也、

羣。家來のものどもより早馬を立て、主人へ申遣さうと仕る、○比。この使のかへる迄は、君にも御退屈にて御辛労を成さるゝであらうし、又御内衆の止宿さるゝところも御不自由に有らうなれば、

請除館於舟道、

【註】舟道、齊地、

請。見苦くはあれども舟道に陳屋もあれば、これを掃除申付ませう程に入らせ玉へと云たなり、

辭曰、敢勤僕人、

【註】不敢勤齊僕爲魯除館、

辭。魯侯の辭せられて、御家士に御苦労かくるも氣のどくなれば、弃ておかれて玉はれと云はれた、

【傳】二十二年、夏、四月、邾隱公自齊奔越、曰、吳爲無道、執父立子、越人歸之、大子革奔越、

【註】邾隱公八年、爲吳所囚、十年、奔齊、

邾の隱公の吳王に追出されて齊へ行きて居られたるところに、越王の日を追て威を振ひ殊に吳を滅さうと致さるゝゆゑ、其所へ附け込で愁訴せらるゝには、吳王が道ならぬ取さばきをして、父たる予を執へ子を立てたと云た、○越。越よりさしづをして歸らしめて邾の君としたなり、故の大子の革と云人は越へ往れた、革もこれまでは君なれども今は父が入られたゆゑ又大子と云たであるなり、

冬、十一月、丁卯、越滅吳、請使吳王居甬東、

【註】甬東、越地、會稽句章縣東海中洲也、

つひに悉く滅して、吳王を甬東と云越の離れ島へ入れて置かうと云た、

辭曰、孤老矣、焉能事君、乃縊、越

齊人責稽首、

【註】責十七年、齊侯爲公稽首、不見答、顧、齊地、

哀公の齊の顧と云ところへ會盟に出られた、これは先年の會に魯の孟武伯が魯の家柄を權にかうて、哀公の稽首せられなんだのみならず、種々無禮を働いたを今度齊人が責めたである、

因歌之曰、魯人之皐、數年不覺、使我高蹈、

【註】皐、緩也、高蹈、猶遠行也、言魯人皐緩、數年不知答齊稽首、故使我高蹈、來爲此會、

因　齊人が歌て云には、魯人が緩怠で數年知らぬ貌して齊の心をやすめぬゆゑ、吾々まで高く足を擧て覓目まで會合させた、これは偏にいらざる周の禮を用ひて二國のうれひをさせると云ことなり、魯人の皐とは緩怠に弃ておくこと、數年不覺とは早く齊へ禮を以て返報すれば憤りもないに、五年に及べども知らぬ貌して不覺は忘れたる體で居るを云、高く足を擧て蹈み出したと云は歌の詞である、齊の城下を離れて領分竟まで出たを云、

唯其儒書、以爲二國憂、

【註】二國、齊、邾也、言魯據周禮、不肯答稽首、令齊邾遠至、

儒書は周の禮書と云こと、二國は齊と邾にまで辛勞をかけてと云である、

是行也、公先至于陽穀、

【註】先期至也、

是　今度哀公の會に來らるゝとて、約束の日限よりはやく陽穀まで來られたである、

齊閭丘息曰、君辱擧玉趾、以在寡君之軍、

【註】息、閭丘明之後、

齊　陽穀の奉行が挨拶に、君には辱く玉趾を擧させられて主人が軍中へ來らせ玉ひたれども、先き勢計是まで出て居まして主人齊侯にはまだ參られませぬ、

曰。今度勾踐が拙者へうれひを與へてゆるさねば、拙者も壽命を終て死することは得いたすまいと存ずるとなり、○王曰　これは呉王別に楚隆へ問はるゝである、溺人と云は水に溺れて當に死なんとする者なり、此溺人は必ず笑ふやうに見ゆるものとなり、己が身のなげきを忘れて笑ふと云は不相應なことなり、我も左やうなもので今そこ處ではなけれども、○吾。拙者が貴殿にちと承りたいことがある、

史黯何以得爲君子、

【註】晉史黯云、不及四十年、呉當亡、呉王感問此也、

史　足下の國の史黯と云男は如何なる人柄にて君子とは云れたるぞとなり、これは呉王のおもひ當られたることが有て、それに感じて君子には極たが、人はその能を知て居るかと訝かりて問はるゝ辭である、此史黯は四十年以前にはや今日頃呉の亡ぶると云ことを云ておきたゆゑなり、

對曰、黯也進不見惡、

【註】時行則行、

對。史黯が義は進で朝廷に在て惡るゝことがなく、

退無謗言、

【註】時止則止、

退て私宅に在ても人が謗らぬとなり、是何ゆゑなれば時が行なうてよいなれば行なひ、時の勢ひが止めてよければ止むゆゑ、人のこゝろにかゝらぬ故なり、人に怨み惡まるゝこともなく、謗り妬まるゝこともないと云ことなり、

王曰、宜哉、

王。左こそあらうと云はれた、言べきことを云たゆゑなり、

【傳】二十一年、夏、五月、越人始來、

【註】越既勝呉、欲覇中國、始遣使適魯、

越の國よりはじめて魯國へ使者を指越して魯とよしみを通じたである、これは呉には勝つ次第に勢ひはつよくなる、中國の大名頭になるつもりで、周の宗室なれば先づ魯國などをなびける謀であるなり、

秋、八月、公及齊侯邾子盟于顧、

とが多きにより、君御自身討伐成さるゝと承つた、此に依て中國の人はよろこばぬ者は一人もないとなり、○唯　この上は唯君の御志のごとくに成るまいかと存じてきづかはしければ、入て呉人の有さまを視ようと云た、越人も許した、さて城中へ入て云には、○告　晋侯の家老無恤義陪臣の隆を使者として、憚ながら失禮の御ことわりをのべさせますとなり、

黃池之役、君之先臣志父、得承齊盟、曰、好惡同之、今君在難、無恤不敢憚勞、非晉國之所能及也、使陪臣敢展布之、王拜稽首、曰、寡人不佞、不能事越、以為大夫憂、拜命之辱、與之一簞珠、

【註】簞、小笥、

其わけは、黃池の役にて君の先臣志父も齊しく盟を承りました、その時の文言にて好惡同之とござつた、いま君には敵に圍まれ玉ひて難義成さるれども御加勢をも得致さぬ、無恤こと強て苦勞は憚らねども、唯今の晋國は衰へて力に及びませぬに付て、陪臣を以て恐れながら御ことわりを申のべさせますと云た、○王　呉王の趙氏が口上を拜して答へらるゝには、寡人不調法者ゆゑに越に事ふることを得致さで、以て大夫にまで御苦勞をかけて、辱き御口上を以て御使者を下されて拜聽いたしたとなり、○與　小さき箱に珠を入れて楚隆にわたされ、これを御主人趙子へ遺りて玉はれと云はれた、これは筐の意故に、

使問趙孟、

【註】問、遺也、

又言をくはへられて、

曰、勾踐將生憂寡人、寡人死之不得矣、王曰、溺人必笑、吾將有問也、

【註】以自喩所問不急、猶溺人不知所為而反笑、

【註】黄池、在十三年、先主、簡子、質、盟信也、

趙○ 不審するは尤である、是は先年黄池の役に於て、吾が先主父簡子の呉王と盟質を取かはせ玉ひしとき、その誓言に、

曰、好惡同之、今越圍呉、嗣子不廢舊業而敵之、

【註】嗣子、襄子自謂、欲敵越救呉、

曰○ 好きも惡しきも同くせうと堅めおかれたなれば、今越より呉を圍みて難義めさるゝを救もせず、吾その嗣子として名跡を嗣だれば、舊約を廢てずして越に敵して救ひたくはおもへども、

非晉之所能及也、吾是以爲降、楚隆曰、若使呉王知之、若何、趙孟曰、可乎、隆曰、請嘗之、

【註】嘗、試也、

非○ 今晉國も昔の晉ではなく衰へたれば、所詮力に及ばぬこととおもひて知らぬ貌をして居れども、これでは亡父の誓約を廢てゝ、呉王への義理も立ぬに因て、責て云わけには身をつみして食を降すであると云た、○楚 それは御奇特なことなり、此旨を呉王へ云遣て、心には忌まれ玉はねども國が衰微したゆゑ、力に及ばぬと云ことを知らせ玉はゞ何とあらうと云た、○趙 それは一段よいとなり、○降 しからば私が參りまして樣子を見ませう云た、

乃往、先造于越軍、曰、呉犯間上國多矣、聞君親討焉、諸夏之人、莫不欣喜、唯恐君志之不從、請入視之、許之、告于呉王、曰、寡君之老無恤、使陪臣隆、敢展謝其不共、

【註】展、陳也、

そこで呉へ行きた、○先 押かけて呉王へ入ては加勢と思はれてむづかしいによりて、先づ越の陣中へ造りて云には、今度呉國は貴國越を犯さうと伺ふこ

れぬゆゑ慶忌が又た段々呉王を諫めて、志をあらため玉はずしてはきつと亡ぶると云たれども、呉王の聞入られぬなり、

出居于艾、

【註】艾、呉邑、豫章有艾縣、

○出　艾と云ところに別業でも在つたかして往て居た、

遂適楚、聞越將伐呉、冬、請歸平越、遂歸、欲除不忠者、以說于越、呉人殺之、

【註】言其不量力、

それより直に楚へ行た、他所ばかり歩いて居る人なり、○聞　その内に果して越より呉を伐つと云ことをきゝて、○冬　楚へことわりを云てかへりて越と平ぎたいと云て、○遂　早々歸た、○欲　慶忌が分別には、此期に及で外に仕方もなければ、不忠のものどもを殺して越へわび言をせうとしたなり、○呉　呉の不忠のものどもが殺されては成らぬと云うて、聚りて却つて慶忌を殺したとなり、これは慶忌が力を量らぬと云ものである、はやく去ればよいなり、

十一月、越圍呉、趙孟降于喪食、

【註】趙孟、襄子無恤、時有父簡子之喪、

越より呉を圍だときに、晉の趙孟は父の趙簡子に後れて喪中で有た、依て喪食より降すと云は喪の定まりより減じて食することなり、

楚隆曰、三年之喪、親暱之極也、主又降之、無乃有故乎、

【註】楚隆、襄子家臣、

○楚　趙孟が家老が咎めて云には、三年の喪と云は親暱の至極なれば、定式をさへつとめ玉へば十分であるに、○主　其定めよりへらし玉ふと云は、定て故子細のなきことはあるまいとなり、

趙孟曰、黃池之役、先主與呉王有質、

【註】冥、越地、
楚人はそのことを知らぬゆゑ防戰に出て、冥と云ところまで行きたれども、越人は實にたゝかふ心がないゆゑ早々逃て手にあはなんだ、此によりて楚人もかへつた、

秋、楚沈諸梁伐東夷、

【註】報越、
楚人は越への返報に越の屬夷を伐たれば、

三夷男女及楚師盟于敖、

【註】從越之夷三種、敖、東夷地、
三種の夷が出でゝ男女とも楚の陳中へ降參に來たゆゑ、敖と云ところで盟うた、

冬、叔青如京師、敬王崩故也、

【註】言敬王能終其世、終萇弘言東王必大克、叔青、叔還子、
魯の叔青が周王の崩御ゆゑに會したとなり、【注】言。
周の萇弘が言は昭公二十三年にあり、この崩御年暦のことは註疏などには長々とたゞしてあれども、こゝにいらぬことなれば拘はらぬがよいなり、

【傳】二十年、春、齊人來徵會、夏、會于廩丘、爲鄭故謀伐晉、

【註】十五年、晉伐鄭、
齊より魯國へ使が來て會に出られよと徵た、此に依て夏になりて哀公の廩丘にて會せられた、○爲此序でに十五年に晉より鄭を伐たる伐反しをしてやらうと云た、

鄭人辭諸侯、秋、師還、

【註】終叔向言晉公室卑、
鄭。物入りをいとひて鄭からことわりを云たゆゑに、秋に及で魯の師も歸たとなり、盟主を伐たうと云やうになつたは晉も散々衰へたゆゑである、

吳公子慶忌驟諫吳子曰、不改必亡、弗聽、

【註】吳子弗聽、
前に伍子胥が折々諫て死たれども、まだ吳王の心付

下された、○君。　評に、楚の惠王は能く人の志を知て用られたとなり、

夏書曰、官占、唯能蔽志、昆命于元龜、

【註】逸書也、官占、卜筮之官、蔽、斷也、昆、後也、言當先斷意後用龜也、

○夏　卜筮の官と云ものは先づ己が志を能く決斷したる上にて元龜にかゝりて占ふものとある、

其是之謂乎、志曰、聖人不煩卜筮、惠王其有焉、

【註】不疑故不卜也、

○其　惠王のことなどを云たものか、○志。　古志にも聖人は卜筮を煩しく何度もすると云ことはないとある、疑はぬゆゑである、惠王の上にある言とほめたである、

夏、衛石圃逐其君起、起奔齊、

【註】齊所立故、

衛の石圃が起は立てるこゝろでないに、齊より無理に立てたゆゑに、今度又起を追出たれば齊へたのみに行れた、

衛侯輒自齊復歸、逐石圃而復石魋與大叔遺、

【註】皆蒯聵所逐、

○衛　出公輒が又齊より復りて石圃を逐出して、おのれが一味の石魋や大叔遺をめし入れたなり、

【傳】十九年、春、越人侵楚、以誤呉也、

【註】誤呉、使不為備、

越人は呉を滅すつもりなれども、あたまから呉へかゝりてはいかぬゆゑ、謀計をめぐらして、先づ楚を侵した、これで呉人にこゝろをゆるさせ、備へもせず油斷してあやまらするつもりであるなり、

夏、楚公子慶公孫寬追越師、至冥、不及、乃還、

巴と云ところより楚を伐て鄾邑を圍だとなり、

初右司馬子國之卜也、觀瞻曰、如志、

【註】子國未爲令尹時、卜爲右司馬、得吉兆如其志、觀瞻、楚開卜大夫觀從之後、

初。楚にて子國を司馬とするときに卜なうたれば、觀瞻と云開卜大夫がとうて、吉兆なること此方の志のとほりなりと云た、

故命之、

【註】命以爲右司馬、

故。それゆゑ右司馬の官を命ぜられた、

及巴師至、將卜帥、王曰、寧如志、何卜焉、

【註】寧、子國也、

及。ときに今度巴の師が至るに付て、大將は誰彼と會議して卜はうとしたれば、○王。楚王の了簡には子國が志の如しと云たれば、何を命じても吉であるべきに何ぞ外を卜するぞと云はれた、

使帥師而行、請承、

【註】承、佐、

使。つひに大將は子國に決したゆゑ、師を帥ゐて行くとて、○請。佐師を下されと云た、

王曰、寢尹工尹、勤先君者也、

【註】柏舉之役、寢尹吳由于以背受戈、工尹固執燧象奔吳師、皆爲先君勤勞、

王。寢尹と工尹の兩人は先君の代に軍功あるものなりとて兩人を副へられた、【注】柏。楚王を突たる鎗を己が背中にて受けた、工尹は象に火を付て敵ををどしたなり、

三月、楚公孫寧吳由于薳固敗巴師于鄾、故封子國於析、君子曰、惠王知志、

【註】知用其意、

鄾へ馳向て果して巴人を敗た、○故。子國に析邑を

【註】爲適子、杞姒、子仲妻、
初○この子仲も麋には恨があるなり、それは初め此子仲が妻の杞姒が腹に非我と云子があつて、是を嫡子にしたいと云たれば、

麋曰、必立伯也、

【註】伯、非我兄、
麋が一門のことゆゑ合點せずして云には、非我は次男のことなればやはり總領を立られよ、

是良材、子仲怒、弗從、故對曰、右師則老矣、不識麋也、

【註】言右師老、不能爲亂、麋則不可知、
殊にこれは良材なれば棄られまいと云た、○子　子仲は弟を立たくおもふゆゑ怒たれども合點せなんだ、是意趣を挾て居る、○故　子仲が宋公へのこたへに、麋が父の右師は老衰いたして隱居のことなれば亂を作すことはござるまい、けれども麋は合點がまゐらぬと云た、不識は合點がいかぬと云言である、親はかばうた云分である、

公執之、

【註】執麋
公○麋を揚牢へ入られたれば、

皇瑗奔晉、召之、

【註】召令還、
父も居住ならず晉へ奔たれども、これは召返されたとなり、

【傳】十八年、春、宋殺皇瑗、公聞其情、復皇氏之族、使皇緩爲右師、

【註】言宋景公無常也、緩、瑗從子、
皇瑗を召返しておいてころされた、○公　宋公の實情を聞れたれば、少しも疎意も異心もないと云に決したゆゑ、同姓の一族を召かへして、皇緩と云ものを右師といたされた、宋公はこゝろの定らぬ疎忽な人である、ほろぶるも尤なり、

巴人伐楚、圍鄾、

【註】鄾、楚邑、

【註】季羔、高柴也、鄅衍在七年、

季。 高柴がこたへに、呉より鄅衍にて盟たときには、呉の公子姑曹が牛耳を取られた、

發陽之役、衞石魋、

【註】發陽、鄖也、在十二年、石魋石曼姑之子、

發。 又發陽の役にては、衞の石魋が牛耳を執たとなり、

武伯曰、然則彘也、

【註】彘、武伯名也、鄅衍則大國執、發陽則小國執、據時執者無常、故武伯自以爲可執、

武。 然れば是に大國小國の別はない、盟主が執ることゝ見ゆる、されば拙者が上に居らうと云て牛耳を執た、此ときには魯人が云度まゝを働きた、

宋皇瑗之子麇、

【註】瑗、宋右師、

宋國の皇瑗が子に麇と云ものが、

有友曰田丙、而奪其兄鄸般邑以與之、鄸般慍而行、告桓司馬之臣子儀克、

【註】克在下邑、不與魋亂、故在、

その友の田丙と云者の兄の鄸般が邑を奪うて田丙に與へたとなり、○鄸 兄が憤りて、桓魋が元との臣子儀克と云ものが在宅して居た、是へ行きて右のよしを告て相談した、

子儀克適宋、告夫人曰、麇將納桓氏、公問諸子仲、

【註】子仲、皇野、

子。 それは憎いことぢやと云て、宋の都へ出府して宋の夫人へ云には、麇は前の立退たる亂人桓氏一家と内通して、納るゝと云風聞なりと譏した、○公 宋公のこのことを子仲に語りて問れたなり、

初子仲將以杞姒之子非我爲子、

○既○其ところへ今は身がせつなさに逃こまれた、○而○昔の遺恨は此のときなりと云て、己氏がころしにかゝりたれば、衛侯の玉を出して見せて吾をたすけてくれよ、汝にこの美玉をあたへようと云はれた、○己○おんでもないこと、その方をころしたればとて、其玉がどこへゆくものぞと云てころして璧をうばひとつた、○衛○君を立かへたとなり、

十二月、齊人伐衛、衛人請平、立公子起、

【註】起、靈公子、

齊より又押來りてせめたれば衛人が降たゆゑ、齊のさしづとして公子起を立て、

執般師以歸、舍諸潞、

【註】潞、齊邑、

般師をとらへてかへり、齊の潞邑と云ところへ禽にしておいたとなり、

公會齊侯盟于蒙、

【註】齊侯、簡公弟、平公敖也、蒙、在東莞蒙陰縣西、故蒙陰城也、

哀公の齊と盟れた、

孟武伯相、齊侯稽首、公拜、齊人怒、武伯曰、非天子、寡君無所稽首、武伯問於高柴曰、諸侯盟、誰執牛耳、

【註】執牛耳、尸盟者、

孟○相となつてことを執た、○齊○齊侯は頭を下げて屹と稽首いたされたに、哀公は答稽せず立て拜しておかれた、○齊○齊人が無禮なと云て怒りたれば、○武○齊へのこたへに、魯國の義は周の宗室なれば、天子でなければ主人などが稽首致すところはないと云た、是がわるい云分である後の禍となるなり、○武○諸侯の盟ひにはだれが上に座して牛の耳を執ることぞと問うた、

季羔曰、鄫衍之役、吳公子姑曹、

公○又一つには石圃と云卿を衞侯の追放せうとおもはれて、

未及而難作、辛巳、石圃因匠氏攻公、公閉門而請、弗許、踰于北方而隊、折股、

【註】終如卜言、乃自後踰、

まだ其手筈の出來ぬ内に難が作つた、此を幸ひに石圃が方から攻た、○辛　匠氏どもの恨るところを附こんで、ちなみて徒黨に加へて攻よせた、○公　衞侯が門を閉てわび言せられたれども、中々許容せず打やぶるゆゑに、北の方の塀を越して逃るとて、下へ隊ちて股を折られた占の合ふたところである、

戎州人攻之、大子疾、公子青、踰從公、

【註】青、疾弟、

戎　北方へ逃られたれば、亡されたる戎州のものどもが攻めた、○大　兩人も塀を乗りて衞侯に從うて往きたゆゑ、

戎州人殺之、公入于戎州己氏、

【註】己氏、戎人姓、

戎人どもにころされたなり、○公　衞侯もせつなさの餘りに戎州の内の己氏の者の家へ逃げこまれた、

初公自城上、見己氏之妻髮美、使髡之、以爲呂姜髢、

【註】呂姜、莊公夫人、髢、髲也、

初　これ又恨みある者のところである、前方衞侯が櫓へ上て此己氏が女房の髪の美しいを見て、髡はざん切りにすること、切らせて自分の夫人のかもじにいたされた、

既入焉、而示之璧、曰、活我、吾與女璧、己氏曰、殺女、璧其焉往、遂殺之、而取其璧、衞人復公孫般師而立之、

た、○簡　もはや是限で止めたがよい、昔し叔向が言たる戒めに、人の國の亂れたるを怙にして、その弱みに附込で國を滅すものは子孫がさかえぬとある、しかれば是限にしておかうと云た、

衞人出莊公而與晉平、晉立襄公之孫般師而還、十一月、衞侯自鄄入、般師出、

【註】辟剸聵也、

衞○　そのうちに衞のものどもが、莊公の不道ゆゑに此難に及だと云て、追出して晉に降たゆゑ平ぎて、晉より般師と云を君として立てゝかへりたなり、○十又莊公の鄄より入られたれば、般師も國に居られぬ故又出たとなり、

初公登城以望、見戎州、

【註】戎州、戎邑、

初○　これは常に衞侯の無道で人に恨を受られたことをかたるなり、或とき城上の櫓へ登て四方を眺望いたされたれば、戎州の邑が一邑見えた、

問之、以告、公曰、我姬姓也、何戎之有焉、

【註】言姬姓國、何故有戎邑、

これを左右に問はれたれば、あれは戎州の邑でござると云た、○公　衞侯の予は忝くも姬姓なるに、けがらはしい戎が何としてあらうと云て、

翦之、

【註】翦壞其邑聚、

此邑をつぶされた、是れ怨の一つなり、

公使匠久、

【註】久不休息、

公○　常々大工を使うて久く骨を折らせ、休息をさすることが嫌ひでむごいつかひやうをせらるゝ、是れ恨の一つなり、

公欲逐石圃、

【註】石圃、衞卿石惡從子、

甚だ凶なれども實に云はれはせずして、當座を美く何にも害には成ませぬと云た、○與　衞侯のこゝろを休めたれば、悦んで邑を增して與れられたなり、○實　若し凶變があつて虚言を云たことがあらはれては如何と底氣味惡くて、邑を棄てゝ逃去た、

衞侯貞卜、

【註】正卜夢之吉凶、

衞　さては凶なりとおもうて、正しく卜はせられたれば果して凶が出て來た、

其繇曰、如魚竀尾、

【註】竀、赤也、魚勞則尾赤、

衡流而方羊裔焉、

【註】横流方羊、不能自安、裔、水邊、言衞侯將若此魚、

其繇　魚に赤き尾ありて流れに衡たはりて、水邊に方羊と苦しみて居るとなり、方羊は汸洋と同じく漂なり、これは衞侯の難義にあはるゝ體のあらはれたるなり、

大國滅之、將亡、闔門塞竇、乃自後踰、

【註】此皆繇辭、

大國より滅したらば亡ぶるに至るであらう、門を閉ぢ穴をふさぎて後より踰ると云、これが占方の辭である、先づ衞侯のかやうな難にあはるゝと見えたり、詩經にもあつて魚が勞すれば尾が赤くなるものなり、

冬、十月、晉復伐衞、

【註】春伐未得志故、

占方の當るところである、晉人が春伐たれども齊人にさゝへられて志を得ずにかへつたゆゑ、今又伐たであるなり、

入其郛、將入城、簡子曰、止、叔向有言曰、怙亂滅國者無後、

【註】不欲乘人之衰、

入　一の郛まで入て、もはや城を落すばかりになり

らぬものとなり相の上は君より外はないである、

他日改卜子國、而使爲令尹、

【註】子國、寗也、

他。子國が吉と當て令尹となつたである、

衞侯夢于北宮、見人登昆吾之觀、

【註】衞有觀、在古昆吾之虛、今濮陽城中、

北。宮と云は衞侯の下屋敷なり、南宮を本城として北にあるを別宮とするなり、この時分衞侯は上屋敷に居らるれども、夢心に北宮に居らるゝなり、この北宮の近きあたりに古の昆吾の城跡が在て、これに觀が建てゝある、此昆吾觀へ何ものか登て、

被髮北面而譟曰、登此昆吾之虛、緜緜生之瓜、

【註】綿綿、瓜初生也、良夫言已有以小成大之功、若瓜之初生、謂使衞侯得國、

さばき髮をして北の方衞公の居らるゝ北宮に向て、大聲にて譟ぎて云には○登。此昆吾觀に登て見れば、初なりの瓜がある、小きより早く大きになるとなり、浪人の衞侯をよく君としたことを云、

余爲渾良夫、叫天無辜、

【註】本盟當免三死、而幷數一時之事、爲三罪殺之、故自謂無辜、

余は渾良夫と云ものである、何の罪ありて吾をころしたぞと恨みて、天に向うて叫びたとなり、夢に良夫が亡魂を見られたである、齊侯の彭生が豕になつたを見られたる類であるなり、

公親筮之、胥彌赦占之、

【註】赦、衞筮史、

公。衞侯の自ら筮を取て卦をおこし、胥彌赦と云筮史に占へと命せられた、

曰、不害、與之邑、寘之而逃、奔宋、

【註】言衞侯無道、卜人不敢以實對、懼難而逃也、

曰。筮史が占ふた、元來無道なる衞侯のことなれば、

がある、
天若亡之、其必令尹之子是與、
君盍舍焉、
【註】舍右領與左史、
天。若し天命にて陳が亡ぶるものならば、かならず恨みある令尹が子に與へて伐するがよい、然ればなせ兩人の大將は止め玉はぬと云たなり、
臣懼右領與左史、有二俘之賤、而無其令德也、王卜之、武城尹吉、
【註】武城尹、子西子、公孫朝、
臣。前に云俘二人は賤くても令德があつた、今この二人の俘の賤はあれども、その令德のないがきのどくなと云た、○王。王の卜せられたれば武城の奉行が吉と出た、則ち子西が一子公孫朝なり、
使帥師取陳麥、陳人御之、敗、遂圍陳、秋、七月、己卯、楚公孫朝帥師滅陳、
【註】終鄭禪竈言、五及鶉火、陳卒亡、
使。大將として陳の麥を取れと云たなり、○陳。陳人が防戰したれども敗られた、○遂。城を圍だとなり、○秋。終に滅して本意を達したである、
王與葉公枚卜子良以爲令尹、
【註】枚卜、不斥言所卜以令龜、子良、惠王弟、
枚卜は偏と云て一人を定て卜ふではなくあまねく誰彼とトつて子良を得て令尹にせんと云はれた、
沈尹朱曰、吉、過於其志、
【註】志、望也、
沈。はなはだ吉でのぞむところよりは過たと云た、
葉公曰、王子而相國、過將何爲、
【註】過相、將爲王也、
葉。あの子良は王子なるを國の相とするに、その望む所より過ては如何やうなことをするで有らうぞ、い

うとなり、

子高曰、率賤民慢之、懼不用命焉、

【註】右領、左史、皆楚賤官、

子。率は大將のことなり、率ゆる大將が賤官では、民が慢りて命を用ひぬものなり、是がきのどくなと云た、

子穀曰、觀丁父、鄀俘也、武王以爲軍率、

【註】楚武王、

子。四人であつたれども、楚の先君武王は用ひて大將とし玉ひたれば、

是以克州蓼、服隨唐、大啓羣蠻、彭仲爽、申俘也、文王以爲令尹、實縣申息、

【註】楚文王滅申息、以爲縣、

州蓼に打克ち、隨唐を服せしめ、大に多くの夷を切開きたとなり、○彭　これも四人でありたを文王の令尹と成されたれば、國を滅して縣とし、

朝陳蔡、封畛於汝、

【註】開封畛、北至汝水、

朝。陳蔡の二國を朝せしめ、封の畛を開き北は汝水までを楚の領とした、

唯其任也、何賤之有、子高曰、天命不諂、

【註】諂、疑也、

唯。たゞその人に打任せさへすれば民も命を用ひるなり、賤しきことはうれひには成ぬと云た、○子　天命と云ものは疑はれぬ、

令尹有憾於陳、

【註】十五年、子西伐呉、陳使貞子弔呉、以此爲恨、

令尹子西は昔呉を伐たれば、陳より腰を推た、その恨

曰、國子實執齊柄、而命瓘曰、無辟晉師、豈敢廢命、

【註】欲必敵晉、

○國子は國書なり、今齊の權柄は國子が執るに付て吾等に命じたるには、晉の師に遇たらば一足も辟るなと云付たる上は、何としてこの命を廢てんや、

子又何辱、

【註】言不須來致師、自將往戰、

○子しかれば何にも其方より御出には及ばぬ、とても參て一戰いたさうと存じて居るところなりと云うた、

簡子曰、我卜伐衞、未卜與齊戰、乃還、

【註】畏子玉、

○簡 はなはだ子玉をおそれて云には、拙者は衞を伐つことを卜なうて出たれども、齊とたゝかふことはまたトはなんだと云て歸たなり、

楚白公之亂、陳人恃其聚而侵楚、

【註】聚、積聚也、

○楚の亂あるところを陳人が手前に兵粮の澤山なるを恃にし、奢るこゝろで楚を侵して見たとなり、

楚既寧、將取陳麥、楚子問帥於大師子穀、與葉公諸梁、子穀曰、右領差車、與左史老、皆相令尹司馬以伐陳、其可使也、

【註】言此二人、皆嘗輔相子西子期伐陳、今復可使、

○楚 その內に楚も治まり既に安寧に及で此討かへしをせんとて、陳の兵粮の澤山なはくせごとなれば、ちとへらせと云て麥を取らんとした、○楚 伐手の大將は誰にかせんと兩人へ問はれた、○子 右領差車と左史老との兩人は、昔子西子期を相けて陳を伐た、是二人を使めたらば地理をよく知て居るゆゑ宜から

を防ぐこゝろ得で、二手に分て防がれたれば、又越王は三軍に成して潜に川を渉して、呉の中軍を目的に大鼓を打て攻かゝりたれば、呉の師はさわぎ立てどよめくところを打敗た、

晉趙鞅使告于衛曰、君之在晉也、志父爲主、請君若大子來、以免志父、不然、寡君其曰志父之爲也、

【註】恐晉君謂志父敎使不來、

使を以て衛へ告るには、君の晉に滯留成されたる內は、拙者を主として吾方に居玉ひた、しかるに今御國に入らせ玉ひてより、敝邑へ一度は來り玉ふべき筈のことなり、左なくては主人が何とか私が異心もあるやうに存じて、私を罪するとなり、○君　然は君なりとも或は大子なりとも來り玉はらば、寡君も私を免さう、左なくては私が內々にて來り玉はぬやうに示し合せたかと申されて、迷惑仕ると云たである、

衛侯辭以難、大子又使椓之、

【註】椓訴父、欲速得其處、

衛　ことわりにまだ國中が治まらぬと云てかこつけられた、○大　大子は早く位を繼ぎてそのところを得んとて、父のことを色々と惡しざまに晉へ訴へたである、

夏、六月、趙鞅圍衛、齊國觀陳瓘救衛、

【註】國觀、國書之子、

衛公の口がつよいに因て圍んだ、○齊　齊より兩人が來て衛の味方として防だ、

得晉人之致師者、子玉使服而見之、

【註】釋囚服、服其本服、

得　晉の師をいどむ者どもをとらへて、○子　子玉は陳瓘なり、晉の囚人の繩を解きて本服を着せて召出し、對面して云には、

の左右に驂馬を附ると四馬と云になるこれは卿の車なり、

紫衣狐裘、

【註】紫衣、君服、

紫。紫衣は君の服である、古は紫を尊みて孔子も紫の朱を奪ふと仰られた、前に良夫に大夫の車や冠は免さうと云はれた、

至、袒裘、不釋劍而食、

【註】食而熱、故偏袒、亦不敬、

それを僭して卿の車に乗り、君の服を著て至た、○袒。食して熱くなりたるを恩にあまへ片肌をぬいで帶劍して食したとなり、君前に於て不敬の至りであるなり、

大子使牽以退、數之以三罪而殺之、

【註】三罪、紫衣、袒裘、帶劍、

大。十分に横柄無禮をさせおいて、大子の腕を拘へて引づり出された、○數。三箇條の罪をかぞへ立てゝつひにころしたとなり、

三月、越子伐呉、呉子禦之笠澤、夾水而陳、越子爲左右句卒、

【註】句卒、鉤伍相著、別爲左右屯、

越より攻めて來たれば、呉王は笠澤まで出向うて川をへだてゝ陣を取られた、○越。鉤伍と云は鶴翼の或は偃月のと云やうなる陣立の名と見ゆる、是陣を作て、

使夜或左或右、鼓譟而進、呉師分以禦之、越子以三軍潛涉、當呉中軍而鼓之、呉師大亂、遂敗之、

【註】左右句卒、爲聲勢以分呉軍、而三軍精卒、幷力擊其中軍、故得勝也、

使。右より進めたり又左よりすゝめたりして、大鼓を打ちどや〳〵として押かけた、○呉。呉王は左右

て從へ盟ひの手あてをして、公へ押かけて公を手ごめにし、强ひて予を立玉へと往生づくめに盟をさせた、

且請殺良夫、公曰、其盟免三死、

【註】盟在十五年、

且。さて良夫が君にさまざまの智惠を付るに付てころさうと請た、○公。三度までは死刑をも取上げまいと盟ふたれば殺されぬと云はるゝ、

曰、請三之後、有罪殺之、公曰、諾哉、

曰。左やうならば三度はゆるしませうが、三たびの後は罪の有りしだいにころしませうと云たれば、公もなるほどゝ云て承知せられた、

【傳】十七年、春、衛侯爲虎幄於藉圃、

【註】於藉田之圃新造幄幕、皆以虎獸爲飾、

衛侯の廟祭の初穗田地の圃に虎の染入れたる陳幕を作られた、

成、求令名者、而與之始食焉、大子請使良夫、

【註】以良夫應爲令名、

成。幕も盡く成就して、此幕開きの祝儀に令名あるものを求めて、このものどもに祝儀の振舞をせうと云はれた、○大。大子が是幸いと思うて、良夫を呼び玉へ彼ほど令名のものはないと云た、是は大子の何ぞ越度をさせて罪におとさんとのたくみであるなり、

良夫乘衷甸、兩牡、

【註】衷甸、一轅卿車、

良。良夫が今日を晴れと飾りて來た、衷甸と云は中乘と云も同じことなり、衷と中と同音なり、甸は四丘を甸と云てこれより車一乘を出す故、甸と云へば一輛のことになる、兩牡は男馬二匹を云、四馬を上乘とし兩馬を中乘とするなり、因て爰も中乘と云へり、轅一本に左右に男馬を夾みて附るこれを兩牡と云、こ

さしづめ大叔なれば、遂に逐出されて晉へ走た、此のごとき邪人は國に用ひぬことで有る、

衛侯謂渾良夫曰、吾繼先君而不得其器、若之何、

【註】國之寶器、輒皆將去、

或とき良夫へ云はるゝには、吾先君の跡は繼ぎたれども、國の寶器は皆々出公輒が持て出たゆゑ何にもない、これは何としたものであらうぞと云はれた、

良夫代執火者而言、

【註】將密謀、屛左右、

○良　良夫が密計を云はんとすれども、近習のものが折節手燭を持て居たに付て、自分にその者に代て手燭を持て左右の人を退かしめて、

曰、疾與亡君、皆君之子也、召之、而擇材焉、可也、

【註】召輒、

云には寶器を得んと思召さばいと易きことなり、今の大子疾と亡げたる先君とはみな君の子なれば、何れを嗣子とし玉うてもよきことなり、彼出公は寶器を所持して居玉ふなれば、是を召玉ひ今の大子疾と見くらべて、才のすぐれたる方を擇て用ひ玉へ、

若不材、器可得也、

【註】輒若不材、可廢其身、因得其器、

若し出公が不材にして間に合はずば、器物を奪うて其人は棄て玉うたがよいと云た、

豎告大子、

【註】大子、疾、

○豎　豎に耳とて洩れ聞て、近習が大子疾へ告げたとなり、

大子使五人輿豭從己、劫公而強盟之、

【註】盟、求必立己、

○大　大子も彼出公が歸られて、自身は追出さるゝやうに成てはすまぬに因て、究竟の士五人に豭を持せ

り、すれば今亰たればとて何とおもはうぞと云たゆゑ烹ころした、〇王　國に居られずして吳へ退きた、

沈諸梁兼二事、

【註】二事、令尹、司馬、

沈。大敵が亡びて先づ二職を兼帶したとなり、

國寧、

【註】寧、安也、

乃使寧爲令尹、

【註】子西之子、子國也、

此に依て國安寧にして、

使寬爲司馬、

【註】子期子也、

乃。忠死の子どもを立てゝ世にあらせて、

而老於葉、

【註】傳終言之、

隱居するまでつとめたとなり、

衛侯占夢嬖人、

【註】以能占夢見愛、

夢を能く占ふと云ことで衛侯へ取入て、出頭したる者があつたとなり、

求酒於大叔僖子、

【註】僖子大叔遺、

求。或時大叔にちと酒を下されよと云たれども、

不得、與卜人比、而告公曰、君有大臣在西南隅、弗去、懼害、

【註】託占夢而言、

大叔が與へなんだに附て、是を遺恨に思うて卜人のものと云合せて、こしらへごとをして大叔を譏するである、是は何ぞ衛侯のわるい夢でも見られてそれを占はせられたと見ゆる、それに託して云である、君に大臣があつて西南の隅に居住する、これを去り玉はずば大なる害を作すであらうと云た、

乃逐大叔遺、遺奔晉、

白公に與して楚を亂るこゝろである、

子高曰、微二二子一者、楚不レ國矣、

【註】二子、子西、子期也、柏擧之敗、二子功多、

子高の討死したる二人の功を云出して諫めらるゝである、子西子期の二子が無んば楚は國に成ては居まい、とくに亡びて沼と成らうけれども、能く忠を盡されたゆゑに國を失なはなんだ、

棄レ德從レ賊、其可レ保乎、乃從二葉公一、使下與二國人一以攻中白公上、白公奔二山而縊、其徒微レ之、

【註】微、匿也、

其德を棄て賊に從うては安穩にはあるまいと云た、○乃　恥しめられて尤と思うたか、又ひるがへりて葉公の味かたして、國人とともに白公を攻めよせた、○白　今は白公もたもちがたく是までとおもうて山中へ馳入て縊れて死だである、○其　死骸を人手にわたさじとて、從者が取隱して有所を隱したとなり、

生二拘石乞一、而問二白公之死一焉、對曰、余知二其死所一、而長者使二余勿一レ言、

【註】長者、謂二白公一也、

生　石乞を生捕て白公が死だる場所を鞫問すれども、○對　石乞が云には、成ほど余は其死所を知て居れども、長者白公の必ず言こと勿れと口を留られたる上は云まいと云た、

曰、不レ言將レ烹、乞曰、此事也、克則爲レ卿、不レ克則烹、固其所也、何害、乃烹二石乞一、王孫燕奔二頯黃氏一、

【註】燕、勝弟、頯黃、吳地、

曰　汝有やうに云はずば釜いりにするが白狀せぬかと云た、○乞　をんでもないこと、白公のおもひ立れたる大事が、おもひの儘に成り終るならば予は卿となるなり、○不　それほどの大望を企つる上は、仕損ずるに及んでは烹らるゝことは元來當り前のことな

【註】歲、年穀也、
葉。その內に子高も來られた、○及。北門までできたられたれば、或人が行遇うて云には、君にはなせ冑をめしませぬぞ、國人が君をのぞみ慕ふことは、慈愛のふかき父母をのぞむ如くに思ふところに、若し賊徒の流れ矢にでも中りて君の手を負ひては、民の望も綱も切れ果てゝ火の消たやうにならん、然れば何ぞ冑を召さぬぞと云た、○乃。こゝろ得たとて、そこで冑を着て進まれたとなり、○又。少し行れたれば又一人向より來る人が見て云には、君にはなせ冑を召すぞ、國人が君が慕ひのぞむこと年穀をまつ如くに、

日日以幾、

【註】冀君來、
日々來り玉ふを待て居るとなり、

若見君面、是得艾也、

【註】艾、安也、
若。その處へ君の御貌を拜したらばほつと安氣して民がおち付くで有らうとなり、

民知不死、其亦夫有猶奮心、將旌君以徇於國、

【註】旌、表也、
民。君の無難に生て居玉ふを見るならば、人々の心がふるひ興りて勇むであらう、○猶。すれば君をあらはし目的にして國中へ徇るであらう、

而又掩面以絕民望、不亦甚乎、

乃免冑而進、

【註】言葉公得民心、
而又。それに面を掩ひ玉ひて、誰人とも人が知らぬやうに成されては、人の望もたえて力を落すであらう、すれば甚だよからぬことではないかと云た、○乃。又冑をぬいですゝまれた、能々人に思ひ付れたる人である、

遇箴尹固、帥其屬將與白公、

【註】欲與白公并、
遇。箴尹固に遇れたれば、是は己れが屬を引率して

孫若安靖楚國、匡正王室、而後庇焉、啓之願也、敢不聽從、若將專利以傾王室、不顧楚國、有死不能、

【註】不能從、

子。 王と成ることはいやと云はれた、○遂。 又拔身をさしつけてをどしかけた、○子。 王孫とは白公を指て云なり、楚國を安んじ治め王室を正されて後、吾をも庇ひ玉ふは啓がねがひなれば、從ふまいやその節は萬事從はうとなり、○若。 若又誰にもせよ利の方を專にして王室をかたむけ、楚國を顧みぬやうな惡人には死すると云ても從ふことはならぬと云はれたなり、

遂殺之、而以王如高府、

【註】高府、楚別府、

遂。 皆白公が氣にあたる口上ゆゑ怒て殺したなり、○以。 楚王をつれて別府の高府と云ところへ押こめた、清盛が法皇を離宮へ押こめ奉りたる如くである、

石乞尹門、

【註】爲門尹、

石。 門をまもらせせたである、

圉公陽穴宮負王、以如昭夫人之宮、

【註】公陽、楚大夫、昭夫人、王母、越女、

圉。 楚の大夫がかしこいもので、宮殿の後にぬけ穴をこしらへて、王を負て御母堂の宮へ忍び入たなり、

葉公亦至、及北門、或遇之、曰、君胡不胄、國人望君、如望慈父母焉、盜賊之矢若傷君、是絶民望也、若之何不胄、乃胄而進、又遇一人、曰君胡胄、國人望君、如望歲焉、

其民、以敬事神可以得祥、且有聚矣、何患弗從、葉公在蔡、

【註】蔡遷州來、楚併其地、

石。勝へすゝむるには、早く庫どもに火をかけ王を殺し玉へ、然らずば本望は成就すまいと云た、○白　それはわるい、王を弑すると云は不祥なり、庫を焚ては聚めおきたる貯へが無く成りては、何で城をまもるものぞとなり、○乞　此楚國をさへ奪て人民を治め、その後敬を以て神に事ふれば祥も得らるゝ、財を聚むることもこゝろ任せになる、なぜ其やうなことを患へ玉ふぞと諫めたれども勝が從はなんだとなり、○葉　楚の郡代所に居られた、

方城之外、皆曰、可以入矣、子高曰、吾聞之以險徼幸者、其求無饜、偏重必離、

【註】險、猶惡也、所求無饜則不安、譬如物偏重則離敗、欲須其斃而討之、

方。城外の四方の邑々のものどもが、早々入つて白公を滅し玉へと云た、○子　惡事を成して幸をむかへ求んと云ては、其求めがこれでよいとあくことのなきものである、然れば是限りと安じては居らぬなり、○偏　物のの一方重くてはこたへぬやがて敗るゝである、今少し惡を成すをまつて滅すがよいと云たなり、

聞其殺齊管修也、而後入、

【註】管修、楚賢大夫、故齊管仲之後、聞其殺賢、知其可討、

聞。古へ齊の管仲が末孫が楚に仕へて居た、此賢者をころしたと聞て、もはや免されぬと云て伐入られたとなり、

白公欲以子閭爲王、

【註】子閭、平王子啓、五辭王者、

白。子閭はをとなしい人で國をゆづられた人なり、この人を立てゝ君として仕へようと云た、

子閭不可、遂劫以兵、子閭曰、王

勝○　心を試したれば右のとほりなれば感心して云には、爵祿を與へんと云へどもその利の爲にも諂はず、叉劔をさし付けても威にも惕れぬなれば、かやうな者は人の密事を他へ洩して、人に媚るやうな未練なことをするものではないゆゑ、氣づかひはないと云て免してかへりしとなり、○呉○　その内に呉國より楚の愼と云ところを伐ちに來た、○白○　竟を守る役ゆゑ防で呉の師を打敗た、

請以戰備獻、

【註】與呉戰之所得鎧杖兵器、皆備而獻之、欲因以爲亂、

請○　勝が願ひに今度伐取たる敵の捷の兵具をもたせて參り君に獻に度と云た、これは捷なりと詐りて、武具をそなへて亂を作すつもりである、

許之、遂作亂、秋、七月、殺子西子期于朝、而劫惠王、子西以袂掩面而死、

【註】慙於葉公、

許○　勝手次第とあつたゆゑ遂に入て大亂を入れた、○秋○　二人の卿を朝廷でころしたとなり、その上楚王を捕へて手ごめにした、○子○　子高がくれぐ〵諫めたものを用ひずして己が身を滅すを悔み、子高が手前へ面目無いとおもふたかして、面に袂を當てゝ死で居た、

子期曰、昔者吾以力事君、不可以弗終、抉豫章以殺人而後死、

【註】以効其多力、豫章、大木、

子○　吾は昔より大力と云を以て君に仕へたことなれば、今最期にも力を以て伐死せずば成まいと云て、大木を根挽にして縱横無礙になぎ立て、人をころして死だとなり、

石乞曰、焚庫弑王、不然不濟、白公曰、不可、弑王不祥、焚庫無聚、將何以守矣、乞曰、有楚國而治

に、己が正直なるに任せて甚だ油斷して居た、○勝。己が味方の石乞に云には、

曰、王與二卿士、

【註】二卿士子西、子期、

今此國を攻るに至ては、楚王と二人の卿士に、

皆五百人當之、則可矣、乞曰、不可得也、

【註】五百人不可得、

人數五百人づゝを當てたらばよからうかと問た、○乞。石乞が澤山さうに五百人づゝと仰せらるれども、左やうな味方がたやすく得らるゝものではないと云た、

曰、市南有熊宜僚者、若得之、可以當五百人矣、乃從白公而見之、與之言、說、告之故、辭、

【註】告欲作亂、宜僚辭距之、

曰。それは市町の南に熊宜僚と云て大力の功の者がある、若し是を味方にして働せたらば、五百人には當るであらうと云たれば、○乃。そこで白公に從うて行て逢ふた、さて與に何角とものがたりして見たれば、殊の外器量ある者であつたゆゑ大きに說びて、內々亂を作して王をはじめみな亡さうと云企のよしを語りて、味方となつてくれよと云たれば、私は左やうな不義は否やてござると云て辭したである、

承之以劍、不動、

【註】拔劍指其喉、

承。勝が怒てこれ程に大事の密事を打あけてはいやとは云はさぬ、彌否ならばさし殺すが從はぬかと云て劍を拔て喉笛に指中てたれども少しも動せぬゆうゆうとして居る、

勝曰、不爲利諂、不爲威惕、不洩人言以求媚者、去之、吳人伐愼、白公敗之、

【註】汝陰愼縣也、

遠くはない、鼻の前きに居るからは、さらば伐たうぞと云た、これは子西が鄭と合體したを直に鄭人にした云分なり、

勝自厲劍、子期之子平見之、曰、王孫何自厲也、曰、勝以直聞、不告女、庸爲直乎、將以殺爾父、平以告子西、子西曰、勝如卵、余翼而長之、

【註】以鳥爲喩、

勝。 或とき人の見る前で劍を厲いで居た、○子。 子期が子の平と云ものが見て云には、足下は何ゆゑに自身に劍を厲るゝぞと問た、○曰。 こたへに、此勝と云男は物を隠さず眞直に云を以て名のきこえたるものなれば、さし合なりとて女に告ずしては直とは云れぬゆゑ、隠さずに云て聞さん、此劍を厲ぎて汝が父の子期を殺すと云たなり、○平。 子西に告たである、○子。 子西が聞て云には、譬へば勝は卵のやうなものなり、余が羽がへを以て温めて成長させたるごとくなるに、何を怨みに予をころさんと云んや、

楚國第、

【註】用士之次第、

楚。 楚國の役の次第が、

我死、令尹司馬、非勝而誰、勝聞之、曰、令尹之狂也、得死乃非我、

【註】言我必殺之、若得自死、我乃不復成人、

我が死すれば後との令尹職か司馬役は、勝でなくて誰がつとむるものぞや、然れば予に怨は有るまじきものであると云た、○勝。 惡に凝たるものはどこ迄もこゝろの強いものである、子西が云分を聞て云には、令尹の氣違ひめが、己れが自然と死するを待てば我れは丈夫ではない、是非ころして見せようと云た、

子西不悛勝謂石乞、

【註】石乞、勝之徒、

子。 爰で子西がはやく志を悛めて要心すればよい

而。それに死を惜まぬ士を求むると聞けば、定て私には父の讐などを報ゆる心と見えたり、

復言非信也、期死非勇也、

【註】期、必也、

復。理非をゑらまず言を復むを信とは云はれぬ、死をあてゝするは豕武者で勇とは云はれぬなり、是れ後世に云俠客と云て男立の氣象である、小人の氣强い者の眼には、云たることを變せぬは信あり勇氣なりと見ゆれども、實は大な違ひで皆暴虐より出たる我儘と云者なり、

子必悔之、弗從、召之使處呉竟、爲白公、

【註】白、楚邑也、汝陰褒信縣西南有白亭、

子。一端召返して後悔召るゝなと云たである、○弗。子西が聞入れずして、召び入れて、呉國の竟目の白邑に居らしめ白公と號して威をふるふたなり、是は子西が目鑑ちがひで畢竟不明と云ものである、子高が云ふ所は格言なり、

請伐鄭、子西曰、楚未節也、

【註】言楚國新復政令、猶未得節制、

請。果して父の仇を忘れず鄭を伐んと請た、○子。成程鄭を伐つもよからうけれども、まだ楚の政令も亂れて、元とへ復らぬにより節制が定まらぬとなり、

不然、吾不忘也、他日又請、許之、未起師、晉人伐鄭、楚救之、與之盟、勝怒曰、鄭人在此、讐不遠矣、

【註】比子西於鄭人、

不。左なくては我が忘るゝことではない、折を見合せて伐うと云たである、○他。そのゝち又請て伐たいと云たれば、今度は許容して伐つに決したなり、○未。まだ楚より師を起さぬ内に晉より鄭を伐た、○楚。止むことを得ぬことでこそ有りつらん、楚の子西が結句鄭を救うて、剰へ鄭と和して盟うたであるなり、○勝。鄭を伐つ覺悟で居る所を案に相違して、鄭と合體したゆゑ怒て云には、吾がねらふ鄭人は鄭まで行くには及ばぬ、このところに在る、目ざす讐は

と云越た、

子木暴虐於其私邑、邑人訴之、鄭人省之、得晉諜焉、遂殺子木、其子曰勝、在吳、子西欲召之、葉公曰、吾聞勝也詐而亂、無乃害乎、

【註】葉公、子高、沈諸梁也、

子。自分の領邑にて非道をしたゆゑに、邑人どもが此ことを聞出して鄭の朝へ訴へた、○鄭。それより捕人が何かに心を付けて省したれば、右の晉よりの忍びの者を捕へた、拷問して事あらはれた故大子を鄭にて殺した、○其。この大子の子が勝と云て流浪して吳に居たるを、楚の子西がいたはりて召迎へようと云た、○葉。子高が云には、吾が聞き及だには、勝が生れ付は詐りて亂を好む者とあれば、國の害を作すでは有まいかと云て止めたとなり、

子西曰、吾聞勝也信而勇、不爲不利、舍諸邊竟、使衞藩焉、

【註】使爲藩屛之衞、

子。吾が聞及だには勝が生れつきは信なる者で、勇氣などもあればよもや國の不利は爲まい、是を召入れて國境に居らせて竟目を衞らせようと云た、

葉公曰、周仁之謂信、

【註】周、親也、

葉。いや仁有ものに親くするを信と云、

率義之謂勇、

【註】率、行也、

義に從ふを以て勇者とするである、

吾聞勝也好復言、

【註】言之所許、必欲復行之、不顧道理、

吾。勝は自分に云出したることは、是でも非でも必ずふみ行ふことが好きである、

而求死士、殆有私乎、

【註】私謀復讐、

與○ 許公爲が云には、己れがやうなる不仁の人に向うて爭うては天命と云があつて明かなり、克ぬと云ことはない覺悟せよ、

必使先射、射三發、皆遠許爲、許爲射之、殪、

【註】傳言子伯不仁、所以死也、

又吾に挽べき弓あらば挽て見よと云たれば三筋まで射たれども皆許爲が身をかすりもせなんだ、○許 答の矢を射たれば只一矢にて射おとした、

或以其車從、

【註】從公爲、

或○ 或人がその車を以て直に公爲に從うた、

得祏于橐中、孔悝出奔宋、

件の祏も隱してありたるを得て、孔悝とともに宋へ出奔したであるなり、

楚大子建之遇讒也、自城父奔宋、

【註】在昭十九年、

大子が國で讒に合て城父より宋へ退きて居られた時に、宋にては華氏が亂がおこりたゆゑ、

又辟華氏之亂於鄭、

【註】在昭二十年、

是を辟て鄭をたのみて往れた、

鄭人甚善之、又適晉、與晉人謀襲鄭、乃求復焉、鄭人復之如初、晉人使諜於子木、請行而期焉、

【註】請行襲鄭之期、子木、即建也、

鄭○ 鄭に於ては甚だ善くあへしらひておいた、○又 鄭もこゝろにいらなんだかして辭して行れた、○與○ 是が此大子の惡心である、世話に成たる鄭を晉人と云合せて伐たうとしたなり、○乃○ 晉にて示合せて鄭へ再びかへり度と云て求めた、鄭人は不便におもうて又歸して初のごとく痛はりておきたである、○晉○ 子木は大子なり、大子へ忍びのものをつかはして、來る幾日頃に行て襲ふほどに裏切めされよ

醉○　酒も醉の來たと云時分に送り出した、晝中は人目もあるに因て深更に及で送た、是は立てゝもらうた恩のある孔悝に負いたかと人の云ふを耻てのことである、

載伯姬於平陽而行、

【註】載其母倶去、

載○　母堂をつれて平陽より宋へ去るとなり、

及西門、

【註】平陽門、

及○　平陽の出口の門より、

使貳車反祏於西圃、

【註】使副車還取廟主、西圃、孔氏廟所在、祏、藏主石函、

副へ車を西圃と云自分の下屋敷へ反して、祏を迎へて來いと云付た、祏は先祖の神主を入れたる石の箱を云なり、

子伯季子初爲孔氏臣、新登于公、

【註】升爲大夫、

子○　これは不屆な奴である、初めは孔悝が家臣であつたれども、新に公へ登り直參になつたである、

請追之、遇載祏者、殺而乘其車、

【註】子伯殺載祏者、

請○　孔悝を追駈てころさうと云て後とをしたうた、

○遇○　右の祏を載せて往くものに遇て皆々殺し、己がその車に乘りて行くである、

許公爲反祏、

【註】孔悝怪載祏者久不來、使公爲反逆之、

許○　孔悝は先きへ徐々と往て、今祏を挽て來るかとおもうて待ても〳〵來らぬ、あまりおそいに依て、許公爲と云ものを歸して見て來いと云たである、

遇之、曰、與不仁人爭、明無不勝、

【註】不仁人、謂子伯季子也、明無不勝、言必勝、

遇○　存じの外に子伯が車に乘て追來るに往遇た、○

【註】疾、病也、律、法也、言喪尼父無以自爲法、

縈。縈々は心が憂ひて依る方のなきやうなるを云、病とも訓ず、余病しきに在て嗚呼哀哉、尼父を喪うて此以後は法る方をも失うたとなり、

子贛曰、君其不沒於魯乎、夫子之言曰、禮失則昏、名失則愆、失志爲昏、失所爲愆、生不能用、死而誄之、非禮也、稱一人、非名也、

【註】天子稱一人、非諸侯之名、

子。子貢がこの哀公の誄辭を聞れて、君は無難に魯國に於て沒しは成さるまいとなり、○夫　前方夫子の御言に禮を失ふものは志も昏く、名を失すれば愆を招くとあるなり、○昏　昏とは志を失ふを云、愆とは居所を失ふを云たものである、○生　聖人の御存生の内は用ひもせずして、死し玉ひて誄すると云は禮でない、生涯に用ひてあきたらぬ ところを誄ずるものであるに、生涯には打すてゝ諸國を偏歷させまして、死玉ひて誄するは禮に合はぬ、○稱　余一人と云は王に限りたる言で諸侯は云ことは成らぬ、すればこれも名にては非ざるなり、

君兩失之、

君。哀公は兩つともに失はれたゆゑ無事にはあるまいと云はれた、

六月、衞侯飲孔悝酒於平陽、

【註】東郡燕縣東北有平陽亭、

孔悝は出公輒の時の事を取たる者なれば、當莊公の心に入らぬ故、これも衞を去るに成た、さすが衞侯も忍びられぬ故、平陽にて酒をのませ餞別をせらるゝのである、

重酬之、大夫皆有納焉、

【註】納、財賄也、

重。丁寧にして持なさるゝので有る、○大　今まで從ひたる者ゆゑ皆贈り物をしたである、

醉而送之、夜半而遣之、

【註】夜遣者、慙負孔悝、不欲令人見、

哉、

【註】繼父之世、還居君之祿次、

天。然るところに天より其中道なるを誘き玉ひて、つひにこの封内を繼ぎ守ることを得せしめ玉ひたに付て、下臣の肹を以て執事まで御届け申上ると云た、敢は恐ながらと云辭である、〇王 王よりの御返答には、名を呼かけて肹その方目出度命を以て余一人に來り告たとなり、余一人は王の自稱なり、天下に二人となきを云、〇往 汝往て叔父衞侯に委しく語れ、余汝が再び世を成すと聞いて祝する、〇復 汝が父の世を繼ぎ君の祿次にかへり居られてめでたい、其れに付ては隨分とつゝしめ、

方天之休、

【註】言天方授爾以休、

是偏へに天より汝に吉事を下された、

弗敬弗休、悔其可追、

【註】傳終𠜱瀆之事、

弗。敬はねば其吉も凶となる、そのときに後悔するとも追届かれぬとなり、

夏、四月、己丑、孔丘卒、公誄之曰、旻天不弔、不憖遺一老、俾屛余一人以在位、

【註】仁覆閔下、故稱旻天、弔、至也、憖、且也、俾、使也、屛、蔽也、

聖人の卒去成されたれば、哀公の誄の文を作て弔せられたである、誄と云は元とその死したる人の生涯の德行を積累ねて云立て、その上諡をつけることである、賜命と云て諡を賜ふことなれども、孔子に諡の沙汰がない、漢の王莽が儒術を崇めて孔子を追て諡して襃成宣尼君としたと云ことである、その後唐宋に及で追々諡を加へた、〇旻 旻天予をあはれみ玉はずして、此一老を殘して余一人の屛として位にあらせ玉はぬとなり、憖に少く命を延て予が在位の內存生させて下されぬと云言なり、

煢煢余在疚、嗚呼、哀哉尼父、無自律、

二月、衛子還成出奔宋、

【註】即瞞成告文なり、

夏、四月、己丑、孔丘卒、

【註】仲尼既告老去位、猶書卒者、魯之君臣宗其聖德、殊而異之、魯襄二十二年生、至今七十三也、四月十八日乙丑、無己丑、己丑、五月十二日、日月必有誤、

これを記すばかりに門人が、經を繼ぎて盡した、御卒去を經の書留めにしたである、記さぬはずを書たは孔子の聖德を貴みてのことで有る、衆説あれども拘はる心からず、

【傳】十六年、春、瞞成、褚師比出奔宋、

【註】欲伐莊公、不果而奔、

莊公の出よと云はれたを怒りて、伐たうとしたれども及ばずして兩人ともに出奔した、

衛侯使鄢武子告于周、

【註】武子、衛大夫肸也、

衛。國君と成たることを先づ使者を以て周へ届けたである、

曰、蒯聵得罪于君父君母、逋竄于晉、晉以王室之故、不棄兄弟、寘諸河上、

【註】河上、戚也、

曰。口上に蒯聵義先達て罪を君父母に得て、晉へ逋がれ竄くれて居ましたるところに、元來王室の緣ある故を以て晉よりも兄弟のよしみを弃ずして、河上の地に育みおかれた、

天誘其衷、獲嗣守封焉、使下臣肸敢告執事、王使單平公對曰、肸以嘉命、來告余一人、往謂叔父、余嘉乃成世、復爾祿次、敬之

方を下して子路を防げと云はれた、

以戈撃之、斷纓、子路曰、君子死、冠不免、

【註】不使冠在地、

以。暫く戰うて子路を戈にて打たれば、冠の紐に中て冠が落た、○子。先づ待てくれやれ、君子は死するとても冠を落さぬものであると云て、

結纓而死、孔子聞衞亂、曰、柴也、其來、由也死矣、孔悝立莊公、

【註】莊公、蒯聵也、

冠の紐をしめた、その内に鑓をつけられて死だとなり、○孔子。高柴はのがれて來らうが、子路は討死するであらうとの玉ひた、日頃の氣象を以ての玉ひたものと見えたり、○死。もはや力に及ばぬやうになつて大子を立てて從うた、

莊公害故政、欲盡去之、

【註】故政輒之臣、

莊。大子が今までの政は害ありとおもはれて、故き政を執る臣下どもを盡く去りたくおもはれた、

先謂司徒瞞成曰、寡人離病於外久矣、子請亦嘗之、歸告褚師比、欲與之伐公、不果、

【註】比、褚師聲子、爲明年瞞成奔起、

先。出でゝ行けとは云はれぬに因て、吾れは他國に離病して艱難したることが久き間であつた、その方もちと世間をあるいて如何やうなものである、嘗みて見よと云はれた、○歸。腹を立て早々歸り、褚師比と云合せて、兩人して公を攻ようとしたれども遂げなんだてある、

【經】十有六年、春、王正月、己卯、衞世子蒯聵自戚入于衞、衞侯輒來奔、

【註】書此春、皆從告、

告文なり、魯へ出奔して來られたなり、

門焉、

【註】守門、

子。諫ても聞かぬゆゑに、子羔は出る子路はすりちがうて往た、○及。さて門に至たれば公孫敢が門を守て居て、

曰、無入爲也、

【註】言輒已出、無爲復入、

云には君は出奔成され孔悝は取籠てあれば入られても詮はない、空しく伐死めされうよりは歸りめされと云た、

季子曰、是公孫也、求利焉而逃其難、由不然、利其祿、必救其患、有使者出、乃入、

【註】因門開而入、

季。誰ぞとおもへば公孫どのか、利を求てその難に逃るゝと云は不屆なことなり、由などは左やうな存念ではない、假にもその祿を利として居ては、其患はかならず救はねばならぬと云て詰かけて居た、○有。その内に使者がありて出るとて門を開いたゆゑ、直に附け入りにした、

曰、大子焉用孔悝、雖殺之、必或繼之、

【註】言已必繼孔悝、爲難攻大子、

曰。大子蒯聵の孔悝さへ禽にすればよいとおもはれて、孔悝一人を守りて居らるゝ、たとひ孔悝をころされても吾必孔悝に繼いで攻めねばおかぬと云た、

且曰、大子無勇、若燔臺半、必舍孔叔、大子聞之、懼、下石乞孟黶敵子路、

【註】二子、蒯聵黨、敵、當也、

且。また大子は勇氣のなき人なれば、あの取こめられたる臺に火をかけて半分やきたらば、かならず畏れて孔悝を免さるゝであらうと云て攻支度するである、○大。此臺を燒れてはたまらぬと云て、兩人の味

遂劫以登臺、欒寧將飲酒、炙未
熟、聞亂、使告季子、
【註】季子、子路也、爲孔氏邑宰、
遂○ 直さま劫かして臺へ登て籠りたとなり、○欒○
宵にとがめたる家老は酒を飲まうとした所に、燒肴
をまだやけぬ内に亂がおこつたと云ことをきゝて、
早速子路が方へ知せてやりた、
召獲駕乘車、
【註】召獲、衛大夫、駕乘車、言不欲戰、
召獲と云大夫は早や逃支度をして車をしかくるであ
る、
行爵食炙、奉衛侯輒來奔、季子
將入遇子羔將出、
【註】子羔、衛大夫高柴、孔子弟子、將出奔、
行○ 盃をさいつおさへつして飲み、燒肴を食うて出
公輒を守護して魯へ退きたとなり、○季○ 子路は外
より駈付けて見たれば、子羔は出奔するとて城門を
出てゝ來るに往遇ふた、子羔が云には、
曰、門已閉矣、季子曰、吾姑至焉、
【註】且欲至門、
最早行れても門を閉たる上は人は入れぬほどにかへ
りめされ、○季○ 吾は先づ門前まで行きて見ようと
なり、
子羔曰、弗及、不踐其難、
【註】言政不及己、可不須踐其難、
子○ 足下は政に及ぶ人でもないに、その難を踐まう
とはいらぬことである、孔悝が臣なれば國の亂はか
まはぬがよいと云つた、
季子曰、食焉、不辟其難、
【註】謂食孔氏祿、
季○ 子路が云には、吾は孔氏が臣なれば其祿を食で
はその難は辟られぬ、孔悝を救はねば立ぬと云てす
ゝむ、
子羔遂出、子路入、及門、公孫敢

る、○爲　この時分孔文子が跡の權柄を孔悝が取るに因て、孔悝に承知させねば成らぬ、それを直に孔悝に云ては合點せぬゆゑ、良夫が密妻の伯姬へ吹きこみ御舍弟を立玉へとすゝめた、

閏月、良夫與大子入、舍於孔氏之外圃、

【註】圃、園、

閏　先づ大子を國都へ入れて無理往生にせねばゆかぬと云て、良夫が大子を戚より同道して來て、孔文子が下屋敷へ入れて、

昏、二人蒙衣而乘、

【註】二人、大子與良夫、蒙衣、爲婦人服也、

昏　黃昏まぎれに良夫と大子はかつぎを蒙て貌を隱し、女の姿になつて兩人車に乘て、

寺人羅御如孔氏、孔氏之老欒寧問之、稱姻妾以告、

【註】自稱昏姻家妾、

寺人の羅と云男に御を執らせて、孔悝が上屋敷へ來たとなり、○孔　孔悝が家老の欒寧と云ものが、これは誰人ぞと咎めたれば、○稱　是はあいやけ方の女中使なりと告て入た、

遂入、適伯姬氏、既食、孔伯姬杖戈而先、大子與五人介、輿猳從之、

【註】介、被甲、輿猳豚、欲以盟、

遂　後室の居宅へ入て既に食し支度をして、○孔　一子の孔悝を往生づくめに承知させるに付て、母人が長刀を杖に突きて先達をせらるゝとなり、○大　屈竟なるもの五人甲冑を帶し、猳を載せて從うた、これは一味連判の盟をさせるつもりである、恐しき夫人である、姪を追出すたくみである、

迫孔悝於厠、強盟之、

【註】孔氏專政、故劫孔悝、欲令逐輒、

迫　折しも孔悝は厠に居たるところへ押かけて、往生づくめに一味連判せよと攻めた、

て成の地を魯へ返したである、辯者に云ふせられては一言もないである、

公孫宿以其兵甲入于嬴、

【註】嬴、齊邑、

○公　成が魯の領分に成たからは又附きて歸られもせぬ故、齊の內で邑を受取てところ替をしたであるなり、

衞孔圉取大子蒯聵之姊、生悝、

【註】孔圉、孔文子也、蒯聵姊、孔伯姬、

衞の孔文子が大子の姊をむかへて、此腹に孔悝が出生した、

孔氏之豎渾良夫、長而美、孔文子卒、通於內、

【註】通伯姬、

○孔　孔文子が中小性の渾良夫と云男は、骨柄も長大にして美男であるゆゑに、○孔　文子が沒後に此後室と密通したである、

大子在戚、孔姬使之焉、

【註】使良夫詣大子所、

○大　大子は戚に居らるゝところに、何ごとか姊子より所用がありて此渾良夫を使にやられた、

大子與之言曰、苟使我入獲國、服冕乘軒、三死無與、

【註】冕、大夫服、軒、大夫車、三死、死罪三、

○大　大子がこの男と何角の密談せられて云はるゝには、吾を衞の國へ入れて立てゝ呉れてあらうならば、その方も取立てゝ、○服　一かどの大夫にして、死罪に至るべき罪を犯しても三度までは刑を與へずして免さんとなり、服冕乘軒はこの方にて云へは、打揚げ腰、黒の乘輿に長刀、虎の皮の馬蓋を免さうと云やうなものなり、

與之盟、爲請於伯姬、

【註】良夫爲大子請、

○與　右の堅めを云かはして誓紙血判を致されたであ

れたく願はるゝことなり、○昔 晉の國より衞を伐たる時に、

齊爲衞故、伐晉冠氏、喪車五百、

【註】在定九年、冠氏、陽平館陶縣、

齊よりは御加勢があつて、晉の冠氏と云ところを伐て報いてやり玉ひた、○喪 此とき貴國の車が大分失へた、これほど折入て救はせ玉ふ間がらあるであるとなり、

因與衞地自濟以西、禚媚杏以南、書社五百、

【註】二十五家爲一社、籍書而致之、

○因 それのみならず衞の地を失うたをあはれませ玉ひて、濟水より西へ禚媚杏の三邑より南へ向いて五百社を帳面に仕立てゝ、與へ玉ひて、格別御親切なことどもである、

吳人加敝邑以亂、

【註】在八年、

○吳 それに引替へて吳人が敝邑に亂を加へたる最中に、

齊因其病、取讙與闡、

【註】亦在八年、

○齊 此御國よりはこの難義を見込で攻め玉ひ、讙闡の兩邑を伐取玉ひたなり、是は衞とは天地懸隔の成され方ともであるとなり、

寡君是以寒心、若得視衞君之事君也、則固所願也、成子病之、乃歸成、

【註】病其言也、

○寡 それゆゑに主人もいかばかり氣の毒に存ぜらるるとなり、寒心とは心をひやすと云ことにて恐れて心づかひする意である、前の吳人が盟はうと云た時の寒たりと訓せたる意なり、○若 その內にも君もし衞君を思召すに視へさせ玉はゞ、固より願はるゝところであれば御勘辨下されよと投出したる云分なり、○成 陳成子も此子貢が言を聞て、殊の外迷惑し

びて二心を挾むであらうと云の下意である、

子、周公之孫也、多饗大利、猶思不義、利不可得、而喪宗國、將焉用之、

【註】喪宗國、謂以邑入齊、使魯有危亡之禍、

子。足下は元と魯の公孫なれば周公の遠孫なり、その上に多く大利を受て居ながら、猶も不義をおもはれてもさして利を得ることはなくて、宗國たる魯を他國より侵し攻めて、終には喪ふに至らせんとせらるる、左やうな仕方がどうして用ひらるゝ者ぞや、これは甚だ宜しからぬことであると云たである、皆魯を大切に思うて云なり、

成曰、善哉、吾不早聞命、

【註】傳言仲尼之徒、皆忠於魯國、

成。公子宿がこたへに、成程尤なることかな、吾今少しはやく左やうなことを承はりてあらば仕方も有らうにはやく聞かなんだは殘念な、今では後手になつてせんもないと悔だである、

陳成子館客、

【註】使景伯子贛就館、

陳。齊より魯の使兩人に馳走所の旅宿をわたしたである、

曰、寡君使恒告曰、寡人願事君如事衞君、

【註】言衞與齊同好而魯未肯、

曰。陳成子が口上をのべて魯への挨拶に、主人申さるゝは、吾拙者が魯侯に事へ昵しくすること衞君と接はる如く、自分は聊も疎意なきやうにいたしたいと申さるゝと云た、

景伯揖子贛而進之、對曰、寡君之願也、昔晉人伐衞、

【註】在定八年、

景。子貢は辯者なれば景伯が子貢をすゝめて返答せられよと云た、○對。是返答が齊の爲には痛い口上である、仰までもなく主人も固より左やうにいたさ

斧斤として公室をけづり弱めさせて、其上にて他人が入て有つことかそこは知れぬである、○其 又はやはり陳氏に受させんとし玉ふか、それも知れぬことであれども、

若善魯以待時、不亦可乎、何必惡焉、

【註】仲由事孔子、故爲魯言、

若○ 何れの道にもよしみの國であれば、魯國と交りを善して時節を待るゝがよいで有まいか、○何 今のやうに互に睨み合うて居ては宜しかるまいとなり、孔子の國ゆゑ難のないやうにとおもはるゝ故の挨拶である、中惡くして居ては宜からぬと云ことなり、

子玉曰、然、吾受命矣、子使告我弟、

【註】弟、成子也、

子○ 陳瓘がこたへに、成ほどその通りである、吾は貴命のとほりをうけたまはり屆て あれば、とてものことに足下より我が弟の成子にも告てやりて玉はれと云た、使めよと云は使を以て云てやれと云ことなり、

冬、及齊平、子服景伯如齊、子贛爲介、見公孫成、

【註】公孫成、成宰公孫宿也、

上のとほりゆゑ和睦になつた、○子 景伯が正使に子貢が副使となつて齊へ往たなり、贛は貢の古字なり、○見 この公孫成は去年成を以て魯にそむき齊へ來りた公孫宿がことなり、子貢が此者に逢て、

曰、人皆臣人、而有背人之心、況齊人雖爲子役、其有不貳乎、

【註】言子叛魯、齊人亦將叛子、

云には、總じて人と云ものは皆人に臣として、其人にそむきて楯をつくこゝろがある物なり、しかれば民の上たるものは此こゝろを愼まねば成らぬ、○況 今齊人も足下の役卒と成ては居れども、二たこゝろならざらんや二心があらうとなり、是は足下は魯に叛きて今齊へ來て民を率ゆれども、足下を見習ひ學

やはり禮に踰へて無法になる者がある、○今。然るに足下の仰には、死たるものは國へは入れぬと云て弃らるゝ、是では禮を弃ると云物なり、それでは彌、民は治まるまい、何を以て諸侯の上に立て盟主とは成玉ふぞとなり、

先民有言曰、無穢虐士、

【註】虐士死者、

先。先世の人の云草にも、穢はしいと云て死たる士を嫌ふなとある、

備使奉尸將命、苟我寡君之命、達于君所、雖隕于深淵、則天命也、非君與涉人之過也、吳人內之、

【註】傳言芋尹蓋知禮、

備。拙者は何とぞ使の數にそなはり、尸を守りて御城へ行き命を將なうて、我主人の命じたところを君所に達しさへすれば、假令尸を溝堀へ投弃たと云ても、天命と存ずれば少しも苦からぬ、○非。君や涉り玉ひたる人の過とはいたすまいほどに、命を達するやうに成し下されよと云た、○吳。理につめられて迎へ入れたとなり、

秋、齊陳瓘如楚、

【註】瓘、陳恒之兄、子玉也、

齊の惡人陳氏が黨の陳瓘が楚國へ行くとて、

過衞、仲由見之、

【註】仲由、子路、

衞の國を通行したを孔門の子路が出て逢うた、今子路は衞に仕へて居た、

曰、天或者以陳氏爲斧斤、既斲喪公室、而他人有之、不可知也、其使終饗之、亦不可知也、

【註】饗、受也、

曰。子路が云分には、今足下の一門の亂に依て齊國は騷がしきなれども、これは或は天より陳氏一家を

一日遷次、

【註】一日便遷次、不敢留君命、

一○大切の使なれば君命を留られはせぬゆゑ、即日に出立して先路へすゝみやどりを遷したとなり、

今君命逆使人曰、無以尸造于門、是我寡君之命、委于草莽也、且臣聞之曰、事死如事生、禮也、於是乎、有朝聘而終、以尸將事之禮、

【註】朝聘而道死、則以尸行事、

今○しかる處に只今君には命を出させ玉ひて、使のものを出逆ひとして仰下さるゝには、死人を引つれて門内へは造ること勿れと留め下さるれども、○是左やう有ては私どもの主人が命を草むらに打弃てて歸ると云もので、きの毒に存するとなり、○且　その上私の承はりたには、死に事ふることは生けるに仕ふるが如するは禮なりとあるなり、○於　それゆゑに朝聘して死すれば、尸を以て事を行ふの禮と云があつたものである、

又有朝聘而遭喪之禮、

【註】遭所聘之喪、

又○向へ行て喪に遭へば其とき行ふの禮もあるとなり、是文公六年の傳に季文子が晉へ聘するとて、晉侯の病を聞て喪の具をのせて行きたと云が此ことである、これ皆古より定あるところの禮なり、

若不以尸將命、是遭喪而還也、無乃不可乎、以禮防民、猶或踰之、今大夫曰、死而棄之、是棄禮也、其何以爲諸侯主、

【註】謂主盟也、

若○尸を引つれて命を將ふことをせぬならば、是喪に遭うて直さま歸ると云ものなり、然れば上に申す禮と相違いたす、何と是ではつまらぬでは有まいか、○以　禮を以て民の無禮を防ぎ制してさへ、○猶

潦之不時、無乃稟然隕大夫之尸、

【註】稟然、傾動貌、

以重寡君之憂、寡君敢辭上介、芋尹蓋對

【註】蓋、陳大夫、貞子、上介、

吳。呉王は死骸をつり込ませることを忌まれたかして大宰を以て苦勞の挨拶ながら出向はせて辭退させらるゝ、その口上に、○以　時ならぬ霖雨が降てそれゆゑに稟然と傾動して、大夫の尸を隕すやうなことも有ては、○以　主人も彌增に憂へらるゝとなり、○寡　この節は定めて心ならず思はれう程に、上介の來臨には及間敷なれば、これで君命を傳へ玉はれと云たである、○芋　これが上介と云て貞子が副使である、智賢あるもので能く辭令を述べた、これなどは使して君命を耻しめぬと云べき人である、

曰、寡君聞楚爲不道、荐伐吳國、

【註】荐、重也、

滅厥民人、寡君使蓋備使、弔君之下吏、

【註】備、猶副也、

主人義今度楚國より道ならぬ師を催ほして、重々呉國を伐てその民人を滅すと承はられて、氣の毒に存ぜらるゝに附て、主人私へ申付られて使者として、君の下役人中まで見廻せらるゝところに、

無祿、使人逢天之慼、大命隕隊、絕世于良、

【註】絕世、猶言棄世、

無。不幸にして使のものが天のうれへに逢て、大命を隕し良邑に於て下世いたしたとなり、

廢日共積、

【註】廢行道之日、以共具殯斂所積聚之用、

廢。此に依て一日の日數をつぶして、何よ角よと殯斂の具を積聚むるの用を足したれども、

魯齊和睦したとなり、

衞公孟彄出奔齊、

【註】無傳、

告文なり、

【傳】十五年春、成叛于齊、武伯伐成、不克、遂城輸、

【註】以偪成、

本家に弓挽くゆゑ魯にそむきて成邑を以て齊へ附屬した、孟氏より一端伐たれども得克たなんだ故に、輸と云所に陳所を城いて遠巻にする企みであるなり、

夏、楚子西子期伐吳、及桐汭、

【註】宣城廣德縣西南有桐水、出白石山西北、入丹陽湖、

楚の公子二人が吳を伐んとて桐水まで寄たるを、吳より喰とゝめて騷しいである、

陳侯使公孫貞子弔焉、

【註】弔爲楚所伐、

陳○　陳の君より列國のよしみ故に、公孫貞子と云ものを使として見廻にやられたである、

及良而卒、

【註】良、吳地、

及○　道中を經て吳の地の內の良と云ところまで來たれば、暑に中たか不幸にして貞子が卒したとなり、

將以尸入、

【註】聘禮、若賓死、未將命、則既斂於棺、造於朝、介將命、

將○　しかれども君命を奉じて出かけたることなり、殊にかやうなる時の爲めにとて副使と云を添へたれば、貞子が尸を棺に斂めて吳へ入て使の趣きを述べんとした、爰の杜預の註は禮記の文なり、このときに尸と云は牀に在るを云、棺に斂ては柩と云、全體使に出でゝ向の竟內に於て死すれば、國主より葬禮の具を出して、旅館にて斂して命を行ふことである、禮記を見るべし、

吳子使大宰嚭勞、且辭曰、以水

【註】請聽命共使、

秋○ 親父が卒せられたに付て、知行所の者が早々喪に奔つたである、○弗○ 孺子が遺恨に存じて、門内へ入れなんだ、○祖○ せんかたなく喪服を成して外面の往還端で哭した、○聽○ しからば外々への御使の御用なりとも仰付られて下されよと云たれども、このねがひも許さなんだ、これは孺子が至て無理と云ものなり、いかに手の下のものなればとても害になることを命じては受けぬはずである、それを受けぬと云て攻めらるれば、それは最早百年目なれば防ぎする筈なり、

懼不歸、

【註】不敢歸成、爲明年成叛傳、

懼○ 成邑へ歸ても主人に棄られて、食を受ては居られぬゆゑ、退きて覺悟をきはむるなり、これが謀叛の階である、明智日向守が謀叛も、信長公の無禮を加へられたが端となつておもひ付たとなり、

【經】十有五年、春、王正月、成叛、

終に叛く、

夏、五月、齊高無丕出奔北燕、

【註】無傳、

告文なり、

鄭伯伐宋、

【註】無傳、

告文なり、

秋、八月、大雩、

【註】無傳、

晉趙鞅帥師伐衛、

【註】無傳、

告文なり、

冬、晉侯伐鄭、

【註】無傳、

上に同じ、

及齊平、

【註】魯與齊平、

に侈りをきはめ佚樂するものなれば、告げ玉ひたりとも所詮伐たうとは云はぬである、ゆゑに辭して告げ玉はぬとなり、こゝが論語とは大分違うてある、論語では告げ玉ひたとある、

退而告人曰、吾以從大夫之後也、故不敢不言、

【註】嘗爲大夫而去、故言後、

退。一たび大夫の後へにも從ひたる身なれば止むことを得ずして告げたれども、御承知なければ是非がないと仰せられた、

初孟孺子洩將圉馬於成、

【註】洩、孟懿子之子、孟武伯也、圉、畜養也、成、孟氏邑、

魯の孟孫が子の洩が成邑へ役を當て、牧をさせようと云た、

成宰公孫宿不受、曰、孟孫爲成之病、不圉馬焉、

【註】病、謂民貧困、

成。宿が受け付ずして云には、御父孟孫にも馬を畜たく思召せども、近年は成邑も追々困窮に迫りたゆゑ、民のいたみになるとて止め玉うたから御無用に成されよと云た、

孺子怒、襲成、從者不得入、乃反、成有司使、孺子鞭之、

【註】恨恚故鞭成有司之使人、

孺。若輩者の血氣なれば、大に怒りて成を襲ひにかゝりたれども、小人數なればこれもよせ付けなんだ、其れで出たばかりで從者も空しくかへつた、○成その後知行所の役人が、所用ありて魯の孟氏が上屋敷へ使者に來た、これは公孫宿が下役と見ゆる、○孺この使を孺子が捕へて撃ちのめしたである、この使者が知つたることでもあるまい、無法なる仕方である、

秋、八月、辛丑、孟懿子卒、成人奔喪、弗內、袒免哭于衢、聽共、弗許、

成子はおもひ立たる大望があれば、一人も多く味方を欲して居る處に、同氣相應じたる惡人ゆゑ、よき味方とおもうて取立てゝ次卿としたである、○司。先達て來て居たるところへ又兄の惡人が來て官を得たゆゑ、自分の邑を上て又去て吳へ行た、

吳-人惡レ之而反、趙-簡-子召レ之、陳-成-子亦召レ之、卒二於魯郭-門之外一、阮-氏葬二諸丘-輿一、

【註】阮氏、魯人也、泰山南城縣西北有二輿城一、錄二其卒葬所一レ在、愍三賢者失二所一、

吳。　吳で人が惡みたるゆゑ是非なく反りた、○趙。世間をさまようて歩くゆゑ、晉の趙簡子も來れと云ひ、齊の陳成子も召いた、能く人にはおもはれて居た、○卒。　行かうとおもふ內にさまよひて魯國で病死した、○阮。　友があつて葬りたである、痛はしき事どもである、

甲午、齊陳-恒弑二其君壬于舒-州一、

【註】壬、簡公也、

押こめおいたるを終に弑した、

孔-丘三-日齊而請レ伐レ齊、三、公曰、魯爲レ齊弱久矣、子之伐レ之、將若レ之何、對曰、陳-恒弑二其君一、民之不レ與者半、以二魯之衆一、加二齊之半一、可レ克也、公曰、子告二季孫一、孔-子辭、

【註】辭不レ告、

孔。　魯にて主弑しのことをきゝ玉ひて、三日潔齋の上齊の陳氏を伐たうと三度まで仰上られた、○公。哀公の今この魯國は齊に弱められて屈して居ることが久しいに、子が伐たうと云はるゝはどうしたことぞ所詮及ぶまいとなり、○對。　孔子の御こたへに、陳氏は主ころしのことなれば、民の味方せぬものが半分はあるとなり、この半分の民に魯の人數を加へ增して攻めたらばきつと克つにて侍らんとの玉ふた、○公。哀公の先づ季氏に告て事をはかられよ、彼が承知せではなるまいと云はるゝなり、○孔。　季氏は國內

何と成らうと云たゆゑ子弟を免した、

民遂叛之、向魋奔衛、向巣來奔、宋公使止之、曰、寡人與子有言矣、不可以絶向氏之祀、辭曰、臣之罪大、盡滅桓氏可也、若以先臣之故、而使有後、君之惠也、若臣、則不可以入矣、司馬牛致其邑與珪焉、而適齊、

【註】牛、桓魋弟也、珪、守邑符信、

民。然れども民がつひには叛いたゆゑ桓魋は衞へ行く左師は魯へ來た、○宋。左師を止めさせて云はるるには、寡人先達て汝と誓ふたる言もあれば異心はないほどに、歸て向氏の家を立てゝ祀を絶すなとなり、○辭。左師が辭して云には、私は大罪人なり、重々の君恩を忘れて仇をも得伐たざれば、盡く桓氏を滅させ玉ひてよいと存するなり、○若。父祖どもが好みを憐ませ下されて、何れの一族になりとも後を立させ玉はらば、莫大の厚恩となり、○若。私はどうも冥加畏しくて入られませぬと云た、○司。これは論語に出たるとほり、兄の惡心をうれひたる人にて陰性なる男である、此に依て宋につとめて居られたれども、兄が不共を働たゆゑ恐れて、知行所と御朱印とも云べき珪を指上て齊へ退た、

向魋出於衞地、公文氏攻之、

【註】公文氏、衞大夫、

向。桓魋は衞を志して落行きて衞の領地へかゝりた、意趣でもあつたか衞の大夫公文氏が攻めて、

求夏后氏之璜焉、與之他玉而奔齊、陳成子使爲次卿、司馬牛又致其邑焉、而適吳、

【註】示不與魋同、

桓魋が家に傳はる重寶の夏后氏の璜をわたせと云たなり、○與。桓魋が外の玉を出して似せものを握らせて、その場をのがれ是非なく齊へ行きた、○陳。陳

司。　桓魋がさては出しぬかれたかと云て怒て、この方より逆よせにして攻入らうと云た、

子車止之、

【註】車亦魋弟、

子。　また一人魋が弟に子車と云があつた、此男が桓魋を押止て、

曰、不能事君、而又伐國、民不與也、祇取死焉、向魋遂入于曹、以叛、

【註】哀八年、宋滅曹以爲邑、

云には、君に能く事へることは成らずとも、責ては身なりとも退れよ、仕へぬ上に國を伐ては誰あつて與するものがあらう、祇に夫は殺され度て殺さるゝと云者なりと云て諫めた、○向。　然らばとて曹邑へ楯籠りたとなり、

六月、使左師巢伐之、欲質大夫以入焉、

【註】巢不能克魋、恐公怒、欲得國內大夫爲質、還入國、

六。　弟の伐手を兄の左師に命ぜられた、○欲。　流石は恩愛とて魋に得克ぬゆゑ、國に入らうとおもへども宋公の怒られようかと畏れて、大夫どもを頼で證人になつて貰うて入らうとした、○質。　質とは魋は得伐ねども、公にそむいたではないと云證人に成てもらふことなり、

不能、亦入于曹取質、

【註】不能得大夫、故入曹、劫曹人子弟而質之、欲以自固、

不。　大夫どもが合點せなんだゆゑ、又曹へ行て曹人の子弟を拘へて人質にして己が要害にせうと云た、

魋曰、不可、既不能事君、又得罪于民、將若之何、乃舍之、

【註】舍曹子弟、

魋。　これは弟が止めてそれは惡いとなり、既に君に事ふることさへ成らずして、又民にまで罪を得ては

て、彼が安心仕るやうに成れよとすゝめた、

公曰、所難子者、上有天、下有先君、

【註】言雖誅魋、要不負言、使禍難及子、

公。依て宋公の假令その方が弟を誅したりとも、汝には少しも難題は云まい、若しこの言をそむいて汝を難に逢せたらば、上天道下は先君の靈の咎を蒙らうと誓はれた、

對曰、魋之不共、宋之禍也、敢不唯命是聽、司馬請瑞焉、

【註】瑞、符節、以發兵、

對。於是左師が安心して云には、弟桓魋が不共は則宋國の禍なれば、何とて命を受けまいや私ともに彼を伐ませうと云た、○司。皇野が士卒を催す符節を下されと云て受た、瑞は牙璋と云て兵を發する玉である、牙齒は兵の象故云となり、漢の時分には銅虎符と云になつた、古は瑞を印に用ひたである、

以命其徒、攻桓氏、

【註】桓氏、向魋、

以。皇野が家中の士にも命じて、桓魋をせめよと云わたしたなり、

其父兄故臣曰、不可、

【註】司馬故臣、與桓魋無怨者、

其。皇野が父兄や家の古き臣どもはいらざることであると云た、さして桓魋に怨むることがないゆゑなり、

其新臣曰、從吾君之命、遂攻之、

子頎騁而告桓司馬、

【註】子頎、桓魋弟、桓司馬、即魋也、

其。新參のものどもは吾が君の命に從はうと云て、つひに攻むると云に一決した、○子。桓魋が弟がききて早速知せた、

司馬欲入、

【註】入攻君、

【註】地里志言逢澤在滎陽開封縣東北、遠疑非、介、大也、

云には、唯今迹人が來て注進するには、逢澤へ大なる麋が出たと云て來たとなり、迹人と云は周禮には野方奉行のやうなもので、邦田の政を掌て田獵するものがみな下知をうくるとある、鄭玄などが説には禽獸の迹を知るものなりと云、此方の鳥見の類なものと見ゆる、

公曰、雖魋未來、得左師吾與之田、若何、

【註】皇野稱公命、

○公　それに付て君の仰には、桓魋が來れば同道すれどもこれは道は遠し間に合はぬ、せめて左師なりとも來やうならば、吾彼と兩人田に行きたくおもふが何と思ふぞと拙者へ御相談であるとなり、

君憚告子、

【註】難以遊戲煩大臣、

○君　けれども君の思召には、足下は高官の人なれば遊びごとに早く來れと召すことも成されにくいとあつて、憚て召玉はぬとなり、

野曰、嘗私焉、

【註】嘗、試也、

○野　それゆゑ拙者が云には、先づ私が參て試に左師の口をむしりて見ませうと云て來たとなり、

君欲速、故以乘車逆子、與之乘、至、公告之故、拜不能起、司馬曰、君與之言、

【註】使公與要誓、

○君　君には殊の外急に出度思召す故に、乘車を引せて足下の逆ひに來たと云てだましかけた、○與　皇野と左師と一所に乘てまんまと公宮へ至た、○公　宋公の桓魋が惡事を具さに語玉ひて、その方には少もうたがひは無い程にこゝろ安く存せよと告られた○拜　手前を免されたとあるゆゑ拜したれども、如何とおもふたかしてその場を得起ぬとなり、○司　皇野が君彼と別心を思召すまいと誓の御言を下され

以○　來る幾日の日中に入らせられ下されと定めておきて、武具などの備へも盡くあつめて待ちかまへて居た、

公知之、告皇野曰、余長魋也、

【註】少長育之、皇野、司馬子仲、

公○　宋公のこのことを洩れ聞れて、皇野と云ものを召て云はるゝには、余桓魋を小兒の時分より養育して、あれまで成長させたれども恩にあまへ侈りて、

今將禍余、請即救、司馬子仲曰、有臣不順、神之所惡也、而況人乎、敢不承命、不得左師不可、

【註】左師、向魋兄、向巢也、

今は却つて余に禍せんと計る不忠者なれば、何とぞ其方救うて彼を伐てくれよとたのまれた、○司　皇野がこたへには、臣の身として不順を成すは神明も惡み玉ふとあるに、況んや人の惡まぬ筈はござらぬ、○敢　何にしに御意をそむかんや、○不　然しながら彼が兄の左師は至て忠臣なれば、彼を味方にせずばあしかりなんと云て、

請以君命召之、左師每食擊鐘、聞鐘聲、公曰、夫子將食、既食、又奏、

【註】奏樂、

君の命と云て召さうと云た、○左　時にこの左師はいつも食前に樂を奏して食するゆゑに鐘の聲が聞えた、○公　宋公の聞れてさては左師は今食事するとなり、○既　食事終りて又鐘をうつた每も如此するなり、

公曰、可矣、以乘車往、曰、迹人來告、

【註】主迹禽獸者、

公○　食事終て丁どよいところである、早く行けと云はれた、○以　皇野が君の乘車を引せて左師が方へ行きて、

曰、逢澤有介麇焉、

早從鞅之言、不及此、
【註】悔不誅陳氏、
庚。陳成子もつひには謀叛して君を別邑へ押こめた
○公。双べては置かれぬと云た時早く鞅が云通にしたらば、是ほど難義はせまいものをと云て、後悔いたされたなり、

宋桓魋之寵害於公、
【註】恃寵驕盈、
桓魋が寵祿の重きに侈り、宋公の害になることが多いである、

公使夫人驟請享焉、而將討之、
【註】夫人、景公母也、數請享飲、欲因請討之、
公。宋公もうるさく成て、夫人と云合せて桓魋をころすつもりで、折々夫人へ云はるゝは、桓魋が方へ御成りをのぞみ玉ひて、折を見て討て下されと申された、

未及、魋先謀公、請以鞍易薄、
【註】鞍、向魋邑、薄、公邑、欲因易邑、爲公享宴而作亂、
未。まだ宋公の謀を遂られぬ内に、いつか桓魋が先をとつて宋公を亡す巧みで公へ願ふには、私の在所鞍は折々水が入て迷惑仕る、御藏入の薄邑と所がへを仰付られて下されと云た、これは願がすむとこの禮に宋公の御成をのぞみて、引付て謀るつもりである、宋公とは雲泥の思入なり、

公曰、不可、薄、宗邑也、
【註】宗廟所在、
公。宋公の其れはわるい望みなり、あれは吾が先祖代々の宗廟のある邑なれば替てはやられぬ、

乃益鞍七邑、而請享公焉、
【註】僞喜於受賜、
其代りに鞍付きの邑數を增して やらうと在て、七邑增して下された、○而。桓魋が有がたきことゆゑ、御成を乞て享したいとのぞんだなり、

以日中爲期、家備盡往、
【註】甲兵之備、

【註】子方、子我臣、

成○陳成子がこゝろ儘に勝利を得て、子我が臣の手强なもの故ころさうと云た、

陳逆請而免之、以公命取車於道、

【註】子方請道中行人車、

是は如何思ふたか陳逆が命を乞て免したなり、○以○この子方と云者不敵者で、逐出されて出て行くに追放ものなれば車がないゆゑ、途中を引きてとほる者の車を國王の御用なりと云てうばひ取て行き過たである、

及耏、衆知而東之、

【註】知其矯命奪車、逐使東、

及○耏と云ところまで行た時分に、かたりと云ことを聞知て追付きて車より引ずり下して、西をさして行く處を東へ引ずり戻したである、

出雍門、

【註】齊城門也、

出○東の方の見付けを出たれば、

陳豹與之車、弗受、曰、逆爲余請、豹與余車、余有私焉、事子我而有私於其讐、何以見魯衛之士、

【註】傳言陳氏務施、

先傍輩の陳豹がこれに乘て行けと云て車を與へた、○弗○是を子方が受けずして云には、先き達てころさるゝ時に陳逆がわび言をして命を免したさへあるに、又陳豹に車をもらうたと云はれては、皆余私ごとをすると云ものなり、○事○子我が臣と成て、主人の讐と內證にて親しむと云はれては、魯衛二國の諸士に面は合されぬと云て受なんだ、陳氏の者どもは是程にする故に人が思ひ付たである、

東郭賈奔衛、

【註】賈、即子方、

東○衛へ退きた、

庚辰、陳恒執公于舒州、公曰、吾

覺悟をして云には、何の所とて君有るまいやどこでも奉公は成ると云た、是成子が心はまだ律義な所が有ゆゑ立退かうと云なり、○子 此奴が惡る者で有る、人を殺したのも尤なり、成子が逃ると云を聞て、劒を拔てつめよせて云には、事を需ひて二の足を踏むはことのやぶれである、

誰非陳宗、

【註】言陳氏宗族衆多、

誰○ それともに一門もない者なれば是非もなけれども、誰か陳氏であるまいや、右も左も皆陳氏ばかりである、其れに云甲斐なく去ると云やうな手ぬるきことが有んや、

所不殺子者、有如陳宗、

【註】言子若欲出、我必殺子、明如陳宗、

所○ 若し去られればこなたを殺さう、祖神も照覽あれゆるさぬぞと云た、

乃止、子我歸、屬徒攻闈與大門、

【註】闈、宮中小門、大門、公門也、

乃○ 是非なく止まりて亂人に組して君を害するである、○子 子我は門を閉出され力なく家へかへり、士卒を引具して來り又門を打敗りにかゝりたれども、

皆不勝、乃出、陳氏追之、失道於弇中、適豐丘、

【註】弇中狹路、豐丘、陳氏邑、

陳氏に味方が多くて得勝ずして出走した、○陳 落人となりたるを追駈た、子我があわてゝ逃るとて弇中と云ところで道に踏迷た、失路の失道のと云はふみまよふことを云、○適 細路を不圖ふみたがへたれば、一歩の過ちが大なる違ひに成て、敵の陳氏どもが領邑へ出たである、

豐丘人執之以告、殺諸郭關、

【註】齊關名、

豐○ 處のものはおもひよらぬ處へ主人の敵が來たゆゑ、打よりて召とらへ早々陳氏へ注進したである、○殺 不便なるかな關所に於て子我はころされた、

成子將殺大陸子方、

である、

侍人禦之、

【註】子我侍人、

侍○子我が側の者どもは門を閉させまいと禦ぎたる處を、

子行殺侍人、

【註】素在内、故得殺之、

兼て子行が公宮に忍で居たに付て、透さず此者を殺したとなり、

公與婦人飲酒于檀臺、成子遷諸寢、

【註】徙公使居正寢、

公○此時しも齊侯は女中をつれて臺へ上り酒を飲みて居られた、○成　陳成子が表御座の間へ遷らせ玉へと云たなり、

公執戈將擊之、

【註】疑其欲作亂、

公○齊侯は成子が亂逆を作すと心得られて、戈を提て打殺さうと致されたれば、

大史子餘曰、非不利也、將除害也、

【註】言將爲公除害、

大○折節大史が側に在て押止めて云には、彼れは全く君へ對しての不利を企るとてのことではない、君の害を作す惡人を除くとてのことなりといひなだめた、

成子出舍于庫、

【註】以公怒故、

成○餘り齊侯の怒りが强いに依りて、殿中に居られず外との庫へ這入て居た、

聞公猶怒、將出、曰、何所無君、子行抽劍曰、需事之賊也、

【註】言需疑則害事、

聞○まだ怒りが鎭まらぬと聞て、もはや出奔せうと

も、ずんと疏遠なものなれば陳氏の統はつがれませぬ、

且其違者、不過數人、

【註】違、不從也、

且。その上陳氏の中に法に違ひたるものと云は、只數人には不過ことなり、陳氏一族が盡くわるいでもなければ、

何盡逐焉、遂告陳氏、子行曰、彼得君、弗先、必禍子、子行舍於公宮、

【註】子行逃而隱於陳氏、今又隱於公宮、

何とて盡く逐ことに及ばんやと云た、○遂。豹が陳の一族へ此ことを告たである、○子。子行は彼の拘へられて逃れたる陳逆である、遺恨があるに依て進み出て云には、彼の子我と云ものは君のこゝろを得て居れば、この方より先んを取て伐ずば子に禍を與へるであらうと云て、成子と示し合せ、己れは先きへ御殿へ行て忍で居たとなり、陳逆を牢から盗み出して成子が方にかくまうて置たるが、今亂を興すに付てはもはや子我に恐るゝこともないに因て公宮へ忍だである、

夏、五月、壬申、成子兄弟、四乘如公、

【註】成子之兄弟、昭子莊、簡子齒、宣子夷、穆子安、廩丘子意茲、芒子盈、惠子得、凡八人、二人共一乘、

夏。成子が兄弟八人車四輛に乘て來た、一車に二人づゝ載た、

子我在幄、

【註】幄、帳也、聽政之處、

子。子我は自分の役所に居たれども、

出逆之、遂入閉門、

【註】成子入、反閉門、不納子我、

陳氏の一族が登城と聞て中門外まで逆ひに出た、これは何心なく常の出仕とこゝろ得たとみゆる、○遂。陳氏の者どもが內へ入て子我を不納に門を閉た

【註】既、終、喪也、

○已　その内に陳豹が方に不幸がありたゆゑ、先だまりて止めて居たれども、喪が畢つたゆゑ子我へ云こむなり、

曰、有陳豹者、長而上僂、

【註】肩背僂、

○曰　爰に陳豹と云ものがござる、其者は長は高けれども、せむしで、

望視、

【詐】目望陽、

○望視はすが目のことなり、せむしで目はすがめなれども、

事君子必得志、

【註】得君子意、

歴々にさへ仕へたらば、歴々方の意を得て御意には入さうな男となり、

欲為子臣、吾憚其為人也、

【註】恐多詐、

○欲　足下の御家を望て拙者へ云込でくれよと云へども、吾はその人柄が詐りの多いものかと存ずるに、疾くより頼めども棄ておきました、

故緩以告、子我曰、何害、是其在我也、使為臣、他日與之言政、說、遂有寵、謂之曰、我盡逐陳氏而立女、若何、對曰、我遠於陳氏矣、

【註】言已疏遠、

餘りやかましく頼むに依て、御はなし申すなり、思召次第に成されよと云た、○子　子我がそれは何にも害には成まい、謀らるゝもだまさるゝも我心に在て油斷さへせねば苦しからぬと云て、遂に家臣としたである、○他　その後に追々是と語りて政事の相談をもしたれば、殊の外氣に入て寵せられた、○謂之　後或とき子我が陳豹へ云には、吾當國の陳氏一族を盡く逐出して、其方を立て陳氏を嗣せうと云た存念は如何思ふぞとなり、○對　拙者は一門とは申て

陳逆殺人、逢之、

【註】陳逆、子行、陳氏宗也、子我逢之、

陳逆と云ものが人をころした處へ行きかゝりた、陳成子が爲に陳逆は本家である、

遂執以入、

【註】執逆至朝、

遂。直さま逆を捕へて朝廷へつれて來た、

陳氏方睦、

【註】欲謀齊國、故宗族和、

陳。時に齊には陳氏の一門は大分あつてどれ〳〵も睦じく暮すに付て、

使疾、而遺之潘沐、備酒肉焉、

【註】使詐病、因內潘沐、幷得內酒肉、潘、米汁、可以沐頭、

使。陳逆がとらはれと成て揚り牢へ入て居るゆゑ、少々氣分も勝れねば髮が洗ひ度と申すと詐りて、素水を贈ると云ふりにして、荷桶の中へ酒肴を大分かくし入れて是を持こみ、

饗守囚者、醉而殺之而逃、子我盟諸陳于陳宗、

【註】失陳逆、懼其反爲患、故盟之、

外まはりの番人どもに酒をすゝめて醉伏させて、彼等を皆ころして陳逆をぬすみ出したである、〇子陳逆が逃たゆゑ、闞止も陳氏が仇を爲んかとこゝろ元なくて、諸陳の一門を本家へ會せしめて、中分はないと云和解の盟ひをいたしたである、

初陳豹欲爲子我臣、

【註】豹亦陳氏族、

初。爰に前方陳氏を名乘るものに陳豹と云ものがあつた、是男が當時の出頭で權柄あるゆゑ、子我が家來にすみたいとて、

使公孫言己、

【註】言己介達之、

公孫を媒介として世話やきにたのみ、己が望みを子我へ達して貰うた、

已有喪而止、既而言之、

付て常例を以て盟ふべき所に、射が心に千乘の魯國の盟は信ぜずして足下の一言を信ずると云は、畢竟一國より過て信ずるなれば榮と致さるべきことなるに、子はなぜ辱とせらると云た、○對　子路が返答に魯國より若し小邾に事ありて伐つやうなることならば、何故に伐ち玉ふと問はず一番にすゝみて、何角なしに城下へ參て討死してもよいとなり、○彼　彼は君の地を奪うて來た者なれば、不忠の臣なるに、其者と好みを通じ約言をなしては、惡人を義とするに當るなり、拙者に於ては得致すまいと云た、

齊簡公之在魯也、闞止有寵焉、

【註】簡公、悼公陽生子壬也、闞止、子我也、事在六年、

魯に居らるゝ時より殊の外寵せられた、

及即位使為政、陳成子憚之、驟顧諸朝、

【註】成子、陳常、心不安、故數顧之、

さて位に即れた上に取立てゝ大老並にし、國政を任せられたとなり、○陳　齊の代々の家老で政を執べきものなり、この闞止が切て廻るをはなはだけむたく思うて、御殿へ出れば兎角尻目にかけて闞止を視るである、

諸御鞅言於公、

【註】鞅、齊大夫、

諸　その樣子が何とやらん禍にも及びさうに見ゆるに付て、この大夫が齊侯へ云には、

曰、陳闞不可並也、君其擇焉、

【註】擇用一人、

あの陳成子と闞止とは殊の外不和に見ゆれば、並べてはおかれませぬほどに、君の用ひてしかるべき人を擇み玉ひてどちら成とも一人を用ひ玉へと云た、

弗聽、子我夕、

【註】夕視事、

弗　齊侯がこの諫めをきゝ入れられなんだ、○子　或とき闞止が泊り番にて、登城するとて、夕方に出かけたれば、

城西の狩に叔孫氏が家來の輕いものに鉏商と云男が有て麟をころした、

以爲不祥、以賜虞人、

【註】時所未嘗見、故怪之、虞人、掌山澤之官、

以。みな打よつて見たれどもつひに見たこともない獸なれば、これは不吉な獸である、いまいましいと云て、山方預りの役人に下さるゝとあつて賜ふた、爰の文家語とは大に異なり、しかれども家語の説はとらぬ、

仲尼觀之曰、麟也、然後取之、

【註】言魯史所以得書獲麟、

仲尼。。聖人の御目に止て麟なりとの玉ひたれば、又早々上へとり上げたである、是を以てしかと經文にのせてあるなり、

小邾射以句繹來奔、曰、使季路要我、吾無盟矣、

【註】子路信誠、故欲得與相要誓、而不須盟、孔子弟子既續書魯策、以繫於經、丘明亦隨而傳之終於哀公、以卒前事、其異事則皆畧而不傳、故此經無傳者多、

句繹と云地を奪て魯へ來た、○曰。盟ふと云段に射が云には、盟には及ばぬ季路を出し玉ひて我と誓約をさせて玉はれ、少しも詐のない人で盟よりはたしかなと云た、要。は要約と云て云堅めをすることである、

使子路、子路辭、季康子使冉有謂之曰、千乘之國、不信其盟、而信子之言、子何辱焉、對曰、魯有事于小邾、不敢問故、死其城下可也、彼不臣而濟其言、是義之、也、由弗能、

【註】濟、成也、

使。子路に出て射と對面せよと云たれば、子路が御免あれと辭退した、○季。季氏が同門なれば、冉求をつかはして子路へ云はするには、今度射が來たに

莒子狂卒、
【註】無傳、
告文なり、
六月、宋向魋自曹出奔衞、
告文なり、
宋向巢來奔、
立退て魯へ來た、
齊人弑其君壬于舒州、
告文なり、
秋、晉趙鞅帥師伐衞、
【註】無傳、
告文なり、
八月、辛丑、仲孫何忌卒、
解に不及、
冬、陳宗豎自楚復入于陳、陳人殺之、
【註】無傳、
告文なり、
陳轅買出奔楚、
【註】無傳、
告文なり、
有星孛、
【註】無傳、不言所在、史失之、
これまでの經文を正義には論を付て、前の經文にならひて名を書たなどゝ云てあれども、それは不案內なる了簡である、褒貶はないと云てあれば、もはや論は止むるがよい、是が左傳をよむ心得である、
饑、
【註】無傳、
【傳】十四年、春、西狩於大野、叔孫氏之車子鉏商獲麟、
【註】大野在高平鉅野縣東北、大澤是也、車子微者、鉏商名、

小邾射以句繹來奔、

【註】射、小邾大夫、句繹、地名、春秋止於獲麟、故射、不在三叛人之數、自此以下、至十六年、皆魯史記之文、弟子欲存孔子卒、故幷錄以續孔子所修之經、

これより門人衆が聖人の卒を經に殘したく思うて、その年迄を繼て書れたゆゑに、もはや貶も褒もないである、小邾射が魯に來たとなり、【注】射　莒の大夫が地を持て出奔して來たである、○春　春秋經の孔子の御筆は上の獲麟を止りとするによりて、○故　此時も前に出たる三叛人と同じ所業なれども、史官の記したまでにて貶文が無いとなり、前に邾の庶其黑肱莒牟夷を三叛人として昭公二十一年の傳に論じ名をしるして不義と云てあれば、是を合せて四叛人となすべきなれども、前の文は聖人の褒貶し玉ふ所なり、これよりは門人の筆なれば數へては云はれぬと云こと、○自　以下十六年まで經文はあれども、最早魯の史官が不案內ゆゑ、告るに任せて記したる文なれば、正しき褒貶はない、○弟　然れば經文は止たいものなれども門人衆が聖人の卒をあらはしたく思うて孔子の經につゞきて記したとなり、

夏、四月、齊陳恒執其君、寘于舒州、

告文なり、

庚戌、叔還卒、

【註】無傳、

內事なり、

五月、庚申、朔、日有食之、

【註】無傳、

解に不及、

陳宗豎出奔楚、

【註】無傳、

告文なり、

宋向魋入于曹、以叛、

【註】曹、宋邑、

告文なり、

春秋左傳卷三十

【註】哀公盡二十七年

【經】十有四年、春、西狩獲麟、

【註】麟者、仁獸、聖王之嘉瑞也、時無明王、出而遇獲、仲尼傷周道之不興、感嘉瑞之無應、故因魯春秋、而修中興之敎、絕筆於獲麟之一句、所感而作、固所以爲終也、冬獵曰狩、蓋虞人修常職、故不書狩者、大野在魯西、故言西狩、得用曰獲、

これが孔子の御筆の終りである、依て絕筆と云、魯國の西に當る大野と云所で、野方の役人どもが狩をしたれば獲麟たとなり、【注】麟。　諸獸の中でも麒麟と云ものは異なる物にして、角が一本あつて上に肉が蒙てある、是武備はそなへても物を害せぬ貌である、身は麕に似て尾は牛の如く、額は狼のごとく蹄は馬に類すとなり、五采の毛色にも腹の下は黃色で、高さ丈にありて啼く聲は鐘呂に中り、歩むに自然と矩ありて生蟲を履まず生草を折さぬとなり、羣を成すと云こともなく、又食合ふこともない、又井中などへおちもせす網にもかゝらぬ者なり、依て此を仁獸と云てある、是れ聖王の嘉瑞と云て、上に聖王あればそれに應じて出るものである、○時。　此時分には明王もなきに此獸が出でゝ然も殺されたに付て、孔子の偖は周の道もはや興るまいと傷み玉ひ、嘉瑞の應もなくして明王も興り玉はぬに感じ玉ひて、魯の春秋に因て中興の敎へを修め玉ひた、是麟より感じて麟に終り玉ひたである、爰が感じ玉ひたる處で有る、左なければ春秋は編年のことなれば、御存生の內は書し可玉者である、○冬。　本文には春とあるに冬の臘の名を云たは、周の春と云は、夏の冬なればなり、○蓋。　是は山野を司る役人が四時に一度つゝは役義で狩することとなり、常職と云て定まりたる勤めである、○故。　哀公なれば公狩すと云か、或は卿が出れば何某狩何所と書べきものなれども、爰は公卿も出られず役人而已出たに因て、狩者が書してないと云こと、虞人は賤官なれば名氏は云に及ばぬ、○得。　用と云は獸の角或は骨を取て武器に用るの、鳥の羽を矢にするのと云爲に得るを獲と云となり、春秋の一書は是を以て經の終とするなり、

【註】縈然、服飾備也、己獨無以繫佩、言呉王不恤下、

○曰　其辭に佩玉の縈然たるはあれども、吾はえ繫ることをせぬである、是呉王の下を惠むことを致されぬを云たものなり、

旨酒一盛兮、余與褐之父睨之、

【註】一盛、一器也、睨、視也、褐、寒賤之人、言但得視不得飲、

○旨　旨酒が一盃あるを飲み度く思へども飲ことはならず、唯褐を衣たる親父と脇にみて居るばかりなり、○褐は毛布これは賤者の衣なり、○睨はよそめに見て居ることなり、

對曰、粱則無矣、麤則有之、若登首山以呼曰庚癸乎則諾、

【註】軍中不得出糧、故爲私隱、庚、西方、主穀、癸、北方主水、傳言呉子不與士共飢渴、所以亡、

○對　有山氏が答へに、それは安いことである粱米の美食はなけれども、踈食は有之に付て何ほどなりとも贈らん、○若　しかしながら軍中で敵方へ贈物はならぬ、人のみる處はたがひに遠慮せねばならぬ、その相圖には吾が首山へ登て呼で、庚癸が入るかと云たらばを、ゝと云て答へられよ、その時直におくらうとなり、○庚は西方なり五穀は秋熟するを以て秋は西方なれば主穀とす、○癸は北方で水を主る、こゝを以て飲食の異名として相辭をさだめた、

王欲伐宋、殺其丈夫而囚其婦人、

【註】以宋不會黃池、故言呉子悖惑、

○王　會に出なんだ意趣に伐て、男たるものどもをころし婦人をとらへんと云はれた、

大宰嚭曰、可勝也、而弗能居也、乃歸、冬、呉及越平、

【註】終伍員之言、

○大　克ちは克れんなれどもこの處に居られはせぬと云たれば、やめにしてかへられた、○冬　越にせめられて降參した、伍子胥が三年にして よわめられんと云たはこのことなり、

事於上帝先王、季辛而畢、何世有職焉、

【註】有職於祭事、

○大宰に云には、魯國にては毎歳十月上の辛より上帝先王に大祭をいたされ、季の辛にてをはることである、○何 私の家に於て代々これをつかさどりたることなり、

自襄以來、未之改也、

【註】魯襄公、

○自 襄公の代より今にいたつて、つひに嘉例をあらためたることはなかりた、

若不會、祝宗將曰、吳實然、

【註】言魯祝宗將告神云景伯不會、坐為吳所囚、吳人信鬼、故以是恐之、

○若 今年にかぎりて若し會せぬならば、神官の輩がさだめて神靈へつげて云には、當年は景伯義は吳人に囚へられました故、實に吳の所為にて得出勤いたさぬと云であらうとなり、これは吳國の風俗は神をはなはだ信心するところゆゑ、おどした言である、

且謂魯不共、而執其賤者七人、何損焉、大宰嚭言於王曰、無損於魯、而祇為名、

【註】適為惡名、

○且 その上魯國が不共なと云てとがめ玉ひて、主従わづか七人なる卑賤のものばかりをとらへられたりとも、それほど魯國にへりめも付くまいと云た、○大 吳王へ魯に損もなければ、この方の益にもならぬに惡名をとらんよりは、

不如歸之、乃歸景伯、吳申叔儀乞糧於公孫有山氏、

【註】申叔儀、吳大夫、公孫有山、魯大夫、舊相識、

かへした方がましならんと云てかへした、○吳 吳の大夫が魯の大夫有山氏と至極むつまじき舊知己ゆゑに、或とき戰場において何とぞ吾に糧を吳れやれと云た、

曰、佩玉繠兮、余無所繫之、

【註】牢レ邾、三百乘、

自王。　さて王より以下諸侯の朝聘するには、玉帛の品々一樣にはないである、○故。　此によつて私どもの國より吳へ貢するの職は、晉よりは上にたつてゆたかなである、何にも及ばぬことはない、これ何ゆゑなれば吳は伯にて官のたかきゆゑなり、○今。　しかるに今諸侯をあはせて主人をひきゐて晉君に見えんと仰らるゝ、これでは晉を方伯にすると云ものなれば、○敝。　今よりは貢職をあらため減ずべし、もとより魯國よりは吳へ八百乘を以て賦せしことなり、○若。　右のとほり子男あしらひになさるゝならば、邾の半分を以て吳に屬して、

而如レ邾以事レ晉、

【註】如レ邾、六百乘、

晉へは邾の賦を以てつかへんとなり、これで屬する本國と伯長とにつかへるの法である、

且執事以レ伯召二諸侯一而以レ侯終レ之、何利之有焉、吳人乃止、既而悔レ之、

【註】謂二景伯欺一レ之、

且。　その上に執事には始には伯者として諸侯を召し、終りには侯になり玉ひては何の利あらんやと云たれば、吳人が止めたとなり、○既。　止るはやめたれども景伯が云分にあざむかれたを知て後悔し、

將レ囚二景伯一、景伯曰、何也立二後於魯一矣、

【註】何、景伯名、

景伯をとらへようと云た、○景。　私ことは魯國に於てせがれを名跡にたておきたれば、

將下以二二乘與一二六人一從上、遲速唯命、

遂囚以還、及二戶牖一、

【註】戶牖、陳留外黃縣西北東昏城是、

成ほどしたがうて參らう、尤車二輛に人數は六人召連るゝばかりなり、遲速は仰に任せうと云た、○遂。　吳王がつれてかへらるゝである、○及。　吳へ行くとて牖戶と云ところまで至て、

謂二大宰一曰、魯將下以二十月上辛一有

しばらくこらへて吳のありさまを見られよと云た、

乃先晉人、

【註】盟不書、諸侯恥之、故不錄、

乃　そこで先へちかはせた、夷を先ぜさするは中國の諸侯の恥なればとて、盟ひてもいみて經には除きた、

吳人將以公見晉侯、子服景伯對使者曰、王合諸侯、則伯帥侯牧以見于王、

【註】伯、王官伯、侯牧、方伯、

吳人　また魯へ對して吾まゝを云である、晉とちかふとき哀公を召つれて出んと云た、これは魯國を己れが屬國あへしらひにする企てなり、大名をつれて出んとは無作法な云分である、○子　魯よりの返答には、王の諸侯を合せ玉ふときには、王伯と云て王の朝にて諸侯を牽ゐる官人が、牧伯とて諸侯頭をひきゐて王へ見ゆることである、これ尤方伯一人をひきゐるではなけれども、貴をあげて餘はこめたものなり、

伯合諸侯、則侯帥子男以見於伯、

【註】伯、諸侯長、

伯　この伯は方伯にて諸侯頭なり、諸侯頭が諸侯をあはするときには、侯爵の大名が子男の國主をひきゐて伯者に見ゆることであるなり、

自王以下、朝聘玉帛不同、故敝邑之職貢於吳、有豐於晉、無不及焉、以爲伯也、今諸侯會、而君將以寡君見晉君、則晉成爲伯矣、敝邑將改職貢、魯賦於吳八百乘、若爲子男、則將半邾以屬於吳、

て、終日ちかひはてぬとなり、

趙鞅呼司馬寅、

【註】寅、晉大夫、

○趙　すでに晩景に及ぶに付て、晉の大夫寅を呼かけて云には、

曰、日旰矣、

【註】旰、晩也、

もはや日が暮るゝに、

大事未成、二臣之罪也、

【註】大事、盟也、二臣、鞅與寅、

大事のちかひもならず、又先をとられては足下と予と二臣の罪なれば、

建鼓整列、二臣死之、長幼必可知也、對曰、請姑視之、反、曰、肉食者無墨、

【註】墨、氣色下、

この上はやぶれかぶれ、鼓を立て軍列をとゝのへて二臣討死をせん、その上にて勝負を決すれば長幼の分は知るゝであらう、早くせめよと云た、○對　司馬寅がしづめて云には、それは短氣である、先づしばらく見あはせられよと云て、又かへりて云には、○曰　墨は顏色のわるくうれひのあるを云なり、總じて肉食をする歴々と云ものは氣色を下さぬものなるに、

今吳王有墨、國勝乎、

【註】國爲敵所勝、

○今　吳王の色は大分氣を下したる色なれば、何ぞうれひがあるにきはまつた、或は敵のために國を勝れたるか、

大子死乎、且夷德輕、不忍久、請少待之、

【註】少待、無與爭、

または大子でも死なれたか、何ぞ故障があるとみゆるなり、○且　それに夷の德は輕々しき者なれば、久しくとどまつて我まゝも云まいなれば、○請　先づ

王。援兵としてたゝかうて、兩人して越の大夫は二人ともに召とつたである、○越。その處へ越王が程なく來てみられたれば、味方は早や伐まけて二人も得られたである、吳の王子地は城をまもりて居た、○丙。翌日の合戰には吳の師が悉くやぶれて、大子をはじめてみな／＼生どられた、

丁亥、入吳、吳人告敗于王、王惡其聞也、

【註】惡諸侯聞之、

丁。翌日は城下までせめよせた、○吳。吳王の會に往て居らるゝところへ、味方がやぶれて大子も伐れ玉ひたと注進した、○王。吳王は諸侯どもが聞ては散々ゆゑはなはだ忌みて、

自剄七人於幕下、

【註】以絕口、

幕下の士の聞たるものども七人をころして口を絕れた、此方でもこの例あり、太閤の筑前守と云しとき、信長公の命をうけて毛利輝元をほろぼさんと高松にて合戰の折から、信長公は後詰に出られて京都まで出陣せられしに、日向守が異心によつて信長公を害したり、此ことを信長公方の士より早々秀吉へ內々にて告たるを、右の飛脚と秀吉たゞ二人幕中にて聞れしに、とくと聞すまして太閤は床机に腰をかけながら、かの飛脚を拔打に害せられしとある、これ軍の半によわみを敵が知てはやぶれを取るゆゑなり、吳王も秀吉もその意味一般なり、

秋、七月、辛丑、盟、吳晉爭先、

【註】爭歃血先後、

血をすゝる先後をあらそうた、

吳人曰、於周室、我爲長、

【註】吳爲大伯後、故爲長、

吳。吳より云には我は周の室で云へば總領家なりと云た、

晉人曰、於姬姓、我爲伯、

【註】爲侯伯、

晉。晉よりは姬姓の諸侯頭は吾なりと云てあらそう

疇無餘謳陽自南方、

【註】二子、越大夫、

疇○ 二人は越の大夫で南方のせめ口よりよせるとて、

先及郊、吳大子友、王子地、王孫彌庸、壽於姚、自泓上觀之、

【註】觀越師、泓、水名、

先づ郊外まで來たである、○吳○ 留守に居らるゝ大子をはじめ連枝がみな泓水と云川端まで出でゝみられたれば、

彌庸見姑蔑之旗、

【註】姑蔑、越地、今東陽大末縣、

彌○ 姑蔑と云ふところの組手にたてたる旗をみて、

曰、吾父之旗也、

【註】彌庸父爲越所獲、故姑蔑人得其旌旗、

曰○ 先年この彌庸が父が越にて伐死したゆゑ、越へうばはれたその旗を姑蔑の者がたてゝ出たれば、この者が父をころしたとみゆるゆゑ、あれ吾が父のはたを立てゝ來た、

不可以見讐而弗殺也、大子曰、戰而不克、將亡國、請待之、彌庸不可、屬徒五千、

【註】屬、會也、

父の讐なれば見てころさずにはおかれぬと云て勇みた、○大○ 若したゝかふに敗れをとりたらば國をも亡すであらう、然れば一大事なり、殊に君も留守なれば先づしばらく待てまもるがよいと云た、○彌○ 中々聞入れずして五千の士卒を以てせめ入た、

王子地助之、乙酉、戰、彌庸獲疇無餘、地獲謳陽、越子至、王子地守、丙戌、復戰、大敗吳師、獲大子友、王孫彌庸、壽於姚、

【註】地守、故不獲、

冬、十有一月、有星孛于東方、

【註】無傳、平旦衆星皆沒而孛乃見、故不言所在之次、

盜殺陳夏區夫、

【註】無傳、稱盜非大夫、告文なり、

十有二月、螽、

【註】無傳、前年季孫雖聞仲尼之言、而不正歷、失閏至此年、故復十二月螽、實十一月、

【傳】十三年、春、宋向魋救其師、

【註】救前年嵒師、宋よりもすておかれず、援兵として出て下知をした、

鄭子賸使徇曰、得桓魋者有賞、魋也逃歸、遂取宋師于嵒、獲成讙郜延、

【註】二子、宋大夫、

鄭の士卒へふれて宋の司馬を生どりたるものには恩賞をあたへん、彼を目あてに伐とれと下知したなり、○魋　こらへかねて逃かへりたれば思のまゝに宋の二大夫を生どつて、

以六邑爲虛、

【註】空虛之、各不有、又六邑を空地としたてある、

夏、公會單平公晉定公吳夫差于黃池、

【註】平公、周卿士也、不書、尊之不與會、哀公も會せられた、

六月、丙子、越子伐吳、爲二隧、

【註】隧、道也、吳王は諸侯と黃池にて會せらるゝ留守へ越王勾賤がせめこみて來た、これまでは追々だゝしておきたるなり、○爲　越より吳へよせる軍を二手になして兩方よりせめよせた、

をとつて城主をころしたなり、追々と取るつもりをした處を、○十。鄭の都城よりもすくひて又爭ひに及んだである、

【經】十有三年、春、鄭罕達帥師取宋師于嵒、

【註】書取覆而敗之、
告文なり、【注】覆とは網をおほひて取るごとくにのこらず取るを云、

夏、許男成卒、

【註】無傳、
告文なり、

公會晉侯及吳子于黃池、

【註】陳留封丘縣南、有黃亭、近濟水、夫差欲霸中國、尊天子、自去其僭號而稱子、以告令諸侯、故史承而書之、
解に不及、

楚公子申帥師伐陳、

【註】無傳、
告文なり、

於越入吳、

告文なり、

秋、公至自會、

【註】無傳、
廟告した、

晉魏曼多帥師侵衛、

【註】無傳、
告文なり、

葬許元公、

【註】無傳、
葬りに會せしめた、

九月、螽、

【註】無傳、書災、
害になりたゆゑしるした、

至るとなり、

今火猶西流、司歷過也、

【註】猶西流、言未盡沒、故知是九月、歷官失一閏、釋例論之備、

○今しかるに今はまだ火星が西に下りかたむきてあれば、實は十二月ではない、これは暦をつかさどる者のあやまつたものであると告玉ひた、翌年の十二月またも蟲がつくゆゑ過りたにきはまつた、

宋鄭之間、有隙地焉、

【註】隙地、間田、

宋と鄭との國ざかひに空地があつて、

曰彌作頃丘玉暢嵒戈錫、

【註】凡六邑、

六邑となつて居る、

子產與宋人爲成、曰勿有是、

【註】俱棄之、

○子鄭の子產の時分に宋人と和平して、たがひにこの地はたもつまいと定めておきた、これは鄭の分とも宋の地ともしかときはめられぬによつて、荒地にしておいた、

及宋平元之族、自蕭奔鄭、

【註】在定十五年、

○及宋より立のいた者どもを鄭よりとりもつとて、彼地は居住もないに付て、

鄭人爲之城嵒戈錫、

【註】城以處平元之族、

よき空地なりとおもうて鄭より城をたてゝ入れた、

九月、宋向巢伐鄭、取錫、殺元公之孫、遂圍嵒、十二月、鄭罕達救嵒、丙申、圍宋師、

【註】此事經在十二月螽上、今倒在下、更具列其月、以爲別者、丘明本不以爲義例、故不皆齊同、

○九約を變じたゆゑに宋よりもゆるさず、又この地

【註】子之、公孫彌牟、
夫　そのときこそ足下に弓をひかんとしたるものが、志の如くになるであらうとなり、○且　その上に一と通りのときでもあるか、諸侯を會合すると云なしてすかしよせて、あれ見よ衞君をとらへたと風聞しては、○誰　たれ〳〵もおそれて油斷するなとて、氣づかふやうに成ればやぶれの基となる、○墮　味方するものはやぶりて敵とし、讐するものをまし國々の諸侯をばおそれさすると云は、○或　覇者の業にははなはだわるいことにて人も思ひ付まい、しかれば思召かへられよと諫めた、○大　實よく申されたたりと云て本館に舍したである、○衞　子貢が辯の助けによつて免されてかへられたとなり、○效　こゝが衞侯のわるいことである、とらへられて居て呉國の郷談夷言をおもしろく思うて、おぼえて來てひたもの似せらるゝである、○子　衞の子之と云人がまだ年はゆかねども賢なる人で、

曰、君必不免、其死於夷乎、執焉而又說其言、從之固矣、

【註】出公輒後卒死於越、
曰　君は難を免れ玉はぬであらう、さだめて夷の地に於て死し玉うであらう、夷にとらへられたを耻とも思召さず、その言をおもしろく覺え玉ふと云は固陋なことかなと云た、このやうな人があるものなり、一二月も江戸に居れば早や江戸言を覺えてつかひたがる、

冬、十二月、螽、季孫問諸仲尼、仲尼曰、丘聞之、火伏而後蟄者畢、

【註】火、心星也、火伏在今十月、
これは魯もおとろへて司暦の官が未熟ゆゑ時月があやまりた、尤こゝの十二月は後世の十月にあたりて暖氣なこととなるに、別してこゝは一月閏を脫したに付て九月なり、しかればまだ稻蟲もつくべきことなり、それをいつも寒氣におもむくときなれば蟲はつかぬに、今螽が付たゆゑ季氏が不審をたてゝ聖人へ問ふたである、○仲　御答へに、私の承りつたへたには、火星が十月にはかくれ沒して温暖の氣がたゆるとき、蟲もこと〴〵く蟄し畢りて蟲の居らぬときに

大宰嚭曰、寡君願事衞君、衞君之來也緩、寡君懼、故將止之、

【註】止、執、

大○されば そのことである、主人ことは隨分衞につかへたく存ぜらるれども、衞君の思召もあるかして殊の外延引して出會いたされなんだに付て、主人もはなはだ畏れて心ならず先づとゞめられたであると云た、

子貢曰、衞君之來、必謀於其衆、其衆或欲或否、是以緩來、其欲來者、子之黨也、其不欲來者、子之讐也、若執衞君、是墮黨而崇讐也、

【註】墮、毀也、

子○こゝが子貢の辯舌である、それはわけあつて延引いたされたとみえる、まづ衞君の來らるゝになつては、大勢の家士どもにあまねく相談めされたであらう、家中のものが半分は行たがよいとのぞみ、半分は否や無用にいたされよとすゝむる、この評定がをはらぬによつて、こゝを以て緩々として來られたものであらうとなり、○其○ しかればその來りたくおもふものは足下の黨で同心のものなり、又來るまいと云たものは足下に同心せぬなれば讐であるなり、されば衞人は足下の讐半分に味方半分なれば、足下のあへしらひが大事である、○若執○ それに今衞君をとらへ玉ひては、これ黨をやぶり讐をますと云もので、味方に附かんと思うものもさてはと後悔して讐になるであらう、

夫墮子者、得其志矣、且合諸侯而執衞君、誰敢不懼、墮黨崇讐而懼諸侯、或者難以霸乎、大宰嚭說、乃舍衞侯、衞侯歸、效夷言、子之尚幼、

やしめらるゝ處である、假にも諸侯たる人を自分の境内へ招きては、畢竟地主の禮をあつくせねば叶はぬところなり、少しの憤りは堪忍せねばならぬ、

子服景伯謂子貢曰、夫諸侯之會、事既畢矣、侯伯致禮、地主歸餼、

【註】侯伯致禮、以禮賓也、地主、所會主人也、餼、生物、

子。景伯が衛侯をすくはんとして、辯者の子貢をすすめて呉へ執り成をさするである、先づ子貢へ云には、凡て諸侯の會する古禮と云は、たがひに會しをはれば侯伯の諸侯頭が禮を行ふことである、これは已れが盟主なれば今日の亭主で諸侯は客なり、しかれば屹度賓を禮せねばならぬ、○地　又その會したる地主よりは、生きたる牛羊の類を出して一統へおくる、

以相辭也、

【註】各以禮相辭讓、

さて相たがひに禮を以て辭讓する、これが常式であるとなり、

今呉不行禮於衛、而藩其君舍以難之、

【註】難、苦困也、

しかるに今呉よりは衛を禮せぬさへあるに、囚人にしてくるしまするとなり、

子貢見大宰、乃請束錦以行、

【註】以賂呉、

子。足下なぜ呉の大宰にあうてわび言せられぬぞと云た、○乃　子貢の尤とおもうて賂の束錦をもちて行て、大宰に逢うて何となく見廻に來たる體にもてなし、さまぐ\四方山の物語をするである、

語及衛故、

【註】若本不爲衛請者、

語。物がたりの序に、衛の君は何ゆゑに咎めをえられたぞとたづねた、

ないと云た、〇子。又一人の大夫子木が了簡には、なるほど今さかり呉王は無道をふるまはるゝが、

國無道、必棄疾於人、呉雖無道、猶足以患衛、

【註】爲衛患也、

國の主が無道なれば必ずその疾を他人にあびせかけるものなり、今呉王は無道なりと云へども大國のことなれば不作法はならぬ、もし呉が怒りたらば衛の患をなすことは仕かねぬなれば、

往也、長木之斃、無不摽也、

【註】摽、擊、

往。これは行き玉ふ方がよろしからう、〇長。たとへて云はゞ、大木がたをるゝときは、何方でもあたりた程のところは損せしめぬと云ふこともなく、

國狗之瘈、無不噬也、

【註】瘈、狂也、噬、齧也、

國中の狗が病犬となつて狂へば必ず人に喰ひ付かぬと云ことはない、みな呉王をたとへてもはや呉も亡びまへに及びたるゆゑ、無法になりて人を害すると云ことなり、

而況大國乎、秋、衛侯會呉于鄖、公及衛侯宋皇瑗盟、

【註】盟不書、畏呉竊盟、

而況。殊に呉は大國なれば力に及ばぬ、行かずには居られまいと居た、〇秋。會する方に一決して會したである、〇公。哀公の衛宋の二國と密々にちかはれたなり、これを經に除たは、呉へは辭して他國とちかうたと云ては呉王がその分にはせぬ、それをおそれて公の命せられなんだゆゑ除た、これは呉は中國でないゆゑ内心にいやしめて盟はぬである、

而卒辭呉盟、呉人藩衛侯之舍、

【註】藩、籬、

而。衛侯も呉王よりちかへと云たを辭せられた、〇呉。果して呉王が以前の意趣を以て衛侯の本陣をとりまき、垣を結まはして番を付た、こゝが夷と云てい

これは信あつて盟ひにたがはねば福をあたへ玉ふ、そむけば禍を下さるゝと云ことを要すと云である、

寡君以爲苟有盟焉、弗可改也已、若猶可改、日盟何益、今吾子曰、必尋盟、若可尋也、亦可寒也、

【註】尋、重也、寒、歇也、

寡　盟ひと云はこの通りに大切なことゆゑ、主人の存念は苟にも一度ちかうては改められぬことと存せらるゝ、○若　もし盟うておきながら又うたがうて改め盟はうと云やうなことでは、たとひ毎日ちかひたればとて何の益はあるまい、○今　それに今足下には必ずかさねて盟ひなをさうと云はるゝが、いよいよ盟ひをなすにしては、又今までの盟ひはひえ盡たとみゆる、寒と云はこれまで盟ひおきたる盟がひえてつめたくなつたを、重ねて温みを入れて熱くすると云で、今までの盟はきえたと云はぬばかりなり、此方の心には少しも温みのさめる所存はないに、その方にはさめたかと云下ごゝろなり、

乃不尋盟、

乃　理に屈してやめたとなり、

呉徵會於衞、初衞人殺呉行人且姚、而懼、謀於行人子羽、

【註】子羽、衞大夫也、

呉王の方より衞君にも出て會せられよと云て召た、○初　衞も無作とは呉王へ會せられぬわけがある、これは前方呉王より越されたる使番の且姚と云ものをころした、この意趣を持かけられては危いとおそれたである、○謀　大夫の子羽に如何あらうと相談に及びたれば、

子羽曰、呉方無道、無乃辱吾君、不如止也、子木曰、呉方無道、

【註】子木、衞大夫、

子羽が云には、今呉王は最中威にほこりて無道をなすである、その處へ會し玉ひては決して吾君をはづかしむるにきはまつた、これは辭して止るに如くは

身ゆゑ、悔を家老中まで申し上ると云人別の中へ與り玉うたである、○適　季氏がところへ至り玉ひて逢ひ玉ひたれば、季氏は夫人の喪服を著なんだ、○放　放と云は孔子は叱と臣の義をたゞし玉ひて、喪服を著て出玉ひたれども、季氏が絻せぬを御覽なされ、國の上卿のせぬことゆゑ早々御自分の絰をかなぐりすてゝ禮拜なされたとなり、これは表向は兎も角もあれ夫人にうたがひもないことなれば、季氏も宅にては喪服を著るであらうと思召したゆゑである、

公會呉于槖皐、呉子使大宰嚭請尋盟、

【註】尋部盟、

哀公の呉王と會せられたれば、呉王の方より家老を以てまた盟ひなをさうと云たなり、尋はたんだゆる意なれどもかさぬるの意あるなり、

公不欲、使子貢對曰、盟、所以周信也、

【註】周、固、

公　哀公は否やにおもはるゝに付て託してことわりを云はるゝなり、辯者の子貢を奏者として返答させらるゝには、總じて盟ひと云ものは信をかたくして、末ながく詐りあるまじとての云かためである、

故心以制之、

【註】制其義、

故　されば心に制して義をたゞし、

玉帛以奉之、

【註】奉贊明神、

神靈へも玉帛をたてまつりて、

言以結之、

【註】結其信、

言　その信を以てちかうて固めをし、

明神以要之、

【註】要以禍福、

その上に明神を證據としてたがひに要言するなり、

告文なり、

冬、十有二月、螽、

【註】周十二月、今十月、是歳應置閏、而失不置、雖書十二月、實今之九月、司歴誤一月、九月之初尚温、故得有螽、

冬蟲は居らぬ、【注】暦のあやまりにて閏をうしなうた、實は今の九月にあたる筈となり、

【傳】十二年、春、王正月、用田賦、

【註】終前年事、

孔子の諫めをもちひずしてつひに高役をましたである、

夏、五月、昭夫人孟子卒、昭公娶于呉、故不書姓、

【註】諱娶同姓、故謂之孟子、若宋女、

昭公の呉より女をむかへられた、同姓を諱て經に呉の姓を除き呉孟子と云ておいた、宋の氏族が呉にあつて嫁して來たやうに聞えさせた、

死不赴、故不稱夫人、

【註】不稱夫人、故不言薨、

死○卒せられても國々へ告赴をいたさなんだ、此によつて夫人と稱せぬなり、夫人なれば薨ずと云なり、

不反哭、故不言葬小君、

【註】反哭者、夫人禮也、以同姓故、不成其夫人喪、

不○夫人の常禮は葬りて反て哭することなれども、夫人と披露せぬゆゑさだまりの葬禮をせなんだ、よつて定めのとほりに小君を葬ると書せなんだなり、

孔子與弔、適季氏、季氏不絻、放絰而拜、

【註】孔子始老、故與弔也、絻、喪冠也、孔子以小君禮往弔、季孫不服喪、故去絰、從主節制、

孔○これは孔子の朝に仕へて居玉へば、正禮のとほり小夫人の喪服を召すことゆゑ、弔し玉ふところにてはなけれども、この時分には老をつげて隱居の御

以田賦、將又不足、且子季孫若欲行而法、則周公之典在、若欲苟而行、又何訪焉、弗聽、

【註】爲明年、用田賦傳、

若。もし又禮にも不度して貪り冒つて厭き足ることなくては、何時でも民の方よりはとらるゝものと心がゆるむに付て、侈りの心がやまぬゆゑに、○雖一倍に増してもあとから足らぬやうになり、國用が乏しからうとなり、人は上下ともに財物をとるあてがあれば侈るものなり、當てのないものは三文もうかとはつかはぬである、○且　それにその方の主人季孫にも若し禮を行ひて法りたく思はるゝならば、御文庫に周公のさだめおかれたる古記錄があるほどにそれを見らるゝがよい、尋らるゝには及ばぬ、○若　また禮も法ももちひず無法に行はうとおもはるゝなれば、何にも訪はるゝことはありさうもないものである、このゆゑに答へはならぬとの玉ひた、○弗　冉求が歸りて、孔子の御はなしどほりを云うて諫めたけれども、季氏が聞き入れず明年行なふたなり、非道なことである、

【經】十有二年、春、用田賦、

【註】直書之者、以示改法重賦、

つひに倍したなり、

夏、五月、甲辰、孟子卒、

【註】魯人諱娶同姓、謂之孟子、春秋不改、所以順時、

昭公夫人の卒せられた、これ論語に陳司敗が孔子へ難問したる人なり、

公會吳于橐皐、

【註】橐皐、在淮南逡遒縣東南、

解に不及、

秋、公會衞侯宋皇瑗于鄖、

【註】鄖發陽也、廣陵海陵縣東南有發繇亭、

上に同じ、

宋向巢帥師伐鄭、

である、

使冉有訪于仲尼、仲尼曰、丘不識也、三發、

【註】三發問、

これを冉求に命じて苦しかるまいか孔子へ承りて來れと云たゆゑ、承りたれば孔子の御返答に、○丘　我等は如何あるか知らぬとなり、○三　三度まで承はりたれども兎角答へ玉はぬゆゑに、

卒曰、

【註】卒、終也、

卒○　終りのほどに冉求が云には、

子爲國老、待子而行、若之何子之不言也、仲尼不對、

【註】不公答、

先生をば國老とたふとみ存ぜらるればこそ私を以て承はらせ、御了簡をまつて行ひたいと存ぜらるゝに、善惡ともに御答へはあるべきことかと存ずるに、御答へのないと申すは如何いたしたことでござると云た、○仲　季氏よりの問の御答へはなくて、

而私於冉有曰、君子之行也、

【註】行政事、

たゞ冉求へまで御はなしに、凡そ君子の行ひと云ものは、

度於禮、施取其厚、事擧其中、斂從其薄、如是、則以丘亦足矣、

【註】丘、十六井、出戎馬一疋、牛三頭、是賦之常法、

禮を法度として法り、民へのほどこすことは少しでもあつき方をとり用ひ、政事は中道をあげて正直に行ひ、收斂は隨分うすきにしたがふとなり、○如　この通りにすれば古來のとほり丘賦を以てもまた足て國用に乏しきことはあるまいとなり、これは上に侈りのなきゆゑである、

若不度於禮、而貪冒無厭、則雖

甲兵をもちゆることはつひに承らぬと云て、文子にわかれ早々車の用意を仰付られ、しりぞかんとなされた、〇曰　さての玉ふには、鳥こそ木をえらんで止るものなれ、木が鳥をえらむ理はないとなり、文子を木にたとへ御自身を鳥にたとへ玉ふなり、これ論語に靈公へ答へ玉ふと同意なり、甲兵は自分の國家をまもる器なるを、國内にもちゆると云は心得がわるいによつて答へ玉はぬなるべし、

文子遽止之曰、圉豈敢度其私、訪衛國之難也、

【註】圉、文子、名、度、謀也、

〇文子孔子の御發駕のよしを聞てはなはだあはてゝ走り來り、しひて孔子を止て云には、我まつたく自分の憤りをはらす而已ではなけれども、彼は不行跡ものなれば、衛國の難に及ばうかとそれをうれへて伐たうと云たなり、不可なれば止申さんとゞまり玉へと云たゆゑ、

將止、

【註】仲尼止、止らうと思召したるところへ、

魯人以幣召之、乃歸、

【註】於是自衛反魯、樂正雅頌各得其所、

古國の魯より屹と幣をあつくして召たゆゑかへらせ玉うた、これが衛より魯にかへり玉ひて、詩をたゞし玉ひたとあるときの事である、

季孫欲以田賦、

【註】丘賦之法、因其田財、通出馬一疋、牛三頭、今欲別其田及家財、各爲一賦、故言田賦、

これは古來の法が一丘より馬一匹牛三頭とさだめてある、これを丘賦と云、方里を井と云、四井を邑と云、四邑を丘と云、この丘よりは上のとほり出るである、又四丘を甸と云、甸よりは馬四匹牛十二頭を出すことなり、これを革車一乘と云、此方で云へば百石の高に付て、馬一匹に人足三人づゝ抔とさだめたる如くなり、今季氏が欲するところは、國用不足なるに付て、今までの馬車の上に、又新法に賦の高にしたがうて牛馬を出さするつもりである、云はゞ一倍にする

巣と云邑をあたへられたれば、程なく死で方々へ持あるきて葬たとなり、

初晉悼公子慭亡在衞、使其女僕而田、

【註】僕、御、田、獵、

慭は晋より衛に來て居られて、自分の女子に御をとらせて慭に野あそびに出られた、

大叔懿子止而飮之酒、

【註】懿子、大叔儀之孫、

○大　食邑でもあつたか懿子が館に止宿して酒宴などした、その時にさだめて縁組の相談がすみたかして、

遂聘之、生悼子、

【註】悼子、大叔疾、

つひに妻とした、この女子の腹に悼子が出生した、これ大叔疾なり、

悼子卽位、故夏戊爲大夫、

【註】夏戊、悼子之甥、

○悼　大叔が家督したゆゑ、夏戊も大夫となつたれども、

悼子亡衞人翦夏戊、

【註】翦、削其爵邑、

疾がほろびたればこれも官も知行もけづられた、

孔文子之將攻大叔也、訪于仲尼、仲尼曰、胡簋之事、則嘗學之矣、

【註】胡簋、禮器名、夏曰胡、周曰簋、

○孔　上にあるとほり大叔疾をせめんとて、そのことを孔子へ相談したれば、孔子の答へさせ玉ふには、宗廟に於て簠簋籩豆をそなへる禮式のことは、少し若年のときより學びたることもあれども、

甲兵之事、未之聞也、退、命駕而行、曰、鳥則擇木、木豈能擇鳥、

【註】以鳥自喩、

【註】外州、衞邑、軒、車也、以獻於君、
それで二人の女房のやうで、二箇所世帯となつた、○文　不屆な、せめやぶらうと云たなり、孔子の止め玉ひたゆゑに攻ることは止て女を取もどした、これで世間もたゝぬ上に、○或　外州と云邑に於て、何事か不屆をはたらきて、散々なる目にあうて乘たる車をとられた、所の者が君へこの車をさし上た、

恥是二者、故出、衞人立遺、使室孔姞、

【註】遺、疾之弟、孔姞、孔文子之女、疾之妻、
○恥　右の兩條の恥辱にてどうも國に居られぬゆゑ出奔した、○衞　大叔が弟を家督にして、孔文子が取もどしたる女を妻とした、不埒者のより合にて後世の風俗なり、

疾臣向魋、

【註】爲宋向魋臣、
○疾　宋にて陪臣となつて、

納美珠焉、與之城鉏、

【註】城鉏、宋邑、
向魋へ美玉を進物にしたれば、城鉏と云邑をあたへておきた、

宋公求珠、魋不與、由是得罪、及桓氏出、

【註】出在十四年、
○宋　この大叔がつかはしたる玉がめづらしき物かして、宋公の呉れよと云はれたれども、向魋が獻上せなんだ、それを怒られて少し罪のありたを咎められたゆゑ、向魋も謀叛をくはだつるに至て國を出た、主人が出たゆゑに、

城鉏人攻大叔疾、衞莊公復之、

【註】聽使還、
大叔が民もまた大叔をせめて追出さうとするなり、
○衞　折しも故主より御免があつて召かへされた、

使處巢、死焉、殯於鄖、葬於少禘、

【註】終言疾之失所也、巢、鄖、少禘、皆衞地、

也、齊至無日矣、

【註】善有備、

今度吳にしたがうて齊を伐たに付て、又齊より尻が來らうと云を推察して、屹と所々へ番手の要害を嚴重に云付た、さて云には、小國の分際で大國に勝つと云は禍をまねく基である、齊のせめ來ることは時日をうつすまいほどに、各覺悟して居れよと云た、

冬、衛大叔疾出奔宋、

【註】疾、卽齊也、

國を立のいた、

初疾娶于宋子朝、

【註】子朝、宋人、仕衛爲大夫、

初○子朝は元と宋人にて衛の大夫となつた、この女子を大叔が娶りて本妻とした、

其娣嬖、

【註】娣、所娶女之娣、

本妻より輿ぞへの娣を愛したとなり、

子朝出、

【註】出奔、

子○その後子朝が衛を出奔した、

孔文子使疾出其妻而妻之、疾使侍人誘其初妻之娣寘於犂、

【註】犂、衛邑、

孔○舅の子朝が居らぬゆゑあなどりて、大叔をすゝめて妻女を離縁させて、自分の女を嫁して己れが聟とした、孔文子何を以て文と云と子貢のうたがはれたは、このやうなる邪曲をしたゆゑなり、○疾○大叔も本妻はとも角もかの娣には得はなれぬに付て、側役の家士に云ふくめて表向は娣を離縁したる分にして、犂と云邑に家屋敷をたてゝかこい者と云にしておいた、

而爲之一宮、如二妻、文子怒、欲攻之、仲尼止之、遂奪其妻、或淫于外州、外州人奪之軒以獻、

てござる、

是商所以興也、今君易之、將以求大、不亦難乎、弗聽、使於齊、屬其子於鮑氏、爲王孫氏、

【註】私使人至齊、屬以其子、改姓爲王孫、欲辟吳禍、

○是　商がこの心を以て興り玉ひた、しかるに今君はこの商書のおもむきを易へ玉ひて、おそろしき越を伐ち玉はぬは甚だあしきことなり、今大事をのぞみ伯者をもとめ玉ふに、左やうなる思召では成し難からんと心をくだきて諫めたれども、吳王は聞入れられぬとなり、○使　もはや伍子胥もうとみはてゝ齊の國へ密々にて使をたてゝ、自分の一子を鮑氏にあづけて、姓を變じて王孫と號して吳の禍の及ばぬやうにしたである、

反役、王聞之、使賜之屬鏤以死、

【註】艾陵役也、屬鏤、劍名、

反○　吳王の齊の役よりかへられた上に、このことを聞て大きに怒り、敵國へ通じたと云て、屬鏤と云劒をあたへて切腹いたせと云はれた、

將死曰、樹吾墓檟、檟可材也、吳其亡乎、三年、其始弱矣、盈必毀、天之道也、

【註】越人朝之、伐齊勝之、盈之極也、爲十三年、越伐吳起、

將死○　伍子胥が死んとして云おくには、吾が死であらば墓に檟の木をうへよ、その木の材木になる時分には吳國もほろぶるであらう、先づ三年すぎたらば始めてよわめらるゝであらうとなり、○盈　自然の天道なりと云た、越はしたがうて來る、齊には克たるる、これで十分なれば盈たと云ものなりと、此のごとく云て死だ、これは史記國語などにあるおもむきと少々文が異なるなり、

秋、季孫命修守備、曰、小勝大、禍

らうとなり、

諫曰、越在我、心腹之疾也、壤地同、而有欲於我、

【註】欲得呉、

諫　前にもいさめたれども又呉王をいさむるには、越の我國に對してまじはるは心腹の病ひ同前でござるとなり、○壤　その子細は　まづ土地がつゞきて同じところにあるゆゑ、兎角この呉をほしく思うて弁せたがる、

夫其柔服、求濟其欲也、不如早從事焉、

【註】從事、擊之、

夫　今此のごとく柔和に歸服した體にもてなすのは、その欲を成就せんとのたくみなれば、○不　一時もはやく事をおこし、伐て滅すに如くはないとなり、

得志於齊、猶獲石田也、無所用之、

【註】石田、不可耕、

得　今はる〳〵の齊を伐ち玉ひて、たとひ存分に志をえ玉ふとも、石田をえたやうなるもので何の用にもたちませぬとなり、

越不爲沼、呉其泯矣、使醫除疾、而曰必遺類焉者、未之有也、盤庚之誥曰、其有顚越不共、則劓殄無遺育、無俾易種于茲新邑、

【註】盤庚、商書也、顚越不共、從橫不承命者也、劓、割也、殄、絶也、育、長也、俾、使也、易種、轉生種類、

越　越をはやく沼とし玉はずは呉はほろぶるに決した、○使　たとへを云はゞ今醫師をたのみて疾を除かしむるに、まだ少々のこつては居れども、この病根は必ずのこしておくがよいほどに、根を切らずにおけと云ものは決してなきことでござるとなり、疾は何でも根をたやすがよい、○盤　商書の言にも、横道をかまへて不共者は劓殄て根をたやし遺しそだつるな、この新邑に惡種を生ぜしむること勿れと申し

曰、州仇奉甲從君而拜、

【註】拜受之、州仇義この甲を奉じて、君の上意にしたがうて拜受いたすと云た、

公使大史固歸國子之元、

【註】歸于齊也、元首也、呉以獻魯、

公 哀公の呉王よりたまはりたる齊の大將國子が首を大史固にもたせて、齊の國へかへさるゝとなり、

寘之新篋、褽之以玄纁、

【註】褽、薦也、

寘 あたらしき箱に載せ、敷ものは玄纁と云絹をしき、

加組帶焉、寘書于其上曰、天若不識不衷、何以使下國、

【註】言天識不善、故殺國子、

組帶の官服をそへてその上に書附をのせられた、○曰 その文言に、天道不善を知るまいものならば、何としてこの首を下國の私國へ來らしめ玉はんや、これは天より不善の人をころし玉ひたるに付て返上すると云はれたとなり、

呉將伐齊、越子率其衆以朝焉、王及列士、皆有饋賂、呉人皆喜、唯子胥懼曰、是豢呉也夫、

【註】豢、養也、若人養犧牲、非愛之、將殺之、

このたび呉王の齊を伐ちに出らるゝ先きへたちて、越王の家士を引つれて呉國へ朝覲いたされて、○王 呉王より始め一統の家士にいたるまで悉く賂物をおくられた、○呉 呉王も家中もみな大きに喜悦したである、○唯 その中に伍子胥一人は不審を立て、はなはだ氣味わるくおもうて云には、これは越王の計略にて呉國を犧牲にするのであらうとなり、牲の牛羊などに美物をあたへて肥やすのは可愛くてするではない、殺してもちひたく思ふゆゑよく飼うておくことゝなり、それと同じことで今このやうに贈物をして、これを餌に飼うて呉をほろぼすたくみであ

【註】呉上軍亦敗、

高國子もすかさず呉の上軍をやぶりた、

王卒助之、大敗齊師、獲國書、公孫夏、閭丘明、陳書、東郭書、革車八百乘、甲首三千、以獻于公、

【註】公以兵從、故以勞公、

王　中軍呉王の士卒が援兵に加はりたゆゑ、齊の軍は大やぶれに及びたとなり、○獲　大將のこらずと兵車八百兩に甲首三千級をば呉王の手へ伐とられたなり、○以　哀公の兵をしたがへて呉王の加勢いたされたを勞して、首どもを哀公に進上にせられた、これは元と魯侯も齊にうらみはあれども、それを自分として報ずる器量はない、幸ひに呉王の伐るゝに付て疫神の他力を以て仇を報はれた、それゆゑ合戰の本主は呉王である、

將戰、呉子呼叔孫、

【註】叔孫、武叔州仇、

將　合戰に出るとて、呉王の叔孫を呼かけて云はるるには、

曰、而事何也、

【註】問何職、

その方は何をつかさどるぞと問はれた、

對曰、從司馬、

【註】從呉司馬所命、

對　私の職分は君の司馬の御配下にしたがうて居ますと云た、

王賜之甲劍鈹曰、奉爾君事、敬無廢命、叔孫未能對、衞賜進、

【註】賜子貢、孔子弟子也、

王　呉王の叔孫が敬するをよろこんで、兵器をたまはりて云はるゝには、その方が君魯侯の御用を奉じてよくつとめ、敬んで命にたがはるゝなと云はれた、○叔　叔孫も何と答へてよからうやと當惑して返答をえせず、ぐずついて居る内に、○衞　辯者の子貢が側に居て引とりて執合せを云には、

出た、

公孫揮命其徒曰、人尋約、吳髮短、

【註】約、繩也、八尺爲尋、吳髮短、欲以繩貫其首、

公。これは又伐死しても敵を伐とる覺悟で、士卒に命ずるには、吳國の風俗は髮がみじかくて執へどころがない程に、人々に八尺許づゝの繩を腰にさげて出よと云た、人々に尋約とは簡古によく盡した文なり、

東郭書曰、三戰必死、於此三矣、

【註】三戰、夷儀、五氏、與今、

東。予三度合戰に及ばゞ三度めには伐死せうとおもふたに、今度は三度目なれば討死せんと云て、

使問弦多以琴、

【註】弦多、齊人也、六年奔魯、問、遺也、

使。弦多は元と齊人で東郭書が知己なれば筐に自分の秘藏する琴を入れておくりて、

曰、君不復見子矣、

【註】言將死戰、

曰、吾今度の合戰には善惡ともに討死とさだめたれば、今生にてはもはや再び足下に御目にはかゝるまいと云て送りた、

陳書曰、此行也、吾聞鼓而已、不聞金矣、

【註】鼓以進軍、金以退軍、不聞金、言將死也、傳言吳師彊、齊人皆自知將敗、

陳。この度の合戰に吾はかゝり太鼓の音は聞くであらうけれども、引き金の音は聞まいとなり、皆々身を死物として出た、

甲戌、戰于艾陵、展如敗高子、

【註】齊上軍敗、

甲。艾陵と云齊の地にて大合戰になつたとなり、〇展。吳の大夫が齊の大將高無丕がそなへを打やぶりたれば、

國子敗胥門巢、

軍、展如將右軍、
【註】三將、吳大夫、
胥○ 吳の大夫どもの軍師もさだまりたである、
齊國書將中軍、高無丕將上軍、宗樓將下軍、陳僖子謂其弟書、爾死、我必得志、
【註】書、子占也、欲獲死事之功、
齊○ 齊の方にては今度は大國の吳王をたのみて來る上は、とても齊の負なりと覺悟して大將をさだめた、○陳○ 今度のたゝかひにはその方が一命をすてゝくれたらば、我必ず志を得てもちひらるゝであらうとなり、必死ぬときはめて出よと云ことなり、
宗子陽與閭丘明相厲也、
【註】相勸厲致死、子陽、宗樓也、
宗○ 兩人たがひに相はげまして死せよ死なうと約して出るなり、
桑掩胥御國子、
【註】國子、國書、
桑○ 國書は中軍の總大將にて桑掩胥に御をとらせて出た、
公孫夏曰、二子必死、
【註】亦勸勉之、
公○ 兩人に言をかけて各方も今度は必ず討死せられよとはげました、
將戰、公孫夏命其徒、歌虞殯、
【註】虞殯、送葬歌曲、示必死、
將○ 既にたゝかひにのぞみて、公孫夏は出るとき從者に命じて送葬の歌をうたはせて、今を死出の山への門出と覺悟したとなり、虞殯は棺を挽く者の哀をまぎらす歌で、後世に挽歌と云がこれなり、今の挽歌は漢の田横が臣どもの作たものなれども、元とはこの虞殯より出たものなり、
陳子行、命其徒具含玉、
【註】子行、陳逆也、具含玉、亦示必死、
陳○ これも必死とさだめて家來に含の玉をもたせて

國○民をしぼりて己れがおごりにしたるゆゑに逐出された、○道○鄭へ落行く道中の山中で飢渇したれども、何にも食物がないゆゑくるしみた、○其○したがうて行く一族の中に轅咺と云ものがあつて、醴の乾飯のと云ものを辨當に持せて出たゆゑにすゝめた、稻醴は米にて製したるあまざけ、粱糗は粟の乾飯なり、腶脯はほじゝとて此方の干魚の類なり、

喜曰、何其給也、對曰、器成而具、

【註】具此醴糧、

喜○轅頗が大きによろこびて、その方はどうしてこの品を手あてして來たぞとなり、○對○これが風諫である、このやうな物をたくはへおきましたは以前のことで、かの器物どもを多くこしらへ玉ひしとき、もはや旅行の用意にこのものを手あてしておきましたと云つた、これは民をしぼりとつて大器をつくられたゆゑに、今このやうに他國をさまよはるゝと云ことである、

曰、何不吾諫、對曰、懼先行、

【註】恐言不從、先見逐、

曰○それほどによく知て居たならば、なぜその時にいさめなんだとなり、○對○その時分に中々御承引のあるべき體にはみえ玉はなんだ、若し諫だてをして私から先きへ逐出されうと存じて、それが恐ろしさにだまつて居たと云たなり、

爲郊戰故、公會吳子伐齊、

【註】欲以報也、

先に齊より伐て郊まで押よせたを哀公の無念に思ひて、吳王をたのみて返報をいたさるゝである、

五月克博、壬申、至于嬴、

【註】博、嬴、齊邑也、二縣皆屬泰山、

五○齊の領分の魯に接したる邑を伐て國都へよせるである、

中軍從王、

【註】吳中軍、

中○吳の中軍は吳王にしたがふ、

胥門巢將上軍、王子姑曹將下

小性が逃もせず共に討死してともにはうむりた、

孔子曰、能執干戈以衛社稷、可無殤也、

【註】時人疑童子當殤、

孔。ほめ玉ひて童子の分としてよく大刀をとりて國をまもれるものかな、殤には葬るまじきものなりとの玉ひた、これは上殤中殤下殤と云て若年者の年齢にしたがふ禮あるなり、この小性は大人のはたらきをなしたれば、幼年の喪禮にはなるまいとのことなり、

冉有用矛於齊師、故能入其軍、

孔子曰、義也、

【註】言能以義勇、不書戰、不皆陳也、不書敗、勝負不殊、

冉。これ等が簡古によく書ける文である、今度のたたかひは冉求が齊の師に對してよく長柄をもちひられた故に手もなく打かちて齊の軍に入られたとなり、合戰の得手方とみえた、此方でいへばいつでもたたかひには長柄を以て敵をたゝきふせて利をえられた、冉求も矛つかひであつたさうな、○孔。勇を以てかちたるは義なりと云てほめ玉ひた、

夏、陳轅頗出奔鄭、初轅頗爲司徒、賦封田以嫁公女、

【註】封内之田、悉賦稅之、

追出されて鄭へ行た、この轅頗と云男は聚斂の臣で、司徒の官のときに國中の百姓にあて金をあてゝ、高役に應じて金子を出させ陳の女子を嫁した、

有餘、以爲己大器、

【註】大器鐘鼎之屬、

有。そのあつめたる金子の餘計を以て己れが物にして、さまぐの寶器をこしらへて脩りた、

國人逐之、故出、道渴、其族轅咺進稻醴粱糗腶脯焉、

【註】糗、故飯也、

は軍上手にきはまつた、

齊人不能師、

【註】不能整其師、

○齊　齊人の陣所陣所がみだれてしどろになつて整はぬである、

宵諜曰、齊人遁、

【註】諜、間也、

○宵　魯の夜まはりの者が來りて、齊の軍兵は逃支度すると注進したなり、

冉有請從之三、季孫弗許、孟孺子語人曰、我不如顏羽、而賢於邴洩、

【註】二子與孟孺子同車、

○冉　冉求は追駈て伐とめたいとのぞみて三度まで云たれども、季氏がゆるされなんだ、○孟　戰場よりしりぞき人への物がたり、今度子が車を同うしたる三人の勝劣をかんがうるに、我は御者の顏羽ほどに勇は及ばねども、車右の邴洩にはまさりた、

子羽銳敏、

【註】子羽、顏羽、銳、精也、敏、疾也、言欲戰、

そのゆゑは顏羽は精兵にてたゝかひたく思ひ、

我不欲戰而能默、

【註】心雖不欲、口不言奔、

我は又たゝかひは欲せねども、さすが逃まいかとも云はれず默て居た、心の内には早くにげたく思うて居たところを、

洩曰驅之、

【註】言驅馬、欲奔、

○洩　邴洩はこらへかねて、馬にむちうちて驅させよと云たゆゑに逃れかへつたと云た、

公爲與其嬖僮汪錡、乘、皆死、皆殯、

【註】皆、俱也、

○公　自分の氣に入の小兒性と車にのつて出た、この

孟之側後入、以爲殿、

【註】之側、孟氏族也、字反、

孟　論語に功にほこらぬと云て孔子もほめ玉ひた、退くに至て總軍の後とにしたがつて引た、これ戰場にては功名とすることなり、進むときは先陣し一番鎗を功とす、又しりぞくときは軍後を功とすれば、孟之反も我こそ軍後なれば殿りなりと云べき所を存の外功名貌をこのまぬ人で、

抽矢策其馬曰、馬不進也、

【註】不欲伐善、

箙より矢をぬき出して鞭として馬にあてゝ云やうには、このやうに後るゝのではなかりつれども、この馬が歩かぬゆゑに後れたと云うた、

林不狃之伍曰、走乎、

【註】不狃、魯士、五人爲伍、敗而欲走、

林　魯の士卒なり、伍は一組の者どもが云には、戰やぶれたれば走らうと云うたである、

不狃曰、誰不如、

【註】我不如誰而欲走、

不　誰におとらぬ予なれば逃ることはないと云た、

曰、然則止乎、不狃曰、惡賢、

【註】言止戰惡足爲賢、皆無戰志、

曰　左やうならば踏とゞまりてふせぎ玉ふものかとなり、○不　どうして人より抽出でゝすぐれた者と云はれんや、左やうに云はれずともよいと云た、さしてたゝかふ志もないゆゑなり、

徐步而死、

【註】徐行而死、言魯非無壯士、但季孫不能使、

徐　後ろより追ひ來る敵をふせぐでもなく、又はやく逃ることもせず、そろ〳〵と歩みて敵に伐れて死だ、これなどは勇士ではあれども、魯國の季氏が仕方をうとみて忠をはげむ心もくじけ、君は尙さら闇君なれば面白からずして死したものなり、

師獲甲首八十、

【註】冉求所得、

師　冉求が手へは甲首を八十討とつたとなり、冉求

上たる人に謀計はなく、士たるものも討死せんずる人もなくては、○何 國民ををさむることはなるまい、○吾 われ既に人の事を此のごとく批判を云ふ上は、自分より先づつとめずしてはならぬと云て、討死と必して出かけた、

師及齊師戰于郊、齊師自稷曲、

【註】稷曲、郊地名、

師 魯の勢と齊の軍兵と郊野にて對陣したである、齊は稷曲と云口より出た、

師不踰溝、樊遲曰、非不能也、不信子也、請三刻而踰之、

【註】與衆三刻約信、

師 魯の勢は前に淺川をあてゝひかへたり、この川をこゆれば齊とたゝかふである、○樊 この川をおそれて得わたさぬではない、士卒が足下の令をまだ信せぬゆゑなればいよ／＼越してたゝかへと三度刻約あつたらばみな踰るであらうとなり、子は冉求を云、刻は物をきりきざむ如く屹とわけを立るを刻約と云、必らず川をわたすに極められよと云こと、

如之、衆從之、

【註】如樊遲言乃踰溝、

如 冉求がその通りにしたれば、衆兵がみなしたがひてわたりた、

師入齊軍、

【註】冉求之師、

師 冉求が師は齊の軍中へ先陣にかけこみた、宇治川のありさまであるなり、

右師奔、齊人從之、

【註】逐右師、

右 はじめ出るときにやう／＼五日かゝりた體なれば、元來すゝまぬ軍ゆゑに一番に奔りにげた、○齊つゞきて追うた、

陳瓘陳莊涉泗、

【註】二陳、齊大夫、

陳 齊の大夫どもが川をこえて追來るなり、

【註】雖年少能用命、有子、冉求也、

季。左右の二軍をみまはして云には、樊須は弱年なれば心元ないとなり、○有 年は若けれどもよく命を用ひてつかはるゝ男なりと云た、

季氏之甲七千、冉有以武城人三百、爲己徒卒、

【註】歩卒、精兵、

季。季氏が甲士は七千人あるに、冉求が武城の精兵三百人を己が徒士としてそなへた、

老幼守宮、次于雩門之外、

【註】南城門也、

老。城をまもる者どもは老人或は幼弱のものばかりである、南城門の外にやどりて居る、

五日、右師從之、

【註】五日乃從、言不欲戰、

五。右師の軍兵どもは五日目におづ〳〵出た、これは戰をのぞまぬゆゑに尻ごみばかりして居るである、

公叔務人、

【註】務人、公爲、昭公子、

見保者而泣、

【註】保守城者、

公。老幼のものどもまで狩出されたる體をみて泣て云には、

曰、事充、

【註】繇役煩、

傜も事のわづらはしきことかな、

政重、

【註】賦稅多、

賦稅の取りやうは重く、

上不能謀、士不能死、何以治民、

吾既言之矣、敢不勉乎、

【註】既言人不能死、己不敢不死、

やがて叔孫武叔が出で來て、冉求〳〵と呼出して、今度の合戰のはかりごとは如何するぞと問うた、

對曰、君子有遠慮、小人何知、懿子强問之、對曰、小人慮材而言、量力而共者也、

【註】言子所問非己材力所及、故不能言、

對。冉求が答へに、御歷々方の上にこそは遠き慮りもあるべけれ、私どもの下々の分として何をか知らうや、何にも分別には及ばぬと云た、○懿　孟懿子が是非はかりごとを云へと云た、○對　私式小人は己が持分の材一ぱいをはかりて言ひ、力だけをはかりて事に共するまでのことなれば、用にたつ分別もござらずと云て兎角云はぬである、

武叔曰、是謂我不成丈夫也、

【註】知冉求非己不欲戰、故不對、

武。彼は云はぬと云も、我々を丈夫でない相談するには足らぬとおもうて云はぬで有らうとなり、得たかふまいと思はれたは無念な、さらば出陣をもようさうと云て、

退而蒐乘、

【註】蒐、閱、

退。勢ぞろへをしたである、乘は兵車のしらべをすることなり、

孟孺子洩帥右師、

【註】孺子孟懿子之子、武伯彘、

顏羽御、邴洩爲右、

【註】二子、孟氏臣、

冉求帥左師、管周父御、樊遲爲右、

【註】樊遲、魯人、孔子弟子樊須、

孟。誰々とさだめたである、

季孫曰、須也弱、有子曰、就用命焉、

やめ玉ひ、この上はたゞ三家の内一人出陣して師をひきゐ、城を背にして切て出でゝたゝかひ玉へ、そのあとに屬して出られぬ輩は魯人の詮はない、それは魯の臣ではないと云ものとなり、

魯之羣室、衆于齊之兵車、

【註】羣室、都邑居家、

魯○今この魯國において、高知を領し邑をひかへたる諸歴々の諸家は、よせ手の車數よりは多い、齊の軍兵も知れたものなれば、

一室敵車優矣、子何患焉、二子之不欲戰也宜、政在季氏、

【註】言二子恨季氏專政、故不盡力、

當國の大臣一室で、齊の兵車一乘に對しては優々としてあまりあるなり、○子何○何にも氣づかひ玉ふことはない、○二○二子のいやと云てたゝかひを欲せぬと云も尤である、つねぐ政事を彼らにたづさはらせず、季氏一家にてなさるゝゆゑ此節力をつくさぬはずである、

當子之身、齊人伐魯、而不能戰、子之耻也、大不列於諸侯矣、季孫使從於朝、

【註】使冉求隨己之公朝、

當○これはみな御前にあて付たる仕方なり、○齊○今齊より伐ちに來たるを敵の心のまゝにさせて、防戰もせでは畢竟御前のはぢである、しかれば大に諸大名にあざけり笑はれて、魯は大名の一列はなるまいと云てはげみを付た、○季○冉求にいさめられて尤と思うてはかりごとをなし、冉求をつれて登城して、

侯於黨氏之溝、

【註】黨氏溝、朝中地名、

黨氏の溝に冉求をひかへさせておき、殿中にてはかりたれば、

武叔呼而問戰焉、

【註】問冉求、

齊の國氏が將として魯を伐んと志して、淸と云ところまで來たと云ふ評判である、

季孫謂其宰冉求、

【註】冉求、魯人、孔子弟子、

季。この時分孔門の冉求は、魯の季氏につかへて家の宰となつて居たに付て、主人季孫が冉求へ相談して云には、

曰、齊師在淸、必魯故也、若之何、

求曰、一子守、二子從公、禦諸竟、

季孫曰、不能、

【註】自度力不能使二子禦諸竟、

齊の軍兵が淸まで來て居ると云ことである、これは必定外の國を伐つとのことではない、魯を伐つとのことであらうが、これは何とせうぞとなり、○求。冉求がはかりごとには爰へ押よせられてはむづかしいことなれば、三家の内一子は都城をまもり玉ひ、二子は魯君の供奉して國竟まで出むかうて防戰し玉へと云た、○季。それはどうもいかぬことであるとなり、二子のものに出でゝふせげと云たりとも、中々出ようとは云まいとなり、

求曰、居封疆之間、

【註】封疆、竟内近郊之地、

求。左やうならばせめてこの方の竟内まで出でゝ居られよ、

季孫告二子、

【註】二子、叔孫孟孫也、

季。孟叔の二子に出てふせがれよと云たれば、

二子不可、求曰、若不可、則君無出、一子帥師、背城而戰、不屬者、非魯人也、

【註】屬、臣屬也、言不戰爲不臣、

兩人ともにいやと云て承引せぬなり、これ季氏がつねぐ\威をふるうて、三家ともに不和なるゆゑ承知せぬなり、○求。冉求が承知なくば魯君の御出陣は

兎角力づくを以てあらそはせ玉ふはよろしからぬことである、○民無益のたゝかひを企て國民をくるしめて、何の罪もないものどもを討死させうより、我はしりぞきて足下の威名を立てん、足下も其を功に立て引とられよ、たがひに德をつとめて民をやすんぜんと云て、人數を引とつて國にかへつたとなり、

【經】十有一年、春、齊國書帥師伐我、

魯へせめ來たなり、

夏、陳轅頗出奔鄭、

【註】書名、貪也、

告文なり、

五月、公會吳伐齊、

解に不及、

甲戌、齊國書帥師、及吳戰于艾陵、齊師敗績、獲齊國書、

【註】公與伐而不與戰、艾陵、齊地、

吳よりの告文なり、

秋、七月、辛酉、滕子虞母卒、

【註】無傳、赴以名、故書之、

告文なり、

冬、十有一月、葬滕隱公、

【註】無傳、

葬りに會した、

衞世叔齊出奔宋、

【註】書名淫也、

告文なり、

【傳】十一年、春、齊爲鄎故、

【註】鄎在前年、

前年魯侯も吳王にしたがうて齊の鄎へ押よせられたを憤りて、

國書高無丕帥師伐我、及清、

【註】清、齊地濟北盧縣東有清亭、

す軍なれば、この上に又卜なふには及ばぬ、

事不再令、

【註】再令瀆也、

○事不　命令は一度屹と云わたせばすむ、それを再びして觸なをしては人がなれてあなどるに至る、

卜不襲吉、

【註】襲重也、

○卜　卜も一度吉と出たるをまた卜なうてみると云ことは、疑心にして決してせぬことである、

行也、於是乎取犂及轅、

【註】犂一名隰、濟南有隰陰縣、祝阿縣西有轅城、

危ぶむことはないほどに行けと云て押よせた、はたして二邑をとつて克ちてかへつた、

毀高唐之郭、侵及賴而還、

○毀　所々を侵してかへつたである、

秋吳子使來復儆師、

【註】伐宋未得志故、爲明年吳伐齊傳、

先だつてせめたれども十分に志をえなんだと云て、また魯へ兵を出せ齊を伐つぞと下知しておこした、

冬楚子期伐陳、

【註】陳卽吳故、

吳にしたがふを憎みて伐つた、

吳延州來季子救陳、謂子期曰、

二君不務德、

【註】二君吳楚、

○吳　吳の季札が陳の加勢に來り敵方の子期に向て云には、今足下の君楚王にも、この方の國主吳王にも、たがひに德をつとめんとは成されずして、

而力爭諸侯、民何罪焉、我請退、

以爲子名、務德而安民、乃還、

【註】季子吳王壽夢少子也、壽夢以襄十一年卒、至今七十七歲、壽夢卒、季子已能讓國、年當十五六、至今蓋九十餘、

【傳】十年、春、邾隱公來奔、齊甥也、故遂奔齊、

【註】終子貢之言、

呉にとらへられたるを逃て魯へ來られたれども、齊は家門の國なりと云て、それより齊へ奔られたなり、

公會呉子邾子郯子、伐齊南鄙、師于鄎、

【註】鄎、齊地、邾郯不書、兵并屬呉、不列於諸侯、

魯は齊を伐つことはいやなれども、呉の威におどされて皆したがうて齊を侵した、

齊人弑悼公、赴于師、

【註】以說呉、

○齊 君の所爲なりと云て、一家中のものが內々君を弑して呉へ云わけをして免れたである、

呉子三日哭于軍門之外、徐承帥舟師將自海入齊、齊人敗之、呉師乃還、

【註】承、呉大夫、

○呉子 敵なれども葬禮は行うて、軍門の外にて三日哭せられたとなり、○徐 呉の大夫の徐承と云男は、舟師を催うして海上よりせめ入たれども、これは齊人に攻やぶられてかへりたである、その由を聞て呉王も引かへられた、

夏、趙鞅帥師伐齊、

【註】經書侵、以侵告、

前に齊を伐たば吉なりと出たるゆゑに、つひに伐ちに出たである、

大夫請卜之、趙孟曰、吾卜於此起兵、

【註】謂往歲卜伐宋不吉、利以伐姜、故今興兵、

○大 出陣の吉凶を卜なはうと云たれば趙孟が云には、吾前年の卜に齊を伐て吉と云ことをきはめて起

魯へ來た、

公會呉伐齊、

【註】書會、從不與謀、

呉に附きしたがはれたなり、

三月、戊戌、齊侯陽生卒、

【註】以疾赴、故不書弒、

告文なり、

夏、宋人伐鄭、

【註】無傳、

告文なり、

晉趙鞅帥師侵齊、

告文なり、

五月、公至自伐齊、

【註】無傳、

廟告した、

葬齊悼公、

【註】無傳、

葬りに會したなり、

衞公孟彄自齊歸于衞、

【註】無傳、書歸齊納之、

告文なり、

薛伯夷卒、

【註】無傳、赴以名、故書、

告文なり、

秋、葬薛惠公、

【註】無傳、

葬りに會したなり、

冬、楚公子結帥師伐陳、

告文なり、

呉救陳、

【註】季子不書、陳人來告、不以名、

告文なり、

存せぬと云た、これは齊のことを云はぬは元來齊のことにはかゝはらぬことなれば、火德をたんだへて云には及ばぬゆゑなるべし、

陽虎以周易筮之、遇泰䷊之需、䷄

【註】乾下坤上泰、乾下坎上需、泰六五變、

○陽　魯の亡人が周易を以て筮をとつたれば泰の卦が需に之た、

曰宋方吉、不可與也、

【註】不可與戰、泰六五曰、帝乙歸妹以祉、元吉、帝乙紂父、立爲天子、故稱帝乙、陰而得中、有似王者嫁妹、得如其願、受福祿而大吉、

○曰　坎上なれば宋は吉なりとみゆれば、與に敵對はなるまいとなり、元とこれが吉の卦なるゆゑなり、

微子啓、帝乙之元子也、宋鄭、甥舅也、

【註】宋鄭爲昏姻甥舅之國、宋爲微子之後、今卜得帝乙卦、故以爲宋吉、

○微　この宋の始祖をたづねて云へば、上の卦の辭に出たる帝乙の末なり、

祉、祿也、若帝乙之元子、歸妹而有吉祿、我安得吉焉、乃止、

【註】吉在彼、則我伐之爲不吉、

○祉　これが易の辭を再釋するである、周易に祉ありと云祉は祿にして、この吉祿は宋のことであれば、この方の吉にはならぬと云た、そこで加勢を止たである、

冬、吳子使來儆師伐齊、

【註】前年齊與吳謀伐魯、齊既與魯成而止、故吳恨之、反與魯謀伐齊、

全體魯を伐つしらべであつたるを齊が出しぬいて魯と和したゆゑ、吳王が怒りて引かへて魯の軍をとゝのへて、齊を伐たうと云ひこされた、

【經】十年、春、王二月、邾子益來奔、

北方水位、
此は姜は齊の姓ゆゑ伐てよし、宋は子姓なれば伐ては不吉とみゆると云た、これは齊は炎帝氏の後ゆゑ火を以て陽とす、宋は殷の後にて子姓なるゆゑ子商と云た、子は北方子の方は水位なれば、水のさかんなるを考へあはせて伐たれぬと占うたである、○史これ又齊を伐て利あることを云、盈は趙氏が姓にてこの盈と云も水の名であるとなり、又宋の姓の子は北方にて水位なれば坎の卦にあたるとなり、

名位敵、不可干也、

【註】二水俱盛、故言不可干、
然れば名と位とが敵配するなれば、水に水が合うてさかんなれば干されぬ、しかる上は宋には敵對ならぬである、

炎帝爲火師、

【註】神農有火瑞、以火名官、
炎○火德を以て王たり、

姜姓其後也、水勝火、伐姜則可、

史趙曰、是謂如川之滿、不可游也、

【註】既盈而得水位、故爲如川之滿、不可馮游、言其波流盛、
その末孫は齊の姜姓なれば、水二つを以て火をふせげば勝つに必したれば、姜氏を伐玉はゞ吉ならんとなり、○史　又趙が占には、盈氏と子姓となれば、水の盈た上に又水を得たとあれば、川水の滿ちその流れがさかんにして游がれぬやうなと占うた、

鄭方有罪、不可救也、

【註】鄭以嬖寵伐人、故以爲有罪、
鄭○その上に考ふるには鄭はすくはれまいとなり、

救鄭則不吉、不知其他、

【註】救鄭則當伐宋、故不吉也、
如何と云に人の國を侵したゆゑに、その報に伐たるゝことなれば、これは鄭の自分に作りたる罪である、此によつてすくうては不吉ならん、その外のことは

宋公伐鄭、

【註】報雍丘、

雍丘をさわがせたと云うて、その返報に鄭を伐たである、

秋、吳城邗、溝通江淮、

【註】於邗江築城、穿溝、東北通射陽湖、西北至宋口入淮、通糧道也、今廣陵韓江是、

あらたに枝城をいとなみて、城下に掘わりをして江水淮水に通ぜしめて、兵糧運送の自由なるやうにしたである、此のごときを名城とすることである、山城の嶮岨なるは粮米にことを缺くものなり、

晉趙鞅卜救鄭、遇水適火、

【註】水火之兆、

鄭が伐るゝによつて加勢を出さうとて、卜なうたれば水適火と云兆が出た、

占諸史趙史墨史龜、

【註】皆晉史、

占。以上三人は晉の史官なり、この三人にこの兆を占候させたである、

史龜曰、是謂沈陽、

【註】火陽得水、故沈、

史。龜がうらなつて云には、火は陽なり水に過たれば陽のしづんだである、

可以興兵、

【註】兵、陰類也、故可以興兵、

陽がしづめば陰はさかんになるゆゑ、則ち陰類たる兵をおこして吉とみゆる、

利以伐姜、不利子商、

【註】姜、齊姓、子商、謂宋、

且つ姜を伐つに利ありて、子商を伐つは不利なりとうらなうた、

伐齊則可、敵宋不吉、史墨曰、盈、水名也、子、水位也、

【註】趙鞅姓、盈、宋姓子、水盈坎乃行、子姓又得

【註】瑕請取於他國也、

請○許瑕が待かねて、左あらば今戰國の時分なれば他國を侵して取たきと云たれば、それは心まかせに致せと云た、

故圍宋雍丘、宋皇瑗圍鄭師、

【註】許瑕師、

故○それより思ひ付て宋の雍丘と云ところをかこんで取にかゝりた、○宋○宋よりもその分にしてはおかれずして後詰をして、許瑕が取まいて居る外とまはりを又後より取まいたである、

毎日遷舍、

【註】作壘塹成輒徙舍、合其圍、

毎○せめることはせずに郭亂杭をかまへて、一箇所築ては次へうつり〳〵して、

壘合、鄭師哭、子姚救之、大敗、

【註】子姚武子賸也、

初めの亂杭まで築合せた、これを壘合と云ふなり、鄭の人數を籠まきにして何方よりも出られぬやうにしたのである、○鄭○鄭の人數がもはや前後に敵をうけては、逃るべき術がなくして一度にどつと哭した、○子○武子もすてゝはおかれず、加勢に出て大きに敗軍した、

二月、甲戌、宋取鄭師于雍丘、使有能者無死、

【註】惜其能也、

二○鄭の人數をのこらずとらへた、下知を出して敵人の内に才能ある者は、ころすな、自殺もさするなと云た、

以郟張與鄭羅歸、

【註】鄭之有能者、

以○多くの人の中にてたゞ二人能者があつて連れかへつたである、道なき貪欲をして大きなる禍をまねきたなり、

夏、楚人伐陳、陳即呉故也、

この方をすてゝ呉の下に付たと云て伐たとなり、

冬。かの妹が氣に入たゆゑ奪うた邑をかへされた、

【經】九年、春、王二月、葬杞僖公、

【註】無傳、三月而葬、速、
葬りに會したなり、

宋皇瑗帥師取鄭師于雍丘、

【註】書取覆而敗之、雍丘縣、屬陳留、
告文なり、

夏、楚人伐陳、

告文なり、

秋、宋公伐鄭、

告文なり、

冬、十月、

【傳】九年、春、齊侯使公孟綽辭師于吳、

【註】齊與魯平、故辭吳師、
はじめには齊より吳へ加勢を賴んだゆゑ、吳もまだ魯に志を得ぬ折からなれば、よろこんで伐たうと思うて居るところに、存じの外齊公は望の女をえて魯と和し、また使を以て吳へことわりを立られた、

吳子曰、昔歲寡人聞命、今又革之、不知所從、將進受命於君、

【註】爲十年、吳伐齊傳、
吳。先年は魯を伐てとの仰をかうむりたに今又あらため玉ひた、此では何れの仰せにしたがうてよいかその意を得ぬによつて、これは參を以て御內存をうけ玉はらうと云た、存の外なる不和に成たとなり、

鄭武子賸之嬖許瑕求邑、無以與之、

【註】賸罕達也、瑕、武子之屬、
武子賸が出頭人の許瑕と云ものが、知行處をまして玉はれとねがひ求れども、思ふやうなる明地もなかりたかして與へなんだ、

請外取、許之、

齊よりも來てあらためた、

且逆季姬以歸、嬖、

【註】季姬、魴侯所通者、

さてつひに康子が妹をつれてかへつて、殊の外齊侯の愛せられたである、

鮑牧又謂羣公子曰、使女有馬千乘乎、

【註】有馬千乘、使爲君也、鮑牧本不欲立陽生、故諷動羣公子、

この齊の鮑牧は當齊侯を立ることは全體否やにおもふたれども、力及ばずしたがうて居た、このたび又羣公子の內をおだてゝ叛逆をすゝむるである、予がはかりごとを用ひ玉はゞ、車千乘に駕する程の馬の持てるやうにせんと云た、これは君にせうと云言なり、

公子愬之、公謂鮑子、或譖子、子姑居於潞、以察之、

【註】潞、齊邑、

公　これを齊侯へ愬へられた、○公　だまして鮑子へ云はるゝには、或人がその方がことを予に讒する程に、その方はまづ當分は潞へしりぞきて事の實否を察せよ、

若有之、則分室以行、若無之、則反子之所、出門、使以三分之一行、半道、使以二乘、及潞、麇之以入、遂殺之、

【註】麇、亦束縛、

いよ〳〵讒言のとほりならば、家財を分て半分もつて他國へ立去れ、もし無實の言にて何ごともなくば、本のとほり役にかへれとなり、○出　鮑牧が城門を出るとき三分一にして行かせられ、半道まで行たときたゞ車二乘をしたがへさせたなり、○及　潞へ行きつくや否や縛て打首にせられた、

冬、十二月、齊人歸讙及闡、季姬嬖故也、

先君景侯の妾なり、

曰、安孺子之黨也、六月、齊侯殺胡姬、

【註】傳言齊侯無道、所以不終、

茶が一味なりと云たれば齊侯の ころされた、非道なことをせられた、

齊侯使如吳請師、將以伐我、乃歸邾子、

【註】齊未得季姬、故請師也、吳前爲邾討魯、懼二國同心、故歸邾子、

齊侯のまだ康子が妹を手に入れぬをいかりて、吳へ援兵を乞うて魯を伐たうとした、○乃 先達て魯へ邾子をとらへたを吳から討たゆゑ、久しくとめおきて兩國が云あはせて伐てば魯の滅亡なれば、早々邾子をかへしたとなり、

邾子又無道、吳子使大宰子餘討之、

【註】子餘、大宰嚭、

邾 魯よりかへりてもまだ心がなをらで、今度はまた吳王に伐れた、

囚諸樓臺、栫之以棘、

【註】栫、擁也、

吳の囚人になつた、吳よりきびしく召籠めて棘を垣にして出入を止めた、

使諸大夫奉大子革以爲政、

【註】革、邾大子、桓公也、爲十年、邾子來奔傳、

使 大子の革と云を守りたてさせて、邾の政事をいたさせたとなり、

秋、及齊平、九月、臧賓如如齊涖盟、

【註】賓如、臧會子、

齊魯和して魯よりも齊の判本見に行く、

齊閭丘明來涖盟、

【註】閭丘明、嬰之子也、盟不書、諱略之、

やがて歸るであらうほどに、今少しまたれよと云た、
○弗 魯人がこの云分をもちひなんだゆゑ、是非なく景伯が載書の具をもたせて、萊門まで出てちかはうと云た、

乃請釋子服何於吳、吳人許之、以王子姑曹當之、而後止、

【註】釋、舍也、魯人不以盟爲了、欲因留景伯爲質於吳、既得吳之許、復求吳王之子以交質、吳人不欲留王子、故遂兩止、

○乃 盟ふばかりでは吳人が合點すまいと思うて、景伯を吳にとゞめて人質にいたさうと云たゆゑに吳人がゆるした、吳人に許容させておきて、吳の王子を景伯の當りまへに魯にあづかり度と云た、吳人もこれにこまりてたがひに人質はやめたである、

吳人盟而還、

【註】不書盟、恥吳夷、

○吳 盟ばかりでかへつた、

齊悼公之來也、

【註】在五年、

魯へ奔りて來て居らるゝ内に、

季康子以其妹妻之、即位而逆之、季魴侯通焉、

【註】魴侯、康子叔父、

季康子が妹を齊侯に妻せた、○即 齊にかへりて君となつて逆へに人を差こされた、○季 その内に季魴侯と云ものとこの妹が密通して、

女言其情、弗敢與也、齊侯怒、夏、五月、齊鮑牧帥師伐我、取讙及闡、

その通りを兄に打あけて實情を云たれば、康子が左あらばと云て齊侯へは止てあたへまいと云た、そこで齊侯のいかりて、○夏五月 その意趣で魯を伐れ二邑をうばゝれたとなり、

或譖胡姫於齊侯、

【註】胡姫、景公妾、

【註】三百人行至稷門、

及○右の三百人がつめかけた、

或謂季孫曰、不足以害呉、而多殺國士、不如已也、乃止之、呉子聞之、一夕三遷、

【註】畏微虎也、

或○季氏へ或人が云には、呉は害することはとても及ぶまいに、なまじいなる合戰をして多くの國士をころさうよりは、已むるに如くはないとなり、○乃つひに止むになつた、○呉　呉王は微虎がはかりごとを聞てびつくりして、三遷とは夜中に陣所を三度までかへられた、夜討をおそれてなり、

呉人行成、

【註】求與魯成、

呉○たがひに止る氣になつたゆゑ、呉よりも和解をのぞんで、

將盟、景伯曰、楚人圍宋、易子而食、析骸而爨、

【註】在宣十五年、

盟はうと云た、○景　今この處にてちかつては押よせられて盟ふことなれば、城下の盟で魯の大きなる恥である、此によつて景伯が云には、先年楚人が宋をかこみたるときに、宋ははなはだ困みて子を取りかへて食ひ骨を薪としたる體に至てさへ、

猶無城下之盟、我未及虧、而有城下之盟、是棄國也、呉輕而遠、不能久、將歸矣、請少待之、弗從、景伯負載、造於萊門、

【註】以言不見從、故負載書、將欲出盟、

猶城下の盟はいたさなんだ、○我　殊にこの方はさしたる缺け目もなくて城下の盟を行うては、もはや魯國をすてると云ものなれば肯せぬがよい、○呉　全體呉國の人の心は輕はづみにして、殊更遠國のことなれば、久しくは得とゞまり居ることはなるまい

【註】公賓庚公甲叔子、弁析朱鉏爲三人、皆同車、傳互言之、

公賓庚。爰の三人は同車にのりたを傳文には互違ひにかゝれた、夷と云ところで吳人とたゝかつて、三人の內二人は生どられた、

獻於王、王曰、此同車、必使能、國未可望也、

【註】同車能俱死、是國能使人、故不可望得、

獻。吳王へ獻したれば、吳王のこの者どもは同車のものなれば、一車をすてずに俱に生どらるゝと云は、士卒の使ひやうがよいゆゑなり、中々魯國はたやすく得ることはのぞまれぬとなり、一車の內一人缺ても殘りの人はかへらぬ法なり、法がやぶれては軍政がたゝぬなれども、これは棄てぬと見えて一所に生どられた、

明日、舍于庚宗、遂次于泗上、微虎欲宵攻王舍、

【註】微虎、魯大夫、

明。段々に魯の國都へおしよせすゝみて泗上に次りたなり、これは城の北の方なり、○微　これより魯の軍者が切て出るなり、微虎と云大夫が夜討を以て吳王のやどられたる本陣をせめようとするである、この方の塙團右衞門が大坂で夜討をもよふしたると一般なり、

私屬徒七百人、三踊於幕庭、

【註】於帳前設格、令士試躍之、

私。密々に己が與力同心の內士卒を七百人すぐり出して、○三　と云は帷幕の下にたかく材木をよこたへて、これを試に三度づつ飛こえさせるである、これ勇力のなきものはえ飛こえぬである、

卒三百人、有若與焉、

【註】卒、終也、終得三百人任行有若、孔子弟子、與在三百人中、

卒。見事にとびこえたる者どもが三百人あつた、この內に孔門の有若もあづかりたとなり、これはすぐれたる勇士どもなり、

及稷門之內、

克之、

【註】鄙人敎呉必可克、

及○しかるに今呉より魯をせめに來たに付て、かの鄙人が武城の人にうらみがあるに因て、みちびきて云には、武城をうたれよ必ず克ち玉はんとすゝめた、

王犯嘗爲之宰、澹臺子羽之父好焉、國人懼、

【註】王犯、呉大夫、故嘗奔魯、爲武城宰、澹臺子羽、武城人、孔子弟子也、其父與王犯相善、國人懼其爲内應、

王○まだ氣ぶさいなことが一つある、呉の大夫犯と云が前方魯へ來て居てこの武城の宰をつとめた、また武城の人に澹臺子羽と云人の父とかの王犯とは至て中がよかりたゆゑ、この子羽が父がもし内通はせまいかと云て國人が大分氣づかふた、

懿子謂景伯、若之何、對曰、呉師來、斯與之戰、何患焉、且召之而至、又何求焉、

【註】言犯盟伐邾所以召呉、

懿○魯の孟懿子が事急に及だゆゑ、景伯にこれは何とせうと云たなり、○對○景伯少しもさわがぬ、今に及で何とするものぞ、呉の師が來たらば合戰するまでなり、何にもうれふることはないと云ふた、○且その上この師はもとめて召きよせたるものなれば、至るは覺悟の前なり、先達て邾を伐つはわるいと云たは爰のことである、又何をかもとめんやこれを求めたであると云た、

呉師克東陽而進、舍於五梧、明日、舍於蠶室、

【註】三邑、魯地、

呉○段々魯の邑をせめやぶりて進みよせて、蠶室と云邑にやどりた、

公賓庚公甲叔子與戰于夷、獲叔子與析朱鉏、

死する風なり、

諸侯將救之、未可以得志焉、晉與齊楚輔之、是四讐也、

【註】與魯而四、

諸。その上に諸侯のすくひも多いであれば、伐玉ひたりともまだ存分にはまゐるまいとなり、○晉魯國の同盟の內でもこの三國がたすくるからは、彌々伐ち玉ふと云になつたらば、魯とあはせて四國の敵に對すると云ものなり、

夫魯、齊晉之脣、脣亡齒寒、君所知也、不救何爲、三月、吳伐我、子洩卒、故道險、從武城、

【註】故由險道、欲使魯成備、

夫。二國が齒なれば魯は脣のやうなものなり、脣亡れば齒寒しと云ことは元來君御存知のことなれば、すくはで何と致さうと云た、○三。つひに魯を伐つにきはまりて、公山不狃を案內とした、○故。不狃がまはり路をさせて、はなはだ難所を案內して魯の武城へかかりて行くである、この內に魯人によく防禦の支度をさするである、

初武城人或有因於吳竟田焉、

【註】僑田吳界、

初。魯の武城のものが、以前吳の國の田へあそびに出た、

拘鄫人之漚菅者曰、何故使吾水滋、

【註】鄫人亦僑田吳、滋濁也、

拘。鄫の人も吳の田野へ出て菅をさらしたれば、武城の人がなぜこの方の淸水をにごらすぞと云て拘へたである、これは武城の人がつまらぬ仕方である、自分等が境內なれば尤なれども、己れも僑りて來て居ていらざる人の僉議をするである、僑田と云は借りて野遊びするを云、

及吳師至、拘者道之以伐武城、

君のものなれば私に有すべからざるなり、
所レ託也則隱、
【註】昔所ニ因託一則爲レ之隱レ惡、
所。舊と託したるところのことは何ごとも隱すが本意である、
且夫人之行也、不下以ニ所レ惡廢上レ鄉、
【註】不下以ニ其所レ怨惡一廢中棄其鄉黨之好上、
且。うらみがありて惡いとて、故鄉をすてると云は致さぬことであるとなり、
今子以ニ小惡一而欲レ覆ニ宗國一、不ニ亦難一乎、
【註】輒、魯公族、故謂ニ之宗國一、
今。今足下には少しの惡みがあればとて、先祖の宗國をくつがへさうと致さるゝことはあるまじきことではないか、
若使ニ子率一、子必辭、王將レ使レ我、子張病レ之、
【註】子張、輒也、
若。この上は若し足下を命じて鄉導とするならば、こなたは辭退めされよ、そのときには吳王の我に命ぜらるゝであらう、吾が命を聞ならば存じよりがあると云た、こゝの率ると云は大將のことではない案內させるを云、○子。叔孫もこれはわるいことを云たと思うてうれへた、
王問ニ於子洩一、
【註】子洩、不狃、
王。不狃が了簡を問れたである、
對曰、魯雖レ無レ與立、
【註】緩時、若レ無ニ能自立一、
對。この返答はよいである、成ほど魯國の風俗と云は平生をさまりたときには、與に立つものもなきやうにて亡びやすく見ゆれども、
必有ニ與斃一、
【註】急則人人知レ懼、皆將ニ同死戰一、
事急なるにいたつては、又人々が一命ををしまず伐

くあふた、

吳爲邾故、將伐魯、問於叔孫輒、

【註】問可伐不、輒故魯人、

邾の大夫が請たに付て魯を伐んとて、伐て可なりや否やと云ことを叔孫輒へ相談した、これは先年魯をしりぞいて來たる男なり、

叔孫輒對曰、魯有名而無情、

【註】有大國名、無情實、

○叔　うらみある國ゆゑによろこんで、魯は大國と云名ばかりで、實情のところは左やうにはござらぬ國なれば、

伐之、必得志焉、退而告公山不狃、

【註】不狃亦故魯人、

伐玉はゞ思ひのまゝに御手に入られませうと云た、○退　公山不狃も魯を出奔して今吳に來て居る人なり、叔孫がしりぞいてこれへ告て云には、魯を伐つとあることゆゑ進めたがよい氣味ではないかと云た、

公山不狃曰、非禮也、君子違不適讎國、

【註】違、奔亡也、

○公　公山不狃は存じの外おとなしい男で、大になげきて叔孫に異見をするである、それは大なる非禮である、君子と云ものは鄉國を出奔してもその讎とする國へは適かぬものとなり、左やうな若輩らしい狐讐はせぬことである、

未臣而有伐之、奔命焉、死之可也、

【註】未臣所適之國、若有伐本國者、則可還奔命死其難、

○未臣　又他の國へ立のいてその國に客となりて掛つて居てまだ臣とならぬうちなどに、その國より我が故鄉を伐つと云こともあらば、早く命に奔りて故鄉へかへり、舊君のために一命をすてゝ伐死するがよい、それで義理がたつである、又向の國へ行てはや祿を得て臣となつた上では左やうにはならぬ、一命は

故以入告、
告文なり、
呉伐我、
終には邾を伐たる尻が來た、
夏、齊人取讙及闡、
【註】不書伐、兵未加而魯與之邑、闡在東平剛縣北、
内事なり、
歸邾子、
上に同じ、
秋、七月、冬、十有二月、癸亥、杞伯過卒、
【註】無傳、未同盟而赴以名、
告文なり、
齊人歸讙及闡、
【註】不言來、命歸之、無肯使也、

【傳】八年、春、宋公伐曹、將還、褚師子肥殿、
【註】子肥、宋大夫、
曹が屈したに付て宋人も軍を引てかへらんとしたである、宋の大夫子肥と云ものが押へをしてかへるに、
曹人詬之、不行、
【註】詬、詈辱也、不行、殿兵止也、
曹人が悪口を云て詬りはづかしめたに付て、子肥も聞ずてになりがたく、立とゞまりてしばらく問答した、
師待之、公聞之、怒、命反之、遂滅曹、執曹伯及司城彊、以歸、殺之、
【註】終曹人之夢、
その内に前勢もまちて居て宋公の耳に入たれば、大に怒りて總軍に命せられて引かへし、つひに曹をほろぼして、曹伯と近年の出頭人司城彊を召とつてかへつて殺された、一言にて事をやぶり又前の夢もよ

曹伯陽即位、好田弋、曹鄙人公孫彊好弋、獲白雁、獻之、且言田弋之說、說之、因訪政事、大說之、有寵、使爲司城以聽政、夢者之子乃行、彊言覇說於曹伯、曹伯從之、乃背晉而奸宋、宋人伐之、晉人不救、築五邑于其郊、曰黍丘、揖丘、大城、鍾邘、

【註】爲明年入曹傳也、梁國下邑縣西南有黍丘亭。

旦。翌早旦に曹の國に公孫彊と云者はなきかと求めたれども左云ふ者はなかりた、○戒。この者が子どもへ云には、若し我が死たる後で、公孫彊と云ものが政をすると聞たらば、早く去てこの國に足をとゞめるなと云た、○及。その後君もかはりてこの陽と云君は、弋して鳥をとることを好まるゝである、○曹。ときに曹の城下の下々の者に公孫彊と云者があつて、これも弋が好きで或とき弋して白雁を獲た、これを曹君へ獻じて、○且。弋の說を云たれば、曹君のこのむ道とて大によろこんで召抱へられた、○因。それから因みよりて國政のことまでもたづねらるゝやうになつた、彼者の云ことがみな曹君の心にあふたゆゑ喜びて寵愛せられたとなり、和漢ともにまゝあることなり、泉州の藥賣より太閤へとり入て、小西攝津守になりたる類なり、○使。司城の官にとり立て政をさせた、○夢。こゝこそ父の遺言なれと云て去たとなり、○彊。及びもない伯者のことをすゝめた、○曹。出頭にはまられた、○乃。まづ伯者と肩をならぶる心で、晉をはなれて宋を伐たれば、宋より伐返したれども晉はかまはなんだ、郊外に五箇所に城を建たとなり、

【經】八年、春、王正月、宋公入曹、以曹伯陽歸、

【註】曹人背晉而奸宋、是以致討、宋公既還、而不忍諸師之詬、怒而反兵、一擧滅曹、滅非本志、

と云ことばである、魯も大國で呉の副に成ると云ことなり、今魯は八百乘の軍役をつとむれば君の貳と云ものなり、

邾賦六百乘、君之私也、

【註】爲私屬、

邾。邾は君の屬國で六百乘なるに、

以私奉貳、唯君圖之、呉子從之、

【註】爲明年、呉伐我傳、

私の屬を以て貳の國に奉公するに至ては心のゆるされぬことなれば、君それよく分別あれと云たなり、邾と魯を一つにしては呉も心はゆるされぬと云ことなり、これに依て呉人も尤と云て伐つに極めた、

宋人圍曹、鄭桓子思曰、宋人有曹、鄭之患也、不可以不救、

【註】桓諡、

宋より曹をほろぼしにかゝりた、○鄭。この時分は兎角他國を大きくしては油斷がならぬによつて、子思が云には、宋と曹とが一國になつては鄭のうれひである、曹をすくはねば成まいと云て、

冬、鄭師救曹、侵宋、初曹人或夢衆君子立于社宮、

【註】社宮社也、

冬鄭師。宋をせめたである、○初。久しい以前に、曹の國にて或人が夢をみたるには、曹國の地主の神前にて、誰とも知れず大勢の歷々が寄合て、

而謀亡曹、曹叔振鐸請待公孫彊、許之、

【註】振鐸曹始祖、

曹國をほろぼす相談をするである、○曹。そのところへ曹の始祖神があらはれ出られて云はるゝには、公孫彊と云ものをもちふるまで見あはせて、そのとき曹をほろぼさうと云はれたれば、一坐の君子達が尤と許容したとみて、夢がさめたであるなり、

旦而求之、曹無之、戒其子曰、我死、爾聞公孫彊爲政、必去之、及

分として獻上物をとゞのへて、吳國へ加勢を乞に往たである、

曰、魯弱晉而遠吳、馮恃其衆、

【註】馮、依、

曰。吳への演說に、今般魯國にては晉のおとろへて弱きをあなどり、吳國は遠方なれば近邊におそるべき國はないと云て、己が衆多なるにほこり、傍若無人をはたらきて、

而背君之盟、辟君之執事、

【註】辟陋、

背。一度君とちかうておきながら、君を邊鄙の國なりと輕じいやしめて、

以陵我小國、邾非敢自愛也、懼君威之不立、君威之不立、小國之憂也、若夏盟於鄫衍、

【註】鄫衍、即鄫也、鄫盟不書、吳行夷禮、禮儀不典、非所以結信義、故不錄、

以て私どもの小國をせびらかすとなり、○邾。全くこの邾一國ばかりを自愛するでもなけれども、これをその分に棄ておきては、君の御威光がたつまいがときのどくに存ずる、左やうに君の威のたゝぬは直に我小國のうれへである、○若。これはこの夏ちかひがあつたれども夷禮をもちひたゆゑに、經には除かれたである、夏鄫でちかうて、

秋而背之、成求而不違、

【註】言魯成其所求、無違逆也、

まだ幾ほどもなく秋になれば早やそむきて、魯が求をなし仕度ことを成就しても違ひさかはぬなれば、如しこの儘にしてあつては、

四方諸侯、其何以事君、且魯賦八百乘、君之貳也、

【註】貳、敵也、魯以八百乘之賦貢於吳、言其國大、

四。外の諸侯が君の命はおそるゝに足らぬと云であらうとなり、○且。大國と云こと、貳はこゝらでは副

二千里もある呉國まで援兵を乞ひに行ても、三箇月もかゝらねば加勢は來らぬ、そのやうなことにて何の間にあはうとなり、○且。この方の國内の人數にて、魯をふせぐにさして不足もあるまいとなり、

成子以茅叛、

【註】高平西南有茅鄕亭、

成。いかりて己が知行處をひきゐてそむきたであるなり、

師遂入邾、處其公宮、衆師晝掠、

【註】虜掠取財物也、

師。段々魯の勢は邾の城内へせめ入て、殿中までを乘とつて軍兵どもが晝中に亂妨をして、人々財物を分けとりにするである、無禮法外のことどもなり、

邾衆保于繹、

【註】繹、邾山也、在鄒縣北、

邾。邾の軍兵は城を逐出されて、領内に繹山と云險岨がある、それへつぼみて居る、

師宵掠、以邾子益來、

【註】益、邾隱公也、晝夜掠、傳言康子無法、

師。魯の兵は夜軍に推かすめて邾子をとらへて來た、

獻于亳社、

【註】以其亡國與殷同、

獻。紂をほろぼした心もちで亳社にたてまつりた、

囚諸負瑕、負瑕故有繹、

【註】負瑕、魯邑、高平南平陽縣西北有瑕丘城、前者魯得邾之繹民、使在負瑕、故使相就以辱之、

囚。その上にて邾子を魯の負瑕と云邑へ押こめておいた、これは前に邾にて生どりたる民を入れおいた、これらと一所に入れてはづかしめたである、

邾茅夷鴻以束帛乘韋、自請救於吳、

【註】無君命、故言自、

邾。邾子の生どりになられたを無念に おもうて、自

知○今邾を伐つこともきつとあやういと知れて居るならば、何ゆゑに言まいやあやういわけを云はうけれども、さして危いと云ほどなこともあるまい、當世の風俗なりと云たなり、

魯德如邾、而以衆加之、可乎、

【註】孟孫忿、答大夫、今魯德無以勝邾、但欲恃衆可乎、言不可、

魯○孟孫がむつと忿りて云には、魯の德もさして邾にまさることもないに、たゞ大勢をたのみにして伐つと云ことは何とよからうかと云た、これ底意はわるいと云ことなり、杜預はこのとほりに見られた、

不樂而出、

【註】季孟意異、佞直不同、故罷饗、

不○右のやうに評議まち〱にして一致せぬゆゑ、人々顏をふくらかして立やぶりにして出たなり、

秋、伐邾、及范門、

【註】邾郭門也、

つひに伐つに一決して邾の大木戸へ押しよせたなり、

猶聞鐘聲、

【註】邾不禦寇、

猶○既に近々とせめよせたれども、邾子は樂をして居られた、その鐘の聲がきこゆるゆゑ、

大夫諫、不聽、茅成子請告于吳、

【註】成子、邾大夫茅夷鴻、

邾の大夫どもが内へ入て邾子をいさめて、防ぎ玉へと云ても承知せられぬ、○茅　しからば吳國へ加勢を請はうかと云た、

不許、曰、魯擊柝聞于邾、

【註】言以近、

不○是も邾子が承知なくて云はるゝは、今魯の勢は近くよせて柏子木の音が聞ゆるものを、

吳二千里、不三月不至、何及於我、且國內豈不足、

【註】言足以距魯、

德、失二二德一者、危將焉保、

【註】二德、信與仁也、

又邾などの小國を伐つは不仁である、○民○城をたもつ、城は德を以てたもつとなり、○失○信と仁との二德をうしなうてはあやういなれば、何として城をたもつべきやとなり、

孟孫曰、二三子以爲何如、

【註】怪諸大夫不言、故指問之、

孟○一坐の大夫どもは一言も出す者がないに付て、孟孫が何と各方の思召は如何あるぞ、

惡賢而逆之、

【註】孟孫賢景伯、欲使大夫不逆其言、惡猶安也、

○惡 どうも賢者の言にはさかはれまいとなり、是は孟孫も景伯と同心ゆゑ、彼是餘人の云出さぬ内に引とつて、あの言には各もさかはれまいがと氣を付けたとなり、

對曰、禹合諸侯於塗山、執玉帛者萬國、

【註】諸大夫對也、諸侯執玉、附庸執帛、塗山在壽春東北、

對○そこで大夫どもも察して返答をすれば何のこともなけれども、季氏が威におもねりて、伐つはわるいと得云はぬである、○禹 昔禹王の塗山において諸侯を合せ玉ひたるときに、玉帛をとつて參勤する大名が萬國もあつたと云ことなれども、

今其存者、無數十焉、唯大不字小、小不事大也、

【註】言諸侯相伐、以然、

今○當代になりては數十國には滿たぬである、これ何ゆゑなれば、當世では大國も小國を慈まず、小國とても大國につかへず、我があつて國がほろびたゆゑであるなり、

知必危、何故不言、

【註】知伐邾必危、自當言、今不言者、不危故也、大夫以答孟孫所怪、且阿附季孫、

れてはどのやうな變が來らんもはかられぬ、○寡君○主人さへ命に共して參會した上に、その家老まで何として國をすてゝ參られうぞとなり、○大 既にたとへをとつて云はゞ、御先祖吳の大伯は屹と端委して周の禮ををさめ玉ひたけれども、仲雍の嗣ぎ玉ひてはさばき髮をして身にはくまどりし、赤はだかで飾といたされたが、これも禮でござるかとなり、是すなはち時によろしき由來があつてなされたことなり、是その時分吳の風俗なれば是非がない、今家老の國を出られぬと云も時代の風俗であると云ことなり、吳へあてつけたる口上而已である、吳も始祖は中國の禮を行はれた、これは十分歸服せぬ内でありた、仲雍にいたつては傾きてみな屬したなれば、民俗にしたがはねば治らぬ、關東の風俗を京風になれと云ては刑人ばかりになつて治らぬ、吳王夫差もさすが今伯者の猛威はふるへども、否といはれぬ蠻風で禮をすてたである、

反ㇾ自ㇾ鄙、以ㇾ吳爲ㇾ無二能爲一也、

【註】棄ㇾ禮、知二其不一ㇾ能ㇾ霸也、

○反 魯人が會をはりて國に反て吳のことを評するには、何として吳王のあの不德を以て、伯者の業をなすことがならうぞと云てあざけりたるとなり、人望は自然の鑑みなり、その一代にほろびたもみな夫差の我流を立られたる失であつたなり、

季康子欲ㇾ伐ㇾ邾、乃饗二大夫一以謀ㇾ之、子服景伯曰、小所二以事一ㇾ大、信也、大所二以保一ㇾ小、仁也、背二大國一不信、

【註】大國、吳也、

邾をせむるつもりで諸大夫を自分の宅へ會し、もてなしの上で相談したなり、○子 景伯は賢者ほどあつて不仁なことは同心しないである、凡て小國の大國につかふることは信を以てつかへ、その上に立つ大國の小國を保するのは仁を以て慈愛することである、○背 吳などの大國にそむくと云は不信なり、

伐二小國一不仁、民保二於城一、城保二於

不與、必棄疾於我、
【註】放棄凶疾、來伐擊我、
不。 それを否と云てあたへぬときは、必定この方へ仇を持て來るにはきはまつたと云て、

乃與之、大宰嚭召季康子、
【註】嚭、呉大夫、
百牢を出した、○大。 まだ難ずるには、當時の一家老の季康子はなぜ挨拶に出やらぬぞとなり、

康子使子貢辭、大宰嚭曰、國君道長、
【註】蓋言君長大於道路、
康。 拙者は御免あれと云たなり、○大。 呉の大夫がまた難ずるには、今天下の大名居をやすんぜぬ時分で、國君でさへも國々を歩きて道路にて成長いたさるゝに、

而大夫不出門、此何禮也、對曰、豈以爲禮、畏大國也、
【註】畏大國、不敢虛國盡行、
家老は門を出でもせず、つくりとして居やるは何と云禮であるぞとなり、○對。 何とてこれを禮と思はんや、只大國をおそるゝゆゑに國があけられぬとなり、

大國不以禮命於諸侯、苟不以禮、豈可量也、寡君既共命焉、其老豈敢棄其國、大伯端委以治周禮、仲雍嗣之、斷髮文身、臝以爲飾、豈禮也哉、有由然也、
【註】大伯、周大王之長子、仲雍、大伯弟也、大伯仲雍、讓其弟季歷、俱適荊蠻、遂有民衆、大伯卒、無子、仲雍嗣立、不能行禮致化、故效呉俗、言其權時制宜、以辟災害、非以爲禮也、端委、禮衣也、
大。 大國に禮さへあれば心もやすけれども、當代は大國より禮をもちひずして、諸侯へもやゝもすれば無法を以ておどすとなり、○苟。 禮なしに仕かけら

吳王百牢、不亦可乎、景伯曰、晉范鞅貪而棄禮、以大國懼敝邑、故敝邑十一牢之、君若以禮命於諸侯、則有數矣、

【註】有常數、

吳王とも云はるゝ者に、百牢を以てしても可ではあるまいかと云た、○景　これは晉の范氏が侈りて貪欲なる者にて、禮にもかまはず大國の威勢を以て敝邑をおどしたることなれば、力におよばず敝邑よりも十一牢をもちひたである、これは無法と云ものなり、○君　今君には禮を以て諸侯に命じさせ玉ふものならば、さだまりたる數もあれば その通りに仰付られよ、

若亦棄禮、則有淫者矣、

【註】淫、過也、

若亦　もし又禮をすてゝ一向もちひ玉はずば、それには放奢淫逸と云爲方があつて、何ほど なりとも過分にはなるものなり、

周之王也、制禮、上物、不過十二、

【註】上物、天子之牢、

周　古周の王たる禮を制するには、上もなき上物と云て十二よりは過ぎぬことである、

以爲天之大數也、

【註】天有十二次、故制禮象之、

以　天の數にかたどるとあれば十二なり、

今棄周禮、而曰必百牢、亦唯執事、吳人弗聽、景伯曰、吳將亡矣、棄天而背本、

【註】違周爲背本、

今　それに今周の禮をすてゝ百牢せよとあつては、この上は執事の思召のまゝにいたさうとなり、○吳　吳王の侈り者が聞くことではないなり、○景　程なく亡ぶるであらう、天の常數をすてゝ周の本にそむく國なり、

上に同じ、【注】他國の君が他國を伐てその君をとりこにして來ればかへると書することなり、魯へつれ來たにかぎりて來ると云は、内外を分たる言となり、

宋人圍曹、

告文なり、

冬、鄭駟弘帥師救曹、

解に不及、

【傳】七年、春、宋師侵鄭、鄭叛晉故也、

【註】定八年、鄭始叛、

宋は晉の屬國なれば晉の威を付たくおもへども、もはや晉も有るに甲斐ないやうになつたである、

晉師侵衞、衞不服也、

【註】五年、晉伐衞、至今未服、

したがはぬゆゑに伐たなり、

夏、公會吳于鄫、

【註】吳欲霸中國、

吳も伯者の心持で威をふるふによつて會せられた、

吳來徵百牢、子服景伯對曰、先王未之有也、吳人曰、宋百牢我、

【註】是時吳過宋、得百牢、

吳○魯へ百牢を出してもてなせと云た、如何に威にほこればとてはなはだしき無理であるなり、天子の大禮でも十二牢である、その以下は侯伯子男と定數のあることである、○子○魯よりの返答に、これは仰では有れども先王のさだめにも、つひに無いことでござる、○吳○吳王より否や當代の賓たる宋へ會したるときにも、この方へ百牢を出したれば、

魯不可以後宋、且魯牢晉大夫過十、

【註】晉大夫范鞅也、在昭二十一年、

それより魯がおとりてはつまらぬ、○且○それまでもなく、魯にては晉の家老にさへ十に過たる饗應であつたとあれば、

困し困してと訓べし、こん〳〵と訓みつゞけるはわるい、○毛　朱が歸りてこの通りを申し上げたれば、公も大に悔まれて、これはなる程疎忽を云たと云はれた、

毛曰、君大訪於陳子、而圖其小、可也、

【註】大謂國政、小謂殺茶、

○毛　朱毛が後とで智惠が付て國政の大きなことは陳乞と相談なされよ、その外茶をころすなど云やうな小事はこの方ではからせ玉へと云た、

使毛遷孺子於駘、不至、殺諸野幕之下、葬諸殳冒淳、

【註】恐駘人不從、故毛駐於野、張帳而殺之、駘、齊邑、殳冒淳、地名、實以冬殺、經書秋者、史書秋、記始事、遂連其死、通以冬告魯、

○使　しからば汝よきに計れと有たれば、孺子を又駘と云別邑へ所がへをさするとて連れては出たれどもころすことは駘の者どももあまり同心にもおもふまいとてかして、途中にて野陣の小休みに幕をはつて、まだ駘へいたらぬ内にころして、殳冒淳と云ところに葬りて隙を明けたである、痛はしきことどもなり、これ畢竟陳乞が事をくはだてたばかりに茶の死なれたゆゑに、殺害人とのせたことは愼しむべきものなり、

【經】七年、春、宋皇瑗帥師侵鄭、

告文なり、

晉魏曼多帥師侵衞、

告文なり、

夏、公會吳子鄫、

【註】鄫、今琅邪鄫縣、

解に不及、

秋、公伐邾、

上に同じ、

八月、己酉、入邾、以邾子益來、

【註】他國言歸、於魯言來、外內之辭、

殺。徒黨の者ゆゑみな亡された、

公使朱毛告於陳子、

【註】朱毛、齊大夫、

公。これから陽生の身上を固めらるゝである、大夫の朱毛を使として陳乞へ云はるゝには、

曰、微子、則不及此、然君異於器、不可以二、器二不匱、君二多難、敢布諸大夫、僖子不對而泣、曰、君舉不信羣臣乎、

【註】舉、皆也、

曰。先づ今度我が當國の主となつたことも、足下と云がなくては此には及ぶまい、○然。しかしながら國君と云ものは器物のやうな物ではないゆゑ、二つあつてはつまらぬとなり、國に二人の君があつてはすまぬ、○器。器物と云ものは二つあれば事に匱しきことなく、二つだけの用を足すなり、○君。君が又二つあつては國に災難がたえぬものなり、○敢。此によつて如何はしくは存ずれども、各、まで申す程にとてものことに宜しく計りて玉はれとなり、○此は早く茶をころして吳れよと云のなぞである、○僖。有無の答へはせず泣て云には、偖も淺ましき哉、君は羣臣の心を信じ玉はずしてうたがひ思召すか、

以齊國之困、困又有憂、

【註】內有饑荒之困、又有兵革之憂、

偏へにわが君を召き奉つたと云も、齊國に君がなくしては治らず、饑荒の困みもあつて果てには兵亂にいたるをうれへて、

少君不可以訪、是以求長君、庶亦能容羣臣乎、不然、夫孺子何罪、毛復命、公悔之、

【註】悔失言、

幼少なる君には每事訪れぬによつて、長じ玉ひたる君をもとめたに、せめては羣臣の心底を少しは許容なされよ、左なくてはあの孺子に何の罪があつて廢てませうぞと云てくどきたとなり、○困困を句として

【註】言己可爲君、必不怨鮑子、
曰くまことに吾子はよく義を奉じて行ふ人かな、この上はたとひ我が仕合で位をふみても、必ず一大夫をほろぼすことは爲まいとなり、これは鮑子が云分をうらみはせぬと云ことなり、

若我不可、不必亡一公子、

【註】公子、自謂也、恐鮑子殺己、故要之、
若し不仕合でえ立たずとも、大夫達一公子の我をも怨みて玉はるなとなり、これは何れへなりても治まりたる後に、たがひに怨をのこすまいと云ことである、

義則進、否則退、敢不唯子是從、廢興無以亂、則所願也、鮑子曰、誰非君之子、乃受盟、

【註】言陽生亦君之子、固可立、
義。この上は吾れも義でさへあらば進まうし、否らずばしりぞかう、我身の進退はたゞ子に打まかするなり、とかく廢るも興すも國に亂のなきやうにと願ふことであると云て、鮑子をつよく痛み入らせられたとなり、○鮑　右のやうに云はれてはもはや義理になりて、是非に孺子をとも云がたくして この上は是非がないとおもふたかして、殿方とても君の御子なれば差別はない、この上は立たせ玉へと云て一同に盟うたである、

使胡姬以安孺子如賴、

【註】胡姬、景公妾也、賴、齊邑、安、號也、
使。これから荼の身をほろぼされ、徒黨までも滅却におよぶである、先づ景公の妾に云付て、孺子をつれさせて賴と云ふ別邑にうつされた、城中を逐出したである、

去鬻姒、

【註】荼之母、
去。孺子を出したによつて母公も追放つた、

殺王甲、拘江說、囚王豹于句竇之丘、

【註】三子、景公嬖臣、荼之黨也、

【註】陳僖子又令陽生隨饋食之人、入處公宮、

與　膳番の人の內にまぎれて宮中へ忍びこませた、

冬、十月、丁卯、立之、將盟、

【註】盟諸大夫、

冬　披露して君にたてゝ盟はうと云た、

鮑子醉而往、其臣差車鮑點、

【註】點、鮑牧臣也、差車、主車之官、

鮑　盟會に出る折に大に醉うて行た、鮑子が臣の車をつかさどる者が、

曰、此誰之命也、陳子曰、受命于

鮑子、遂誣鮑子曰、子之命也、

【註】見其醉、故誣之、

この會は元來誰殿の命にて催されたことぞと云た、

○陳　鮑子が醉たるをみて、陳乞がすかさずその方の主人の命であるが知らぬかと云て、○遂　人々に對して鮑子を無理に發頭人にしたである、

鮑子曰、女忘君之爲孺子牛而

折其齒乎、而背之也、

【註】孺子、荼也、景公嘗銜縄爲牛、使荼牽之、荼頓地、故折其齒、

鮑　酒狂人本性たがはずで進み出て云には、偖々各は不義をはたらかるゝ衆中かな、あの孺子は先君のはなはだしき寵愛であつて、先君景公には牛となり玉ひて手綱をくはへ、孺子にひかせられたとき、孺子のつまづき轉ばれたれば、景公の前齒を折玉ひたこともあつた、これ程御慈愛のあつたことを忘れめされたか、それにそむいて自餘の公子をたつるとは、云ひ甲斐なきことかなと云たれば、一坐もびろりとおそれた、

悼公稽首、

【註】悼公、陽生、

悼　陽生もこの辭を聞かれては何とやらんしらけたに付て、鮑子をうやまひ稽首いたされて、

曰、吾子奉義而行者也、若我可、

不必亡一大夫、

【註】畏在家人聞其言、故欲二人共載、以試馬爲辭、

先達て季孫へ馬を獻じたれども上乘にならなんだと聞たゆゑに、今又この馬を獻ぜんとおもふに付て、とくと足下と乘あんばいをこゝろみて贈りたい程に、大義ながら乘て玉はれと云た、これは密事なれば外の者の聞んことをおそれてのことである、

出萊門而告之故、

【註】魯郭門也、

出。邑を出はづれてこのことを語た、

闞止知之、先待諸外、

【註】闞止、陽生家臣子我也、待外、欲俱去、

闞。陽生が臣に闞止と云男が小ざかしい者で、はやくこのことを聞きつけて齊へ供するつもりにて、外へ出て待て居た、

公子曰、事未可知、反與壬也處、

【註】壬、陽生子、簡公、

公。且于が聞てそれは如何あらうとも事の實否は知れねども、まづ召ぶものなれば反りて壬とともに居て樣子をみられよと云た、

戒之遂行、

【註】戒使無洩言、

戒。兎角この言を洩さるゝなと云て行た、

逮夜、至於齊、國人知之、

【註】故以昏至、不欲令人知也、國人知而不言、言陳氏得衆、

逮。わざ〱夜中に齊へ至たれども、兼て人が氣をつけて居ることなれば みな〱知て居た、されども陳乞には人々がおもひ付て居ることゆゑ、誰あつてその事を云ものもないである、

僖子使子士之母養之、

【註】隱於僖子家內、子士母、僖子妾、

僖。まづひそかに自分の妾の方へ納れて養育しておいて、

與饋者皆入、

天常、
【註】逸書、言堯循天之常道、
禍も福もこの神よりあたへらるゝであらう、この外より至るおぼえはない、○不 しかれば如何に予が不徳なればとても、他國にある河水の神に罪を得る道理があらうや、すれば祈禱は無用なりと云て、このときにも遂にまつられなんだ、○孔子 ほめ玉うて大道を知た人なれば國を失はれなんだも尤なりとの玉うた、○夏 天の常にしたがへば、
有此冀方、今失其行、亂其紀綱、
乃滅而亡、
【註】滅亡、謂夏桀也、唐虞及夏、同都冀州、不易地而亡、由於不知大道故、
久しく有つとなり、○今 同じ土地なれども、夏桀は行ひと法とをみだりて亡たと云は、大道を知るとしらざるとの差別なり、
又曰、允出茲在茲、由己率常可矣、

【註】又逸書、言信出己則福亦在己、
又 己れが信にさへあれば福も己れにあるとなり、すれば常にしたがへばよいに極つた、
八月、齊邴意茲來奔、
【註】高國黨、
魯國へ來たである、
陳僖子使召公子陽生、
【註】召在七月、今在八月下、記事之次、
陳 陳乞が思ひのまゝに茶が黨を追出して、魯國の萊に居らるゝ公子の陽生を召だ、
陽生駕而見南郭且于、
【註】且于、齊公子鉏、在魯南郭、
陽 陽生も分別が決せなんだかして、車にのりて南郭且于へ相談に行れた、この且于はやはり齊の公子なり、さて陽生が云はるゝは、
曰、嘗獻馬於季孫、不入於上乘、
故又獻此、請與子乘之、

異なれば楚王の上とうらなうた、

若禜之、可移於令尹司馬、

【註】禜、禳祭、

○禜は祭りかへのことを云、祈禱をなされたらば令尹か司馬かの中へうつさるゝであらうとなり、令尹や司馬の身になつては迷惑である、

王曰、除腹心之疾、而寘諸股肱、何益、不穀不有大過、天其夭諸、有罪受罰、又焉移之、遂弗禜、初昭王有疾、卜曰、河爲祟、王弗祭、大夫請祭諸郊、王曰、三代命祀、祭不越望、

【註】諸侯望祀竟内山川星辰、

○王　楚王の承知がない、吾身の難を逃れようとて令尹に移すと云は、腹心の疾を除きて手足にうつすやうなもので何の益にならうぞとなり、○不　予に大過さへなくば、天より何の咎めあつて夭をなさうや、また罪があつて天罰をうくるならば、どうして外へ移す理があらうぞと云て、つひに祭りはいたされなんだである、これは理の當然なり、○初　又前方或ときに昭王の病氣であつたれば、卜者がこれは河水の神のたゝりなれば祈禱あれと云た、このときにも祭られなんだ、○大　大夫どもが郊野をまつらうと請た、○王　昭王の云はるゝは、古の三代よりの命にも祀りは自分々々の望には越えぬとあるなり、楚でまつるなれば楚國の仰ぎ望む山川がある、

江漢睢漳、楚之望也、

【註】四水在楚界、

○江　楚の大川と云てはこの四水なれば、

禍福之至、不是過也、不穀雖不德、河非所獲罪也、遂弗祭、孔子曰、楚昭王知大道矣、其不失國也宜哉、夏書曰、惟彼陶唐、帥彼

【註】大冥、陳地、吳師所在、
啓も辭したれども五たびすゝめてやう〳〵許容したである、○將　跡目をさだめて出かけられたれば病氣がおこつた、○庚　押して吳の師をせめてかへりて卒せられた、

子閭退、曰、君王舍其子而讓羣臣、敢忘君乎、從君之命、順也、

【註】從命許立、
子　公子啓が位に即ずしてしりぞいて云には、君王には現在の子をすてゝ羣臣に跡をゆづり玉うた、この君恩をわすれられはせぬ、○從　勿論君命にしたがふも順なり、

立君之子、亦順也、二順不可失也、與子西子期謀、潛師閉塗、逆越女之子章、立之而後還、

【註】潛師、密發也、閉塗、不通外使也、越女、昭王妾、章、惠王、
君の子を立ると云も順なれば、二つの順は何れもうしなはれぬ、○與　公子達と相議して、人數をひそかに發して大子のむかひにやり、外よりの使の來らぬやうにして、章をたてゝ君として歸國したである、

是歲也、有雲如衆赤鳥、夾日以飛三日、楚子使問諸周大史、周大史曰、其當王身乎、

【註】日爲人君、妖氣守之、故以爲當王身、雲在楚上、唯楚見之、故禍不及他國、
是　今年のことでありた、空に雲がかゝりたのが衆くの赤鳥とみえた、その雲が日をはさみてめぐりたとが三日の間であつたとなり、怪異なことなり、○楚　この周の大史に兩說あるなり、周より國々へたまはる周書をつかさどるゆゑ周大史と云、又一說には周へ問ひにやりたともみる、前の說がよいとみゆる、魯の火災のところにも周人に命ずと云ことがあるなり、問せられたれば、これは君王の御身にあたるであらうと云た、【注】日を王とし、ところは楚國にての怪

聞之、與惠子乘如公、戰于莊敗、

【註】高國敗也、莊、六軌之道、

兵具をたづさへてみな殿中に入た、○昭　高張がこのことを聞て、國夏と同車にのつて君へ行たれば、向よりも出むかうて廣小路において合戰に およんだ、高國の兩人が打まけて散々にやぶれた、

國人追之、國夏奔莒、遂及高張晏圉弦施來奔、

【註】圉、晏嬰之子、圉施不書、非卿、

○國　こゝぞと追たれば國夏は莒へ立のく、三人は魯へにげて來た、

秋、七月、楚子在城父、將救陳、卜戰、不吉、卜退、不吉、王曰、然則死也、再敗楚師、不如死、

【註】前已敗于柏擧、今若退還、亦是敗、

前にあるとほり加勢に出かけて居て、すくうて吉か凶かと卜なはれたれば不吉と出た、しからば軍をしりぞけて歸國せうかと卜なはれたれば又不吉と出た○王　これでは仕方もない、さだめて此は死するであらうとなり、先年柏擧でやぶられて又楚がやぶられたと云はれうよりは死するに如くはない、今すごすご陣をひくは敗れをとつたと云ものなり、

棄盟逃讐亦不如死、死一也、其死讐乎、命公子申爲王、不可、則命公子結、亦不可、則命公子啓、

【註】申、子西、結、子期、啓、子閭、皆昭王兄、

○棄　申合せをすて讐をおそれてかへるよりは死するがよい、生て恥をうくるには忍びられぬ、○死　死の道は一つなり、同じ死ぬるものならば潔ぎよく讐の手に死なうとなり、○命　死するにきはめて跡目のことをさだめらるゝ、公子申に王となれと命せられたれども承知せなんだ、○命　結も辭退した、

五辭而後許、將戰、王有疾、庚寅、昭王攻大冥、卒于城父、

るであらっからはなんぞ去らざるまいや、彼をはやく追出す工夫をせうとたくむなり、○固　勿論貴公を逐出さうとして居るとなり、○子　左あれば先をとつてなぜこの方より早くはかり玉はぬぞ、圖るにしてはみな彼等を滅すにしくはないと云た、○需　二の足をふみて居ると云は、計の下にて上分別ではないといさめ立た、

及朝、則曰、彼虎狼也、見我在子之側、殺我無日矣、請就之位、

【註】欲與諸大夫謀高國、故求就之、

及○　殿中で一つ席につらなりて居ては、諸大夫の方がだませぬによつて又云には、彼等はおそろしき狼のやうな者どもなれば、私が貴公の側に附て居るをみたらば、我までにらんでつひには殺すであらう、それゆゑわざと分れて私は彼らが座席の方へまゐりますると云て、引わかれて往たである、

又謂諸大夫曰、二子者禍矣、恃得君而欲謀二三子、曰、國之多難、貴寵之由、盡去之而後君定、既成謀矣、盍及其未作也、先諸、作而後悔、亦無及也、大夫從之、

夏、六月、戊辰、陳乞鮑牧、

【註】牧、鮑國孫、

又○　これより大夫どもの方を氣立せるである、高と國との二子が禍をおこすとみゆる、己れが君の寵をえたるを恃みにして各方をはからうとするなり、○曰○　さて云には、國のさわがしきわけは貴寵の高官どもが、事をさばくよりのことなれば、盡くこれを去てあらうならば君も安定にあらうと云て、もはやそのはかりごとが既に成就して居るとなり、○盍　彼が事を作さぬ以前に、なぜ先をとつてこの方よりはかられぬぞ、○作　向より作されてから後悔めされても及ばぬぞと云ふ、此によつて大夫どもがうかと乗てその云分にしたがうた、○夏　高國兩人を伐つ手段で、

及諸大夫、以甲入于公宮、昭子

以不救、乃救陳、師于城父、

【註】陳盟在昭十三年、

楚○先代よりたがひに救ひたすけようと約をなして居りながら、今の難を見すてられはすまいと云て、城父に陳どつて援兵にそなへたなり、

齊陳乞僞事高國者、

【註】高張國夏、受命立茶、陳乞欲害之、故先僞事焉、

これは高張國夏兩人が、景公の遺命せられたるを受こみて茶をたてたに付て、陳乞が兩人をけむたくおもうて、滅却させんと企て、まづ一端の手段に高國にとり入てつかへると云體にもてなし、

毎朝必驂乘焉、所從必言諸大夫、

【註】言其罪過、

出仕の度ごとに高國が車に同乘した、○所○その節々折にふれ事によそへて、大夫どもの罪をあげて譏するとなり、

曰、彼皆偃蹇、將棄子之命、

【註】偃蹇、驕敖、

曰○彼は大夫どもをさして云、偃蹇とは足を投出すことで、これは侈りほこりて人に無禮をすることを云、俗に云我儘者と云のなり、自分は膝を正すべきところでも人前へ足を投げ出して會釋ふなり、原襄が類を云、彼の大夫どもは無作法者で貴公の仰付をすてゝ用ひぬとなり、

皆曰、高國得君、

【註】得君寵也、

皆○みな寄合ては高國が君の寵をえた貌をして權にほこれば、

必偪我、盍去諸、固將謀子、子早圖之、圖之、莫如盡滅之、需事之下也、

【註】需、疑也、

後々はこの方どもにも偪りて來て、身をうしなはす

【註】二子阿君、廢長立少、既受命又不能全、書名、罪之也、
出奔して魯へ來た、

叔還會吳于柤、

【註】無傳、
解に不及、

秋、七月、庚寅、楚子軫卒、

【註】未同盟而赴以名、
告文なり、

齊陽生入于齊、

【註】爲陳乞所逆、故書入、
告文なり、

齊陳乞弑其君荼、

【註】弑荼者、朱毛與陽生也、而書陳乞、所以明乞立陽生而荼見弑、則禍由乞始也、楚比劫立、陳乞流涕、子家憚老、皆疑於免罪、故春秋明而書之、以爲弑主、

告文なり、

冬、仲孫何忌帥師伐邾、

【註】無傳、
解に不及、

宋向巢帥師伐曹、

【註】無傳、
告文なり、

【傳】六年、春、晉伐鮮虞、治范氏之亂也、

【註】四年、鮮虞納荀寅于柏人、
鮮虞の人が荀寅を肩もちて、晉の柏人へ納たる意趣を以てうつた、

吳伐陳、復修舊怨也、

【註】元年、未得志故也、
したがはぬゆゑの不足である、

楚子曰、吾先君與陳有盟、不可

鄭駟秦富而侈、嬖大夫也、而常陳卿之車服於其庭、鄭人惡而殺之、子思曰、詩曰、不解于位、民之攸塈、

【註】子思、子產子國參也、詩、大雅、攸、所也、塈、息也、

手前の富有なる儘にはなはだ侈りた、分限はと云へば嬖大夫で居ながら、つねに卿の車服を己れが廷にならべかざりておいた、この方でも持せることはならぬ人の玄關に、長刀や虎の皮の馬具をならべておく類なり、○鄭　その所行をにくみより合てころしたであり、侈りを以て害をまねきたなり、○子　子產の子が評せらるゝには、偕々文盲ながら害をまねきて身をほろぼした、不便なことである、自分の位をまもりて解らぬと云は安息の基と云てある、駟秦が上の位を僭したはおこたりなり、

不守其位、而能久者、鮮矣、商頌曰、不僭不濫、不敢怠皇、命以多福、

【註】僭、差也、濫、溢也、皇、暇也、言駟秦違詩商頌、故受禍、

○不　自分の位をまもらずして久しくつゞくものは少いとなり、侈るもの久しからずと云和語もある、○商　詩經にも僭もなく亂れもせずおこたらねば、天より多福を玉はるとあるに、これを知らぬは不便なことである、

【經】六年、春、城邾瑕、

【註】無傳、備晉也、任城亢父縣北、有邾婁城、

魯にて又城を立た、

晉趙鞅帥師伐鮮虞、

告文なり、

吳伐陳、

告文なり、

夏、齊國夏及高張來奔、

請、

諸。これを大子にいたされようかと家老どもが氣づかうて、或とき景公へ云には、君もはや御老年にも及ばせられたれども定れる大子がない、これは如何なさるゝぞと云た、○公　景公の返答に、その方どもゝ國の憂をはかりて心をつくす間には、又病氣と云もあつて心のやすまる間と云はないに、今天晴空間なればこれを幸ひに、しばらくなりとも歡樂をして心をやすむる相談をせられよ、君のないことをうれひにせらるゝなと云て脇へそらされた、是は景公の底意がやはり荼を立たく思はるれども、大夫どもはそれをいやに思ふと云ふを合點で言出されなんだ、

公疾、使國惠子高昭子立荼、

【註】惠子、國夏、昭子、高張、

○公疾　景公の病氣づかれたときに、寵臣二人に命じて荼を立よと云はれた、

寘羣公子於萊、

【註】萊、齊東鄙邑、

此によつてまづ公子達を都におきてはさわがしいと云て、東の別邑へやりておかれた、

秋、齊景公卒、冬、十月、公子嘉公子駒公子黔奔衛、公子鉏公子陽生來奔、

【註】皆景公子在萊者、

○秋　卒せらるゝや否や、後がみだれて公子達はみな魯衛の地へ立去られた、

萊人歌之曰、景公死乎不與埋、三軍之事乎不與謀、師乎師乎、何黨之乎、

【註】師、衆也、黨、所也、之、往也、稱謚蓋葬後而爲此歌、哀羣公子失所、

○萊　所々へ分散せられたるを見てはやりうたを作りて、景公の死なれてもうづむる手傳ひもえせず、軍があつてもその謀りごとにも得くはゝらず、この大勢の人々は何處へござるぞと云うたとなり、

ず申し上げ、又惡でも善なるものはすてずして、推擧いたすと云が義の經で正直と云もの なれば、臣何ぞこれにたがはんや、彼は邑の宰になされて御ためになるものなりと進めた、〇及 しかるに今度范氏が又この柏人をしりぞき出て去るに及んで、

張柳朔謂其子、爾從主、勉之、我將止死、王生授我矣、

【註】授我死節、

張 吾が子に云ふ〳〵むるには、その方は主人にしたがひ行きて、隨分忠義をはげみて御先途をみとゞけよ、吾はこの所にふみ止りてよせ來る敵をふせぎて討死せうと おもふとなり、〇王 先だつて王生が吾れに死節をさづけたものなれば、

吾不可以僭之、遂死於柏人、

【註】爲吉射距晉戰死、

それにたがうては武士がたゝぬと云うて、つひに敵をふせぎ討死したとなり、

夏、趙鞅伐衞、范氏之故也、遂圍中牟、

【註】衞助范氏故也、

范氏の一味の國を攻たなり、

齊燕姬生子、不成而死、

【註】燕姬景公夫人、不成、未冠也、

齊の景公の夫人男子を出產せられたれども、まだ成人ならぬ内に病死せられた、

諸子鬻姒之子荼嬖、

【註】諸子、庶公子也、鬻姒景公妾、荼、安孺子、

その後に妾腹に荼と云子があつて、殊の外これを愛せられたとなり、

諸大夫恐其爲大子也、言於公曰、君之齒長矣、未有大子、若之何、公曰、二三子間於憂虞、則有疾疢、亦姑謀樂、何憂於無君、

【註】景公意欲立荼、而未發、故以此言塞大夫

夏、齊侯伐宋、

【註】無傳、
告文なり、

晉趙鞅帥師伐衞、

告文なり、

秋、九月、癸酉、齊侯杵臼卒、

【註】再同盟也、
告文なり、

冬、叔還如齊、

解に不及、

閏月、葬齊景公、

【註】無傳、
葬りに會した、

【傳】五年、春、晉圍柏人、荀寅士吉射奔齊、初范氏之臣王生惡張柳朔、言諸昭子、使爲柏人、

【註】爲柏人宰也、昭子、范吉射、
舊冬入たところを又せめ出されたである、因て兩人また齊へ走つた、○初　范氏が臣の王生と云ものが、先だちて張柳朔と云ものをはなはだ惡みて、常に中がわるかつたである、○言　それを主人へすゝめあげて、柏人の宰になされたらばよからうと取もちた、

昭子曰、夫非而讐乎、對曰、私讐不及公、

【註】公家之事也、
昭○　主人がいぶかつて云には、あれはその方がためには仇敵におもふものでは無いかと云た、○對　左やうではござれども、それは私ごとで　私の讐なればそれを公事に及ぼすは不忠と云ものなり、

好不廢過、惡不去善、義之經也、臣敢違之、及范氏出、

【註】出柏人奔齊、
好○　よしみある者でも過ちがあれば打すてゝもおか

した、

司馬致邑、立宗焉、以誘其遺民、

【註】楚復詐爲蠻子作邑、立其宗主、

司馬　楚の司馬がのこりの家中を　おびき出すとて、蠻子の跡目をたてゝやらうと云てすかしよせて、

而盡俘以歸、

これらもみな〳〵生けどりて　ともに連れてかへりた、

秋、七月、齊陳乞弦施衛寗跪救范氏、

【註】陳乞、僖子、弦施、弦多、

庚午圍五鹿、

【註】五鹿晉邑、

これは范氏の一味をして晉をかこむなり、

九月、趙鞅圍邯鄲、冬、十一月、邯鄲降、荀寅奔鮮虞、趙稷奔臨、

【註】臨、晉邑、

九　叛人の邑をかこみた、○冬　叛人の黨はみな立去つたである、

十二月、弦施逆之、遂墮臨、國夏伐晉、取邢任欒鄗逆畤陰人盂壺口、

【註】八邑、晉地、欒在趙國平棘縣西北、鄗、即高邑縣也、路縣東有壺口關、

十　齊の國からむかへたに付て、臨は打こぼちたとなり、○國　晉の邑を大分取たである、○會　又晉の別邑に入たとなり、

會鮮虞、納荀寅于柏人、

【註】晉邑也、今趙國柏人縣也、弦施與鮮虞會也、

【經】五年、春、城毗、

【註】無傳、備晉也、

又魯の要心である、

廢、寡君之願也、不然、將通於少習以聽命、

【註】少習、商縣武關也、將大開武關道、以伐晉、

曰○兼々晉と楚とは盟ある如く、好惡をたがひに同じくいたさうと約しておいた、その通りにいよく守りて廢て玉はずば、元より主人がねがふ處であるとなり、○不しかる處に今吾が方よりせむる蠻子をかくまひ玉ふは盟を廢て玉ふとみえたり、左あれば是非もなければ少習關の路を通じて、思召を承はらんと云た、

士蔑請諸趙孟、趙孟曰、晉國未寧、安能惡於楚、必速與之、

【註】未寧、時有范中行之難、

士○自分にもすまされずして、本國の卿へうかゞふた、○趙それは大事のことである、今この方の國本さへみだれて安寧ならぬに、またその上に楚と中をたがうては晉國の滅亡なり、速に蠻子どもを召とらへて楚へわたされよと云た、

士蔑乃致九州之戎、

【註】九州戎、在晉陰地陸渾者、

士○そこで晉の方に居る夷どものこらず召あつめたである、

將裂田以與蠻子而城之、

【註】以詐蠻子、

將○これから蠻子をたぶらかして執ふるはかりごとである、先づ知行處をあたへて居城をきづきてわたすに付て、

且將爲之卜、

【註】卜城、

城地を卜なはうと云たれば、

蠻子聽卜、遂執之、與其五大夫、以畀楚師于三戶、

【註】今舟水縣北三戶亭、

卜筮の吉凶をきかうとて出て來たところをとらへて五人の大夫もともに三戶と云ところに於て楚へわた

ふらすである、呉より流れに逆上りて郢へせめ入に付て、

將奔命焉、爲一昔之期、襲梁及霍、

【註】僞辭當備呉、夜結期、明日便襲梁霍、使不知之、梁河南梁縣西南故城也、梁南有霍陽山、皆蠻子之邑也、

命にはしるであると云ふらし、油斷させて一夜の中に約を作し手筈をさだめて、梁霍の夷へどつとよせて取かこみた、

單浮餘圍蠻氏、蠻氏潰、

【註】浮餘、楚大夫、

單。この大夫は別に一手を引率して蠻氏をかこみたれば内くづれがして、

蠻子赤奔晉陰地、

【註】陰地、河南山北、自上雒以東至陸渾、

蠻氏は晉の領内へ逃こみたとなり、これによつて晉との取合になるなり、

司馬起豐析與狄戎、

【註】楚司馬販也、析縣、屬南鄉郡、析南有豐鄉、皆楚邑、發此二邑人及戎狄、

司。楚の領邑の人夫と狄戎とを引率して、

以臨上雒、左師軍于菟和、

【註】菟和山、在上雒東也、

上雒の菟和山に勢をそろへ、

右師軍于倉野、

【註】倉野、在上雒縣、

右ぞなへは倉野にあつまりて、

使謂陰地之命大夫士蔑、

【註】命大夫別縣監尹、

使。蠻子の駈こみたる陰地の命大夫と云て、大夫並で邑をさむる者の名を士蔑と云ものへむけ、使者を以て云やるには、

曰、晉楚有盟、好惡同之、若將不

文之鍇後至、

【註】鍇蔡大夫、

文之鍇　あとより來て、

曰、如墻而進、多而殺二人、

【註】併行如墻倶進、

云には、これを見あはせて居ることがあるものか、塀のやうに人を一重並みにして推よせよ、彼が何ほど名人でもたづさへたる矢の數がしれたることなれば多くころされても高が二人なり、それより多くころすことはならぬと云て、

鍇執弓而先、翩射之、中肘、鍇遂殺之、故逐公孫辰、而殺公孫姓公孫盱、

【註】盱、即霍也、

鍇○　自分にも弓をたづさへて眞さきに進みて出た、○翩○　鍇を目的にはなちたれば、肘に中たをふみ込てころしたである、○故○　主ころしの惡人の黨をみなころしたとなり、

夏、楚人既克夷虎、

【註】夷虎、蠻夷叛楚者、

楚にそむいた夷をせめてかちたである、

乃謀北方、左司馬眅、申公壽餘、葉公諸梁、致蔡於負函、

【註】三子、楚大夫也、此蔡之故地人民、楚因以爲邑致之者、會其衆也、

乃○　それより北方の夷どもをせめにかゝるである、○左○　三人ともに楚の大夫なり、昔蔡に居たるところの人民を負函と云ところへあつめ、

致方城之外於繒關、

【註】負函、繒關、皆楚地、

方城外の人は繒關と云ふ地に會して、

曰、吳將泝江入郢、

【註】逆流曰泝、

曰○　これは攻る國々への聞えをはばかりて僞りを云

うてつげたなり、

城西郭、

【註】無傳、魯西郭、備晉也、

魯國のこと、

六月、辛丑、亳社災、

【註】無傳、天火也、亳社、殷社、諸侯有之、所以戒亡國、

前代の殷の社なり、此が國々に築てあるは亡國の戒なり、これは魯にあるところの社が燒失したとなり、

秋、八月、甲寅、滕子結卒、

【註】無傳、同盟於皐鼬、

告文なり、

冬、十有二月、葬蔡昭公、

【註】無傳、亂故、是以緩、

葬りに會したなり、

葬滕頃公、

【註】無傳、

同上、

【傳】四年、春、蔡昭侯將如吳、諸大夫恐其又遷也、承、

【註】承音懲、蓋楚言也、

蔡侯は吳に如るゝとき、大夫どもは又國がへをせうかと氣づかうて同心せぬを無理に行れた、これは前にもうつりて懲て居るゆゑである、

公孫翩逐而射之、入於家人而卒、

【註】翩、蔡大夫、

公。蔡侯を逐駈て射たれば、人家に入て卒せられたとなり、

以兩矢門之、衆莫敢進、

【註】翩以矢自守其門、

以。公孫翩は矢を一手たづさへて、諸臣をふせがんと門にたちふさがりて居たれば、弓の名人ゆゑ誰も敢てすゝまなんだ、

荀寅伐其郛、
【註】伐其北郭、
○荀 これは後詰に來て、北の方よりかのかこみ居たる趙鞅をうつた、
使其徒自北門入、已犯師而出、
【註】荀寅使在外救己之徒擊趙氏圍之北門、因外內攻得出、
○使 內と外とよりかこみたる勢を伐たとなり、因て己が身は敵中をかして伐て出たと云ことである、
癸丑、奔邯鄲、十一月、趙鞅殺士皐夷、惡范氏也、
【註】惡范氏而殺其族、言遷怒、
○癸 范氏もせめ出された、趙鞅が范氏が一族をころしたは、怒りをうつすと云ふものである、
【經】四年、春、王二月、庚戌、盜殺蔡侯申、
【註】賤者、故稱盜、不言弑其君、賤盜也、

告文なり、
蔡公孫辰出奔呉、
【註】弑君賊之黨、故書名、
主ころしの同類なり、
葬秦惠公、
【註】無傳、
葬りに會したなり、
宋人執小邾子、
【註】無傳、邾子無道於其民、故稱人以執、
告文なり、
夏、蔡殺其大夫公孫姓公孫霍、
【註】皆弑君黨、
告文なり、
晉人執戎蠻子赤歸于楚、
【註】晉耻爲楚執諸侯、故稱人以告、若蠻子不道於其民也、亦本屬楚、故言歸、
告文なり、晉も衰へて楚に使はるゝ故に耻て人と云

即たである、桓子が葬禮もすみて、○康　或とき朝廷につめて居たれば、

南氏生男、正常載以如朝、告曰、夫子有遺言、命其圉臣曰、南氏生男、則以告於君與大夫、而立之、今生矣、男也、敢告、遂奔衛、康子請退、

【註】退、辟位也、

南　後室が男子を出生した、○正　早々車にのせて朝廷へ出てつげて云には、主人桓子義遺言いたして、圉臣の私に命じおきましたには、○南　妻女が出産いたして男子であらうならば、公と御老中まで達して名跡にたてよと云置ました、しかる處にただ今出生いたしましたれば、則ち男子でござるゆゑに申上ると云すてゝ、その身は康子への遠慮に國を立のいた、○康　季康子は退役のねがひを出したなり、

公使共劉視之、

【註】共劉、魯大夫、

公　哀公の大夫に命じて僉議にやられたれば、

則或殺之矣、乃討之、

【註】討殺者、

何者かさきへ廻りて右の男子をころした、これは季康子が一味のものゝ所爲とみゆるなり、○乃　ころしたる者を吟味すると云表向にてそれなりにすましたである、

召正常、正常不反、

【註】畏康子也、傳備言季氏家事、

召　召かへしたけれども康子をおそれて歸らなんだ是はかの康子に白眼まれては、身があやふいゆゑ歸らなんだとみえたなり、

冬、十月、晉趙鞅圍朝歌、師于其南、

【註】范中行所在、

范氏をせめたである、

【註】劉氏、周卿士、范氏、晉大夫、周の劉氏と晉の范氏とは世に聟舅の緣がたへぬである、

萇弘事劉文公、

【註】爲之屬大夫、周の萇弘は劉氏の屬大夫なれば、

故周與范氏、趙鞅以爲討、

【註】責周與范氏、周も范氏の肩をもちたである、○趙 周を討たゆゑ、

六月、癸卯、周人殺萇弘、

【註】終違天之禍、國のさわぎなりと云て、周人が寄合て 萇弘をころした、

秋季孫有疾、命正常曰、無死、

【註】正常、桓子之寵臣、欲付以後事、故勑令勿從己死、魯の季氏が病氣に付て寵臣の正常と云ものをまねきて云には、吾が死にたりともその方必ず殉死をするなとなり、其れよりは死後のことを取はからへ となり、

南孺子之子、男也、則以告而立之、

【註】南孺子、季桓子之妻、言若生男告公而立之、南孺子 季氏が妻女なり、吾が女房が懷胎して居る、もしこの子が男子ならば公へつげて名跡にねがへ、

女也、則肥也可、

【註】肥、康子也、女子ならば是非もないによりて、肥をたてるが よかららうと云うた、

季孫卒、康子卽位、既葬、康子在朝、

【註】在公朝也、季 その後に程なく死たれば、早速に 季康子が位に

【註】象魏門闕、

季○城の中門まで御供をして出かけて立て居て、

命救火者、傷人則止、財可爲也、

命藏象魏、

【註】周禮正月縣敎令之法于象魏、使萬民觀之、故謂其書爲象魏、

命○火消へ下知して必ず人を傷けさうになつたらば最早ふせぐには及はぬほどにやめよ、財寶はあとから出來するものなるぞ、人が死では取かへされぬ、それ高札を燒かすなと云ておろさせた、

曰、舊章不可亡也、富父槐至、曰、

無備而官辦者、猶拾瀋也、

【註】槐、富父終生之後、瀋汁也、言不備而責辦、不可得、

古來よりの留めをうしなはぬやうにせねばならぬと云た、何と云ても叓らが魯國にはまだ善き風俗がのこりてあるとみゆる、始めは刑官がきびしく下知し、その後重き卿が出てゆるめて裁配したはよい仕方なり、○富○防ぎの體を見て云には、備もなくて俄におもふやうにせうとしても、それはこぼれたる汁をひろふやうなものにて行とゞかぬと云て、

於是乎去表之藁、

【註】表、表火道、風所向者、去其藁積、

於○これは風下たと云目的に表を立ておくことである、その表を的にして防ぐとなり、これを取て除けた、

道還公宮、

【註】開除道、周匝公宮、使火無相連、

道○それよりは人を一所につぼめて御殿をまもれと云て、公宮の四方を火のうつりさうな所を除きすてて、火のうつる縁をなくしたである、

孔子在陳聞火、曰、其桓僖乎、

【註】言桓僖親盡而廟不毀、宜爲天所災、

孔子○毀べき廟をそのまゝにおきたを以て天災のいたつたことを宣ひた、

劉氏范氏世爲婚姻、

【註】校人、掌馬、巾車、掌車、乘馬、使四四相從、爲駕之易、

校。これがよい下知の仕方である、校人の馬をつかさどる者には馬具を仕かけて、四匹づゝそろへておけと云ひ、巾車の車をつかさどる者には車に脂して、すはと云はゞ引出せと云手はずをきはめさせておきた、

百官備、府庫愼守、宮人肅給、

【註】國有火災、恐有變難、故愼爲備、

百。それ〴〵の官人はみな〳〵その守りどころへ詰て非常にそなへさせた、火災に乘じて兵亂のあらんことを畏るゝゆゑ、府庫ともに番をつけ宮人どもはみな屹とつゝしみ給仕して居るやうにさせた、

濟濡帷幕、鬱攸從之、

【註】鬱攸、火氣也、濡物於水、出用爲濟、

濟。さて火をふせぐには、幕や帷りを御堀の中へ投こみてうるほしぬらして、火氣の至る所々へ打かけさせた、

蒙葺公屋、

【註】以濡物冒覆公屋、

自大廟始、外內以悛、

【註】悛、次也、先尊後卑、以次救之、

蒙。御坐の間より靈屋をはじめ次第してふせがした、

助所不給、有不用命、則有常刑、無赦、公父文伯至、命校人駕乘車、

【註】乘車、公車、

助。行とゞかぬ所があらば、吾がうけ前でなくとも助けてふせげ、命をもちひぬ者あらば常刑に行ふであらう、少しも赦免はせぬと云わたしたである、〇公これは公の御坐所があやうくなつたによつて、御召の車をしかけよと下知した、

季桓子至、御公立于象魏之外、

夏、五月、辛卯、司鐸火、

【註】司鐸、宮名、

木鐸をつかさどる官人の居宅が火元で、段々うつりて大火に及んだ、

火踰公宮、桓僖災、

【註】桓公僖公廟、

火○御殿をこえて火が靈屋へうつりた、わざ〳〵公宮を飛びこえて廟にうつりたゆゑを以て災と云た、

救火者皆曰、顧府、

【註】言常人愛財、

救○魯の火消役人が駈あはせて、何れとも土藏をふせげ〳〵と云て外のことはかまはぬなり、これが下下の者はたゞ財を愛する風が自然と出るである、

南宮敬叔至、命周人出御書、俟於宮、

【註】敬叔、孔子弟子、南宮閲、周人、司周書典籍之官、御書、進於君者也、使待命於宮、

南○その内に南宮閲が走り來て、これはさすが文者ほどあるなり、周の古實をつかさどる文官を周人と云、これに命じて古記録を出させて、御殿中にまちて下知をうけよ、

曰、庀女而不在、死、

【註】庀、具也、

曰○その方どもがまもりて居らずんは死刑に行ふと云わたした、

子服景伯至、命宰人出禮書、

【註】景伯、子服何也、宰人、冢宰之屬、

子○おくれ馳せに來て、これはまた冢宰の者に命じて禮書を除けよと云なり、

以待命、命不共、有常刑、

【註】待求之命、

以○これ又追て下知するまでまちて居よ、共せずしてすてゝ逃たらば常法の刑に處するであらうとなり、來るまでまもりて居よと云こと、

校人乘馬、巾車脂轄、

首戚、不稱衞、非叛人、
告文なり、【注】この軍主は衞なれば衞を上におくべき筈なれども、石曼姑が父をせむると云は不義なりとおもうて、齊を推して先へ出したものである、

夏、四月、甲午、地震、
【註】無傳、
天災をしるしたなり、

五月、辛卯、桓宮僖宮災、
【註】天火曰災、
二公の靈屋に火災があつた、

季孫斯叔孫州仇、帥師城啓陽、
【註】無傳、魯黨范氏、故懼晉比年四城、啓陽、今瑯邪開陽縣、
晉への手あてなり、

宋樂髡帥師伐曹、
【註】無傳、
告文なり、

秋、七月、丙子、季孫斯卒、
卿が卒したなり、

蔡人放其大夫公孫獵于呉、
【註】無傳、公子駟之黨、
告文なり、

冬、十月、癸卯、秦伯卒、
【註】無傳、不書名、未同盟、
告文なり、

叔孫州仇仲孫何忌、帥師圍邾、
【註】無傳、
解に不及、

【傳】三年、春、齊衞圍戚、求援于中山、
【註】中山、鮮虞、
太子の居館をかこんで中山の國へ加勢を乞ひにやつた、

【註】止、使不絕、

大。吾はこなたの鎗に中てられた處をすくうて敵を車下にしりぞけたれば我は戎右の一番功名なりと云た、○郵。御者が云には吾はあまりつよく御をとりはたらきたれば、兩手綱は已に切れさうにあつたを加減してきらさなんだなれば、

我御之上也、駕而乘材、兩靷皆絕、

【註】材横木、明細小也、傳言箇子不讓、下自伐、

御においては吾が最上なりと云た、これ箇子が功にほこつたゆゑ、皆々善にほこるを云た、不德なることどもなり、○駕。それより御をとつて行くとて、小の杭の上へのり上げたれば、兩の手綱が一度に切れたとなり、わづかの木の切れにのりかゝりて切れたと云へば、少しかゝりて居たとみえたなり、

吳洩庸如蔡納聘、而稍納師、師畢入、衆知之、

【註】元年、蔡請遷于吳、中悔、故因聘襲之、

はじめ吳にうつらうと云て中度にくやみて止たゆゑ、吳國よりゆるさず聘使を納るゝと云立て、そろそろと人數を操込みてことごとく入れた、蔡の衆はこれを疾く知て居たれども、蔡侯の仕方がわるいに付て、空知ぬ貌をして居た、その內に取りかこみた、

蔡侯告大夫、殺公子駟、以說、

【註】殺駟以說吳、言不時遷、駟之爲、

蔡。公子駟が所爲であつたと云て、彼をころして云わけをしたである、

哭而遷墓、

【註】將遷與先君辭、故哭、

哭。先君の墓所へ暇乞をして哭して別れた、

冬、蔡遷于州來、

冬。つひにうつりて州來へ往たとなり、

【經】三年、春、齊國夏、衛石曼姑、帥師圍戚、

【註】曼姑爲子圍父、知其不義、故推齊使爲兵

吏が敵人のことなれば、ころさうと云た、○趙　寛仁なるさばきで云には、彼はその主人のために來たることなれば、何にもつみはないと云て、税したる田地をもとらずして助けてかへらしめたとなり、

及鐵之戰、以徒五百人、宵攻鄭師、取蠭旗於子姚之幕下、獻曰、請報主德、追鄭師、姚般公孫林殿而射、前列多死、

【註】晉前列、

及○　しかるに今度鐵の合戰に及びて、この公孫尨が五百人の士徒をしたがへて、夜中に人知らず裏切をして鄭人をせめて、趙簡子がうばゝれたる旗を、子姚が旗下の者のもちて居たるを奪ひかへして來て、簡子に獻じて云には、初めの主の恩を存じてむくひ奉ると云た、人には情はかけておきたいものである、○追鄭○　晉人が鄭の師を追ふときに、姚般と公孫林とが押へをしてかへるとて散々に射たれば、晉の前備へが大分射ころされたである、

趙孟曰、國無小、

【註】言雖小國、猶有善射者、

趙○　この有さまをみて、あれを見られよかたく鄭國は小國なりと云てあなどられぬ、弓の名人が多いと云てほめた、

既戰、簡子曰、吾伏弢嘔血、

【註】弢、弓衣、嘔、吐也、

既戰○　さてたゝかひが終りてから云には、今日の合戰に吾弢に伏して血を吐て居たれども、

鼓音不衰、今日我上也、

【註】功爲上、

太鼓はおとろへさせなんだ、然れば今日の上の功名は吾なりと云た、

大子曰、吾救主於車、退敵於下、我右之上也、郵良曰、我兩靷將絕、吾能止之、

夫趙羅、

【註】羅無勇、故鄭師雖北、猶獲羅、

大子が戈を以て飛下りてすくはれたれば、鄭の寄手も北げ出した、○獲　敵が北げながら、かの臆病者を召とつて行かうとした、

大子復伐之、鄭師大敗、獲齊粟千車、趙孟喜曰、可矣、

【註】趙孟、簡子也、喜大子前怯今更勇、

大○　これもまた伐てかゝられたれば、鄭の軍兵は大やぶれに及んだ、かの運送する粟を千車うばひとつた、○趙○　あつぱれよし／＼と云て褒美したとなり、これは人も胴のすはるときには知れぬものなり、始めには車よりころび落ちられて婦人のやうなと笑はれても、今は此のごとき大勇をはたらかれた、さるによつて趙子がよろこんでほめたなり、

傅傁曰、雖克鄭、猶有知在、憂未艾也、

【註】傅傁、簡子屬也、言知氏將爲難、後竟有晉陽之患、

傅傁○○　今鄭に克はかちたれども、まだ張本の知氏を伐もらしたる上は、憂ひはをさまらぬと云たなり、果して後また亂におよぶなり、

初周人與范氏田、公孫尨稅焉、

【註】尨、范氏臣、爲范氏收周人所與田之稅、

初○　この合戰の前方に、周人より范氏に田をあたへられたゆゑ、范氏の臣の公孫尨と云ものにその稅を收にやりた、年貢を取たてに行たである、

趙氏得而獻之、

【註】得尨以獻簡子、

趙○　これを趙氏の内より召とりて簡子に獻じたれば、

吏請殺之、趙孟曰、爲其主也、何罪、止而與之田、

【註】還其所稅、

素。柩をのせる車とても何にもかざりを作るまい、馬衣もかけまいと云こと、

無入于兆、

【註】兆、葬域、

無。先祖よりの墓所にもつらなるまいとなり、戰場に於て討死した者を兆域に入れぬことであるなり、

下卿之罰也、

【註】爲衆設賞、自設罰、所以能克敵、

下。衆人には賞を乞ひ自分には罰をかふむるつもりである、これでは勝つ道理なり、

甲戌將戰、郵無恤御簡子、衛大子爲右、

【註】郵無恤、王良也、

甲。たゝかひの日に及びたれば、○郵。大子を車右として出た、

登鐵上、

【註】鐵、丘名、

登。丘陵がありてその上にのぼりて、

望見鄭師衆、大子懼、自投於車下、子良授大子綏而乘之、曰、婦人也、

【註】言其怯、

敵の多少を見下したれば、思ふたよりは大軍であつた、○大子。蒯聵が右の大軍をみられて胴ぶるひがして、足を得ふみたてずして車より下へ轉びおちられた、○子。御者の子良が手綱をさし出して云には、これに取付てはやくのられよ、臆病な女童べのやうな人かなと云て耻しめた、

簡子巡列曰、畢萬、匹夫也、七戰皆獲、有馬百乘、死於牖下、

【註】畢萬、晉獻公卿也、皆獲、有功、死於牖下、言得壽終、

簡。陣中を駈まはりて云には、先年獻公の卿となりし畢萬は、始めはたゞ一騎武者なりしが、敵中をかけ

とである、

士田十萬、

【註】十萬畝也、

士たるものには十萬畝の田をたまはうとなり、十里四方を十萬畝とす、

庶人工商遂、

【註】得遂進仕、

庶　庶人工商はさだまりたる祿のないものなれば、進仕をとげてはたらき次第で立身をせよと云こと、遂を古來の點にすゝむと訓せたはわるいとぐと訓すべし、

人臣隸圉免、

【註】去厮役、

人　陪臣や隸圉は厮役をゆるされようとなり、

志父無罪、君實圖之、

【註】志父、趙簡子之一名也、言已事濟、君當圖其賞、

志　拙者ことはもし罪もなくして事成就したらば、その上にて君の思召を以てはからせ玉へと云た、これは自分の賞のことは云はれぬゆゑなり、

若其有罪、絞縊以戮、

【註】絞、所以縊人物、

若　もし又罪があつて咎めをかふむらば、絞縊をたまはりて死せんとなり、

桐棺三寸、不設屬辟、

【註】屬辟、棺之重數、王棺四重、君再重、大夫一重、

桐　死して葬るにも桐棺三寸にして、外へかさぬる棺をもふけさせまいと云ことなり、全體棺槨を丁寧にすると云ものは早く朽ぬためである、因て梓の木にて製して水牛や兕の革で包むことなり、それを桐の木をもちふると云は朽やすきやうにするを云たものである、

素車樸馬、

【註】以載柩、

素○　柩をのせる車とても何にもかざりを作るまい、馬衣もかけまいと云こと、

無入于兆、

【註】兆、葬域、

無○　先祖よりの墓所にもつらなるまいとなり、戰場に於て討死した者を兆域に入れぬことであるなり、

下卿之罰也、

【註】爲衆設賞、自設罰、所以能克敵、

下○　衆人には賞を乞ひ自分には罰をかふむるつもりである、これでは勝つ道理なり、

甲戌將戰、郵無恤御簡子、衞大子爲右、

【註】郵無恤、王良也、

甲○　たゝかひの日に及びたれば、○郵○　大子を車右として出た、

登鐵上、

【註】鐵、丘名、

登○　丘陵がありてその上にのぼりて、

望見鄭師衆、大子懼、自投於車下、子良授大子綏而乘之、曰、婦人也、

【註】言其怯、

敵の多少を見下したれば、思ふたよりは大軍であつた、○大子○　蒯聵が右の大軍をみられて胴ぶるひがして、足を得ふみたてずして車より下へ轉びおちられた、○子○　御者の子良が手綱をさし出して云には、これに取付てはやくのられよ、臆病な女童べのやうな人かなと云て耻しめた、

簡子巡列曰、畢萬、匹夫也、七戰皆獲、有馬百乘、死於牖下、

【註】畢萬、晉獻公卿也、皆獲、有功、死於牖下、言得壽終、

簡○　陣中を駈まはりて云には、先年獻公の卿となりし畢萬は、始めはたゞ一騎武者なりしが、敵中をかけ

とである、

士田十萬、

【註】十萬畝也、

士たるものには十萬畝の田をたまはうとなり、十里四方を十萬畝とす、

庶人工商遂、

【註】得遂進仕、

庶。 庶人工商はさだまりたる祿のないものなれば、進仕をとげてはたらき次第で立身をせよと云こと、遂を古來の點にすゝむと訓せたはわるいとぐと訓すべし、

人臣隸圉免、

【註】去厮役、

人。 陪臣や隸圉は厮役をゆるされようとなり、

志父無罪、君實圖之、

【註】志父、趙簡子之一名也、言已事濟、君當圖其賞、

志。 拙者ことはもし罪もなくして事成就したらば、その上にて君の思召を以てはからせ玉へと云た、これは自分の賞のことは云はれぬゆゑなり、

若其有罪、絞縊以戮、

【註】絞、所以縊人物、

若。 もし又罪があつて咎めをかふむらば、絞縊をたまはりて死せんとなり、

桐棺三寸、不設屬辟、

【註】屬辟、棺之重數、王棺四重、君再重、大夫一重、

桐。 死して葬るにも桐棺三寸にして、外へかさぬる棺をもふけさせまいと云ことなり、全體棺槨を丁寧にすると云ものは早く朽ぬためである、因て梓の木にて製して水牛や兕の革で包むことなり、それを桐の木をもちふると云は朽やすきやうにするを云たものである、

素車樸馬、

【註】以載柩、

辭で、周の大王の岐にうつることを企て玉ひて、周原の肥地をみ豳人の已にしたがふものをあつめられて、衆議成就の上にて龜をひらきてうらなうたとある、然れば人の議を先にして卜は後にせられたと云ふこと、

謀協以故兆詢、可也、

【註】詢、諮詢也、故兆、始納衞大子卜得吉兆、言今既謀同、可不須更卜、

謀　衆のはかりごとさへ和ぎ協ひたならば、故兆と云は始めに大子を入るゝ善惡をうらなふた、それに從うてもうあらためて卜ふには及まいと云た、これはひろいよい了簡であつた、

簡子誓曰、范氏中行氏、反易天明、

【註】不事君也、

簡子　趙鞅が軍中に於て誓言をたてゝ云には、今度范氏と中行氏とは天の明道にそむき易て君につかへず、上下の分ちをうしなうて君にそむき、

斬艾百姓、欲擅晉國而滅其君、寡君恃鄭而保焉、今鄭爲不道、棄君助臣、二三子順天明、從君命、經德義、除詬恥、在此行也、克敵者、上大夫受縣、下大夫受郡、

【註】周書作雒篇、千里百縣、縣有四郡、

百姓を斬艾とそこなひ、晉の國を擅にしてその君を滅さんとする、○寡　君には鄭をたのみにして保せんと成さるゝに、今また鄭も不道をなして、君をすてて臣をたすけようとするであると也、○二　しかる上は各方天明にしたがひ君命にしたがひ、德義を經營し君の詬恥を除くは今このときなれば出精いたされよ、○克　さて上大夫の內功名をあらはされなば縣を加增あらう、下大夫は郡を加增があるであらうとなり、是上下の分に應じて恩賞があらうと云ことなり、【注】これは周禮の小司徒篇に、九夫を井とすと云より、四倍ましにして井邑丘甸縣都と次第するこ

子般送之、

【註】子姚、罕達、子般、駟弘、齊より范氏を見つぎのために兵粮をつかはすに付て、鄭の兩人が取つぎて運送するなり、

士吉射逆之、趙鞅禦之、遇於戚、陽虎曰、吾車少、以兵車之旆、與罕駟兵車先陳、

【註】旆、先驅車也、以先驅車、益其兵車、以示衆、これを士吉射がむかひに出るところを、趙鞅が中でおさへておくらせまいとするである、戚で出會てたたかふと云に及んだ、○陽　味方は車が少いゆゑ、先驅の旆を多くとりませ、車の多き體にしてみせたらば、

罕駟自後隨而從之、彼見吾貌、必有懼心、

【註】晉人先陳、鄭人隨之、不知其虛實、見車多、必懼、罕駟がしたがつて從てもこの方の有さまをみて畏るるであらうとなり、○貌はそのありさまと云ほどの辭なり、肝をつぶすところを、

於是乎會之、

【註】會、合戰、

必大敗之、從之、卜戰、龜焦、

【註】兆不成、追込で伐たらば克であらうと云た、○從　みなその計ごとに一決して、しからばとて戰をとふたれば龜が焦てうらなはれなんだ、

樂丁曰、詩曰、爰始爰謀、爰契我龜、

【註】樂丁、晉大夫、詩、大雅、言先人事、後卜筮、○樂　晉の大夫が云には、これは焦れてもおそるゝには足らぬとなり、詩にも始め爰に謀たる上にて我が龜を開きとふとあるなれば、計さへ決すれば卜なふことはなくても宜しからうとなり、これは緜の篇の

【註】輒、蒯聵之子、出公也、靈公適孫、
且亡人 まだその上に立去られたる人の子に輒と云があれば、この人を立るが順なりと議して、

乃立輒、

乃 適孫承祖と云ふにした、

六月、乙酉、晉趙鞅納衛大子于戚、宵迷、陽虎曰、右河而南、必至焉、

【註】是時河北流、過元城界、戚在河外、晉軍已渡河、故欲出河右而南、

國を立のいたる蒯聵が晉に居て、親父の死なれたらばその跡へ入らうとたくみすまして居た處に、存じの外にのこしおきたる子が位をついだゆゑ、晉の趙鞅が尻をもちて蒯聵を衛の別都の戚と云ところへ入らうとした、〇宵 夜中に及びたればみな戚への道をうしなうた、〇陽 この時分陽虎も晉へ來て居たゆゑ、味方にくみして出た人々のまよふを下知して、何のこはない、この河を右に成して南へさへ行けば必ず戚の都へ出るなり、このやうなことはぬからぬ男である、全體氣早な奴にはきはまつた、木曾川の上より川を右にして下りさへすれば、犬山へは出らるるにきはまつたやうなものなり、山川郷村にかたどりて覺ゆるほどたしかなことはない、【注】是時と云はれたは杜預のときとはちがうて居るゆゑである、

使大子絻、

【註】絻者、始發喪之服、

これが謀計である、蒯聵に喪の初服をきさせ、

八人衰絰、偽自衛逆者、

【註】欲為衛人逆、故衰絰成服、

八人衛國よりむかひに來た人にこしらへて、是らにも喪服をさせて、

告於門、哭而入、遂居之、

戚の城門にてことわり、先づこの處に於て喪をつとむると云にしたとなり、

秋、八月、齊人輸范氏粟、鄭子姚

大子はあつたれども、前にあるとほり南子をころさうとしたことがあらはれて逃られた、

不對、他日又謂之、對曰、郢不足以辱社稷、君其改圖、君夫人在堂、三揖在下、

【註】三揖、卿大夫士、

不○　子南が心には、蒯聵と云大子もあり又跡目のことを野中で云はるゝもつまらぬことゆゑ、返答をいたされなんだである、○他　或とき又この事を云はれたに付て答に、郢は子南が名なり、私式は國家をはづかしめて位をつぐべき器もなく、餘人の存ずるところも如何なれば、君今一往あらためてはからせ玉へ、殊には夫人も内に居玉ひ、下には三揖の大夫ともも居ますることなればよく／＼相談し玉へ、卿大夫などは君の三揖するところゆゑに三揖と云なり、

君命祇辱、

【註】言立適、當以禮與外内同之、今君私命事、必不從、適爲辱、

もし彼らが否と云へば君命を辱るに至らうとなり、

夏、衞靈公卒、夫人曰、命公子郢爲大子、君命也、對曰、郢異於他子、

【註】言用意不同、

つひに靈公が卒せられたれば、夫人の云やうに、公子郢を命じて大子とせよこれは公の命であつたとなり、○對　郢の返答に、私は餘人の心だてとは異にして、位をほしくは存ぜぬ、

且君沒於吾手、若有之、郢必聞之、

【註】言當以臨沒爲正、

且○　その上君をば沒期まで吾手にかけたれども左やうな遺命はなかりた、もし少しでもあらば郢が承らぬと云ことはあるまいとなり、

且亡人之子輒在、

晉趙鞅帥師、納衛世子蒯聵于戚、

告文なり、

秋、八月、丙戌、晉趙鞅帥師、及鄭罕達帥師、戰于鐵、鄭師敗績、

【註】皆陳曰戰、大崩曰敗績、鐵、在戚城南、罕達、子皮孫、

告文なり、

冬、十月、葬衛靈公、

【註】無傳、七月而葬、緩、

葬りに會したなり、

十有一月、蔡遷于州來、

【註】畏楚而請遷、故以自遷爲文、

楚をおそれて國がへをした、

蔡殺其大夫公子駟、

【註】懷楚而欺大國、故罪而書名、

告文なり、

【傳】二年、春、伐邾、將伐絞、

【註】絞、邾邑、

魯より絞と云ところを伐てとらうとしたれば、

邾人愛其土、故賂以漷沂之田而受盟、

邾人が絞の土地ををしみて、其替りに漷沂の田を魯へわたして賂としたゆゑ、盟ひをなして引きとつたとなり、

初衛侯遊于郊、子南僕、

【註】子南、靈公子、郢也、僕、御也、

衛の靈公の或時郊野へ遊びに公子の子南を御者として出られた、

公曰、余無子、將立汝、

【註】蒯聵奔、無大子、

公。靈公の子南へ云はるゝには、我に嗣子がないゆゑ其方を名跡に立てようと思ふと云はれた、これは

る、

一日之行、所欲必成、玩好必從、珍異是聚、觀樂是務、視民如讐、而用之日新、夫先自敗也已、安能敗我、

【註】爲二十二年越滅吳起本、

〇一日に往來するところへ出るにも、自分の欲する所は必ずこしらへさせらるゝ、とかく不自由なをきらひ弄びの品までも持せて往るゝとなり、〇珍異なる珍物は是非ともにあつめ、さて見物遊興を第一としてこのまゝ、民を取あつかふことは讐の如く少しも用捨はない、〇用之　民を諸役につかふことは止むときはない、この仕方にては自分からやぶれて居らるゝなれば、何としてこの方をやぶることがならうぞ及びもないとなり、

冬、十月、晉趙鞅伐朝歌、

【註】討范中行氏、

范中行氏を伐たなり、

【經】二年、春、王二月、季孫斯叔孫州仇仲孫何忌、帥師伐邾、取漷東田及沂西田、

【註】邾人以賂取之、易也、

魯へ取た、

癸巳、叔孫州仇仲孫何忌、及邾子、盟于句繹、

【註】句繹、邾地、取邑盟以要之、

和解した、

夏、四月、丙子、衛侯元卒、

【註】定四年、盟皐鼬、

告文なり、

滕子來朝、

【註】無傳、

魯へ來た、

【註】必須軍士皆分熟食、不敢先食、分猶偏也、
自身に一々順見して親切に洩目のなきやうに僉議して、一人者などの乏困なるには合力なされてすくはるゝ、○在軍中に居られては、もし熟食が士卒へ一統にわけあたへた上でなくては食せられぬ、

其所嘗者、卒乘與焉、

【註】所嘗、甘珍非常食、
其所嘗と云は珍味で、これは王にて常々食せらるる所の物ではない、まして士卒の食ふべきものではない、左やうな物のあるときには卒乘へもあたへらるゝとなり、是ほどにやしなひ立らるゝと云ふことなり、

勤恤其民、而與之勞逸、是以民不罷勞、死知不曠、

【註】知身死不見曠棄、
勤恤民をあはれむをつとめのやうに致され、又辛勞なることも逸樂なることも民と同やうにいたさるゝである、○是それゆゑ勞れてもつかれたと思はぬ、○死たとひ伐死をしたりとも、名跡をむなしく弃られはせぬと云ことを知て居るである、此のごとくにしてこの方を攻られた、

吾先大夫子常易之、所以敗我也、

【註】易、猶反也、
吾それにその時分のこの方の大夫子常は、呉王とはうらはらにて侈りものであつて、士卒をあはれむことがきらひであつたゆゑやぶられたなり、

今聞夫差次有臺榭陂池焉、

【註】積土爲高曰臺、有木曰榭、過再宿曰次、
今又今の呉王夫差の所業をきくに、英才とは云へども父の賢とは大きに異にして、まづ三日以上の止りの所には、早や臺をたてたり池の築山のと云をかまへて安逸をこのまるゝ、

宿有妃嬙嬪御焉、

【註】妃嬙、貴者、嬪御、賤者、皆内官、
宿只一夜どまりに出らるゝにも女を連れて行る

不崇壇、

【註】平地作室、不起壇也、

呉は元來楚と仇ある國ゆゑこの節陳をせむるときいて、楚の大夫どもがはなはだ氣づかうた、○曰　みな云には呉の先代闔廬と云君がよく士卒を指揮めされたに付て、柏擧のたゝかひに於てこの方がやぶられた、それに今の嗣子夫差と云君はまた先代よりはなはだ英雄であると云沙汰なり、何としたらばよからうと云た、○子　令尹が云分には、各方兎角相たがひに親睦ならぬことをうれへにいたされよ、勝利は人の和にあれば呉國のことは患ひにめさるゝな、○昔　むかし闔廬と云人は食事に美食をかさぬると云こともなく、居所も席をかさねて布かるゝこともなく、○室　屋形と云へばさして高くかまへたるでもなく平地のまゝにたてられ、

器不形鏤、

【註】形、丹也、鏤、刻也、

器物と云へども高蒔繪や彫物をすると云やうなこともなく、

宮室不觀、

【註】觀、臺榭、

宮室も費用なる高樓をたてゝ遠見するやうなこともなく、

舟車不飾、衣服財用、擇不取費、

【註】選取堅厚、不尚細靡、

召料の舟車と云へば彩飾もなく、素木づくりのまゝを用ひらる、○衣服　身にまとはるゝ衣服も器財の用もえらみて費なことはいたされぬ、たゞ手あつく丈夫一色を吟味して、こまかな美しいことはいたされぬ、これみな下々と好惡を一にする仕方である、吾は國君なりと云こゝろは持たれなんだ、

在國、天有菑癘、

【註】癘、疾疫也、

在。　國に居られてはもし天菑で時行疾でもあれば、

親巡孤寡、而共其乏困、在軍、熟食者分而後敢食、

也、

【詞】使懼而改過、

これでは少しも民に恩徳はないと申すものなり、〇天　この兩國のやうすをかんがへて見れば、天より楚をまけさせ玉ひしは、一端の不利におそれて改ためさせうとて正しをしへ玉ふとみえました、

禍之適吳、其何日之有、

【註】言今至、

〇禍　されば吳へわざはひの至るに間はあるまい、今のことでござらうと云た、

陳侯從之、及夫差克越、乃修先君之怨、秋、八月、吳侵陳、修舊怨也、

【註】傳言吳不修德而修怨、所以亡、

〇陳　尤と同せられたである、〇及　さてこのたび越にかちたるいきほひに、先君の怨ある敵なりと云て、〇秋八月　ふるき怨をおもひ出して陳ををかした、

兎角德をさむると云ことはなくして人をうらみてばかり居る、これではほろぶる道理である、

齊侯衞侯會于乾侯、救范氏也、師及齊師衞孔圉鮮虞人伐晉、取棘蒲、

【註】魯師不書、非公命也、孔圉孔烝鉏曾孫、鮮虞狄帥賤故不書、

晉の本國をせめて范氏をすくふたに付て、魯の師も同じく會して晉の邑をとつた、經に魯の師をのぞきたのは哀公の命でなかつたゆゑなり、鮮虞は夷狄にて大將もいやしかつた故除いた、

吳師在陳、楚大夫皆懼、曰、闔廬惟能用其民、以敗我於柏舉、今聞其嗣又甚焉、將若之何、子西曰、二三子恤不相睦、無患吳矣、昔闔廬食不二味、居不重席、室

より福を下すものにて、又ほろぶるにも自然と禍を下さるゝとなり、○今しかるに今呉にしたがはうとすれば何にも福と云ことがなく、又楚と云へどもさして禍があるでもなければ、一國にすてられもせぬ、しかれば呉にはさしてしたがはれぬとなり、○晋しかる上は晋國はおとろへても盟主たれば、これへさゝはると云を云立にして呉へことわりをたてて、分國を堅固になされては何とあらうとなり、○公陳君の云はるゝには、楚國は追々利をうしなうて呉にかたれ、あまつさへ君までほろぶるに及びたれば、此ほどの禍はあるまいとなり、

對曰、國之有是多矣、何必不復、小國猶復、況大國乎、臣聞國之興也、視民如傷、是其福也、

【詩】如傷、恐驚動、

對○否や國のこのやうになることは例が多いことにて、一端はかちたれども又本の如く復することはまゝあるならひなり、小國でさへ復するものを況や楚などの大國にて、何とてはねかへすまいや、○臣必ずおこるべき國は人民をみること傷るゝが如くにして、必しも困むることをいとひて痛はるものなり、これが則ちその福と云ふものでござる、

其亡也、以民爲土芥、是其禍也、

【註】芥、草也、

其○ほろぶる國のくせとして、民をくるしむることを何ともおもはず、土芥をとりまはすやうにする、是が禍と申すものでござる、

楚雖無德、亦不艾殺其民、呉日敝於兵、暴骨如莽、

【註】草之生於廣野、莽莽然、故曰草莽、

楚○尤も楚國とてもさしたる德はなけれども、その民を塵あくたの如くするほどなる惡逆もなく、○呉呉王のいたされ方は威にほこりて合戰のみをこのみて、民は日々兵亂につかれくるしみて、その上討死をして骨を野にさらすこと草むらのごとくなり、

而未見德焉、天其或者正訓楚、

【註】趙稷以邯鄲叛、范中行氏之黨也、五鹿、晉邑、
晉を伐たれたなり、

吳之入楚也、

【註】在定四年、
先年吳王が楚を攻められた時分に、

使召陳懷公、懷公朝國人而問焉、曰、欲與楚者右、欲與吳者左、陳人從田、無田從黨、

【註】都邑之人無田者、隨黨而立、不知所與、故直從所居、田在西者居右、在東者居左、
陳の君に味方をたのみた、○懷公　陳君が一家中をあつめあはせて問はるゝには、今度吳楚の合戰に何國へ一味をせやうや一決せざれば、各楚にくみせんと思ふ輩は右に座を占めよ、吳にしたがひたく思ふものは左に居れと云わたされた、○陳　國人も何れへとも心がさだまらず思ひ付かぬにより、知行所のある方角にしたがうて、西に領知のあるは右、東にあるは左とわかれて座した、さて田地を所持せぬものは、己々が一黨の人の方にしたがうたのである、これで左右にわかれた、

逢滑當公而進、

【註】當公、不左不右、
○逢　その大勢の中にて逢滑と云男がたゞ一人右へも左へもしたがはず、やはり陳公の正面に向てすゝみて云には、

曰、臣聞國之興也以福、其亡也以禍、今吳未有福、楚未有禍、楚未可弃、吳未可從、而晉盟主也、若以晉辭吳、若何、公曰、國勝君亡、非禍而何、

【註】楚爲吳所勝、
私のうけたまはり及びたヿには、國のおこるは必ず天

消止られませぬとなり、

姬之衰也、日可俟也、

【註】姬、吳姓、言可計日而待、

姬。そも〳〵御當家姬姓の衰微することは、指を折てまつて居らるゝほどになつた、

介在蠻夷而長寇讐、以是求伯、必不行矣、弗聽、退而告人曰、越十年生聚而十年敎訓、

【註】生民聚財、富而後敎之、

介。この吳國も犲狼の夷にはさまれて在りながら、このやうに讐を增長して、さて伯たらんともとめ玉ひては行はれまいとなり、亂世のをさめ方はこの通りにせでは克ちはとられぬ、德をほどこすなどゝ云とりえのない世の中なり、〇弗聽。吳王は時代にうとかつたかして用ひられなんだ、〇退。伍子胥も力がつきて、吳王の前を退出して人につげて云には、今度越をゆるされなば、越王にはこの後十年のあひだは善き士民を生じふやして財寶をもあつめ、又十年かゝりよく駈け引ををしへて興り出るであらう、

二十年之外、吳其爲沼乎、

【註】謂吳宮室廢壞、當爲汙池、爲二十二年越入吳起本、

そのときこそこの吳國の城趾は沼田となりて、蛇や蛙の住所となるであらうと云た、果して鷓鴣のとぶやうになつた、

三月、越及吳平、吳入越、不書、吳不告慶、越不告敗也、

【註】嫌夷狄不與華同、故復發傳、

三。和解に及だである、この合戰のことが經にもれたは、兩國ともに告文がなかりしゆゑである、克つは慶び負るは敗れなり、各つげなんだ、夷狄とて外にしてのせぬと云ではないことを示したなり、

夏、四月、齊侯衛侯救邢鄆、圍五鹿、

に復せられしに同じ、みな敵の子孫をゆるかせにせしよりおこりたる疾である、

今吳不如過、而越大於少康、或將豐之、不亦難乎、

【註】言與越成、是使越豐大、必爲吳難、

○今　況やいま吳國のいきほひは古への過よりよわきのみならず、敵の越はと云へば一旦打まけても、夏の少康よりは强大である、○或　しかるに今度とりはづし、却ていよ〳〵彼を豐につよめると云は吳の厄難となるではあるまいか、

勾踐能親而務施、施不失人、

【註】所加惠賜、皆得其人、

○勾　殊更勾踐と云人は一體よく民をしたしくして、賞をほどこすことをつとめらるゝゆゑ人を失はれぬ、

親不弃勞、

【註】推親愛之誠、則不遺小勞、

○親　人をしたしみ愛するに至ては、小き勞をもすてぬ人である、これでは民がおもひ付くにきはまりた、

與我同壤、而世爲仇讎、於是乎克而弗取、將又存之、違天而長寇讎、

【註】猶言天與不取、

○與　右のやうなる人がこの方と地を同くして隣國に居り、殊更世々の仇讎なれば一切心のゆるされぬものである、中古の甲斐と越後のやうなものなり、○於是　しかるに今天のさいはひをえて、今度勝利をえながら國をつぶして取もせでは、後日の大敵となるは眼前である、それを知らずして立おかうと云は、天の心にそむきたがうて敵を增長さすると云ものである、

後雖悔之、不可食已、

【註】食、消也、已、止也、

○後　後日にくやみ玉ひても、最早後手におよびては

虞思於是妻之以二姚、
【註】思、有虞君也、虞思自以二女妻少康、姚、虞姓、
虞○女を妻あはせあたへて、
而邑諸綸、
【註】綸、虞邑、
綸と云邑をあたへて知行所とした、
有田一成、有衆一旅、
【註】方十里爲成、五百人爲旅、
有○至て知行も少なく小人數なれども、
能布其德、而兆其謀、
【註】兆、始、
その德をほどこし、そろ〳〵澆をねらふはかりごとをめぐらしたである、
以收夏衆、撫其官職、
【註】襄四年傳曰、靡自有鬲氏、收二國之燼、以滅浞而立少康、

以○賴朝の殘黨をかたらふ如くに催して、そろ〳〵と官をさづけ味方として、
使女艾諜澆、
【註】女艾、少康臣、諜、候也、
女艾と云臣に澆をうかゞはせ、
使季杼誘豷、
【註】豷、澆弟也、季杼、少康子、后杼也、
季杼と云子息に澆が弟をだましすかさして、伐つはかりごとをめぐらして、
遂滅過戈、復禹之績、
【註】過、澆國、戈、豷國、
遂○つひに兩人の國を思ひのまゝに滅して、再び禹王の血脈を名のることをえて、
祀夏配天、不失舊物、
【註】物、事也、
禹王を天に配しまつりて、禹の代の舊事を再興せられたである、これ賴朝の蛭が小島より出で源家の代

生少康焉、爲仍牧正、

【註】牧官之長、

生　さて有仍の方にて少康を出産せられた、祖父の家で牧正の官となつて居られた、

惎澆能戒之、

【註】惎、毒也、戒、備也、

惎　はなはだおそれて要心いたされたとなり、これ此方にてもまゝあつたことである、古平家の一門をことごとく西海のたゝかひに於て滅したれども、なを氏族のつたはりたるも有た、その後頼朝上洛ありて、北條四郎時政に命じて平家の一門殘黨の嬰兒と云へども誅戮をくはへて、武家の權柄は頼朝一人の指揮となりしに、小松内府重盛の二男新三位中將資盛は長州赤間關にて水にしづみて沒せられしとき、その妾腹に小男一人ありしを懷にいだきて江州津田郡邊を徘徊せしに、その郷の長かの女の美色をみて、妻として小兒ともにやしなひておきたり、其頃しも越前國織田庄の神職この長が宅に來りて、右の小兒をみて養子とし、神職をつがせて織田權太夫親直と名のらせた、此人より六代目の三郎基實と云ひし人は、足利尾張守高經の末葉斯波右兵衞督義重越前の國主たるとき召出して小臣とした、やはり織田を名のりて居た、後に尾州にうつりて斯波武衞の家老となりて、この人より十二代目に信長公出生し玉へり、これ平氏の正統ののこれるいはれである、しかれば和漢ともにゆだんはならぬことなり、爰の夏后氏もそれと同じことである、

澆使椒求之、

【註】椒、澆臣、

澆　夏后の末をたづねさがさするであるとなり、

逃奔有虞、爲之庖正、以除其害、

【註】虞、舜後諸侯也、梁國有虞縣、庖正、掌膳羞之官、賴此以得除己害、

逃　有仍氏にも居がたくて、有虞と云て舜の子孫の諸侯へ奔りて、庖正と云て膳番になられた、夏の禹王の末でも下る世にはあはれなるものであるなり、けれども先づこれで身の害をさけられた、

千の人數で兵をつぼめてふせぎたである、

使大夫種因吳大宰嚭以行成、吳子將許之、伍員曰、不可、臣聞之、樹德莫如滋、去疾莫如盡、昔有過澆殺斟灌以伐斟鄩、

【註】澆、寒浞子、封於過者、二斟、夏同姓諸侯、襄四年傳曰、澆用師滅斟灌、

○使　この所では越王もよわりて、大夫を以て吳の大夫へむけて、たよりを求めて和を乞はれた、○吳　越王の和をよろこんで早速ゆるさうとしたである、爰はゆるすまじき處である、後のあだとなつたである、○伍　伍子胥は越王のはかりごとを合點で承知せずいさめた、今この勢ひをぬかすと云は甚だわるい、德をうゑて恩をほどこすには隨分しげきを以てよしとすることなり、又は何疾でも疾は根をすくを以て第一とするなり、後とからおこるやうでは害になるなり、今越は吳の疾ひである、○昔　一つ例を引て云はゞ、古有窮の羿が臣の寒浞が子に澆と云があつて、過と云ところを領して居た、これは本と夏の家をほろぼして過を領したに附て、夏の子孫をこと〴〵く根をたちて葉を枯さんとて、斟灌の斟鄩のと云を伐ほろぼした、

滅夏后相、

【註】夏后相、啓孫也、后相失國、依於二斟、復爲澆所滅、

夏后相もこの二家にかゝりて居たをほろぼした、

后緡方娠、逃出自竇、

【註】后緡、相妻、娠、懷身也、

○后　これが大事のことであつた、夏后相はほろびたれどもその妃の腹に夏后の子をはらみて居て、城の水道よりぬけ出て、

歸于有仍、

【註】后緡有仍氏女、

親里へかへられた、

廣丈高倍、

【註】壘厚一丈、高二丈、

○廣　その塀の厚さは一丈に廣さは二丈である、

夫屯晝夜九日、

【註】夫、猶兵也、壘未成、故令人在壘裏屯守蔡、

○夫　出來せぬ內は人夫がまもりたである、

如子西之素、

【註】子西本計、爲壘、當用九日而成、

○如　前につもりたる通りにて出來したである、

蔡人男女以辨、

【註】辨、別也、男女各別係纍而出降、

○蔡　大國にはかなはぬによつて、男は男、女は女とみな囚俘となりて降參に出た、

使疆于江汝之間、而還、

【註】楚欲使蔡徙國在江水之北、汝水之南、求田以自安也、蔡權聽命、故楚師還、

○使　封疆をうつして江水と汝水との間におきて楚の兵は引てかへつた、これは蔡が實に降たではない、一端楚をすかして肩がへをするつもりなり、

蔡於是乎請遷于吳、

【註】楚既還、蔡人更叛楚就吳、爲明年蔡遷州來傳、

○蔡　この時より吳へつかうと云つもりに成りたである、

吳王夫差敗越于夫椒、報檇李也、

【註】檇李、在定十四年、夫椒、吳郡吳縣西南大湖中椒山、

討かへしをしたである、

遂入越、越子以甲楯五千、保于會稽、

【註】上會稽山也、在會稽山陰縣南、

○遂　越の本國へせめ入りたれば、越王は會稽山に五

春秋左傳卷二十九

【註】盡十三年

哀公

【註】名蔣、定公之子、蓋夫人定姒所生、諡法、恭仁短折曰哀、

【經】元年、春、王正月、公卽位、

【註】無傳、

楚子陳侯隨侯許男圍蔡、

【註】隨世服於楚、不通中國、呉之入楚、昭王奔隨、隨人免之、卒復楚國、楚人德之、使列於諸侯、故得見經、定六年、鄭滅許、此復見者、蓋楚封之、

告文なり、

鼷鼠食郊牛、改卜牛、

解に不及、

夏、四月、辛巳郊、

【註】無傳、書過也、不言所食、所食非一處、

この郊牛を傷るの例は、宣公三年、同成公七年の處にも出たり、

秋、齊侯衞侯伐晉、

告文なり、

冬、仲孫何忌帥師伐邾、

【註】無傳、

解に不及、

【傳】元年、春、楚子圍蔡、報柏擧也、

【註】在定四年、

伐かへしをするである、

里而栽、

【註】栽、設板築、爲圍壘、周匝去蔡城一里、

里　これは蔡の城の一里外と廻りを取まはしてねり塀をきづきて、敵の兵粮の運送もさせず、外より加勢をも入れぬつもりにした、匝は周とも徧とも訓てとりまはすことを云なり、

子貢の言があたりたである、〇仲尼。子貢がこの言のあたりたは不仕合と云ふものである、これが心に慢してはのち〳〵多言になるであらうとなり、これは賢者の言ゆゑ理の當然ではあれども、聖人はそこをおさへたまふところがありがたいをしへなり、多言なればあたらぬことやとがを云ひ出すことがあるゆゑなり、

鄭罕達敗宋師于老丘、

【註】罕達、子齹之子、老丘、宋地、宋公子地奔鄭、鄭人爲之伐宋、欲取地以處之、事見哀十二年、

宋の公子地の尻をもちてすることであるなり、

齊侯衞侯次于蘧挐、謀救宋也、

この二君は宋へ加勢のつもりであるけれども、さして精に入れられなんだ、

秋、七月、壬申、姒氏卒、不稱夫人、不赴、且不祔也、

【註】赴同祔姑、夫人之禮、二者皆闕、故不曰夫人、

同列へも不幸をつげず、姑の神に配祔もせぬゆゑ、夫人とはとなへぬとなり、

葬定公、雨、不克襄事、禮也、

【註】襄、成也、雨而成事、若汲汲於欲葬、

雨にもはうむると云は汲々とはやくかたをつけるとてのことなれば左はせなんだゆゑ禮と云たなり、

葬定姒、不稱小君、不成喪也、

【註】公未葬而夫人薨、煩於喪禮、不赴不祔、故不稱小君、臣子怠慢也、反哭於寢、故書葬、

これは君と一緒になりて煩多なとて、ことを略して禮をそなへなんだ、臣子の不埒なり、

冬、城漆、書不時告也、

【註】實以秋城、冬乃告廟、魯知其不時、故緩告、從而書之、以示譏、

きづくべき時でないと云ことは魯でも合點で、廟告を冬にいたりておこなふた、それをそのまゝかいたがあやまちをあらはすためである、秋とすればありやうなれどもそれをゆるさぬである、

祭祀喪禮戎軍みな禮を以て見ることであるに、○今正月に朝しながらみな法度にあたらぬは、

心已亡矣、嘉事不體、何以能久、

【註】嘉事、朝禮、

○心 心がすでに脱したとみゆる、めでたきことに禮の體がなくては久しくはたもつまい、

高仰驕也、卑俯替也、驕近亂、替近疾、君爲主、其先亡乎、

【註】爲此年公薨哀七年以邾子益歸傳、

○高 たかいはをごるからである、ひくいは心のすたれたるなり、これはものを心にいれずなりあひにしておくなり、○驕 おごる者は亂にちかく、すたるゝ者はやまひにちかい、精心がぬけてをる、君は主たればさきへほろび玉はんと云た、

呉之入楚也、

【註】在四年、

先年呉より楚をせめたる時に、

胡子盡俘楚邑之近胡者、

【註】俘取也、

胡子が自分の領所近邊にある楚の邑の者をばみなとりこにした、

楚既定、胡子豹又不事楚、曰、存亡有命、事楚何爲、多取費焉、二月、楚滅胡、

【註】傳言小不事大所以亡、

○楚 そののち楚はさだまりていきほひもつよくなりたれば、はやく降参すればよいに、楚につかへずして云やうには、存するも亡するも天命なれば、楚につかへてなにゝするものぞ、なにかと費用が多からうでやめるがよいと云て、つひにほろぼされたなり、

夏、五月、壬申、公薨、仲尼曰、賜不幸言而中、是使賜多言者也、

【註】以微知著、知之難者、子貢言語之士、今言而中、仲尼懼其易言、故抑之、

【註】無傳、

九月、滕子來會葬、

【註】無傳、諸侯會葬、非禮也、
自ら來た、これも非禮である、

丁巳、葬我君定公、雨、不克葬、戊午、日下昃乃克葬、

當日雨天にて明日の昃とは晩方におよびてはうむりたなり、

辛巳、葬定姒、

【註】辛巳、十月三日、有日無月、

冬、城漆、

【註】邾庶其邑、

【傳】十五年、春、邾隱公來朝、

【註】邾子益、
魯へ來朝して禮をおこなはるゝを、

子貢觀焉、邾子執玉高、其容仰、公受玉卑、其容俯、

【註】玉、朝者之贄、
孔門の子貢がかたはらにみて居たれば、○邾。この時に邾子の玉をもたれたる形がたかくあふぎた、魯公はかへつて俯してうけられたなり、どちらもわるい、

子貢曰、以禮觀之、二君者皆有死亡焉、夫禮、死生存亡之體也、將左右周旋、進退俯仰、於是乎取之、朝祀喪戎、於是乎觀之、今正月相朝、而皆不度、

【註】不合法度、
子。禮を矩としてかんがへあはせてみれば、二君ともにこれは死亡の相である、○夫。禮と云ものは死生存亡の本體をそなへたるものにて、自然とちがはぬものである、○將。さるによりて身の立居ふるまひにも、みな禮をとり用ひたものである、○朝。朝禮

師於潞、獲籍秦高彊、

【註】二子黨范氏者、終景王言籍父無後、

晉人にやぶられた、

又敗鄭師、及范氏之師于百泉、

【註】鄭助范氏故幷敗、

又。鄭も范氏に一味してやぶられたなり、

【經】十有五年、春、王正月、邾子來朝、

魯へ朝したである、

鼷鼠食郊牛、牛死、改卜牛、

【註】無傳、不言所食處、舉死重也、改卜、禮也、

處々をくはれて死だとみゆるなり、

二月、辛丑、楚子滅胡、以胡子豹歸、

告文なり、

夏、五月、辛亥、郊、

【註】無傳、書過、

郊祭のときならぬを貶した、

壬申、公薨于高寢、

【註】高寢、宮名、不於路寢、失其所、

定公の薨ぜられた、

鄭罕達帥師伐宋、

告文なり

齊侯衛侯次于渠蒢、

【註】不果救故書次、

告文なり、

邾子來奔喪、

【註】無傳、諸侯奔喪、非禮、

魯の喪に付て來られたは非禮なり、

秋、七月、壬申、姒氏卒、

【註】定公夫人、

夫人が卒したなり、

八月、庚辰、朔、日有食之、

むくであらう、それがあひづに母をさしころせと云ひふくめたなり、○速。否ともいはれずまづ心えましたと云て居た、○乃。そののち夫人へうかゞひに出られたれば、南子の出られた、○大。あひづのとほり三度までうしろむかれても、速がわすれた貌して居る、○夫。南子が大子の面色がかはりたをみて、ないてはしりこんで、

曰、蒯聵將殺余、公執其手以登臺、大子奔宋、盡逐其黨、故公孟彄出奔鄭、自鄭奔齊、大子告人曰、戲陽速禍余、戲陽速告人曰、大子則禍余、大子無道、使余殺其母、余不許、將戕於余、

【註】戕、殘殺也、

大子がわれをころさるゝと云た、○公。靈公の南子が手をひきて臺上へのぼられたである、○大。くににも居られずして宋へさられたとなり、○盡。大子附はみな追放になつた、○故。これも徒黨であつたゆゑに浪人した、○大。速めが云あはせのとほりにせなんだゆゑ、わが身の破滅をさせたと云た、○戲。これはまた大子の所爲で身を損じたと云て、たがひにうらみた、○大。そのわけはまづ大子の母をころさうと云は無道と云ものである、それをわれが否じやと云て許容せずば、余をいけてはおかるまいし、

若殺夫人、將以余說、余是故許而弗爲、以紓余死、諺曰、民保於信、吾以信義也、

【註】使義可信、不必信言、

それかと云て夫人をころしたらば、余をころして余一人のとがとして、いひわけめさるゝであらう、余これがいやさに云付は許容してそのとほりにせなんだ、これは余が死をまぬかるゝ手段であつた、○諺。民は信にやすんずとある、よつてわれは義を信にしたであるとなり、

冬、十二月、晉人敗范中行氏之

くにもとの公子宋朝を衞へよびよせられた、これはすぐれたる美男で、元來くにゝ居らるゝ內から南子と密通して居られた、

會于洮、大子蒯聵獻盂于齊、過宋野、

【註】蒯聵、衞靈公大子、盂、邑名也、就會獻之、故自衞行而過宋野、

○會　靈公の齊侯と會せられて、この洮の會において齊へ盂と云邑をおくられた、これをひきわたしに大子の齊へゆくとて、宋の領內の野をとほられたとき、

野人歌之曰、既定爾婁豬、盍歸吾艾豭、

【註】婁豬、求子豬、以喩南子、艾豭、喩宋朝、艾、老也、

○野　宋の野人の民がはやりうたを一面にうたふである、その章雅に○既　これはあの方に牝ぶたばかりを飼ふておくものは、牡ぶたを餘所よりかりてきて交合させ、子をうませることである、そのことをたとへたものなり、婁豬は牝ぶたなり、艾豭は牡ぶたなり、この意は南子に子がないに付て宋朝をめしたれども、もはや孕まれつらうによつて、なぜこの方の夫ぶたをかへされぬと云かけたるうたである、

大子羞之、謂戲陽速曰、從我而朝少君、

【註】速、大子家臣、

○大　大子の身ではこのうたをきいてははづかしきことである、これより母をころすたくみをいたさるゝ、○謂　自分の臣に云付らるるには、その方われにしたがうて少君南子へ朝せよ、

少君見我、我顧、乃殺之、速曰、諾、乃朝夫人、夫人見大子、大子三顧、速不進、夫人見其色、啼而走、

【註】見大子色變、知其欲殺己、

少君のわれに對面に出られたらば、おれがうしろを

苟出入、必謂己曰、夫差、而忘越王之殺而父乎、則對曰、唯、不敢忘、三年乃報越、

【註】後三年、哀元年、

自身の出入ごとに、ひたもの父をうたれたをわすれたかといはせたなり、○則　一時のまもわすれはいたさぬと云て三年目にむくいをした、

晋人圍朝歌、公會齊侯衛侯于脾上梁之間、

【註】脾上梁間、即牽、

荀寅士吉射をかこんだ、○公　定公も范氏にくみして兩侯とちかはれた、

謀救范中行氏、

【註】齊魯叛晋、故助范中行也、

范中行の二氏をすくふ相談である、

析成鮒小王桃甲率狄師以襲晋、

【註】二子、晋大夫范中行氏之黨

析○　この大夫どもも晋侯をせめる方にくはゝりた、

戰于絳中、不克而還、士鮒奔周、小王桃甲入于朝歌、秋、齊侯宋公會于洮、范氏故也、

【註】謀救范氏、

戰○　晋の城下でたゝかふたれども、えかたずしてかへりたゆゑに、士鮒は周へ立さる、小王は荀寅が方へはしりたなり、三所に敵陣がありておもひ〱にもよほすいくさなり、しかれども晋侯は内外兩所をあひてにめさるゝに付て、日々おとろふるである、○

秋○　これまた晋の君をうつと云相談なり、

衛侯爲夫人南子召宋朝、

【註】南子、宋女也、朝、宋公子、舊通于南子、在宋、呼之、

靈公の夫人南子は宋の女なり、この人のねがひにて

て刃をくびにおしあてゝ、

而辭曰、二君有治、

【註】治軍旅、

この者どもが吳の軍までゆいて辭して、○曰　吳も越も二君とも軍旅をよくをさめ玉ひてある處に、

臣奸旗鼓、

【註】犯軍令、

臣○　われ／＼が軍令ををかして、

不敏於君之行前、不敢逃刑、敢歸死、遂自剄也、師屬之目、越子因而伐之、大敗之、靈姑浮以戈擊闔廬、

【註】姑浮、越大夫、

君の御馬まへにおいて不調法をはたらいたに付て、もはや迯ものがれれぬ、死刑の身なればたゞいま覺悟をきはめて死に歸する、これを自害の手本にせよと云て、自身にくびをかきおとしたとなり、○師　吳の士卒どもあまり勇壯なことをするによつて、みな／＼これにばかり目をつけて、見物をせうとてまもりをうちわすれたとなり、○越　このすきまをすかさず伐たれば大に吳をやぶりた、○靈　越の大夫が吳王に戈をなげつけて、

闔廬傷將指、取其一屨、

【註】其足大指見斬、遂失屨、姑浮取之、

吳王の足の大ゆびを切たれば、くつをかた足おとされた、それを姑浮がうばひとりてきた、

還、卒於陘、去檇李七里、

【註】釋經所以不書滅、

還○　かへる途中で吳王は卒せられた、○去　戰場をはなれて死なれたゆゑ、病死分に經にのりたとなり、

夫差使人立於庭、

【註】夫差、闔廬嗣子、

夫○　庭にたゝせておいて、

したに付し、御しらせ申すと云た、○知文子もこの上は異心なしと云て、趙孟とちかうて和したゆゑ、

而後趙氏定、祀安于於廟、

【註】趙氏廟、

趙氏の家もさだまりた、そののちに安于を趙氏が廟に配してまつりた、

頓子牂欲事晉、背楚而絶陳好、

二月、楚滅頓、

【註】傳言小不事大、所以亡、

いらざるかたがへをせうとて楚にはそむき、與國とはよしみをたちてつひにほろぼされた、

夏、衞北宮結來奔、公叔戌之故也、

戌に味方したに付てくにに居られず魯へ立のいてきた、

吳伐越、

【註】報五年越入吳、

うちかへしをしたなり、

越子勾踐禦之、陳于檇李、

【註】勾踐、越王允常子、

越○檇李へ出ばりしてふせいだ、

勾踐患吳之整也、使死士再禽焉、不動、

【註】使敢死之士往、輙爲吳所禽、欲使吳師亂取之、而吳不動、

勾○出ばりはしたれども、吳の陣がしかとと丶のふりて、しづまりかへつて居るによつて手が出されぬ、○使○いのちををしまぬ死身になりたる士卒を出して、吳にとりこにせられて、吳の兵をさわがせうとはかりたれども中々動せぬなり、

使罪人三行、屬劒於頸、

【註】以劒注頸、

使○死罪にきはまりたる罪人どもを三行にならべ

一人ひきうけて死なうといさめた、このことばがあたりたゆゑ、その智謀をおそれて文子へすゝむるには、はやく安于をころされずば、つひにはかれが智略を以て趙氏をもり立るであらう、左あれば晉のくにはいつしか趙氏が有となるであらうとなり、○孟。しかるうへははじめに安于が難をおこしたと云を越度にして、なぜいまの內に趙氏をとがめ玉はぬと云た、○文。いかさまよく心が付たと云て、趙孟が方へつかひを以てつぐるには、今度勿論范中行の二氏が亂をなしたではあれども、大根は安于が二子をうたうと云からことがおこりたことなれば、發端人は安于なり、かれがはかりとごより出たる亂であるとなり、○晉。それに付ては晉のくにに命令があつて、わざはひをはじめたる者は死罪とのさだめなり、かの二子はすでにそのつみに行はれたゆゑつぐると云たなり、○伏。すと云は范中行の二子はそのつみをしりてさりたに、まだ一方はさりもころしもせずにあると云ふ謎のことばである、

趙孟患レ之、安于曰、我死而晉國寧、趙氏定、將爲レ用生、人誰不レ死、吾死莫矣、乃縊而死、趙孟尸二諸市一、而告二於知氏一曰、主命戮二罪人一安于既伏二其罪一矣、敢以告、知伯從二趙孟一盟、

【註】知伯、荀躒、○趙。これに迷惑したである、○安。このことをきいて云やうには、私が一人死して晉一國も安寧に、趙氏の家もさだまらうならば、どうして生ををしまんや、なるほど死ませうとなり、○人。人たるものがたれか死せざる者あらんや、おそかれとかれ一度は死ぬものである、○吾。先達て二子をうち玉へと云た時に、すでに死すべき覺悟であつたれば、今日まで存命したはおそくなりたと云て、乃ちくびれて死だとなり、○趙。その忠貞を感じて心には不便におもへども市にさらし、さて知文子が方へつげて云には、主より命じたまふごとく、罪人安于をつみにおこなひま

天子より魯へ下されたなり、

衞世子蒯聵出奔宋、

告文なり、

衞公孟彄出奔鄭、

【註】彄書名、與蒯聵黨、罪之、

上に同じ、

宋公之弟辰、自蕭來奔、

【註】無傳、稱宋公之弟、例在十年、

出奔して魯へきた、

大蒐于比蒲、邾子來會公、

【註】無傳、會公于比蒲、來而不用朝禮、故曰會、

解に不及、

城莒父及霄、

【註】無傳、公叛晉助范氏、故懼而城二邑也、此年無冬、史闕文、

晉への手あてなり、

【傳】十四年、春、衞侯逐公叔戍與其黨、故趙陽奔宋、戍來奔、

【註】終史魚之言、

夫人の讒せられたゆゑ、つひにはおひいだされたなり、

梁嬰父惡董安于、謂知文子曰、不殺安于、使終爲政於趙氏、趙氏必得晉國、盍以其先發難也、討於趙氏、文子使告於趙孟曰、范中行氏雖信爲亂、安于則發之、是安于與謀亂也、晉國有命、始禍者死、二子既伏其罪矣、敢以告、

【註】告使討安于、

董安于は前年二子をうたれよ、張本人のとがは拙者

【註】爲明年戌來奔傳、
夫。夫人は君へそむく人なりと讒せられたなり、
【經】十有四年、春、衛公叔戌來奔、
立のいて魯へ來た、
衛趙陽出奔宋、
【註】陽、趙黶孫、書名者、親富不親仁、
告文なり、
二月、辛巳、楚公子結陳公孫佗人帥師滅頓、以頓子牂歸、
告文なり、
夏、衛北宮結來奔、
【註】亦黨公叔戌、皆惡之、
立さりて魯へ來た、
五月、於越敗吳于檇李、
【註】於越、越國也、使罪人詐吳亂陳故從未陳之例書敗也、檇李、吳郡嘉興縣南醉李城、
告文なり、
吳子光卒、
【註】未同盟而赴以名、
告文なり、
公會齊侯衛侯于牽、
【註】魏郡黎陽縣東北有牽城、
公至自會、
【註】無傳、
廟告した、
秋、齊侯宋公會于洮、
【註】洮、曹地、
告文なり、
天王使石尚來歸脤、
【註】無傳、石尚、天子之士、石氏、尚名、脤、祭社之肉、盛以脤器、以賜同姓諸侯、親兄弟之國、與之共福、

ならば、なんぞ足下につみを負はせられうとなり、○文。いかにもさうである、吾が申上ぬ以前に、足下と相談におよばなんだはわが手ぬけであつた、それかと云てもはやねがふたるとほりに、御成をなされうとあつたからは、やめられもすまいがなにとしたらばよからうぞとなり、○史。さして害にもなるまい、足下その心をわすれぬやうに、つゝしんで臣のみちをさへつくされて、禮をうしなはぬやうにせられたらば、つみにまぬかれらるゝであらう、

富而能臣、必免于難、上下同之、

【註】言尊卑皆然、

富。手まへがとんでよく禮をさへおこなへば、難には免るゝであらう、上下尊卑ともに同じとなり、

戍也驕、其亡乎、

【註】戍、文子之子、

戍。御子息にはいかうおごらるゝなればほろぶるであらう、

富而不驕者鮮、吾唯子之見、驕而不亡者、未之有也、戍必與焉、

【註】與禍難、

とんでおごらぬ者はすくないと云は名言なり、左やうな人はこの年までたゞ足下一人をみたばかりぢや、またおごりてはほろびぬと云者はないことなれば、戍には必ずこのほろぶる部へ入らるゝとみえたと云た、

及文子卒、衞侯始惡於公叔戍、以其富也、公叔戍又將去夫人之黨、

【註】靈公夫人南子黨、宋朝之徒、

及。文子が存生の内はされどもなにごともなかりたれども、卒したればはたして衞侯がはじめて戍をにくみ出さるゝ、これひとへにとみたるまゝに心のふといゆゑである、○公。戍もまた權柄ととみとを鼻にあげて、夫人南子の黨の出頭をしりぞけうとした、

夫人愬之曰、戍將爲亂、

荀寅士吉射奔朝歌、韓魏以趙氏爲請、

【註】經所以書趙鞅歸、

三家を伐たらばとゞくかたるゝであらう、これにさへかちたならば君はたれとともに相談をなされうや、吾子たちのほかに相談あひ手はないとなり、○若もし三家をすておいて君をさきへうつと云ては、三家をむつましくするやうなものなり、しかればこれはおもひとゞまり玉へといさめた、○弗　この節そのやうな手ぬるいことではいかぬと云て公を伐た、○國　はたして公をたすけたゆゑに二人は敗北した、ところをすかさず國人がうちたゆゑ兩人とも出奔した、

十二月、辛未、趙鞅入于絳、盟于公宮、

【註】傳錄晉衰亂、

趙○　はじめににげた男がかへるやうになつた、これによつて神前でちかうて和したである、これよりのち晉は面々にわかれてほろぶるである、

初衛公叔文子朝、而請享靈公、

【註】欲令公臨其家、

あるとき出仕して己がやしきへ御成をねがふた、

退見史鰌而告之、

【註】史鰌、史魚、

退○　右のことをつげた、

史鰌曰、子必禍矣、子富而君貪、罪其及子乎、文子曰、然、吾不先告子、是吾罪也、君既許我矣、其若之何、史鰌曰、無害、子臣、可以免、

【註】言能執臣禮、

史○　それはわるいことをのぞまれた、わざはひのもとゐであらう、なにゆゑなれば、いま當君は大分貪欲なるに足下は富有であれば、足下の富をみたまひた

死、載書在河、
【註】爲盟書、沈之河、
將。今度亂をおこしたる張本なれば荀寅をおひ出して、あと役には梁嬰父をたて范氏をおひ出して、范皐夷をあとへ入れようとたくみた、○荀。君へふきこむには、君より兼々の命令には、大臣どもにわざはひをはじめておこしたる者は、死罪とせんと云載書を河にしづめ玉ひて晉國の定目なり、

今三臣始禍、而獨逐鞅、刑已不鈞矣、請皆逐之、冬、十一月、荀躒韓不信魏曼多奉公以伐范氏中行氏、弗克、二子將伐公、齊高彊曰、三折肱知爲良醫、

【註】高彊、齊子尾之子、昭十年、奔魯、遂適晉、
いま三臣がわざはひをはじめたる所に、相手の趙鞅ひとりをおひ玉ひては刑罰が一樣にない、○請。のこり兩人もおひ出さうと云た、○冬。兩人を伐ておひにがさうとしたれどもえかたなんだ、○二。兩人がまたさかよせに晉の君をうたうと云なり、○齊。この時分晉へ來て居たゆゑにいさむるには、三度まで肱ををりた上にて、やう〳〵良醫たることをしると云世話があるとほり、身に經て來たことは上手になるものなり、

唯伐君爲不可、民弗與也、我以伐君在此矣、三家未睦、

【註】三家、知韓魏、
爲ることの內にてたゞ君をうつと云ことが至てわるいとなり、そのわけはまづ第一に民が服せぬものなり、すでにわれも君を伐たゆゑに民にすてられていまこゝにある、これがよき手本なり、○三。右の三家はまだむつましくはなきことなれば、

可盡克也、克之、君將誰與、若先伐君、是使睦也、弗聽、遂伐公、國人助公、二子敗、從而伐之、丁未、

のいのちに私一人を以てかはらうと云た、○趙。合點せぬである、

秋、七月、范氏中行氏伐趙氏之宮、趙鞅奔晉陽、晉人圍之、范皐夷無寵於范吉射、而欲爲亂於范氏、

【註】皐夷、范氏側室子、

秋。はたして兩人がうらぎりをしたである、○趙。在所にわしりたれば、晉人が一統にかこみた、○范。これはまた右のうらぎりの一家うちに異心の者が有て、ことのさいはひに亂をたくむを云なり、まづ范皐夷と云者が吉射にうとまれて居たに付て、なんぞの序に范氏をほろぼしたくおもうて居るなり、

梁嬰父嬖於知文子、

【註】文子、荀躒、

梁。これは文子に用ひられて居る者にて、

文子欲以爲卿、韓簡子與中行文子相惡、

【註】簡子、韓起孫、不信也、中行文子、荀寅也、

文子がつね〴〵この者を晉の卿にせうとおもうて居た、○韓。この兩人も中のわるい者どもなり、

魏襄子亦與范昭子相惡、

【註】襄子、魏舒孫、曼多也、昭子、士吉射、

魏。これも中がわるい、すればいま晉陽をうちにかかりて居る兩人は、晉の大夫にみなにくまれて居る者どもである、

故五子謀、

【註】五子、范皐夷、梁嬰父、知文子、韓簡子、魏襄子、

故。五人の者どもが計略をめぐらすには、

將逐荀寅、而以梁嬰父代之、逐范吉射、而以范皐夷代之、荀躒言於晉侯曰、君命大臣、始禍者

とゝあと目に立られよとさしづして、

遂殺午、趙稷渉賓以邯鄲叛、

【註】稷、趙午子、

それより午をころしたである、○趙　晋にそむきた、

夏、六月、上軍司馬籍秦圍邯鄲、邯鄲午、荀寅之甥也、荀寅、范吉射之姻也、

【註】壻父曰姻、荀寅子娶吉射女、

○夏　晋よりもすてゝおかれずおしよせたである、○邯　荀寅范吉射はみな午が一門にして、

而相與睦、故不與圍邯鄲、將作亂、

【註】作亂、攻趙鞅、

ことにむつましかつた、○故　晋に居ながら邯鄲をせむるに同心せなんだ、○將　うらぎりをするつもりになつた、

董安于聞之、

【註】安于、趙氏臣、

○董　趙孟が臣このよしをきゝ出して、

告趙孟曰、先備諸、趙孟曰、晉國有命、始禍者死、爲後可也、安于曰、與其害於民、寧我獨死、

【註】懼見攻必傷害民、

主人へ云には、邯鄲よりはまづうちわを要心なされよと云た、○趙　それはすこしもくるしからぬほどにうちすてゝおけ、晋のくにはさだまりたる命がありて、わざはひをはじめたる者はころすとあれば、あとよりするがよいとなり、○安　しかれどもかれが亂をなしては大勢の人民を害することなれば、もしわざはひをはじめたゆゑ死罪とのとがめがあらば、

請以我說、趙孟不可、

【註】晉國若討、可殺我以自解說、

私が所爲とし、ころして云わけをなされよ、多くの人

【註】言衛以五百家在邯鄲、常爲是故與邯鄲親、

歸○ さて午がかへりて親類にかたりたれば、みな云にはそれはわるいことである、衛の五百家がこの邯鄲にあればこそ邯鄲をば衛よりもむつまじくするである、

而寘諸晉陽、絶衛之道也、不如侵齊而謀之、

【註】侵齊則齊當來報、欲因懼齊而徙、則衛與邯鄲好不絶、

しかるをうつして晉陽へやりては、衛と手ぎれをするのみちである、それよりははかりごとをめぐらして、齊のくにへ一寸せゝりかけたらば、その返報に齊よりせむるであらう、

乃如之、而歸之于晉陽、

【註】欲如是謀而後歸衛貢、

その時に齊よりうたれては氣の毒なと云にして、この五百家を移したらば衛も納得してうつさするであらう、其時に晉陽へおくれば難があるまいと云た、

趙孟怒、召午而囚諸晉陽、

【註】趙鞅不察其謀、謂午不用命、故囚之、

趙○ このはかりごとを趙孟へはしらせなんだゆゑ、これは午がそむきたと一圖におもひこんで、めしよせて晉陽におしこめたである、これがわざはひのもとゝなるなり、

使其從者說劍而入、涉賓不可、

【註】涉賓、午家臣、不肯說劍入、欲謀叛、

使○ 午が從者ともに無刀になれと云わたしたれば、涉賓と云者は下心があつて合點せぬなり、

乃使告邯鄲人曰、吾私有討於午也、二三子唯所欲立、

【註】午、趙鞅同族、別封邯鄲、故使邯鄲人更立午宗親、

乃○ 趙孟が云には、われ内々午に遺恨があるによつてめし止めたほどに、二三子たゞ心まゝにだれなり

れほどによいことをみなわるいと云たゆゑに、その者どもの車をとり上げさせられた、〇唯圖にのりたに付て、一人にゆるされたなり、時にとりての面目である、

齊侯欲與衞侯乘、與之宴、而駕乘廣、載甲焉、使告曰、晉師至矣、齊侯曰、比君之駕也、寡人請攝、

【註】共載、

〇齊衞侯と同車にして出でようといはるゝである、

【註】以己車攝代衞車、

まづ門外に車を留めおきて、自分には甲をときてさかもりをして居られ、車に兵具はのせおきた、〇使にはかに晉の師が來たはと云てさわぎまはりた、この時衞侯へいはるゝには、君の駕の出來するころまでは、かりに私が車へのり玉へ、御一所にいでようと云て、

乃介而與之乘、驅之、或告曰、無晉師、乃止、

【註】傳言齊侯輕、所以不能成功、

介してのりかけ出されたれば、ある人がなにもとないと云たなり、しかときゝさだめもせずに疎忽をはたらかるゝを云、

晉趙鞅謂邯鄲午曰、歸我衞貢五百家、吾舍諸晉陽、午許諾、

【註】十年、趙鞅圍衞、衞人懼、貢五百家、鞅置之邯鄲、今欲徙著晉陽、晉陽、趙鞅邑、

先年衞よりこの方へおくりたる五百家を午にあづけおいた、これをわれにかへせわが領分の晉陽へうつして、わが一圓の領とせうと云た、〇午心えましたと云た、

歸告其父兄、父兄皆曰、不可、衞是以爲邯鄲、

晉趙鞅歸于晉、
【註】韓魏請而復之、故曰歸、言韓魏之彊猶列國、
告文なり、
薛弑其君比、
【註】無傳、稱君君無道、
告文なり、
【傳】十三年、春、齊侯衞侯次于垂葭、實郥氏、
【註】垂葭改名郥氏、高平鉅野縣西南有郥亭、
使師伐晉、將濟河、諸大夫皆曰、不可、邴意茲曰、可、
【註】意茲、齊大夫、
云合せて晉をうつとて河をわたさうとせられた、○諸　みな同音に河をわたすことはいらぬものなりと云た、○邴　この大夫一人が了簡は河をわたしたがよいと云た、
銳師伐河內、
【註】今河內汲郡、
銳○　その心はこの方のするどき兵士を以て河內をうちたらば、
傳必數日而後及絳、
【註】傳告晉、
宿つぎにて晉の城下へつげても急にはいたられぬ、數日かゝりて絳に及ぶであらう、
絳不三月、不能出河、則我旣濟水矣、乃伐河內、齊侯皆斂諸大夫之軒、唯邴意茲乘軒、
【註】以其言當、
その上で絳より人數を出すと云ても、三月もかゝらねば河まで出むかふことはならぬ、その內にはこの方は河內をうちはりて引とると云た、この議に一決してつひに河水をわたして河內をうちた、○齊　こ

をり齊人がよせるであらう、

且成、孟氏之保障也、無成、是無孟氏也、子僞不知、

【註】佯不知、

且。その上この城は孟氏の要害切所なれば、成をうしなうてはすなはち孟氏の家はなくなりたと云ものなり、○子。この上は私が手段があるほどに、私まかせにして御まへはしらぬ貌をして居玉へと云たである、

我將不墮、冬、十二月、公圍成、弗克、

冬。處父がかためて墮たせなんだ、

【經】十有三年、春、齊侯衞侯次于垂葭、

【註】二君將使師伐晉、次垂葭以爲之援、告文なり、

夏、築蛇淵囿、

【註】無傳、書不時也、かやうな普請するときではないとなり、

大蒐于比蒲、

【註】無傳、夏蒐、非時、內事なり、これも時節がわるかつた、

衞公孟彄帥師伐曹、

【註】無傳、告文なり、

秋、晉趙鞅入于晉陽、以叛、

【註】書叛、惡可知、告文なり、

冬、晉荀寅士吉射入于朝歌、以叛、

【註】吉射、士鞅子、告文なり、

つて、三都ともにこぼちにかゝるである、

於レ是叔孫氏墮レ郈、季氏將レ墮レ費、公山不狃叔孫輒帥二費人一以襲レ魯、

【註】不狃、費宰也、輒不レ得二志於叔孫氏一、

○於　まづ一番に郈はおとされたなり、○季　費へかかりたれば費の宰公山不狃がこれはたまらぬとおもうて叔孫輒と云あふれ者をかたらひて費人を引率して魯へさかよせにして來た、

公與二三子一入二于季氏之宮一、登二武子之臺一、費人攻レ之、弗レ克、入及二公側一、

【註】至二臺下一、

○公　定公は季叔孟の三子とともに季氏がやしきへ入られ、武子が臺にのぼられた、○費　よせかけてせめてみてもかたれぬである、○入　けれどもせめ入て臺まではつめよせた、

仲尼命二申句須樂頎一下伐レ之、

【註】二子、魯大夫、仲尼時爲二司寇一、

○仲尼　この時分司寇をつとめて居玉ひたるゆゑ、兩大夫に下知し玉ひて、臺より下てうたせたまひたれば、

費人北、國人追レ之、敗二諸姑蔑一、二子奔レ齊、

【註】二子、不狃、叔孫輒、

○よせ手はにげ出した、○國　姑蔑と云處においてうちやぶりた、○二　つひにはうちまけたである、

遂墮レ費、將レ墮レ成、公斂處父謂二孟孫一、墮レ成、齊人必至二于北門一、

【註】成在二魯北竟一故、

○遂　つひには費もおちた、これで二邑は落著した、○將　孟孫が邑をこぼちにかゝりた、○公　孟孫が家老が主人をいさめて云には、この成をこぼちたらば、齊のさかひのかためはなくなりて、北門よりはをり

廟告した、

【傳】十二年、夏、衛公孟彄伐曹、克郊、

【註】郊、曹邑、

曹を伐て郊と云一邑をうちやぶりてかへりた、

還、滑羅殿、

【註】羅、衛大夫、

滑○衛の大夫が殿後して、

未出、不退於列、

【註】未出曹竟、羅不退在行列之後、

まだ曹の領内をはなれぬに、やはり行列のあとについて引はなれぬである、これでは殿後の詮はない、殿○と云は總人數はのこらずさきへかへして、はるかあとに引さがりおさへてしづ〳〵と引くことである、

其御曰、殿而在列、其爲無勇乎、

羅曰、與其素厲、寧爲無勇、

【註】素、空也、厲、猛也、言伐小國當如畏者以誘致之、

其○滑羅が御者が云には、御まへは殿をなさるゝとて、列をはなれもなされねば勇とは申されまい、臆病者と云はれては無念なれば、もそつとあとへさがり玉へと云たなり、○羅○さうではない、むなしく猛なるからりきみをせうよりは、同じくは勇のないといはれて居るがよいと云た、これ式の小國にかちたとてさして大勇貌をするでもないと云ことなり、杜氏の注ではおそれたふりをしておびき出す手段とみられた、

仲由爲季氏宰、

【註】仲由、子路、

子路が季氏の宰となりて、

將墮三都、

【註】三都、費、郈、成也、彊盛將爲國害、故仲由欲毀之、

魯の三家の邑をこぼたうとした、この時分季氏も自分の邑でも費の宰公山不狃に押領せられて居たによ

冬、及鄭平、始叛晉也、

【註】魯自僖公以來、世服於晉、至今而叛、故曰始、

魯も晉をそむきたなり、是は晉のおとろへたるしるしなり、

【經】十有二年、春、薛伯定卒、

【註】無傳、四年、盟皐鼬、

告文なり、

夏、葬薛襄公、

【註】無傳、

はうむりに會した、

叔孫州仇帥師墮郈、

【註】墮、毀也、患其險固、故毀壞其城、

內事なり、

衞公孟彄帥師伐曹、

【註】彄孟縶子、

告文なり、

季孫斯仲孫何忌帥師墮費、

內事なり、

秋、大雩、

【註】無傳、書過、

冬、十月、癸亥、公會齊侯盟于黃、

【註】無傳、結叛晉、

いよ〱晉にそむくとてなり、

十有一月、丙寅、朔、日有食之、

【註】無傳、

解に不及、

公至自黃、

【註】無傳、

廟告した、

十有二月、公圍成、公至自圍成、

【註】無傳、國內而書至者、成彊若列國、興動大衆、故出入皆告廟、

告文なり、

敢以家隷勤君之執事、夫不令之臣、天下之所惡也、君豈以爲寡君賜、

【註】言義在討惡、非所以賜寡君、

敢。私どもの家來などのことのみに、君の執事へ御苦勞かけることではないとなり、くにゝかゝはるうれひをたすけるはたがひのことであるとなり、○夫。ことに侯犯ごとき不令の臣は、天下中でにくむはずの謀叛人なり、しかれば君よりさして主人への御恩を下されたると云ではないかと存ずると云た、

【經】十有一年、春、宋公之弟辰、及仲佗石彄公子地、自陳入于蕭、以叛、

【註】蕭、宋邑、稱弟例在前年、

告文なり、

夏、四月、

秋、宋樂大心、自曹入于蕭、

【註】入蕭從叛人、叛可知、故不書叛、

告文なり、

冬、及鄭平、

【註】平六年侵鄭取匡之怨、

魯鄭の和があつた、

叔還如鄭、涖盟、

【註】還、叔詣曹孫、

魯よりつかひをやりたである、

【傳】十一年、春、宋公母弟辰、曁仲佗石彄公子地、入于蕭、以叛、秋、樂大心從之、大爲宋患、寵向魋故也、

【註】惡宋公寵不義以致國患、

宋公の家老一人を愛せられて大患をまねかれたを云、これは宋公の仕義がわるいゆゑなり、

陳へ立のくと云て出たれば、案に相違して宋公のとめられなんだ、○辰。公子地はめしかへされたがよいと云た、○弗。宋公は却てよろこんで居らるゝゆゑ、中々きゝとゞけられぬとなり、○辰。いまになりては大に迷惑して、これは現在兄をだましてくにを立ちさらせた、さて〳〵口をしいことかな、

吾以國人出、君誰與處、冬、母弟辰、暨仲佗石彄出奔陳、

【註】佗、仲幾子、彄、褚師段子、皆宋卿、衆之所望、故言國人、

我。我が一家中を引つれて去たらば君のざまがみたいとつぶやいて、○冬。卿をつれてこれもたちさりたとなり、

武叔聘于齊、

【註】謝致郈也、經書辰奔在聘後者、從告、

齊への謝使としてゆきた、

齊侯享之、曰、子叔孫、若使郈在君之他竟、寡人何知焉、屬與敝邑際、故敢助君憂之、

【註】以致郈德叔孫、

齊。酒宴におよびて齊侯の叔孫へいはるゝには、今度の郈がもし魯君の他境にある邑ならば、寡人なにしにしらうやかまはうはずはなけれども、敝邑につきたる地なれば、すてゝもおかれぬゆゑ、君のうれひをたすけたものであるとなり、これはいかう恩にきせたる口上である、

對曰、非寡君之望也、所以事君、封疆社稷是以、

【註】以、猶爲也、

對。叔孫が返答に、これは御意なれども主人が存念とはことのほかちがひます、○所。よしみを通じて君につかへらるゝと申もなになれば、封疆社稷にかゝりたるうれひのある節に、たのみたきばかりでござる、

十一。自分の知行を十一にわりて五つ分をあたへた、

公子地有白馬四、公嬖向魋、魋欲之、

【註】向魋、司馬桓魋也、

公。ときにこの公子地が白馬を四匹所持して居たを宋の家老の司馬向魋がほしくおもふたである、

公取而朱其尾鬣以與之、

【註】與魋也、

これはまた宋公の出頭なれば、宋公の そつとうばはせて、馬の立髪や尾に丹をぬりてまぎらかし、向魋にとらせられた、

地怒、使其徒扶魋而奪之、魋懼、將走、公閉門而泣之、目盡腫、母弟辰曰、子分室以與獵也、而獨卑魋、亦有頗焉、子爲君禮、

【註】禮、辟君也、

地。公子地が大にいかりて家士に命じて、うちすゑて馬をとりかへした、○魋。君の連枝ににくまれてはたゝぬと云て立さらうと云たれば、宋公の去らせぬと云て門をとぢてこれを留て泣き、目をなきはらされたとなり、これもはなはだしき寵愛とみえたり、○母。公子地の同母弟が兄へいさめを云には、富獵を愛したまうては室をわかちて半分近くあたへながら、向魋は一向にいやしめらるゝ、それは偏頗と云ものである、○子。あれほどに君の心をいため玉ふ上は、まづ一端禮義をまもりて身をさけ、しりぞかれたがよい、

不過出竟、君必止子、公子地出奔陳、公弗止、辰爲之請、弗聽、辰曰、是我迋吾兄也、

【註】迋、欺也、

さかひを出らるゝ時分にはかならず君よりとめ玉ふであらう、その時かへりめされよとすゝめた、○公

〇侯　あとより出るを民がにくみて侯犯が門を出ればその儘あとをとぢた、門ごとに左やうにしたとなり、

及郭門、止之、曰、子以叔孫氏之甲出、有司若誅之、

【註】誅、責也、

〇及　くにの出はづれに及びた時、郭門にて侯犯駟赤を止めて云には、足下は郈にある所の叔孫が武器をうばうて出られた、左あれば後日に魯の有司がせめたらば、

羣臣懼死、駟赤曰、叔孫氏之甲有物、吾未敢以出、

【註】物、識也、赤還救侯犯也、

うばはれたる越度によつて、羣臣どもが死罪に及ばんかと氣の毒であると云て門を出さぬなり、〇駟　叔孫氏の甲は目印のある物なり、この方はもちては出ぬほどに、はやく門をひらけと云たなり、かねて云合せたことゝみえて中々ゆるさぬである、

犯謂駟赤曰、子止而與之數、

【註】數甲以相付、

〇犯　そこで侯犯もそれでは迷惑なれば、左やうならば足下はあとにとゞまりて武器をかぞへ、とくとしらべて魯の有司へわたして來て下され、われは一人まゐらうと云た、

駟赤止而納魯人、侯犯奔齊、齊人乃致郈、

【註】致其名籍也、爲下武叔如齊傳、

〇駟　まんまとあざむきおほせて、あとへ魯人をいれてしづめた、〇侯　郈を以て齊へ去たけれども、齊よりは郈の分限帳高帳をもどしたである、

宋公子地嬖蘧富獵、

【註】地、宋景公弟、辰之兄也、

宋の君の弟が蘧富獵と云者を格別に愛せられた、

十一分其室、而以其五與之、

【註】與富獵也、

も多く足下に地をあたふるであらうとなり、

且盍多舍甲於子之門、以備不-虞、侯-犯曰、諾、乃多舍甲焉、侯-犯請易於齊、齊有-司觀郈、將至、駟-赤使周走呼曰、齊師至矣、郈-人大駭、介侯-犯之門甲、以圍侯-犯、駟赤將射之、

【註】僞爲侯犯射郈人、

且。ことにゆだんのならぬをりからなれば、門には武器をかざりて不意のそなへにいたされよと云た、○侯。だますと云ことをしらずして、なるほどゝ云てはかりごとにのりた、○侯。民をかへたいと齊へこふたれば、齊より有司どもが郈の地を見分に來ると云に及たれば、また駟赤がはしりまはつてよばつて云には、城主の侯犯がこの地をうつすによつて、齊より軍兵がうけとりに來ると云た、○郈 民どもがうつされてはたまらぬと云て、大におどろきて侯犯が門へおしよせて、かの甲をうばうて侯犯と敵になりたである、○駟。わざゝ侯犯方の貌で、これはふとゞき千萬なりと云て、防矢を一矢射んと云た、

侯-犯止之曰、謀免我、侯-犯請行、許之、

【註】郈人許之、

侯。郈中の臣民が一統にかこんだことなれば、一人や二人してふせぎてはとても及ばぬことなれば、駟赤を止めておぼしめしはかたじけなけれども、もはやこれまでなれば、この上はなにとぞ我をまぬかれしめて、この場をのがすはかりごとをして玉はれと云た、○侯。民へむかうてこの所を立ちさらうと云たゆゑ、ゆるしておひ出した、

駟-赤先如宿、

【註】宿、東平無鹽縣、故宿國、

駟。同道する貌をして、さきへ立て宿へ出たである、

侯-犯殿、毎出一-門、郈-人閉之、

【註】閉其後門、

【註】詐爲齊使言也、
子。齊に服さんともとめて民にのぞみてをさめ玉へ、しからずは民がそむかうと云た、○侯。その言にしたがうて、齊へ屬したいと云てつかはしたれば、○齊。齊の師よりつかひがきた、駟赤が郈人とともに內々郈中へいひふらすには、

曰、侯犯將以郈易于齊、齊人將遷郈民、

【註】謂易其民人、
曰。當城主の侯犯は齊へ服したに付て、齊よりこの地の民を齊へつかはし、齊の民をこの所へうつすと云た、

衆兇懼、

【註】不欲遷、
衆。ほかへうつされてはたまらぬと云て大におそれた、

駟赤謂侯犯曰、衆言異矣、

【註】不與始同、
駟。主人へ云には、はじめは衆民が齊にしたがはうと云たれども、いまになりてはまた異變してしたがふまいと云となり、

子不如易於齊、與其死也、猶是郈也、而得紓焉、何必此、

【註】言以郈民易取齊人、與郈無異、勝於守郈爲叛人所殺、
子。左やうに異變する者どもは齊へうつらせ、そのあとへ齊の民を引うけてかへられよ、左なくば民に害せらるゝであらう、ころされて死なんよりは災をゆるめるがよい、齊の民でも郈をまもれば郈にはちがひない、同じことである、なにも下地の民ばかりを民とおもふにはおよばぬとなり、

齊人欲以此偪魯、必倍與子地、

【註】言非徒得民、又將得齊地、
齊。また齊においては、この郈を根城にして魯にせまらうとおもふことなれば、よろこびてこのほかに

【註】犯以不能副武叔之命故叛、叛而以圍告廟故書圍、

遂○ しかれどもどうしてかつひにころした、○侯○ これは武叔がたのみたとほりにえころさなんだゆゑ不首尾にもなつたとみえてそむいたなり、

武叔懿子圍郈、弗克、秋、二子及齊師復圍郈、弗克、叔孫謂郈工師駟赤、

【註】工師、掌工匠之官、

武○ せめたれども かたなんだ、○秋○ このたびもまたかたなんだなり、○叔○ 工匠の長官と相談して云には、

曰、郈非唯叔孫氏之憂、社稷之患也、將若之何、對曰、臣之業、在揚水卒章之四言矣、

【註】揚水、詩唐風、卒章四言曰、我聞有命、

郈のこのやうにおちかぬるは、たゞ叔孫氏一家のうれへばかりでもなく、一國のうれへである、どうしたらばよろしからうぞとなり、○對○ 拙者が事業は揚水の卒章の四言にありと云た、これは命をうけたまはりてそむかずしたがはうと云ことなり、

叔孫稽首、

【註】謝其受己命、

叔○ 同心して玉はりてかたじけないと云意で拜した、

駟赤謂侯犯曰、居齊魯之際而無事、必不可矣、

【註】無所服事、

駟○ これより侯犯をたぶらかすである、まづ齊魯の大國のあひだに居ながら、どちらへも服事せではわるい、ひとりだちはならぬとなり、

子盍求事於齊以臨民、不然、將叛、侯犯從之、齊使至、駟赤與郈人爲之宣言於郈中、

成子立之而卒、公南使賊射之、不能殺、

【註】公南、叔孫家臣、武叔之黨、

○成　けれども成子がいさめを用ひず、つひに武叔を立ておきて卒した、

公南爲馬正、使公若爲郈宰、武叔既定、使郈馬正侯犯殺公若、弗能、其圉人曰、

【註】武叔之圉人、

○公　公南は武叔が味方なり、かの公若が成子をいさめたことをうらみて、賊に云付て公若を射させたれども、中らでえころさなんだなり、○公　馬正の官になりた、公若を郈と云所の邑の宰とした、○武　家督にさだまりてのち、郈の馬奉行の侯犯と云者に云付て、公若をころしてくれよと云たけれども、用心がよかつたかしてえころさなんだ、○其　武叔の圉人が云には、

吾以劍過朝、公若必曰誰之劍也、吾稱子以告、必觀之、吾僞固而授之末、則可殺也、

【註】僞爲固陋不知禮者、以劍鋒末授之、

私が劍をたづさへて朝廷をとほりましたらば、さだめて公若がその劍はたれが劍ぞととはるゝでござらう、○吾　そのとき私が御まへの劍でござると云たらば必みせよといはるゝであらう、○吾僞　ときに私がいつはりて、無骨らしく劍をさし出す法をしらぬやうなる貌をして、私がつかをにぎりて公若にこじりをもたせて、直にぬいてころさうと云た、

使如之、公若曰爾欲吳王我乎、

【註】見劍向己、逆呵之、鱄諸殺吳王、亦用劍刺之、

○使　そのとほりにさせた、○公　公若が合點で、その方は予を吳王にしてころすつもりかと云た、

遂殺公若、侯犯以郈叛、

○亦。午が人數のとほりにして衞の城門へおしよせて門ぜめをした、○歩。門前に至て兩がはにみな立ならびて、みな木をうゑたやうにして居たとなり、

日中不啓門、乃退、反役晉人討衞之叛故、曰、由涉佗成何、

【註】捘衞侯手故、

○曰。日中に及びても門をえひらかなんだゆゑ引とりた、そののち晉も陳を引た、○晉。衞へなにをうらみにそむかれたぞと、そのゆゑを吟味して來たれば、○曰。衞よりのこたへに、かの二人の無禮をいたしたことをありのまゝに云た、

於是執涉佗以求成於衞、衞人不許、晉人遂殺涉佗、成何奔燕、君子曰、此之謂棄禮、必不鈞、

【註】言必見殺、不得與人等、

○於。それは以てのほかのことであると云て、晉人が涉佗をとらへて、このやうにはぢしめたと云て和をこふたれども、衞人が承知せなんだなり、○晉。この上はと云てつひに涉佗をころして衞へわびことしたれば、成何もこれはたまらぬとおもうて燕へ出奔したなり、○君。評に、禮をすてゝは必ころされて、人とひとしきやうにはならぬと云はこのことなり、

詩曰、人而無禮、胡不遄死、涉佗亦遄矣哉、

【註】詩、鄘風、遄速也、

○詩。人となりて無禮な者は、なぜすみやかに死せぬぞとあるが、まことにすみやかに死したることかなと評した、いらざることをしてころされた、

初叔孫成子欲立武叔、公若藐固諫曰、不可、

【註】藐、叔孫氏之族、

さきだつて武叔を立たいと云た、○公。一門の者なり、これが成子をかたくいさめて、それはわるいと云なり、

らかにせねば止むるにしくはないと仰せられた、○乃。そこでこれもやめられた、

齊人來歸鄆讙龜陰之田、

【註】陽虎、九年以此奔齊、經文倒者、次魯事、

齊。理に服して魯へかへされた、

晉趙鞅圍衞、報夷儀也、

【註】前年、齊爲衞伐晉夷儀、故伐衞以爲報、

衞のために齊より夷儀をうちた返報に晉よりかこみた、

初衞侯伐邯鄲午於寒氏、

【註】邯鄲、廣平縣也、午、晉邯鄲大夫、寒氏、即五氏也、前年、衞人助齊伐五氏、

初。晉の縣なり、衞よりうちた、

城其西北而守之、宵熸、

【註】午衆宵散、

城。寒氏の西北に砦をきづいてまもりた時に、○宵。午が城中の兵どもが宵みだれちりた、

及晉圍衞、午以徒七十人門於衞西門、殺人於門中、曰、請報寒氏之役、

【註】衞開門與午鬪、

及。今度晉より衞へよせたる時にあたりて、午が七十人の歩兵を引率して衞をせめて門内に入り、衞より防戰に出たる者をころして、寒氏へおしよせられたる返報したと云た、

涉佗曰、夫子則勇矣、然我往、必不敢啓門、亦以徒七十人、旦門焉、歩左右、皆至而立、如植、

【註】至其門下、歩行門左右、然後立待、如立木、不動、以示整、

涉。晉の涉佗がこのよしをきいて午氏にむかうて、成ほど夫子は勇壯のはたらきをなされた、○然。しかしながらまだ足下には衞より門をひらいて出たが、拙者がゆくなら決して門はえひらくまいと云て、

於○ 經にちかひのことがないは孔子の魯侯をつれてしりぞき玉ひて家臣が君の名代したゆゑくづれたを以て書せなんだとなり、

齊侯將享公、孔丘謂梁丘據曰、齊魯之故、吾子何不聞焉、

【註】故、舊典、

享禮をせんとあつた時、孔子の仰せに、齊魯出會の故實をば足下はきゝ玉はずや、

事既成矣、

【註】會事成、

會事はすでに成就した、

而又享之、是勤執事也、且犧象不出門、嘉樂不野合、

【註】犧象、酒器、犧尊象尊也、嘉樂、鐘磬也、

而○ しかるに此上にまた享し玉ふと云は、これ執事を勤勞せしむると云ものなり、○且○ さてまた享禮の器物は門を出さぬものなり、めでたき樂は野にてあはさぬものとある、

饗而既具、是棄禮也、若其不具、用秕稗也、

【註】秕、穀不成者、稗、草之似穀者、言享不具禮、穢薄若秕稗、

饗○ 右のとほりなれば、この器物どもをそなへては禮をすつるなり、○若○ またそなへぬにおいては、享禮ではなくてまぎれものと云ものなり、穀草に似たまぎれものを秕稗といふ、それとおなじことなり、

用秕稗、君辱、棄禮、名惡、子盍圖之、夫享所以昭德也、不昭、不如其已也、乃不果享、

【註】孔子知齊侯懷詐、故以禮距之、

用○ まぎれものをもちひ玉ひては君のはぢとならう、また禮がすたれては名があしからん、○子○ とくと心を付てかんがへられよとなり、○夫○ すべて享禮はたがひに德をあきらかにするためなるに、あき

夏、夷不亂華、俘不干盟、兵不偪好、於神爲不祥、

【註】盟將告神、犯之爲不善、

齊侯の諸侯に命じたまふこともおぼえぬ次第なり、裔の者は中夏のことをはかることはならず、また夷が華をみだることもならず、とりことなりたる者がちかひをおかすこともならず、兵器が好會にせまりちかづくべきものでもない、○於　これらはみな神へ對して不祥なり、

於德爲愆義、於人爲失禮、君必不然、齊侯聞之、遽辟之、

【註】辟去萊兵也、

於。德にていへば義をあやまることなり、○於。人情を以ていへば禮をうしなふたと云ものなり、○君。よもや齊君は必如此はなされまい、夷の所爲ならばうちすてよと下知し玉ふた、○齊　早々萊の者どもをしりぞけられた、

將盟、齊人加於載書曰、齊師出竟、而不以甲車三百乘從我者、有如此盟、

【註】如此盟詛之禍、

將。　さてちかふ段になりて、齊人が前書に齊の出馬の度ごとに、甲兵三百乘を以てわれにしたがはずばこのちかひのごとくであらうとなり、身勝手な云分である、

孔丘使茲無還揖對、

【註】無還、魯大夫、

曰、而不反我汶陽之田、吾以共命者、亦如之、

【註】須齊歸汶陽田、乃當共齊命、於是孔子以公退、賤者終其事、要盟不絜、故略不書、

孔。　この方の汶陽の田をかへされぬ内に、われ以て命に共したらば、またそのごとくならんとなり、汶陽の田がかへれば三百乘が出さるゝと云ことなり【注】

大臣出奔、虛請自恣、稱弟示首惡也、仲佗石彄皆爲國卿、不能匡君靜難、而爲辰所牽帥出奔、稱名、亦罪之也、

告文なり、

【傳】十年、春、及齊平、夏、公會齊侯于祝其、實夾谷、

【註】夾谷、即祝其也、

和平がすんだ、

孔丘相、

【註】相會儀也、

夏。孔子の魯侯の相となり玉ふた、丘。を字の如くよむべからず孔某とよむべし、かやうに敬するは儒者の信意なり、

犂彌言於齊侯曰、孔丘知禮而無勇、若使萊人以兵劫魯侯、必得志焉、

【註】萊人、齊所滅萊夷也、

犂。魯の孔子は禮讓のことは知て居れども、勇氣のことにおいては一言もなき者なれば、この方の萊夷の者に申付て兵を以て魯侯をおどしかけたらば、必わが志をえて自今存分にならうと云たれば、

齊侯從之、孔丘以公退曰、士兵之、

【註】以兵擊萊人、

齊侯のしたがはれた、○孔。孔子のこの體を御覽あつて、魯侯をつれてしりぞき玉ひて、あれ士どもあの萊夷をうちてすてよ、

兩君合好、而裔夷之俘以兵亂之、

【註】裔、遠也、

兩。兩君のよしみをあはすると云時にあたりて、裔夷のとらはれが兵をたづさへてみだれ入ることは、

非齊君所以命諸侯也、裔不謀

【註】平前八年、再侵齊之怨、
魯の和がすんだ、
夏、公會齊侯于夾谷、
【註】平故、
和睦がすみたるゆゑ會があつたなり、
公至自夾谷、
【註】無傳、
廟告した、
晉趙鞅帥師圍衛、
告文なり、
齊人來歸鄆讙龜陰田、
【註】三邑皆汶陽田也、泰山博縣北有龜山、陰田在其北也、會夾谷、孔子相、齊人服義而歸魯田、
魯へかへしたなり、
叔孫州仇仲孫何忌帥師圍郈、
【註】郈、叔孫氏邑、

傳にてすむなり、
秋、叔孫州仇仲孫何忌帥師圍郈、
上に同じ、
宋樂大心出奔曹、
【註】傳在前年春、書名、罪其稱疾不適晉、
告文なり、
宋公子地出奔陳、
【註】貪弄馬以距君命、書名、罪之也、
告文なり、
冬、齊侯衛侯鄭游速會于安甫、
【註】無傳、安甫、地闕、
告文なり、
叔孫州仇如齊、宋公之弟辰暨仲佗石彄出奔陳、
【註】暨、與也、宋公寵向魋、不聽辰請、辰忿而將

の男かといはれた、○曰。犂彌がいかにもこの夫子なりと云た、○吾。たゞ子にたまもの丶あるやうに乞たとなり、

公賞東郭書、辭曰、彼賓旅也、

【註】言彼與我若賓主相讓旅倶進退、

公。賞をあたへられたれば、これも又辭して云には、かれとは賓旅のごとくあひゆづりて主人と賓とになりて、軍旅を進退いたしたと云た、

乃賞犂彌、齊師之在夷儀也、齊侯謂夷儀人曰、得敝無存者、以五家免、

【註】給其五家、令常不共役事、

乃。兩人ともに賞せられた、○齊。勇士ゆゑをしまれて、敝無存が尸をえて來る者には五家をあたへて、その賦税をもゆるさうといはれた、

乃得其尸、公三襚之、

【註】襚衣也、比殯三加襚深禮厚之、

乃。尸をとりてきたれば、はうむるまでに齊侯の三度まで死者の服をきせられた、

與之犀軒與直蓋、

【註】犀軒、卿車、直蓋高蓋、

與。卿の車ときぬがさをあたへられた、

而先歸之、坐引者以師哭之、

【註】停喪車以盡哀也、君方爲位而哭、故挽喪者不敢立、

而。總軍よりはさきへこの尸をかへすとて、○坐。君の自身に喪車にのぞんで、かなしみをつくし哭してござるゆゑ、車をひく者がたゝれぬゆゑ坐して居た、さて總軍にも哭せしめ、

親推之三、

【註】齊侯自推喪車輪三、

車の出る時には、齊侯の自身車に手をかけられて輪の三たびまはるうちおされたなり、

【經】十年、春、王三月、及齊平、

のいきどほりである、

乃過中牟、中牟人欲伐之、衛褚師圃亡在中牟、曰、衛雖小、其君在焉、未可勝也、齊師克城而驕、其帥又賤、

【註】城、謂夷儀也、帥、謂東郭書、

乃○　はたして中牟の者がうちとれと云た、○衛○　衛を立去ていまは中牟に居るなり、この人が中牟の者どもをいさめて、○曰○　衛の軍兵は小勢といへども、その君がみづからむかはらるゝことなれば中々かたれぬ、○齊○　また齊の師は夷儀にかちたゆゑ心もおごり、その大將もまた賤官なれば、

遇必敗之、不如從齊、乃伐齊師、敗之、

【註】獲齊車五百乘、事見哀十五年、

これにあふてたゝかはゞ必やぶるであらう、とかく齊の師をおふがよいといふた、そこで齊の師とたゝかうてつひにうちやぶりた、

齊侯致禚媚杏於衛、

【註】三邑、皆齊西界、以答謝衛意、

齊○　邑をおくられた、禮謝なり、

齊侯賞犂彌、犂彌辭曰、有先登者、臣從之、晳幘而衣貍製、

【註】晳、白也、幘、齒上下相值、製、裘也、

齊○　高名したゆゑ恩賞をおこなはれたなり、○犂○　私よりはまだ先登いたした人がござつた、私はこれにしたがうてのぼりました、○晳○　その人はたれかは存じませぬが、白い齒なみのそろうた人で、貍毛の裘の甲の下にきたる人であつたとなり、

公使視東郭書、曰、乃夫子也、吾貺子、

【註】貺、賜也、

公○　齊侯の左やうな人はたそや、みてきたれと云付られたれば、東郭書であつた、それをめしいだしてこ

難、今又難焉、

【註】斂甲、起欲擊猛、

猛　今日は我が先登したと云た、〇書　いかりて甲を引つくろひて云には、先刻もいのちをすてゝ城にのぼりた、このやうなことをきゝずてにはならぬ、いままたいのちをさし出してうちはたさうと云た、

猛笑曰、吾從子、如驂之靳、

【註】靳、車中馬也、猛不敢與書爭、言己從書如驂馬之隨靳也、傳言齊師和、所以能克、

猛　さわがぬ男なり、吾が足下にしたがふことは車のそへ馬のやうなものなれば、引まはして下されよと云たなり、これでことにおよばなんだ、

晉車千乘在中牟、

【註】救夷儀也、今滎陽有中牟縣、迴遠、疑非也、

晉　齊侯の衞のために晉の夷儀をうたるゝに付て、晉は夷儀をすくはんとて出陣し、車千乘を中牟においてひかへて居た、

衞侯將如五氏、

【註】齊侯在五氏、將往助之、

衞　齊侯の五氏と云所に居らるゝゆゑ、ゆいて會せうといたされた、

卜過之、龜焦、

【註】衞至五氏、道過中牟、畏晉故卜、龜焦兆不成、不可以行事也、

卜　晉のひかへて居る中牟を經てゆくことなれば、あやうきゆゑ龜をやきてうらなふたれば、龜がこがれて吉凶がしれなんだ、これはまづ不吉とみゆるゆゑゆかれぬ所なり、

衞侯曰、可也、衞車當其半、寡人當其半、敵矣、

【註】衞侯怨晉甚、不復顧卜、欲以身當五百乘、

衞　衞侯は晉をふかくうらみて居らるゝに付て、卜筮にはかゝはらずしていはるゝには、すこしもくるしからぬ、晉の車は千乘あるときいた、わが車は五百乘なれば、晉の半分にあたるゆゑ、半分はふせがるゝ半分は吾一人して引うけようといはれた、よく〳〵

無存が妻をむかへて わたさうと云た、○辭 父へ辭して云にはこれは弟へあたへ玉へ、

曰、此役也、不死、反必娶於高國、

【註】高氏、國氏、齊貴族也、無存欲必有功、還取卿相之女、

曰○ 私はこの役に出て戰場にて 武功をあらはし、いのち全うしてかへりたらば 立身をいたして、御老中の高氏か國氏の女をむかへませうと云た、

先登、求自門出、死於霤下、

【註】既入城、夷儀人不服、故鬭死於門屋霤下也、

先○ さて夷儀にいたりてなんでも高名をせうとおもうて、さきがけして一番に城内へのり入たれども、中々敵が强勢なるによつて、大門をひらかせて いでようと云ても、敵が出さぬ、つひに門の下にてうち死したなり、

東郭書讓登、

【註】登城非人所樂、故讓衆使後而己先登、

東○ 先登と云ものはたれしもいやがるものなり、これによつてさきへのぼるをゆづると云は、衆人を とめて、まづわがのぼらうといふてのぼることなり、

犂彌從之、曰、子讓而左、我讓而、右、使登者絕而後下、

【註】恐書先下、故又譎以讓之、下入城也、

犂○ あとよりのぼりながら云には、子はゆづりて左よりのぼられよ、われは右よりのり入らうとなり、時にほかののぼる者をのぼりをはらせて城中へ入た、

書左、彌先下、

【註】書從彌言左行、彌遂自先下、亦讓也、

書○ 律義に左より下るに、犂彌は さきへ下りて しらぬ貌して居る、

書與王猛息、

【註】戰訖共止息、

書○ たゞかつて休息した、

猛曰、我先登、書斂甲曰、曩者之

かけこむ心で居る、しかれども齊が必のぞむ方へはやらぬと云ことを合點し、うらをのぞむがよいとかんがへて、東へやりて下されよと云た、

乃囚諸西鄙、盡借邑人之車、鍥其軸、麻約而歸之、

【註】鍥刻也、欲絕追者、

乃。はたして西へやるつもりになりて、まづ西の在郷にとらへておいた、○盡。この所より立さる了簡なれば、こと〴〵く邑人の車をかりて、軸にきりかたをつけて麻をまきまとうて、車のまはらぬやうにしてかへした、これは追手のかゝるときに、車のまにあはぬやうにするとのくはだてなり、

載葱靈、寢於其中而逃、

【註】葱靈、輜車名、

載。己は雜物をのする車の內にかくれてのがれ出たなり、

追而得之、囚於齊、又以葱靈逃、奔宋、遂奔晉、適趙氏、仲尼曰、趙氏其世有亂乎、

【註】受亂人故、

追。されどもまたとらへて齊に囚人にしておいた、○又。その內にまた才覺をまはして、雜車にのりてのがれ出て、まづ宋へはしり、それよりつひに晉へいたりて趙氏が方へおちついたとなり、○仲。亂人を引うけたはいへのみだるゝ先表なり、同氣あひ應ずることゆゑかくのたまふたなるべし、

秋、齊侯伐晉夷儀、

【註】爲衞討也、

衞侯は晉にはづかしめられたるをいきどほりて齊へ付れたゆゑ、齊侯の衞のために晉の夷儀をうたれた、

敝無存之父將室之、辭、以與其弟、

【註】無存、齊人也、室之、爲取婦、

敝。これは齊の臣なり、この師の出る時分に、この敝

而無天菑、若之何取之、陽虎欲勤齊師也、齊師罷、大臣必多死亡、己於是乎奮其詐謀、夫陽虎有寵於季氏、而將殺季孫、以不利魯國、而求容焉、

【註】求自容、

而。そのうへ天の災をくだすことがござらぬ、すればどうしてとることがなりませうや、○陽　いま陽虎がきて齊の師をすゝむる下心は、をり〳〵合戰があらば齊の師がつかれ、大臣のともがらも必ず多くは死亡するであらう、○己　齊の大臣をほろぼした上にて、又己がえ手なる例のいつはりの謀計をめぐらして、亂をおこすたくみでござるとなり、○夫　元來陽虎は季氏に寵をえて、とりたてられたればこそこのごとく威權もできましたれ、しかるにその恩顧の主人季氏をころさうといたした、○以　魯國に不利をおこなひ、くにゝ亂を入れながら、己はそのくにへ入りたいともとむるとなり、

親富不親仁、君焉用之、君富於季氏、而大於魯國、茲陽虎所欲傾覆也、魯免其疾、而君又收之、無乃害乎、齊侯執陽虎、將東之、陽虎願東、

【註】陽虎欲西奔晉、知齊必反已、故詐以東爲願、

親　かれはとかく富人でさへあればしたしみて、仁者にはしたしまぬ者なり、○君　左やうな惡人をなぜ用ひさせたまふぞや、ことに君は季氏よりもとみ玉ひ、くにといへば魯國よりも大なり、○茲　これが陽虎が眼をつける所にて、つひには傾覆して己がものにしたくおもうて居る、○魯　魯國は右の大病をおひ出して、病をはらひましたに、君がまたうけこみ玉ひては、乃大なる害をもとめ玉ふと云ものではござらぬかと云た、○齊　尤とおもはれたかして、陽虎をとらへて追放するつもりにて、○將　東國へおひやらうといはれた、○陽　陽虎は西の方晉のくにへ

【註】器用者、謂物之成器、可為人用者也、

得用焉曰獲、

【註】謂用器物以有獲、若麟為田獲、俘為戰獲、

書。經に書たなり、凡左氏の經文の例を考へらるゝにうると云に右の二たとほりがあるとなり、

六月、伐陽關、

【註】討陽虎也、

魯國より陽虎がこもりたる所をせむるである、

陽虎使焚萊門、

【註】陽關邑門、

陽虎が邑門に火を付たれば、

師驚、犯之而出、奔齊請師以伐魯、曰、三加必取之、

【註】三加兵於魯、

よせ手の師が大におどろいた、○犯。陽虎がよせ手のさわぎみだれた所を伐て出て、一方をきりぬけて齊國へ出奔した、○請。齊侯へ加勢を請て云には、三度魯へ兵をくはへたらば必魯をうちとりませうと云た、

齊侯將許之、鮑文子諫曰、臣嘗為隷於施氏矣、

【註】施氏、魯大夫、文子、鮑國也、成十七年、齊人召而立之、至今七十四歲、於是文子蓋九十餘矣、

齊。しからばとて加勢を出さうと云はれた、○鮑。齊侯をいさめて云には、私はむかし魯國の大夫施氏が家來であつたによりて、魯國のことはくはしく存じて居まする、

魯未可取也、上下猶和、衆庶猶睦、能事大國、

【註】大國、晉也、

魯。魯はいくたびせめてもまだ中々とらるゝことではござらぬ、まづ上下の人がよく和して、衆庶の家がたがひにむつまじく、大國たる晉などによくつかへ、

君○　この仕義においては不忠なり、すこしでも國家に益のある者とみたらば、少々の邪惡はせめぬが君のためとなり、

靜女之三章、取彤管焉、

【註】詩邶風也、言靜女三章之詩、雖說美女、義在彤管、彤管、赤管筆、女史記事、規誨之所執、

靜○　靜女の篇もほかはわるけれども、彤管を以て事を記してたゞしをしふると云ことがよいゆゑにとる、

竿旄、何以告之、取其忠也、

【註】詩鄘風也、錄竿旄詩者、取其中心願告人以善道也、言此二詩皆以一善見采、而鄧析不以一善存身、

竿○　これまた忠なところをとつたとなり、これらはみな善を以て用ひらるゝなり、しかるにこの鄧析は善を以て身をうしなふた、

故用其道、不棄其人、詩云、蔽芾甘棠、勿翦勿伐、召伯所茇、

【註】詩、召南也、召伯決訟於蔽芾小棠之下、詩人思之、不伐其樹、茇、草舍也、

思其人、猶愛其樹、況用其道、而不恤其人乎、子然無以勸能矣、

【註】傳言子然嗣大叔爲政、鄭所以衰弱、

故○　道さへ用ひらるればその人をすつると云ことはない、○詩　人を愛するにいたりては、やどりたる樹さへもきらぬと云てあるに、いはんやその人のみちを用ひながら、肝心のその人をあはれまぬと云は能者をすゝめる仕方ではない、政もおとろふるであらうとなり、

夏、陽虎歸寶玉大弓、

【註】無益近用、而祇爲名、故歸之、

一度ぬすみてはみたれども、君ともなりたらば入用なかはしらねども、當時の身分ではかつて入用になきものをとめおいて、惡名をなさうよりはとおもふて魯へかへした、

書曰得、器用也、凡獲器用曰得、

鐘、

【註】己、子明也、

右。このくにゝ喪があらばつとめようけれども、他國にあるゆゑにつとめなんだと云た、○既。かへつて人々につぐるには、子明が殊勝らしく喪服のうちなりといへども、己は現在父の喪中に子をつくりたではないか、それに余がなんのために鐘をすつるものぞと云た、どちらも同じやうなる者どもである、

子明聞之、怒、言於公曰、右師將不利戴氏、

【註】樂氏、戴公族、

子。このことをきいて大にいかりて宋公へ譖するには、右師は戴公の一族を害せうといたす、

不肯適晉、將作亂也、不然、無疾、乃逐桐門右師、

【註】逐之、在明年、終叔孫昭子之言、

今度晉へゆかなんだも亂を作すとてのことなり、左もなくてはなんのやまひもござらぬに、虛病をかまふる理はなきはずなりと云たなり、これよりつひにおひいだされたなり、

鄭駟歂殺鄧析、而用其竹刑、

【註】鄧析、鄭大夫、欲改鄭所鑄舊制、不受君命、而私造刑法、書之於竹簡、故言竹刑、

鄧析をつみありとてころし、鄧析がつくりたる竹刑は、やはりくにゝ用ひたなり、これはこの以前子產が鼎に刑書を鑄た、それをすてゝ鄧析が君命でもなく、私に刑書をつくりて竹策にほり付た、これらも私なりと云てころした、しかれども實はよければこそその竹刑は用ひたなり、これがつまらぬことなり、用ふべきほどのものをつくる人なれば、國益の能者なり、それをころしてはすまぬことゆゑそしりをうけたなり、

君子謂、子然於是不忠、苟有可以加於國家者、棄其邪可也、

【註】加、猶益也、棄、不責其邪惡也、

【註】無傳、三月而葬、速、
はうむりに會したである、

秋、齊侯衞侯次于五氏、

【註】五氏晉地、不書伐者、諱伐盟主、以次告、
告文なり、

秦伯卒、

【註】無傳、不書名、未同盟、
告文なり、

冬、葬秦哀公、

【註】無傳、
解に不及、

【傳】九年、春、宋公使樂大心盟于晉、且逆樂祁之尸、辭、僞有疾、乃使向巢如晉盟、且逆子梁之尸、

【註】巢、向戌曾孫、
晉へゆいてちかひをむすび、その上に樂祁が尸をむかへきたれと命ぜられた、○辭　私は病氣なりと云て辭した、○乃　かはりに向巢をやりた、ちかふた上に尸をうけとりてかへりた、

子明謂桐門右師出、

【註】子明、樂祁之子、溷也、右師、樂大心、子明族父也、右師往到子明舍、子明逐使出門去、
○子　子明は樂祁が子なり、父の尸が來ると云時に、○桐門の右師は右の樂大心なり、はうむりに會せんとて、子明が方へ來たるを門より入れず出させた、この右師は樂祁が又いとこにて、子明がためには族父なり、

曰、吾猶衰絰、而子擊鐘、何也、

【註】忿其不逆父喪、因責其無同族之恩、
○曰　口上にわれは喪服を著して居るに、こなたは鐘をうちてたのしまるゝはなにとしたことぞとなり、これは樂祁の尸をむかひにもゆかなんだと云をうらんだゆゑである、

右師曰、喪不在此故也、既而告人曰、己衰絰而生子、余何故舍

公。この者がはたして陽虎をおつかけてうたうと云た、孟孫は陽虎がいきほひにおそれてゆるさなんだ、

陽欲殺桓子、

【註】欲下因亂討季氏以强孟氏上、

陽。公斂陽が左あらばこの方へおちこまれたうへはかごの鳥であるゆゑ、このついでに一向季氏をころして威權をとらうと云たなり、孟氏をつよくするたくみである、

孟孫懼而歸之、

【註】不敢殺、

孟。孟氏はそれほどのたくみもなく、ことにたよりてきた者をころさせては きの毒と おもうて、沙汰なしにかへした、

子言辨舍爵於季氏之廟而出、

【註】子言、季寤、辨、猶周偏也、偏告廟飲酒、示無懼、

子。おち人とはなりたれども、祖廟へ つげて ゆるゆるとしりぞきたる體に、盃などを打ちらして出てゆきたなり、

陽虎入于讙陽關以叛、

【註】叛不書、略家臣、

陽。二箇所をとりてそむきたなり、

鄭駟歂嗣子大叔爲政、

【註】歂、駟乞子、子然也、爲明年殺鄧析張本、

鄭の執政のかはりたを云なり、

【經】九年、春、王正月、

夏、四月、戊申、鄭伯蠆卒、

【註】無傳、四年、盟皐鼬、

告文なり、

得寶玉大弓、

【註】弓玉國之分器、得之足以爲榮、失之足以爲辱、故重而書之、

魯へかへりたなり、

六月、葬鄭獻公、

上-東-門-入、

【註】魯東城之北門、

以。また孟氏をせめよせた、○公。約束のとほり成の人數を引率して孟氏をすくひにきて、ひがしの門に入つた、

與陽-氏戰于南-門之内、弗勝、又戰于棘-下、

【註】城内地名、

陽虎方は表門よりよせて出あひがしらに合戰して、一端處父がまけた、○又。二度目にたゝかうて、

陽-氏敗、陽-虎説甲如公-宮、取寶-玉大-弓以出、舍于五-父之衢、寢而爲食、其徒曰、追其將至、虎曰魯-人聞余出、喜於徵死、何暇追余、

【註】徵、召也、陽虎召季氏於蒲圃、將殺之、今得脱必喜、故言喜於召死、

陽虎方を破りた、○陽。ゆう〳〵と甲をぬぎすてて公宮へ入たれば、定公はいづかたへか、しりぞかれたに付て、たからものをうばひ取て出たなり、このことを經に盜と書した、○舍。不敵者にて大手の四つゝじに幕をはらせて、一と寢入してそれからおきて食事にかゝりた、○其。從卒が追打の軍兵がきたらうほどに、いそぎてにげ玉へと云た、○虎。なにとしてわれをおふ者があらうぞ、魯人がわがこのやうに利をうしなうて出たと云をきゝたらば、季氏のころされなんだことをよろこんで、十分滿足におもうて居るであらう、なんぞわれをおつかけるいとまがあらうぞと云て居る、

從-者曰、嘻、速駕公-斂-陽在、

【註】嘻、懼聲、

從。あゝあやふいことかな、いそいで駕しまへ、敵方にも公斂陽と云勇士があるものをと云た、

公-斂-陽請追之、孟-孫弗許、

【註】畏陽虎、

すこしもなるまいとなり、○桓　いやまだすこしもおそいとはない、いよ〳〵われをたすけうとおもはば、蒲圃へはゆかず孟氏が方へ御してゆいてくれまいかとなり、○對　私は死をしみはいたさねども、孟氏へまゐりましてもいよ〳〵主は難にまぬかれ玉はうとも存じませぬ、氣づかひにござる、孟氏へゆくとみたらばどのやうなことをせうもはかられぬなり、○桓　くるしからぬほどに是非にゆけと云た、

孟氏選圉人之壯者三百人、以爲公期築室於門外、

【註】實欲以備難、不欲使人知、故僞築室於門外、因得聚衆、公期、孟氏支子、

孟。　孟氏が方ではかねて要心をするに付、圉人のわかい者を三百人ほどえらみ出して、庶子公期の別宅をとり立るに付て、普請の人部をあつめたといひなして要心をしておいた、

林楚怒馬及衢而騁、

【註】騁、馳也、

林。　林楚はこゝぞと馬に一とむちあて、孟氏をさしてはしらしめ、○及　孟氏が宅へまがる四つ辻より、にはかに一さんにはせ出させたなり、

陽越射之、不中、築者闔門、

【註】季孫既得入、乃閉門、

陽。　おさへのりの陽越が、これはにげるぞと心付て、季氏をめあてにうしろより矢をはなちた、○不　運こそつよかりけれ矢がそれた、○築　普請ばの者が急に門をひらいて季氏をいれて、すぐさまあとをとぢたなり、なんの詮もなくにがしてのけた、

有自門間射陽越、殺之、陽虎劫公與武叔、

【註】武叔、叔孫不敢之子、州仇也、

有。　だれか門のすきまより陽越をめあてに矢をはなちたれば、中りて死た、○陽　陽虎もとつてかへして、城内にて定公と武叔をおびやかして、

以伐孟氏、公斂處父帥成人、自

陽虎前驅、林楚御桓子、虞人以鈹盾夾之、陽越殿、

【註】越、陽虎從弟、

陽○ 蒲圃へ季氏をつれてゆく日になりて、陽虎が前騎をするなり、林楚が御者となりて虞人に鈹や盾をもたせて、兩方よりはさみて警固するふりにして、實はのがさぬやうにし陽越がおさへをのりて出たなり、このやうすでもはやしれたである、

將如蒲圃、桓子咋謂林楚、

【註】咋、暫也、

將○ 蒲圃をさしてゆく時に、季氏が御者の林楚にうちあけて云には、

曰、而先、皆季氏之良也、爾以是繼之、

【註】欲使林楚免己於難、以繼其先人之良、

いまわれ難にあふとみえたが、その方が先祖は季氏の家の良士で、武功のある者の末なれば、その方も先祖の功をつぎて、この節われをまぬかれしめてくれよと云たなり、これは陽虎に一味したるもしれぬによつて、先祖を云出してはげますである、

對曰、臣聞命後、

【註】後、猶晩也、

對○ いま時分さやうなことを仰せられてはまにあひませぬ、命をうけたまはることがおくれました、

陽虎爲政、魯國服焉、違之徵死、死無益於主、桓子曰、何後之有、而能以我適孟氏乎、對曰、不敢愛死、懼不免主、桓子曰、往也、

【註】言必往、

陽○ 陽虎がはびこらぬうちに、その御心がついておさへたらば、これほどにもおよぶまいものを、もはや陽虎が政をして、魯國中はかれが仕おきに服したことなれば、いまかれにたがうては死をまねくと申すものなり、○死 死しても犬死にて、主の御ためには

し魯の三家を去て、季寤には季桓子が家をつがせ、叔孫輒をば叔孫氏とかはらせ、陽虎は己れ孟孫となりて、三人の者が魯國の三家になるたくみである、あまいたくみなり、

冬、十月、順祀先公而祈焉、

【註】將作大事、欲以順祀取媚、

冬。右のとほりをしめしあはせて、いのりのために大祭をとりおこなふた、

辛卯、禘於僖公、

【註】辛卯、十月二日、不於大廟者、順祀之義、當退僖公、懼於僖神、故於僖廟行順祀、

辛。これまた大祭である、

壬辰、將享季氏于蒲圃而殺之、戒都車曰、癸巳至、

【註】都邑之兵車也、陽虎欲以壬辰夜殺季孫、明日癸巳、以都車攻二家、

壬。まづ蒲圃と云所の別業において季氏を享せんとて、おびき出しころすつもりなり、○戒。季氏よりのふれにして、宿々へ軍車をあてゝ癸巳の日に引き來たれと云たなり、これは辰の日に季氏を蒲圃にてころし、その翌日軍を出して、二家をせめておひいだすつもりなり、

成宰公斂處父告孟孫曰、季氏戒都車、何故、孟孫曰、吾弗聞、處父曰、然則亂也、必及於子、先備諸、與孟孫以壬辰爲期、

【註】處父期以兵救孟氏壬辰、先癸巳一日、

成。孟氏が邑の成の宰がこのことをきいて、孟孫へつげて云には、今度季氏が車をあてらるゝがあれはなにごとでござる、○孟。われはかつてその沙汰をきかぬ、それは合點のゆかぬことであると云た、○處。左あらばこれは謀叛人があつて亂をおこすとみゆる、亂がおこりたらば子の御家にも及ばう、これはまづその要心をなされよと云た、さて自分にも壬辰の日に兵を引率してまゐらうと約束した、

伐周闕外、晉爲周報之、
周の卿士と一同して來て鄭をおかして、
遂侵衞、
【註】討叛、
すぐに衞のそむきたをうちにきた、
九月、師侵衞、晉故也、
【註】魯爲晉討衞、
これは魯より晉へのはたらきに、衞のそむきたるを
をかされたなり、
季寤、
【註】季桓子之弟、
公鉏極、
【註】公彌曾孫、桓子族子、
公山不狃、
【註】費宰、
皆不得志於季氏、叔孫輒無寵
於叔孫氏、
【註】輒、叔孫氏之庶子、
みな季氏に寵せられぬ者どもで、季氏をうらみて居
る者どもなり、○叔　これはまた叔孫氏が家にて首
尾のよからぬ者なり、
叔仲志不得志於魯、
【註】志、叔孫帶之孫、皆爲國人所薄、
○○叔仲　魯で人にもちひられぬ者なり、
故五人因陽虎、陽虎欲去三桓、
以季寤更季氏、
【註】代桓子、
以叔孫輒更叔孫氏、
【註】代武叔、
己更孟氏、
【註】陽虎自代懿子、
故○　以上五人が陽虎に一味して、くにゝ大亂をおこ

未嘗不爲患、使皆行而後可、

【註】欲以激怒國人、

大○ それはつかはされて益あらばおくり玉へ、公子さへゆかせたまはゞ、羣臣どものせがれどもは御馬の手づなをとりてしたがひますと云た、○王○ くにに難があつては工商もうれひをなすであらう、みなゆかしめたらばよからうとなり、

公以告大夫、乃皆將行之、行有日、

【註】有期日、

公○ これを諸大夫につげられたれば、○乃○ みなみなゆかしむるがよからうと云て、日限までさだまりた、

公朝國人、使賈問焉、曰、若衞叛晉、晉五伐我、病何如矣、皆曰、五伐我、猶可以能戰、賈曰、然則如叛之、病而後質焉、何遲之有、乃叛晉、晉人請改盟、弗許、

公○ 國中の人々をあつめられて、王孫賈に口をむしらせらるゝには、なにともしこの衞のくにがいま晉にそむきて人質をやるまいと云たらば、晉よりゆるさずして、五度もわれをうつであらう、その時の難義はどのやうにあらうと云た、○皆○ それは五度が十度伐たと云ても、つよくふせぎたゝかふでござらうと云た、○賈○ おの〱がその心ならば、まづ一端はそむきたがよい、防戰していよ〱つかれてこれはかなはぬと云にいたりた時人質を出してくだらうとおもふことには、いつでもおそいことはないと云て、乃晉にそむきたなり、○晉○ かれらも法外と云ことをさとりてことわりを云て、ちかひなほさうと云て來たれども、もはや衞がゆるさなんだなり、

秋、晉士鞅會成桓公侵鄭、圍蟲牢、報伊闕也、

【註】桓公周卿士、不書、監帥不親侵也、六年、鄭

衞侯欲叛晉、而患諸大夫、王孫賈使次于郊、大夫問故、

【註】問不入故、

衞。いよ〳〵晉にはそむかねばならぬと云に成た、○患。まへにもあるとほり、諸大夫が承知せぬをうれへらるゝなり、○王。はかりごとを以て衞の郊外にとゞまりて、衞侯を城内にいれずに居た、○大。諸大夫がなにゆゑに國都へは入たまはぬぞととふたれば、

公以晉詬語之、

【註】詬、耻也、

公。今度晉の家來にはぢしめられたことをかたられて、

且曰、寡人辱社稷、其改卜嗣、寡人從焉、

【註】使改卜他公子、以嗣先君、我從大夫所立、

且。右のとほりに無禮をせられては、國君となりて社稷をはづかしめたと云ふものなり、もはやくにはたもたれぬほどに、たれなりともほかの嗣子をうらなうてたてられよ、寡人は各が立てらるゝとほりにしたがうてそむくまい、わが一分はすたりたといはれた、

大夫曰、是衞之禍、豈君之過也、

公曰、又有患焉、謂寡人必以而子、與大夫之子爲質、

【註】爲質於晉、

大。諸大夫が云には、これは衞のくにのわざはひと云もので、すこしも君のあやまちではないと云た、○公。これのみならずまだきのどくなことがある、晉より寡人に云には、必なんぢの子と諸大夫の子とを晉へ人質としてわたせと云となり、

大夫曰、苟有益也、公子則往、羣臣之子、敢不皆負羈絏以從、將行、王孫賈曰、苟衞國有難、工商

なり、晋よりは大夫の來たことなれば、牛の耳の方に衞侯の座する心にて、衞の臣どもが この方は牛の耳をとるとことわりたなり、これは上座である、牲の尾の方にあるを下座とすることなり、この席などはこのごとくあるべきことなり、衞は君相手は臣なり、

成何曰、衞吾溫原也、焉得視諸侯、

【註】言衞小可比晉縣、不得從諸侯禮、

成。一圖にはづかしめようと思ふ心ゆゑに、無法なことを云出すである、衞は わがくにの領内にある縣の溫や原と云も同然なれば、なにとして諸侯に準ずることがあらうぞと云た、けれどもこれも無禮をいはせておかれた、

將歃、涉佗捘衞侯之手、及捥、

【註】捘、擠也、血至捥、

將。さて衞侯の血をうけたる器をもちて、すゝりにかゝられたれば、涉佗がまたなにぞはぢをあたへたくおもうて、きり〳〵とすゝられよと云て、衞侯の手をおしあげたれば、血がこぼれて手さきより腕へむけつたふたなり、

衞侯怒、王孫賈趨進、

【註】賈衞大夫、

衞。いかにしても無禮なる仕方ゆゑ、大きにはらをたゝれた、○王。わき座に居たる大夫がこらへかねてすゝみ出て、

曰、盟以信禮也、

【註】信、猶明也、

云には、ちかひは專ら禮をあきらかにすることであるに、

有如衞君、其敢不唯禮是事、而受此盟也、

【註】言晉無禮、不欲受其盟、

衞國の君ともいはるゝごときの御身に、ちかひの席にて禮をことゝもせず、無作法をせらるゝはなんといたしたことぞ、これではこのちかひはうけられぬほどに、左やうにこゝろえられよと云た、

【註】報上二侵一、
齊はおひ〳〵うたれたゆゑゆるさぬはずなり、

晉士鞅趙鞅荀寅救我、

【註】救不書、齊師已去、未入竟、
魯へ援兵に來たなり、しかれどもそのうちに敵がしりぞいたである、

公會晉師于瓦、范獻子執羔、趙簡子中行文子皆執鴈、魯於是始尚羔、

【註】獻子、士鞅也、簡子、趙鞅也、中行文子、荀寅也、禮、卿執羔、大夫執鴈、魯則同之、今始知執羔之尊也、卿不書、禮不敵公、史略之、

○公出むかへて會せられた、○范晉は禮の正式をなして、卿は羔を獻じ大夫は鴈を呈した、これより魯國においてもこのとほりにして、羔をたふとむことをしりたなり、これ古には魯國にもこのとほりにありつらうけれども、中ごろたえて卿も大夫も同じことに鴈をとりたことなるを今度改めた、

晉師將盟衞侯于鄟澤、

【註】自瓦還、就衞地盟、
魯よりかへりがけに、衞をとほるにつきてちかはうとするなり、

趙簡子曰、羣臣誰敢盟衞君者、

【註】前年、衞叛晉屬齊、簡子意欲摧辱之、

○趙これは前年衞侯が晉をそむいて齊へつかれたによつて、今度ちかふにはすこしはぢをあたへねば晉の分がたゝぬとて、群臣の內でたれぞあへて衞侯とちかうて、恥をあたへてくる者があらうかととふたなり、はなはだしき無分別である、

涉佗成何曰、我能盟之、

【註】二子、晉大夫、

○涉二人すゝみ出で私共ちかひにまゐらうと云た、

衞人請執牛耳、

【註】盟禮、尊者涖牛耳、主次盟者、衞侯與晉大夫盟、自以當涖牛耳、故請、

○衞さてちかひの席に及びたれば、衞は君のちかひ

逐○ 郭をうちやぶりた、

主人出師奔、

【註】攻郭人少、故遣後師走往助之、

主○ 敵が切て出たれば、一端よせてのさきぞなへが小勢にあつたゆゑ、後陣からはしりついた、

陽虎僞不見冉猛者曰、猛在此、必敗、

【註】陽州之役、猛先歸、言若在此、必復敗、

陽○ その邊に冉猛が居るをみぬふりをして云には、今日のたゝかひにもこの所に冉猛が居るならば、さだめて一番にやぶれにぐるであらうと云た、臆病者と云ことなり、

猛逐之、顧而無繼、僞顚、

【註】逐麇丘人、

猛○ 冉猛がこれをきいてはすゝまねば一分がたゝぬと云て、敵をおつかけたれども、うしろをかへりみたればたれもつゞいておふ者がない、自分一人敵中へは入られぬとて例の臆病が出て、○僞○ けつまづきたるふりをして、敵にはるかにおくれたゆゑ、もはや及ばぬと云てかへりた、

虎曰、盡客氣也、

【註】言皆客氣、非勇、

虎○ たれ〳〵もほんのつけりきみでうは氣ものなりと云たなり、客氣はつけやきばにて、まことの勇氣ではないと云ことなり、

苫越生子、將待事而名之、

【註】苫越、苫夷、

このころ子をまうけたれど、なんぞめづらしきことをまちて、名をつけたいと云て居た所に、

陽州之役、獲焉、名之曰陽州、

【註】欲自比僑如、

今度陽州の合戰にて敵をうちとりたに付て、これこそと云て陽州と名をつけたるなり、

夏、齊國夏、高張伐我西鄙、

る、こゝを以て子をとめられた、なにとぞまづ吾子が子息をよびよせられて、吾子のかはりにおいて玉はれと云た、

子梁以告陳寅、陳寅曰、宋將叛晉、是棄溷也、不如待之、

【註】留待勿以子自代、

子。また家老に相談したなり、○陳。この上はくにへかへり玉ひても、もはや宋は晉にそむくであらう、しかるに御子さまを代りにつかはされては、御子息を一人すてると云ものなり、それよりはやはりかへすまでまち玉ふにしくはないと云た、

樂祁歸、卒于大行、

【註】大行、晉東南山、

樂。晉もせん方なくゆるしてかへしたれば、樂祁が晉の地の內大行山をとほる時に病死した、

士鞅曰、宋必叛、不如止其尸、以求成焉、乃止諸州、

【註】州、晉地、爲明年宋公使樂大心如晉張本、

士。樂祁が無事でかへればまだしもよいが、死してかへりては宋が必そむくであらう、それよりはおつかけて尸をとめおきて、宋とちかうて和睦をとりむすばんとて、乃ち尸を州と云所にとめおいた、

公侵齊、攻廩丘之郛、

【註】郛、郭也、

ふたゝび齊ををかされて、廩丘の外郭をせめらるゝなり、

主人焚衝、

【註】衝、戰車、

主。敵方よりよせ手のさきぞなへの車に火をかけたれば、

或濡馬褐以救之、

【註】馬褐、馬衣、

ある人が早速馬衣をぬらしてふせいだである、

遂毀之、

【註】毀郛、

して、弟の猛は殿してあとよりくるとよばゝつたなり、たわひのなき者どものよりあひである、

二月、己丑、單子伐穀城、劉子伐儀栗、

【註】討儋翩之黨、穀城在河南縣西、周のあだなる殘黨どもをうちたなり、

辛卯、單子伐簡城、劉子伐盂、以定王室、

【註】傳終王室之亂、○辛　これでやう〳〵王室が定まりた、

趙鞅言於晉侯曰、諸侯唯宋事晉、好逆其使、猶懼不至、今又執之、是絕諸侯也、將歸樂祁、士鞅曰、三年止之、無故而歸之、宋必叛晉、

【註】執樂祁、在六年、いまは諸侯もおひ〳〵晉にそむきますに、宋一國ばかりはよく晉につかへて居まする、この節はよしみを以て使者をむかへたりとも、わるくすれば來るまいかときづかはしいに、いままた使者をとらへておくは、この方より諸侯をたつと云ものなり、もはや樂祁はかへされよとすゝめた、○士　三年までとめておいて、なにもなくかへしては宋がそむくにきはまりた、

獻子私謂子梁曰、寡君懼不得事宋君、是以止子、子姑使溷代子、

【註】獻子、范鞅、子梁、樂祁、○獻　樂祁へ內意を云には、

【註】溷、樂祁子、いま足下をかへしたくはおもへども、左やうにしたならばさだめて主人方と手切れにおよびては、宋君につかへられぬやうにならうかときづかひせらる

おもいではなけれども、古へのはかり目がちがふによりて、異強と云て賞したものなり、

皆取而傳觀之、陽州人出、顏高奪人弱弓、籍丘子鉏擊之、與一人俱斃、

【註】子鉏、齊人、斃、仆也、

軍兵どもがめづらしくおもうて、それからそれへとりつたへて見物したなり、○陽　城中よりやにはに切て出たなり、顏高が弓をどこへかうしなふたゆゑ、あたりに居る者のべら弓をとりて射にかゝりた、○籍　この人は敵がたで力量の者かしてとび出てうつた、○與　顏高がそばにいま一人そうて居た者と二人をうちたふした、

偃且射子鉏、中頰、殪、

【註】子鉏死、

偃○　顏高はたふれながら矢をつがうて、子鉏を射たれば頰にあたりて死した、

顏息射人中眉、

【註】顏息、魯人、

顏○　これも魯人で敵を一人射て眉にあてたなり、

退曰、我無勇、吾志其目也、

【註】以自矜、

退○　われは武功の勇士とおぼえて居たが中々勇士ではない、われは敵の眼を射ぬかうと志してはなちたに、やう〳〵まゆを射た、これでは埒があかぬと云たさりとはいやな自賛を云たである、

師退、冉猛僞傷足而先、

【註】猛、魯人、欲先歸、

師○　冉猛はいそいでかへりたくおもうて、われは足をいためられたといつはりて、さきへにげかへりた、

其兄會乃呼曰、猛也殿、

【註】會見師退而猛不在列、乃大呼、詐言猛在後爲殿、傳言魯無軍政、

其○　總軍がかへる時になりて、兄はあたりをみまはし弟がみえぬによつて、さきへかへりたことはかく

葬曹靖公、

【註】無傳、

はうむりに會した、

九月、葬陳懷公、

【註】無傳、二月而葬、速、

上に同じ、

季孫斯仲孫何忌帥師侵衞、

解に不及、

冬、衞侯鄭伯盟于曲濮、

【註】無傳、結叛晉、曲濮、衞地、

告文なり、

從祀先公、

【註】從、順也先公、閔公、僖公也、將正三公之位次、所順非一、親盡、故通言先公、

傳にてすむなり、

盜竊寶玉大弓、

【註】盜、謂陽虎也、家臣賤、名氏不見、故曰盜、寶玉、夏后氏之璜、大弓、封父之繁弱、

これも傳にくはしくあるなり、

【傳】八年、春、王正月、公侵齊、門于陽州、

【註】攻其門、

魯侯の齊をおかされた、陽州の城門をせめんとておしよせて居た、

士皆坐列、

【註】言無鬬志、

士〇士卒も身にしみてたゝかふ心がないゆゑ、大地に坐して鬬所でとめられたる者のやうにして居た、

曰、顏高之弓六鈞、

【註】顏高、魯人、三十斤爲鈞、六鈞百八十斤、古稱重、故以爲異强、

曰〇魯の顏高と云者が强力で、所持の弓が六鈞のおもさがあると云、【注】顏〇古稱は古代のはかりなり、

百八十斤は晉の杜預の時分のはかり目では左ほどに

春秋左傳巻二十八

【註】定公盡十五年、

【經】八年、春、王正月、公侵齊、

【註】報前年、伐我西鄙、
先年のうちかへしである、

公至自侵齊、

【註】無傳、
廟告した、

二月、公侵齊、

【註】未得志故、
正月存分にゆかなんだゆゑふたゝび發向せられたなり、

三月、公至自侵齊、

【註】無傳、
廟に告た、

曹伯露卒、

【註】無傳、四年、盟皐鼬、
告文なり、

夏、齊國夏帥師伐我西鄙、
むくひに來たなり、

公會晉師于瓦、

【註】瓦、衛地、將來救魯、公逆會之、東郡燕縣東北有瓦亭、

公至自瓦、

【註】無傳、
廟告した、

秋、七月、戊辰、陳侯柳卒、

【註】無傳、四年、盟皐鼬、
告文なり、

晉士鞅帥師侵鄭、遂侵衛、

【註】兩事、故曰遂、
告文なり、

【註】而、女也、
處。陽虎はわざはひの要心は一向しらぬである、これではなんぢうち死するであらうと云た、

苫夷曰、虎陷二子於難、

【註】苫夷、季氏家臣、二子、季孟、
苫。これはわざはひをはからぬには子細がある、二子を難にはまらせるつもりとみえた、

不待有司、余必殺女、虎懼、乃還、不敗、

【註】傳言陪臣強、能自相制、季孟不敢有心、
不。これはふとゞきなれば、役人の刑までもなくいま余がなんぢをころすぞと云たれば、陽虎がおそれて夜軍をやめてかへりた、それでやぶられなんだなり、

冬、十一月、戊午、單子劉子逆王于慶氏、

【註】慶氏、守姑蕕大夫、

周もことゞく敵がやぶれてしづまりたゆゑ、慶氏が館に居たまひたる敬王をむかへて、

晉籍秦送王、己巳、王入于王城、

【註】己巳、十二月五日、有日無月、めでたく王城へ入たまひたである、

館于公族黨氏、

【註】黨氏、周大夫、

而後朝于莊宮、

【註】莊王廟也、

叛人にくみしたゆゑせめやぶりた、

秋、齊侯鄭伯盟于鹹、徵會于衛、

【註】徵、召也、

ちかふにいたりて衛侯をもよびたれば、

衛侯欲叛晉、

【註】屬齊鄭也、

衛侯は晉にそむいて齊鄭に屬したくおもはるゝに付て、ゆいてちかはうといはれた、

諸大夫不可、使北宮結如齊、而私於齊侯曰、執結以侵我、

【註】欲以齊師懼諸大夫、

○諸　家老どもは同心せぬ、○使　大夫どもをあざむくために齊へ內意を云やらるゝには、この使者をとらへきてわがくにををかされよ、左なくては大夫どもが承知いたさぬとなり、

齊侯從之、乃盟于瑣、

【註】瑣、即沙也、爲明年涉佗捘衛侯手起、

○齊　さしづのとほりにいたされたれば大夫どももしたがうてちかふた、

齊國夏伐我、

【註】齊叛晉故、

齊は晉と手切になりたゆゑに魯をうつである、

陽虎御季桓子、公斂處父御孟懿子、

【註】處父、孟氏家臣、成宰公斂陽、

○陽　魯よりふせぎに出たなり、兩人二子の御となりて、

將宵軍齊師、齊師聞之、墮伏而待之、

【註】墮毀其軍、以誘敵、而設伏兵、

○將　夜軍をせんとするなり、齊では伏兵をおいてまつなり、

處父曰、虎不圖禍、而必死、

【註】衞地、

齊人執衞行人北宮結以侵衞、

【註】稱行人、非使人之罪、

告文なり、

齊侯衞侯盟于沙、

【註】結叛晉也、陽平元城縣東南有沙亭、

告文なり、

大雩、

【註】無傳過也、

解に不及、

齊國夏帥師伐我西鄙、

【註】夏國佐孫、

晉にそむく手はじめにまづ魯をおかしたなり、

九月、大雩、

【註】無傳過也、

冬、十月、

【傳】七年、春、二月、周儋翩入于儀栗、以叛、

【註】儀栗、周邑、

又周を侵すである、

齊人歸鄆陽關、陽虎居之、以爲政、

【註】鄆陽關、皆魯邑、中貳於齊、齊今歸之、不書、虎專之、

魯へかへしたれば、陽虎がこれへ入て國政をとつたなり、

夏、四月、單武公、

【註】穆公子、

劉桓公、

【註】文公子、

敗尹氏于窮谷、

【註】尹氏復黨儋翩、共爲亂也、

亭とたのみたまひたに、今度は趙氏を主となさるゝさへあるに、また進物までありで楊楯をつかはされた、これはわざはひをかふと云ものでござる、必むづかしくなるでござらう、范氏がうらみずにはおくまいとなり、

然子死晉國、子孫必得志於宋、

【註】以其爲國死、

然。なれども君はこの晉國で死し玉ひなば、國のために來て死したまふと故、御子孫にいたつては必宋で志をえられようほどに、きづかひ玉ふなと云た、

范獻子言於晉侯曰、以君命越疆而使、未致使而私飮酒、不敬二君、不可不討也、乃執樂祁、

【註】獻子怒祁比趙氏、經所以稱行人、

范。はたしてうらみて讒をかまふるなり、今度樂祁は君命を以て疆をこえ當國へ使にきたりながら、まだ使をもつとめぬ内に私に酒をのみて居るは、二君を敬せぬと云ものでふとゞきなれば、討たずにはおかれまいと云てつひにとらへたとなり、

陽虎又盟公及三桓於周社、盟國人於亳社、詛于五父之衢、

【註】傳言三桓微、陪臣專政、爲八年陽虎作亂起、

陪臣で居ながらことのほかいきほひがつよいである、

冬、十二月、天王處于姑蕕、

【註】姑蕕、周地、

辟儋翩之亂也、

【註】爲明年單劉逆王起、

しばらく亂をさけ玉ひた、

【經】七年、春、王正月、

夏、四月、

秋、齊侯鄭伯盟于鹹、

祁曰、唯寡人說子之言、子必往、陳寅曰、子立後而行、吾室亦不亡、

【註】寅知晉政多門、往必有難、故使樂祁立後而行、

陳　家老が云には、そのつかひには必御まへを命じ玉ふであらうと云た、○他　そののちはたして景公の云はるゝには、先日その方が云た晉への使のことわれはなはだよろこべり、左あればその方大義ながらまゐれと命ぜられた、○陳　家督をねがひてたてゝゆきたまへ、○吾　左あればたとへ晉へゆきたまひた時、いかやうなことがあつても御家がほろびませぬとなり、これは晉の執政が多いに付て、ゆきたらばきつと難ができようと云ことをしりたゆゑ、このごとくに云たである、

唯君亦以我爲知難而行也、見溷而行、

【註】溷樂祁子也、見於君立以爲後、

唯　それでは君にも難のあるを合點でゆいたと御推量がありて、一入功とおぼしめさんとなり、○見　樂祁この了簡にしたがうて、子の溷を景公へまみえさせて、あとをさだめてゆいた、

趙簡子逆而飲之酒於緜上、獻楊楯六十於簡子、

【註】楊、木名、

趙　さて晉へゆいたれば、まづ趙簡子が樂祁をむかへて、緜上と云所にある趙簡子がやしきにてまづ酒宴をした、樂祁が楊にてつくりたる楯六十を進物とした、

陳寅曰、昔吾主范氏、今子主趙氏、又有納焉、以楊楯賈禍、弗可爲也已、

【註】知范氏必怨、將得禍、

陳　むかし當國へ來たまひた時には、范氏が家を旅

令尹子西喜曰、乃今可爲矣、

【註】言知懼而後可治、

令をり〳〵やぶられたをきいて却てよろこんで云には、乃いまこそ楚もをさまるであらうと云た、このやうにやぶれをとりておそれねば大切にはまもらぬとなり、

於是乎遷郢於鄀、而改紀其政、以定楚國、

【註】傳言楚賴子西以安、

於。所もかへたり國政も紀してあらためくにをさだめたなり、

周儋翩率王子朝之徒、因鄭人、將作亂于周、

【註】儋翩、子朝餘黨、

鄭をたのみて周へみだれ入た、

鄭於是乎伐馮滑胥靡負黍狐人闕外、

【註】鄭伐周六邑、在魯伐鄭取匡前、於此見者、爲戍周起也、陽城縣西南有負黍亭、

この時に周の六邑をうちた、平家の殘黨のごとくでことはゆかぬである、

六月、晉閻沒戍周、且城胥靡、

【註】爲下天王出居姑蕕起、

六。まもりに來て城をきづいたである、

秋、八月、宋樂祁言於景公曰、諸侯唯我事晉、今使不往、晉其憾矣、樂祁告其宰陳寅、

【註】以與公言告之、

君へすゝむるには、いま天下の諸侯の内でも、たゞわがくにのみよく晉につかふると云てある所に、いま使をつかはされねば晉よりうらみるでござらうと云た、○樂。自分の家老にこのことをつげた、

陳寅曰、必使子往、他日公謂樂

なとなり、これは陽虎が晉へより入ると云をあてこすりて、面には陽虎をあつく大夫となして下されと云やうに云なして、下意には近々におひいだす、その時は晉へくるであらうがゆだんあるなと云ことである、

獻子曰、寡君有官、將使其人、

【註】擇得其人、

獻。主人もそれ〴〵の官がありて、その器ある者をえらまるゝことなれば、

鞅何知焉、獻子謂簡子曰、魯人患陽虎矣、孟孫知其釁、以爲必適晉、故強爲之請以取入焉、

【註】欲令晉人聞虎當逃走、故強設請託之辭、因此言以入晉、令晉素知之、

拙者などが存じたことではないと云た、○獻。魯では陽虎が虐をうれふるに付て、孟氏は陽虎が魯に尻のすわらぬことを知り、又おひ出すに付ては必晉へきたらうと云ことをおしはかりたゆゑ、しひて陽虎がために官をこふて入れてくれよとこふとなり、これは晉へくると云ことをしらせるためであると云た、

四月、己丑、吳大子終纍、敗楚舟師、

【註】終纍、闔廬子、夫差兄、舟師水戰、

楚の舟軍をやぶりた、

獲潘子臣小惟子、

【註】二子、楚舟師之帥、

及大夫七人、楚國大惕、懼亡、子期又以陵師敗于繁揚、

【註】陵師、陸軍、

獲。大分いけどられたなり、○楚。おそれてまたほろぼさるゝかと氣づかふた、○子。舟をやぶられたに付て陸よりよせたれば、今度もまたやぶられたである、

人以棄之、不亦誣乎、天將多陽虎之罪以斃之、君姑待之、若何、乃止、

【註】止不伐魯師、

たゞ周公と康叔ばかりあひむつましくなされたとなり、これ魯と衞との祖なり、○而　それに小人の陽虎にならうてすて玉ふと云は御無理なり、○天　これは天より陽虎がつみを多くさせてたほさるゝである、君まづまちてみあはせたまうてはいかゞと云たゆゑ乃ちやめたとなり、老人はたふときものなり、

夏、季桓子如晉、獻鄭俘也、

【註】獻此春取匡之俘、

匡のとりこを晉へ獻じた、

陽虎强使孟懿子往報夫人之幣、

【註】虎欲困辱三桓、幷求媚於晉、故强使正卿報晉夫人之聘、

○陽　これは晉より夫人の聘使に來たる返報として、卿の孟氏をしひてやりた、夫人の報に卿はやらでもよけれども、魯の卿をはづかしめ晉へのこびにした、

晉人兼享之、

【註】賤魯、故不復兩設禮、明經所以不書、

○晉　兩人晉へゆいたからは面々に禮をそなふるはずなるを、一所にかねてもてなした、大分いやしめたる體なり、

孟孫立于房外、謂范獻子曰、陽虎若不能居魯、而息肩於晉、所不以爲中軍司馬者、有如先君、

【註】稱先君以徵其言、若欲使晉必厚待之、

○孟　晉へふきこむには、自國の陽虎が萬一魯に居ることがならぬやうになりて、晉に肩がへをしてあるならば、御國にては屹とあへしらひ中軍の司馬となされよ、先君の神かけてこのとほりをちがへたまふ

人の非を尤めて、この方もまたそれにならうて非をなすは非禮なり、みちをかりぬは非なれども、それをうつと云はこの方の非になる、○昭。すでに昭公のくにを出られた難のときに、君の仰にはわが方に先君文公の舒と云寳鼎、

成之昭兆、

【註】寳龜、

成公の昭兆と云寳龜、

定之鞶鑑、

【註】鞶帶而以鏡爲飾也、今西方羌胡猶然、古之遺服、

完公の鞶鑑と云かゞみをおりこんだる帶がある、

苟可以納之、擇用一焉、公子與二三臣之子、諸侯苟憂之、將以爲之質、

【註】爲質、求納魯昭公、

苟。もし昭公を入れてさへくれたらば、以上三とほりの内一といろはなになりともえらんで、まひなひに用ひんとまでの玉ひた、○公。もし諸侯の内に魯のことを共々にうれひにしてせわする人があらば、公子や臣の子共を出してなりとも、魯侯をいれたいと仰せられた、その御ことばを、

此羣臣之所聞也、今將以小忿蒙舊德、

【註】蒙、覆也、

此。たれ／＼も存じて居るとなり、○今。それにいまわづかのいかりに、ふるき徳をすてゝうらみをむすばうとは、

無乃不可乎、大姒之子、

【註】大姒文王妃、

乃不可なることではござるまいか、○大。御先祖をかんがふれば大姒の御子と申しては、

唯周公康叔爲相睦也、而效小

之、

鄭が齊へしたがはうとするゆゑなり、

【傳】六年、春、鄭滅許、因楚敗也、

楚のみだれたをさいはひに屬國をほろぼしたである、

二月、公侵鄭、取匡、爲晉討鄭之伐胥靡也、

【註】胥靡、周地也、周儋翩因鄭人以作亂、鄭爲之伐胥靡、故晉使魯討之匡、鄭地、取匡不書、歸之晉、

これは晉よりの命である、匡をとりて晉へかへした、これは鄭より周をおかしたるをとがめてうちかへしたである、

往不假道於衛、及還、陽虎使季孟自南門入、出自東門、

【註】陽虎將逐三桓、欲使得罪於鄰國、

往。鄭をおかしにゆく時に衛をとほつてゆくとて、御領地をとほして下されと道をかりなんだ、○及。かへるときに及びて、陽虎が衛にとがめさせて、三桓の者どもをおひいだすたくみで、衛のみなみの城門へ季孟をみちびき入れて、城内をのさ〳〵ととほりて東大手より出てゆきたなり、

舍於豚澤、衛侯怒、使彌子瑕追之、

【註】彌子瑕、衛嬖大夫、

舍。この夜は豚澤と云所にとまりた、○衛。ふみつけたことをしたとて、おつかけてうてといはれた、

公叔文子老矣、

【註】文子、公叔發、

公。隱居して居られたが追手をやらるゝときいて、

輦而如公、曰、尤人而效之、非禮也、昭公之難、君將以文之舒鼎、

【註】衛文公之鼎、

あげごしにのりて公へ朝しいさめて云には、○尤。

所レ能也、脾-洩之事、余亦弗レ能也、
【註】傳言昭王所三以復二國、有二賢臣一也、
城をきづくとてその高厚大小をしらぬくらゐならば、外のことはなにもしるまいと云た、○對　それゆゑわれはあたはぬとはじめに辭したものを、吾子は無理にわれに命ぜられたゆゑ是非なくゆいた、○人　人にはおの〱得手なことと不得手なことがあるものなり、王の雲夢澤の中にて盜にあひた時に、拙者は御身がはりになりて戈をうけとめた、○其　そのうちたる所はいまにあると云て、肌をぬぎて背をみせて、○曰　かやうなことは拙者が得手方である、また脾洩にての足下のはたらきは、拙者などが不得手なことであると云たなり、

晉士鞅圍二鮮-虞一、報二觀-虎之役一也、
【註】三年、鮮虞獲二晉觀虎一、
先年のうちかへしをしたのであるとなり、

【經】六年、春、王正月、癸亥、鄭游-速帥レ師滅レ許、以二許-男斯一歸、
【註】游速、大叔子、
告文なり、

二月、公侵レ鄭、
公至レ自レ侵レ鄭、
【註】無レ傳、
廟告した、

夏、季-孫斯仲-孫何-忌如レ晉、
解に不及、

秋、晉-人執二宋行人樂-祁-犂一、
【註】稱二行人一、言レ非二其罪一、
告文なり、

冬、城二中-城一、
【註】無レ傳、公爲レ晉侵レ鄭、故懼而城レ之、
鄭をふせぎのためとみゆる、

季-孫斯仲-孫忌帥レ師圍レ鄆、
【註】無レ傳、何忌不レ言レ何、史闕文、鄆貳二於齊一、故圍

たる妹を世もをさまりたゆゑ、かしづかせうといはれた、○季。この女子が辭して云はるゝには、女子と云ものは男たる者にはとほざかるがならひなるに、それに私は鍾建におはれてあるきましたといはれた、○以。楚王の尤なりとおもはれて、すぐに鍾建にくれられて、あまり賤官であつたに付て樂官の大夫にいたされた、

王之在隨也、子西爲王輿服以保路、國于脾洩、

【註】脾洩、楚邑也、失王、恐國人潰散、故僞爲王車服、立國脾洩、以保安道路人、

○王。昭王の隨へおちられたるあとで、國人が王の在所をしらでは内くづれがして退散せんことをおそれて、子西が王の服を着て車にのりて、脾洩と云所に楚王の居陣があると云て、路人をやすんじおちつかせた、

聞王所在、而後從王、王使由于城麇、

【註】於麇築城、

○聞。さて在所がしれたのちに王にしたがふたなり、○王。麇と云所に城をきづけとてやられた、

復命、子西問高厚焉、弗知、子西曰不能如辭、

【註】言自知不能、當辭勿行、

○復。出來いたしましたと云てかへりた、○子。堞のたかさあつさはなにほどあるぞとゝふたれば、一つもさやうなことはしらぬと云た、○子。子西がいかつて云には、左やうなことを知らず、手ぎはにあたはぬことであらうならば、辭してうけたまはらぬがよい、

城不知高厚小大、何知、對曰、固辭不能、子使余也、人各有能有不能、王遇盜於雲中、余受其戈、其所猶在、袒而示之背、曰、此余

王賞鬬辛、王孫由于、王孫圉、鍾建、鬬巢、申包胥、王孫賈、宋木、鬬懷、

【註】九子、皆從王有大功者、

○王　今度武功のあつた者どもにみな恩賞をたまはりたなり、

子西曰、請舍懷也、

【註】以初謀弑王也、

○子　懷はすておきたまへ、はじめ鄖へ入たまひしときにころさうと云たとなり、

王曰、大德滅小怨、道也、

【註】終從其兄、免王大難、是大德、

○王　大功德さへあれば、ちさきうらみはほろぼしていはぬが道なりと云て賞せられたなり、兄の云とほりにしたがうて、たすけたにちがひはないゆゑである、

申包胥曰、吾爲君也、非爲身也、君既定矣、又何求、且吾尤子旗、其又爲諸、

【註】子旗、蔓成然也、以有德於平王、求欲無厭、平王殺之、在昭十四年、

○申　われは君の御ためをおもふたばかりにはたらきた、身の利をうるためではないなり、君がすでにさだまり玉ひたれば、この上になにものぞみはない、○且　その上に先年子旗が平王の難をすくふたと云を恩にして、いろ〳〵賞をむさぼりのちにはころされた、この時にわれは子旗が仕方はわるいとがめた、しかるにまたわれもその仕方をなしてはつまらぬと云て、

遂逃賞、王將嫁季芉、季芉辭曰、所以爲女子、遠丈夫也、鍾建負我矣、以妻鍾建、以爲樂尹、

【註】司樂大夫

つひにのがれてうけなんだなり、○王　つれゆかれ

初鬬辛聞吳人之爭宮也、曰、吾聞之、不讓則不和、不和不可以遠征、吳爭於楚、必有亂、有亂則必歸、焉能定楚、王之奔隨也、將涉于成臼、

【註】江夏竟陵縣有臼水、出聊屈山西、南入漢、

初。　吳の公子が叔父と宮をあらそうて、同士うちになりさうにあつたと云ことを鄖公のきかれて云には、われきゝおよびたには、ゆづらずしては和せぬ、和せねば遠國の征伐はならぬものなり、○吳。　いま吳人が楚へきてあらそふとあつては必ずみだるゝであらう、みだるゝや否や必ずかへるであらう、なにとして楚をさだむることがならうぞと云たなり、はたしてそのとほりになりたである、○楚。　また楚王の隨へはしらるゝ時分に、みちに成臼と云川があつて、これをわたらるゝ時に舟がなかりた、

藍尹亹涉其帑、

【註】亹、楚大夫、

藍。　楚の大夫に藍尹亹と云者が妻子をつれておつるとて、この川で舟をもとめてわたるとて、

不與王舟、及寧、王欲殺之、

【註】寧、安定也、

楚王に舟をあたへなんだなり、○及。　いま安寧に楚國もしづまりたに付て、昭王がこの意趣を以て右の大夫をころさうといはれた、

子西曰、子常唯思舊怨以敗、君何效焉、王曰、善、使復其所、吾以志前惡、

【註】惡、過也、

子。　いさめて云には、子常が左やうにふるきうらみばかりをおもうて人をやましめたゆゑ、人のにくみをまねきてやぶれました、君も子常にならひたまふなと云た、○王。　よいことを云たと云て、その舊職にかへされた、○吾。　隨分さきのあやまちをわすれまいと云はれた、

呉、不待而歸、

【註】諸梁、司馬沈尹戌之子、葉公子高也、呉入楚獲后臧之母、楚定、臧弃母而歸、

葉。　これは楚をほろぼして、呉の方へ母子ともに質のやうにつれゆきたを、楚國がもとの如くになりたときいて、母をゆるすまでえまたずして母をすておいて己ひとりかへつた、

葉公終不正視、

【註】不義之、

葉。　葉公がたゞしくはみられなんだなり、人が明た目ではみぬと云やうに、よこ目でみて居たと云ことなり、不孝をにくみたものなり、

乙亥、陽虎囚季桓子、及公父文伯、

【註】文伯、季桓子從父昆弟也、陽虎欲爲亂、恐二子不從故囚之、

この時分陽虎はおびただしい權威であつたによつて、主人と主人の父方のいとこをとらへて、

而逐仲梁懷、冬十月、丁亥、殺公何藐、

【註】藐、季氏族、

而。　相役をおひ出した、○公。　これ季氏が一門なるをころした、

己丑、盟桓子于稷門之內、

【註】魯南城門、

己。　季子も和を乞ふた

庚寅、大詛逐公父歜、及秦遄、皆奔齊、

【註】歜、卽文伯也、秦遄、平子姑壻也、傳言季氏之亂、

庚。　公父文伯の季子がをばのむこ秦遄と云者をおひ出した、齊へしりぞいたなり、

楚子入于鄀、

【註】呉師已歸、

呉の軍兵がみなかへりたに付てまづ鄀へ入られた、

吳師、吳師居麇、

【註】麇、地名、

吳○また楚がやぶられた、○秦○うちかへした、○吳○麇に陣をはつて居た、

子期將焚之、子西曰、父兄親暴骨焉、不能收、又焚之、不可、

【註】前年、楚人與吳戰、多死麇中、言不可幷焚、

子○楚の子期が火ぜめにせうと云た、○子○この所はさきだつて父兄のしたしき人々が多くうち死して、みな骨をさらした所なり、それをまだひろひをさめもせぬ内に、火をかけてともに火にやくことはあしからんとなり、

子期曰、國亡矣、死者若有知也、可以歆舊祀、

【註】言焚吳復楚、則祭祀不廢、

子○左やうなことを云ところではない、いまこのごとくにくにはほろびはてた、死だ人々がもしものを知て居るならばやきてもうらみはあるまい、楚をふたゝびかへさば先祖のまつりもをさめらるゝなり、もしほろびはてゝは舊祀もすたることなれば、

豈憚焚之、焚之而又戰、吳師敗、又戰于公壻之谿、

【註】楚地名、

なんぞやくことをおそれんやと云て、やきうちにしてたゝかふたれば、吳の師は段々やぶれた、

吳師大敗、吳子乃歸、囚闉輿罷、闉輿罷請先、遂逃歸、

【註】闉輿罷、楚大夫、請先至吳、而逃歸、言吳唯得楚一大夫、復失之、所以不克、

兩三度に大にやぶられ、そこで吳王もくにへかへられた、○囚○楚の大夫を一人いけどつてかへる時に、さきへまゐりたいと云てさきへ出かけ、まはりみちをして楚へにげかへりた、

葉公諸梁之弟后臧、從其母於

【註】道、猶法術、

子○ われは呉の軍術をしらぬほどに、先づたゝかうてみせられよと云て、

使楚人先與呉人戰、而自稷會之、大敗夫槩王于沂、

【註】稷、沂、皆楚地、

楚人に先陣させてたゝかはせ、稷と云地より秦楚一つになりて大にたゝかひ、夫槩王を沂と云ところでやぶりたである、

呉人獲薳射於柏擧、

【註】薳射、楚大夫、

與○ 楚の大夫を一人生どつた、

其子帥奔徒、

【註】奔徒、楚散卒、

其○ 父をえられたをいきどほりて散卒をあつめ、

以從子西、敗呉師於軍祥、

【註】楚地、

子西にしたがうて呉の師をおつかけて、軍祥においてやぶりた、

秋、七月、子期子蒲滅唐、

【註】從呉伐楚故、

秋○ 呉に一味して楚を伐たるに付てほろぼした、

九月、夫槩王歸、自立也、以與王戰而敗、

【註】自立爲呉王、號夫槩、

九○ このさわぎのまぎれに呉王にならんとて自立し、呉王とたゝかふたれどもやぶられてこともとげず、

奔楚、爲堂谿氏、

【註】傳終言之、

爲○ これはずつとのちには敵の楚へにげこんだ、楚の堂谿氏と云た家なり、

呉師敗楚師于雍澨、秦師又敗

曰、彼爲君也、子何怨焉、

【註】不狃、季氏臣、費宰子洩也、爲君不欲使僭、

陽○　陽虎がはらをたてゝ逐出したくもおもうて、費の宰の公山不狃と相談した、○不○　かれが玉をおさへたは、君のためであれば云分はないではないか、すれば足下がなにもそれをうらむることではないと云た、

既葬、桓子行東野、

【註】桓子、意如子季孫斯、

既○　さて季平子をはうむりた、○桓○　平子が一子の桓子が家督をして、東野をめぐり知行所の巡見をした、

及費、子洩爲費宰、逆勞于郊、桓子敬之、勞仲梁懷、仲梁懷弗敬、

【註】懷時從桓子行、輕慢子洩、

及○　費へ來たれば不狃が宰となりて居たに付て、出むかへて郊外でねぎらふた、○桓○　主人は丁寧にいたした、○勞○　仲梁懷は存じのほかに御家老貌をして、費の宰はわれらが支配下と云やうに、季桓子より大ばちに會釋した、

子洩怒、謂陽虎、子行之乎、

【註】行、逐懷也、爲下陽虎囚桓子起、

子○　不狃がいかりて、さきだつて陽虎が逐はうと云たも尤なりとおもうて、また陽虎にむかうて、足下はさきに仲梁懷をおはうといはれたが、なんとおもひたゝれまいか、われらも一口相談にのらうと云た、これよりやがておひだすである、

申包胥以秦師至、秦子蒲子虎帥車五百乘、以救楚、

【註】五百乘、三萬七千五百人、

つひには加勢を引出して來た、○秦○　兩大將として大軍を引率してきた、

子蒲曰、吾未知吳道、

【註】無傳、
上に同じ、

冬、晉士鞅帥師圍鮮虞、

【傳】五年、春、王人殺子朝于楚、
【註】因楚亂也、終閔馬父之言、
楚へのがれてきて居たところに楚がみだれたゆゑ、すかさずみやこよりふんごんでころした、

夏、歸粟于蔡、以周亟、矜無資、
【註】亟、急也、
急難をすくひ、たすけなきをあはれむである、

越入吳、吳在楚也、
他國へ出て居る留主をつけこんだ、

六月、季平子行東野、
【註】東野、季氏邑、
自分の邑へゆきて、

還、未至、丙申、卒于房、陽虎將以璵璠斂、
【註】璵璠、美玉、君所佩、
魯のみやこへかへらぬ内に卒したとなり、○陽。昭公をおひ出して魯の廟のまつりをつとむるに付て、魯君のおばるゝ玉をおびて居る、それを陽虎がいままでおびて居られた品なれば、すぐにおばせてはうむるがよからうと云たなり、

仲梁懷弗與、
【註】懷、亦季氏家臣、
仲。陽虎が相役なり、これがゆるさぬ、

曰、改步改玉、
【註】昭公之出、季孫行君事、佩璵璠、祭宗廟、今定公立、復臣位、改君步、則亦當去璵璠、
それは非禮と云ものなり、昭公の出居たまひたる内こそは名代に佩ばれしことなれども、いま君は立ち玉へば步をも玉をもあらためねばならぬ、これは魯君の寶玉なりと云て承知いたさなんだなり、

陽虎欲逐之、告公山不狃、不狃

さへくさむらの中にうづくまり居てふし居る所もないに、

下臣何敢即安、立依於庭牆而哭、日夜不絶聲、勺飲不入口、七日、秦哀公爲之賦無衣、

【註】詩、秦風、取其王于興師、修我戈矛、與子同仇、與子偕作、與子偕行、

下臣がなにとして旅館へ入て安居がなるものぞと云て、庭の塀にたちもたれて哭し、晝夜大聲をあげて泣て聲をたやさなんだ、○勺　水をも一口ものまずに居ること七日のあひだであつたなり、つよいなげきである、○秦　せん方なく秦伯のともぐ〵にあだをうたうと云詩をうたはれた、

九頓首而坐、

【註】無衣三章、章三頓首、

○九　包胥が九拜して、一章に三拜づゝ拜をしてよろこびて坐したとなり、

秦師乃出、

【註】爲明年包胥以秦師至張本、

○秦　加勢を出された、

【經】五年、春、王三月、辛亥、朔、日有食之、

【註】無傳、

夏、歸粟于蔡、

【註】蔡爲楚所圍、飢乏、故魯歸之粟、

屬國が楚にかこまれてうゆるに付て米をおくられた、

於越入呉、

【註】於、發聲也、

告文なり、於越はやはり越のことなり、

六月、丙申、季孫意如卒、

解に不及、

秋、七月、壬子、叔孫不敢卒、

一たびくにをおこさうとはげみて、秦へ加勢を乞にゆくである、○曰　申包胥が口上に、今度呉王が大豕長蛇の暴逆をなして、秦國をも食はんとして、

虐始於楚、寡君失守社稷、越在草莽、使下臣告急、曰、夷德無厭、若鄰於君、疆場之患也、

【註】呉有楚、則與秦鄰、

虐○　まづ楚國より食ひはじめた、さるによつて主人もくにをまもることをうしなはれて、たゞいまくさむらの中に臥して居らるゝとなり、○使　私を以て、急をつげてねがひ入れらるゝ、○曰夷　夷と云ものは利欲のことに至りてはいとひあくことのないものなれば、いよ／＼楚をかれが有として、もし君と鄰國になりたらば、のち／＼御くにざかひのうれひとなるであらうとなり、

逮吳之未定、君其取分焉、

【註】與呉共分楚地、

逮○　しかる上は呉が楚をさだめてまるどりにいたさぬ内に、君より伐て楚をわけてとり玉へとなり、

若楚之遂亡、君之土也、若以君靈撫之、世以事君、

【註】撫、存恤也、

若○　この上楚國がいよ／＼滅亡いたすならば、直に楚は君の土となるべしとなり、○若以　もしまた君の御かげを以て、楚をたておかれ撫育なされて下さらば、子々孫々君へつかへませうと云た、

秦伯使辭焉、曰、寡人聞命矣、子姑就館、將圖而告、對曰、寡君越在草莽、未獲所伏、

【註】伏、猶處也、

秦○　秦伯よりの挨拶はことわりの口上なり、主人こと委細うけ玉はりとゞけられたなれば、足下はまづ旅館へ入て休息せられよ、とくと相談の上でこたへをいたさうとなり、○對　またこたへて云には、主人

隨人、

王。昭王のその才覺を感じて、召出して自分に目みえをうけて直臣同様にして、いよ〳〵隨人とむつまじくちかはせうといたされた、

辭曰、不敢以約爲利、

【註】此約、謂要言也、此一時之事、非爲德擧、故辭不敢見亦不肯爲盟主、

辭。私はなにも召出さるゝ德はござらぬ、今度の要約ばかりのことを以て、利とはいたされぬと云て辭した、これは當然のことである、

王割子期之心、以與隨人盟、

【註】當心前割、取血、以盟、示其至心、

王。子期が胸の血をしぼり出して、至心あるを示してちかはせられた、

初伍員與申包胥友、

【註】包胥、楚大夫、

初。伍子胥が楚に居た時分に、楚の大夫申包胥と至てしたしく友とした、

其亡也、謂申包胥曰、我必復楚國、

【註】復報也、

其。伍子胥が楚を立のく時に申包胥へ云には、われはどのやうになりても、このうらみを一度は是非楚國にむくいねばおくまいと云た、

申包胥曰、勉之、子能復之、我必能興之、及昭王在隨、申包胥如秦乞師、曰、吳爲封豕長蛇、以荐食上國、

【註】荐、數也、言吳貪害如蛇豕、

申。その時のこたへになるほど隨分精を出されよ、足下が仇をむくいめされたならば、われはまた是非楚をかたむかせぬやうにとりたてんといふた、○及。しかる所に今度伍員が謀略を以てかたむけられて、昭王は隨へおちられた、これを無念におもうて今

逃王而已、爲王、曰、以我與之、王必免、隨人卜與之、不吉、乃辭吳曰、以隨之辟小而密邇於楚、楚實存之、世有盟誓、至于今未改、若難而棄之、何以事君、執事之患、不唯一人、

【註】一人、楚王、

王をのがして我を楚王にこしらへて吳の方へわたされよ、左あらば王はまぬかれたまはうと云た、○隨　さらばとて身代りを出さんとて、その吉凶をうらなふたれば不吉と出た、これでは出されぬと云て、吳へことわりを云なり、○以　私のくには辟小の地で、楚にはなはだ近いによりて、楚より實にたておかるゝくにで、○世　代々ちかうていまに至るまであらためず、したがひつかへて居るなり、○若　しかるに難のある時にこのちかひをすてゝは、なにを以て君につかふるといはれようや、それではつかふるではないとなり、○執　さてまた君のうれひにおぼしめすは、たゞ楚王一人を以てうれひ玉ふことではあるまい、

若鳩楚竟、敢不聽命、吳人乃退、

【註】鳩、安集也、

○若　楚の境內を安集とをさめうといはるゝならば、なにしに命をきくまいや、萬事下知にしたがひませうと云た、○吳　ゆるしてしりぞきたなり、

鑪金初宦於子期氏、實與隨人要言、

【註】要言、無以楚王與吳、幷欲脫子期、

○鑪　これは昭王の庶兄の子期の家臣である、この才覺を以て隨人と要言し誓約をいたしたい、かやうにあつてゞ楚王と子期をかくまはうと云かためしたによりて、今度難にまぬかれた、

王使見、

【註】王喜其意、欲引見之以此王臣、且欲使盟

吳人從之、謂隨人曰、周之子孫在漢川者、楚實盡之、天誘其衷、致罰於楚、而君又竄之、

【註】竄、匿也、

動 ことをくはだつるに、令名のあらはれぬやうなことをする者は知者ならぬの證なり、○必 このいましめをおかしたらば、われその方をころさうと屹と云ひわたした、○鬬 弟をいましめておいて、弟の巢と云ひ合せて、昭王をつれて隨へ立のいた、○吳 すきをあらせずまたおひきたつた、○謂 昭王をかくまふたによつて云には、周の子孫の漢川の地にあるくにぐには、楚より實につくしてほろぼした、○天 これによつて天道より中をすゝめ玉ひて、吳の手をかりて楚を罰するである、しかるところにいま君はこれをかくまはるゝ、

周室何罪、君若顧報周室、施及寡人、以獎天衷、

【註】獎、成也、

周 右のとほり楚より周の子孫をほろぼしたは、周室になんのつみありてのことぞ、○君 周の恩をかへりみむくい、その心を寡人へも及ぼし、以て天中をまもらるゝことならば、

君之惠也、漢陽之田、君實有之、楚子在公宮之北、

【註】隨公宮也、

君の惠と存ずるほどに楚王をわたし玉はれ、○漢 楚をほろぼしたらば、そのかはりに漢陽の田は君の領といたされよと云た、○楚 昭王は隨侯の宮の北に居らるゝ、

吳人在其南、子期似王、

【註】子期、昭王兄、公子結也、

吳人は南へよせかけて居るなり、○子 もはや楚王をいださねばならぬに付て、身代りの相談である、昭王の兄の子期と云人の面貌が、昭王によく似て居るに付て云はるゝには、

て氣がつきてまた供をした、

鄖公辛之弟懷、將弑王、曰、平王殺吾父、我殺其子、不亦可乎、

【註】辛、蔓成然之子、鬪辛也、昭十四年、楚平王殺成然、

鄖。鄖をたのみにきたられたれば、鄖の領主の辛と云者の弟懷と云者が楚王をころさうと云た、○曰　この君の父平王がわれらが父をころされたれば、われその返報にその子の昭王をころすなればよいではあるまいかとなり、

辛曰、君討臣、誰敢讐之、君命天也、若死天命、將誰讐、詩曰、柔亦不茹、剛亦不吐、不侮矜寡、不畏彊禦、唯仁者能之、

【註】詩、大雅、言仲山甫不辟彊陵弱、

辛。兄は情ある者にて承知いたさぬである、君として臣をうち玉ふにたれかあへてあだとする者があらうや、君命は直に天なり、もし天命にてころされたらば、たれをあだとするものであらうや、○詩　烝民の篇のことばなり、やはらかなものとてやすく食せず、こはきとてもはき出さず、これはやはらかなよわい者とてめつたにかみこなし、つよいこはい者とておそれてさくるは勇者ではないと云こと、○不　ひとり者とてもあなどらぬものなり、つよいとてもさしておそれぬとあるはたゞ仁者のみすることとなり、

違彊陵弱、非勇也、乘人之約、非仁也、滅宗廢祀、非孝也、

【註】弑君、罪應滅宗、

違。臆病ゆゑつよい者をさけよわい者をあなどる、勇者はしかせず、○乘　困約につけこむは仁ではない、宗家をほろぼすの祀を廢するのと云は孝子のせぬことなり、

動無令名、非知也、必犯是、余將殺女、鬪辛與其弟巢、以王奔隨、

敵の手にわたさぬやうに、まぬかれしめてくれる者はあるまいかとなり、〇吳　私が御くびはまもりかへらうなれども、私めは卑賤な者でござるがくるしかるまいやとうかゞふた、〇司　それほどの器量ある者をすておいたはわがあやまりであつた、卑官となしおいたはその方をうしなふたと云ものなり、何分くるしからぬほどにたのむと云た、

三戰皆傷、曰、吾不可用也已、句卑布裳、剄而裹之、

【註】司馬已死、剄取其首、

三　それより三度たゝかふたれども、多勢に無勢叶はずしてみな〳〵手をおふた、〇曰　もはやわれは用にたゝぬと云て死した、〇句　はかまをとり出してしき、司馬がくびをはねてこれにつゝみ、

藏其身、而以其首免、

【註】傳言司馬之忠壯、

死骸は人しらぬ所へかくして、そのくびをかゝへて立さつたである、

楚子涉睢、濟江、入于雲中、

【註】入雲夢澤中、所謂江南之夢、

楚　昭王は段々川をわたりておちられ、楚の雲夢澤と云大なる澤中へしのばれた、

王寢、盜攻之、以戈擊王、王孫由于以背受之、中肩、王奔鄖、鍾建負季芊以從、

【註】鍾建、楚大夫、

王　澤中にしばらくねて居られたれば、敵方のしのびの者がせめきたり、楚王とみて戈を以てうちつけた、〇王　そばにまもり居たるが、これをみて手ばやく王をかゝへて、戈を己が背にうけとめた、〇王　またこの所もおひだされて鄖へしりぞかれた、〇鍾　楚の大夫なり、王の妹季芊をおひて供をした、

由于徐蘇而從、

【註】以背受戈、故當時悶絕、

由　戈をうけた故しばらくたえ入てありしが、やが

庚辰、吳入郢、以班處宮、

【註】以尊卑班次處楚王宮室、

庚○ 楚の城をのりとつた、○以○ 宮人どもが尊卑の次第をたてゝ城内に居たなり、ゆるりとしたことである、

子山處令尹之宮、

【註】子山、吳王子、

子○ 吳王の子は楚の令尹がやしきへ入られたなり、

夫槩王欲攻之、懼而去之、夫槩王入之、

【註】入令尹宮也、言吳無禮、所以不能遂克、

夫○ 同士いくさができさうな、叔父が入るとて、子山をせめようといはれたゆゑおそれてさられた、夫槩王がそのあとへ入られた、

左司馬戌、及息而還、

【註】息、汝南新息也、聞楚敗、故還、

左○ さきだちて云あはせのとほり出たけれども、子常がはやまりてやぶれたときいて、息と云所まで至たれども、手はずがちがつたに付てかへつた、

敗吳師于雍澨、傷、

【註】司馬先敗吳師、而身被創、

敗○ 雍澨と云所にて吳の軍兵に出合て合戰し、一とまづは吳の軍をやぶりたれど、自身もおびたゞしく手をおふた、

初司馬臣闔廬、故恥爲禽焉、

【註】司馬嘗在吳、爲闔廬臣、是以今恥於見禽、

初○ 元來この左司馬は吳の臣にてありしが、去て楚に仕へたゆゑに、いま吳へいけどられては無念なとて、

謂其臣曰、誰能免吾首、吳句卑曰、臣賤、可乎、司馬曰、我實失子、可哉、

【註】失、不知子賢、

謂○ 自分の手まはりの者に、誰なりともわがくびを

若使先濟者知免、後者慕之、蔑有鬭心矣、半濟而後可擊也、從之、又敗之、楚人爲食、吳人及之、奔、食而從之、敗諸雍澨、五戰及郢、

【註】奔食、食者走不陳、故不在戰數、○將　克にのりてうたうと云た、○夫　今度はとめて云には、獸でさへもおひつめられて窮困すればたゝかふものなり、いはんや人が追つめられては、必死とさだめてたけくなるものなればあやふきことなり、○若　これはまぬかれぬと知りて死をさだめたらば、かへつてこの方がやぶらるゝであらう、○若使さきへわたる者は川をわたればまぬかるゝとしらしめ、あとなる者どもはそのあとをしたひわたりかゝらば、たゝかふ心はなくなりて心がおくるゝであらう、○半　しかれば半分ほどわたりてのちうつべしとなり、○從　そのとほりにしたれば、また大きにやぶつた、○楚　兵粮をつかうて居たところへ吳人がおよびたれば、陳するまもなくてまたはしりたなり、○食　かの兵粮を吳人がうばひとつてくらひ、またおつてやぶつた、以上五たびたゝかうて郢の城下へおしよせた、

己卯、楚子取其妹季芊畀我、以出、涉睢、

【註】睢水、出新城昌魏縣東南至枝江縣入江、是楚王西走、○己　季芊と畀我と二人の妹をつれて都を出られた、睢をわたりて西をさしておちらるゝなり、

鍼尹固與王同舟、王使執燧象以奔吳師、

【註】燒火燧繫象尾、使赴吳師驚却之、○鍼　昭王と同舟でおちるとて、楚王の象の尾にたいまつをからげつけて、おひきたる吳の軍中へおひこんでおどろかした、

十一。　吳楚の二師がともに柏擧に陳をはりた、

闔廬之弟夫槩王、晨請於闔廬曰、楚瓦不仁、

【註】瓦、子常名、

闔。　吳の方のはかりごとなり、あさとく吳王のまへへ出て云には、楚の瓦と云者は不仁な者なれば、

其臣莫有死志、先伐之、其卒必奔、而後大師繼之、必克、弗許、夫槩王曰、所謂臣義而行、不待命者、其此之謂也、今日我死、楚可入也、以其屬五千、先擊子常之卒、子常之卒奔、楚師亂、吳師大敗之、子常奔鄭、史皇以其乘廣死、

【註】以戰死、

その臣も死する志はない、○先　死を伐たらば士卒は必ずにぐるであらう、○而　そのあとより大軍がつゞいてうちたらば、必定勝利あらんと云たれども、これもまた吳王がきかれぬ、○夫　臣たる者は義にさへあたれば、おこなひはたして君命をまたぬと云は、この時のことであらうと云て、伐て出るである、○今　吾が今日うち死したらば、楚の國へはやすく入らるゝであらうと云て、自分の手勢ばかり五千を引率して、まづ一陣に子常をうちた、○子　はたして敗北したれば楚は大亂に及んだ、○吳　吳が大勝利となりた、子常は鄭へ出奔したなり、○史　子常がにげたをみて云ひがひなくおもうて、子常が車にのりてうち死した、

吳從楚師、及清發、

【註】清發、水名、

吳。　清發川と云までおつゝめた、

將擊之、夫槩王曰、困獸猶鬭、況人乎、若知不免而致死、必敗我、

みな足下をにくみ司馬をよみして居れば、

若司馬毀吳舟于淮、塞城口而入、

【註】城口、三隘道之總名、

もし司馬が云とほり、呉の舟を淮汭にてやぶりて、ほそみちをふさぎてせめたらば、

是獨克吳也、子必速戰、不然、不免、乃濟漢而陳、自小別至于大別、

【註】禹貢、漢水至大別南入江、然則此二別在江夏界、

かれひとりにてかちたにならう、〇子。それよりはすみやかにたゝかはれよ、左なくばまぬかれらるまいと云てすゝめたなり、〇これはよろしからぬ了簡である、〇乃。しからばと云て川をわたして陳をはり、小別より大別にいたるまでのあひだで、

三戰、子常知不可欲奔、

【註】知吳不可勝、

三度たゝかふた、これが子常がわるいなり、呉のほこさきがつよくしてかたれぬと云をみかぎりて、にげはしらうと云た、

史皇曰、安求其事、

【註】求知政事、

史。安樂な時は政事を知らうともとめ、

難而逃之、將何所入、子必死之、初罪必盡說、

【註】言致死以克吳、可以免貪賄致寇之罪、

いま難におよんでのがれてはいづれへゆかるゝものであらうや、〇子。この所で必死にうちじにいたされよ、さあらばはじめまひなひをむさぼりてあだをまねかれたるつみも、必ずこと〲く君へ申しわけがたつであらうとなり、

十一月、庚午、二師陳于柏舉、

【註】經所以書戰、二師、吳楚師、

た、

左司馬戌謂子常曰、子沿漢而與之上下、

【註】沿、緣也、緣漢上下、遮使勿度、

我悉方城外以毀其舟、

【註】以方城外人毀吳所舍舟、

左。楚の左司馬が軍謀を子常へ云には、足下は漢水にそひて上下して、向の吳勢をこの方へ上らせぬやうにしてござれ、その内にわれは方城外の民をことぐく引率して淮汭へまはり、吳がのりすてゝおきたる舟どもをうちやぶつて、

還塞大隧、直轅、冥阨、

【註】三者、漢東之隘道、

還。それよりあとへまはつて、ほそみちをふさぎ、吳の軍兵のかへられぬやうにしておかう、

子濟漢而伐之、我自後擊之、必大敗之、既謀而行、武城黑謂子常、

【註】黑、楚武城大夫、

子。その時に足下は漢水を向へわたりてうたれよ、われはうしろよりうたうとなり、これでは前後よりはさんでうつからは、大に吳をやぶるであらうと云あはせて、左司馬は淮汭をさしてゆきたなり、○武。そのあとで武城黑と云大夫がまた子常に云には、

曰、吳用木也、我用革也、

【註】用、軍器、

吳。吳は木を用るとは舟をえて居る、この方は兵革を得手とすれば、

不可久也、不如速戰、史皇謂子常、楚人惡子而好司馬、

【註】史皇楚大夫、司馬、沈尹戌、

久しくする内には吳の利にならう、すみやかにたゝかはれよと云たなり、○史。楚國の者どもはみな

沈は横道をかまへて出會せなんだ、○晉　蔡侯を名代としてさしむけたれば伐て、○夏　ほろぼした、○秋　沈は楚にしたがふたるくにゆゑ、楚より蔡をかこんだとなり、

伍員爲吳行人以謀楚、楚之殺郤宛也、

【註】在昭二十七年、

伍子胥は吳の使番となりて、以て楚をうつことをはかる、伍員は楚を父のあだとして居るなり、○楚　また楚にて郤宛をころした時に、

伯氏之族出、

【註】郤宛黨、

郤宛が黨の伯氏の一族はみな楚を出奔したなり、

伯州犂之孫嚭、爲吳大宰以謀楚、楚自昭王卽位、無歲不有吳師、蔡侯因之、以其子乾、與其大夫之子、爲質於吳、冬、蔡侯、吳子、唐侯、伐楚、

【註】唐侯不書、兵屬於吳蔡、

伯　これも吳の大宰となりて楚をはかる、○楚　昭王の代となりて以來、右のやうに楚をはかる者が多いに付て、毎年吳の師のきたらぬこともない、○蔡　蔡侯は晉をたのみて鬱憤を散じたくおもはれたれども、晉がことわりを云たゆゑに、吳にも楚をうらむる者が多くあると云をみこんで吳へ合體し、その子と大夫の子とを吳へ人質として、○冬　大軍となつて伐ちに出たなり、

舍舟于淮汭、

【註】吳乘舟從淮來、過蔡而舍之、

舍　吳の舟は淮水より蔡をすぎて、この淮汭に舟をかけておいた、

自豫章與楚夾漢、

【註】豫章、漢東江北地名、

自　楚を川向にうけて兩軍が漢水の岸にのぞんで居

而不正其德、將如之何、萇弘說、告劉子、與范獻子謀之、乃長衞侯於盟、

而。　肝要の德をたゞされぬと云はいかゞいたしたことであるぞときめた、○萇。　この物がたりをきいてはなはだよろこびて、劉子へもつげて晉の范氏と相談の上、つひには衞侯をさきとしたである、祝陀をえらんでともなはれたも尤であつた、

反自召陵、鄭子大叔未至而卒、晉趙簡子爲之臨、甚哀、曰、黃父之會、

【註】在昭二十五年、

反。　今度の會よりかへるとて、鄭の子大叔がくにへ至らぬうちに途中にて卒した、○晉。　このよしをききて哭するとてはなはだかなしみて、○曰　この以前黃父の會にて、

夫子語我九言、曰、無始亂、無怙富、無恃寵、無違同、無敖禮、無驕能、

【註】以能驕人、

無復怒、

【註】復、重也、

無謀非德、

【註】非所謀也、

無犯非義、

【註】傳言簡子能用善言、所以遂興、

この夫子のわれに九箇條の戒言をしめされたとなりそれは、○曰。　かくのごとき善言をしめされたに殘念なることをしたとなり、

沈人不會于召陵、晉人使蔡伐之、夏蔡滅沈、秋、楚爲沈故、圍蔡、

今。それにいま年長の家をたつとばうとありては、これ先王の制に反すると云ものなり、○晋。重耳の代に踐土のちかひをいたされて、その時には衛の成公は出會いたされず、同母弟の夷叔を以て名代といたされたなれども、なほ文公の衛をさきへ血すゝれとあつた、

其載書云、王若曰、晋重、

【註】文公、

魯申、

【註】僖公、

衛武、

【註】叔武、

蔡甲午、

【註】莊侯、

鄭捷、

【註】文公、

齊潘、

【註】昭公、

宋王臣、

【註】成公、

莒期、

【註】玆丕公也、齊序鄭下周之宗盟異姓爲後、

其。その時の前書の名の次第にも、王より勅があつて左のとほりに命が出たとなり、○日。この時にも衛は蔡の上にあつた、

藏在周府、可覆視也、吾子欲復文武之略、

【註】略、道也、

藏。この古への書策は周の御文庫にをさまりてあらうほどに、かへりてとくとあらためてみ玉へ、○吾。萇弘をさして、貴公には文武のなしおき玉ひし道にかへると云ておきながら、

違王命也、

【註】胡、蔡仲名、

其○ その時の仰せわたされ書に、王の勅誥には、胡その方が父の王命にたがふたやうな不義をいたすなとあつたことなり、

若之何、其使蔡先衛也、武王之母弟八人、周公爲大宰、康叔爲司寇、聃季爲司空、五叔無官、豈尙年哉、

【註】五叔、管叔鮮、蔡叔度、成叔武、黑叔處、毛叔聃也、

若○ これほど雲泥懸隔の家すぢなるに、どうして蔡を衛のさきへ次でられうや、○武○ 古武王の同母弟が八人ありて、周公は周の大宰となりたまふ、康叔は司寇聃季は司空をつとめられた、○五○ のこりての五人はなにも官はなかりた、すれば年長をたつとぶと云ことはないとみゆるなり、

曹、文之昭也、

【註】文王子、與周公異母、

曹○ いま一つ例をいはゞ曹の祖は文王の子なり、

晉、武之穆也、

【註】武王子、

晉はまた武王の子にて、

曹爲伯甸、非尙年也、

【註】以伯爵居甸服、言小、

曹は晉の叔父なれども、晉は大國なり、曹はやう〱伯の位をえて甸服に微小の主となつて居る、これ年長をたつとばぬと云の證なり、

今將尙之、是反先王也、晉文公爲踐土之盟、衛成公不在、夷叔、其母弟也、猶先蔡、

【註】踐土召陵二會、經書蔡在衛上、霸主以國大小之序也子魚所言盟歃之次、

疆○これは戎にちかいくになるに付て、戎の法を以て土ををさむるやうにと命じたまひた、

三者、皆叔也、而有令徳、故昭之以分物、不然、文武成康之伯猶多、而不獲是分也、唯不尚年也、管蔡啓商、惎間王室、

【註】惎、毒也、周公攝政、管叔蔡叔開道紂子祿父以毒亂王室、

三○右の三國の者はみな叔で古は弟なれども、令徳のあつたを以てこれをあきらかになされて、分物をも多く下された、○不　左もなくば文王武王成王康王になにほども兄の家は多けれども、このごとくに分物をえぬと云のは、たゞ年長をたつとびたまはぬと云證據なり、○管　この國々は周公の御代に、殷の紂王が子の祿父をみちびきて、王室をおかさうとして毒亂を企てたるくになれば、

王於是乎殺管叔、而蔡蔡叔、

【註】周公稱王命以討二叔、蔡放也、

王○その時分周公の王命をうけ玉ひて、管叔はころしたまひ蔡叔は流罪としたまひた、

以車七乘、徒七十人、

【註】與蔡叔車徒而放之、

以○やう〳〵車七輛と七十人の卒をあたへてはなち玉ひた、

其子蔡仲、改行帥徳、周公擧之、以爲己卿士、

【註】爲周公臣、

其○蔡仲の代に行をあらためられて徳にしたがはれたゆゑ、のちに周公の擧げ用ひたまひて、周公の卿士として召仕はれた、

見諸王而命之以蔡、

【註】命爲蔡侯、

見○その上に王へめみえさせて蔡侯とされた、

其命書云、王曰、胡無若爾考之

なれば、その土風を以てをさめねばをさまらぬによつて、殷の風俗を以てをさめよと云ことなり、これを以て論語に魯衛の政は兄弟なりとある、○疆　土地の疆理田法は周の法をもちひよと命じたまふたなり、

分唐叔、

【註】唐叔晉之祖、

○分　こりより晉の家のことを云なり、大祖康叔への分物には、

以大路、密須之鼓、

【註】密須、國名、

大路の車密須國の鼓、

闕鞏、

【註】甲名、

闕鞏といへる甲、

沽洗、

【註】鐘名、

沽洗と云樂器、

懷姓九宗、職官五正、

【註】懷姓、唐之餘民、九宗、一姓爲九族、職官五正、五官之長、

懷姓は唐の代の家士九宗と云て九族にわかれて居る、この外に職官のかしらを附屬したまひ、

命以唐誥、而封於夏虛、

【註】唐誥、誥命篇名也、夏虛、大夏、今大原晉陽也、

○命　唐誥を以ていましめ玉ひて、夏の故地に封じ玉ひてこれを晉とするなり、

啓以夏政、

【註】亦因夏風俗、開用其政、

○啓　夏の末の地なれば夏の風俗を以てをさめよとあるなり、

疆以戎索、

【註】大原近戎而寒、不與中國同、故自以戎法、

武父以南、及圃田之北竟、

【註】畛、塗所徑也、略、界也、武父、衞北界、圃田、鄭藪名、

殷魯にも付られたとほりを付たまひて、○封土地のさかひの徑なり、○自武父はさかひの名圃田と云は藪の名なり、北は武父まで南は圃田境をさかひとして封じたまはりて、

取於有閻之土、以共王職、

【註】有閻、衞所受朝宿邑、蓋近京畿、

取周へ朝參の賦役は有閻の土地をあてゝおかるゝなり、此方にても大名宗室には上洛の馬かひ領とて畿內にある類なり、

取于相土之東都、以會王之東蒐、

【註】爲湯沐邑、王東巡守、以助祭泰山、

取王の東に巡守なさるゝときにいたりては、相土の東都を湯沐領として、泰山のまつりを修し玉ふをたすくるとなり、

聃季授土、

【註】聃季、周公弟、司空、

聃周の司空が王命をうけ玉はりて、衞の土をさづくる指揮せられ、

陶叔授民、

【註】陶叔、司徒、

陶民をわたされた、

命以康誥、而封於殷虛、

【註】康誥、周書、殷虛、朝歌也、

命この時康誥をつくりてをさめかたを仰せわたされ、殷の城あとに封じ玉ひた、これを衞と云なり、

皆啓以商政、疆以周索、

【註】皆、魯衞也、啓、開也、居殷故地、因其風俗、開用其政、疆理土地、以周法、索、法也、

皆魯へも衞へもみなひらきはじむるに、商の代の政を以てをさめよと命じたまひた、これは殷の故地

〇官　官司の朝にて用るつねの器物、俎豆の罇罍のと
云類まで分物に下されたなり、

因商奄之民、

【註】商奄、國名也、與四國流言、或迸散在魯、皆令即屬魯懷柔之、

〇因　商奄のくには周公を譏して流言したるゆゑしりぞいて、魯にあるをみな魯に屬してやすんぜしめ玉ひ、

命以伯禽、

【註】伯禽、周公世子、時周公唯遣伯禽之國、故皆以付伯禽、

〇命　周公は都に在て政をたすけたまふに付て、大子の伯禽をやりて魯ををさめ玉ひた、これによつて勅令を下されて、

而封於少皡之虛、

【註】少皡虛、曲阜也、在魯城内、

少皡の都あとに封じたまひた、これ則いまの魯國なり、虛は墟と同じ城あとを云なり、これで魯の封せられたるわけがすんだ、

分康叔、

【註】康叔、衛之祖、

〇分　この所において衛のことを云なり、衛の元祖康叔にわけ下されたるしな〴〵には、

以大路、少帛、綪茷旃旌、

【註】少帛、雜帛也、綪茷、大赤、取染草名也、通帛爲旃、析羽爲旌、

大路の車少帛はそめわけの旌なり、綪茷とはもとあかねと云草なり、その草にて染たる赤旌なり、これによりて赤旌の名とす、このごとくなる旌どもを下され、

大呂、

【註】鐘名、

大呂と云樂器、

殷民七族、陶氏、施氏、繁氏、錡氏、樊氏、饑氏、終葵氏、封畛土略、自

【註】封父、古諸侯也、繁弱、大弓名、
封。古への諸侯の名弓を下された、
殷民六族、條氏、徐氏、蕭氏、索氏、長勺氏、尾勺氏、使帥其宗氏、輯其分族、將其類醜、
【註】醜、衆也、
殷。殷の民の六族をえらび、その內の宗家をひきゐ分族をあつめ一類をひきゐて、
以法則周公、用即命于周、
【註】即、就也、使六族就周受周公之法制、
周公の法則にしたがはせ、周公の下知につかしめて、
是使之職事于魯、
【註】共魯公之職事、
是。魯公につかへて職をつとめしめた、
以昭周公之明德、
【註】昭、顯也、
以。これみな周公の明德をあきらかにするとて、このごとく丁寧になしたまひた、
分之土田陪敦、
【註】陪、增也、敦、厚也、
分。さてまた封國の土田といへば随分あつくたまはり、
祝宗卜史、
【註】大祝、宗人、大卜、大史、凡四官、
祝。祝師卜官大史をもわかちてたまはるなり、
備物典策、
【註】典策、春秋之制、
備。備物と云は一切の職物に入用のしなじなをそなへること、典策は春秋の書しかたなり、これがあるによつて韓宣子が魯の春秋をみて、周公の德と周の王たるわけを知たと云た、
官司彝器、
【註】官司、百官也、彝器、常用器、

【註】蔡叔、周公兄、康叔、周公弟、

衞。周の萇弘へあうて內々云には、今度道路のうはさをうけたまはれば、虛實は存ぜぬが蔡を衞よりさきにしてちかはするとうけ玉はりたが、まことでござるかと云た、○萇。なるほどそのとほりに相違はない、○蔡。元來これは左ありさうなことにて、蔡の元祖は康叔の兄なれば、衞の元祖の兄の家で總領家なれば、

先衞不亦可乎、子魚曰、以先王觀之、則尙德也、昔武王克商、成王定之、選建明德、以藩屛周、故周公相王室、以尹天下、

【註】尹、正也、

衞にさきだつも尤ではあるまいかとなり、○子。さやうでもあるべけれども、しかしながら先王のさだめ玉ひたるおもむきを以てかんがへてみれば、もつぱら德をたつとび玉ひてさきとしたまひたとなり、○昔。當代のはじめ武王の商紂にかち玉ひてより、成王に至て天下をさだめたまひ、明德の君をえらみてくに〴〵をたて玉ひ、周の藩屛として封じたまひたとある、○故。周公は德がたかくましますによつて、王室に相となり玉ひて、天下を正させたまひたれば、

於周爲睦、

【註】睦、親厚也、以盛德見親厚、

周においてははなはだしたしいとなり、

分魯公以大路大旂、

【註】魯公、伯禽也、此大路、金路、錫同姓諸侯車也、交龍爲旂、周禮、同姓以封、

分。それゆゑに王より魯公伯禽には分物を以て大路と云車や大旂は上り龍下り龍をゑがきたる大旗なり、

夏后氏之璜、

【註】璜、美玉名、

夏。夏后氏の世よりつたはりたる寶玉なり、

封父之繁弱、

【註】師出先有事、祓禱於社、謂之宜社、於是殺牲、以血塗鼓鼙、爲釁鼓、

君○　君軍事によつて出でたまふに至ては、社にて武運をいのり鼓に血ぬり、血まつりをして發行なさるゝ、

祝奉以從、

【註】奉社主也、

そのときに祝師が神靈を奉じてしたがひまするとこは主職なり、

於是乎出竟、若嘉好之事、

【註】謂朝會、

若○　もしまた嘉好のことにて會禮などのとき、

君行師從、

【註】二千五百人、

君の出馬し玉ふには師がしたがひてゆく、

卿行旅從、

【註】五百人、

卿○　卿の出らるゝときには旅をしたがへるなり、

臣無事焉、公曰、行也、及皐鼬、

【註】將盟、

かやうに人數のさだまりがあつて、臣があづかりしることではかつてござらぬ、これによつて御免あれと云た、○公○　それともにゆけと云てしひてつれられたなり、○及○　盟所におよびて、

將長蔡於衞、

【註】欲令蔡先衞歃、

ちかひの順を令するに、蔡を衞よりさきへ血すゝらせると云ことなり、すれば衞をあとにつけるである、これでは見分がわるい、衞は大國なり、蔡は小國なれば、さきへちかはせでは衞がたゝぬ、

衞侯使祝佗私於萇弘、曰、聞諸道路、不知信否、若聞蔡將先衞、信乎、萇弘曰、信、蔡叔康叔之兄也、

曰。會同のことは至てかけ引がむづかしく、諸國の出會なればおくれをとりてはくにのはぢなり、無禮をすれば一言でとがめを得る、ほどよくよろしきをうると云ことはいたしがたいものなり、

嘖有煩言、莫之治也、

【註】嘖、至也、煩言、忿爭、

嘖。もしその席でなにぞ口論でもできたときには不辯舌ではをさめられぬ、しかれば一とほりの者は出されませぬ、

其使祝佗從、

【註】祝佗、大祝子魚、

其。この相者には祝佗をつかはされたらばよろしからうとなり、これはかくれもない辯佞者である、

公曰、善、乃使子魚、子魚辭曰、臣展四體、以率舊職、猶懼不給、而煩刑書、若又共二、

【註】共二職、

公。至てよからうとあつて、乃ち子魚に命ぜられた、○子。辭退して云には、臣ことは四體をのべて精力一杯をつくして、もとよりの舊職一役をつとめてさへなほ十分に給せずして、つみをえて刑書をわづらはすこともあらうかとおそるゝに、○若。又この上に二役を共し兼役しては、

徼大罪也、且夫祝、社稷之常隷也、

【註】隷、賤臣也、

大罪をもとむるやうなものでござる、○且。そのうへに私めは祝師なれば、神前のことをつとむる賤臣でござる、

社稷不動、祝不出竟、官之制也、

【註】社稷動、謂國遷、

社。しかれば當國地守の神に屬したる官なれば、地主の神のうごきたまはぬに祝官がさかひを出てはつまらぬ、これが官のさだめである、

君以軍行、祓社釁鼓、

又この方より楚を伐たこともをりくなれども、ずつと先年方城にての合戰にすこし勝利をえたばかりで、その以來はつひに志をえて克たと云ことは一度もない、

祇取勤焉、乃辭蔡侯、

祇。されば楚をうつはなんの益もなく、たゞむだぼねををるばかりなりと云たれば、みなひえごしになりて、○乃。ことわりを云てしまうた、

晉人假羽旄於鄭、鄭人與之、

【註】析羽爲旌、王者遊車之所建、鄭私有之、因謂之羽旄、借觀之、

晉。鄭には羽旄と云王者の遊車にたてる旌を制して所持するなり、これははなはだ美なるもので、晉にもあるべけれども、鄭にあるのは至て細工もよく制がたくみなに付て、借用して一覧したと云たれば、鄭よりおこした、

明日或旆以會、

【註】或、賤者也、繼旐曰旆、令賤人施其旆、執以從會、示卑鄭、

明。それをかりたる明日、晉にてこの旌にさがりを付て、いやしき下部にもたせて會所へ出たなり、鄭には屹としたる御陣と云晴れの時もたせると云やうに、はなはだ寶物と心えて居るものを、かろくしく會へもたせてあるかせるとは、鄭をかろしめたる仕かたなり、

晉於是乎失諸侯、

【註】傳言晉無禮、所以遂弱、

晉。右のとほりに蔡へはことわりを云たり、鄭はいやしめたりして仕方がわるいによつて、諸侯がそむきて威權をうしなふた、

將會、衞子行敬子言於靈公、

【註】子行敬子、衞大夫、

將。會する期におよびて、衞にては子行敬子と云大夫が、君靈公へ云には、

曰、會同難、

【註】難得宜、

【傳】四年、春、三月、劉文公合諸侯于召陵、謀伐楚也、

【註】文公、王官伯也、晋人假王命以討楚之久留蔡侯、故曰文公合諸侯、

晋より王へうかゞうて、蔡侯をとめたるを以て、楚をうつに付て劉文公も會せられた、

晋荀寅求貨於蔡侯、弗得、言於范獻子曰、國家方危、諸侯方貳、將以襲敵、不亦難乎、水潦方降、疾瘧方起、中山不服、

【註】中山、鮮虞、

これがわるいことなり、楚をうつことは承知したが貨をおこせと云たけれども、蔡侯が得心せられなんだ、○言　執政へそこを入れて邪魔をするである、いま國家は最中あやうく、くに〳〵の諸侯は二心を生じて居るに、敵をおそはんとするははなはだ難澁の時ではないか、ことにいま時分楚へゆきては濕のふかいくにゆゑ、雨天にもあうて濕にあたりては瘧疾をおこすにきはまりた、○中　別して先ごろは中山よりこの方をうちて、また念をかけて居ればくにはあけられまい、

棄盟取怨、無損於楚、

【註】晋楚同盟、伐之爲取怨、

棄○　まだその上に楚とは一度ちかうてしたしいに、いまさら蔡がたのめばとて、ちかひをすてゝかれをうちてはうらみをまねくなり、○無　うちたとてもおもふまゝにうちやぶればまた可なれども、中々たやすく損ずるにはいたらぬ、すれば楚を損じさすることもなくて、

而失中山、不如辭蔡侯、吾自方城以來、楚未可以得志、

【註】晋敗楚侵方城、在襄十六年、

こちらでは中山をうしなうであらう、これは是非蔡侯にことわりを云にしくはないとすゝめた、○吾

告文なり、

秋、七月、公至自會、

【註】無傳、

廟告した、

劉卷卒、

【註】無傳、即劉蚠也、劉子奉命出盟召陵、死則天王爲告同盟、故不具爵、

告文なり、

葬杞悼公、

【註】無傳、

葬會した、

楚人圍蔡、

【註】不服故也、

告文なり、

晉士鞅衞孔圉帥師伐鮮虞、

【註】無傳孔圉、孔羈孫、士鞅、即范鞅、

告文なり、

葬劉文公、

【註】無傳、

解に不及、

冬、十有一月、庚午、蔡侯以吳子及楚人戰于柏擧、楚師敗績、

【註】師能左右之曰以、皆陳曰戰、大崩曰敗績、吳爲蔡討楚、從蔡計謀、故書蔡侯以吳子、言能左右之也、囊瓦稱人、貪以致敗、不能死難、罪賤之、柏擧、楚地、昭三十一年傳曰、六年十二月、庚辰、吳其入郢、今以十一月者、幷數閏、

告文なり、【注】數 閏月をよみ出したと云ことなり、

楚囊瓦出奔鄭、

【註】書名、惡之、

告文なり、

庚辰、吳入郢、

【註】弗地曰入、吳不稱子、史略文、

告文なり、

之子為質焉、而請伐楚、
【註】為明年會召陵張本、
蔡。それより楚に遺恨をふくみて晉へゆきてしたがひ、自身の子と大夫の子とを人質に出し、いきどほりをいひのべて、楚をうちたいとたのまれたなり、

【經】四年、春王二月、癸巳、陳侯吳卒、
【註】無傳、未同盟而赴以名、癸巳、正月七日、書二月、從赴、
告文なり、

三月、公會劉子晉侯宋公蔡侯衞侯陳子鄭伯許男曹伯莒子邾子頓子胡子滕子薛伯杞伯小邾子齊國夏于召陵、侵楚、
【註】於召陵先行會禮、入楚竟、故書侵、
解に不及、

夏、四月、庚辰、蔡公孫姓帥師滅沈、以沈子嘉歸、殺之、
告文なり、

五月、公及諸侯盟于皐鼬、
【註】召陵會劉子諸侯、總言之也、繁昌縣東南有城皐亭、復稱公者、會盟異處故、
前條の諸侯なり、場所がちがふたを以てまた書したなり、

杞伯成卒于會、
【註】無傳、
告文なり、

六月、葬陳惠公、
【註】無傳、
葬會した、

許遷于容城、
【註】無傳、

けたまへ、私どもがその者の手つだひをいたして、右のとほりの名馬をなにほどもとゝのへてつくのひ上ませうと云た、

唐侯曰、寡人之過也、二三子無辱、皆賞之、蔡人聞之、固請而獻佩于子常、子常朝、見蔡侯之徒、命有司曰、蔡君之久也、官不共也、

【註】言楚所以禮遣蔡侯之物、不共備故、

唐。馬をしみたはなるほど寡人があやまちであつた、二三子辱しめをうくるなと云て、みな〳〵へ賞をあたへられた、○蔡。蔡でもこのことをきいて、とかくをしみてはゆかぬとおもうて、無理に蔡侯にこふて佩玉を子常へ獻じた、○子。子常がとるものをとつて、にはかに手のうらをかへして追從を云なり、朝へ出て蔡侯の家中の士にあうて役人どもをめし出し命じて云には、蔡の君をこのやうにいつまでもとめておくは、その方どもが蔡侯をおくるもてなしの用意がとゝのはぬと云ゆゑ延引におよんだなり、

明日禮不畢、將死、

【註】遣蔡侯之禮、

明。いまゝでは用捨したれどももはやゆるさぬ、明日中に禮を屹ととゝのへずは、己ら死罪におこなはうぞと下役ににぢくりた、

蔡侯歸、及漢、執玉而沈、曰、余所有濟漢而南者、有若大川、

【註】自誓言若復渡漢、當受禍、明如大川、

蔡。まぬかれてかへられた、○及。漢水まできて玉をとり出して漢水へしづめて、○曰。われこののちこの漢水をわたりて、南方楚へきたるならば天罰をまねかう、この心のかはらざることこの大川のごとくなりと云てちかはれたなり、きついきどほりである、

蔡侯如晉、以其子元與其大夫

たされたなり、双方が大分みごとなことであつたとみゆる、○子　楚の子常があまりうらやましくおもうて、蔡侯へ云ひかけてみたれども中々くれさうにないなり、○三　子常が腹をたてゝ三年までとめてかへさなんだ、○唐　唐の君も楚へきたられた、これは肅爽と云名馬を二匹ひかせてきたられた、○子　これも子常がほしくおもうて所望したれども、

弗與、亦三年止之、唐人或相與謀、請代先從者、許之、飲先從者酒、醉之、竊馬而獻之子常、子常歸唐侯、自拘於司敗、

【註】竊馬者自拘、

あたへられなんだ、○亦　これも腹たちて同じく三年とめた、○唐　唐の家臣どもが唐侯をかへらせたくおもうて、あひともにはかりて、○請　はじめに唐侯にしたがうてきた家來と交代させて下されとねがふたれば、楚より家士の内がはりは心次第なりとゆるした、○飲　先達て唐侯にしたがうて馬をまもつて居る從者に、のちにきた者がさけをふるまふた、大分すゝめてゑはせておいて、右の馬をそつとぬすみ出して子常へ進物にした、○子　いきどほりもとけたに付て、唐侯をゆるしてかへした、○自　右の馬をぬすみたる家臣が、なんにしても君の物をぬすみたに相違はないに付て、自分より盜賊奉行へとらはれとならうとうつたへ出て、

曰、君以弄馬之故、隱君身、

【註】隱、憂約也、

曰　そのことばに、君の名馬をもてあそびをしみ玉ふに付て、大切なる御身を他國へかくしてとらはれたまうて、

弃國家、羣臣請相夫人以償馬必如之、

【註】相助也、夫人、謂養馬者、

くにまでをすてたまふなり、○羣　それをうれへて羣臣どもみなく〵申しあはせてぬすみ出しました、かの馬をまもる人のとがではないゆゑ、これはたす

隱などをこしらへてはうむりた、大方これは遺命とみえた、

莊公卞急而好潔、故及是、

【註】卞、躁疾也、

○莊　さわがしくいらくろしい性質にて、いさぎよきことをこのまるゝに付て、このやうな變ができたなり、

秋、九月、鮮虞人敗晉師于平中、

【註】平中、晉地、

小國にて晉の大國をやぶりた、

獲晉觀虎、恃其勇也、

【註】爲五年士鞅圍鮮虞張本、

ことに晉の將軍までをいけどつた、これは觀虎があまり自分の勇氣をたのみにして、あなどりておくれをとりたなり、

冬、盟于郯、

【註】郯、即拔也、

修邾好也、

【註】公即位、故修好、

新君ゆゑよしみをさめられたなり、

蔡昭侯爲兩佩與兩裘、

【註】佩、佩玉也、

なにかうつくしき佩玉と裘とを二たとほり作られた、

以如楚、獻一佩一裘於昭王、昭王服之、以享蔡侯、蔡侯亦服其一、子常欲之、弗與、三年止之、唐成公如楚、有兩肅爽馬、子常欲之、

【註】成公、唐惠侯之後、肅爽、駿馬名、

○以　楚へ朝せられて楚の昭王へ一とほり獻ぜられた、○昭　楚王のすぐにその裘を著し佩をおびて、蔡侯をもてなさるゝとき、蔡侯も同じ出立にて出會い

臺、
【註】門上有臺、
門のかたはらにある臺へのぼりて四方を遠望してなぐさまるゝ、

臨廷、閽以缾水沃廷、邾子望見之、怒、閽曰、夷射姑旋焉、

【註】旋、小便、

臨。庭をみおろされたれば、舊冬夷射姑にたゝかれたる門番が、つるべに水を入れて邾子の目どほりの廷へまきちらすなり、この君は至て奇麗ずきにて、ことわざに云、氣味人と云もので、そのくせとてし氣がいらくろしいなり、それを閽がしつて居るゆゑいやがられることをもとめてして、夷射姑を不首尾にするつもりなり、○邾。目どほりと云ひ、ことにつるべからすぐに水をそゝぐことなれば、みていかられた、○閽。これがいよ〳〵にくい仕方である、水をどぶどぶとまきながら、たゞいまこゝで夷射姑が小便いたしたゆゑ、掃除いたすと云た、

命執之、

【註】見其不潔、執射姑、

命。きたないことをしをつたにくきやつなりと云て夷射姑をとらへてきたれと命ぜられたれども、

弗得、滋怒、自投于牀、廢于鑪炭、爛遂卒、

【註】廢、墮也、

急にとらへられなんだ、○滋。いよ〳〵いかられて、ものにくるふごとくをどり上り、牀をふみはづして鑪におこり立たる火の中へおち入られ、大きにやけどして卒せられたなり、

先葬以車五乘、殉五人、

【註】欲藏中之絜、故先內車及殉、別爲便房、蓋其遺命、

先。さき車を五輌に殉死を五人入れてはうむりた、これは邾子の氣味人ゆゑに地下の掃除人である、君と同棺に入れては奇麗にないと云ことで、別車に雪

而潛師于巢、
【註】實欲以擊楚、
而○實は楚をうつに付て、隨分ひそかに巢へ人數をくり出した、
冬、十月、吳軍楚師于豫章、敗之、
【註】楚不忌故、
冬○楚のゆだんして居る所をうちたれば、楚が大きにやぶれたなり、
遂圍巢、克之、獲楚公子繁、
【註】繁、守巢大夫、
遂○よせ手をやぶつて、それより巢にもかちて楚の公子をいけどつた
邾莊公與夷射姑飲酒、私出、
【註】射姑、邾大夫、出辟酒、
臣と酒宴をいたされたときに、夷射姑は酒にゑひつぶれてあまりせつなさに、その座をぬけて出た、
閽乞肉焉、奪之杖、以敲之、
【註】奪閽杖、以敲閽頭也、爲明年、邾子卒傳、
閽○その時門番人が夷射姑に肉をたまはれと云たれば、はらをたてゝゑひまぎれに杖を引たくりてうちすゑたなり、これを根としてうらみを生じた、
【經】三年、春、王正月、公如晉、至河、乃復、
【註】無傳、
定公の晉へ朝せられたなり、
二月、辛卯、邾子穿卒、
【註】再同盟、
告文なり、
夏四月、秋、葬邾莊公、
【註】六月乃葬、緩、
葬會した、
冬、仲孫何忌及邾子、盟于拔、
【註】拔、地闕、
【傳】三年、春、二月、辛卯、邾子在門

り、

桐叛楚、

【註】桐、小國、廬江舒縣西南有桐鄕、

これは楚の屬國で小國なるが、今度楚にそむきたなり、

吳子使舒鳩氏誘楚人、

【註】舒鳩、楚屬國、

吳○吳が楚のすきまをみて付込むである、舒鳩氏も楚の屬國なれども、これは吳楚にはさまれてあるくにゆゑ兩國にしたがはねばならぬくになり、ことにこの時分は別して吳へかたむいて居たによつて、吳よりこれを使して楚をおびき出すである、

曰、以師臨我、

【註】敎舒鳩誘楚、使以師臨吳、

その云分に、楚人をすゝめて吳をうたせ、師を我國へのぞませよとなり、

我伐桐、爲我使之無忌、

【註】吳伐桐也、僞若畏楚師之臨己、而爲伐其叛國以取媚者也、欲使楚不忌吳、所謂多方以誤之、

我○われは楚をおそれたる體にもてなして、楚への追從にそむきたる桐をうたうとなり、これをみたらば楚人もこの方を叛心がないとおもうて、いみうたがふことをいたすまい、さて十分に心をゆるさせ、そのゝち油斷をつけこんで楚をうたうと云たなり、伍子胥がさま〳〵の方便にて、楚人を誤らせると云たはこれらのことを云たものなり、

秋、楚囊瓦伐吳師于豫章、

【註】從舒鳩言、

楚はうかとのりて、さらば吳をうたうとて豫章まで發向した、

吳人見舟于豫章、

【註】僞將爲楚伐桐、

吳○吳人はあひてになりてふせぐやうすはすこしもなく、豫章より舟をよそほひて桐をうちに出る體ばかりをみせた、

の墓とのあひだに道が一すぢありて、みちでへだてたとみゆる、○孔子後孔子の魯で司寇となり玉ひし時に臣として君をつみするの理はないとおぼしめして、みちをかへて昭公の墓の外にみぞをほりまはして、先君の墓所と一と輪中になされたとなり、

昭公出故、季平子禱于煬公、九月、立煬宮、

【註】平子逐公、懼而請禱於煬宮、昭公死於外、自以爲獲福、故立其宮、

○昭　季氏が昭公をおひ出しておいて、武運長久を煬公のたまやへいのりたとなり、しかるにいのりのままに昭公は外で死せられた、これひとへに煬公の加護なりと心えてあらたに宮をたてたとなり、

周鞏簡公棄其子弟、而好用遠人、

【註】簡公、周卿士、遠人異族也、爲明年鞏氏賊簡公張本、

子弟の官人をみなすてゝ疎遠な人を用ふることをこのまれた、自分の令の行れるをよろこんだものとみゆる、

【經】二年、春、王正月、夏、五月、壬辰、雉門及兩觀災、

【註】無傳、雉門、公宮之南門、兩觀闕也、天火曰災、

魯の宮門に火災があつた、

秋、楚人伐吳、

【註】嚢瓦稱人、見誘以敗軍、

告文なり、

冬、十月、新作雉門及兩觀、

【註】無傳、

【傳】二年、夏、四月、辛酉、鞏氏之羣子弟賊簡公、

【註】傳言弃親用疎、所以敗也、

まへにあるとほり親類をすてたゆゑ亂がおこりたな

所が公の家なり、溝すとはさかひにみぞをたてゝ墓所をへだつることなり、季氏が昭公をにくむに付て、尊骸をはうむるにいたりて墓所へ人足をつかはして、いまゝでの君達と墓をならべぬやうに、へだてのみぞをほらせてはうむらうと云たなり、註に絶其兆域とある兆域は墓所のことなり、

榮駕鵝曰、生不能事、死又離之、以自旌也、

【註】駕鵝魯大夫榮成伯也、旌章也、

榮　魯の大夫がいさむるである、君のいきて居たまふときにはつかふることもせず、また死たまひてまで君をにくみて墓をはなさうとは、自分の惡を後世へあらはすと云ものなれば、これはやめられよ、

縱子忍之、後必或耻之、乃止、季孫問於榮駕鵝曰、吾欲爲君謚、使子孫知之、

【註】爲惡謚、

縱　いま吾子はなさけないことをしのんでいたされうけれども、後世子孫達の代に、吾子の惡名ののこりたるをみたまはゞはぢらるゝであらうと云たれば、季氏も服してやめたなり、○季　今度公におくり名をまゐらするに、なにぞあしきおくりなをつけて、子孫までもこの君は惡人であつたとしれるやうにせうとおもふと云た、

對曰、生弗能事、死又惡之、以自信也、將焉用之、乃止、秋、七月、癸巳、葬昭公於墓道南、孔子之爲司寇也、溝而合諸墓、

【註】明臣無貶君之義、

對　生て居たまふ時にはつかふることもならず、死したまひてはまた惡名をなづくると云は、自分の惡を信にすると云ものなり、なんとしてさやうなことを用ひらるゝぞと云たれば、これも服してやめたなり、○秋　さかひはたてなんだけれども、みちをへだてゝ南にはうむりたなり、しかれば先君の墓と昭公

ひたり、卜筮などを以て吉にしたがうて立たまうてあひすむなり、拙者などあへて存せぬことである、〇若〇　また君にしたがうて出た者の入る入らぬのことは、貌とはほんのすがたまでに假に出た者は入たがよい、

寇而出者、行可也、

【註】與季氏爲寇讐者、自可去、

寇〇　また季氏を寇讐として出た者は、かへる道理はない、去たかたがよからうとなり、

若羈也、則君知其出也、

【註】君、昭公、

若〇　拙者などは君はたゞ拙者が出たことばかりしり玉ひて、

而未知其入也、羈將逃也、喪及壞隤、公子宋先入、從公者、皆自壞隤反、

【註】出奔、

入ることを御存生の内に申し上なんだゆゑ、御存じもなきことなれば私はえかへらぬ、さればのがれうと存ずると云て、〇喪〇　壞隤と云所まで來て公子宋はさきへくにへ入らるゝ、公にしたがふた者どもはこれより引かへして去た、

六月、癸亥、公之喪、至自乾侯、戊辰、公卽位、

【註】諸侯薨、五日而殯、殯則嗣子卽位、癸亥、昭公喪至、五日殯於宮、定公乃卽位、

六〇　魯へ入たまひた、〇戊〇　五日目に即位であつた、諸侯は殯して五日目に位につかるゝことなり、天子は十日なり、

季孫使役如闞、公氏將溝焉、

【註】闞魯羣公墓所在也、季孫惡昭公、欲溝絕其兆域、不使與先君同、

季〇　これはまだ季氏が昭公をにくむを云なり、役〇は人足役なり、闞〇は魯國の君の墓所なり、公氏〇は公室と云も同じことで、氏は家と云意なり、死に玉ひては墓

て、私はえ御目にかゝりませぬと云たなり、これは叔孫にあひたうもないゆゑかこ付の口上なり、

叔孫使告之曰、公衍公爲、實使羣臣不得事君、

【註】二子始謀逐季氏、

叔。叔孫が方よりまた使を以てつぐるには、公衍公爲どもが所爲よりことおこりて實に羣臣の君につかふることをえぬやうになりたなり、

若公子宋主社稷、則羣臣之願也、

【註】宋、昭公弟定公、

若。いま君も薨ぜさせ玉ひたれば、この上は公子宋の國君となり玉ふたらば、羣臣のねがふ所にて本望と存ずる、

凡從君出而可以入者、將唯子是聽、子家氏未有後、季孫願與子從政、此皆季孫之願也、使不敢以告、

【註】不敢、叔孫成子名、

凡。さてまた先君にしたがうて出たる族のうちにもふたゝびくにへ入るべき者は、みな吾子にうけ玉はりて御さしづを以て入たいと存ずる、○子。さてまた吾子の姓子家氏の家ののこらぬも殘念なれば、なにとぞくにへかへられよ、○季。平子が心には、吾子がかへりて下さらば、ともに政にしたがひたいと申す、これみな季孫がねがひなれば、そのわけを拙者を以てつぐるであるとなり、

對曰、若立君、則有卿士大夫與守龜在、羈弗敢知、若從君者、則貌而出者、入可也、

【註】貌出、謂以義從公、與季氏無實怨、

對。魯に君を立るやうなことはくにゝ卿大夫と云もあり、または守龜と云もあれば、よりあうてはかり玉

天○ 天よりやぶる所は人の力ではさゝへられぬ、衆人のする所もをかさるゝものでないとなり、

夏、叔孫成子逆公之喪于乾侯、

【註】成子、叔孫婼之子、

昭公の尊骸を魯へむかへとりてはうむるである、

季孫曰、子家子亟言於我、未嘗不中吾志也、吾欲與之從政、子必止之、且聽命焉、

【註】衆事皆諮問子家子、

季○ 叔孫に向て云には、今度昭公にしたがうてゆきたる子家子は智者にて、先年をり〳〵われに云た言がみなわが志に中らぬと云ことはなかりた、しかれば我と合體の者なれば、○吾 かれと相談して政にしたがひたくおもふなり、○子 今度公の尸にしたがうてくる從者は、みな〳〵魯を去て離散するであらう、子家子も勿論立のくであらうほどに、足下必これを止められよ、且なにごともかれが命をきいてつとめられよと云た、

子家子不見叔孫、易幾而哭、

【註】幾、哭會也、不欲見叔孫、故朝夕哭不同會、

子○ しかるを子家子が叔孫には隨分さけてあはぬやうにはづして、幾期をかへて哭したとなり、叔孫が朝いづれば、子家は夕にいづると云やうに出あはぬである、

叔孫請見子家子、子家子辭曰、羈未得見、而從君以出、

【註】出時、成子未爲卿、

叔○ 叔孫もこらへかねて、子家子に少々御目にかゝりたいと云てやりた、○子 ことわりをたてゝ云には、私ことは先年くにもとに居た時分にはまだ御目にかゝりたることもなく、その内に君にしたがうて出ました、

君不命而薨、羈不敢見、

【註】言未受昭公之命、託辭以距叔孫、

君○ しかる所に君の薨じたまふ期にも、くにへかへりて叔孫にあへとの命もなく薨じさせ玉ひたによつ

【註】開寵過分、則納受侵侮、
宋の大罪と云ものなり、○且。そのうへ己が云べきことがないによつて、われをおさふるに神を以ておどす、これわれに無理を云ひかくると云ものなり、○啓。これは書經の言で古より云言なり、人を寵愛することがその分限よりすぐれは、却てこの方へあなどりをうけいれて、たわけにせらるゝと云はこのことであるとなり、つき上りたる口上なれば、

必以仲幾爲戮、乃執仲幾以歸、三月、歸諸京師、

【註】知以歸不可、故復歸之京師、
必。恥しめをあたへんと云て、乃ち仲幾をとらへてかへりた、○三。晋においてはつまらぬところゑたかしてまた京師へかへした、

城三旬而畢、乃歸諸侯之戍、齊高張後、不從諸侯、

【註】後期不及諸侯之役、
城。はやく出來したなり、○乃。番手をみなくにぐにへ引かせた、○齊。今度の會のまにあはなんだ、齊ばかりは役をつとめなんだ、

晉女叔寬曰、周萇弘、齊高張、皆將不免、

【註】叔寬、女寬也、
晉。兩人ともに殃にまぬかるまい、

萇叔違天、高子違人、

【註】天既厭周德、萇弘欲遷都以延其祚、故曰違天、諸侯相帥以崇天子、而高子後期、故曰違人、
周の萇弘は天よりいとひはてたまひたる周をふたゝび繁昌させんと求る、これ天にたがふと云ものなり、齊の高子は人々がみな王をあがめて會するに、期におくるゝは人にたがふと云ものなり、

天之所壞、不可支也、衆之所爲、不可奸也、

【註】爲哀三年、周人殺萇弘、六年、高張來奔起、

【註】言居周世、不得以夏殷爲舊、

仲○ それはこゝろえちがひであらう、三代のことはおの〳〵その代でちがふことなり、いま周の世におよびてはもう夏殷の舊例は用ひさせぬことなり、○薛○ 薛にかぎりてなにの由ありて、先代の舊例を云立ることをえんや、

爲宋役、亦其職也、士彌牟曰、晉之從政者新、

【註】言范獻子新爲政、未習故事、

爲○ まづ當世では宋の役をつとむるが薛の舊職であるとやりこめて論がをはらぬ、○士○ 晉の士彌牟がきゝかねて云には、晉の執政の者が今度の變死で、にはかにかはりたことにて、いまの執政は新役なれば、古いことをしかとしらぬである、

子姑受功、歸吾視諸故府、

【註】求故事、

子○ 仲幾にまづこのたびは役をうけてかへられよ、われもくにゝかへりて古來の留帳を吟味して、追て裁斷をいたさうと云た、

仲幾曰、縱子忘之、山川鬼神、其忘諸乎、

【註】山川鬼神、盟所告、

仲○ たとひそこもとがそのことばをわすれらるゝとも、山川の神が正直であると云た、

士伯怒、謂韓簡子曰、薛徵於人、

【註】典籍故事、人所知也

士○ この口上をきいていかつて云には、薛は故事を引て人の知たことを證據にするに、

宋徵於鬼、

【註】取證於鬼神、

宋はあてもない鬼神を證據にとりて云は、

宋罪大矣、且已無辭而抑我以神、誣我也、啓寵納侮、其此之謂矣、

のときの條目にも、

曰、凡我同盟、各復舊職、若從踐土、若從宋、亦唯命、仲幾曰、踐土固然、

【註】固、曰從舊、薛舊爲宋役、

曰凡 同盟のくに〴〵は各舊職に復せよとあることなり、しかれば踐土の令にしたがふことでござるか、たゞしはまた宋のちかひにしたがふとか、○亦 いづれでも仰のまゝにしたがはうと存ずる、仰わたされよと云た、○仲 宋の大夫が踐土にしたがはるゝはずで、踐土のちかひにもとより薛は宋の役とさだめてあるとなり、

薛宰曰、薛之皇祖奚仲居薛、以爲夏車正、

【註】皇、大也、奚仲爲夏禹掌車服大夫、

薛○ 舊職を吟味するにいたりては、薛の皇祖奚仲と云は薛に居て、以て夏の禹王の車服を主どるの長であつた、

奚仲遷于邳、

【註】邳、下邳縣、

奚○ そのゝち下邳にうつられたときに、

仲虺居薛、以爲湯左相、

【註】仲虺、奚仲之後、

薛には仲虺がとどまりて居られた、これは湯の左相となりて賢明の人であつた、

若復舊職、將承王官、何故以役諸侯、

【註】承、奉也、

若○ 右のとほり代々王室の官なれば、もし舊職にかへれとあらば、王官を承はらうと存ずる、なにゆゑに諸侯の役をつとむるものであらうとなり、

仲幾曰、三代各異物、薛焉得有舊、

だ、

范獻子去其柏椁、以其未復命而田也、

【註】范獻子代魏子爲政、去其柏椁示貶之、

范。范氏がことをとるに付て、魏子に卿の禮を用ひさせなんだ、○柏椁は大夫の椁は柏で作る、天子は松なり、士は雜木なり、魏子は大切なる御用をうけ玉はりて出ながら、復命もせぬうちに私になぐさみの殺生にあるきて死だと云て、禮を一等くだしたとなり、彪傒が言があたりた、

孟懿子會城成周、

【註】不書、公未即位、

魯よりも周へ會したなり、君のなきうちなれば經にはのらなんだなり、

庚寅、栽、

【註】栽、設板築、

庚。榜示をたてゝ普請の町場をわたすである、

宋仲幾不受功、曰、滕薛郳、吾役也、

【註】欲使三國代宋受功役也、

宋。宋の大夫は功役の町場をうけまいと云た、宋は先代の末にて周の客國と云を以て、なにごとにも一つづゝこだはるである、○滕　三个國の屬國はなんのためぞ、このやうな役をうけさせうためなり、わが役はことごとく三國へ賦せんと云た、

薛宰曰、宋爲無道、絶我小國於周、以我適楚、故我常從宋、晉文公爲踐土之盟、

【註】在僖二十八年、

薛。薛の家老が承知せぬ、左やうではない、元來宋が無體なることをいたされて、わが小國をば無理に周にたちて周と手切をさせ、わがくにをともなうて楚へゆかれたゆゑに、われは小國のことなれば、力におよばず宋にしたがうて居るである、○晉　されども晉の文公の御代に踐土のちかひをおこなはれて、そ

合諸侯之大夫于狄泉、將以城成周、魏子涖政、

【註】涖臨也、代天子大夫爲政、前年功力をはかりたとほり城をきづくにおよびて、魏子がことを攝したなり、これは天子の大夫のするはずなるを名代したである、

衞彪傒

【註】衞大夫、衞。まへにもこの男は魏子が南面したことをそしつたが、またこの所にてもそしるなり、

曰、將建天子、

【註】立天子之居、天子の居たまふ城をたてんとして、

而易位以令、非義也、大事奸義、必有大咎、晉不失諸侯、魏子其不免乎、是行也、魏獻子屬役於韓簡子、及原壽過、

【註】簡子韓起孫、不信也、原壽過、周大夫、その位をかへて令すると云はよろしからぬことである、義にそむきたることとなり、○大。大事にのぞみて義ををかしては必大なるとがめが有んとなり、○晉。晉が諸侯をうしなふか、左なくば魏子が身のわざはひをまぬかるまいとなり、○是。この奉行に出たときに、守役は韓氏と周の大夫とにたのみふりむけて、

而田於大陸、焚焉、

【註】禹貢、大陸、在鉅鹿北、嫌絶遠、疑此田在汲郡呉澤荒蕪之地、火田幷見燒也、爾雅、廣平曰陸、自分は大陸澤へゆいて田獵をするとて山林に火をはなちたれば、風がかはりてその火にて己がやかれた、

還、卒於甯、

【註】甯、今修武縣、近呉澤、還。甯と云所まではいきがありたれどこの所にて死

春秋左傳卷二十七

【註】盡七年、

定公

【註】名宋、襄公之子、昭公之弟、諡法、安民大慮曰定、

【經】元年、春、王、

【註】公之始年、而不書正月、公即位在六月、故、
朝正の禮がおこなはれなんだに付て正月を書せぬとなり、

三月、晉人執宋仲幾于京師、

【註】晉執人於天子之側、而不以歸京師、故但書其執、不書所歸、
告文なり、

夏、六月、癸亥、公之喪至自乾侯、

【註】告於廟、故書至、
廟告した、

戊辰、公即位、

【註】定公不得以正月即位、失其時、故詳而日之、記事之宜、無義例、
即位が正月でないゆゑ明かに日を記したなり、

秋、七月、癸巳、葬我君昭公、

【註】公在外薨、故八月乃葬、

九月、大雩、

【註】無傳、過也、
夏ならぬを云なり、

立煬宮、

【註】煬公、伯禽子也、其廟已毀、季氏禱之而立其宮、書以譏之、
立つまじきとゆゑ記してそしつたなり、

冬、十月、隕霜殺菽、

【註】無傳、周十月、今八月、隕霜殺菽、非常之災、
異變ゆゑ記した、

【傳】元年、春、王正月、辛巳、晉魏舒

其。名は友と云て後に公室の輔相となられゝであらうと云た、○及。少しも違はず、手のすぢに友の古文字があらはれたゆゑ遂に名とした、○既。果して魯に令名があつて、

受費以爲上卿、至於文子武子、

【註】文子、行父、武子宿、

受。費を領して魯の上卿となつた、

世增其業、不廢舊績、魯文公薨、而東門遂殺適立庶、魯君於是乎失國、

【註】失國權、

至。代々業を增して舊功を廢せぬ、○魯。文公の卒した後に亂があつて庶子を立た、この時よりはじめて魯侯に國の權を失はれた、

政在季氏、於此君也、四公矣、民不知君、何以得國、是以爲君愼器與名、不可以假人、

【註】器、車服、名、爵號、

政。君が亂たゆゑ季氏が國政を執た、○於。文公より後今の昭公迄もはや四代立たことゆゑ、民が君を知らぬやうになつた、左ほどまで民を失はれた、君が何とて國を得らるべきや、○是。右のとほりなるゆゑに、君と爲ては器と名とを大事に愼みて人に假さぬがよい、君が無道で臣が名代すると云て、車服や位を假りくすれば、どこぞでは假りもらひになる、魯の季氏も君の位や器物を假りて半分はかへさぬである、谷が陵になりさうな處であるなり、

はせぬ、古よりこの通りとなり、これは君の存亡を云たものなり、

故詩曰、高岸爲谷、深谷爲陵、

【註】詩、小雅、言高下有變易、

故○　時としては高き岸も崩れて谷となり、深き谷も埋まりて陵と成りて變易する、君臣の位もそのとほりである、

三后之姓、於今爲庶、主所知也、

【註】三后、虞、夏、商、

三○　古の三后の姓たる末孫も、今になりては庶姓と成て、人が尊ばぬことは王の知り玉ふところなり、

在易卦、雷乘乾曰大壯、䷡

【註】乾下震上大壯、震在乾上、故曰雷乘乾、

在○　易の卦で云へば、大壯と云には雷が乾に乘ずとある、

天之道也、

【註】乾爲天子、震爲諸侯、而在乾上、君臣易位猶臣大强壯、若天上有雷、

これが天の道と云ものなり、乾は天なり天子なり、雷は諸侯とすれば天子の上に諸侯が上るは位を易へたのである、臣のつよくなるを云、

昔成季友、桓之季也、文姜之愛子也、始震而卜、卜人謁之曰、生有嘉聞、

【註】嘉名聞於世、

昔○　況や魯の季氏が先祖の季友は、桓公より出た末子であつた、○文○　桓公の夫人文姜の愛子であつて、○始○　はじめて懐妊してうごく時分に卜したれば、卜人が卜なうて謂ふには、生れ玉はゞ令名が世に聞ゆるで有らうとなり、

其名曰友、爲公室輔、及生、如卜人之言、有文在其手曰友、遂以名之、既而有大功於魯、

【註】立僖公、

者もないが、是でもすむことか天罰と云ことはなきことかとなり、○對　すべて物の生はさま〴〵にて、兩あるもあり三つ五つあるもあり、又陪貳と云て副者の有るもあるなり、○故　天には三辰日月星有り、

地有五行、

【註】謂有五、

地には五行あり、

禮有左右、

【註】謂有兩、

禮に左右の二つあり、

各有妃耦、

【註】謂陪貳、

人には各妃耦がある者なり、相手のことなり、

王有公、諸侯有卿、皆有貳也、天生季氏、以貳魯侯、爲日久矣、民之服焉、不亦宜乎、魯君世從其失、季氏世修其勤、民忘君矣、雖死於外、其誰矜之、社稷無常奉、

【註】奉之無常人、言唯德也、

王○　されば王には三公あり、諸侯には卿が有り、皆副ひ者を云者なり、○天　魯にも天より季氏と云者を生じて、君の副ものにしてあることが久しき昔よりのことなり、○民　此のごとくでは民が服するも尤なことではないか、○魯　その上に魯の君は世々その過失を従にせられ、季氏は世々そのつとめを修めて來たゆゑ、民は君を忘れて季氏を君のやうにおもつて居れは、○雖　外にて死れたとても誰が是をあはれまうや、然れば君の任はたやすからぬ物である、○社　國の社稷は誰々が奉じ祭ると云さだまりはない、誰でも德ある人さへ祭れば納受し玉ふとなり、

君臣無常位、自古以然、

【註】史墨跡古今以實言、

君○　これは君の家これは臣の家と屹と位がさだまり

【註】臨履其事、以命諸侯、經所以不書魏舒、韓。萬事韓子が臨みて指圖して命を成したに因て、經に魏氏の名が無いとなり、

十二月、公疾、偏賜大夫、

【註】從公者、

魯侯が乾侯にて病氣になられた、○偏。従うて出たる大夫どもへ形見物を賜はつた、

大夫不受、賜子家子雙琥、

【註】琥、玉器、

一環、一璧、輕服、

【註】細好之服、

大。如何とおもうて受けなんだ、○賜。子家子へも色々賜はりたれば、

受之、大夫皆受其賜、己未、公薨、子家子反賜於府人曰、吾不敢逆君命也、大夫皆反其賜、書曰、公薨于乾侯、言失其所也、

【註】不薨路寢、爲失所、

受納した、○大。子家が受たに付て大夫どもゝみな受けた、○己。薨じたのちに、子家子が拜領の品々を皆府奉行へかへして云には、吾無理に君命にさからふがいやさに受おきたるなり、返納すると云たれば、外の大夫どもも皆返したなり、○書。經に薨所を書たのは、常例の路寢にて薨ぜられぬを言たものなり、

趙簡子問于史墨曰、季氏出其君、而民服焉、諸侯與之、君死于外、而莫之或罪也、對曰、物生有兩、有三、有五、有陪貳、故天有三辰、

【註】謂有三、

季氏は其君を出したれども民も服して諸侯も與し、殊に君は外にて死し玉へども、誰有て季氏を罪する

揣高卑、
【註】度高曰揣、
揣○城屏の高卑をつもりたなり、
度厚薄、仭溝洫、
【註】度深曰仭、
度○塀の厚さ薄さを計り溝堀の深さ廣さを考へ、
物土方、議遠邇、
【註】物、相也、相取土之方面、遠近之宜、
物○土取場や方角の遠近を計り、
量事期、
【註】知事幾時畢、
量○何どき頃までに出來終ると考へ、
計徒庸、
【註】知用幾人功、
計○何萬人の功を用て成ると計り、
慮材用、

【註】知費幾材用、
慮○何ほど入用がかゝると慮り、
書餱糧、
【註】知用幾糧食、
書○人夫の食物はなにほど費すと云を書付け、
以合役於諸侯、屬役賦丈、
【註】付所當城尺丈、
以○高に應じて役を當てた、○屬○何國よりは何程と課役を屬して、きづくべき丈數を爰から彼こまでと割わたしたなり、
書以授帥、
【註】帥、諸侯之大夫、
書○書付て諸國の大夫へわたして、
而效諸劉子、
【註】效致也、
而○さて其上にて周の卿へ屆けた、
韓簡子臨之、以爲成命、

いは、

於是焉在、

【註】在周所命、

如何やうとも命じ玉ふところ次第に仕らうとなり、

冬、十一月、晉魏舒、韓不信、如京師、合諸侯之大夫于狄泉、尋盟、且令城成周、

【註】尋平丘盟、

冬○京師へ出張して諸侯の大夫どもを狄泉にあつめ合せて、盟ひを修したるうへに周に城くことを令した、

魏子南面、

【註】居君位、

魏○是は魏子が席を心得違うて南面して云渡した、これは君の位なり、

衞彪傒曰、魏子必有大咎、干位以令大事、非其任也、

【註】彪傒衞大夫、

衞○咎めに合て災が至らう、君位を干し犯して大事を令した、此は自分の任ではないとなり、

詩曰、敬天之怒、不敢戲豫、敬天之渝、不敢馳驅、

【註】詩大雅、戒王者、言當敬畏天之譴怒、不可遊戲逸豫、驅馳自恣、渝變也、

詩○王者を戒めたる詩にも、天の怒りを恐れ敬みて、こゝろのまゝにたはむれ楽しむこと勿れ、心まゝに馳驅せて天の變を招くこと勿れと云て有るに、

況敢干位、以作大事乎、己丑、士彌牟營成周、計丈數、

【註】計所當城之丈數也、

況や位を干して大事を作すと云は、あまり天を恐れぬ仕方なりと云た、○己　城を經營する、○計　城を何ほどの場所に城づくと先づ總檢地を打た、

其委諸伯父、使伯父實重圖之、
俾我一人無徵怨于百姓、

【註】徵、召也、

其 伯父に打任せて、此事を伯父にとり圖らはするほどによく〳〵考へ余一人の百姓に怨みを召かぬやうに取あつかはれよとなり、是は人夫のたすけを乞ひ玉ふを云、

而伯父有榮施、先王庸之、

【註】庸、功也、先王之靈、以爲大功、

而 右のとほりに爲られたらば、伯父も王室に美目な功が立ち、又先王の神も功とし受玉ふであらうと云つかはされた、

范獻子謂魏獻子曰、與其戍周、
不如城之、天下實云、

【註】云、欲罷戍而城、

范 國々より戍を遣しておかうよりは城いて渡すに如くはない、○天 天子よりも元來戍を止めたいとの玉ふ上は、

雖有後事、晉勿與知可也、從王命以紓諸侯、晉國無憂、是之不務、而又焉從事、魏獻子曰、善、使伯音對、

【註】伯音、韓不信、

雖 此の後何事があつても晉は知らぬ顔して居てもよいとなり、○從 此のごとくにすれば、王命には從ひ諸侯はゆるめ、晉の國には憂がなくなるなり、これを務めずして何ごとに從はうや、外に從ふ事はあるまいと云た、○魏 成ほど一段善いことなりと云て、○使 勅答をさせて云ふには、

曰、天子有命、敢不奉承、以奔告
于諸侯、遲速衰序、

【註】衰、差也、序、次也、

天子の勅命がある上は、つゝしんで奉承仕つりて、以て、早々諸侯へ走りまはつて告げ知せませう、遲い速

閔閔焉如農夫之望歲、懼以待時、

【註】閔閔、憂貌、王憂亂常閔閔冀望安定、如農夫之憂飢、冀望來歲之將熟、

閔。憂ひて何とぞ世も治り安定ならんことを思ふこと、農夫の飢て來歲の五穀の熟するを待つごとくにて、世の治まるときを待つとなり、

伯父若肆大惠、復二文之業、弛周室之憂、

【註】肆、展放也、二文、謂文侯仇、文公重耳、弛猶解也、

伯。何とぞ大惠をのべられて、その以前の二文公の業を復せられて、周室のうれひをゆるめ、

徼文武之福、以同盟主、宣昭令名、則余一人有大願矣、昔成王合諸侯城成周、以爲東都、崇文德焉、

【註】作成周、遷殷民、以爲京師之東都、所以崇文王之德、

徼。文王武王の福を求めて、○以。盟主も堅固ならんために、令名を宣べ昭にいたさるゝならば、予一人が大に願ふところとなり、○昔。古へ成王の諸侯を合せ玉ひて、成周に城きて東都と成されて殷の民をうつされ、文王の德を崇め玉ひたためしも有れば、

今我欲徼福假靈于成王、修成周之城、俾成人無勤、諸侯用寧、蝥賊遠屛、晉之力也、

【註】蝥賊、喩災害、

今。今余も文武の福を求め、成王の威靈を假て周の城を修復して、○得。加番も止めて勞無らしめたくおもふとなり、○諸。左やうに成れば諸侯も安寧になり、蝥賊も遠ざかり屛やうにもならう、それは偏に晉の力なり、蝥賊は苗を食ふ蟲を云なり、

越得歳而呉伐之、必受其凶、

【註】此年歳在星紀、星紀、呉越之分也、歳星所在、其國有禍、呉先用兵、故反受其殃、

越。この年歳星が呉越の分野に顯はれた、星の内でもこの歳星の出たる國には禍があると云に呉より兵を用ひた、是れ殃を招くの理なり、依て凶を受るであらうと占ふたなり、

秋、八月、王使富辛與石張如晉、請城成周、

【註】子朝之亂、其餘黨多在王城、敬王畏之徒都成周、成周狹小、故請城之

王より二臣を以て晉へたのみつかはさるゝには、まだ敵の殘黨もあつて安からねば、成周に城を築て諸侯の加番を止め度と仰せつかはされた、これが周の滅ぶる萠なり、今勢が無くても諸侯が參勤すればこそ外夷の難もないなれ、周が獨り立になつては敗るるには間はないなり、

天子曰、天降禍于周、俾我兄弟、並有亂心、以爲伯父憂、

【註】俾、使也、兄弟、謂子朝也、伯父、謂晉侯、

天子。勅詔に、今度天より周へ禍を降して、我兄弟の子朝などに亂逆のこゝろを挾ませて、以て伯父にもうれひを懸け、

我一二親暱甥舅、不皇啓處、於今十年、

【註】謂二十三年、二師圍郊至于今、

我が一二の親類諸侯も、安々と啓き處ることも成らぬやうに役したること今に至て十年に及び、

勤戍五年、

【註】謂二十八年、晉籍秦致諸侯之戍至于今、

勤。諸侯の加番を置ことは五年に及びた、

余一人無日忘之、

【註】念諸侯勞、

余。王自らの玉ふなり、吾諸侯も辛勞ならんとおもひて一日も得忘れぬとなり、

師徒、
士卒を用ひずして誘きて手に入れられたなり、
夏、呉伐越、
告文なり、
秋七月、冬、仲孫何忌會晉韓不信齊高張宋仲幾衞世叔申鄭國參曹人莒人薛人杞人小邾人、城成周、
【註】世叔申、世叔儀孫也、國參、子産之子、不書盟、時公在外、未及告公公已薨、
諸侯の大夫が會して城いた、周の城なり、
十有二月、己未、公薨于乾侯、
【註】十五日、
つひに他所にて薨ぜられたり、
【傳】三十二年、春、王正月、公在乾侯、言不能外內又不能用其人也、
【註】其人、謂子家羈也、言公不能用其人、故於今猶在乾侯、
內は臣とも不和にて外は諸侯にも容れられず、よき臣が有ても其言にはしたがはれぬ故、今に他所に居らるゝなり、
夏、呉伐越、始用師於越也、
【註】自此之前、雖疆事小爭、未嘗用大兵、
これまでも少しづゝのせり合はあつたれども、今度が大合戰のはじまりである、
史墨曰、不及四十年、越其有呉乎、
【註】存亡之數、不過三紀、星歲三周三十六歲、故曰不及四十年、哀二十二年、越滅呉、至此三十八歲、
○史　この以後四十年立ぬうちに、呉は滅びて越より有つであらうとなり、四十年は三廻りを云たるものなり、

乎、終亦弗克、

【註】史墨知夢非日食之應、故釋日食之咎、而不釋其夢、

對。史墨はたゞ日食のことばかりを說く、夢のことはかまはぬ、此の以後六年過てこの月に及ぶころ、呉國より郢へせめ入るであらうけれども終に亦得たもつまいとなり、

入郢、必以庚辰、

【註】庚日有變、日在辰尾、故曰以庚辰、定四年十一月、庚辰、呉入郢、

入。若入るならばきつと庚辰の日であらうとなり、庚の日に變があつて日食した、その日食が辰星の尾の宿にて食したゆゑ、合せて庚辰の日と占ふた、

日月在辰尾、

【註】辰尾、龍尾也、周十一月、今之十月、日月合朔於辰尾而食、

日。何ゆゑに庚辰と云なれば、日月の會が辰尾に在るゆゑに云なり、

庚午之日、日始有謫、火勝金、故弗克、

【註】謫、變氣也、庚午、十月十九日、去辛亥朔四十一日、雖食在辛亥、更以始變爲占也、午、南方、楚之位也、午火、庚、金也、日以庚午有變、故災在楚、楚之仇敵唯呉、故知入郢必呉、火勝金者、金爲火妃、食在辛亥、亥水也、水數六、故六年也、

庚。日の食するは謫あるなり、辛亥よりはじめて變じ庚午に至つたとなり、これは史墨がこゝろは何を占ふたと云ことは知れねど、南方楚を火として占ふたなり、楚の仇は呉ゆゑにときに取ての占ひと見ゆる、

【經】三十有二年、春、王正月、公在乾侯、

乾。又朝正なきを云、

取闞、

【註】無傳、公別居乾侯、遣人誘闞而取之、不用

ことがみな齟齬するである、これではかの惡人どもが後悔するなり、○數　右のとほり惡逆無道のものどもを數へ立て罪することなれば、記錄に於ては上もなき善志であるとなり、

故曰、春秋之稱、微而顯、

【註】文微而義著、

○故　右に因て見れば、春秋に稱するところのことは文が微にして一字の有無にて義が屹とあらはるゝである、

婉而辨、

【註】辭婉而旨別、

○婉　辭は婉順と角だゝぬやうなれども、旨趣は明白に別れてあるなり、

上之人能使昭明、

【註】上之人、謂在位者、在位者能行其法、非賤人所能、

○上　在位の人は能く昭明にその法を行るゝ、賤人は能はずとなり、

善人勸焉、淫人懼焉、是以君子貴之、

○善　君子がこの經を貴むと云はこの子細であるとなり、

十二月、辛亥、朔、日有食之、是夜也、趙簡子夢童子贏而轉以歌、

【註】轉、宛轉也、

日食の前夜夢に童子が赤はだかになりて、ころがり廻つて歌ふたと見た、

旦占諸史墨曰、吾夢如是、今而日食、何也、

【註】簡子夢適與日食會、謂咎在己、故問之、

○旦　夜が明て趙簡子が史墨に夢判じをたのむとて、有のまゝに咄して云には、恠しき夢をみた上に、今又日食のあるはどうしたものぞと問た、これは文盲なる問なり、夢と日食と雑へらるゝものではない、

對曰、六年及此月也、吳其入郢

ゝをするを懲して貪欲を去るとのことなり、

若艱難其身、

【註】身爲艱難、

若。もし身にも難義をし、

以險危大人、

【註】大人、在位者、

又上たる在位の人を侵してあやうき目にあはせて、

而有名章徹、

【註】謂得勇名、

勇名があらはるゝものならば、

攻難之士、將奔走之、

【註】攻、猶作也、奔走、猶赴趣也、

攻。これは身を顧りみずして難を作しさへすれば名はあらはるゝぞと心得て、無分別ものどもが奔走して亂を作すであらう、それを防ぐために名を出さずして盜賊と取あつかふたものなり、

若竊邑叛君、以徼大利而無名、

【註】謂不書其人名、

若。又は邑を竊みて君にそむくと云ものは、一圖に大利を求むるものなり、左やうな者の名がきえ失るならば、

貪冒之民、將寘力焉、

【註】盡力爲之、不顧於見書、

貪りむさぼりて欲に而已心を入るゝ民が、力を盡して盜みをするであらう、それを防ぐために屹と名を出しおそれさせたものなり、

是以春秋書齊豹曰盜、三叛人名、以懲不義、數惡逆無禮、其善志也、

【註】無禮惡逆、皆數而不忘、記事之善者也、

是。上に云通りの道理故に、春秋に正しく齊豹を盜と書し、右の三人には名を屹とあらはして以て不義を懲したものなり、名を求るものには却つて名を除きて懲す、又名を出さぬやうにとおもふものには、却つて名を出して懲すなり、何れにしても望みである

【註】守先人嗣、言其尊、

或。さて春秋の中にもさま〴〵な人が有て、名を求てあらはしたいと思うて、こゝろを盡せどもあらはすことを得ぬものもあり、或はこれは名が出でゝは成らぬとて蓋ひ隱せども章はるゝものも有るなり、これが春秋經の不義を懲すところなり、春秋の名分と云ことはこの所にてよくすむである、〇齊。 齊豹と云男は衞の司寇で歴々なり、殊に守嗣大夫とて先祖より嗣て代々その職を守る大夫なれば、尊き身の上なれども、

作而不義、其書爲盜、

【註】求名而不得也、二十年、豹殺衞侯兄、欲其不畏彊禦之名、

作。 所作が不義なれば經には盜と書てある、これらが勇名を求めても得ぬと云ものなり、

邾庶其、

【註】在襄二十一年、

莒牟夷、

【註】在五年、

邾黑肱、以土地出、求食而已、不求其名、賤而必書、

【註】春秋叛者多、唯取三人來適魯者、三人皆小國大夫、故曰賤、

邾。 邾の庶其莒の牟夷邾の黑肱以上の三人を左傳で三叛人といふなり、これらは土地を以て國を出奔した者にて、畢竟食を求むる爲め迄で、左のみ名分を求めて作したことではないなり、殊に賤しき官なれどもかならず名を書すは、地を奪ひ叛たと云惡を書殘すのである、【注】春。 此經の内に地を以て叛きたる者はこれ三人には限らぬ、大分あれども、たゞこの三人を取て論じたのは、魯國へ來たもの故擧た、他國へ奔つたものは書て有ても魯の經には論せぬとなり、

此二物者、所以懲肆而去貪也、

【註】物、事也、肆、放也、齊豹書盜、懲肆也、三叛人名、去貪也、

上の齊豹と此の三叛人との二つのものは、みな我ま

はこのことである、

夫有所有名、而不如其已、

【註】有所、謂有地也、言雖有名、不如無名、已止也、

夫。　これ等は名があつてよいと云ではない、地が有るに付て名の出たなれば、已みてない方が増しと云ものなり、卿は官祿が重きを以て名をあらはすである、その外で名のあらはるゝの至て美きことや、又は惡きことにて名を稱せらるゝなり、この黒肱が名の出たのは善いことではなく、地を奪ひ來たゆゑ名を書た、しかれば名は名なれども惡名なり、熊坂長範や石川五右衞門も名は傳はる、北條時賴や楠正成も名は名なれども、何より出たといへば長範が名はいやなことなり、これらは名がなき方がよいと云ことなり、この黒肱もそのとほりなり、

以地叛、雖賤、必書地、以名其人、終爲不義、弗可滅已、是故君子動則思禮、行則思義、不爲利回、

【註】回正心也、

以。　地を奪ふた上に叛きたるものなれば、賤しきものなれどもかならずその地を書ねばならぬ、地を書すに至ては、地は何某人として多勢の持合には成らぬ、地主を云はねばすまぬに付て、否やともその人の名を云て、○終。　不義の惡名が滅ることがない、○是。　そこで君子は動くには禮を思うて節をまもり、行ふには義をおもうて利欲のために昧まされて、こゝろを曲ぐると云やうなことはせぬ、此のごとくこゝろを附れば惡名の出ると云ことはない、本とより作さぬ惡の出べきやうがない、

不爲義疚、

【註】疚、病也、見義則爲之、

不。　義に適ひさへすればぐずぐず病では居らぬとなり、これまでは君子の上を云た、

或求名而不得、或欲蓋而名章、懲不義也、齊豹爲衞司寇、守嗣大夫、

輛に召していかにも御不自由な體にて、魯の人數のうちへ入り玉へ、然らば定めて季氏が君の御供してかへるであらうと云た、○公　そのとほりにせうといたされたれば、○衆　季氏を疎みて出たものどもが、己等が歸られぬに因りて魯侯を手ごめにしてかへさなんだなり、

薛伯穀卒、同盟、故書、

【註】諱書名也、入春秋來薛始書名、故發傳、經在荀躒唁公上、傳在下者、欲魯事相次、

始めて名を書たと云こと、

秋、吳人侵楚、伐夷、侵潜六、

【註】皆楚邑、

又楚をなぶり出した、○伐　公子を納置たゆゑ伐た、

楚沈尹戌帥師救潜、吳師還、楚師遷潜於南岡而還、吳師圍弦、左司馬戌、右司馬稽、帥師救弦、及豫章、

【註】左司馬、沈尹戌、

楚　援兵に出た、○吳　楚の勢が出ると直に引返した、吳子へ子胥がすゝめた通りである、○楚　潜を所替へさせた、○吳　又楚の屬を圍んで攻た、○左　救ひに出たれば豫章までをびき出して、

吳師還、始用子胥之謀也、

【註】謀在前年、

又吳の師は歸つた、

冬、邾黑肱以濫來奔、賤而書名、重地故也、

【註】黑肱非命卿、故曰賤、

濫と云ところを持て魯へ立のきて來た、○賤　卿でもなく輕きものなれども名を書たは、地を持て來たが重いゆゑなり、

君子曰、名之不可不愼也如是、

【註】是、黑肱也、

君　名のあらはるゝことは愼まねばかなはぬと云ことは此の如くであるとなり、春秋の名分を正すと云

て、○施。亡人の私までへほどこし玉ひ、○將。國にかへつて宗廟を掃除して、以て以前のごとく晉君へも事へよと仰下されてかたじけないとなり、○不。これが散々惡い一言である、夫の人とは季氏を云、このたび御世話を以て國へ入れと仰下さるれども、季氏には得逢ますまい、○所。弓矢八幡對面はいたさぬと誓言を立られた、

苟-躒掩耳而走、

【註】怪公所言、示不忍聽、

苟。これは氣の毒なことを云はるゝとおもうて、耳に手を當てゝ走り出して云には、

曰、寡-君其罪之恐、敢與知魯-國之難、

【註】言恐獲不納君之罪、今納而不入、何敢復知耶、

曰。主人はこのやうに大名を流浪させておいては、伯者の手抜けに成らうかとおそれて、國へ入りさへ成されたらばよいと存じて世話をいたさるゝところに、左やうに仰られては、○敢。魯國の內證の故障をどうしてあづかり知られうぞ、納れようと致さるれば、左やうにかれ是仰られては、

臣請復於寡-君、退而謂季-孫、君怒未怠、子姑歸祭、

【註】歸攝君事、

臣。私の了簡には能はぬからは、歸國いたして主人へそのとほり申しませうと云て、○退。魯侯の前を退出し季孫に云には、中々君の怒りはまだ止まぬほどに今度は和談も出來まい、足下は先づかへりて、魯侯の名代に廟祭をつとめて居られよと云た、魯侯の一言でさらりと敗れた、

子-家-子曰、君以一乘入于魯師、季-孫必與君歸、公欲從之、衆-從-者脅公、不得歸、

【註】傳言君弱不得復自在、

子。まだ子家は殘念なに付て謀りて云には、君車一

に異心があらうぞと云た、

夏、四月、季孫從知伯如乾侯、

【註】知伯、荀躒、

夏。和談の積りにて荀躒が季氏を伴ひて、魯侯の居らるゝ乾侯へ行きた、

子家子曰、君與之歸、一慙之不忍、而終身慙乎、公曰、諾、衆曰、在一言矣、君必逐之、

【註】言晉既憂君、君一言使晉、晉必逐之、

子。魯侯をいさむるには、もはや今度を美い鹽合に成されて季氏と與にかへり玉へ、一たびの慙を今こらへ玉はねば終身の慙に成るほどに、こらへて耻と思召さずに歸り玉へとなり、○公。昭公もかへり度が一ぱいなれば、成ほどこゝろ得たと申されたなり、○衆。左やうになりては多くのものどもが勝手にわるいゆゑ、公をだまして云には、是はたゞ君の一言に在ることとなり、○君。今までも晉より君をうれひて世話をすることとなれば、爰で一言仰せらるれば、直に晉が季氏を逐出して君を入れまするると云たれば、昭公が又うかとのられた、

荀躒以晉侯之命唁公、且曰、寡君使躒以君命討於意如、意如不敢逃死、君其入也、公曰、君惠顧先君之好、施及亡人、將使歸糞除宗祧以事君、則不能見夫人、己所能見夫人者、有如河、

【註】夫人、謂季孫也、言若見季孫、以當受禍、明如河、以自誓、

荀。晉侯の口上を述べて魯侯の難義を唁ひ、○且曰。主人義今度私へ申付て、君の思召の命を以て意如を屹と咎めて、何ゆゑに不臣をはたらくぞと糺問いたしたれば、○意。季氏もあやまり入て、死を逃れうとも存ぜず屈服いたしたほどに、是までの義は御宥有て、はやく御入部成されよと云た、○公。昭公のこたへに君には先君よりのよしみを思召して恵をもつ

季。　そこで平子も早速來たとなり、○荀。　こゝでは表立て使者の口上を演說するである、主人こと拙者を以て吾子へ申さるゝ、何ゆゑに久々君を出しておかるゝぞ、君あつて仕へぬと云に至ては、周に定まりなる御仕置もあれば、○子。　とくと考へられよと云た、○季。　季氏は甚だ哀まれたる體にて、練冠や麻布の衣を着て、跣行は履をもはかずに肌足で喪の貌になつて出で、、

伏而對曰、事君、臣之所不得也、敢逃刑命、

【註】言願事君、君不肯還、不敢避罪、

伏。　恐れ入たやうにて云には、私は君に事へ度存ずれども、君がかへりて玉はらぬに因て事ふることを得いたさぬ、されどもこれは罪を謝するにところはないに付て、敢て刑命に逃れうとは存ぜぬ、常刑に仰付られ下されよとなり、

君若以臣爲有罪、請囚于費、以待君之察也、亦唯君若以先臣之故、不絕季氏、而賜之死、

【註】雖賜以死、不絕其後、

君。　その内若し臣を以てつみありと思召さば、以前も申すとほり在所の費に囚人となつて明に罪の有無を察し下さるゝをまちたいとなり、○亦。　君の思召次第なり、○若。　若又先君の季氏が忠功ある故を思召して、季氏が家を斷滅し玉はずして弟なりともせがれなりとも相續をさせ玉ひ、私には死を賜ふても少しも怨みとは存ぜぬ、

若弗殺弗亡、君之惠也、死且不朽、若得從君而歸、則固臣之願也、敢有異心、

【註】君、皆謂魯侯也、蓋季孫探言罪己輕重、以答荀躒、

若。　もし又私も助け玉ひ家も亡さずに立てゝ下さるゝならば、それは大なる君の御恩惠と云もので、死でも忘れますまいとなり、○若。　直に御供してかへるやうに成らば、固より臣が本望の至りでござる、何し

【註】無傳、
葬會した、

冬、黑肱以濫來奔、

【註】黑肱、邾大夫、濫東海昌慮縣、不書邾、史闕文、
出奔して魯へ來た、

十有二月、辛亥、朔、日有食之、

【傳】三十一年、春、王正月、公在乾侯、言不能外内也、

【註】公内不容於臣子、外不容於齊晉、所以久在乾侯、
内は臣にも疎んぜられ、外は齊晉にも弃られて、このところに居らるゝを非つた、

晉侯將以師納公、范獻子曰、若召季孫而不來、則信不臣矣、然後伐之、若何、晉人召季孫、獻子使私焉、曰、子必來、我受其無咎、

【註】言我爲子受無咎之任、
○晉　晉侯は軍兵を指向けて、季氏をせめ伐て魯侯を納れよとて范氏に命ぜられた、○范　これは范氏が賂ひを取たるはたらきに、晉侯をとゞめて云には、先づ季氏をこの方へ召て見玉へ、すみやかに來るならば異心もあるまいし、來らぬときには不臣に相違はない、その後軍兵を以て伐ませう、如此成されてはいかゞあらうと伺ふたに附て、○晉　彌召さるゝ筈になつた、○獻　内通して云には、先づ何がなしにすみやかに來られよ、足下の咎のないことは余が引受て居ると云つかはした、

季孫意如會晉荀躒于適歷、荀躒曰、寡君使躒謂吾子、何故出君、有君不事、周有常刑、子其圖之、季孫練冠麻衣跣行、

【註】示憂慼、

一師至、彼必皆出、彼出則歸、彼歸則出、楚必道敝、

【註】罷敝於道、

一○其勞らかす仕方は、先づこの方より一軍を出して攻て往たらば、楚よりも必ず防ぎに出ますでござらう、彼が出ましたらば此方は輕く引上げてかへるがよい、○彼○楚が引てかへりたらば、この方から又新手を出して押よせませうとなり、○楚○又楚が追ふたらば引かへして、とかく楚に道ばかり歩かせてくたびれさせ、

亟肄以罷之、

【註】亟數也、

亟○いく度も此のやうにしてつからし切りて、

多方以誤之、既罷、而後以三軍繼之、必大克之、闔廬從之、楚於是乎始病、

【註】爲定四年、吳入楚傳、

多○さま〴〵な謀をして誤らせ、既に罷れ果たと云を見すましてのちに、此方の總軍が繼いで攻かゝらば、必ず大に克つと存ずると云たれば、吳王が從はれた、○楚○是より始て楚のいたみに成た、

【經】三十有一年、春、王正月、公在乾侯、

これ又朝正せられぬを云、

季孫意如會晉荀躒于適歷、

【註】適歷、晉地、

季氏が晉へ至て會したなり、

夏、四月、丁巳、薛伯穀卒、

【註】襄二十五年、盟重丘、

告文なり、

晉侯使荀躒唁公于乾侯、

【註】將使意如迎公、故荀躒來唁、

訪うて魯へ入るゝつもりなり、

秋、葬薛獻公、

に出て降參したなり、○吳　吳王が此を見て、國を失はれて笑止に存ずると唁うて送り返された、近臣を免して供をさせられたなり、○遂　徐子は楚國をたのみて落られたとなり、

楚沈尹戌帥師救徐、弗及、遂城夷、使徐子處之、

【註】夷、城父也、

楚　徐がせめらるゝと聞て、軍兵を引率して馳來たれども、早や徐を追出されたあとにて及ばなんだ、それで夷と云ところに城を取建てゝ、先づ徐子を入れ居きたなり、

吳子問於伍員曰、初而言伐楚、

【註】在二十年、

これから吳王が楚を攻る謀計を相談せらるゝである、○吳　或とき伍子胥に向うて問はるゝには、先達てその方は楚國を伐つがよいと云てすゝめたとき、

余知其可也、而恐其使余往也、又惡人之有余之功也、今余將自有之矣、伐楚何如、對曰、楚執政衆而乖、莫適任患、若為三師以肄焉、

【註】肄猶勞也、

余　余も成ほど伐てよいと云ことは合點であつたけれども、○而　そのとき伐たうと云へば、王僚が余に大將となつて往けと云はるゝは勿論なり、それがいやさにその方が言を云けして居た、○又　それのみならず、其時分に楚を伐て余が功には成らず人の有になる、それが心外に有たゆゑかたく聞入れなんだ、○今　今は余が伐てば余が物と成るに付て、伐たうと思ふが楚を伐つにはどうするがよからうと云はれた、○對　伍子胥がこたへに、楚國は執政の家が多くして、たがひにそむきすれ合ふて、國の患へを一分立て引うけ己れが任とする ものはない、○若　しかれば此方よりは三組に勢をたてゝ、以て楚をつからかすがよろしからうとなり、

不○右のとほりに呉國のはびこるのは、天より暴虐を爲して、その終に呉國を翦り喪ぼして、異姓を入れかへて大家にせんとし玉ふでもあらうか、又は、○其但しは卒には天より呉國へ祚福を降して、强大にし玉ふのかもしれぬなり、○其何れにしても此兩條のさかひは頓て知らるゝでござらうとなり、遠からぬ内のことでござらう、

我盍姑億吾鬼神、

【註】億、安也、

我○このやうな大なる敵國のある節は、この方は先づ手前の鬼神をしづめ祭りて、

而寧吾族姓、以待其歸、

【註】善惡之歸、

而○この方の一家一門を安寧にして、善惡ともに呉のなり行末を見合せて居るがよい、それを待ち玉へ、

將焉用自播揚焉、

【註】播揚、猶勞動也、

將○何の自ら播揚と辛勞してあがき廻り玉ふぞといさめた、

王弗聽、呉子怒、冬、十二月、呉子執鍾吾子、遂伐徐、防山以水之、

【註】防壅山水以灌徐、

王○中々楚王のきかれぬ、呉子は果して怒て、○冬先だつてとらへよと云付たる公子を取逃したによつて、先づ鍾吾子を囚人にし、その次に徐を伐ち、山川をふせいで水道の瀬ちがへをして、徐の方へ水を落しかけ水攻にしたである、

己卯、滅徐、徐子章禹斷其髮、

【註】斷髮自刑、示懼、

己○つひに徐國を亡ぼした、徐の君章禹は髮を剃て坊主に成り、

攜其夫人、以逆呉子、呉子唁而送之、使其邇臣從之、遂奔楚、

【註】邇、近也、

夫人を召連れてあやまり入りたる體で、呉王の逆ひ

得國、而親其民、視民如子、辛苦同之、將用之也、若好吾邊疆、使柔服焉、猶懼其至、

【註】柔服、謂不與吳構怨、

將。この兩人を引入れたは、追々に吳を害し伐つつもりであるなり、○子　楚の子西がいさめて云には、吳國には今度公子光が新たに國を得られたとなればその國民をしたしみなつけて、民をみることは子のごとくにして、辛苦は民と同せらるゝ、左やうにせらるゝは、○將　民を用んためである、さればこの方の國境の民に云付て、吳とよしみをむすびて此方よりは隨分平和にして吳へ柔服してさへ、猶やはり攻めて至らうかと氣づかはしい、

吾又疆其讐、以重怒之、無乃不可乎、

【註】讐、謂公子、

吾。其れにこの方より彼が讐とするところの掩燭の二公子の尻を持ちて彊くし、かさねぐゝ吳のいかりを增しては、何と大きにわるいではござらぬか、

吳、周之冑裔也、而棄在海濱、不與姬通、今而始大、比于諸華、光又甚文、將自同於先王、

【註】先王、謂大王王季、亦自西戎始比諸華、

吳。その上元來吳國は、周の大王の冑裔で泰伯の末孫なりしが、是まで海濱にすてられ居て、中國とははるかにへだゝりて、同姓なれども姬姓の國々とは通ぜずして、蠻國と成て居た、○今　しかるに今と云今になりてはじめて大になつて、中國と肩をならぶるほどに成つた、○光　剩へ當君は甚文德があつて、自ら先王の德に同じくせうとはげまるゝなり、

不知天將以爲虐乎、使翦喪吳國、而封大異姓乎、其抑亦將卒以祚吳乎、其終不遠矣、

【註】言其事行、可知不久、

【註】傳言大叔之敏、

○舊　舊禮をたづぬれば右のとほりに豐かなこともあり、又は省略したこともあつて、何れに從うてよからうと云ことを存ぜぬである、○從　先づ豐かにそなはりたる方に從ひて、君自ら往くとすれば、私の主人はまだ幼弱で間に合はぬなり、これを以て先づこれは共せられぬ、○從　省略の方に從ふたときには、則私が此へ罷り出て居る、たゞ宜く御了簡あれと云た、○晉　理にせめられて一言もなかつたとなり、

吳子使徐人執掩餘、使鍾吾人執燭庸、

【註】二十七年奔故、

先きの吳王の味方にて立退たをとらへようとさせられた、

二公子奔楚、楚子大封、而定其徙、

【註】大封、與土田、定其所徙之居、

○二　兩人ともに楚へ駈込だれば、楚王が此二人を大に封じて高知行をあたへ、其うつり居るところまで定められたとなり、

使監馬尹大心逆吳公子、使居養、

【註】二子奔楚、楚使逆之於竟也、養、即所封之邑、

○使　楚王のこの兩公子を迎へのため、國境まで監馬の官の尹大心と云者を出して、逆へ入れて養と云邑に居しめられた、

莠尹然左司馬沈尹戌城之、

【註】城養、

○莠　二人命を承りて養に城を築きた、

取於城父與胡田以與之、

【註】胡田、故胡子之地、

○取　明き地を以て城附の高としたである、

將以害吳也、子西諫曰、吳光新

【註】不得如先王禮數、

若。又不聞とて間暇のなきときには、士でも大夫でも成合ひに來て事さへ缺ねばよいと存じて、先王の定數ほど得參らぬこともあつたとなり、

大國之惠、亦慶其加、

【註】慶、善也、謂善其君自行、

大。大國の御情けには、其定數より加へたときには美めて下され、

而不討其乏、明底其情、

【註】底、致也、

又乏しく不足な時にはとがめ玉はぬに因て、明に時々の實情をかくさず申しのべ、

取備而已、以爲禮也、靈王之喪、

【註】在襄二十九年、

打すておかぬと云計を以て禮とするであるとなり、

○靈。又楚の靈王の喪には、

我先君簡公在楚、我先大夫印段實往、敝邑之少卿也、

【註】少、年少也、

我先君簡公はやはり楚に居られ、國には先大夫の印段が在たに付て參つた、これなどは私國の年少なる卿であつたなり、

王吏不討、恤所無也、今大夫曰、女盍從舊、

【註】盍、何不也、

王。けれども楚王の役人が咎めもせなんだ、これは何ゆゑなれば、ないと云ことを知りて恤みたる者なり、○今。しかる處に今當大夫方には、女なぜ舊禮には從はぬぞと仰せらるゝ、

舊有豐有省、不知所從、從其豐、則寡君幼弱、是以不共、從其省、則吉在此矣、唯大夫圖之、晉人不能詰、

今。其れに今吾子一人にて、貳の副使の無きと云は何ゆゑぞとなり、

對曰、諸侯所以歸晉君、禮也、禮也者、小事大、大字小之謂、事大、在共其時命、

【註】隨時共所求、

對。諸侯の晉君を伯長と仰ぎて歸する所以は、禮を以て會釋し玉ふゆゑである、○禮。その禮の本意はと云に、小は大に事へ大國は小國を養ふを云なり、○事。小の大に事ふると云は、その時々の命に共して、打すておかぬを云となり、

字小、在恤其所無、以敝邑居大國之間、共其職貢、與其備御不虞之患、豈忘共命、

【註】言不敢忘共命、以所備御者多、不及辨之、

字。又大の小を養ふと云は、其のなきところの不足なることをあはれみ恤まるゝを云となり、○以。吾等などは大國の間にはさまれて居るに付て、その職貢に共したり、又不意の患へにも備御せねばならぬことゆゑ、十分には行とゞかぬなれども、その命を忘るゝと云ふことはいたさぬ、

先王之制、諸侯之喪、士弔、大夫送葬、唯嘉好聘享、三軍之事、於是乎使卿、晉之喪事、敝邑之間、先君有所助執紼矣、

【註】紼、輓索也、禮、送葬必執紼、

先。古先王の制法に於ても、諸侯の喪には士が弔して大夫が葬りを送ることである、○唯。古禮或は聘享などのことや、又は三軍の會などには卿を出すことであるとなり、○晉。晉の喪に於て敝邑の空間のときには、先君が手傳に來られて、棺の繩を挽れたことも有たとなり、

若其不間、雖士大夫有所不獲數矣、

【註】三月而葬、速、
葬會した、

冬、十有二月、吳滅徐、徐子章禹奔楚、

【註】徐子稱名、以名告也、
告文なり、

【傳】三十年、春、王正月、公在乾侯、不先書鄆與乾侯、非公、且徵過也、

【註】徵、明也、二十七年、二十八年、公在鄆、二十九年、公在乾侯、而經不釋朝正之禮者、所以非責公之妄、且明過謬猶可掩、故不顯書其所在、使若在國、然、自是鄆人潰叛、齊晉卑公、子家忠謀終不能用、內外棄之、非復過誤所當掩塞、故每歲書公所在、
これより先き三年の間の經文に、鄆とも乾侯とも魯侯の在所を書せなんだは、昭公の朝正をいたされぬわけを云はずにおくためにて、又は國に居られぬあやまちを掩ひかくして、やはり國に居らるゝふりにするために書せぬなり、然れども久しくなりて鄆は潰ゆる、齊晉では卑めらるゝ、子家が忠諫は用られぬに因て、もはや過誤の掩ひ隱すべきやうがないに付て、これよりは每歲書るすとなり、

夏、六月、晉頃公卒、秋八月、葬、鄭游吉弔、且送葬、魏獻子使士景伯詰之曰、悼公之喪、子西弔、子蟜送葬、

【註】在襄十五年、
鄭よりは子大叔が弔うて且葬會した、○魏　難問を云かけて、○曰　鄭國の義は先例が有て、この方の先君悼公の喪には、先達て子西は弔せられて子蟜は葬りを送られた、

今吾子無貳、何故、

【註】弔葬共使、

貴○　貴賤の序が失なへては何で國が治るべき、○且
その上かの宣子が刑書と云は、夷に蒐したるとき
の法にて心得ぬことどもがあるなり、

若之何以爲法、蔡史墨曰、范氏
中行氏其亡乎、

【註】蔡史墨、卽蔡墨、

何とて法と爲べけんやとの玉ふた、○蔡　これも非
つた、

中行寅爲下卿而干上令、擅作
刑器、以爲國法、是法姦也、又加
范氏、爲易之亡也、

【註】范宣子刑書、中既廢矣、今復興之、是成其
咎、

今度の事を執る中行寅は、下卿の分として上の令を
干して、擅に刑器を作りて國の法とする、これは姦に
法とると云ものなり、○又　さてかの范氏が刑書は
久しく廢れて居たものを、今又とり出すは是范氏を
亡すと云ものなり、

其及趙氏、趙孟與焉、然不得已、
若德、可以免、

【註】鑄刑鼎、本非趙鞅意、不得已而從之、若能
修德可以免禍、爲定十三年、荀寅士吉射入朝
歌以叛傳、

其○　右のことが趙氏にまで及で與かりた、されども
自分には刑書を拵ゆるこゝろはない、中行寅にすゝ
められたである、これは否でも巳むことを得ぬであ
つた、若し德さへあらば免るゝで有らうとなり、

【經】三十年、春、王正月、公在乾侯、

【註】釋不朝正于廟、

國に在て朝正いたされぬわけをといたなり、

夏、六月、庚辰、晉侯去疾卒、

【註】未同盟、而赴以名、

告文なり、

秋、八月、葬晉頃公、

【註】序、位次也、

著。以前范宣子が爲て置たる刑書を鑄た、○仲。　晉は亡ぶるであらう、法度を失うた、○夫。　晉の國で法度を守るならば、唐叔の爲おき玉ひたる法を受け守る等のことなり、然して民を引廻し、卿大夫は位序の守りを失はぬやうにすべき筈のことなり、

民是以能尊其貴、貴是以能守其業、貴賤不愆、所謂度也、文公是以作執秩之官、爲被廬之法、

【註】僖二十七年、文公蒐被廬、修唐叔之法、

民。左やうにすれば下民がよく畏れて、その貴き人人を尊み、上は又その業をまもる、斯様に有てこそ貴賤の序を愆らぬやうになるものなれ、これを度と云たものなり、○文。　文公重耳はこの法を守り、執秩の官を作りて貴賤の等を正し玉ひ、被廬の蒐をなして唐叔の法を用られたに因て、

以爲盟主、今弃是度也、而爲刑鼎、民在鼎矣、何以尊貴、

【註】棄禮徵書、故不尊貴、

盟主と成られたとなり、○今。　それに今右の法度は棄てゝ刑鼎を作りては、民が貴賤の常度は云ずして、唯鼎にばかり心を付るやうになるなり、左すれば何を以て上たるの貴きを知んや、

貴何業之守、

【註】民不奉上、則上失業、

又貴き人も何にもまもるべき業がない、是は民が上を尊び奉せぬゆゑなり、何々のつみは輕重ともに鼎に在ると云て、何ぞのときには是を證據に引て上をそしる、又これでは上を恐しいと云ことを知らぬやうになり、上たる人も業を失うて威權がなくなるとなり、

貴賤無序、何以爲國、且夫宣子之刑、夷之蒐也、晉國之亂制也、

【註】范宣子所用刑、乃夷蒐之法也、夷蒐在文六年、一蒐而三易中軍帥、賈季箕鄭之徒遂作亂、故曰亂制、

稷、田正也、
【註】掌播殖也、
稷。稷と云は田を司る官長なり、
有烈山氏之子曰柱、爲稷、
【註】烈山氏、神農世諸侯、
有。これは烈山氏の子に柱と云人があつて、これを稷として播殖を司どらせたなり、
自夏以上祀之、
【註】祀柱、
自。夏迄はこれを祀て來た、
周棄亦爲稷、
【註】棄、周之始祖、能播百穀、湯既勝夏、廢柱而以棄代之、
周。周の始祖の棄と云が能播殖を司どつた人ゆゑ、今迄の祭神を廢てゝ、殷より以來は棄を祀りたなり、
自商以來祀之、
【註】傳言蔡墨之博物、
自。されば商以來の祀る稷と云はこの棄のことであると云た、これは蔡墨が博覽なるを云なり、

冬、晉趙鞅荀寅帥師城汝濱、
【註】趙鞅趙武孫也、荀寅、中行荀呉之子、汝濱晉所取陸渾地、
晉へ討取りたる夷の地に城を建た、
遂賦晉國一鼓鐵、以鑄刑鼎、
【註】令晉國各出功力、共鼓石爲鐵、計令一鼓而足、因軍役而爲之、故言遂、
遂。今度城を建たに附て、國中へ賦役を當る序に、國中へ一鼓の鐵を當てゝ出させて、刑鼎とて法度書を鑄附たる鼎を制したと也、鼓と云は量目の名である、
著范宣子所爲刑書焉、仲尼曰、
晉其亡乎、失其度矣、夫晉國將守唐叔之所受法度、以經緯其民、卿大夫以序守之、

【註】能治其官、

曰　これらがその官を能司つた、

使重爲句芒、

【註】木正、

使　重を木正とした、

該爲蓐收、

【註】金正、

該　金官の名なり、

脩及熙爲玄冥、

【註】二子相代爲水正、

脩　二代水官の長である、

世不失職、遂濟窮桑、此其三祀也、

【註】窮桑、少皥之號也、四子能治其官、使不失職濟成少皥之功、死皆爲民所祀、窮桑地在魯北、

世　代々職を失はずして少皥氏の業をたすけて成し、死してのちに祀られた、これで三祀がすむなり、

顓頊氏有子曰犁、爲祝融、

【註】犁爲火正、

顓　又帝顓頊に子があつて犁と號けた、これを火正の祝融と云た、

共工氏有子曰句龍、爲后土、

【註】共工、在太皥後神農前、以水名官者、其子句龍能平水土、故死而見祀、

共工氏が子があつて句龍と號けた、これを后土とした土官なり、

此其二祀也、后土爲社、

【註】方答社稷、故明言爲社、

これで二祀にて都合五祀である、此方で菅家を文神に祀りて天神と號したり、日本武尊を武神と祀りたるやうなものであるなり、○后　獻子が社稷五祀と問たゆゑ、社と稷の由來をも云なり、右の后土を社として祀り、

曰、飛龍在天、
【註】乾九五爻辭、
其夬䷪
【註】乾下兌上夬、乾上九變、
曰、亢龍有悔、
【註】乾上九爻辭、
其坤䷁
【註】坤上坤下坤、乾六爻皆變、
曰、見羣龍無首、吉、
【註】乾用九爻辭、
坤之剝䷖
【註】坤下艮上剝、坤上六變、
曰、龍戰於野、
【註】坤上六爻辭、
在○　これみな辭に龍のことがあるを引た、

若不朝夕見、誰能物之、
【註】物、謂上六卦所稱龍各不同也、今說易者、皆以龍喩陽氣、如史墨之言、則爲皆是眞龍、
若○　右易の辭も朝夕龍を見るに付て云た、見えぬ物ならば誰もこれを物として云まいとなり、今の易家では龍と云は陽氣にたとへたもの云、この史墨が言にては眞の龍が有と聞ゆるである、

獻子曰、社稷五祀、誰氏之五官也、
【註】問五官之長、皆是誰、
獻○　今社稷や五祀には誰々を配して祀つたものぞと云たなり、

對曰、少皞氏有四叔、
【註】少皞、金天氏、
對○　昔少皞氏に四人の弟があつた、

曰重、曰該、曰脩、曰熙、實能金木及水、

火正曰祝融、
【註】祝融、明貌、其祀犁焉、
火○火官の長たる犁を祀つた、
金正曰蓐收、
【註】秋物摧蓐而可收也、其祀該焉、
金○秋官の長たる該を祀つた、
水正曰玄冥、
【註】水陰而幽冥、其祀修及熙焉、
水○水官の長たる人々を祀た、修の熙のと云人なり、
土正曰后土、
【註】土爲羣物主、故稱后也、其祀句龍焉、在家則祀中霤、在野則爲社、
土○土官の長をば后土と云、野と家とにて祀る神なり、
龍、水物也、水官弃矣、故龍不生得、
【註】弃、廢也、
龍○いつの時よりか水官が棄れてより、龍は隱れてあらはれぬ、
不然、周易有之、
【註】言若不爾、周易無緣有龍、
不○若左なくば周易にも龍のことを云筈がない、
在乾䷀之姤䷫、
【註】乾下乾上乾、巽下乾上姤、乾初九變、
曰、潛龍勿用、
【註】乾初九爻辭、
其同人䷌、
【註】離下乾上同人、乾九二變、
曰、見龍在田、
【註】乾九二爻辭、
其大有䷍、
【註】乾下離上大有、乾九五變、

朝夕これを思うてこゝろに怠らぬなり、

官宿其業、

【註】宿、猶安也、

官。官がしかとその業に安ずれば、

其物乃至、

【註】設水官脩、則龍至、

その時にはそのものも乃ち至る、たとへば水官が屹と職を修め安ずれば龍も至るなり、

若泯弃之、物乃坻伏、

【註】泯、滅也、坻、止也、

若。官が亡び棄たればその物も潜り伏してあらはれぬ、

鬱湮不育、

【註】鬱、滯也、湮、塞也、育、生也、

鬱。湮もれて再び育せられぬとなり、

故有五行之官、是謂五官、實列受氏姓、封爲上公、

【註】爵上公、

故。されば古は五官と云が有た、これは五行を司る職なり、○實。五官には氏姓を玉はることにて、位も上公に封ぜらるゝ、

祀爲貴神、社稷五祀、是尊是奉、

【註】五官之君長、能修其業者、死皆配食於五行之神、爲王者所尊奉、

祀。この五官の人の死だときには、貴き神と爲して社稷や五祀に配して、ときの君が尊奉し玉ふとなり、これは五行の官長の能く職を守つたる人を、五行の神に配合して祭ると云ことなり、

木正曰句芒、

【註】正、官長也、取木生句曲而有芒角也、其祀重焉、

木。木官の長を句芒とす、木の句りて芒角あるにたとへた、註に重と云人を祀つたとある、

ゆゑ、孔甲に仕へてかの四の龍どもをよく養はれた、
○夏。孔甲が悅び玉うて御龍氏と命ぜられた、

以更豕韋之後、

【註】更、代也、以劉累代彭姓之豕韋、累尋遷魯縣、豕韋復國、至商而滅、累之後世、復承其國、爲豕韋氏、在襄二十四年、

○以。豕韋と云君を國がへさせてその國を玉はつた、

龍一雌死、潛醢以食夏后、

【註】潛、藏也、藏以爲醢、明龍不知、

○龍。その後かの龍の中にて一匹の雌が死だを、此劉累が人知らず醢に調味して夏后へすゝめられたれば、

夏后饗之、既而使求之、

【註】求致龍也、

夏后のうけてこれを食し玉ふた、その後夏后氏の右の雌龍を求め玉ひたに付て、

懼而遷於魯縣、

【註】不能致龍、故懼遷魯縣、自貶退也、魯縣、今魯陽也、

御龍氏が難義して魯縣へ立去た、

范氏其後也、

【註】晉范氏也、

晉の范氏はこの御龍氏の末である、すれば龍も隨分養はるゝものであると語つた、

獻子曰、今何故無之、對曰、夫物、物有其官、官脩其方、

【註】方、法術、

○獻。左やうなことなるに今代には何ゆゑに龍がないぞ、○對。何でも事々物々に付てその官があつて、その官は其物の方術を修練して、

朝夕思之、一日失職、則死及之、

【註】失職有罪、

失官不食、

【註】不食祿、

帝舜賜之姓曰董、
【註】擾、順也、
實 此董父が甚だ龍を好みて、龍のすきな物を能く知て求め出し、飲食せしめたなり、○龍 それ故大分龍が此董父へ歸したとなり、○乃 龍を順へやしなふと云を以て帝舜に仕へた、是に董と云ふ姓を賜ふたなり、

氏曰豢龍、
【註】豢龍、官名、官有世功、則以官氏、
氏 本姓は董で氏は豢龍と云たなり、

封諸鬷川、鬷夷氏、其後也、
【註】鬷水上夷、皆董姓、
封 後の子孫は其居所の地名を名乘た、

故帝舜氏世有畜龍、及有夏孔甲、擾于有帝、
【註】孔甲、少康之後九世君也、其德能順於天、
故 しかれば舜の代には龍を養せ玉ふたるなり、○及 又夏の孔甲はよく天帝の神慮に叶ふ人ゆゑ、

帝賜之乘龍、河漢各二、
【註】合爲四、
帝 天より龍を下されたこともある、河よりも漢よりも天帝の神慮に叶ふ人故、

各有雌雄、孔甲不能食、而未獲豢龍氏、有陶唐氏既衰、其後有劉累、
【註】陶唐、堯所治也、
各 龍を下されたれども、孔甲は養ふこと成らず、又豢龍氏と云官も得求られなんだとなり、○有 しかる所に堯の末に劉累と云人があつた、

學擾龍于豢龍氏、以事孔甲、能飲食之、夏后嘉之、賜氏曰御龍、
【註】夏后、孔甲、
此人が龍をやしなふことを豢龍氏に學んで知て居た

魏獻子問於蔡墨、

【註】蔡墨、晉太史、

魏。太史へ問には、

曰、吾聞之、蟲莫知於龍、以其不生得也、謂之知、信乎、對曰、人實不知、非龍實知、

【註】言龍無知、乃人不知之耳、

吾が聞及だには、一切蟲類の中でも龍ほど知のあるものはないと云傳へたが、これは龍と云ものは生ながらとらへられぬに因て知があると云と見えた、成ほど信であるまいかと云た、○對　左やうではない、それは人が實に知がない故龍を捕へ得ぬなり、龍が實に知があるではなけれども、人の不知ゆゑであるとなり、

古者畜龍、故國有豢龍氏、有御龍氏、

【註】豢、御、養也、

古。これより龍を畜ひたる例のあつたことを云なり、古は龍をやしなひおいたるに附て、故に國には豢龍氏と云て龍を養ふ家筋の官があつた、御龍氏とも云たとなり、

獻子曰、是二氏者、吾亦聞之、而不知其故、是何謂也、對曰、昔有飂叔安、

【註】飂、古國也、叔安、其君名、

獻。成ほど此の二氏の有ることは吾も亦きゝ及だけれども其わけは知らぬ、是はどうしたことで有ぞとなり、○對。昔有飂と云國の君に叔安と云が有た、

有裔子曰董父、

【註】裔、遠也、玄孫之後爲裔、

其遠孫に董父と云が有た、

實甚好龍、能求其耆欲、以飮食之、龍多歸之、乃擾畜龍、以服事

遂入羔裘、齊侯喜、與之陽穀、
【註】陽穀、齊邑、
遂○ 公衍が己に賜はりたる羔裘をも齊侯へ獻じたれば、齊侯のよろこびて陽穀と云邑をくれられた、

公衍公爲之生也、其母偕出、
【註】出之産舍、
公○ 昔公衍と公爲とは前後に生れた、そのときに兩人の母が倶に出て産屋に居た、

公衍先生、公爲之母曰、相與偕出、請相與偕告、
【註】留公衍母、使待己、共白公、
公○ 公衍が生るゝや否や公爲が母が謀て云には、元ともぐ\に出たることなれば、小兒の出産も一所に告ようと云て、公衍が母を留てはやく告させなんだ、

三日、公爲生、其母先以告、公爲爲兄、公私喜於陽穀、而思於魯、曰、務人爲此禍也、
【註】務人、公爲也、始與公若謀逐季氏、
三○ 公衍に三日おくれて公爲が生れた、○其 ぬけがけして先きへ告たに付て、昭公の心得違うて公爲を兄に立られた、○公 しかるところに、今度公衍が功にて陽穀を得たを喜ばれて、○而 又魯を慕はしくおもはるゝに付て、○曰 公爲がいらざる季氏を逐だてをして、この禍をまねきたと云ひ、

且後生而爲兄、其誣也久矣、乃黜之、而以公衍爲大子、
且○ そのうへ後れて生れながら僞はりて兄となつた、吾をだましたることが久しいと云て、乃しりぞけて公衍を大子にたてられたとなり、

秋、龍見于絳郊、
【註】絳、晉國都、
晉の都下へ龍が出たと云てさわいだである、大風雨でもしたさうな、

公執歸馬者賣之、

【註】賣其馬、

昭公の從者の衣類までをとゝのへて、昭公の方へ贈獻したとなり、○公　是が昭公のをとなしからぬ仕方である、季氏に怨みがあるに付て、その馬を贈りて來たものをとらへて牢へ入おき、馬はみな賣拂うて用ひられぬである、

乃不歸馬、衛侯來獻其乘馬、曰啓服、

【註】啓服、馬名、

乃　それゆゑ平子も止た、○衛　又衛侯の進物に乘馬を引かせて獻ぜられた、その名を啓服と號けてこれは甚だ寵愛いたさるゝで有る、

塹而死、

【註】墮塹死也、

塹　しかるにこの馬が堀へ墮て死だとなり、

公將爲之櫝、

【註】爲作棺也、

公　昭公の寵愛のあまりに棺を作て厚く葬らうと云はれた、

子家子曰、從者病矣、請以食之、

乃以帷裹之、

【註】禮曰、敝帷不棄、爲埋馬也、

子　子家子が云には、君の從者どもは皆つかれて居ます、幸のことなればこの馬を煮て食せたいと云た、これはみな昭公に從うて外に在て辛苦をすれども、其者どもをいたはらるゝ心はなくて、馬の屍を棺を作て葬ふらるゝはよからぬことなり、○乃　昭公も是非なく古き幕につゝみて埋られた、馬は古き幕につゝみて埋むが禮であるなり、

公賜公衍羔裘、使獻龍輔於齊侯、

【註】龍輔、玉名、

公　魯侯の或とき公衍に羔の裘を賜はりて、齊侯へ龍輔と云玉を獻上にやられた、

しめ見下して居らるゝと見えた、これではとても齊へ往玉ひてもよくはござるまい、辱めを招くであらう、それよりは晉へかへり玉へと云た、

公如乾侯、

【註】爲齊所卑、故復適晉、冀見恤、

そこで又乾侯へ行て晉を頼まるゝなり、

三月、己卯、京師殺召伯盈、尹氏固、及原伯魯之子、

【註】皆子朝黨也、稱伯魯子、終不說學、

子朝方のものをみな殺した、

尹固之復也、

【註】二十六年、尹固與子朝倶奔楚、而道還、

尹。尹固は子朝に謀叛をすゝめ、一味して從うて都を出たれども、楚へ往くとて半途より又心變りして引返した、

有婦人遇之周郊、尤之曰、處則勸人爲禍、行則數日而反、是夫也、其過三歲乎、夏、五月、庚寅、王子趙車入于鄻、以叛、陰不佞敗之、

【註】趙車、子朝之餘也、見王殺伯盈等、故叛鄻、周邑、

有。その歸る道すがら周の野外をとほりたれば、向より女が來て行ちがふた、此女か尹固を咎めて云には、都に居るときは人に謀叛をすゝめて禍を起させ、去り行くに及では幾ほどもなく見棄てゝ歸らるゝなり、是の男はもはや三年はたもつまいと云て耻しめたとなり、○夏。これ又子朝が黨なり、右の三人がころされたを見て、吾も所詮死ぬるとこゝろ得て、鄻邑と云ところへ楯籠たを、陰不佞が討手となつて往向て攻敗た、

平子每歲賈馬、

【註】賈、買也、

魯にて季氏が每歲馬を買上て、

具從者之衣屨、而歸之于乾侯、

【經】二十有九年、春、公至自乾侯、居于鄆、

【註】以乾侯致、不得見晉侯故、晉も宜しからぬゆゑ、又鄆へ歸られたとなり、

齊侯使高張來唁公、

【註】唁公至晉不見受、高張、高偃子、魯侯は元と齊をたのみにして居られたれども、齊侯の會釋が惡いに付て晉へ從はうといたされた、然れども晉侯も過れなんだに付て、又鄆へかへられた、それを齊侯の高張を使として、晉に受こまれられなんだを笑止なと云て唁におこされたである、畢竟は昭公をなぶる體なり、國を失ふたとき弔するを唁と云、是はふたゝび意を失はれたを弔ふたなり、

公如晉、次于乾侯、

【註】復不見受、往乾侯、齊で又不首尾ゆゑ晉へ至られたなり、

夏、四月、庚子、叔詣卒、

【註】無傳、魯の卿なり、

秋、七月、

冬、十月、鄆潰、

【註】無傳、民逃其上曰潰、潰散叛公、鄆の人數が裡くづれしたとなり、

【傳】二十九年、春、公至自乾侯、處于鄆、齊侯使高張來唁公、稱主君、

【註】比公於大夫、高張が魯侯に對して主君と云て口上を述たである、これは大夫に取扱かふた口上なり、是齊侯のこゝろに昭公の流浪いたされたをあなどりてなり、

子家子曰、齊卑君矣、君祇辱焉、

【註】言往事齊適取辱、子。此體を見て魯侯へ云には、齊侯は一向に君を卑

同辭而對曰、或賜小人酒、不夕食、

【註】或、他人也、言飢甚、

魏○ 如何なる憂ひが有ても、食事する内は憂を忘るるものとある、○吾○ それに各は膳に居わりて食する内に、三度までため息して憂ひらるゝ體の有たは如何したることぞと問た、○同○ 兩人が辭をそろへて對へて云には、或御人が私しども二人へ酒をふるまふとのことにて參りました、何か晩まで食せずに居ましたことゆゑ、ことの外空腹になりました、

饋之始至、恐其不足、是以歎、中置、自咎曰、豈將軍食之而有不足、是以再歎、

【註】魏子、中軍帥、故謂之將軍、

饋○ さてはじめて御膳の出ましたときには、是はたつぷりと飽までたまはればよいが、もし不足にはあるまいかと存じたれば、思はずため息が出ました、○中○ 中頃まで給た時には、自分の心を心で咎めて、どうして將軍たる貴人の御馳走に不足があらうぞ、麁相なことを思ふたと存じて、二度目の歎息が出ました、

及饋之畢、願以小人之腹、爲君子之心、屬厭而已、

【註】屬、足也、言小人之腹飽猶知厭足、君子之心亦宜然、

及○ 御膳の引けるときには腹一ぱいに飽たれば、偖々心安い腹ではある、此吾が小い腹を上に居玉ふ君子のこゝろとしたいことかなと存じて、飽厭た上にて又歎息いたしたとなり、腹さへふくるれば小人の望は足るに、君子方は色々有りあまりても飽くことのないと云はどうしたものぞ、同じくは小人のとほりならば、然るべきことなりと存じたと云た、

獻子辭梗陽人、

【註】傳言魏氏所以興也、

獻○ これは賄ひを取るを諷するとこゝろ付て、梗陽の者へ女樂をかへして受なんだなり、

獄上、
【註】上魏子、
時に魏戊が支配所梗陽の人が、公事をして訴へたれども、魏戊が手際に決斷のならぬことゆゑに、魏子へ出して奉行所の直さばきにしたなり、

其大宗賂以女樂、
【註】訟者之大宗、
其○大宗は本家を云、公事人の相手の内の本家のものが、御奉行へ賂物に女樂を送つた、

魏子將受之、魏戊謂閻沒女寬、
【註】二人、魏子之屬大夫、
魏○ 珍しき物ゆゑ受けようと云た、これは不出來で有た、前にほめられたには不相應である、○魏 魏子が下役へ云には、

曰、主以不賄聞於諸侯、若受梗陽人、賄莫甚焉、吾子必諫皆許諸、退朝、待於庭、
【註】魏子朝君退、而待於魏子之庭、
主の魏子は賄を取られぬと云を以て諸侯に聞えたる人で、美名がありながら、○若 もし今度の女樂をば取られては甚だ大な賄である、これは吾子是非ともに諫めて受られぬやうにめされよと云た、○皆 兩人ともに承知したと云た、○退 魏子が君前を退きて自分の休所へ入て膳を出すをまつて居た、

饋入、召之、
【註】召二大夫食、
饋○ 膳をとゝのへて持て出た、○召 二大夫を召て一所に食するであるなり、

比置、三歎、既食、使坐、
【註】更命之坐、
比○ 膳を居ゑたれば、食する内に三度まで何か歎かしさうにためいきした、○既 三人とも食し終りて、使坐とは暫く咄されよと云て留た、

魏子曰、吾聞諸伯叔、諺曰、唯食忘憂、吾子置食之間三歎、何也、

ぬと云ことも如此であると云て、○遂。それより舊知己の如くにあつたとなり、是まで物語が二つであるなり、○今。賈辛に云には、今女も王室に功があるを以て吾女を擧用ひた、しかれば是女が一能あるを以てなり、

行乎、敬之哉、毋墮乃力、

【註】墮、損也、

行。急ぎ行て敬しみ勤め、今迄の功をおとさぬやうに勤られよとすゝめた、

仲尼聞魏子之擧也、以爲義、曰、

【註】謂擧魏戊、

近不失親、

仲。此たびの人を擧たるやうすを聞玉ひて、義なる仕方と思召して仰に、近きは親族をもうしなはず、

遠不失擧、

【註】以賢擧、

遠き他人の上では賢を失はずして擧用ひた、

可謂義矣、又聞其命賈辛也、以爲忠、

【註】先賞王室之功、故爲忠、

是を以て義と可言となり、○又。又別れの時の言を聞玉ひて、王室の功を云たは忠であるとなり、

詩曰、永言配命、自求多福、忠也、

【註】詩、大雅、永、長也、言能長配天命、致多福者、唯忠、

詩。文王篇の語なり、その意は、王者能く長く上天の命に配して行ふときは、自ら衆多の福を求むるとある、是忠貞なるを以てなり、今魏子も忠なれば、多福があつてその身に歸せん、

魏子之擧也義、其命也忠、其長有後於晉國乎、

魏。晉國に於て榮ゆるで有うと美め玉ひたとなり、

冬、梗陽人有獄、魏戊不能斷、以

出て堂下に立て居て、何か一言云たことが善言であつた、○叔　酒を飲まうと思ひて居るところに、右の鬷蔑が一言を聞て云には、此人は定めて吾が聞及んだる賢者の鬷蔑であらうと云て、

下、執其手以上、曰、昔賈大夫惡、

【註】賈國之大夫惡、亦醜也、

堂より下て手を引て上り、さて叔向が云には、○曰昔　賈國の大夫にはなはだ容貌の醜くい男があつて、

娶妻而美、三年不言不笑、御以如皐、

【註】爲妻御之皐澤、

これが妻をむかへたれば、此婦は至て美人であつた、かの夫との醜きをきらうてか、三年の内物をも言はず笑ひもせなんだなり、○御　或とき大夫が婦を車にのせ、自分に御者となつて澤邊へ遊びに出たとなり、

射雉、獲之、其妻始笑而言、賈大夫曰、才之不可以已、我不能射、女遂不言不笑夫、今子少不颺、

【註】顏貌不揚顯、

射　折ふし車の向ふへ雉が出たるを、大夫がすかさず射て取た、○其　時に右の女房がはじめて笑うて物を云たとなり、○賈　その時にかの大夫が歎息して云には、偖々才能と云ものは棄られぬものである、我が射ることを知らずは、なんぢは生涯不言不笑して果なんものをと云たとある、これも一の能ある德なり、○今　今吾子の性質もちと不颺な打上らぬ容貌なれば、

子若無言、吾幾失子矣、言之不可以已也如是、遂如故知、今女有力於王室、吾是以擧女、

【註】因賈辛有功而後擧之、言人不可無能、

子　一言も云はずば吾既のことに、吾子を見違へて取失はうとした、○言　是を以て見れば、言の棄られ

擇。善きことをゑらみてこれに從ふを比と云となり、

經緯天地曰文、

【註】經緯相錯故織成文、

經。天地の經緯をよく知るを以て文とす、

九德不愆、作事無悔、

【註】九德、上九曰也、皆無愆過、則動無悔吝、

九。上に曰々と云が九つ有るなり、是をさへあやまらねば行ひに後悔することはないとなり、

故襲天祿、子孫賴之、

【註】襲、受也、

故。天の福祿を受て、子孫までその影を蒙ぶるとなり、

主之擧也、近文德矣、所及其遠哉、

【註】擧魏戊等、勸施無私也、其四人者、擇善而從、故曰近文德、所及遠也、

主。魏子を指して、今度吾子の擧動は文の德に近ければ、及ぶところも遠く、子々孫々に至り玉ふであらうと云たなり、

賈辛將適其縣、見於魏子、魏子曰、辛來、昔叔向適鄭、鬷蔑惡、

【註】惡、貌醜、

今度受取たる邑へ往くとて、魏子の方へ暇乞に來た、

○魏。賈辛を呼掛て云には、これへ來られよ話がある、昔叔向が鄭へ適たときに、鬷蔑とて貌の醜くき男があつた、

欲觀叔向、從使之收器者、

【詞】從、隨也、隨使人應斂俎豆者、

欲。この男が叔向に逢たいとて、使者の食器を納れるものに從うて、

而往立於堂下、一言而善、叔向將飲酒、聞之、曰、必鬷明也、

【註】素聞其賢、故聞其言而知之、

れば擧ることなり、親疏ともに一樣である、○詩　これは皇矣の篇の詞にて、文王の德を美めたる詩なり、唯この文王は天帝よりそのこゝろを度り玉ひしところが、○莫　莫然としづかなる德音があつて、その德が下に克く明なとなり、○克　克く明なるによりて克く類もありて、克く人の師長となり、克く君となり玉ひて此大國に王となり玉ふゆゑに、下民が文王の德を手本として克く順ひ克比した、文王に比する故にその德に悔ることがなくして、天帝の祉福をうけて子孫までに施き及んだとなり、

心能制義曰度、

【註】帝度其心、

心○　再釋するである、心が能く義に合ことを制する、これをその心を度ると云、

德正應和曰莫、

【註】莫然清靜、

德○　德が正しくて下が君の德に應和するゆゑに、政も莫然と靜なり、

照臨四方曰明、勤施無私曰類、

【註】施而無私、物得其所、無失類也、

照○　四方を治むること昭なるに付てこれを明と云なり、○勤　私なく偏らぬゆゑ善類を失はぬ、

敎誨不倦曰長、

【註】敎誨長人之道、

敎○　人に長たるは倦ではならぬ、

賞慶刑威曰君、

【註】作威作福、君之職也、

賞○　人君は賞慶を以て人をなつけ、刑威を以て惡を威す、是人君の職である、

慈和徧服曰順、

【註】唯順、故天下徧服、

慈○　慈愛にして天下の人が偏く服するを順と云、

擇善而從之曰比、

【註】比方善事、使相從也、

なにしに人が左やうに云ものぞ、あの魏戊の人柄と云は、遠く疏遠な所をつとめて、君を忘れず忠敬をまもる、

近不偪同、

【註】不偪同位、

近　又近く君に仕て寵を蒙たと云ても、同位のものに無禮はせぬ人なり、至て謙遜なる人と云こと、

居利思義、

【註】不苟得、

居　財寶を得るときに義をおもうて、義に合はねばとらぬ、

在約思純、

【註】無濫心、

在　貧約な時にもこゝろを守りて、純一にして亂れぬ、

有守心而無淫行、雖與之縣、不亦可乎、昔武王克商、光有天下、

【註】光、大也、

其兄弟之國者、十有五人、姬姓之國者、四十人、皆舉親也、夫舉無他、唯善所在、親疏一也、詩曰、唯此文王、帝度其心、莫其德音、其德克明、克明克類、克長克君、王此大國、克順克比、比于文王、其德靡悔、既受帝祉、施于孫子、

【註】詩、大雅、美文王能王大國、受天福、施及子孫、

有　心に守りがあつて淫行は少しもない、○雖　此やうな人柄なものなれば、縣を與へられてもよいではあるまいかとなり、○昔　聖人でさへ兄弟の國は十五國もあり、その外に姬姓の國々が四十人もあつたとなり、皆是近親を舉玉ひたるゆゑなり、○夫　人をあげると云は何にも別の子細はない、唯善さへあ

【註】大原盂縣、

樂霄爲銅鞮大夫、

【註】上黨銅鞮縣、

趙朝爲平陽大夫、

【註】朝趙勝曾孫、平陽平陽縣、

僚安爲楊氏大夫、

【註】平陽楊氏縣、

司。以上十人なり、

謂賈辛司馬烏爲有力於王室、

【註】二十二年、辛烏帥師納敬王、

故擧之、謂知徐吾趙朝韓固魏戊、餘子之不失職、能守業者也、

【註】卿之庶子爲餘子、

謂。庶子たるの職を失はず、能く業を守ると云て擧た、

其四人者、皆受縣而後見於魏子、以賢擧也、

【註】四人、司馬彌牟、孟丙、樂霄、僚安也、受縣而後見言采衆而擧、不以私也、

其。衆人の評判に賢なと云を以て擧た、此人々は縣を受とりてから魏子に逢ふた、これは贔屓で擧たではなく、君のためになると云を以て擧たを云、

魏子謂成鱄、

【註】鱄、晉大夫、

魏。大夫への物語に、

吾與戊也縣、人其以我爲黨乎、

對曰、何也、戊之爲人也、遠不忘君、

【註】遠、疏遠也、

吾今度魏戊に縣を與へたれば、我が同姓のことゆゑ人が我を以て黨せりと云んかとなり、○對。成鱄が

姑視之、及堂、聞其聲而還、曰、是豺狼之聲也、狼子野心、非是莫喪羊舌氏矣、遂弗視、

姑。叔向が母がそれはと云て視に來られた、○及堂下まで來て、その小兒の啼聲を聞て見ずに歸り、さて云はるゝには、是豺狼の聲なれば、狼子は野心のある者にて、中々よい者にはならぬなり、○非是ほど惡い者でなくば羊舌氏の家を喪ぼすことはあるまいと云た、それ故つひに見られなんだとなり、果して今度亡びた、

秋、晉韓宣子卒、魏獻子爲政、

【註】獻子、魏舒、

執政が替つた、

分祁氏之田、以爲七縣、

【註】七縣、鄔、祁、平陵、梗陽、塗水、馬首、盂也、

分羊舌氏之田、以爲三縣、

【註】銅鞮、平陽、楊氏、

分。今度亡びた二家の田を公の藏入として十縣にして、これに一々縣奉行を置たとなり、

司馬彌牟爲鄔大夫、

【註】大原鄔縣、

賈辛爲祁大夫、

【註】大原祁縣、

司馬烏爲平陵大夫、魏戊爲梗陽大夫、

【註】戊、魏舒庶子、梗陽、在大原晉陽縣南、

知徐吾爲塗水大夫、

【註】徐吾、知盈孫、塗水、大原楡次縣、

韓固爲馬首大夫、

【註】固韓起孫、

孟丙爲盂大夫、

生○　一子を産たれば伯封と云て悪人で有た、家のやうな心立が有て、物を貪りてあくことなく、○忿　怒りもとること程しきりがなくして、時の人が大なる豕と云ことで封豕とあだ名を付たなり、

有窮后羿滅之、夔是以不祀、

【註】羿、篡夏后者、

有○　終に羿に滅された、夔の家の斷滅して祀られぬやうに成たも是故なり、

且三代之亡、共子之廢、皆是物也、

【註】夏以末喜、殷以妲己、周以褒姒、三代所以亡也、共子、晉申生、以驪姬廢、

且○　皆美人を愛して亡びた、三代は夏桀殷紂周の幽王なり、○共　晉の申生の廢せられたも、又みな美婦人よりおこりたることなり、

女何以爲哉、夫有尤物、足以移人、苟非德義、則必有禍、

【註】尤、異也、

女○　それに女ぢは何を以て是に似たることをするぞとなり、○夫　美のあやしきに至ては人の心を移すに足るものなり、○苟　誠に德義でなくてはかならず禍となるであるとなり、

叔向懼、不敢取、平公强使取之、生伯石、伯石始生、子容之母、走謁諸姑、

【註】子容母、叔向嫂、伯華妻也、姑、叔向母、

叔○　此物がたりを聞ておそれて止めたなり、○平公　君のすゝめゆゑについに夏姫が女をむかへた、その腹に右の伯石が生れた、これ今度ころされたる楊食我と云人なり、○伯　この伯石がはじめて生れた時に、叔向が兄の妻が走て叔向が母へ知せて云には、

曰、長叔姒生男、

【註】兄弟之妻相謂姒、

曰○　兄よめが男子を生れましたと告た、

可無懲乎、吾聞之、甚美必有甚惡、是鄭穆少妃姚子之子、子貉之妹也、

【註】子貉、鄭靈公夷、

可。是には懲りずに居られうか、○吾。はなはだしく美なるものには、又必ずはなはだしき惡があるものなりと聞及んだ、これ自然の道理なり、夏姬がはなはだ美なれば、その後には必甚しき惡のあるべき道理なりと云ことなり、○是。鄭の靈公の妹にて、

子貉早死無後、而天鍾美於是、

【註】是、夏姬也、鍾、聚也、子貉死、在宣四年、

子。靈公は弑せられ子がなくて弟が嗣れたなり、○天。みな夏姬一人に美をあつめたである、

將必以是大有敗也、昔有仍氏生女、黰黑、

【註】有仍、古諸侯也、美髮爲黰、

將。これを以て考へて見れば、夏姬が末に至てはまた必ず大なる敗れがあらうと思はるゝとなり、○昔。古き例を云へば、昔有仍氏と云諸侯が有て女の生れたときに、はなはだ髮が黒くして、

而甚美、光可以鑑、

【註】髮膚光色、可以照人、

而。髮のつやに光有て鑑のやうに人の影をうつしたとなり、

名曰玄妻、

【註】以髮黑故、

名。あまり髮が玄い故にかやうに號けた、

樂正后夔取之、

【註】夔、舜典樂之君長、

樂。舜の樂人の長が娶られた、

生伯封、實有豕心、貪惏無饜、忿類無期、謂之封豕、

【註】類、戾也、封、大也、

り云付てころした、

食-我、祁-盈之黨也、而助亂、故殺之、遂滅祁氏羊-舌氏、初叔-向欲娶於中-公巫-臣氏、

【註】夏姫女也、

食○一味して亂を助けたゆゑころされた、○遂○二氏が亡た、○初○亡びたる由來をかたるである、先だつて叔向が巫臣の女めをむかへようと云た、これは夏姫と云淫亂なる婦人の女なり、

其母欲娶其黨、叔-向曰、吾母多而庶鮮、吾懲舅-氏矣、

【註】言父多妾媵、而庶子鮮少、嫌母氏性不曠、

其○叔向の母が子の里方よりむかへよと云たなり、○叔○私が父は妾も多かりつれども庶弟が出來なんだ、これは母の御心が狭きからでござる、それゆゑ御里方は懲りました、と云た、母多とは父の妻妾ゆゑ子の口から母と云なり、母方の性では一門の曠からぬを嫌ふたなり、

其母曰、子靈之妻、殺三夫、

【註】子靈、巫臣、妻、夏姫也、三夫、陳御叔、楚襄老、及巫臣也、時巫臣已死、

一君、

【註】陳靈公、

一子、

【註】夏徵舒

其○又云はるゝには、巫臣が妻の夏姓と云女は不祥なる血筋で、先づ夫を三人君一人子を一人ころしたものにて、

而亡一國、

【註】陳也、

兩卿矣、

【註】孔寧、儀行父、

而○その上一箇國と卿兩人とを亡した、亡○は死だではない故分て云た、

【註】詩大雅、

詩　民の辟邪の多き時には、自ら法を立るなと云てあるとなり、上の辟は邪なり、下の辟は法と訓む、詩經の板の篇の訓なり、

姑已、若何、

【註】姑且也、已止也、

姑　右の通りなれば先づ止めておきてはどうぢやと云た、誠によい云分なり、

盈曰、祁氏私有討、國何有焉、

【註】言討家臣、無與國事、

盈　左はあれども拙者が家一分で仕置することとなれば、さして國事にあづかることは有まいと云て、

遂執之、祁勝賂荀躒、荀躒爲之言於晉侯、晉侯執祁盈、

【註】以其專戮、

遂　つひには兩人を執へたとなり、○祁　內々で晉の卿へ賂をつかうて取つくろうたである、○荀　兩人の爲によいやうに取なしたである、○晉　屆けもなく吾まゝに仕置をすると云は不埒なりとて、盈をとらへられたとなり、

祁盈之臣曰、鈞將皆死、

【註】鈞同也、

祁　盈が臣どもが評定には、これは主人はどちらへしても死罪と見ゆる、所詮死罪になり玉ふならば、

憖使吾君聞勝與臧之死也、以爲快、

【註】憖發語之音、

憖　とてものことに君の存生でござるうちに、勝と臧との惡黨ものどもをころしたと云ことを聞せまして、快く思召すやうにしたがよいと云て、

乃殺之、夏、六月、晉殺祁盈、及楊食我、

【註】楊叔向邑、食我叔向子、伯石也、

二人のものを打ころしたなり、○夏　兩人を公室よ

ぬである、今度天より魯國へ禍を下し玉ひたるを以て、君も久々病へ玉ひて外に居玉ふことなるに、君より一人の御使にもあづからず、

而即安於甥舅、其亦使逆君、

【註】言自使齊逆君、

御こゝろ安く君の甥舅たる齊に居玉ふたることなれば、其亦君を逆へしむることは齊へ仰せつかはさるゝがよからう、此方は御免下されよと云た、

使公復於竟、而後逆之、

【註】竟著乾侯也、言公不能用子家、所以見辱、

使　魯侯を國境へ追ひ戻して逆へを出した、先づ昭公がはぢを招れた、

晉祁勝與鄔臧通室、

【註】二子、祁盈家臣也、通室、易妻、

みな〳〵晉の祁盈が家臣なり、兩人云合せて女房を取かへた、

祁盈將執之、

【註】盈、祁午之子、

祁　法外なる仕方ゆゑ、主人が執へようと云て、

訪于司馬叔游、

【註】叔游、司馬叔侯之子、

訪　司馬の官は賊徒を司るものゆゑ相談した、

叔游曰、鄭書有之、惡直醜正、實蕃有徒、

【註】鄭書、古書名也、言害正直者、實多徒衆、

叔　司馬が答へには、古書にも云てある通り、直を惡み正を惡む者は實に徒黨が多いものであるなり、正直は少く惡人は多いものである、

無道立矣、子懼不免、

【註】言世亂讒勝、

無　殊に世が亂れて無道法外な者の立つ世の中に成た、それに吾子が無道を正しだてをめされては難に免かれられまい、

詩曰、民之多辟、無自立辟、

夏、四月、丙戌、鄭伯寧卒、
【註】無傳、未同盟而赴以名、
告文なり、
六月、葬鄭定公、
【註】無傳、三月而葬、速、
會葬した、
秋、七月、癸巳、滕子寧卒、
【註】無傳、未同盟而赴以名、
告文なり、
冬、葬滕悼公、
【註】無傳、
會葬した、
【傳】二十八年、春、公如晉、將如乾侯、
【註】齊侯卑公、故適晉、
鄆に居て齊侯の厄介になつても卑めらるゝに依て、晉をたのむつもりにて晉へ行くとて、突かけに乾侯まで行て旅館をさだむるつもりなり、是はわるいことである、先づ國境まで行て、晉の都城へ使者をやりて入らるゝが禮である、別してたのみに行くには推參なる仕方なり、
子家子曰、有求於人、而卽其安、人孰矜之、其造於竟、
【註】欲使次子竟以待命、
子○諫るである、人にたすけを求めに行くとて、自由がましく旅亭へ入て安々と休息せうと云ては、誰人があはれむものでござらう、先づ界に居玉ひて晉の指圖をうけ玉へと云た、
弗聽、使請逆於晉、晉人曰、天禍魯國、君淹恤在外、君亦不使一个辱在寡人、
【註】一个、單使、
弗○昭公は至て諫めをきかぬ人である、○使○その上に逆ひ人を下されよと請れたなり、○晉○承知せ

は畢竟挨拶に云たであるに、然らばと云て一と通りの飲酒の禮にして、大宰を出して相手にして、齊侯は請安とは拙者はちと休息をいたさう、其れでゆるりと御酒を召上られよと云て居間へ引こまれた、これは魯侯を大夫あへしらひにしたものである、大夫の來たときに、君は同席して酒盃を交へられぬに付て、膳宰を相手に出すことである、魯侯は浪々の君なり、殊に鄆もやう／＼齊より取て貰うて居らるゝに付て、齊侯は臣を待つこゝろで居られた、至て不仁なることである、

子仲之子曰重、爲齊侯夫人、曰、請使重見、

【註】子仲、魯公子慭也、十二年、謀逐季氏不能而奔齊、今行飲酒禮而欲使重見從宴媟也、

子　魯の公子子仲が女を重と云て、今は齊侯の夫人と成て居るなり、魯侯へ請て云はちと寡夫人にも御知る人にいたしたいと云た、あまりなめ過た云分である、註に宴媟とある媟はなるゝともあなどるとも訓ず、酒宴上ゆゑにこゝろ安だてにするを云、

子家子乃以君出、

【註】辟齊夫人、

子　夫人に逢うては臣たる者の君夫人に謁するやうになるゆゑ、早々魯侯をつれて出たとなり、

十二月、晉籍秦致諸侯之戍於周、魯人辭以難、

【註】經所以不書戍周、籍秦、籍談子、

周の禮に付て晉より令して周へ加番の人數を出させた、魯は內亂ゆゑ辭した、

【經】二十有八年、春、王三月、葬曹悼公、

【註】無傳、六月而葬緩、

會葬した、

公如晉、次于乾侯、

【註】乾侯、在魏郡斥丘縣、晉竟內邑、

又晉を賴むつもりである、

吳新有君、

【註】光新立也、

吳。　吳國には新に光が君と成られて勢ひがつよいゆゑ、

彊場日駭、楚國若有大事、子其危哉、知者除讒以自安也、今子愛讒以自危也、甚矣其惑也、子常曰、是瓦之罪、敢不良圖、九月己未、子常殺費無極與鄢將師、盡滅其族、以說于國、謗言乃止、

當國の界も日々さわがしい、爰で楚國に若し大事が有たならば、吾子が身はあやういでがなあらうとなり、○知。　知のある人は讒するものをば隨分のぞきて、自分の害を拂ひ身を安ずることとなるに、今吾子には讒者を愛して自分をあやうくし玉ふは、甚しき无分別かなといさめた、○子。　この異見をきゝて始て氣が付て、今までのはみな子が罪であつた、成ほど早早良くはからひませうと云た、○九。　惡人どもをみな〳〵ころして國中への云わけとしたである、そこで國中に謗るものがやう〳〵なくなりた、

冬、公如齊、齊侯請饗之、

【註】設饗禮、

魯侯の齊へ行かれたれば、齊侯の饗禮をまうけようとせられたである、

子家子曰、朝夕立於其朝、又何饗焉、其飮酒也、乃飮酒、使宰獻而請安、

【註】比公於大夫也、禮、君不敵臣、宴大夫、使宰爲主獻、獻爵也、請安齊侯請自安、不在坐也、

子。　これは子家子が、この時分は專ら齊侯の世話になることを思て卑下して云には、主人ことは朝晩君の朝廷へ朝せらるゝことなれば、屹ト饗禮を下されては痛入る、唯御酒を一獻玉はりて歸り度く存せらるゝと云た、○乃。　これが齊侯の無禮である、子家子

出蔡侯朱、

【註】在二十一年、

蔡侯朱も追出し、

喪大子建、殺連尹奢、

【註】在二十年、

大子を失ひ連尹奢をもころした、如此大分の人を害したるものであるとなり、

屏王之耳目、使不聰明、不然、平王之溫惠、共儉、有過成莊、無不及焉、所以不獲諸侯、邇無極也、

【註】邇、近也、

屏○ 彼が辯佞を以て王の明なる耳目をも掩ひふさぎ、聰明ならしめぬである、○不○ 左なくば先平王は温和にて恩惠があり、つゝしみて儉遜なることは、先代の成王や莊王にも過ることとは有れども及ばぬことはなかつた、すれば諸侯を得て霸者に成玉ふべき筈なりしに、左やうに得なり玉はぬは、ひとへに讒佞の費無極を近付け玉ひたるゆゑである、

今又殺三不辜、以興大謗、

【註】三不辜、郤氏、陽氏、晉陳氏、

今○ その上に今度又三人の罪もなきものをころして、以て大なるそしりを興して國中でそしらるゝ、

幾及子矣、子而不圖、將焉用之、夫鄢將師矯子之命、以滅三族、國之良也、而不愆位、

【註】在位無愆過、

幾○ のちには吾子にも害が及ぶであらう、○子○ 然るを吾子には打すておき玉ひて、了簡を出し玉はぬは甚よろしからぬことなり、○夫○ さて鄢將師まで無極とこゝろを合せて、殺せとも命せられぬに郤宛が武器をならべたと聞くや否や、直に吾子の命なりと云て三族を亡した、此三族は一國の良士にて位に居て聊も過失はないものどもであるなり、其れゆゑに謗が止ぬである、

【註】且知、近鄿地也、
天○天より君に禍を下し玉ひたるのをよきことと心得て勇む、是では相手にはなりがたい人々なり、○猶○もし鬼神のたすけが有ならば必ず敗るゝであらう、○嗚○やれ〳〵君の御供して國へ歸る望みもたえた、此ところで一生を果るであらうとなり、○公○使にやりて後とで大にやぶれたなり、

楚郤宛之難、國言未已、進胙者、莫不謗令尹、

【註】進胙、國中祭祀也、謗、詛也、
國中にてそしる言が兎角止ぬである、○進○どこでも胙を進めて神前へ向ふほどなものは、令尹が惡をそしらぬと云ことはない、みな呪ひいのるで有る、

沉尹戌言於子常曰、夫左尹與中廄尹、莫知其罪、而子殺之、以興謗讟、至于今不已、

【註】左尹、郤宛也、中廄尹、陽令終、
沉○先達てころし玉ひた左尹の郤宛や中廄尹の陽令終などは、何のつみが有りとも知れぬものを吾子はころし玉ひた、○以○其れより聞玉ふとほり國中のそしり言が止ぬである、

戌也惑之、仁者、殺人以掩謗、猶弗爲也、今吾子殺人以興謗、而弗圖、不亦異乎、夫無極、楚之讒人也、民莫不知、去朝吳、

【註】在十五年、
戌○是に付て拙者はとんと不審がはれぬ、仁者と云ものは人を殺して謗りを掩ひ止ることでさへも、人をころすと云ふことは猶せぬものなり、○今○吾子は眼前人をころして謗を興しながら、○而○打すてゝかまひ玉はぬは亦異なることでは無いか、人並とは大違であるとなり、○夫○あの費無極と云ものは楚國での讒人と云は誰知らぬものもない、○去○先づ彼が讒をかまへて朝吳を逐去り、

而欲納魯君、鞅之願也、請從二子以圍魯、無成、死之、二子懼、皆辭、乃辭小國、而以難復、

【註】以難納白晉君、

故。右のとほりなれば、拙者が了簡には魯公はたやすくは納がたいと存ずるとなり、○二　然るところに各方二子はみな國の執政達なれば、よい分別もあるとみえて、○而　魯侯を納れ度と仰らるゝ、其義は拙者がふかく願ふところであれば、○請　各ともに魯をかこんで見ませう、○無　はて成らぬときには討死するまでのことでござる、さらばまゐらうと云た、○二　宋衞の二大夫もこれほどにむづかしいとも思はなんだ、ところが今如此ことをきゝて大きにおそれて、左あらば御免下されよとて辭した、○乃　范氏が外の小國へもことわりを立てゝ、納られぬはずに評議一決して、晉侯へ云には、諸國の大夫どもがみな〳〵のこゝろにも、魯侯は納れがたいと云ますと復命したなり、

孟懿子陽虎伐鄆、

【註】陽虎、季氏家臣、伐鄆、欲奪公、

魯から公の居所へせめこんで來た、

鄆人將戰、子家子曰、天命不慆久矣、

【註】慆疑也、言弃君不疑、

鄆。從者どもは戰はうと云、○子　天命が君を棄玉ふことの疑ひなきことと久しいことである、

使君亡者、必此衆也、

【註】言君據鄆衆以與魯戰、必敗亡、

使。君を敗亡させるものはこの鄆の衆であらう、戰ふどころではないとなり、

天既禍之、而自福也、不亦難乎、猶有鬼神、此必敗也、嗚呼、爲無望也夫、其死於此乎、公使子家子如晉、公徒敗于且知、

而啓叔孫氏之心、不然、豈其伐人、而說甲執冰以游、叔孫氏懼禍之濫、而自同於季氏、天之道也、魯君守齊、三年而無成、季氏甚得其民、淮夷與之、

【註】淮夷、魯東夷、

而。その上叔孫がこゝろまでも啓て、季氏と同心したである、○不　左無くては何しに人を伐たうと思ふものが、甲をぬぎ棄てゝ矢筒の蓋を取り、水を飲で游んで居らるゝ者ぞ、○叔　叔孫氏が一味したのも、又季氏が次に禍のかぶれが來たらうかと畏れて、おもはず自然と季氏に同心したものと見ゆる、これは天然と如此あるべき道理である、○魯　昭公は齊へ退かれて三年まで齊をまもりて居らるれども、兎角功が成就せぬである、○季　平子は大分民のこゝろを得て、魯の東夷淮夷の者まで與みして、

有十年之備、有齊楚之援、

【註】公雖在齊、言齊不致力、

有。その上この以後十年の戰があつても、屹とこらへらるゝほどに備へて居るである、○有　楚も季氏をたすけ、齊もしかく攻ぬと云ものは、これ偏へに季氏を援るである、

有天之贊、有民之助、有堅守之心、有列國之權、而弗敢宣也、

【註】宣、用也、

有。天よりもすて玉はぬ、○有　大分歸服して居る、○有　いつまでも堅固に守るこゝろがありて、○有　一かどの諸侯の權をもつて居るけれども、季氏がつゝしみて列國の如くに權柄を用ひぬなり、

事君如在國、

【註】書公行、告公至、是也、

事　やはり魯の史官が公の擧動を書て、國に居らるるとほりに事へて居るである、

故鞅以爲難、二子皆圖國者也、

あるいた、是をきいて令尹もはじめて氣が付て苦に病だであるとなり、

秋、會于扈、令戍周、且謀納公也、宋衞皆利納公、固請之、范獻子取貨於季孫、謂司城子梁與北宮貞子、

【註】子梁、宋樂祁犂、貞子、衞北宮喜、

晉侯の諸侯を會して、周へ加番をつかはすことを云わたし、且魯侯を國に納れようと云相談をする爲でありた、○宋　二國の大夫は兎角魯侯を納たがよいと云て、固くこのことを望んだ、○范　魯の季氏が方より、晉の范氏へ先達て賄を以て手を入れておいた故、范氏が肩を持つなり、○謂　あまり宋衞の二臣が魯侯を納れ度よしを望むによりて、

曰、季孫未知其罪、而君伐之、請囚請亡、於是乎不獲、君又弗克、而自出也、夫豈無備而能出君乎、季氏之復、天救之也、

【註】復、猶安也、

云には、先づ魯の季氏を魯侯のせめられたは何のつみが有りてのことぞ、さしたる罪もなきに君よりめつたに伐れた、○請　季氏はをとなしく囚はれませうと云ても、立のきませうと云ても卒に魯侯の御免を得なんだである、○君　是非なきことに及だれば、却つて魯君のえ克れずして自分に國を出られた、○夫　季氏が方から君を逐出したではない、何の備へも成さずに何として君が追出さるゝものぞ、君を逐ふと思へば屹と用意せねばいかぬ、○季　且又季氏が安泰にて居るは、天より救ふところと云ものなり、

休公徒之怒、

【註】休、息也、

休　其れに公の徒と云へどもさして怒らず、おもひの外怒を休たのは、能々季氏に罪がないゆゑと見ゆる、

子惡聞之、遂自殺也、國人弗爇、令曰、不爇郤氏、與之同罪、或取一編菅焉、或取一秉秆焉、

【註】編菅、苫也、秉、把也、秆、稾也、

子 此よしをきゝて自滅したである、○國 日頃善き人なればたれも痛はりてやかぬなり、○令 云觸るゝには、郤氏を燒かぬものは彼と同罪に行ふと云た、○或 この令をきゝて、一束の苫に火を付け、或は一抱のわらに火を付て燒く體にもてなせども、

國人投之、遂弗爇也、令尹炮之、

【註】炮燔郤宛、

國 地へ投付るばかりでやかんとする者はないとなり、○令 手前より人を出して燒せたである、

盡滅郤氏之族黨、殺陽令終、與其弟完、及佗、

【註】令終、陽匃子、

與晉陳、及其子弟、

【註】晉陳、楚大夫、皆郤氏之黨、

盡 一族をみな滅した、○殺 これみな郤宛が一黨なりことごとくころした、

晉陳之族呼於國曰、鄢氏費氏、自以爲王、專禍楚國、弱寡王室、蒙王與令尹、以自利也、

【註】蒙、欺也、

晉 國中へ呼ばりまはすには、鄢と費の二氏が自ら王のやうな氣になり、楚國を吾まゝに禍し、王室を弱寡とあなどり、王と令尹とをだまして自分の利とするをば、

令尹盡信之矣、國將如何、令尹病之、

【註】爲下殺無極張本、

令尹が盡く信せらるゝ、國は其れ何と成らうぞと云

左脇にいかにもことぐしく帷を張廻して、五月のかざり物のやうにして置たである、

無極謂令尹曰、吾幾禍子、子惡將爲子不利、甲在門矣、子必無往、且此役也、

【註】此春救潛之役

○無 その日に及で、費無極がはなはだあわたゞしく令尹が方へ駆來て云には、やれ／＼あやうきことかな、吾すんでのことに御前に禍をもとめさせうといたした、子惡が今日の招請は御まへに不利を成して害するの謀であつた、門に兵をならべて待かまへて居る、かならず往き玉ふなとなり、○且 全體彼が心底合點がゆかぬことは、この春の役にも、

吳可以得志、子惡取賂焉而還、又誤羣帥、使退其師、曰、乘亂不祥、吳乘我喪、我乘其亂、不亦可乎、令尹使視郤氏、則有甲焉、不往、召鄢將師而告之、

【註】告子惡門有甲兵、將害己、

吳はこの方の思の儘に志が得らるゝであつたれども、彼が賂を受てかへつたゆゑ、あまたの軍將をみな誤らせてその師を退かせた、○曰 そのときの云やうに、今このやうに吳の亂たところへ付こむは不祥であると云た、元來吳はこの方の喪に乘じてよせたことなれば、此方からも又彼方の亂に乘ずるがよいではござらぬか、然るにさやうなことを云のは賂を取たゆゑなりと云た、○令 それは誠かと云て、人を郤宛が方へ馳らせて見せたれば、うたがひもなく兵器が有た、○不 それで往くことを止めて、○召 吾を害せんと謀つたと云ことを云きかせた、

將師退、遂令攻郤氏、且爇之、

【註】爇、燒也、

○將 退くやいなや直に郤宛が方へ攻よせて燒きころさうとした、

【註】子惡、郤宛、

令。この時の令尹は至て欲のふかい賂好きで、讒言を信ずる人ゆゑ、費無極が郤宛を讒するである、○謂。郤宛がおまへに御酒を上げ度と云ほどに、行きてつかはされよと云た、

又謂子惡、令尹欲飮酒於子氏、子惡曰、我賤人也、不足以辱令尹、令尹將必來辱、爲惠已甚、吾無以酬之、若何、

【註】酬報獻、

又。又郤宛が方へ行てはさかさまに云て、此間も令尹が子氏のところへ行て一盃飮度いものであると申された、御家老のことなれば招れよと云た、○子。郤宛が聞て、私は賤人のことなれば、令尹などの來て下さるゝやうなものではない、○令。しかれども實に來て下さるゝにさだまりたらば、私に於ては甚しい御惠憐で有がたいことなり、○吾。しかしながら何にも御馳走に獻ずるものもないが、どうしたもので有らうと云た、

無極曰、令尹好甲兵、子出之、吾擇焉、

【註】擇取以進子常、

無。令尹はきつい武具が好きである、足下のたしなみがあらば出されよ、吾令尹の氣に合ふ品を擇り出しておこさうと云た、

取五甲五兵、曰、寘諸門、令尹至、必觀之、而從以酬之、

【註】曰、無極辭、

取。甲五領と鎗長刀五枝とを擇て是を門に並べて置めされ令尹の來られたらば直に見らるゝであらう時にその儘獻上にいたされよと云た、

及饗日、帷諸門左、

【註】張帷陳甲兵其中、

及。今日令尹來駕と云日になつて、右の武器を門の

もないとなり、○哀。この上は死たる君を哀み、生てある君に仕へて天命を待うとなり、○非。我より生じたる亂でもなく、唯立つものに從うて居よう、○先。別して弟へ傳るはこの國の先人より成し來りたる道であるとなり、さして亂をおこすこゝろもないに附て、右の如く云て居らるゝ、

復命哭墓、

【註】復使命於僚墓、

復。使者の返答を王僚の墓所へ往て云のべ哭して、

復位而待、

【註】復本位、待光命、

自分の位に歸て、當主の云付をまつて居られたである、

吳公子掩餘奔徐、公子燭庸奔鍾吾、

【註】鍾吾、小國、

吳。王僚の同母弟故國には居られぬ、

楚師聞吳亂而還、

【註】言聞吳亂、明郤宛不取賂而還、

楚。吳が亂れたときゝて軍を引た、毛利と秀吉と高松の合戰に、信長の本能寺の亂をきゝて輝元が引たごとくである、賂を取たでないことを云たものなり、

郤宛直而和、國人說之、

【註】以直事君、以和接類、

正直にして殊に溫和なる人ゆゑに、人が稱美し用ふるである、

鄢將師爲右領、

【註】右領、官名、

與費無極比而惡之、

【註】惡郤宛、

鄢。この兩人は讒慝の惡人なり、兩人が腹を合せて郤宛を妬み惡むである、

令尹子常賄而信讒、無極譖郤宛焉、謂子常曰、子惡欲飲子酒、

【註】鈹及進羞者體、以所食授王、
○○及體と云は切先きが脇腹をかするほどなを云、氣の
つまりたことである、

光僞足疾、入于堀室、

【註】恐難作王黨殺己、素辟之、
○光　公子光も相伴に出で居たれどもこの體を見
て、これは王を弑するや否や余もたすけてはおくま
いと思うて、私はしびれか切れましたと云て退いて、
穴藏の内へ這入られた、

鱄設諸寘劍於魚中以進、

【註】全魚炙、
○鱄　これが謀計である、大なる燒物の腹の中へ懷劍
を納て、持て出で進むる體にもてなして、

抽劍刺王、鈹交於胸、

【註】交鱄諸胸、
その劍を取て王をさし通した、○鈹○　彼兩側に劍を
拔て居るものが、すかさず鱄設諸を兩方よりさし通
したれば、左右の劍が胸へ入ちがひに成て、磔のごと
くになりた、是を交ると云、○○

遂弑王、闔廬以其子爲卿、

【註】闔廬、光也、以鱄諸子爲卿、
○遂　けれどもつひには吳王を弑した、○闔○　於是公
子光が吳王闔廬となつて、鱄設諸が子を卿にしたと
なり、

季子至、曰、苟先君無廢祀、民人無廢主、社稷有奉、國家無傾、乃吾君也、吾誰敢怨、哀死事生、以待天命、非我生亂、立者從之、先人之道也、

【註】吳自諸樊以下、兄弟相傳而不立適、是亂
由先人起也、季子自知力不能討光、故云爾、
○季　季札が聘より歸りてこの體を見て云には、何で
も先君の祀を廢てず、民人も主を廢ることなく、國主
があり社稷の守り人もあつて、國家が傾敗さへせね
ば、誰人でも吾がためには君なれば、○吾○　誰に不足

光曰、我爾身也、

【註】言我身猶爾身、

光。其れは少も氣づかひせらるゝな、吾が生殘て居ればその方が身も同じことで、すてはせぬと云て引うけた、

夏、四月、光伏甲於堀室而享王、

【註】掘地爲室、

夏。王僚を招請してころすつもりである、先穴藏を掘てそのうちへ伏兵を入れおいて招請した、

王使甲坐於道及其門、

【註】坐道邊至光門、

王。呉王もきびしく用心はいたさることである、鎗武者を道の兩側にならべ居らしめて、公子光が門までつゞきたとなり、

門階戸席皆王親也、夾之以鈹、

羞者獻體、改服於門外、

【註】羞、進食也、獻體、解衣、

門。公子光が門にも階にも或は出口の戸障子の下にも、みな王の親臣が番をして居るなり、○夾。皆手鎗をもつて扣て居る、すれば門より入て階を上り席に付までの間に、ひしと鎗を拔身にして警固して居るとなり、○羞。給仕をするものは懷中をあらたむるために、衣服をぬいで吟味する、これを獻體と云、○改。それも門外に帶をとかせて、衣服を着かへさするなり、

執羞者坐行而入、

【註】坐行、膝行、

執。通ひするものが膝でいざりて勤むる、これ立はたらきをさせぬつもりであるなり、

執鈹者夾承之、

【註】承、執羞者、

執。鈹を持たる王の臣が兩方より其給仕人の胸へ拔身を突當てゝ、身うごきすれば直に突ころすつもりなり、

及體、以相授也、

行てかへつた、

左尹郤宛工尹壽帥師至于潛、

吳師不能退、

【註】楚師彊、故吳不得退去、

左。又多勢を以て馳せ加はりた、○吳。前後の多勢に喰留められた、退くことを得せず陳を張て居る、

吳公子光曰、此時也、弗可失也、

【註】欲因其師徒在外、國不堪役以弒王、

吳。爰で吳の公子光が吳王僚を弑して位をぬすむである、是は吳は追々位を弟へばかり傳へて來たに、餘昧が死なれてからは弟には傳へず、子の王僚へゆづりた、其れゆゑ公子光は從兄で居て臣に成て居た、それを憤て謀叛をくはだてたなり、○曰。思ひ立つたことなれば、今このときを失はぬがよいとなり、季札は留王なり、家臣はみな楚に喰留められて居る、此圖を失うては事は遂げぬ、

告鱄設諸曰、上國有言曰、不索何獲、我、王嗣也、吾欲求之、

【註】光、吳王諸樊子也、故曰我王嗣、

告。中國の賢者の言にも、力を入れて求めずは何ぞ得られんやとあり、我は王の嗣で畢竟位を續べき身なれば、吾王位を求めようと思ふとなり、

事若克、季子雖至、不吾廢也、

【註】至、謂聘還、

事。この事が成就し仕おほせて有らば、たとひ季札が聘より歸りたりともよもや吾をすてはせまい、然る上はおもひ立たうと云た、

鱄設諸曰、王可弒也、母老子弱、是無若我何、

【註】猶言我無若是何、欲以老弱託光、

鱄。左やうならば私が王を弑しませう、なれども私も老母がありせがれは幼少なれば、私が死では親子ともに難義をするであらう、これ一つが私のどうも致し方がござらぬと云た、これは老母や幼子を打付てたのむ辭である、

吳子欲因楚喪而伐之、
【註】前年、楚平王卒、
楚の平王の卒せられたを付こんで伐んとて、
使公子掩餘、公子燭庸、帥師圍
潛、
【註】二子皆王僚母弟、潛、楚邑、在廬江六縣西
南、
○使　兩人の公子に軍兵を引率させて楚の邑を圍ま
せた、
使延州來季子聘于上國、
【註】季子本封延陵、後復封州來、故曰延州來、
○使　季札には中國の諸侯へ使者をつとめさせた、○上
國と云は吳は東南の果てに在る國にて、土地が至て
卑いゆゑ、中國の高き方を指して上國と云てある、○上
國とは中國のことなり、
遂聘于晉、以觀諸侯、
【註】觀强弱、

○遂　其より晉に至て、諸侯の弱い强いをかんがへ見
て察したとなり、
楚莠尹然工尹麇帥師救潛、
【註】工尹、楚官、然、麇、其名、
○楚　別邑へ加勢に出た、
左司馬沈尹戌帥都君子、與王
馬之屬以濟師、
【註】都君子、在都邑之士、有復除者、王馬之屬、
王之養馬官屬、校人也、濟、益也、
○左　是加勢が不足にあらんかとて、益し勢に加はり
たと云ことなり、【注】○都　復除と云は諸役御免のも
のなり、校人は官名なり、牛馬をやしなふ官は周禮に
出たり、
與吳師遇于窮、令尹子常以舟
師及沙汭而還、
【註】沙、水名、
吳の軍兵と行合た、令尹は舟軍を引つれて沙汭まで

春秋左傳卷二十六

【註】昭公盡三十二年

【經】二十有七年、春、公如齊、

【註】自鄆行、

解に不及、

公至自齊、居于鄆、夏、四月、吳弑其君僚、

【註】僚亟戰民罷、又伐楚喪、故光乘閒而動、稱國以弑、罪在僚、

告文なり、

楚殺其大夫郤宛、

【註】無極、楚之讒人、宛所明知而信近之、以取敗亡、故書名罪宛、

告文なり、

秋、晉士鞅、宋樂祁犂、衞北宮喜、曹人、邾人、滕人、會于扈、

告文なり、

冬、十月、曹伯午卒、

【註】無傳、未同盟而赴以名、

告文なり、

邾快來奔、

【註】無傳、快、邾命卿也、故書、

魯へ來た、

公如齊、

【註】自鄆行、

公至自齊、居于鄆、

【註】無傳、

【傳】二十七年、春、公如齊、公至自齊、處于鄆、言在外也、

【註】在外邑、故書地、

行くも歸るもみな外邑でいたされて、魯の國都へは入られぬ故にかへらるゝ地を書た、

が和順になりたるは、

禮之善物也、公曰、善哉、寡人今而後聞此禮之上也、對曰、先王所稟於天地、以爲其民也、是以先王上之、

【註】稟、受也、

禮の内の善物なり、○公　はじめて禮のたつとむべきと云ことを知たとなり、○對　天地より稟て民を治め玉ひたる禮なれば、是を以て先王はたつとび玉ひたとなり、

【註】滔、慢也、
官。官人も上の御用をおこたらず、

大夫不收公利、

【註】不作福、
大。君の利を大夫が收むることはならぬとなり、爰の註に不作福とあるは書經洪範に惟れ辟作福とあつて、國中へ恩澤をほどこすは君のことなり、以上のことみな禮を以てすればみな行とゞきてある、陳氏が施しの民に及ぶは禮にたがふことである、禮にたがふたことゆゑ、大夫で居ながら君をさしおきて、己れへ民を從ふるやうになる、

公曰、善哉、我不能矣、吾今而後知禮之可以爲國也、對曰禮之可以爲國也久矣、與天地竝、

【註】有天地則禮義興、
公。尤なることかな、されども我は不能ことなり、併ながら吾今始て禮の國を治ると云ことを知たとなり、○對。始て知り玉ふまでもなく、禮を以て國の治めらるゝと申すことは久しい以前よりのことで、天地と並びおこりたことであるとなり、

君令臣共、父慈子孝、兄愛弟敬、夫和妻柔、姑慈婦聽、禮也、君令而不違、臣共而不貳、父慈而敎、子孝而箴、

【註】箴、諫也、

兄愛而友、弟敬而順、夫和而義、妻柔而正、姑慈而從、婦聽而婉、

【註】從、不自專、
【註】婉、順也、
天地陰陽があつて夫婦父子君臣のあるより、上下の分が定る是禮なり、依之○君。その身その身の順をまもるを以て禮とするなり、○君。如此に上下の分

其○　民にほどこすには大升を以てするゆゑに厚いなり、

公厚斂焉、陳氏厚施焉、民歸之矣、詩曰、雖無德與女、式歌且舞、

【註】詩、小雅、義取雖無大德、要有喜說之心、欲歌舞之式用也、

公○　公には厚く收斂して民をしぼり玉ふに、陳氏は厚く民にほどこす、これによりて民が歸服してこゝろをよせて居る、○詩　さして與するほどの大德は無しと云へども、肝要とするよろこびのこゝろがあれば、以てうたひ舞してたのしむとなり、

陳氏之施、民歌舞之矣、後世若少惰、陳氏而不亡、則國其國也已、公曰、善哉、是可若何、對曰、唯禮可以已之、在禮、家施不及國、民不遷、農不移、工賈不變、

【註】守常業、

陳○　陳氏が民にほどこすは民がよろこんで歸服して居る、○後　しかれば後世に至て、若し公室に少しおこたりすきまがありて、陳氏が亡びずに居たらば、國は其れ陳氏が國と成るであらうとなり、これには二說ある、公室は惰り、陳氏はこのとほりに民に德をほどこしても、國が亡びぬならば亡ぶると云國はあるまいと云ことなり、惰ても國は國であらうとは思はれぬ、○公　尤である、しからば何としたならばよからうとなり、○對　外にいたし方はござらぬ、唯禮を行ひ玉はゞ已らるゝことなり、返す〴〵も禮にあることなり、○家　すべて卿大夫の家よりほどこすことは其家ぎりにて國には及ばぬはずである、民もうつることはならず、農も他のことを學んで工にも商にもなることはならぬ、

士不濫、

【註】不失職、

士○　おの〳〵その業を失はず職分をつとむる、

官不滔、

之故、民卒流亡、

【註】逸詩也、言追監夏商之亡、皆以亂故、

君　君も德にだにたがひ玉はずば、四方の國は至るであらう、何ぞ彗をうれへて祀るに及ばんや、○詩　監み手本にするところが無かるまいや、夏后や商を見るべし、よき手本なり、此みな亂を用ひたゆゑに民が遂に流れ亡びたとある、

若德回亂、民將流亡、祝史之爲、無能補也、公說、乃止、

若　德が亂れて來ては民が流亡するに至る、○祝　祝師が祈りても少しも補ひにはならぬと云た、齊侯のよろこんで止られたなり、

齊侯與晏子坐于路寢、公歎曰、美哉室、其誰有此乎、

【註】景公自知德不能久有國、故歎也、

或とき齊侯の晏子と大書院に座して居られたなり、○公　さて〱結構美麗なる室ではあることかな、後には誰がものにならうぞと云はれた、是は自分にも不德で久しく國はたもたれぬと云ことを歎かれたなり、

晏子曰、敢問何謂也、公曰、吾以爲在德、對曰、如君之言、其陳氏乎、陳氏雖無大德、而有施於民、豆區釜鍾之數、其取之公也薄、

【註】謂以公量收、

晏　其れは如何いたしたる仰せぞと問た、○公　吾は國を有つと云は德にあることと思ふゆゑなりと云はれた、○對　君の御言のとほりならば、當國は陳氏が物になるでもござらうか、○陳　さして大なる德があるでは無けれども、大分民に恩澤をほどこします、○豆　前に出た升の數を云、公の升の小さきを以て取るゆゑ薄いなり、

其施之民也厚、

【註】謂以私量貸、

齊有彗星、

【註】出齊之分野、不書、魯不見、齊の國で彗星があらはれたれば、

齊侯使禳之、

【註】祭以禳除之、齊侯の祈禱して災を禳はうと云はれた、

晏子曰、無益也、祇取誣焉、

【註】誣、欺也、晏子　晏子が云には、これは益のなきことでござる、禳ひ玉ひたらば却りて神をあざむく罰をうけ玉うで有らうとなり、

天道不諂、

【註】諂、疑也、天　天道は疑はぬもので、

不貳其命、若之何禳之、且天之有彗也、以除穢也、君無穢德、又何禳焉、若德之穢、禳之何損、詩曰、惟此文王、小心翼翼、昭事上帝、聿懷多福、厥德不回、以受方國、

【註】詩、大雅、翼翼、共也、聿、惟也、回、違也、言文王德不違天人、故四方之國歸往之、その命に二つはない天命は一也、如何して禳はれんや、○且　その上天に彗星のあらはるゝと云は、穢惡をのぞくためである、○君　君に穢れたる德さへ無くば何にも禳ふことはない、○若　又穢れたる德があつたときには、禳ふたとても損し減ずることはならぬとなり、○詩　文王のこゝろをつゝしみて、翼々とつゝしみ昭に天帝に事へ玉ひしゆゑ、天の多福をうけ玉ひ、その德が違ひ玉はねば四方の國が歸服したとなり、

君無違德、方國將至、何患於彗、詩曰、我無所監、夏后及商、用亂

【註】此所謂先王之經、ねがふところであるとなり、○敢　推參ながら盡くこゝろの有たけを布つらね、幷に先王の法經に及ぼせとなり、○而　能々圖て玉はれ、○昔　是がすなはち上に云先王の法經なり、王后の腹に大子のなき時には、庶子の中にて年長を立ることなり、もし同年なれば德ある人を立るなり、其德も同じほどにて決しがたき時には、卜なふて神慮に任せて決することなり、

王不ㇾ立ㇾ愛、公卿無ㇾ私、古之制也、穆后及大子壽、早夭卽ㇾ世、

【註】在二十五年、王　王の愛する人にても此法にはづれては立てず、六卿でも三公でも私の依怙にて立ることはならぬと云ことが古の制である、○穆　其れに穆后も大子の壽も早世であつて、世に卽き薨じ玉ひた、

單劉贊ㇾ私立ㇾ少、以間二先王一、

【註】間錯先王之制、單　其れに卿の單氏劉氏どもが私を以て贊けて少を立ようと云は、古への先王の制法を間しあやまると云ものである、

亦唯伯仲叔季圖ㇾ之、

【註】伯仲叔季、總謂諸侯、亦　これにても各々方とくと勘辨せられよと云て觸まはした、

閔馬父聞二子朝之辭一曰、文辭以行ㇾ禮也、子朝干二景之命一、遠二晉之大一、以專二其志一、無禮甚矣、文辭何爲、

【註】傳終王室亂、閔　この言をきゝて評に、文辭と云ものは禮を行ふものなるに、今子朝には景王の命を干し、晉の大國には遠かりて、己がこゝろざしを專にせんとするなれば、甚しき無禮なり、文辭が何にならうぞ行はれまいと云たなり、

矯誣先王、晉爲不道、是攝是贊、

【註】攝持也、贊佐也、先王謂景王、

慢○さだめたる刑法をあなどり棄て、先々よりの盟ひには倍むき奸し、威儀は傲り很りて先王の神をあざむき誣ふる、○晉　しかるに晉侯は同く不道を以てこれを佐けらるゝである、攝は傾けるものを傾かぬやうにすることなり、贊は佐けて立ることなり、

思肆其罔極、

【註】肆放也、

思○何でもこゝろ儘をはたらきて、極とて限りがない、

茲不穀震盪播越、竄在荊蠻、

【註】茲此也、此不穀、子朝自謂、

茲○子朝が自分のことを云なり、右の惡人どもが狠藉をするゆゑに、今余は震盪とふるひうごかされ、播越と遠方へ越えて今この荊蠻にかくれ居るとなり、

未有攸底、

【註】底至也、攸所也、

未○行くべきさきもなくなりて流浪をするである、

若我一二兄弟甥舅、奬順天法、無助狡猾、以從先王之命、毋速天罰、赦圖不穀、

【註】赦其憂而圖其難、

若○何とぞ我が一二の兄弟甥舅の親類達が天の法をすゝめ順ひて、○無　あの狡猾のわるがしこき奸人どもを助ることなくして、以て先王の命に従ひ、○毋○惡人どもに順はるれば天罰をまねく道理なるほどに、左やうなことをせらるゝな、不穀がうれひを赦して難義を圖り玉ふことは、

則所願也、敢盡布其腹心、及先王之經、而諸侯實深圖之、昔先王之命曰、王后無適、則擇立長、年鈞以德、德鈞以卜、

是よりは上の妖言のわけを王子朝が説く言である、時に靈王の生れ玉ふたときに、髭がはや多く生て有た、

王甚神聖、無惡于諸侯、靈王景王、克終其世、

【註】景王、靈王子、

此王は甚だ神聖にして諸侯に惡まれ玉ふことなく、よく用ひられ玉ひて、○靈　二世は無難に終り玉ひたである、

今王室亂、單旗劉狄、剝亂天下、壹行不若、

【註】單旗、穆公也、劉狄、劉蚠也、壹、專也、

今　此が開王位と云場である、今王室が亂れて單旗の劉狄のと云ふものどもが天下を剝亂とうばひ亂して、專らこゝろ一ぱいに不順を行ひて、さて云ふには、

謂先王何常之有、

【註】言先王無常法、

謂　先王の常法と云ことが何しに有らうぞ、

唯余心所命、其誰敢討之、帥羣不弔之人、

【註】弔、至也、

唯　どうなりとも余がこゝろの欲するまゝにしたと云ても、誰も咎めて討ずることはならぬと我まゝを云廻りて、○帥　羣れる不屆なるものどもを帥ゐしたがへて、

以行亂于王室、侵欲無厭、規求無度、貫瀆鬼神、

【註】貫、習也、瀆、易也、

以て王室に大亂を行ひ、侵し欲することあきたることなく、○規　規は玩なりむさぼると訓ず、貪り求ることほどもかぎりも無く、鬼神を習れあなどり輕しめて、

慢棄刑法、倍奸齊盟、傲很威儀、

先王之命也、在定王六年、秦人降妖、

【註】定王、襄王孫、定王六年、魯宣八年、

以。周室を安じ鎮められた、○是。これと云が、みな兄弟の諸侯が能く先王の命に順て、周をたすけられたる故である、○在。三代過て また定王の六年に在て、秦の國人が妖怪を云ふらした、これ天下より降すところである、妖は怪異のあるを云、

曰、周其有頿王、亦克能修其職、諸侯服享、二世共職、

【註】二世、謂靈景、

曰。その童謠に、周に其れ髭のある王が出玉はう、亦克くその職を修め玉ひて諸侯も能く服し享して、二代の内は職に共して治まるであらうとなり、

王室其有閒王位、諸侯不圖、而受其亂災、

【註】閒王位、謂子朝也、今子朝以爲王猛、受亂災、謂楚也、今子朝以爲晉、

王。そののちに大子の王室をたもつべき人が有りながら、外に王位を閒つるものが出來るであらう、其とき諸侯に分別なくして、是謀叛人を援るものがあつて、その亂災をうくるものが有らうと云たとなり、是までが天より降したる妖言で、その童謠をあげた、

【注】閒。これがをかしいとなり、童謠の言の内に閒王位とあるは、やはり子朝を云たる前表なるに、○今それを子朝がこの言を擧て云たのは、王猛のことを云たものと一圖にこゝろ得たである、いつか己が身の上のことである、○受。又諸侯に亂災をうくる者があると云は、王子朝をかくまふたる楚國を云たものなるを、是又あちらこちらへ心得て、今王子朝がこゝろには、敬王の肩を持つ晉を云たものとこゝろ得た、大間違である、己を顧みねばこのごときの失が出來るなり、

至于靈王、生而有頿、

【註】靈王、定王孫、

【註】幽王、宣王子、若、順也、愆、失也、

至○　そののち幽王の代に至て、天より周をあはれみ玉はなんだ故に、幽王は昏亂不順の惡王にして、その位を失ひて滅亡ありた、

攜王奸命、諸侯替之、而建王嗣、用遷郟鄏、

【註】攜王、幽王少子伯服也、王嗣、宜臼也、幽王后申姜生大子宜臼、王幸褒姒、生伯服、欲立之而殺大子、大子奔申、申伯與鄫及西戎伐周、戮于戲、幽王死、諸侯廢伯服而立宜臼、是爲平王、東遷郟鄏、

攜○　幽王の少子なれども寵愛でありたゆゑに、王命を奸して王位に立んとしたなり、○諸　これ又周を守の諸侯なれば、佐けて王の大子宜臼を建てゝ、以て郟鄏へ都をうつした、これを東遷のときと云、

則是兄弟之能用力於王室也、

至於惠王、天不靖周、生頹禍心、施于叔帶、惠襄辟難、越去王都、

【註】惠王、平王六世孫、頹、惠王庶叔也、莊十九年作亂、惠王適鄭、襄王、惠王子、叔帶、襄王弟、僖二十四年、叔帶作難、襄王處氾、

則○　かやうにこれまで追々周の難があつても治まり傳はつたのは、これ兄弟諸侯の能く力を王室に用られたゆゑであつたとなり、○至　そのゝちこの平王より六世の孫惠王の代に至て、又天道より周室を靖じ玉はずして、王子頹と云叛人を生じ玉ひ、此人に禍心があつた、それのみならず襄王の弟王叔帶に及ぶまで王室が亂れて、惠王襄王父子ともに王都を越え去て鄭や氾に居玉ひた、是また周の大亂であつた、

則有晉鄭、咸黜不端、

【註】黜、去也、晉文殺叔帶、鄭厲殺子頹、爲王室去不端直之人、

則○　時に周の守りたる晉侯の鄭伯のと云が切て出て咸く不端の叔帶や子頹やをころし退けて、

以綏定王家、則是兄弟之能率

め玉ひて天下も治まつた、○並。右の三代はみな同母弟を建てゝ諸侯とし玉ひ、周の都を蕃屏して守らせ玉ひて、○亦。康王の思召には、吾ひとり專ら文王武王の功澤を受ることを欲せぬによりて、母弟とともに分て國をたもち、

且爲後人之迷敗傾覆、而溺入于難、則振救之、至于夷王、王愆于厥身、

【註】夷王、厲王父也、愆、惡疾也、

且。その上後人に至て迷敗と國を敗りかたむけて、難に溺入ることが有れば、これを振救はせんために立玉ひたとなり、○至。夷王の代に至て王は惡疾があつたれば、

諸侯莫不並走其望、以祈王身、至于厲王、王心戾虐、萬民弗忍、居王于彘、

【註】不忍害王也、厲王之末、周人流王于彘、

諸。周をまもるに付て、諸侯はみな其封内にあるところの山川の神に走りて、王の身の平愈を祈つたで有る、○至。その次の厲王に至た、これは惡王で王のこゝろが戾虐ともとり玉ひたるゆゑ、萬民がこらへ兼て既に王を殘害せんとするに至たに付て、周人が示し合せて王を彘へ流したとなり、

諸侯釋位、以間王政、

【註】間、猶與也、去其位、與治王之政事、

諸。このとき諸侯も自分の位を去て、偏へに周の政事をあづかりきゝて王室を佐けたとなり、

宣王有志、而後效官、

【註】宣王、厲王子、彘之亂、宣王尙少、召公虎取而長之、效、授也、

宣。其嗣宣王は志ありて王位をも治め玉ふ器なるによりて、成長の上に官政を宣王へ返しいたして天子と仰いだとなり、

至于幽王、天不弔周、王昏不若、用愆厥位、

陰忌奔莒以叛、

【註】陰忌、子朝黨、莒、周邑、

陰○ これは己が邑へ楯籠つた、

召伯逆王于尸、及劉子單子盟、

【註】召伯新還、故盟、

召○ つひには子朝を出して、尸に居玉ふ敬王を逆へ納れて劉單の二臣と盟ふた、

遂軍圉澤、次于隄上、

【註】圉澤隄上、皆周地、

遂○ 軍をとゝのへ暫く宿陣した、

癸酉、王入于成周、

【註】成周、今洛陽、

癸○ めでたく都へ入玉ひたである、

甲戌、盟于襄宮、

【註】襄王之廟、

甲○ 宗廟で一統に盟ふたなり、

晉師使成公般戍周而還、

【註】般、晉大夫、

晉○ 晉の軍將も再び周を鎭めて、大夫を一人殘して守らせおき軍兵を引取たとなり、

十二月、癸未、王入于莊宮、

【註】莊宮、在王城、

十○ 莊宮に入て拜し玉ふたとなり、

王子朝使告于諸侯曰、昔武王克殷、成王靖四方、康王息民、並建母弟、以蕃屛周、亦曰、吾無專享文武之功、

【註】不敢專、故建母弟、

王○ 是より又王子朝が楚に居て、檄文を出して諸侯を召き從がへようとするである、○使 國々へ告る文言に、○曰 周の記錄を奪うて出たはこれを云はんためと見えたり、周の天子の由來を說くである、昔武王は義兵を擧げ殷に克玉ひ、其嗣成王に至て天下四方を靖じ玉ひ、康王の代に及びて、民を安息ならし

賂○ 左やうな悪名をうくることは、たとひ吾に與ふるに天下を以てし天子と爲さんと云ても、吾は益〻從ふまいとなり、

楚國何爲、必殺令尹、令尹懼、乃立昭王、

楚○ 況や楚國くらゐを何にするものぞ、○必○ 不屆な奴なればころさうと云はれた、○令○ はなはだ恐れて乃昭王を立てたであるなり、

冬、十月、丙申、王起師于滑、

【註】起、發也、

晉の援兵を力に又義兵を發し玉ひた、

辛丑、在郊、

【註】郊、子朝邑、

辛○ 追々攻入て子朝が邑まで進玉ひて、

遂次于尸、十一月、辛酉、晉師克鞏、

【註】知躒趙鞅之師、

それより尸と云所まで又かへり玉ひた、○十○ 晉の兵が馳向うて鞏を攻とつた、

召伯盈逐王子朝、

【註】伯盈、本黨子朝、晉師克鞏、知子朝不成、更逐之而逆敬王、

召○ 召伯盈は王子朝の味方なれども、段々敬王方の旗色が直て、晉の猛勢が近々とせめ寄せて、もはやあやうく成たゆゑ、裏切して王子朝を逐出し敬王を逆へた、

王子朝及召氏之族毛伯得尹氏固南宮嚚、奉周之典籍以奔楚、

【註】尹召二族皆奔、故稱氏、重見尹固名者、爲後還見殺、

王○ 子朝方の大勢がことごとく都落と云に至て、周の記録をうばひとつて楚國へ奔つた、又楚より又兵を擧るたくみなり、

立て度思うて云には、

曰、大子壬弱、其母非適也、

【註】壬、昭王也、

曰。 當大子は何を云ても まだ幼弱なり、その上母公も適夫人でもない、そのゆゑは、

王子建實聘之、子西長而好善、立長則順、建善則治、王順國治、可不務乎、子西怒曰、是亂國而惡君王也、

【註】言王子建聘之、是章平王之惡、

王。 この夫人は始め大子建の聘せられたるを、平王のうばはれたることなれば、眞の適夫人とは云はれぬ、○子。 其れよりは子西は庶子とは云へども、年長では有り而かも善を好まるゝ、年長を立るは順なり、善を建れば國もよく治まる、王は立つべき順の人にて、國も治まることなれば務めて立るがよいと云た、○子。 子西のこゝろは以ての外である、此よしをきて大に怒り云るゝには、これは國を亂すと云もので、その上君王の惡をあげて云は不埒であるとなり、これは王子建の妻を奪れたことを云、

國有外援、不可瀆也、

【註】外援、秦也、瀆、慢也、

國。 秦などゝ云外の國の援けも有れば慢どられぬ、

王有適嗣、不可亂也、敗親速讐、

【註】不立壬、秦將來討、是速讐也、

王。 殊に適嗣が有ることなれば、外より違亂はならぬことなり、○敗。 令尹が仕方は適庶の親を敗り亂り、そのうへ外國よりのあだを招くと云ものなり、

亂嗣不祥、我受其名、

【註】受惡名、

亂。 世嗣の有を亂るは不祥で、我が その 惡名を受るである、

賂吾以天下、吾滋不從也、

【註】滋、益也、

なり、
秋、盟于鄟陵、謀納公也、
【註】齊侯謀、
四國の君が盟うて昭公を魯へ納るゝ相談をしたとなり、これは齊侯の頭取である、
七月、己巳、劉子以王出、
【註】師敗、懼而出、
敗軍したゆゑ危くなりて、玉體を守りて又他へ出た、
庚午、次于渠、
【註】渠、周地、
庚○しばらく陣を張られた、
王城人焚劉、
【註】燒劉子邑、
王○子朝方より劉子が出た跡の城を燒拂ふたなり、
丙子、王宿于褚氏、
【註】洛陽縣南有褚氏亭、

丁丑、王次于萑谷、庚辰、王入于胥靡、辛巳、王次于滑、
【註】萑谷、胥靡、滑皆周地、胥靡、滑、本鄭邑、
丙○段々他へうつり玉へども、まだ周の地は離れ玉はぬ、これは加勢を待つためである、
晉知躒趙鞅帥師納王、使女寬守闕塞、
【註】女寬、晉大夫、闕塞、洛陽西南伊闕口也、守之、備子朝、
晉○急を告られたゆゑ、早速大軍を引率して加勢に來た、敬王を是非いれんと謀て、大夫の女寬を闕塞に居しめて、先づ子朝が侵さぬやうにした、これで子朝が又追出さるゝなり、
九月、楚平王卒、令尹子常欲立子西、
【註】子西、平王之長庶、
楚王の卒せられた、令尹が平王の庶子子西を後嗣に

【註】何忌、齊大夫、不欲殺雍、但截其耳以辱之、

苑。苑何忌と云齊の大夫が林雍を取へて、ころすにも及ばぬとおもうて耳をそいだ、

顏鳴去之、

【註】其右見獲、懼而去之、

顏。車右が執へられたを見て、辟易して一端退いた、

苑子之御曰、視下顧、

【註】復欲使苑子擊其足、

苑。御者があまり手ぬるい仕方と思うて、氣を付て顧玉へと云た、足をも切れと云ことなり、

苑子𠜾林雍、斷其足、鑋而乘於他車以歸、

【註】鑋一足行、

苑。心得たと云て足をうちたれば林雍が足を切た、

○鑋。鑋と云は片足にてとんで行くことなり、片足にてちぎりこいて、外の車に乘てつれられて歸た、入らざる車より下りて瘸人に成たなり、

顏鳴三入齊師、呼曰、林雍乘、

【註】言魯人皆致力於季氏、不以私怨而相弃、

顏。こゝが顏鳴がおとなしいところである、吾を棄てゝ車より下たれども、その怨はいはず敵陣へ走り入て呼ばつて云には、林雍はいづくにあるぞ、早車に乘れよと呼で世話をやいた、私の遺恨を挾ては平子がためにならぬゆゑなり、

四月、單子如晉告急、五月、戊午、

劉人敗王城之師于尸氏、

【註】劉人、劉蚠之屬、王城、子朝之徒、尸氏在鞏縣西南偃師城、

周の王子朝が今に亡びぬによりて、單子が晉へ往て急を告た、○五。子朝方を取りた、尸氏は地名なり、

戊辰、王城人劉人戰于施谷、劉師敗績、

【註】施谷、周地、

戊。敬王方と子朝方と合戰して、敬王方が打まけた

【註】野洩亦叱也、言齊無戰心、但相叱、

亦　野洩も又惡口を云返した、これはさして戰ふ心はないゆゑ、但犬の鳥のと云てわかれたとなり、

冉豎射陳武子中手、

【註】冉豎、季氏臣、

冉　平子が臣の冉豎と云男が、齊の陳武子をねらひて發したる矢が手に中つた、

失弓而罵、

【註】武子罵、

失　弓手を射られ弓をとりおとして、大に冉豎をねめ付た、

以告平子曰、有君子白皙、鬒鬚眉、甚口、平子曰、必子彊也、無乃亢諸、

【註】子彊、武子字、

以　冉豎が陳中へ引入て主人の平子へ談るは、今日の軍に歴々が出られて有た、○白　白皙は至て色の白きを云、皙はあきらかなと訓す至て色白な鬚の多い口の大な美い男であつたと云た、鬒は稠髪と云てこゝは髪も眉も濃い男と云こと、甚は大なり、○平　それはきつと齊の子彊で有らう、もし手向ひでも爲はせなんだかと云た、これは齊國の歴々なれば怒らせてはわるいゆゑなり、

對曰、謂之君子、何敢亢之、

【註】僞言不敢違季氏、

對　平子が言をきいて、俄に冉豎が輕薄に座なりを美く云である、私もこれは君子ぞと存じたによりて何しに亢ぎませう、隨分辟けて通しましたと云て、平子に阿ねつた、早晩弓手に射中たことは押隱しておいた、

林雍羞爲顔鳴右、下、

【註】皆魯人、羞爲右、故下車戰、

林　魯の林雍と云男が顔鳴と云人の車右になつたを恥かしく思うて、車より下て卒兵と成てたゝかふた、

苑何忌取其耳、

聲。　聲子は楯に受て答への矢を射たれば、淵捷が馬に中て鞅が切れたゆゑたふれた、

改駕、人以爲鬷戾也、而助之、

【註】人、魯人也、鬷戾、叔孫氏司馬、

改。　馬が殪たゆゑ外の馬をあらため駕せんとしたれば、魯人が叔孫が臣の鬷戾かとおもうて、世話をして手傳うて助けた、

子車曰、齊人也、

【註】子車、卽淵捷、

子。　子淵捷が吾は齊人なるになぜせわをやくと云た、

將擊子車、子車射之、殪、其御曰、又之、

【註】又欲使射餘人、

將。　魯人がさては取ちがへたと云て、擊てかゝりて、討たうとするところを淵捷が方より射て殺した、○其　淵捷が御者がまだ外の敵が居るに射玉へと云た、

子車曰、衆可懼也、而不可怒也、子囊帶從野洩叱之、

【註】囊帶、齊大夫、野洩、卽聲子、

子。　否やこれで敵の大軍をおどしておくがよい、怒らせてはわるいと云た、○子　齊の大夫が魯の洩聲子を追駈けて、叱とは齊の大夫が惡口を云たなり、

洩曰、軍無私怒、報乃私也、將亢子、

【註】欲以公戰禦之、不欲私報其叱、

洩。　軍中に於て私の怒は結ばぬ、それを報ゆるは乃ち私と云ものなり、○將　何ほどその方が惡口云ても公戰でならば禦がう、私に叱るのはかまはぬと云たなり、

又叱之、

【註】子囊復叱之、

又叱。　又わるく云た、

亦叱之、

齊師圍成、成人伐齊師之飲馬于淄者、曰、將以厭衆、

【註】以厭衆心、不欲使知己降也、淄水、出泰山梁父縣西北入汶、

齊○ 實と思て戍をとりまはした、○成 齊の馬に水飲せに出たものを公孫朝が伐せて、○曰 是は方便でござる、成の大勢のものどもに、齊へ降たと云ことをしらさぬやうにすると云た、

魯成備而後告曰、不勝衆、

【註】告齊言衆不欲降、己不能勝、

魯○ 魯人は十分に備を立てたのちに、又公孫朝が齊へ告て云には、○曰 降らうとは申したが、大勢のものが承知せぬ、多勢には勝れぬに因て、拙者も得降らぬと云た、

師及齊師戰于炊鼻、

【註】季氏師距公、非公命、則不書、炊鼻、魯地、

師○ 季氏方の師と齊の師と、炊鼻と云地に於て大合戰に成たとなり、【注】季○ 此ことが經にないは、昭公の命ぜられぬことゆゑなり、

齊子淵捷從洩聲子、

【註】聲子、魯大夫、

齊の子淵捷と云ものが魯の大夫洩聲子を追ひ駈て、

射之、中楯瓦、

【註】瓦、楯脊、

弓を射た、○中 楯に射中た、

繇朐汏輈、匕入者三寸、

【註】入楯瓦也、朐、車軛、輈、車轅、繇、過也、汏、矢激、匕、矢鏃也、

繇○ これは上に云楯の瓦に射中たありさまを云である、朐は車の轅の前きの曲りたる木なり、これを過ぎて轅に汏とは矢のはねることなり、矢がはね上て楯脊に中り、矢の根が三寸ほど入たとなり、强弓挽きとみゆる、

聲子射其馬、斬鞅、殪、

【註】殪、死也、

敵矣、若其無成、君無辱焉、齊侯從之、使公子鉏帥師從公、

【註】鉏、齊大夫、

若。樣子がよくば師も成就するであらうによりて、君跡より繼ぎ玉ひたらば茲敵はあるまい、○若。成就もせぬことに早り過ぎ玉ひて、君辱められ玉ふなと云た、○齊。從はれたとなり、○使。これが經に師賤しきとて書かれなんだ處であるなり、齊の大夫が魯侯に從うて季氏を攻めに行きた、

成大夫公孫朝謂平子曰、有都、以衞國也、請我受師、許之、

【註】以成邑禦齊師、

成。魯の成邑の大夫公孫朝が平子に黨して云には、一國の內に此やうに枝城の有るは本國を衞る爲めなれば、請ふ先づ我が城へ師を引受けようとなり、○許。平子が許容した、

請納質、

【註】恐見疑、

請。公孫朝が念の爲なれば人質を進上せうと云た、

弗許、曰、信女足矣、告於齊師曰、孟氏、魯之敝室也、

【註】敝壞也、

弗。これは平子が許容せず女を信じて事足る上に、質には及ばぬと云た、○告。公孫朝が敵を誑すである、齊人に向うて云には、魯の三家の中でも孟氏は敝室ではなはだ貧窮なである、

用成已甚、弗能忍也、請息肩于齊、

【註】公孫朝詐齊師言欲降、使來取成、

用。此成は彼があづかりの邑なれば、賦役をおもく當て用ふることが甚しいゆゑ、○弗。どうもこらへられぬ、○請。左あれば何とぞ齊國へ肩替して、ちと息きがいたし度と存ずる間、自今は味方に參らうなれば、此成を取玉へと內通してだましたとなり。

子猶受之、言於齊侯曰、羣臣不盡力于魯君者、非不能事君也、

【註】欲行其說、故先示欲盡力納魯君、

子。欲のふかい男なれば此賂をうけ込だ、○言。是から魯侯をふせぎて入れぬ巧みに齊侯を誘くなり、私ども群臣が魯の君に力を盡さずしては、君へ不奉公のやうに聞ゆれども、左やうではござらぬ、随分力を盡して魯侯は納たく存ずれども、力を盡さぬには少々わけがござるとなり、【注】欲。自分の說を用ひさせたく思ふゆゑ、先づ力は盡たく思へどもと云て、魯侯を納れ度きやうに云なすであるなり、

然據有異焉、

【註】異、猶怪也、

力は盡さうと存ずれども、私がちと爰に怪しいことを存付たゆゑに、はき／＼と力を盡しませぬとなり、

宋元公爲魯君如晉、卒於曲棘、叔孫昭子求納其君、無疾而死、不知天之棄魯耶、抑魯君有罪於鬼神、故及此也、君若待於曲棘、使羣臣從魯君以卜焉、

【註】卜知可伐否、

宋。その怪異はと申すに、宋の君元公は魯君を納れようと云相談に晉へ往かうとて、曲棘迄行玉ひたれば、不意に卒せられましたとなり、是は諸侯の心にかけて忌むことであるなり、○叔。叉魯の叔孫昭子も魯君を納れ度く求てかけあるきましたれば、疾もなくして何のこともなく死にました、○不。これをおもひ合せて見ますれば、天道より魯をすて玉ふのか、○抑。左もなくば魯の君が鬼神につみを得玉ひて如此ことに及ぶか、どうも不思議におもはるゝとなり、○君。この上は君には先づ曲棘まで至り玉ひて待玉へ、群臣ばかりを魯君にしたがへ魯を伐せ、吉か凶かをかんがへ玉へと云た、卜とは卜筮ではなく考へ合すると云ことゝなり、

若可師有濟也、君而繼之、茲無

縛。何でもけつこう成ものさうな、縛はくる〳〵と卷くこと、卷たところが瑱ほどになる、瑱は耳だまとて、長さのわづか七寸ばかりあるものなり、【注】瑱。急に卷くとはかさとらぬやうに堅く小さく卷くことなり、これは懷中するに手間の入らぬやうにしたるものなり、これを懷中して、

適齊師、謂子猶之人高齮、

【註】齮子猶家臣、子猶、梁丘據、

適。齊の陣中へ往て、齊の梁丘據と云者の臣高齮と云ものへかゝりて、賂を納るゝ手がゝりをこしらゆるである、さて申豐が云には、

能貨子猶、爲高氏後、粟五千庾、

【註】言若能爲我行貨於子猶、當爲請使得爲高氏後、又當致粟五千庾、庾十六斗、凡八千斛、

吾子が主人の子猶殿の貨をうけらるゝやうにして玉はらば、この方より又齊を取つくろうて、足下を高氏の後としてやらう、又その上に粟五千庾を進上せうほどに、隨分精を出して玉はれと云て、件の錦を見せたとなり、齊の高氏は歷々である、この高齮は分れの家で、末家なれば本家にせうと云ことなり、

高齮以錦示子猶、子猶欲之、齮曰、魯人買之、百兩一布、以道之不通、先入幣財、

【註】言魯人買此甚多、布陳之以百兩爲數、

高。しからば一つ取つくろうて見んと云て、右の錦を以て主人の子猶に見せたとなり、○子。これは見事な物である、何とぞ欲しいと云たなり、○齮。此錦は今度魯人が買ましたとなり、○百。何とぞこれを御前へ上げたい、とても獻ずるならば一布に百兩上ませうと云となり、これは一臺に百匹上げようと云ことなり、○以。しかれども先づ受け玉ふや否やが知れぬに付て、これは道あけに先づ幣貨の口あけを御覽に入るゝであるとなり、財は纔かと訓でこのところでは大分の內より、一寸試に御目にかくると云程なことなり、これは賂を贈るときに、一と包にした物の上に、その品の手本に一匹副て出すことさうな、それを幣貨と云、これは先づ手本であると云ことなり、

尹氏召伯毛伯以王子朝奔楚、
【註】召伯當言召氏、經誤也、尹召族奔非一人、故言氏、書奔在王入下者、王入乃告諸侯、
【傳】二十六年、春、王正月、庚申、齊侯取鄆、
【註】前年已取鄆、至是乃發傳者、爲公處鄆起、
齊侯の鄆を攻取て魯侯を納らるゝなり、【注】前此註は聞えぬ、これは正義にあるとほり、前年のは圍だまでゞ爰にて取たを云た者とあるが尤である、左無ければすまぬなり、
葬宋元公如先君禮也、
【註】善宋人違命以合禮、
葬ると書くは禮をそなへて葬たを云、しかれば宋公の遺言にはそむきて先君のとほり厚く葬りた、これは禮であるとなり、
三月、公至自齊、處于鄆、言魯地也、
【註】入魯竟故書至、猶在外、故書地、
齊を先づはなれて魯の地へは至られたれども、國都へは入られぬゆゑに地を云たものなり、
夏、齊侯將納公、命無受魯貨、申豐從女賈、
【註】豐賈二人、皆季氏家臣、
齊侯の昭公を齊國へ入れようといたさるゝに付て、一家中のものに魯よりの賄を受ることは成らぬと命せられた、これは季氏が方より賄をつかつて、齊の家中の士が昭公を佐けて、魯へ納れぬやうにとの巧みがあらうとて、それをさせまい爲の命なり、○申　はたして季氏が家士の申豐が女賈をつれて、
以幣錦二兩、
【註】二丈爲一端、二端爲一兩、所謂匹也、二兩、二匹、
幣物の錦を二匹持て賂に往きた、
縛一如瑱、
【註】瑱、充耳、縛、卷也、急卷使如充耳、易懷藏、

民不安其土、民必憂、憂將及王、弗能久矣、

【註】爲明年、楚子居卒傳、

子　鄭の大叔が此事をきゝて、楚王はほどなく死なるゝであらう、民をそのところに安じてはおかれぬ、如此では民が必憂ふるであらう、憂ふればのちには王にうれひが及ぶであらう、左あれば久しくは有つまいと云た、

【經】二十有六年、春、王正月、葬宋元公、

【註】三月而葬、速、

葬會した、

三月、公至自齊、居于鄆、

昭公の齊よりかへりて鄆に入て居られたなり、

夏、公圍成、

【註】成、孟氏邑、不書齊師、師賤衆少、重在公、

昭公が孟氏が城を圍まれた、これは齊よりも加勢を出したれども、大將は官が輕く人數も少きことゆゑ、齊の師とも書れぬによつて昭公を重に書たなり、

秋、公會齊侯莒子邾子杞伯、盟于鄟陵、

【註】鄟陵地闕、

解に不及、

公至自會、居于鄆、

【註】無傳、

魯へはまだかへられぬを示したなり、

九月、庚申、楚子居卒、

【註】未同盟、而赴以名、

告文なり、

冬、十月、天王入于成周、

【註】傳言王入在子朝奔後、經在前者、子朝來告晩、

告文なり、

桐汝と云里の入口に待伏せさせておいた、

會出、逐之、反奔、執諸季氏中門之外、平子怒曰、何故以兵入吾門、拘臧氏老、季臧有惡、

【註】相怨惡、

會○ それを知らず季氏へ帳面を送りて、郈邑へかへるとて城下を出はなれたれば逐駈た、○反 取てかへし、季氏が屋布へ奔り込た、○執 大勢が逐込で、季氏が中門の前にて召捕たなり、○平 無作法な、人の屋布へ何とて兵具をたづさへて踏込だと云て、臧昭伯が家老を拘へた、○季 是より兩家は中が惡くなりた、

及昭伯從公、平子立臧會、

【註】立以爲臧氏後、

及○ 今度昭公に從うて國を出たゆゑ、その跡へ臧會を立て丶臧氏の家督としたなり、

會曰、僂句不余欺也、

【註】傳言卜筮之驗、善惡由人、

會○ なるほどわるいことをすれば吉と告げたが、僂句の御龜殿が余をだましはせられなんだと云たとなり、

楚子使薳射城州屈、復茄人焉、

【註】還復茄人於州屈、

薳射に命じて城を立て丶茄人を復らせた、

城丘皇、遷訾人焉、

【註】移訾人於丘皇、

城○ 所がへをさせたとなり、

使熊相禖郭巢、季然郭卷、

【註】使二大夫爲巢卷築郭也、卷城、在南陽葉縣南、

使○ 二人の大夫に巣の卷のと云城に外郭を築かせたこれは大分人夫をつかひ、又ところがへをさせて、民になんぎさするを云なり、

子大叔聞之、曰、楚王將死矣、使

の事どもを問たれば、何も角も一々にこたへた、

及内子與母弟叔孫、則不對、

【註】内子、昭伯妻、不對、若有他故、

及。 妻や弟どもは異變もないかと問たとき、○則。 會が是には何か事ありげに何とも對へなんだ、

再三問、不對、歸及郊、會逆、問、又如初、

【註】又不對、

再。 何度問てもこれはと計云て對へずにかへつた、昭伯に大分案じさせた、○歸。 昭伯も晉の使のことがすみて魯へかへる時に、郊外まで來たれば又臧會が逆ひに出た、○問。 昭伯が妻子のことを問へば、兎角云はれぬと云て答へぬ、

至、次於外而察之、皆無之、執而戮之、逸奔郈、郈魴假使爲賈正焉、

【註】郈、在東平無鹽縣東南、魴假、郈邑大夫、賈正、掌貨物、使有常價、若市吏、

至。 魯の城下へ來ても、家内に何か事があるやうに思うて、無作と屋布へ得入らず、外のところにやどりて内のことをとくと察して見たれば、○皆。 何の異事もなかりしとなり、○執。 さやうな僞りを云たを怒りて戮せんとした、○逸。 ひそかに拔け出でゝ、魯の内の郈邑へ出奔した、○郈。 郈邑の大夫がとりもちて、郈の市町の運上奉行にしたなり、

計於季氏、

【註】送計簿於季氏、

計。 魯國へ出でゝ、御家老の季氏へ年中の勘定帳を納めに出た、

臧氏使五人以戈楯伏諸桐汝之閭、

【註】桐汝、里名、

臧。 從兄の昭伯がきゝ付て、會が季子が方へ來たとある、かへりに召捕れと云て、五人に武器をもたせて

とゆゑに、罪に逢まする、○臣　殺さるゝはめいわくなれば、君命をえうけませぬゆゑ、君命がむだになりますと云た、これは君命の行はれぬは君の辱となるやうなものなればなり、

宋公遂行、己亥、卒于曲棘、

【註】爲明年梁丘據語起本、

宋○　つひに晉へ行れて曲棘にて卒せられた、明年此卒せられたことを云によりて、こゝに左氏の出しておかれたなり、

十二月、庚申、齊侯圍鄆、

【註】欲取以居公、不書圍、鄆人自服不成圍、

魯侯を納おくために圍んで攻取られたなり、

初臧昭伯如晉、臧會竊其寶龜僂句、

【註】僂句、龜所出地名、

先だちて魯の臧昭伯が晉へ使に往たあとにて、從弟の臧會が、兄の大切にいたさるゝ僂句と云寶龜を人知らず竊み出して、

以卜爲信與僭、僭吉、

【註】僭、不信也、

以てトなうて見た、○爲　信なることをして善いか、僭○は不信なわるいことをして吉いかとてトなうたれば、惡いことをしたならば吉ならんと出た、

臧氏老將如晉問、

【註】問昭伯起居、

臧○　臧昭伯が晉に久く留まりて居らるゝに付て、家老が主人の起居を問ひに晉へ行くである、

會請往、

【註】代家老行、

會○　かの臧會がその見廻には吾をやりてくれよと云て、家老の名代に自分が晉へ往きたなり、

昭伯問家故、盡對、

【註】故、事也、

昭○　さて晉へ往きたれば、從兄の昭伯が留守中家内

事父兄、

【註】父兄、謂華向、

○旦 夜が明けて、かの夢を不吉なりと思はれて、六卿を召あつめられ、○公 云わたさるゝには、我不調法者なるに因て父兄の華氏と確執に及で、

以爲二三子憂、寡人之罪也、若以羣子之靈、獲保首領以歿、唯是楄柎所以藉幹者、

【註】楄柎、棺中笭牀也、幹、骸骨也、

請無及先君、

【註】欲自貶損、

○各方をも憂ひに及ばせた、これみな吾が罪である、○若 多くの輩の影を以て、首領を全くたもちて歿することを得たらば、たゞ是吾が棺の敷物を藉くときに、願はくは先君の通にしてくれらるゝなとなり、これは生涯の治め方のわるいと云ことを卑下して云はるゝなり、楄柎は死骸の敷ものを云ふ、

仲幾對曰、君若以社稷之故、私降昵宴、羣臣弗敢知、

【註】昵、近也、降昵宴、謂損親近聲樂飲食之事、

○仲 大夫がこたへに、君若し社稷の治らぬと云故を以て御身をつみし玉ふものならば、表だゝぬ私に昵宴の音樂や、飲食を降し減じ玉ふことは思召次第にて、私どもの存じたことではござらぬ、

若夫宋國之法、死生之度、先君有命矣、羣臣以死守之、弗敢失隊、臣之失職、常刑不赦、臣不忍其死、君命祇辱、

【註】言君命必不行、祇適也、

○若 宋の國法があつて死生の禮と云ものは定まりがござつて、先君の高命をうけたまはつて居まするとなれば、群臣どもは死でもこれを守ることでござる、○弗 一事も失うてはすみませぬ、亦臣のまもるべき職を失ひましては、定まりたる刑罪がござるこ

平子有異志、

【註】不欲復納公、

平○　昭子が歸て季氏に彌、公を納るゝと云たれば、平子が又異心になりて兎角君は納れられぬと云た、

冬、十月、辛酉、昭子齊於其寢、使祝宗祈死、戊辰、卒、

【註】恥爲平子所欺、因祈而自殺、

冬○　叔孫は堅く昭公に約したことを又平氏が變じては、公へ云わけがないに因て、平子にあざむかれたを心外におもひて、寢所へ入て禁足し神職に云付て、我を祈りころせと云て終に餓死したなり、

左師展將以公乘馬而歸、公徒執之、

【註】展魯大夫、欲與公俱輕歸、

左○　左師は昭公を馬に乘せて人知らず魯へかへらうとした、○公○　從ふたるものどもが執へてやらなんだなり、

壬申、尹文公涉于鞏、焚東訾、弗克、

【註】文公、子朝黨、於鞏縣涉洛水也、東訾、敬王邑、

子朝方なり、水をわたりて敬王の邑を焚て、せめんとしたれど得克なんだ、

十一月、宋元公將爲公故如晉、

【註】請納公、

宋の君が魯侯のことを相談せんとて、晉へ行きかゝられた時に、

夢大子欒卽位於廟、己與平公服而相之、

【註】平公、元公父、

夢○　前夜の夢に、宋の大子が位に即れて、先祖の廟で宋公の父平公と大子の世話をやかるゝと云ふことを見られた、

旦、召六卿、公曰、寡人不佞不能

【註】恐從者知叔孫謀、

昭。叔孫昭子は邑よりかへりて、先づ季氏に逢ふたなり、○平。　昭子が家老は留守に季氏へ味方したれども、昭子が心底はまだ知れぬに因て、頭を下げて、足下は拙者を如何して下さるゝぞと云た、○昭。能々物をかんがへられよ、人と云ものは誰か死なずに居らんや、一度は死なねばならぬものなり、それに吾子には君を逐出したと云惡名を成して、子孫の代までも忘れず、謀叛人の末と云惡名を子々孫々まで殘すと云は傷ましきことではないか、○將。　吾子をどうするもので有らうぞと云た、○平。　成ほど左あらば何とぞ我を君へ執成して、これよりは改めて事ふるやうにし玉はらば、俗に云死んだ者を生して、骨に肉を付て下さるゝと云ものなり、足下の御影で生きあがると云た、○昭。　そのこゝろならば君へ執成さうと云て、齊の國へ往て昭公と云合せたとなり、○子。子家子はいかにもして昭公を魯へ入れて、國を鎭め度くおもふによりて、今度昭子が來たのはその相談と云ことを合點して、外のものには聞かせともなくおもひて、公館へ行くものは一々召執れと云付て、きびしく人をよせなんだとなり、

公與昭子言於幄內、曰、將安衆而納公、

【註】昭子請歸安衆、

公。昭子と幄中にて相談いたされたれば、果して昭子が衆を安んじて公を納れませうと云た、

公徒將殺昭子、伏諸道、

【註】伏兵、

公。　時に公にしがたうて出た者には、一たび季氏をせめたものなれば、今昭公のかへるゝになつては、又從うてかへることは成らぬ、すれば、俄浪人と成るに付て、昭子が生きて居て扱ふてはわるいとて、歸る路に軍兵を待伏させておいた、

左師展告公、公使昭子自鑄歸、

【註】辟伏兵、

左。　內々で伏兵のあることを告たれば、昭公の昭子に云付て、鑄は脇道なり、伏兵を辟けてまはり路をさせて歸された、

すまい、○羈○　先づ心を同じくせよと有れども、拙者は不才な者なれば二三子と心を同することもならぬ○而○　罪の有無を明にせよと有るけれども、皆罪のあるものどもである、そのゆゑは從うて出たる者は君を陷いれたと云ものなり、君を逐ふものは勿論みな罪人である、

或欲通外內、且欲去君、

【註】去君、僞負罪出奔、不必繾綣從公、

或○　內外を通ずるなどあれども、これも魯國と通路せねば君を納れる時は至らぬ、隨分通じて魯のやうすをきかねばならぬ、○且○　公に離散せまいとあれども、既に魯に於ても君を劫かしたふりにして、立退かんと云たなれば公にしたがふとは云はれぬ、

二三子好亡而惡定、焉可同也、陷君於難、罪孰大焉、通外內而去君、君將速入、弗通何爲而何守焉、乃不與盟、

【註】何必守公、

二○　しかれば各方には亡することをこのみ玉うて、公を定むることは惡まるゝなり、吾は何とぞ君をはやくさだめたいと存ずれば、何として好惡が同くならうぞとなり、○陷○　君を難に陷るゝは上なき大罪なり、○通○　魯と內外を通じ時としては君をも去たならば、○君○　君が早く國へ入玉ふやうになるなり、すれば內外をも通じて示し合せではいかぬ、何ぞ君に從うてまもつてばかり居らんやと云て盟はなんだ、これは盟書がつまらぬ文言であつたゆゑなり、

昭子自闞歸見平子、平子稽顙、曰、子若我何、昭子曰、人誰不死、子以逐君成名、子孫不忘、不亦傷乎、將若子何、平子曰、苟使意如得改事君、所謂生死而肉骨也、昭子從公于齊、與公言、子家子命適公館者執之、

る福祿は二つは得られませぬ、再○は二つと云ことな り、これは魯國と又齊の千社を得るを云、○天○ 實に天より君に胙ひを與へ玉はゞ、周公より過はせまい、二つ與て宜ければ周公に與へ玉ふなり、○以○ しかれば魯一國で十分である、○失○ もし又魯を一向に失うて、齊の千社ばかりを以て君の高とならば、たれとともに立玉ふや、臣どもは君には從て居ますまい、齊の臣と成玉へば君の臣はみなそむきはなるゝとなり、

且齊君無信、不如早之晉、弗從、臧昭伯率從者將盟、載書曰、戮力壹心、好惡同之、信罪之有無、

【註】信、明也、處者有罪、從者無罪、

且○ 全體齊侯は信實のなき人なれば、今このやうに甘く云はるゝも、末は遂げぬとなり、○不○ それよりは早く晉をたのみ玉へと云た、○弗○ 兎角昭公はいさめを聞入れぬ人である、○臧○ 今度昭公に從うて居るものどもをあつめて盟ひをなした、○載○ 前書の文言に、味方のものは互ひに力をあはせたすけ、心を一致にして好するも惡むも同心して、つみあるものと無き者は明に辨別せよとなり、これは昭公に從うて出たる者を罪なしとし、魯に殘りたる者は季子に從ふに因て罪有りと定たなり、

繾綣從公、無通外內、

【註】繾綣、不離散、

繾○ 何やうに難義に至りても、離散することなく、公に從ひ、魯國の者共と內外通じ合ふことを致すまいと云た、

以公命示子家子、子家子曰、如此、吾不可以盟、羈也不佞、不能與二三子同心、而以爲皆有罪、

【註】從者陷君、留者逐君、皆有罪也、

以○ 右の文言をしたゝめて昭公の命を以て子家子に示して、此通り承知して盟はれよと云た、○子○ 承知せずして云には、此やうな盟ひは吾においては得致

んだゆゑ、昭公へのことわりを云るゝには、是は寡人が無調法なり、有司どもに命じて平陰に待せおいたのは、魯より近きためであつたに、此まで遠く出玉ふてはさて〳〵いたみ入ましたと云はれた、

書曰、公孫于齊、次于陽州、齊侯唁公于野井、禮也、將求於人、則先下之、禮之善物也、

【註】物、事也、謂先往至野井、

書。經に此三句ののりたはみな禮に合ふたゆゑなり、○將。人に求むるの物をたのむのと云ときには、先づ此方を下らねばならぬ、それに下ると云は善きことであるとなり、昭公の行過られたをほめたものなり、

齊侯曰、自莒疆以西、請致千社、

【註】二十五家爲社、千社、二萬五千家、欲以給公、

齊。齊侯の魯侯へ云はるゝには、このやうに流浪成されては、御不自由にもあらうによりて、吾が領邑莒の疆より以西の地千社の場所を進上せんとなり、昭公への合力にするである、

以待君命、

【註】待君伐季氏之命、

以。その上季氏を伐玉ふの命を待て、加勢をいたさうと云はれた、

寡人將帥敝賦以從執事、唯命是聽、君之憂、寡人之憂也、公喜、子家子曰、天祿不再、天若胙君、不過周公、以魯足矣、失魯而以千社爲臣、誰與之立、

【註】爲齊臣、

寡。敝れ人夫ながら援兵にしたがへませう、○唯。萬事仰次第にいたさうとなり、○君。君のうれひは私のうれひなればきのごとくに存ずると、はなはだ親切にあつたゆゑ、昭公もよろこばれたとなり、○子。子家子は左のみよろこばずして云には、天より玉は

これを騒戻が逐ちらしたなり、

孟氏使登西北隅、以望季氏、見叔孫氏之旌、以告、孟氏執郈昭伯、殺之于南門之西、遂伐公徒、子家子曰、諸臣僞劫君者、而負罪以出、君止、

【註】使若非君本意者、君自可止不出、

○孟　孟孫が方にても何方へ味方せんとおもひわづらひ、先づ高き所へ人を上せて、季氏が家の様子を遥かに望ませたれば、叔孫氏の旌が見ゆると告た、○孟　然らば季氏が勝と見ゆるとて、自分を逆へに來たる郈孫をとらへて殺し、さて士卒をすゝめて公の士卒を打敗た、○子　君を刧かしたと云ふりにして罪を負て出て、君は止まり玉へと云た、これは平子を討しは此ものどもの所為なりとするなり、

意如之事君也、不敢不改、

【註】意如季平子名、

公曰、余不忍也、與臧孫如墓謀、

【註】辭先君、且謀所奔、

○公　左やうに群臣へぬり付るには忍びずと云て、臧氏とともに墓所へ往て先君にいとまごひをし、立退んとて相談をいたされた、

遂行、己亥、公孫于齊、次于陽州、齊侯將唁公于平陰、公先至于野井、齊侯曰、寡人之罪也、使有司待于平陰、為近故也、

【註】齊侯自咎、本不勑有司遠詣陽州、而欲近會于平陰、故令魯侯過共先至野井、遠見迎逆、自咎以謝公、

○遂　魯國を出て、○己　齊へ立のかれた、○次　陽州に陣どりて居られたを、齊侯の昭公を唁ひのため平陰まで出る用意をいたされた、○公　しかるに昭公は先づこの方より平陰を打越えて、野井と云まで至て、齊侯を待合せられた、○齊　平陰まで、得行れな

是直言であるけれども用ひられなんだ、○郈　あのやうな諫を用ひ玉はず、必らず季氏をころし玉へと云た、○公　孟氏はまたどちらへも付ずに居るものゆゑ、味方になれと云て召逆へにやられた、

叔孫氏司馬鬷戾言於其衆曰、若之何、莫對、

【註】衆疑所助、

叔。叔孫は邑へ往て留主なれば、家臣の司馬鬷戾が一家中のものどもに向うて、今度の亂は如何せうぞと云た、○莫　君へ従うてよからうやら、平子をたすけてよからうやら知れぬゆゑに、たれも返答をいたす人がなかつた、

又曰、我家臣也、不敢知國、凡有季氏與無、於我孰利、皆曰、無季氏、是無叔孫氏也、鬷戾曰、然則救諸、帥徒以往、陷西北隅、以入、

【註】陷公圍也、

又。たれもこたへぬに付て、又云出すには、この方どもは畢竟家中者のことであれば、國のことは知らぬことである、○凡　何と平子の家は無難であらうがよいか、無くなりたがこの方どもの勝手であらうか、いづれであらうと問た、○皆　みな〳〵口をそろへて云には、季氏が立て居らるればこそ此御家も立つてあるなり、季氏がなくなりては、叔孫氏の家もないと云ものであると云た、○鬷　左やうならば季氏を救ふがよい、さらば加勢に往うと云て、人數を引率して平子が屋布へ往て、○陷　昭公の味方が圍で居る西北の隅より打敗て屋敷へ入た、

公徒釋甲、執冰而踞、

【註】言無戰心也、冰、櫝丸蓋、或云、櫝丸、是箭筩、其蓋可以取飲、

公。昭公の士卒はさして合戰をする氣もなく、鎧を脱棄てゝ箙の蓋を執て、水を汲で飲で足を投出して居た、

遂逐之、

【註】逐公徒、

出久矣、隱民多取食焉、

【註】隱約窮困、

請○ しからば私の知行所に四人となつて居ませうと願た、これも許されぬ、○請○ 然らば唯車五兩を從へて立のきませうと願ふた、是も許されぬ、○子○ もはやよいかげんに許し玉へ、政事が季氏より出たること久き年數で、○隱○ 隱約して世に住わびたる困窮者どもが、季氏の食を得て命を續ぐ者が おほく ござる、

爲之徒者衆矣、日入慝作、弗可知也、

【註】慝、姦惡也、日冥姦人將起、叛君助季氏、不可知、

爲○ しからばこれは皆季氏が 徒黨と申すもの なり、○日○ 左あれば日が入て 夜中に 及びましたらば、如何やうな奸慝どもか作うも、知れ ませぬ、これらが季氏に一味いたしては、一大事に 及ぶで ござらうとなり、

衆怒不可蓄也、

【註】季氏衆、

衆○ すべて衆人の怒りは蓄へぬがよい、

蓄而弗治、將蘊、

【註】蘊、積也、

蓄へてもはやくをさめ、退ればよけれども、治めずしては積りていたし方がござらぬやうになります、

蘊蓄、民將生心、生心同求將合、

【註】與季氏同求叛君者、

左やうになりますれば、外の者どもゝ異心を生ずるやうになりまする、○生○ 異心を生ずるに至れば、君にそむかうといたす者が 同氣あひ求めてより合ひ、黨を成すものなり、

君必悔之、弗聽、郈孫曰、必殺之、

公使郈孫逆孟懿子、

【註】懿子、仲孫何忌、

君○ その節に至て後悔成さるゝで ござらうと云た、

と申すでござらぬ、○且。その上國の政道はみな季氏が家にあれば、彼を圖らうと申しては、たやすくは行きますまいとなり、○公。昭公も兎角の返答もいたされず、先づかへれと云はれた、

辭曰、臣與聞命矣、言若洩、臣不獲死、乃館於公、

【註】恐受洩命之罪、故留公宮以自明、

辭。子家がかへることを辭退して、○曰。私は一大事の御くわだてを聞くに與かりましたことなれば、若しこの事が外より洩ましても、私の洩らしたに成ては無難には居られませぬ、必罪に行なはるゝでござらうと云た、○乃。しからばとて御殿中にとめておかれたとなり、

叔孫昭子如闞、

【註】闞魯邑、

叔。叔孫は留主になつた、

公居于長府、

【註】官府名、

公。官府に入られて、

九月、戊戌、伐季氏、殺公之于門、遂入之、平子登臺而請曰、君不察臣之罪、使有司討臣以干戈、臣請待於沂上以察罪、弗許、

【註】魯城南自有沂水、平子欲出城待罪也、大沂水出蓋縣南、至下邳入泗、

九月。つひには季氏を伐れた、○殺。平子が弟はころされた、○遂。平子が亭へ押寄せられた、○平。平子は臺の上に登て請て云には、○曰。君には臣がつみの實否をもたゞし玉はずして、有司に命じさせ玉ひて、こと〴〵しく臣を討じ玉ふに干戈を以て寄せ玉ふ、臣何とぞ沂水の邊へ退きて、仰を待ませうほどに、罪の實否をたゞさせ玉へ、是はあまり理不盡なる成され方でござると云た、○弗。昭公の免るされぬ、

請囚于費、弗許、請以五乘亡、弗許、子家子曰、君其許之、政自之

承引は致されぬ、それ故重ねて云はせまいとのおどしに逐はれたなり、今度も走て、○又　此たびは引こもらせず、又云はせた、○公　こゝで昭公の卿を出すなどゝ云ことは、その方などが小人の身の上にて及ぶことではないと云はれた、

公果自言、公以告臧孫、臧孫以難、

【註】言難逐、

○公　こゝに於て公果の自身に出でゝ告られたなり、○公　昭公の臧孫へ告て相談いたされたれば、中々逐れますまい、逐だて成されたらば難に及び玉うて、わるござらうと云たである、

告郈孫、郈孫以可勸、告子家懿伯、

【註】子家羈、莊公之玄孫、

○告　又昭伯へ告られたれば、是は平子に怨があるゆゑ、一段よろしくござらうと云て、早く逐ひ玉へとすゝめたである、

懿伯曰、讒人以君徼幸、事若不克、君受其名、

【註】受惡名、

是は正直を云、これは讒人どもがあつまりて、君を以て幸をもとむるとて企てたことでござるとなり、みな平子を讒する者の所爲で、○事　首尾よく平子を逐出してあらば、己れらが功名とするでござらう、若し仕損じたときには君の發端なりと云て、君の惡名にするたくみでござる、

不可爲也、舍民數世、以求克事、不可必也、且政在焉、其難圖也、

公退之、

【註】退使去、

○不　しかれば是は爲おほせられませぬことなり、○舍　君には數世民を棄て玉ひたることなれば、今事を發して克たんと思召しても、是非たしかに克るゝ

なり、みな平子が方で用ひて公廟は成あひなり、

大夫遂怨平子、公若獻弓於公爲、

【註】公爲、昭公子務人、

大○それゆゑ一統に怨みてみな平子をにくみた、○公○このときしも公若が弓を一張公子の爲と云人へ獻じた、

且與之出射於外、而謀去季氏、公爲告公果公賁、

【註】果、賁皆公爲弟、

且○公若と公爲と外と矢場へ出でゝ的の會をせられた、○而○此ところにて日頃の季氏が我まゝを怨で、逐出す相談を示合されたである、○公○外の公子達へも告られた、

公果公賁使侍人僚柤告公、公寢、將以戈擊之、乃走、公曰、執之、亦無命也、

【註】獨言執之、無勅命、

公○兩人して昭公の奥附の僚柤を以て、季氏を逐出し玉へと告た、○公○内證にて夜中に人知らず云た時に、昭公は寢らるゝところであつたが、側にかけたる長刀を取て擊たうといたされたれば、侍人は乃ち逃出した、○公○昭公のそやつ執へよと云はれた、○亦○これは昭公の獨言にとらへよと云はれたばかりで、屹とたれに執へよとの命はないに因て、たれも手は出さなんだなり、

懼而不出、數月不見、公不怒、又使言、公執戈以懼之、乃走、又使言、公曰、非小人之所及也、

【註】謂僚柤爲小人、

懼○けれども侍人はおそれて久々引こもつて出でず、數月御目見もせねどもさして公のとがめもないゆゑ、又公子達の云はせられた、○公○今度も逐ちらされた、是は一大事のことなれば、侍人などが云ても

郈氏爲之金距、平子怒、

【註】怒其不下己、

郈。昭子も負ては居ぬ、自分の雞に金にて蹴爪を作り足にはめて出したとなり、○平。平子が己が權にほこりて、昭伯が屈し下らぬを怒て、

益宮於郈氏、

【註】侵郈氏室以自益、

益。昭伯が地界をせり出して侵し、

且讓之、

【註】讓、責也、

且。その上さまぐ\とせびらかしたとなり、是雞からおこりたる憤なり、

故郈昭伯亦怨平子、臧昭伯之從弟會、

【註】昭伯、臧爲子、

故。それゆゑ是郈昭伯も季子に怨をふくみた、○臧。會といふものが、

爲讒於臧氏、而逃於季氏、臧氏執旃、平子怒、拘臧氏老、將禘於襄公、萬者二人、其衆萬於季氏、

【註】禘、祭也、萬、舞也、於禮、公當三十六人、

臧昭伯が家にて、さまぐ\讒をして、季氏が方へのがれて居たを、臧氏より謀を以て會をとらへた、○平。己がかくまふたるものをとらへたを怒りて、その代りに臧氏が家老を執へたゆゑ、是も又季平子に遺趣がある、此皆平子が人に怨をむすびたることを云である、○將。襄公の廟の造作出來して、靈遷のまつりを執行するとて、襄公の廟へは樂人を唯二人やりて、その餘はみな季子がところにて樂を舞ふた、これは季氏が家廟に用ひたと見ゆる、

臧孫曰、此之謂不能庸先君之廟、

【註】不能用禮也、蓋襄公別立廟、

臧。是は一向先君の廟には用ること能はぬと云もの

奏。果して小姑が平子が弟の公之へこのことを告た、

公之與二公甫一告二平子一、平子拘二展於卞一、而執二夜姑一將レ殺レ之、公若泣而哀レ之曰、殺レ是、是殺レ余也、將レ爲レ之請二平子一使三豎勿二內一、日中不レ得レ請、有司逆レ命、

【註】執二夜姑一之有司、欲レ迎二受殺生之命一、

公。公之も聞棄にも成らず、公甫と一所に御家老の平子へ持出した、〇平。其れは不屆なるものどもなりと云ひて、公思展を卞と云ところに押こめておいた、〇而。又家老の申夜姑を執へて殺さうと云にきはまつた、〇公。夜姑が殺さるゝを哀んで泣て云には、是者をころすは是余を殺すと云ものなれば、一命にかけてわびことをせうとて平子が方へ至た、〇平。側役に公若を內へ入るゝなと云付たなり、〇日。日のたけるに通さぬゆゑ、わびを得云はなんだ、〇有。夜姑を預りたる有司どもが、いよ〳〵殺さうか助けうかと今一往命をむかへ伺ひに出た、

公之使二速殺一レ之、故公若怨二平子一、

季郈之雞鬭、

【註】季平子郈昭伯二家相近、故雞鬭、

公。その內に公之がはやまりて殺させた、〇故。公若は平子が所爲と一圖にこゝろ得て、はなはだ遺恨におもうた、〇季。平子が屋布が郈昭子が宅とはとなり相ゆゑ、雞が兩方より折々出て蹴合つた、

季氏介二其雞一、

【註】擣二芥子一播二其羽一也、或曰、以レ膠沙播レ之爲レ介雞、

季。或とき季氏が自分の雞に介すると云はからしをすりて羽にすりこみて出した、これでは向ふの雞の眼へからしが入て弱ると云となり、又一說には、雞の翼に膠をぬりて沙をふるひかくれば、雞が甲をきたごとくにて、先から蹴てもいたまぬと云ことなり、兩說ともに一理あるなり、

申と云男子を産だ、

公鳥死、季公亥與公思展、與公鳥之臣申夜姑相其室、

【註】公亥、即公若也、展、季氏族、相、治也、

その内に父の公鳥は卒した、○季　申が幼少なに付て、公鳥が一家兩人と公鳥が家老の申夜姑と云ものと、後見をして公鳥が家をたて、

及季姒與饔人檀通、

【註】季姒、公鳥妻、鮑文子女、饔人、食官、

及。　時にこの公鳥が後室が不届者で、料理方の檀と云男と密通した、

而懼、乃使其妾抶已、以示秦遄之妻、

【註】秦遄、魯大夫、妻、公鳥妹秦姫也、

而。　是が盗人たけぐ\しいところである、此ことを後見のものどもが聞ては、己れらが難義に及ぶに付て、後家が智略をめぐらして、後見どもを取りのける分別をするなり、先づその妾に云含めて、己を打擲させて、その疵を自分の小姑に見せて、

曰、公若欲使余、余不可而抶余、

又訴于公甫、

【註】公甫、平子弟、

曰。　此家の後見公若が我に道ならぬ戀慕をめされて色々とくどかるれども、余が承引せぬに付てこのやうな目に逢せられた、みな公若の所爲なりと云た、正直なる公若を不義者に云なして、小姑をだまして小姑より御家老の季平子に語らするやうにした、○又

又平子が弟の公甫へは、

曰、展與夜姑將要余、

【註】要、劫我以非禮、

この家の後見公思展と家老の夜姑とが、余れを折々手ごめにして無體をしかけると云た、是で都合三人の後見を不義者にして除けるつもりであるなり、

秦姫以告公之、

【註】公之、亦平子弟、

鸜。羽をやすむる時には、公は野外に居玉ふ程に往て馬を奉らうとなり、

鸜鵒跦跦、公在二乾侯一、

【註】跦跦、跳行貌、

鸜。をどり上るときには乾侯に居玉ひて、

徵二褰與一レ襦、

【註】褰、袴、

袴や襦袢を召すであらうとなり、

鸜鵒之巣、遠哉遙遙、裯父喪レ勞、宋父以驕、

【註】裯父、昭公、死二外、故喪レ勞、宋父、定公、代立、故以驕、

鸜。かの鳥が巣をくふ時分には、遠く往き玉ひて遙。々と成り玉ふであらん、○裯。これが前表の妖災である、昭公の名をとなへて、裯父と云人が不仕合にて苦勞し、宋父と云人が代り立て氣まゝに驕られうとなり、定公の名を未然に謠ふた、

鸜鵒鸜鵒、往歌來哭、

【註】昭公生出歌、死還哭、

鸜。歌うて出でゝ死して哭して入らるゝを云、

童謠有レ是、今鸜鵒來巣、其將レ及乎、

【註】將レ及レ禍也、

童。如此の童謠があつたときゝて、かはつたことかなと思うて居たに、今眼前に鸜鵒が來て巣くうては、○其。禍の前表にて、その時節に及んだではあるまいかと云た、

秋、書二再雩一、旱甚也、

經に重ねて云たは甚しき旱をしめすとてなり、

初季公鳥娶二妻於齊鮑文子一、生レ申、

【註】公鳥、季公亥之兄、平子庶叔父、

魯の季公鳥と云ものが、齊の鮑氏より妻をむかへ

【註】右師、樂大心、

宋○いつの後に宋が會せられぬことがあつた、○而○何れのときの盟ひに、宋而巳同じ玉はぬことがあつたぞとなり、○曰○盟たる言には、天下の諸侯と同じく王室を恤へようと云たである、○子○どうしてその元はこれを辟んと申さるゝぞ、○子○其許は君命を奉じて使者として此大事に會しながら、宋は盟にそむいたと云になつたらば、ちと御爲めに成らぬではあるまいかと云たれば、○右○一言のこたへも無く赤面して、當て米の書付をうけ取て退きたり、いらざる器量立てを云て理に屈した、

士伯告簡子曰、宋右師必亡、奉君命以使、而欲背盟以干盟主、無不祥大焉、

【註】言不善無大此者、爲定十年、宋樂大心出奔傳、

士○あの樂大心と云男は國元にはえ居まい、他國へ出奔するであらう、君命を奉じて使に出ながら、盟ひにそむかんとして盟主へ無作法をした、此より大なる不祥なことはあるまいとなり、

有鸜鵒來巢、書所無也、師巳曰、異哉、吾聞文成之世、童謠有之、

【註】師巳、魯大夫、

これは魯國には居らぬ鳥なり、殊に穴に住む鳥が木に巣をかけた、○書○經に書たは魯にはつひに居らぬ鳥ゆゑなり、○師○さてもかはつたことかな、吾聞及たるは、むかし文公成公の世に巷で謠ふたる童謠があつたとなり、

曰、鸜之鵒之、公出辱之、

【註】言鸜鵒來則公出辱也、

曰○其唱歌に、○鸜○これは二字に分る鳥ではなけれども、二字にてはうたはれぬゆゑ分て四字にした、この意は鸜鵒が來たれば、公は國を出でゝ辱しめられ玉ふとなり、

鸜鵒之羽、公在外野、往饋之馬、

【註】饋、遺也、

故人之能自曲直以赴禮者、謂之成人、大不亦宜乎、

【註】曲直以弼其性、

民。人の生ずるはこれ禮ゆゑなり、是を以て先王は禮を尊び玉ひたである、○故。これが好き解なり、人の自然に曲た所や直き所がある者が禮に赴けば、成人で人の道が成就するである、自然と曲たものは禮を以てほどよく正し、又自然と直きものは質而已で、却つて無骨にしてことを害するなり、それは禮を以てやはらめて程よくする、是が禮なり、依てこゝの注に、曲直なるを自然の其性をやはらめ弼ると云たものなり、○大。右のとほりなれば大なも尤ては ござらぬかと云た、

簡子曰、鞅也請終身守此言也、

【註】鞅能守此言、故終免於晉陽之難、

簡。何とぞ吾一生この言をまもりたいと云た、是故にこの男は難にまぬかれたとなり、

宋樂大心曰、我不輸粟、我於周為客、

【註】二王後為賓客、

宋。今度周へ粟を出せと云令をうけたまはりて、樂大心が私は粟は得出すまい、何ゆゑなれば、○我。拙者國は殷の末で、周の代の客分の國であれば役はつとめぬはずである、

若之何使客、晉士伯曰、自踐土以來、

【註】踐土在僖二十八年、

若。客に出さしむると云ふことはあるまじきことゝなり、○晉。先だつて踐土の盟を成してより以來、天下一統に周に服して令を用たことにて、

宋何役之不會、而何盟之不同、曰同恤王室、子焉得辟之、子奉君命以會大事、而宋背盟、無乃不可乎、右師不敢對、受牒而退、

爲溫慈惠和、以效天之生殖長育、民有好惡喜怒哀樂、生于六氣、

【註】此六者、皆稟陰陽風雨晦明之氣、

爲。人の惠むこゝろは天の雨露を以て物をやしなふに象るなり、○民。人の六氣は天の六氣より生じたるものなり、

是故、審則宜類、以制六志、

【註】爲禮以制好惡喜怒哀樂六志使不過節、

是。こゝろざしの過ぬやうに節を制するが禮なり、一年雨が降つゞきても立ず、旱計りでもあしゝ、好惡哀樂などの一方に淫てはあしきなり、

哀有哭泣、樂有歌舞、喜有施舍、怒有戰鬭、喜生於好、怒生於惡、是故、審行信令、禍福賞罰、以制死生、生、好物也、死、惡物也、好物、樂也、惡物、哀也、哀樂不失、乃能協于天地之性、是以長久、

【註】協、和也、

哀。哀には哭泣の禮あり、喜には立まひの程があり、氣の生ずるところは喜怒を本とす、これが淫すれば害あるなり、○是。みなほどよくするである、是を天地の性にさへかなへば長久にして害はない、これを以て禮を尊ぶであるなり、

簡子曰、甚哉禮之大也、對曰、禮上下之紀、天地之經緯也、

【註】經緯、錯居以相成者、

簡。これを聞てはじめて禮の大きなることを知て、さても禮と云ものは甚だ大きなるものなりと云た、○對。禮は上下の紀綱でしめくゝりなり、天地のたてよこなり、機のたてよこを接へおりて成就するやうなもので、

民之所以生也、是以先王尚之、

五章、以奉五色、

【註】青與赤、謂之文、赤與白、謂之章、白與黑、謂之黼、黑與青、謂之黻、五色備、謂之繡、集此五章、以奉成五色之用、

五。五色をさま〴〵くみ合せて五の章を爲す、

爲九歌、八風、七音、六律、以奉五聲、

【註】解見二十年、

爲九。くはしきことは昭の二十年の傳にあり、合せ見るべし、

爲君臣上下、以則地義、

【註】君臣有尊卑、法地有高下、

爲君。地の高低上下に象るなり、

爲夫婦外內、以經二物、

【註】夫治外、婦治內、各治其物、

爲。內外陰陽二物を治む、

爲父子、兄弟、姑姊、甥舅、昏媾、姻亞、以象天明、

【註】六親和睦、以事嚴父、若衆星之共辰極也、妻父曰昏、重昏曰媾、壻父曰姻、兩壻相謂曰亞、

爲。天の明に象どりて親類それ〳〵さだまりがあるなり、

爲政事、庸力、行務、以從四時、

【註】在君爲政、在臣爲事、民功曰庸、治功曰力、行其德敎、務其時要、禮之本也、

爲。政事と云を立てゝ、功力行務を爲さしめて、四時の變動して功を爲すにかたどれり、

爲刑罰、威獄、使民畏忌、以類其震曜殺戮、

【註】雷震電曜、天之威也、聖人作刑戮、以象類之、

爲。雷のふるつたり、いなづまの光りたりするは天の威なり、人の刑を行ふも威を施すなり、

發。　發しあらはれて目に見るものには五色となるなり、

章爲五聲、

【註】宮商角徵羽、

章。　五行が音に發しては五聲となる、

淫則昏亂、民失其性、

【註】滋味聲色、過則傷性、

淫。　右の五行で耳目鼻口心をやしなふ時に、是が何れでも淫し過れば度を違へるに至りて、常性を失ふに付て、昏亂とみだれて疾となる、そこで節文の禮が入用である、一つも淫し過させぬだけであるなり、

是故、爲禮以奉之、

【註】制禮以奉其性、

是。　性を毀るがゆゑに、禮を爲して奉養しまもるである、

爲六畜、

【註】馬牛羊鷄豕、

五牲、

【註】麋鹿麏狼兎、

三犧、

【註】祭天地宗廟三者、謂之犧、

爲。　これみな天地の敎にかたどるなり、

以奉五味、爲九文、

【註】謂山龍華蟲藻火粉米黼黻也、華若草華、藻水草、火畫火、粉米若白米、黼若斧、黻若兩已相戾、傳曰、火龍黼黻、昭其文也、

以。　性を制して神をまつるに五味を奉じて、〇爲。衣裳器物に九の文をあらはす、註に云所は祭服の文である、

六采、

【註】畫繢之事、雜用天地四方之色、青與白、赤與黑、玄與黃、皆相次、謂之六色、

六。　彩色に六色を用ひて、天地と四方の六つにかたどるなり、

魯公の立居ふるまひを見て、晉侯がこれを美めて禮を失はずしてよく禮に馴たる人なりと申されたれば女叔齊がこれは儀と申すもので禮ではござらぬと云た、この子大叔がこゝの答へと同じことである、○簡。しからば何を禮と申すぞと問たなり、○對曰。先だつて死去いたしたる大夫子産に聞きました、○夫。天道の經と云ふ常道にて、

地之義也、

【註】義者、利之宜、

地の宜ろしきところなり、

民之行也、

【註】行者、人所履、

人が是に則とりて行なふを以て民の行ひと云た、

天地之經而民實則之、則天之明、

【註】日月星辰、天之明也、

天。しかれば天地の常經にて、民が實に則て天地の節文を人の儀則とするところなり、天の明は日月星辰の明にあらはるゝところなり、

因地之性、

【註】高下剛柔、地之性也、

因。人にも君臣の高下剛柔あり、

生其六氣、

【註】謂陰陽風雨晦明、

生。上にとくところの天の明と地の利との二つよりして自然の六氣を生ぜしむるなり、

用其五行、

【註】金木水火土、

用。五行を人が用ふる、五行は下に說く、

氣爲五味、

【註】酸鹹辛苦甘、

氣。五行の氣よりして五味を生ずる、

發爲五色、

【註】青黃赤白黑、發、見也、

無。　臣民の望みもせぬ身を以て、自分の志ばかり十分にせんと有ては、つひに遂げたるものはござらぬ、○國。　其れゆゑに國君の身は大事である、能く臣民を撫でしめねばならぬものなり、○詩。　人のなきと云はこゝろのうれひであると云てござる、民がなくて憂ひが生ずる、

魯君失民矣、焉得逞其志、靖以待命猶可、動必憂、

【註】爲下公孫傅、

魯。　今の魯君は民はおもひ付かぬ、それほど民を失うて居てどうして志がとげられようぞ、○靖。　また安靖にして天命を待つて居られたらばよからうが、動きだてをめされたらば、必うれひを招くであらうとなり、

夏、會于黃父、謀王室也、

【註】王室有子朝亂、謀定之、

晋より下知して周の亂の相談をしたである、

趙簡子令諸侯之大夫、

【註】簡子、趙鞅、

趙。　晋より觸出して諸侯の役として、

輸王粟、具戍人、曰、明年將納王、

【註】納王於王城、

王。　王へ兵糧米を上げよと大夫へ云わたした、○具。　城の番人を具へて手當をせよ、明年は是非王を都へ還幸しまいらせうと云た、

子大叔見趙簡子、簡子問揖讓周旋之禮焉、對曰、是儀也、非禮也、簡子曰、敢問何謂禮、對曰、吉也聞諸先大夫子產、曰、夫禮、天之經也、

【註】經者、道之常、

子。　鄭の子大叔が趙簡子に逢ふたとき、○簡。　立居ふるまひの禮式を問たれば、大叔がそれは儀にて禮ではござらぬと云た、是畢竟は一つことで、禮の本と禮の末をかたるである、既に昭公五年のところにも、

る、

生子、以妻季平子、昭子如宋聘、且逆之、

【註】平子人臣而因卿逆、季氏强横、

生。この夫人の女を今度魯の季平子がむかへるなり、然れば平子がまた從弟を召ぶであるなり、○昭。平子がむかへるとて昭子を逆へにやりた、殊のほか權威につのりて居るなり、

公若從、

【註】從昭子、

公。公若も副使に成て行きた、

謂曹氏、勿與、魯將逐之、

【註】曹氏、宋元夫人、

謂。宋の夫人へ內意を云には、季平子へ息女を嫁しあたへ玉ふことは止め玉へ、魯國に於て專ら平子を逐出す相談をいたすやうすなり、

曹氏告公、公告樂祁、樂祁曰、與之、如是、魯君必出、政在季氏三世矣、

【註】文子、武子、平子、

魯。此よしを宋公へ告たれば、宋公の又司城子梁へ告げられた、○樂。苦しくござらぬ程につかはされよ、如し彌々そのとほりで有ならば、平子は出まい却つて魯の君が逐出されらるゝであらう、其れを如何にと云に、政の季氏が家より出ること當平子までにて三代でござる、

魯君喪政四公矣、

【註】宣成襄昭、

魯。君は四代以來政を失うてあつても無きが如くでござる、

無民而能逞其志者、未之有也、國君是以鎭撫其民、詩曰、人之云亡、心之憂矣、

【註】詩、大雅、言無人則憂患至、

明日宴、飲酒樂、宋公使昭子右坐、

【註】坐宋公右以相近、言改禮坐、

明　昭子と打とけて酒宴をもよほされた、酒を飲むとて宋公の右へ昭子を招きよせて、近々として物語せらるゝなり、

語相泣也、樂祁佐、

【註】助宴禮、

語　物語するとて何事の談しに及んだか、昭子も宋公も相ひ互に泣れた、○樂　司城子梁が宋公の宴を佐けに出てゝ居て、

退而告人曰、今茲君與叔孫、其皆死乎、吾聞之、哀樂、

【註】可樂而哀、

兩人の禮を見て退きて人に語るには、今年中に君と昭子とは死なるであらう、○吾　たのしむべき席で哀だり、

而樂哀、

【註】可哀而樂、

哀むべき場でたのしむなどゝ云は、

皆喪心也、心之精爽、是謂魂魄、魂魄去之、何以能久、

【註】爲此冬叔孫宋公卒傳、

皆こゝろが喪うて虚氣と云になつたゆゑである、今宴樂の場なれば弔ひに來たやうに哀み泣くことではない、○心　こゝろの精粹なを魂魄と云、魂魄がぬけては何ぞ久く生きて居られんや、必ず死なるゝであらうと云たなり、

季公若之姉、爲小邾夫人、

【註】平子庶姑、與公若同母、故曰公若姉、

小邾へ嫁して夫人と成て、

生宋元夫人、

【註】宋元夫人、平子之外姉、

宋の元夫人を生だなれば、宋の夫人は公若が姪であ

桐門右師見之、

【註】右師、樂大心居桐門、宋へ行たれば右師が出會した、

語卑宋大夫、而賤司城氏、

【註】司城、樂氏之大宗也、卑賤、謂其才德薄、

○語　右師が己一人才能のあるやうな貌をして、宋の大夫も司城も眼下に見下して排した、

昭子告其人曰、右師其亡乎、君子貴其身而後能及人、是以有禮、

【註】唯禮可以貴身、貴身故尙禮、

○昭　家臣への咄しに、右師はつひに身を亡すであらう、君子は禮を行うて己が身を人に貴られて、後人に及ぼすものなり、是を以て禮が立つである、

今夫子卑其大夫而賤其宗、是賤其身也、

【註】賤人、人亦賤己、

○今　司城は自分の本家なるに、それを賤しめたり、大夫を貶したりする、是却て己が身を卑しめると云ものである、

能有禮乎、無禮必亡、

【註】爲定十年、樂大心出奔傳、

これでは禮がない、禮が無くてはほろぶるとなり、

宋公享昭子、賦新宮、

【註】逸詩、

宋公の昭子へ馳走するとて新宮を賦せられた、これは亡びたる詩なれば知れぬ、

昭子賦車轄、

【註】詩、小雅、周人思得賢女以配君子、昭子將爲季孫迎宋公女、故賦之、

○昭　この詩は、何とぞ賢女を得たらば、君子に配合したいと云ことを賦した、季氏へ宋公の女を下されよと云ことである、

魯よりの聘使なり、

夏、叔詣會晉趙鞅宋樂大心衞北宮喜鄭游吉曹人邾人滕人薛人小邾人于黃父、

前年期したる會なり、

有鸜鵒來巢、

【註】此鳥穴居、不在魯界、故曰來巢、非常、故書、

これは魯の竟界邊には居らぬ鳥であるなり、

秋、七月、上辛、大雩、季辛又雩、

【註】季辛、下旬之辛也、言又、重上事、

一月に兩度雩した、

九月、己亥、公孫于齊、次于陽州、

【註】諱奔、故曰孫、若自孫讓而去位者、陽州、齊魯竟上邑、未敢直前、故次於竟、

昭公の出奔である、城下まで行かずに領內の陽州まで至られた、

齊侯唁公于野井、

【註】濟南祝阿縣東有野井亭、齊侯來唁公、公不敢遠勞、故逆之、往至野井、

齊侯が出でゝ問はれた、

冬、十月、戊辰、叔孫婼卒、

【註】公不與小斂而書日者、公在外、非無恩、

魯の卿が卒した、

十有一月、己亥、宋公佐卒于曲棘、

【註】陳留外黃縣城中有曲棘里、宋地、未同盟、而赴以名、

告文なり、

十有二月、齊侯取鄆、

【註】取鄆以居公也、

魯侯を入おくべきために攻取られた、

【傳】二十五年、春、叔孫婼聘于宋、

【註】汭、水曲、

○而 しかるに楚國では界に備をもせぬ、○邑 これでは邑を亡なはまいや亡なうで有らうとなり、○越 楚王の勞ひに出たとなり、

越公子倉歸王乘舟、

【註】歸、遺也、

○越 舟を遺た、

倉及壽夢、帥師從王、

【註】壽夢、越大夫、

○倉 楚王の加勢した、

王及圉陽而還、

【註】圉陽、楚地、

○王 歸られた、

吳人踵楚、而邊人不備、遂滅巢及鍾離而還、

【註】鍾離不書、告敗略、

○吳 果して跡をしたひて追駈た、その時楚の邊邑がそなへをせぬを付こみ、二邑を滅してかへつた、

沈尹戌曰、亡郢之始、於此在矣、王壹動而亡二姓之帥、

【註】二姓之帥、守巢鍾離大夫、

○沈 是が郢を亡すの始めと見えた、○王 一寸出られて二姓の邑を亡なうて歸られた、

幾如是而不及郢、詩曰、誰生厲階、至今爲梗、

【註】詩、大雅、厲、惡、階、道、梗、病也、

○幾 かやうに爲して果ては本城まで攻よするであらう、吳が是ぎりでは居まい、○詩 惡道をなせば必ず後の病になるとあるが、

其王之謂乎、

【註】爲定四年、吳入郢傳、

楚王のことであらうとなり、

【經】二十有五年、春、叔孫婼如宋、

甲。翌日浦人が河上へ出たれば、どうしたかこの玉が出て有て拾ふたなり、

陰不佞以温人南侵、

【註】不佞、敬王大夫、晉以温人助敬王、南侵子朝、

陰。周の大夫が晉より指向けたる加勢の温人を引率して、南の方子朝が地を侵しに出た、

拘得玉者、取其玉、將賣之、則爲石、王定而獻之、

【註】不佞獻玉、

拘。件の玉を拾ふたる男をとらへて、その玉を取上げた、○將。その玉を賣らうと云たれば、忽ち化して石になつて、○王。敬王の代に成た上にて、この玉を獻じたれば、

與之東訾、

【註】喜得玉、故與之邑、鞏縣西南訾城是也、

寶器の戻つたを悦び玉ひて、東訾と云采邑を下されたなり、

楚子爲舟師以略呉疆、

【註】略、行也、行呉界、將侵之、

呉に伐たれたを口惜くおもうて、舟軍をとゝのへて呉國の界を乘り來り行ぐりて、呉を攻るつもりなり、

沈尹戌曰、此行也、楚必亡邑、不撫民而勞之、呉不動而速之、

【註】速、召也、

沈。宋にて評判に、楚は邑を亡なうであらう、自分の民を撫育することはなくて勞らかす、

呉踵楚、

【註】踵、楚踵跡、

呉。呉は居ながら敵を引付て動きもせず、楚の引取るときにあとを踏みて追駈るであらう、

而疆場無備、邑能無亡乎、越大夫胥犴勞王於豫章之汭、

れば、

吾小國懼矣、然大國之憂也、吾儕何知焉、吾子其早圖之、詩曰、缾之罄矣、惟罍之恥、

【註】詩、小雅、罍、大器、缾、小器、常稟於罍者、而所受罄盡則罍爲無餘、故恥之、

吾。拙者などの小國でさへ氣づかはしく存ずるなり、○然。されば君抔の大國は申すに及ばぬ憂であらう、○吾。私どもは及ばぬことで存ぜぬことなれども、吾子は宜しく謀られよ、○詩。このこゝろを詩にも申してござる、小き器の中に飲の盡て虚しく成るは、惟れ大器の大かめの恥になるとある、罍に飲が盡きたゆゑ、瓶へうつすべきものがないと云ことなり、此では晋を罍にたとへ、周室を小器に比したである、

王室之不寧、晉之恥也、獻子懼、而與宣子圖之、

【註】宣子、韓起、

王。左あれば天子の安からぬは晋の恥ぢやと存ずると云た、○獻。甚だ氣つかはしくおもうて宣子と相談して、

乃徵會於諸侯、期以明年、

【註】爲明年會黃父傳、

乃。諸侯を會せしめ周をさだめんとて、明年會せうと期をさして令したとなり、

秋、八月、大雩、旱也、

【註】終如叔孫之言、

昭子が云たとほりひでりに成りた、

冬、十月、癸酉、王子朝用成周之寶珪于河、

【註】禱河求福、

周の寶物たる玉を河水へ沈めて福を祈りた、

甲戌、津人得諸河上、

【註】珪自出水、

である、○日。　春分はもはや日の盛なるときなり、盛なるときなれば陽氣が克て食せられぬはずである、それに陽が克たぬ、若し克つに至て發するならば甚しからう、しかれば大旱でなくてははかなはぬと云た、

陽不克莫、將積聚也、

【註】陽氣莫然不動、乃將積聚、

陽。莫は茂密の貌で、陽氣が克たず得發達せずして、內に積りあつまりて動かずに居るとなり、

六月、壬申、王子朝之師、攻瑕及杏、皆潰、

【註】瑕杏、敬王邑、

兩邑を攻たれば兩邑ともに內くづれがした、

鄭伯如晉、子大叔相、見范獻子、獻子曰、若王室何、對曰、老夫其國家不能恤、敢及王室、抑人亦有言、曰、嫠不恤其緯、

【註】嫠、寡婦也、織者常苦緯少、寡婦所宜憂、

朝せられた、○子。　鄭伯を相けて從ふた、○見。　晉の獻子に逢たれば、獻子が大叔へ向うて周室の亂は如何してよからうぞと問た、○對。　大叔がこたへには、拙者ことは手前の國家さへも心のまゝに恤め治むることを得いたさぬ上は、何として王室の御事までに手が屆かんや、○抑。　併しながら世人の世話ごとにも申しならはすことが有る、○曰。　寡女と云ものは職を業として、糸の緯が足らねばそれを恤れへにすべきものなれども、それは苦にせずして、

而憂宗周之隕、爲將及焉、

【註】恐禍及己、

宗周の隕ことを憂ふるとなり、これは後には自分の身へも禍が及んで世に住れぬやうになるゆゑと見ゆる、

今王室實蠢蠢焉、

【註】蠢蠢、動擾貌、

今。　しかる處に只今王室は最中蠢々と動亂のときな

【註】貶二婼族一、所三以尊二晉婼一、行人故不レ言レ非レ己、
○不　もはやかへり玉ひても宜きゆゑ、不腆敝邑の禮を以て從者達を享せんと存ぜらるゝに付、拙者を以て吾子を逆へらるゝほどに、來られよと云の口上なり、○叔　享を受てかへつた、○二　公族を除きて叔孫とかゝぬは晉を敬ふたである、

三月、庚戌、晉侯使三士景伯涖二問周故一、

【註】涖、臨也、就問二子朝敬王一、知二誰曲直一、
周の大亂に因て何れが王ともさだまらぬに因て、士景伯を判者として晉より周へ來らせて、周のあらそひは何ゆゑで、何れが直な曲たと云を問はせられた、

士伯立二于乾祭一、而問二於介衆一、

【註】乾祭、王城北門、介、大也、
○士　都の北門に決斷所をまうけて、偏く周の公卿殿上人をあつめて、何れか正直なと云ことを問ふた、

晉人乃辭二王子朝一、不レ納二其使一、

【註】衆言二子朝曲一故、
○晉　景伯が問たれば、ことごくの公家衆が子朝曲奸であると云ことを告た、それゆゑ是までは子朝の使が折々晉へ行きて加勢を乞ひなどしたれども、もはや辭して使を晉へはよせ付けなんだ、邪曲と云ことがあらはれたゆゑであるなり、

夏、五月、乙未、朔、日有レ食レ之、梓愼曰、將レ水、

【註】陰勝レ陽、故曰二將一レ水、
日食があつたれば、梓愼が今年は大水の出る年であらうと云た、これは月が日を蔽ひ克つゆゑ、火より水の克つと云をかんがへて云た、

昭子曰、旱也、日過レ分而陽猶不レ克、克必甚、能無レ旱乎、

【註】過二春分陽氣盛時一而不レ勝レ陰、陽將二猥出一、故爲レ旱、
○昭　これは今年はひでりであらうと云た、大な違ひ

無人、戊午、王子朝入于鄔、

【註】緱氏西南有鄔聚、言子朝稍强、〇君　右のとほりなれば、君にも專ら德を務られよ、人數のないことはうれひ玉ふなとなり、〇戊　そろ〳〵强くなるである、

晉士彌牟逆叔孫于箕、

【註】將禮而歸之、

もはや叔孫をかへさうと云の相談に及んで、士景伯が箕へむかひに來るである、

叔孫使梁其踁待于門内、

【註】踁、叔孫家臣、

叔　これが危うきところであるなり、叔孫が自分の家臣梁其踁と云ものに命じて、門の內に立せておいて、

曰、余左顧而欬乃殺之、

【註】疑士伯來殺己、故謀殺之、

曰　今日景伯來るは余を殺害に來ると見ゆれば、却つて彼めを討はたすがよい、余が門まで彼をむかひに出てあらうならば、大略やうすが知る丶であらう、その時余が左の方を見てせきばらひをしたならば、其方うしろより飛か丶りて一と刀に打殺せ、

右顧而笑乃止、叔孫見士伯、士伯曰、寡君以爲盟主之故、是以久子、

【註】久執子以謝邾、

右　又右の方を見て完爾と笑たらば止めよと云含めた、〇叔　さて士伯が來たれば、叔孫が出むかへたであるなり、〇士　存のほかで、士伯が口上には、主人ことは盟主の職分なれば、邾人が訴ふるを默止ても居られず、そのゆゑに足下を久しく執へおきて邾を宥めた、

不腆敝邑之禮、將致諸從者、使彌牟逆吾子、叔孫受禮而歸、二月、踁至自晉、尊晉也、

【註】無傳、
葬會した、

【傳】二十四年、春、王正月、辛丑、召簡公南宮嚚以甘桓公見王子朝、

【註】簡公、召莊公之子、召伯盈也、嚚、南宮極之子、桓公、甘平公之子、
兩人は子朝の黨故、甘桓公を味方に引入れて、王子朝に謁せしめた、

劉子謂萇弘曰、甘氏又往矣、對曰、何害、同德度義、

【註】度、謀也、言唯同心同德則能謀義、子朝不能、於我無害、
劉○今度甘氏も敵の方へ往きて、味方を又一人失ふたとなげかれた、○對○萇弘のこたへに、何にも害には成らぬほどに患れへらるゝな、○同○これは書經の泰誓の文である、德のひとしくそろふたものは、心を同じくして義をはかる、子朝は德はなければこの方の害にはならぬ、味方は何十人從うても苦しからぬと云ふこと、

大誓曰、紂有億兆夷人、亦有離德、

【註】言紂衆億兆、兼有四夷、不能同德、終敗亡、
大○紂王は億兆の臣があつて四夷までを從へたれども、德を同うせぬゆゑ、みな離散してつひには亡びたである、

余有亂臣十人、同心同德、

【註】武王言我有治臣十人、雖少同心也、今大誓無此語、
余○武王の言なり、余には治れる臣が十人あるとなり、此小勢でも心を同じくして德を同じくするゆゑ、能く克つことを得るであらうとの玉ひた、【注】今古文尚書にある語なれど、杜預の頃はなかつたなり、

此周所以興也、君其務德、無患

無○善い鑑ではないか、○若○楚の中興の賢君四代
までも、

土不レ過レ同、

【註】方百里爲二一同、言レ未レ滿二一圻、

土○土地は左のみ廣くもなく、○同○は百里四方そ
れより多くはなかりしなり、

愼二其四竟、猶不レ城レ郢、今土數圻、

【註】方千里爲レ圻、

愼○それでさへ四方の竟をまもり玉ひて、要害に城
は建てられなんだ、○今○それに段々土地を開きて、
千里四方がいくつも有やうになつた、

而郢是城、不二亦難一乎、

【註】言守若レ是、難三以爲二安也、爲レ定四年、吳入レ楚
傳、

而○それで居ながら又城をかまへて畏るゝなり、是
やうな心では國がたもちがたいではないかと云た、

【經】二十四年、春、王二月、丙戌、仲-

孫貜卒、

【註】無レ傳、孟僖子也、
魯の卿なり、

婼至レ自レ晉、

【註】喜レ得レ赦歸、故書レ至、
免されてかへつたゆゑ書たなり、

夏、五月、乙未、朔、日有レ食レ之、

秋、八月、大雩、

丁酉、杞伯郁-釐卒、

【註】無レ傳、未レ同盟、而赴以レ名、丁酉、九月五日、有
レ日無レ月、
告文なり、

冬、吳滅レ巢、

【註】楚邑也、書レ滅、用二大師一、
告文なり、

葬二杞平-公一、

【註】在僖十八年、
昔外と堀をほりて內くづれがした例もあるなり、
【注】在　この注はあやまりなり、十九年である、

民弃其上、不亡何待、夫正其疆場、修其土田、險其走集、

【註】走集、邊竟之壘壁、
兎角民の和するのでなくては亡ずにはをらぬ、○夫　誠に國をまもると云ものは、國の疆をたゞしくして、その土田を能く修理して荒さぬやうにして、○險　所々の取手や枝城などを險にして、

親其民人、明其伍候、

【註】使民有部伍、相爲候望、
親　下々の者をよくなつけ、○明　軍列の部伍を相まもつて明白にし、

信其鄰國、愼其官守、守其交禮、

【註】交接之禮、
四鄰の國と信を以て交り、其官其官の守職を愼しましめ、交接の禮を守て、

不僣不貪、不懦不耆、

【註】懦、弱也、耆、强也、
不僣は讒慝の僞りなき様にし、○不　無作と貪欲ならず廉直にして、○不　懦弱にもなくして、人にあなどり耻しめられぬやうにし、○不　强は人を陵ぎて無禮することなり、それをせぬやうにとなり、是みな國をまもるのことである、

完其守備、以待不虞、又何畏矣、
詩曰、無念爾祖、聿修厥德、

【註】詩、大雅、無念、念也、聿、述也、義取念祖考則述治其德、以顯之、
完　右のとほりにした上にも、兵器をはじめ萬事武備をかけめなくして、以て不虞のことの用心さへすれば、何にもおそるゝことはないとなり、○詩　先祖の法を念て忘れねば、先祖の德を述べ修復してゆくと云てある、

無亦監乎若敖蚡冒至于武文、

【註】四君、皆楚先君之賢者、

【註】政卑損、
天。德が卑くなりては諸侯と云が守る樣になつた、

諸侯守在四鄰、

【註】鄰國爲之守、
諸。さて諸侯も古の諸侯は四鄰を守りとして居た、

諸侯卑守在四竟、

【註】裁自完、
諸。この諸侯も衰へてやうやく四方の國竟を守るに及だ、しかれば自分の國一竟をつゝしむでのことなり、

愼其四竟、結其四援、

【註】結四鄰之國爲援助、
愼。左あれば四方の竟內を愼で、四方鄰國のよしみを結びたすけをたのみて、

民狎其野、

【註】狎、安習也、
民。その國中になれ安んじて、田野をこゝろやすく耕作して、

三務成功、

【註】春夏秋三時之務、
三。農のときを務て怠りさへせねば、

民無內憂、而又無外懼、國焉用城、今吳是懼、而城於郢、守已小矣、卑之不獲、能無亡乎、

【註】不獲守四竟、
民內のうれひはなく、又外よりせめらるゝ氣づかひも無いである、○國。このやうにさへあれば何にも城くことは入らぬものであるなり、○今。今は只ひたすら吳をおそれて郢に城けども、これは守り所が小いである、敵をふせぐ要害とて、一城をかまへてたのみにして居ては滅るの基なり、○卑。上に云とほりの卑しく成りたる四竟の守りさへ獲せでは、亡ることが無かるまいや、國は有たれぬなり、

昔梁伯溝其公宮而民潰、

り、○將。　夫人を奪ばれては生きて居られぬと云て自殺にかゝつた、○衆。　これより呉を伐て勝負を求め玉へとすゝめた、

薳越曰、再敗君師、死且有罪、

【註】此年秋、敗於雞父、設往復敗、爲再敗、

薳。　先頃呉人に散々追散され、今又軍をして再び君の兵士を敗軍させたときには、死でも罪になるであらう、

亡君夫人、不可以莫之死也、乃縊於薳澨、

【註】薳澨、楚地、

亡。　殊に夫人まで失うては死なずには居られぬと云て、縊れて死だなり、

公爲叔孫故如晉、及河、有疾而復、

【註】此年春、晉爲邾人執叔孫、故公如晉謝之、

叔孫が執はれたるわびに往て、病氣にて途中よりかへられた、

楚囊瓦爲令尹、

【註】囊瓦、子囊之孫子常也、代陽匄、

城郢、

【註】楚用子囊遺言、已築郢城矣、今畏呉復增修以自固、

事を執るに至て郢に城をかまへたとなり、

沈尹戌曰、子常必亡郢、苟不能衞、城無益也、古者天子守在四夷、

【註】德及遠、

沈。　今度の令尹は郢を亡されて得有たぬであらう、○苟。　國を守ることも成らいで、城ばかりきづいたと云て何の益になるものぞ、○古。　古昔は天子の御德が四方の夷まで及びて、四夷をまもらせ玉ひた、

天子卑守在諸侯、

【註】謂幽王時也、三川、涇渭洛水也、地動川岸崩、

周○ 周の幽王の亡び玉ひたるときに、三の川が地震に埋まりたることもあつた、是は國の亡ぶる前表である、

今西王之大臣亦震、天弃之矣、

【註】子朝在王城、故謂西王、

今○○ 西王は子朝を云、西の方王城に居らるゝゆゑなり、この大臣南宮極も地震に打たれて死だであれば、天も弃て玉ひたと見ゆる、

東王必大克、

【註】敬王居狄泉、在王城之東、故曰東王、

東○ しかる上は今東に居玉ふ王の大勝利で有らうと云た、

楚大子建之母在郹、

【註】郹、郹陽也、平王娶秦女、廢大子建、故母歸其家、

大子の建が母は本と蔡の國の人なるゆゑ、寵がなくなりて後は蔡の内なる郹陽と云所へ引込で居られた、【注】郹○ 楚の東北の方で蔡の内に郹陽と云がある、○平○ 楚の平王が秦の女を娶られてより、この夫人は寵を失はれた、大子建も廢せられた、それゆゑ家にかへつて居られたなり、

召吳人而啓之、冬、十月、甲申、吳大子諸樊入郹、

【註】諸樊、吳王僚之大子、

寵もなく大子をも逐出されたを怨みて、郹へ吳人を手引いたされた、○冬○ 左様に内通して引入れたゆゑやす〳〵と郹まで入た、

取楚夫人與其寶器、以歸、楚司馬薳越追之、不及、將死、衆曰、請遂伐吳以徼之、

【註】徼、要其勝負、

取○ それより楚の夫人と寶器とを取てかへつた、○楚○ 吳人を追駈て見たれども、もはや及ばなんだな

てたゝかひ、又は少づゝ走て楚の軍を釣りよせるである、○三　先陣と三國と入れ亂れたるところで呉の本そなへが進で撃た、○三　散々に伐成されて、胡沈の君は生捕と成られた、陳は大夫を執はれた、○舍　これ又謀である、胡沈の士卒の囚人をば追放ちて、許や蔡頓の陣へ吾君はみな討れて死玉ひたと云はせた、○師　かの氣勢の落たところへ付こみて虛に乘じ追すがつて、呉軍がどや〳〵と譟て攻よせたれば、三國の兵は吾先きにと逃奔た、

楚師大奔、書曰、胡子髡沈子逞滅、獲陳夏齧、君臣之辭也、

【註】國君、社稷之主、與宗廟共其存亡者、故稱滅、大夫輕、故曰獲、獲、得也、

楚○　大崩れと云に及だなり、○書　經に滅たと書たは國君ゆゑなり、君は滅ぶと云、陳の大夫は何某を獲たと書たは君臣を分けたる辭なり、

不言戰、楚未陳也、

【註】嫌與陳例相涉、故重發之、

不○　不意を伐れて陳を張らなんだゆゑ、たゝかふとは言はぬとなり、

八月、丁酉、南宮極震、

【註】經書乙未地動、魯地也、丁酉、南宮極震、周地、亦震也、爲屋所壓而死、

南宮極と云者の家が地震でたふれて、壓し打れて死なれた、經にあるのは魯國の地震のことなり、これは周の地震のことである、同時に周にも地震があつたと見ゆるなり、

萇弘謂劉文公曰、君其勉之、先君之力可濟也、

【註】文公、劉蚠也、先君、謂蚠之父獻公也、獻公亦欲立子猛、未及而卒、

萇○　周の卿へ云には、足下も隨分勉めて出精し玉へ、足下の先君獻公の力を成就なさるゝやうに致されます、

周之亡也、其三川震、

後○ 後陣をば敎くして、人數も多く軍旅も能く整へて伐つならば、克ぬと云ことはあるまいと云たなり、

吳子從之、戊辰、晦、戰于雞父、

【註】七月二十九日、違兵忌晦戰擊楚所不意、

吳○ 尤とて從はれた、○戊○○ 晦日と云は大陰の極りなれば兵家で忌む日である、しかれば楚人も油斷して居るところを付けこんで、雞父と云ところにて戰ふた、

吳子以罪人三千、先犯胡沈與陳、

【註】囚徒不習戰、以示不整、

吳○ 吳の軍略に、先づ先きへ囚徒の罪人どもの無骨なるものどもを三千人出して、はなはだ不調法なる體で三國の陣へ取かけた、

三國爭之、吳爲三軍以繫於後、

中軍從王、

【註】從吳王、

三○ 計ごとゝも知らず備へのとゝのはぬを侮り、三國ともに爭うて進んだである、○吳○ 後陣の兵を屹とそなへて後をつなぎ引つづいて攻たで有る、これは好き謀なり、○中○ 吳王は中軍に居て士卒を從へらるゝ、

光帥右、掩餘帥左、

【註】掩餘吳王壽夢子、

光○ 公子光は右備となり、掩餘は左備となりて押よせた、

吳之罪人、或奔、或止、三國亂、吳師擊之、三國敗、獲胡沈之君、及陳大夫、舍胡沈之囚、使奔許與蔡頓、曰吾君死矣、師譟而從之、三國奔、

【註】三國、許蔡頓、

吳○ 元來手段のことなれば、走るかとおもへば踏止

陳大夫齧壯而頑、頓與許蔡疾楚政、楚令尹死、其師熸、帥賤多寵、政令不壹、

【註】帥賤、薳越非正卿也、軍多寵人、政令不壹於越、

○陳　壯年でかたくなるものなり、○頓　三國は楚の政を疾んで居る、○楚　大將は病死して軍中は火がきゆる、○帥　薳越は官が卑く元帥にしては賤しい上に、從うて居るものには貴寵の高祿のものが多いゆゑ、○政　薳越が令を守らず、かの寵臣どもが心に令を立つるでござらう、

七國同役而不同心、

【註】七國、楚頓胡蔡陳許、

○七　しかれば右の七國どもも軍役には同く出たれども、心は別々に成てそろはぬ、

帥賤而不能整、無大威命、楚可敗也、若分師先以犯胡沈與陳、必先奔、三國敗、諸侯之師乃搖心矣、諸侯乖亂、楚必大奔、請先者去備薄威、

【註】示之以不整、以誘之、

○帥　そろはぬとは知ても、かの元帥が賤しければとのふることもかなはぬ、○無　大將が屹と令を示さねば外にこわい者はない、されば前に申したやうな威は一向ござらぬことなれば、○楚　しかる上は楚の軍は敗りやすくござる、○若　この方よりもし軍兵を二手に分て、先づ胡沈陳の三國を犯さば、彼らはかならず逃るでござらう、○三　この三國をさへ敗れば、その餘の諸侯はこゝろを搖しおどろきさわぐであらう、○諸　諸侯のそなへが亂れて來れば、楚は大くづれに成て奔らうとなり、○請　左あればこの方は先き備を棄て、成合にして軍威の落たやうにして、

後者敦陳整旅、

【註】敦、厚也、

を受ることは好みますまいと云たゆゑ、○遂　魯へにげて來られた、○齊　莒の君を立かへたなり、

吳人伐州來、楚薳越帥師、

【註】令尹以疾從戍、故薳越攝其事、

吳より州來を攻た、

及諸侯之師、奔命救州來、吳人禦諸鍾離、子瑕卒、楚師熸、

【註】子瑕、即令尹、不起所疾也、吳楚之間、謂火滅爲熸、軍之重主喪亡、故其軍人無復氣勢、

○楚　楚より諸侯を引連て命に奔り駈付て州來を救ふた、楚の令尹子瑕は病氣で有ながら、戍に從うて出は出たけれども、軍の裁配は成らぬに依て、薳越が名代に事を攝したなり、○吳　吳人に出向うてふせいだ、○子　大將の令尹が病氣が重りて陣中で死だ、○楚　大將がなくなりたゆゑに、火のきえたやうに成た、何を云ても重き主將となる令尹が死だゆゑ、氣力も勢ひもなくなりた、

吳公子光曰、諸侯從於楚者衆、而皆小國也、畏楚而不獲已、是以來、吾聞之曰、作事威克其愛、雖小必濟、

【註】克、勝也、軍事尚威、

○吳　今度諸侯の楚に從ふものは多けれども、みな小國でさして恐るゝに足らぬ、○畏　右の國々も楚の勢ひにおそれて下知には從ふなれども、これは已むことを得ずして來たであるなり、○吾　軍事を作さうとおもふには、威が愛に克ちさへすれば小勢でもかならず成ると承はつた、愛するばかりにては勢ひがなきものなり、軍はきびしいに越すことはござらぬ、

胡沈之君、幼而狂、

【註】狂、無常、

○胡　今度楚へ一味したる國でも、胡沈の君は年も弱くて無法者である、

闉、
【註】西闉、周地、
丙。又伐まけられた、〇甲。勢ひにのりて又周の地
を取た、
丙寅、攻蒯、蒯潰、
【註】河南縣西南蒯鄉是也、於是敬王居狄泉、
尹氏立子朝、
丙。尹辛が大きに勢がつよくて又蒯を攻とつた、先
づこの時には王は追出されて、子朝が入て立たであ
る、
莒子庚輿虐而好劍、苟鑄劍、必
試諸人、國人患之、又將叛齊、烏
存帥國人以逐之、
【註】烏存、莒大夫、
はなはだ暴虐人にて打物をこのまるゝ、〇苟。新身
を打たせては必ず人を捕へて、生きだめしをして試
らるゝ、〇國。諸臣もはなはだ氣のどくにおもうて
居た、〇又。先たちて従ふたる齊へ又そむかうとせ
られた、〇烏。莒の大夫が國のためなれば此君は逐
出すがよいと云て、一家中をつれて逐た、
庚輿將出、聞烏存執殳而立於
道左、懼將止死、
【註】殳、長丈二而無刃、
庚。力に及ばず國を出んといたさるゝ處に、出て行
く道の向に烏存が殳を持て立て居ると云沙汰を莒子
が聞れて、大きにおそれ止まりて自殺せんと云れた、
苑羊牧之曰、君過之、
【註】牧之亦莒大夫、
苑。君は彼をおそれず過去り玉へ、
烏存以力聞可矣、何必以弒君
成名、遂來奔、齊人納郊公、
【註】郊公、著丘公之子、十四年奔齊、
烏。彼烏存と云男は勇力の聞えはあれども、何ぞ君
を弑するやうなる惡事をいたさうや、主ころしの評

六月、壬午、王子朝入于尹、

【註】自京入尹氏之邑、

六○　又他所へ落たなり、

癸未、尹圉誘劉佗殺之、

【註】尹圉、尹文公也、劉佗、劉蚠族、敬王黨、

癸○　子朝方よりだまして殺した、

丙戌、單子從阪道、劉子從尹道、伐尹、單子先至而敗、劉子還、

【註】單子敗故、

丙○　兩方より云合せて伐返しに出かけた、○單○　手筈がちがうて單子が先きへ往着て、尹圉とたゝかうて打まけられた、○劉○　單子がやぶれたを聞てかへられた、

己丑、召伯奐南宮極以成周人戍尹、

【註】二子、周卿士、子朝黨、奐、召莊公、

己○　これは子朝方にて尹を戍り固めに來るなり、

庚寅、單子劉子樊齊以王如劉、

【註】辟子朝出居劉子邑、

庚○　子朝がよせては危いに依て、三人して王を守護して、劉氏の邑へ立のいた、

甲午、王子朝入于王城、次于左巷、

【註】近東城、

甲○　又入かはつた、

秋、七月、戊申、鄩羅納諸莊宮、

【註】鄩羅、周大夫、鄩肸之子、

秋○　莊王の廟へ朝せしめた、

尹辛敗劉師于唐、

【註】尹辛、尹氏族、唐、周地、

尹○　又王の方が敗軍したである、

丙辰、又敗諸鄩、甲子、尹辛取西

をつかうて免さするためなり、

叔孫曰、見我、吾告女所行貨、見而不出、

【註】留申豐、不使得出、不欲以貨免、

叔　これを聞て先づ一端この方へ來て逢れよ、その上にて吾れ足下に賂ひをつかうてよい先きぐを指圖せうと云たなり、○見　豐は何ごゝろもなく尤と思うて、叔孫が旅舍へ來て逢ふたれば、申豐をば旅宿より再び他へ出さぬなり、賂をつかはせぬつもりなり、

吏人之與叔孫居於箕者、請其吠狗、弗與、及將歸、殺而與之食之、

【註】示不愛、

吏　叔孫が旅宿を守る番人が、叔孫がよく吠る狗を連れて居た、何とぞ私に下されよと云た、これも成らぬと云てやらなんだ、○及　歸ると云に成たときに、此狗を殺して彼の望みたる吏人に食せたとなり、これは惜しいではなけれども、賂とみえようかと思て與へなんだと云心なり、

叔孫所館者、雖一日必葺其牆屋、

【註】葺、補治也、

叔　一日泊たところでも牆や屋を修復して、破壞したところのないやうにした、

去之如始至、

【註】不以當去而有所毀壞、

さてかへる時にははじめて來たときのやうにしてかへり、少しも毀ち荒らさぬやうにしたとなり、

夏、四月、乙酉、單子取訾、劉子取牆人直人、

【註】三邑、屬子朝者、訾、在河南鞏縣西南、

子朝が味方の邑どもを攻取た、

先○ 先づ郲人には叔孫へ過怠牢を云付ると云て、負け公事と云を示して歸らせたとなり、○士○ これは士伯が口上である、まだ叔孫は捕へておかねば成らぬによりて、押籠め置くところを替るである、たゞ今の場所に居玉ひては芻蕘を求め玉ふにも不便利に有らうと存ずる、左あれば從者達も病へにおもはれうと推察いたすに付て、しかるべき都下へ遷り玉ひて、自由をいたさるゝやうにと存ずると云た、

叔孫旦而立、期焉、

【註】立待命也、從旦至旦爲期、

叔○ 叔孫が承知いたしたと云や否や、衣冠をとゝのへて立た、そのまゝ今朝より明日の朝まで立て居たである、

乃館諸箕、舍子服昭伯於他邑、

【註】別囚之、

乃○ そこでやう〳〵箕と云ところへ入れた、さて子服昭伯は外のところにおいたとなり、

范獻子求貨於叔孫、使請冠焉、

【註】以求冠爲辭、

范○ 叔孫が金を遣ふたらば免さうと云ふ下意で、足下の冠を賜はれと云こしたである、これは金をくれよ玉帛を玉はれとも云はれぬに付て、冠とかこ付て云はせた、

取其冠法、而與之兩冠、曰盡矣、

【註】既送作冠模法、又進二冠以與之、僞若不解其意、

取○ こゝが叔孫が烈しいところなり、賂などをつかうてのがるゝこゝろは少しも無いゆゑ、空とぼけた貌をして、冠の寸法を書付てつかはされよと云やりて取よせ、冠を二つこしらへて贈て、○曰○ 今少し澤山に冠を進上いたしたく存ずれども、無くなりましたと云て知らぬ貌をして居たなり、

爲叔孫故、申豐以貨如晉、

【註】欲行貨以免叔孫、

爲○ 魯國にて叔孫をはやく國へむかへたく思うて、大夫の申豐に貨を持せて晉へ來らせた、諸役人へ賂

へ來て居らるゝに、若し國本を亡されたらば、どこへ歸らるゝものであらうぞ、又晉に喰ひ付て居られてもこの方の大せわものである、

子雖悔之、何及、所謂盟主、討違命也、若皆相執、焉用盟主、

【註】聽邾衆取叔孫、是爲諸侯皆得輒相執、

子。左やうになりた上では、足下の後悔し玉ふても及まいとなり、○所。諸侯頭は何の爲めなれば、法に違ふたものどもをば討じて、理非をさばくためである、○若。論が出來るたびに互に勢ひに任せて執ふるほどならば、焉ぞ盟主を用ひんや、盟主は入用に無いと云ものなりと云た、

乃弗與、使各居一館、

【註】分別叔孫子服回、

乃。この諫めにて叔孫を邾へ與ふることは止めて、叔孫と子服とを別々に入れておいた、

士伯聽其辭、而愬諸宣子、乃皆執之、

【註】二子辭不屈、故士伯愬而執之、

士。右のとほり兩人を分けて置たは、云合せをさせまじき爲めである、その上に士伯が兩人の云わけを聞たところに、二人ながら辭がすこしも屈せず中々あやまらぬゆゑ、宣子に訴へて兩人をとらへて先づ四人の貌にした、

士伯御叔孫、從者四人、過邾館、以如吏、

【註】欲使邾人見叔孫之屈辱、

士。士伯が叔孫を御と云はつれて行くことなり、進め道引て役所へ連れて出るに、叔孫が共廻りはたゞ四人を附けて、邾の旅館の前をとほりた、これで邾人に腹いせをさせた、吏は役所と見るべし、

先歸邾子、士伯曰、以芻蕘之難、從者之病、將館子於都、

【註】都、別都、謂箕也、

邾。殊に邾は中國と云までもなく夷の風ある國なれば、拙者などは彼と同座は得いたすまい、

寡君之命介、子服回在、

【註】子服回、魯大夫、爲叔孫之介副、

寡。然る上は主人より今度介副の使者に、子服回を副へ越れて參りて居るなり、

請使當之、不敢廢周制故也、乃不果坐、韓宣子使邾人聚其衆、將以叔孫與之、

【註】與邾、使執之、

請。此者と邾の大夫と對坐を仰付られよ、○不。かやうに申すのも、周の御定めを破るまい爲めに申すと云て、○乃。中々叔孫は公事場へ出なんだ、○韓。晉の韓宣子が云分をにくみて、邾人へ內々云含めて、邾の人夫をあつめて叔孫を捕へ、その方にて存分にせよと云渡して、叔孫を與へんと思ふた、さりとは不都合な仕方である、

叔孫聞之、去衆與兵而朝、

【註】示欲以身死、

叔。このことを叔孫がきゝて、どのやうになりともこゝろ次第と云こゝろにて、從者も去て鎗も持せず覺悟をきはめて朝した、

士彌牟謂韓宣子、

【註】彌牟、士景伯、

士。士景伯が見兼ねて、

曰、子弗良圖而以叔孫與其讐、叔孫必死之、魯亡叔孫、必亡邾、邾君亡國、將焉歸、

【註】時邾君在晉、若亡國無所歸、將益晉憂、

曰。韓宣子へ向て、足下は良く分別もなさずして、叔孫をとらへてその讎に與へられたらば、邾人が大方殺すであらう、○魯。魯國も若しこの叔孫を殺されてあらうならば、よもや默しては居まい、かならず邾の國を伐亡すで有らうと也、○邾。いま邾の君は晉

斷其後之木而弗殊、邾師過之、乃推而蹷之、遂取邾師、獲鉏弱地、

【註】取邾師不書、非公命、

斷○　とほり過たる後の路へ人を廻して、兩側に生へ茂りたる大木どもを切りて、○弗○　弗殊と云は半分づゝ伐りかけにしておくを云、殊とは何にても切はなして別々にするを云なり、○邾　邾の勢がこのところを通り過るや否や、此樹どもを兩側より推たほして道をふさぎ、再あとへ退られぬやうにした、○遂　大將の大夫をみな生捕つた、

邾人愬于晉、晉人來討、

邾○　邾より覇者へ訴へたれば、晉より何のとがあつて捕へたぞと云て咎めて來た、是ことわり無くして通たは不屆なれども、召捕たるもあまり理不盡な仕方であるなり、

叔孫婼如晉、晉人執之、書曰、晉人執我行人叔孫婼、言使人也、

【註】嫌內外異、故重發傳、

右の云わけにて晉へ來れば即座に召捕た、これも又理不盡なことなり、○書○　經に行人と書たが晉を罪したである、何國のでも行人は捕へたり、殺したりはせぬ法なり、されば行人と書て見せたが罪したるなり、

晉人使與邾大夫坐、

【註】坐訟曲直、

晉○　魯の叔孫と邾の大夫と對決させうと云た、

叔孫曰、列國之卿、當小國之君、固周制也、

【註】在禮、卿得會伯子男、故曰當小國之君、

叔○　叔孫が邾の大夫と同席はせまいと云である、列國の卿は小國の君にあたると云が周よりの制法である、

邾又夷也、

【註】邾雜有東夷之風、

還、將自離姑、

【註】離姑邾邑、從離姑則道徑魯之武城、

還。此邾の國は魯の附庸にて、魯國にひつ付たる國ゆゑ、領分も入接りて居るなり、さて普請のすみたる上にて、邾の城下へ歸るとて離姑へかゝりては、魯國の枝城の武城を通らねばならぬ、と云た、離姑と云ふへかゝりては、魯國の枝城の武城を通らねばならぬ、

公孫鉏曰、魯將御我、

【註】鉏、邾大夫、

公。此時分戰國なれば、隣國でも領内を通るには、道を借用致したいと頼だ上にて通る法である處を、今武城をことわりなしに通られぬ故、邾の大夫が武城へかゝりては魯國より禦ぎ通すまい、

欲自武城還循山而南、

【註】至武城而還、依山南行、不欲過武城、

欲。武城の手前迄行きて脇へなぎれて、山の麓を傳ひて南へ向ひ、武城を避けて歸らうと云た、

徐鉏丘弱茅地、

【註】三子、邾大夫、

徐。無分別な大夫どもが打寄りて云には、

曰、道下、遇雨、將不出、是不歸也、

【註】謂此山道下濕、

山の腰を傳うては大分道が卑くて、雨に遇ふたらば出られまい、東海道は川支へが有て心元ないと云の類なり、○是　それでは國へ歸られまいと云て、

遂自離姑、

【註】遂過武城、

遂。とうとう武城をことわりもなしに、のさのさと通りかゝりた、

武城人塞其前、

【註】以兵塞其前道、

武。果して武城の大夫がきゝ付て、路次の細道へかゝりたる時分に、すゝむ前きの路中へ軍兵に兵具を持せて道を塞ぎ、

【註】敬王、辟子朝也、狄泉、今洛陽城內大倉西南池水也、時在城外、
告文なり、
尹氏立王子朝、
【註】尹氏、周世卿也、書尹氏立子朝、明非周人所欲立、
告文なり、尹氏一人して立たと書たは周の國中は歸服せぬことを示したものである、
八月、乙未、地震、
冬、公如晉、至河、有疾、乃復、
解に不及、
傳にてすむ、
【傳】二十三年、春、王正月、壬寅、朔、
二師圍郊、
【註】二師、王師晉師也、王師不書、不以告、
晉よりの加勢とともに子朝を攻よせたである、

癸卯、郊鄩潰、
【註】河南鞏縣西南有地、名鄩中、郊鄩二邑、皆子朝所得、
癸。子朝が領邑は皆內くづれがした、
丁未、晉師在平陰、王師在澤邑、
【註】平陰、今河陰縣、
丁。寄手の二軍二箇所に陣を取て、
王使告間、
【註】子朝敗故、
王より晉侯へ朝方も敗れたれば、先づ合戰の間に成たと告玉ふたである、
庚戌、還、
【註】晉師還、
庚。それゆゑ先づ一旦は晉の師も陣を引て歸つた、
郲人城翼、
【註】翼、郲邑、
郲人が領分の翼邑に陣屋を建た、

春秋左傳卷二十五

【註】昭公盡二十六年

【經】二十有三年、春、王正月、叔孫婼如晉、

【註】謝取邾師、
魯よりの使なり、

癸丑、叔鞅卒、

【註】無傳、
魯の卿が卒した、

晉人執我行人叔孫婼、

【註】稱行人、譏晉執使人、
使を執へたをそしつたなり、

晉人圍郊、

【註】討子朝也、郊周邑、圍郊在叔鞅卒前、經書後從赴、
告文なり、

夏、六月、蔡侯東國卒于楚、

【註】無傳、未同盟而赴以名、
告文なり、

秋、七月、莒子庚輿來奔、
魯へ來た、

戊辰、吳敗頓胡沈蔡陳許之師于雞父、

【註】不書楚、楚不戰也、雞父楚地、安豐縣南有雞備亭、

胡子髡沈子逞滅、

【註】國雖存君死曰滅、

獲陳夏齧、

【註】大夫死生通曰獲、夏齧徵舒玄孫、
告文なり、

天王居于狄泉、

【註】子旅、周大夫、

館。かりの御座所としたであるなり、

十二月、庚戌、晉籍談荀躒賈辛司馬督、

【註】司馬烏、

帥師軍于陰、

【註】籍談所軍、

于侯氏、

【註】荀躒所軍、

于谿泉、

【註】賈辛所軍、鞏縣西南有明谿泉、

十。所々に陣を張て周のしづまるをまつである、

次于社、

【註】司馬督所次、

次。督が陳所なり、

王師軍于氾、于解、次于任人、

【註】王師分在三邑、洛陽西南有大解小解、

王。王の軍兵は三つに分けて陣を張られた、

閏月、晉箕遺樂徵右行詭濟師取前城、

【註】三子、晉大夫、濟師、渡伊洛、

閏。伊洛と云川をわたして子朝が邑を伐取た、

軍其東南、王師軍于京楚、辛丑、伐京、毀其西南、

【註】京楚、子朝所在、

軍。取つめてみな陣を張り、城の一方を敗りたとなり、

【註】百工所在、洛陽東南有圉郷、
辛。勝に乘じて百官の籠たる處までよせて伐た、
冬、十月、丁巳、晉籍談荀躒、帥九州之戎、
【註】九州戎、陸渾戎、十七年滅、屬晉、州、郷屬也、五州爲郷、
及焦瑕溫原之師、
【註】焦、瑕、溫、原、晉四邑、
冬。晉より加勢が來て大軍を牽ゐて、
以納王于王城、
【註】丁巳在十月、經書秋、誤、
王を都へ入れた、
庚申、單子劉蚠、以王師敗績于郊、
【註】爲子朝之黨所敗、
庚。王の人數を牽ゐて郊外にて戰うて、今度は子朝方に敗られたなり、
前城人敗陸渾于社、
【註】前城、子城衆、社、周地、
前。子朝が邑のものどもが晉の屬軍を社にて敗た、
十一月、乙酉、王子猛卒、
【註】乙酉在十一月、經書十月、誤、雖未即位、周人謚曰悼王、
十。不幸にして卒せられた、
不成喪也、
【註】釋所以不稱王崩、
不。悼王と謚はしたれども、葬禮を成さぬゆゑ經に崩とは云てない、
己丑、敬王即位、
【註】敬王、王子猛母弟王子匄、
己。是又正統故即位いたされた、
館于子旅氏、

王城、
【註】王子處、子猛黨、守王城、距子朝、
劉○退れた、○單○子朝を入れまい爲に番城といたされた、

盟百工于平宮、
【註】平宮平王廟、
盟○百官と盟ふた、

辛卯、鄩肸伐皇、
【註】鄩肸、子朝黨、
辛○子朝が味方なり、單子と王の次り玉ひたる皇を伐たれども、

大敗、獲鄩肸、壬辰、焚諸王城之市、
【註】焚鄩肸、
克たず大敗北に及で生捕れた、○壬○市町で焚殺した、

八月、辛酉、司徒醜以王師敗績于前城、
【註】醜悼王司徒、前城、子朝所得邑、
八○王の勢を率ゐて子朝が領の前城を攻たれども敗られた、此ひゞきに、

百工叛、
【註】司徒醜敗故、
百○又周の百工どもが叛た、

己巳、伐單氏之宮、敗焉、
【註】百工伐單氏、爲單氏所敗、
己○上の百工どもが單氏を伐にかゝりて、己れらが敗北した、

庚午反伐之、
【註】單氏反伐百工、
庚○單氏が方より逆よせして伐かへした、

辛未、伐東圉、

丙寅、伐之、
【註】單子伐京、
丙。單子が又子朝を攻た、
京人奔山、劉子入于王城、
【註】子朝奔京、故得入、
京。又打まけて京を追出された、○劉。敵が退いたゆゑ先づ都へかへりた、
辛未、鞏簡公敗績于京、乙亥、甘平公亦敗焉、
【註】甘鞏二公、周卿士、皆爲子朝所敗、
辛。これは子朝に敗られた、○乙。又子朝にまけた、
叔鞅至自京師、
【註】葬景王還、
叔。魯の叔鞅は王の葬會に行いて、散々亂た處へ出合せ、葬りを早々すましてかへり、
言王室之亂也、

【註】經所以書、
王室の亂を語たゆゑ、魯の經に書留た、
閔馬父曰、子朝必不克、其所與者、天所廢也、
【註】閔馬父、閔子馬、魯大夫、天所廢、謂羣喪職秩者、
閔。魯の大夫が評に、それは子朝の利には成まい、○其。なぜと云に味方する者は正き者は一人もない、みな天に廢られたる殘黨どもばかりであるとなり、
單子欲告急于晉、秋、七月、戊寅、以王如平時、遂如圃車、次于皇、
【註】出次以示急、戊寅、七月三日、經書六月誤也、
單。晉の裁判を賴まうと思はれた、○秋。晉へ行くとて王の供奉して又平時へ行き、それより平時と云地に至り、皇と云所に陣どりて晉へ告られた、
劉子如劉、單子使王子處守于

ば、必ず來るであらう、そのときに盟にそむいて殺さうとなり、左やうに盟ひをそむきても勝利を得たる者が何ほどもあるとなり、仍てこの謀に從ふたのである、

樊頃子曰、非言也、必不克、

【註】頃子、樊齊、單劉黨、

樊。 これは單子方でこのことを聞て、言分が本意ならぬからは克つことは成まいと云た、

遂奉王以追單子、

【註】王子還奉王、

遂。 王子還が王を守立てヽ單子をしたひて追付て、

及領、大盟而復、

【註】領、周地、欲重盟令單子劉子復歸、

及。 周の領と云ところで大盟をもよほして、單子劉子をおびきよせて殺すつもりである、

殺摯荒以說、

【註】委罪於荒、

殺。 これが手段である、今度都を亂したはこの摯荒が所爲ゆゑなりとて、ころして云わけした、

劉子如劉、

【註】歸其采邑、

劉。 手段にのらず采邑へ退れた、

單子亡、乙丑、奔于平時、

【註】平時周地、知王子還欲背盟、故亡走、

單。 これも殺さるヽと云ことを知て、亡げ走て平時と云ふへ入られた、

羣王子追之、單子殺還姑發弱鬷延定稠、

【註】八子、靈景之族、因戰而殺之、

羣。 單子を追駈て行た、○單 寄手がこと〴〵くうたれて死だ、

子朝奔京、

【註】其黨死故、

子。 味方が討れたゆゑ奔られた、

亂を作した、

帥郊要餞之甲、

【註】三邑、周地、

帥。三邑の軍兵を率ゐて、

以逐劉子、

【註】逐伯蚠、

先づ劉蚠を逐出さんとして押しよせたなり、

壬戌、劉子奔揚、

【註】揚、周邑、

王。都を立退れた、

單子逆悼王于莊宮以歸、

【註】悼王子猛也、

單。先づ王の玉體が危いとて、御供して退んとした、

王子還夜取王以如莊宮、

【註】王子還、子朝黨也、不欲使單子得王猛、故取之、

王。これは子朝が味方なれども、王を單子にわたしてはことがむづかしいに付いて、人知れず夜中に王を奪うて莊王の宮廟へ入れおいた、

癸亥、單子出、

【註】失位、故出奔、

癸。王を奪はれたゆゑ爲方なく出られた、

王子還與召莊公謀、

【註】莊公、召伯奐、子朝黨也、

王。兩人相談して、

曰、不殺單旗、不捷、

【註】旗、單子也、

云には、兎角單子が生きて居ては妨げに成るからは、彼を殺さねばこの方の望は達せぬ、

與之重盟、必來、背盟而克者多矣、從之、

【註】從還謀也、

與。しかれば先づ重て和談せんと云て、盟を立たら

【註】王子猛次王、故單劉立之、懼諸王子或黨子朝、故盟之、

盟　子朝方も有らうかと云て盟た、

晉之取鼓也、

【註】在十五年、

前に鼓國が叛た故攻て、

既獻、而反鼓子焉、

【註】獻於廟、

捕へ來りて廟へ獻じてのちゆるし返したれども、

又叛於鮮虞、

【註】叛晉屬鮮虞、

又鮮虞に屬して晉に叛たゆゑ、謀計を以て滅すなり、

六月、荀吳略東陽、

【註】略行也、東陽晉之山東邑、魏郡廣平以北、

六　晉の荀吳が鄙縣の東陽を見分に廻りて、

使師僞糴者、負甲以息於昔陽之門外、

【註】昔陽、故肥子所都、

人數に云付て、東陽へ米を賣出しにつかはす體にもてなして、俵の內へ甲冑をつゝみ負て、昔陽と云鼓の近所の國にて休息し支度して、

遂襲鼓、滅之、以鼓子鳶鞮歸、使涉佗守之、

【註】守鼓之地、涉佗晉大夫、

それより鼓を取卷て滅した、○以　又とらへて來て鼓には大夫を入れてまもらせた、

丁巳、葬景王、王子朝因舊官百工之喪職秩者、與靈景之族、以作亂、

【註】百工、百官也、靈王景王之子孫、

亂　故早く葬たである、○王　つひには謀叛を起して、

○舊　先代の連子達の官も祿も失たる殘黨を聚めて

やく子朝を犠として用て、大子と成されよと云こと
である、

王弗レ應、

【註】十五年、大子壽卒、王立二子猛一、後復欲レ立二子朝一、而未レ定、賓孟感二雞一、盛稱二子朝一、王心許レ之、故不レ應、

王。尤なことを云と思召したゆゑに、何とも詰り玉はず、心でうなづき居玉ひた、【注】十。既に子猛を立る筈にして極ておきながら、また子朝を立てようと成さるゝなり、

夏、四月、王田二北山一、使二公卿皆從一、將レ殺二單子劉子一、

【註】北山、洛北芒也、王知二單劉不一レ欲レ立二子朝一、欲下因二田獵一先殺上レ之、

田りに出玉ひて公卿殿上人殘らず從へ玉ひて、妨に成る攝政をころさうと思召すなり、

王有二心疾一、乙丑、崩二于榮錡氏一、

【註】四月十九日、河南鞏縣西有二榮錡澗一、

王。亂心成された、○乙。終に崩御であつた、前年に冷洲鳩が云た通りなり、

戊辰、劉子摯卒、

【註】二十二日、

戊。これも卒せられたである、

無レ子、單子立二劉蚠一、

【註】蚠事二單子一故、

無。劉蚠がよく單子へ取入て居たゆゑ立てられたなり、

五月、庚辰、見レ王、

【註】見二王猛一、

五。王猛が立られたゆゑ劉蚠が見えて、

遂攻二賓起一、殺レ之、

【註】黨二子朝一故、

子朝を立てようとたくみたる賓起を攻てころした、

盟二羣王子于單氏一、

【註】獻公、劉摯、伯蚠、劉狄、穆公、單旗、

劉○ 伯蚠と云ものは攝政の單穆公に取入りて、

惡賓孟之爲人也、願殺之、又惡王子朝之言以爲亂、願去之、

【註】子朝有欲立之言、故劉蚠惡之、

賓孟が人柄の惡いをにくみて殺さうとおもひ、又王子朝の位を奪はうと爲ることを云はるゝをきゝて、逐出したく思うて居る、

賓孟適郊、見雄鷄自斷其尾、問之、侍者曰、自憚其犧也、

【註】畏其爲犧牲奉宗廟、故自殘毀、

賓○ この時分賓孟が郊外へ出たことがあつたれば、鷄の雄が自分に美い尾を喰ひ切るを見て、側のものにあれはなぜ喰切るぞと問たれば、○侍 あれは羽が全備してあれば、殺されて祭の犧にせらるゝを畏れて喰きるのであると云た、

遽歸告王、且曰、雞其憚爲人用乎、人異於是、

【註】雞犧雖見寵飾、然卒當見殺、若人見寵飾、則當貴盛、故言異於雞、

遽○ このことをきゝて、賓孟がこゝろに思付たることがあつて、急で歸つて、この談を王へ言上して、その上に云には、○鷄 鷄は寵愛せられては結句人の用に立つて、卒にはころさるゝゆゑ恐るゝなり、人は是とは各別違うて、寵愛さへ勝れば全盛になるとなり、

犧者實用人、人犧實難、己犧何害、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喩子朝、欲使王早寵異之、

犧○ 犧は實に人に用ひらるゝなれば、早く犧とするがよい、○人 若し外の人が犧と成ては、實に難事に及ぶとなり、○己 己れが早く犧に成て寵を得さへすれば、もはや何にも害はあるまいとなり、これは早

寧華定華貙華登皇奄傷省臧士平出奔楚、

【註】華貙以下五子不書、非卿、

○救。吾々は宋を救ひに來たことなれば、その害さへのぞきたらば又何を求めよう、外に用はないとなり、

○乃。是非出さうと云たれば、宋の諸臣も同心した、

○己。みな宋を出たである、

宋公使公孫忌爲大司馬、

【註】代華費遂、

邊印爲大司徒、

【註】印、平公曾孫、代華定、

樂祁爲司城、

【註】祁、子罕孫、樂祁犂、

仲幾爲左師、

【註】幾、仲江孫、代向寧、

樂大心爲右師、

【註】代華亥、

樂輓爲大司寇、

【註】輓、子罕孫、

以靖國人、

【註】終梓愼之言三年而後弭、

○宋。皆後役をさだめて家中をしづめたなり、

王子朝賓起有寵於景王、

【註】子朝、景王之長庶子、賓起、子朝之傅、

周の景王の庶子の王子朝と、守り役の賓起とを愛せられて、

王與賓孟說之、欲立之、

【註】孟、即起也、王與賓孟欲立子朝爲太子、

○王。王と賓起とともに子朝を說んで、太子に爲さうと謀り玉ふ、

劉獻公之庶子伯蚠事單穆公

さしめて、

以爲君憂、拜命之辱、抑君臣日戰、君曰、余必臣是助、亦唯命、人有言曰、唯亂門之無過、君若惠保敝邑、無亢不衷、以奬亂人、孤之望也、唯君圖之、楚人患之、

【註】患宋以義距之、

君にまで憂をかけた辱き命を拜謝いたす、○抑　併ながら君臣不和に成て、日に戰ふとなるに、○君　の仰には余は必ず宋の臣どもを助けようと仰らるゝとなり、○亦　其れは思召のまゝであるとなり、○人　然りとは云へども、人の言ならはしにも、たゞ亂門には過ぬがよいとある、○君　若私の國を惠み保て玉はらうものならば、不善なるものどもをかばひ玉はず、亂人をすゝめぬやうに成し下さるゝが、孤が本望でござる、○唯　宜く御勘考あれかしと云たなり、○楚　道理を云はれて一言もなく、しまひの付かぬことに成たを患ふるである、

諸侯之戍謀曰、若華氏知困而致死、楚恥無功而疾戰、非吾利也、不如出之、以爲楚功、其亦無能爲也已、

【註】言華氏不能復爲宋患、

諸國々より宋を戍りに來て居るものどもが、打よりて相談するには、若華氏の一門が、これは困しみてもはや助からぬと云を知て死物狂になり、楚人も功もなくして歸ては心外なと耻て、華氏とともに短兵急に挑み戰はゞ、この方どもの利を失ふに至らうとなり、しかれば油斷しては居られぬ、○不　早く華氏どもをにがし出して楚の功と爲てやるに如くはない、彼らが亡去てももはや此上爲すべき術は有まいとなり、

救宋而除其害、又何求、乃固請出之、宋人從之、己巳、宋華亥向

今度齊より來る討手の大將は、官も賤しければ、左而已大な求めもあるまいからは、命を承て早く下りて降參するに如くは有まいとなり、○大　兎角大國を怒らせぬがよいと諫た、○弗　莒子が用ひず、勢を出して齊の軍兵を壽餘と云處で打敗つたとなり、

齊侯伐莒、

【註】怒敗、

○齊　齊侯の敗られてはその分におけぬと云て、自身に馳向はれた、

莒子行成、司馬竈如莒涖盟、

【註】竈、齊大夫、

○莒　今度は一言もなく下られた、○司　齊の大夫が判元見に來た、

莒子如齊涖盟、盟于稷門之外、

【註】稷門、齊城門也、

○莒　盟がすんだである、

莒於是乎大惡其君、

【註】爲明年莒子來奔傳、

○莒　君の仕方がわるい故惡んだ、

楚薳越使告于宋曰、寡君聞君有不令之臣、爲君憂、無寧以爲宗羞、

【註】無寧、寧也、言華氏爲宋宗廟之羞恥、

楚よりの加勢が宋に至て、宋公へ告て品よく云には、寡君承はらるゝには、君には今度不令の臣があつて叛逆いたして、君のうれひを成すとのことなり、これは君の宗廟の耻なれば、

寡君請受而戮之、對曰、孤不佞、不能媚於父兄、

【註】華向、公族也、故稱父兄、

○寡　此方へ請受けて誅戮を加へようかと存せらるゝに依て、逆ひにさしこされたと云た、○對　宋公も華氏を助けに來たと云を合點で、こたへに私不調法ゆゑ、父兄のものどもに媚ることを得せずして、亂を作

夏、四月、乙丑、天王崩、
告文なり、
六月、叔鞅如京師、葬景王、
【註】叔鞅、叔弓子、三月而葬、亂故速、
魯よりの使なり、
王室亂、
【註】承叔鞅言而書之、未知誰是、故但曰亂、
葬會に付て、叔鞅が見て來て語たを書した、
劉子單子以王猛居于皇、
【註】河南鞏縣西南有黃亭、辟子朝難、出居皇、
王猛書名、未即位、
秋、劉子單子以王猛入于王城、
【註】王城、郟鄏今河南縣、晉助猛、故得還王都、
告文なり、
冬、十月、王子猛卒、
【註】未即位、故不言崩、
告文なり、
十有二月、癸酉、朔、日有食之、
【註】無傳、此月有庚戌、又以長曆推校前後、當為癸卯朔、書癸酉誤、
【傳】二十二年、春、王二月、甲子、齊北郭啓帥師伐莒、
【註】啓、齊大夫、北郭佐之後、
齊の大夫が軍兵を率ゐて莒を伐た、
莒子將戰、苑羊牧之諫、
【註】牧之、莒大夫、
莒一戰せうと致された、○苑。莒の大夫が謂には、
曰、齊帥賤、其求不多、不如下之、大國不可怒也、弗聽、敗齊師於壽餘、
【註】莒地、

【註】子、謂朱也、

その子が二心があつたゆゑ廢した、

靈王殺隱大子、其子與君同惡、德君必甚、又使立之、不亦可乎、且廢置在君、蔡無他矣、

【註】言權在楚則蔡無他心、

靈○先君靈王は隱大子を殺されたに付て、その子は靈王を惡み怨み、君も又靈王を惡ませ玉ふたことなれば、惡みを同するゆゑその子を立れば、君を恩德あると存せらるゝことがはなはだしからん、然ればその人を立るは又よいではござるまいか、○且　そのうへに廢置は立てようが伏せようが君の心まゝにあれば、蔡に於て他へ傾く心はあるまい、專ら楚を親むで有らうと云て諫たである、

公如晉、及河、鼓叛晉、

【註】叛晉屬鮮虞、

魯侯の晉へ朝せんとして河水まで至られたれば、その折しも鼓國が叛いて鮮虞へ付きた、

晉將伐鮮虞、故辭公、

【註】將有軍事、無暇於待賓、且懼泄軍謀、

晉○屬國を取られてはすまぬに付て、鮮虞を伐たうとて軍評定の最中なれば、魯侯の來られても饗することがならぬ又一つには軍謀を悟らるゝもきのどくとおもふゆゑに、わざと取こみの節なりと云て、ことわりを云たに付て歸られた、

【經】二十有二年、春、齊侯伐莒、

告文なり、

宋華亥向寧華定自宋南里出奔楚、

【註】言自南里別從國去、

告文なり、

大蒐于昌間、

【註】無傳、

魯にての蒐なり、

王曰、而告我也後、既許之矣、

【註】爲明年華向出奔楚傳、

楚。楚も一味して華氏を國へ逆へんとて、人數を率ゐて出かけたなり、○大。諸侯の中にてこれまで宋ばかりは能く群臣が君に事へて睦かりしに、いまこれも國を爭ふやうに成て加勢を乞へばとて、宋の君を棄てゝ道ならぬ臣の華氏へ助援成さるゝは、わるいではござらぬかと云た、○王。もそつと早く云へばよいに、いま時分云ては、早や加勢を許容したことなれば是非がないとなり、

蔡侯朱出奔楚、費無極取貨于東國、

【註】東國、隱大子之子、平侯盧之弟、朱叔父也、

叔孫が言のごとく、はたして君が出奔いたされた、このおこりは楚の費無極が蔡侯の叔父東國と云ものより大分賂を受て、これを蔡侯に立ようと思うて、

而謂蔡人曰、朱不用命於楚君、王將立東國、若不相從王欲、楚必圍蔡、蔡人懼、出朱而立東國、朱愬于楚、楚子將討蔡、無極曰、平侯與楚有盟、故封、

【註】盟于鄧、依陳蔡人以國、

蔡の群臣へ云には、いま迄の蔡侯朱はこの方楚君の命を曾て用られぬに付て、今度東國を立んと主人が存ぜらるゝ、○若。群臣達が楚王の了簡どほりに、今の君をはやく追出せばよし、もし其れを群臣否と云はゞ、楚より大軍を以て蔡を圍まるゝ程に、左やうにこゝろ得よと云た、○蔡。大國に圍れては國が堪られぬゆゑ、おそれて朱を出して東國を立たとなり、○朱。逐出されて楚へ愬訴致された、楚子は夢にも知られぬことゆゑ、それは不埒なと云て蔡を討たうと云はれた、○無。平侯の代に楚と盟はれたゆゑに、國に封ぜられた處を、

其子有二心、故廢之、

一人生のこるは軍の大刑なれば、
干刑而從子、君焉用之、子速諸、
乃射之殪、
【註】欒又死、
刑を干してこなたに從たと云ても君が何の用ひ玉はふや、急いで射られよと云たなり、○乃　止むことをえず射ておとした、
大敗華氏、圍諸南里、華亥搏膺而呼、見華貙曰、吾爲欒氏矣、
【註】晉欒盈還入作亂而死、事在襄二十三年、
大　大敗北に及だ、○華　膺を搏つとはなげく體なり、さて無念なることかな、吾もとんと晉の欒盈に成たと云た、是は外より入て亂を作して殺されたた例を云たなり、
貙曰、子無我廷、不幸而後亡、
【註】廷、恐也、
貙　その樣に味方の恐るゝやうなことを云るゝな、隨分不仕合なる分にて亡ぐるばかりのことで有らう、死する程には成るまい、若よければ又福にも成らうぞと力を付た、
使華登如楚乞師、華貙以車十五乘、徒七十人、犯師而出、
【註】犯公師出、送華登、
使　楚へ加勢を乞にやりた、○華　敵陣を侵して送りて出たとなり、
食於睢上、哭而送之、乃復入、
【註】入南里、
食　心の內には南里を取廻されて居るゆゑ、力なく加勢の來らぬ內に討死せんも計られぬゆゑ、水邊で互に哭して別れを送て、復南里へ歸た、
楚薳越帥師將逆華氏、大宰犯諫曰、諸侯唯宋事其君、今又爭國、釋君而臣是助、無乃不可乎、

【註】狎、更也、

將　今度は公子城が矢をつがふとしたれば、又豹が弓を引た、○曰　公子が云には、かはる〳〵射させぬと云は鄙いきたないふるまひなり、今度はこの方に射さすべきものをと云た、

抽矢、

【註】豹止不射、

抽　豹がしぼつた矢をはづした、

城射之殪、

【註】豹死、

城　すかさず射たれば射殺した、いらざる豹が男立でころされた、

張匃抽殳而下、

【註】殳長丈二在車邊、

張　車に立てゝ有る一丈二尺の殳を抽持て、車より飛下りて、

射之、折股、扶伏而擊之、折軫、

【註】折城車軫、

進む處を又射た、股に中てたふれたれども、はらばひながら公子城の車へ近よりて擊たれば、車のよこ木を打をりた、

又射之死、

【註】匃死、

又　乙矢を受けてはたまらずして終に死だ、

干犨請一矢、

【註】求死、

干　御者唯一人殘たゆゑ、吾にも一矢所望と云た、

城曰、余言女於君、

【註】欲活之、

城　公子城がその方がことは、君へ申上げて、一命を助んと云たなり、

對曰、不死伍乘、軍之大刑也、

【註】同乘共伍、當皆死、

對　部伍を組みて同く乘りながら、一組みな死だに

【註】齊大夫、

衛公子朝、

【註】前年出奔晉、今還衛、

救宋、丙戌與華氏戰于赭丘、

【註】赭丘、宋地、

曹○大分宋公の味方が出來た、○丙○大合戰に及だ、

鄭翩願爲鸛、其御願爲鵞、

【註】鄭翩、華氏黨、鸛鵞皆陳名、

鄭○華氏が方でも人々了簡を以て軍列を立るなり、

子祿御公子城、莊堇爲右、

【註】子祿、向宜、

子○公子城も車に載りかへるとき、

干犨御呂封人華豹、張匄爲右、

【註】呂封人華豹、華氏黨、

下○これは華氏方なり、是も出かけて、

相遇城還、華豹曰、城也、城怒而反之、

【註】怒其呼己、反還戰、

公子城と行遇た、○華○城かと云て呼だ、○城○名を呼だを怒つて引返して戰ふた、

將注、豹則關矣、

【註】注、傅矢、關、引弓、

將○互に弓矢をつがひて矢軍になりた、○豹○引しぼりて、

曰、平公之靈尙輔相余、

【註】平公、公子城之父、

曰○汝が父平公の神靈さへ、厚くも余を輔け玉ふを見ておけと云て、

豹射、出其間、

【註】出子城子祿之間、

豹○矢を放ちたれば、公子城と車の右なる子祿との兩人の間を射通してはづした、

將注、則又關矣、曰、不狎鄙、

彼。　敵は多勢なれば請ふ皆太刀打を以て攻ようと云た、みな同心してたゝみ付て攻たれば、○華。　一族みな北げた、すかさず付こみて追たなり、

廚人濮以裳裹首而荷以走、曰得華登矣、遂敗華氏于新里、

【註】新里、華氏所取邑、

廚。　これが軍略である、裳を裂て雜兵の首を包み、此を荷て走りながら、大音上げで敵の大將華登をばうち留めたとよばはつた、○遂。　大將が死だと聞て、華氏も內くづれがして、終には新里の陣所を敗られた、

翟僂新居于新里、既戰、說甲于公而歸、

【註】居華氏地而助公戰、

翟。　これが面白いことである、翟僂新が屋布は敵の華氏が方にある、○既。　合戰の內は宋公方ゆゑ宋公の方に居て、自分の同所の者の戰て戰終つた上にて、甲冑を宋公の陣所に說棄てゝ、敵の方へかへつたとなり、

華姓居于公里、亦如之、

【註】姓、華氏族、故助華氏、亦如僂新說甲歸、傳言古之爲軍、不咎小忿、

華。　是は又華氏が味方であれども、居處は公の方にある、これも翟僂新がとほりにして公の方へ歸た、すべて古への軍事には、このやうな小さ忿には目はかけなんだと云ことなり、

十一月、癸未、公子城以晉師至、

【註】城、以前年奔晉、今還救宋、

十。　晉の大軍をたのみ、導き來て宋公に加はりたなり、

曹翰胡、

【註】曹大夫、

會晉荀吳、

【註】中行穆子、

齊苑何忌、

【註】出奔、
宋の兵を打敗たである、○公　危く成たに付て、宋公も出奔せうといたされた、

廚人濮曰、吾小人可藉死、

【註】可借使死難、
廚　私ども小人のことなれば、一命をさし上げて討死をいたさうと存ずるに依て、

而不能送亡君、請待之、

【註】請君待復戰決勝負、
亡げ玉ふ君を送ることはえいたさぬとなり、○請　しかればいま少し勝負のやうすを待玉へと云た、

乃徇曰、揚徽者、公徒也、

【註】徽、識也、
乃　君の味方申すこゝろある輩は立て印しを擧げられよとふれた、

衆從之、公自揚門見之、

【註】見國人皆揚徽、雎陽正東門名揚門、
衆　皆印を揚たなり、○公　宋公の櫓上より此ありさまを見て、

下而巡之曰、國亡君死、二三子之恥也、豈專孤之罪也、齊烏枝鳴曰、用少莫如齊致死、齊致死莫如去備、

【註】備、長兵也、
櫓を下て諸軍をまはり云はるゝには、國が亡びたり君たる者が討るゝは皆々の恥なり、豈孤ばかりが罪であらんや、然ればはげみて戰へと下知せられた、○齊　少分の軍兵を用ふるには、一統に討死ときはむるに如くはない、○齊　一統に死を定るには備を棄てゝ、短兵急に攻たがよい、

彼多兵矣、請皆用劍、從之、華氏北、復即之、

【註】北、敗走、

冬、十月、華登以呉師救華氏、

【註】登、前年奔呉、

さて華費遂が末子の華登は前年呉へ去て居た處に、今度一門が君と矛盾に及んだときゝて、呉の軍兵を加勢にたのんで、華氏の味方に來たである、

齊烏枝鳴戍宋、

【註】烏枝鳴、齊大夫、

○齊　齊よりは大夫を以て宋を守らせ、宋公へ加勢した、

廚人濮曰、

【註】濮、宋廚邑大夫、

○廚　宋の大夫が、

軍志有之、先人有奪人之心、後人有待其衰、盍及其勞、且未定也、伐諸、若入而固、則華氏衆矣、悔無及也、從之、丙寅、齊師宋師敗呉師于鴻口、

【註】梁國睢陽縣東有鴻口亭、

軍法の書にも有るとほり、先を取れば人のこゝろを奪ふことがあり、○後　又敵に先を取られた時は、敵の衰ふるを待つと云てあるなり、○盍　今華氏が勞れて居て、そのうへまた備へも定らぬところを付けこんで、なぜ伐玉はぬぞ、○若　若華氏が國に入て固めたらば、華氏の人數が衆くなりて、そのとき悔ても及まいと云た、○從　みな同心した、○丙　齊の戍兵と宋の師と遮て呉の軍兵を打敗た、

獲其二帥、公子苦雂偃州員、

【註】二帥、呉大夫、

○獲　呉の大將を兩人うち取たとなり、

華登帥其餘、

【註】呉餘師、

○華　討のこされを引率して、

以敗宋師、公欲出、

六〇　宋の君方は桑林門を守りて防いだ、これで宋の國が華氏と公室と二つにわかれて大亂に成たのである、

秋、七月、壬午、朔、日有レ食レ之、公問二於梓愼一曰、是何物也、禍福何爲、

【註】物、事也、

日食が有たれば、魯侯の梓愼を召てこれは何事ぞあらうが、禍福は何ごとで有らうと問れた、

對曰、二至二分、

【註】二至、冬至夏至、二分、春分秋分、

對〇　日食は冬夏の二至と、春秋の二分とに有るは、災には成ませぬとなり、

日有レ食レ之、不レ爲レ災、日月之行也、分、同レ道也、至、相過也、

【註】二分日夜等、故言レ同レ道、二至長短極、故相過、

日〇　そのわけは日行も月行も、春分と秋分に晝夜同じき長短なるゆゑに、ふとすれば行合て食することもござる、〇至〇　冬至と夏至は至て長いと短いときなれば、相過るゆゑ行過て侵すこともござるものにて、これも災にはなりませぬ、

其他月則爲レ災、陽不レ克也、故常爲レ水、

【註】陰侵レ陽、是陽不レ勝レ陰、

其〇　その外の月に有るは災になります、そのわけは陽がまけるゆゑ食せらるゝでござる、〇故〇　陰の克つ道理なれば水難がござるとなり、

於レ是叔輒哭二日食一、

【註】意在レ於レ憂レ災、

於〇　この談をきゝて魯の叔輒が災を憂ひて哭した、

昭子曰、子叔將レ死、非レ所レ哭也、八月、叔輒卒、

昭〇　彼は死前が近いと見ゆる、哭すべきときでも無いに哭すると云た、果して八月卒したとなり、

宜僚がありのまゝに打あけた、

張匄欲殺多僚、子皮曰、司馬老矣、登之謂甚、

【註】言登亡、傷司馬心、已甚、

〇張 讒人なれば殺さうと云た、〇子 爰がをとなしい云分なり、父上にもはや御年よられたれば、弟の登が立退たさへ心をいため玉ふことなるうへに、

吾又重之、不如亡也、五月、丙申、子皮將見司馬而行、則遇多僚御司馬而朝、張匄不勝其怒、遂與子皮臼任鄭翩殺多僚、

【註】任、翩、亦貙家臣、

吾が又重ぬるに、多僚をころして父の歎きを増すは不孝なり、それよりは君父の命のとほり立退くがよいと云た、〇五 老たる父なれば今一度御目にかゝりて立のかうとと云て、暇乞に行たである、〇遇 運こそ惡かりたれ、折しゝ華多僚が父を御して出仕するに出合ふた、〇張 この男は短慮なるゆゑ、多僚が貌を見ては怒て得こらへずして、遂に四五人して多僚をころして、

劫司馬以叛、而召亡人、壬寅、華向入、樂大心、豐愆、華牼禦諸横、

【註】梁國睢陽縣南有横亭、

費遂を手ごめにして謀叛をおこした、〇而 是が物は大事のことで、叛くに及では方人がなくてはならぬに依て、亡人どもを召聚めたなり、これで譏が實になつた、〇壬 走て居たものが國へ入た、〇樂 國へ入れじとて防ぎに出たなり、

華氏居盧門、以南里叛、

【註】盧門、宋東城南門、

〇華 華氏一家は南門に聚つて叛逆した、

六月、庚午、宋城舊鄘、及桑林之門而守之、

【註】舊鄘、故城也、桑林、城門名、

而弗能殺、吾又不死、抑君有命、可若何、乃與公謀逐華貙、將使田孟諸而遣之、公飲之酒、厚酬之、

【註】酬酒幣、

○司　華費遂がなげいて、これはたしかに弟の多僚めが所爲に極た、○吾　吾このやうな兄を讒するせがれを持ながら、殺すこともえせず、吾も又早く死ねばよいに長生して居ることかな、○抑　つみもない兄なれど、併ながら追出せとの命ある上はせうとがない、○乃　そこで公と共に貙を追出す相談をしたである、○將　宋公の孟諸へ田に出して、そのところより直に追放のつもりにきはめられた、○公　暇乞の心で御酒を下されたる上に、色々下され物もあったである、

賜及從者、司馬亦如之、

【註】亦如公賜、

○賜　華貙が供まはりへまでみな下されものがあったとなり○司　父も君のとほりに物を家來にまでとらせたとなり、

張匄尤之、

【註】張匄、華貙臣、尤怪賜之厚、

○張　華貙が家來の張匄と云男が、あまり君父より色々賜はりたゆゑ、不審におもうて、

曰、必有故、使子皮承宜僚以劍而訊之、

【註】子皮、華貙、訊、問也、

○曰　云には、是は決して子細が有らう、何のゆゑなくしてこのやうに物を玉はるはずはないと云て、○使　主人へふき込で、この間司馬の臣宜僚が公へ召れて密事を談じたれば、彼れに問玉へと云て、宜僚を召んで○承にと云は刄を心下へさしつけて、云はねば殺さんとおびやかして、白狀させたれば、

宜僚盡以告、

【註】告欲因田以遣之、

をつとめた、

與貙相惡、乃譖諸公曰、貙將納亡人、

【註】亡人、華亥等、

與○兄弟間がはなはだ惡い、○乃○兄のことを君に讒言するである、亡人どもを引入れて亂を企てます、

亟言之、公曰、司馬以吾故、亡其良子、

【註】司馬、謂費遂、爲大司馬、良子、謂華登、

亟○折々このことを云たである、○公○司馬は彼が父の華費遂なり、吾故に先年もあたら子を亡したとなり、

死亡有命、吾不可以再亡之、對曰、君若愛司馬、則如亡、

【註】君若愛大司馬、則當亡走失國、

死○人の死亡すると云ふものは、天命の定數もあるものなれば是非がない、○吾○其れに吾れ又貙を亡すことは成るまいと云はれた、○對○君左ほどまで大司馬を不便に思召すならば、他國へ亡走り玉ひて國をすて玉ふに如くはござらぬ、

死如可逃、何遠之有、

【註】言亡可以逃死、勿慮其遠、以恐動公、

死○亡走して死を逃れさへすればよいと思召すならば、何にも遠き慮には及ませぬと云て、をどしかけた、

公懼、使侍人召司馬之侍人宜僚、飮之酒、而使告司馬、

【註】告司馬、使逐貙、

公○あまりはなはだしく云に付て、少し氣づかひに成て來た、○使○宋公の側役を使として、華費遂が側廻りの宜僚を召して、御酒を下されてこのわけを華費遂へ告て、華貙を勘當せよと云はせられた、

司馬歎曰、必多僚也、吾有讒子

【註】叔孫昭子以三命爲國政、
晉より魯國へ使者に來た、この時分は魯の叔孫が政を爲して居た、

季孫欲惡諸晉、

【註】憎叔孫在己上位、欲使得罪於晉、
季。昭子に先官を取られたを憤りて、彼をしくじらせて晉より疾ませうと巧んで、間違をさせたなり、

使有司以齊鮑國歸費之禮爲士鞅、

【註】鮑國歸費、在十四年、牢禮各如其命數、魯人失禮、故爲鮑國七牢、
使。役人に云付て今度の使者は、この以前齊の鮑國が費邑を返しに來たときもてなしたる通りを以て、士鞅を會釋へと云たである、鮑國には七牢と云て七つ臺のものを出した、これも卿は五牢、大夫は三牢とさだめてあるに、鮑國に七牢と云は過て居れども、この時分は禮が亂れたるなり、

士鞅怒曰、鮑國之位下、其國小、而使鞅從其牢禮、是卑敝邑也、將復諸寡君、魯人恐、加四牢焉、爲十一牢、

【註】言魯不能以禮事大國、且爲哀七年吳徵百牢起、
士。七牢なれば能き會釋ひなれども、鮑國に準へたを怒たである、依て云には、鮑國は位も下くゝ其國も小國なるに、晉の大國を以て、鮑國に準せらるゝと云は、拙者の國を卑しめらるゝなり、このとほりを歸て主人へ申すほどに、左やうにこゝろ得られよと云た、○魯。俄に迷惑して又攻られては成らぬとて、わび言をして四牢を增して、十一牢にしたである、

宋華費遂生華貙、華多僚、華登、貙爲少司馬、多僚爲御士、

【註】公御士、
兄弟三人の子を持たなり、○貙。父は大司馬の官で、總領の華貙は少司馬に成る、仲子の多僚は宋公の御

心。小さい音に感ずれば心がめるものなり、大きなる音に感ずればこゝろが轉動するなり、ゆゑに感じて疾を生ずるものである、○今。　鈞鐘と云ものは大音で耳を突ざく、これを好み玉ひては王のこゝろはたへられぬ理なれば、久しく御存生はあるまいとなり、

三月、葬蔡平公、蔡大子朱失位、位在卑、

【註】不在適子位、以長幼齒、

蔡の君の葬會に、國々の使者も聚つて葬禮があつたときに、蔡の大子の朱と云は今度跡をつぐべき人なるに下の座席に即て禮を行はれた、庶子の年長を上座として次第を立られた、これはつまらぬことである、年は何ほど幼弱でも、適子と成れば上位に着すべきものなり、

大夫送葬者歸、見昭子、昭子問蔡故、以告、昭子歎曰、蔡其亡乎、若不亡、是君也必不終、詩曰、不解於位、民之攸墍、

【註】詩、大雅、墍、息也、

大。國々より葬會したるものも散じて魯の大夫も歸りて、○見。　御家老の昭子へ屆けたれば、昭子が蔡の葬禮の樣子を問ふた、○以。　右の大子の下に居られたことを告たとなり、○昭。　其れは近頃歎かはしいことである、蔡の滅亡と見ゆる、○若。　もし亡びずば、この君はかならず終りまで無事に位はえたもたれまいとなり、○詩。　上下ともに位におこたらぬを以て民も安息なるとなり、

今蔡侯始即位、而適卑、身將從之、

【註】爲蔡侯朱出奔傳、

今。治て位に即きながら卑しきに適しては、身も左ながら卑きに居るやうに成られようとなり、

夏、晉士鞅來聘、叔孫爲政、

器。樂器と云ものは五音を聚めたるものである、

輿以行之、

【註】樂須音而行、

輿。音を合せたる車にて樂を行たものである、

小者不窕、

【註】窕、細不滿、

小。其れゆゑ樂器の音は至て小音なと云ても、耳に不滿。とてきこえぬやうなる小音と云もなく、

大者不槬、

【註】槬、横大不入、

大。大音なと云て、法に過て鐵炮や雷聲のやうに、耳をつんざくやうなる音もないものである、左なくては和とは云はれぬ、

則和于物、物和則嘉成、

【註】嘉樂成也、

則。右の大小の音がそれ〴〵に調和すれば、そこで嘉樂か成就する、

故和聲入于耳而藏于心、心億則樂、

【註】億、安也、

故。調和して八音のそろひたる音が耳に入て、これはとこゝろに感じて、藏るとこゝろがおだやかに安ずれば樂むものである、

窕則不咸、

【註】不充滿人心、

窕。あまり小ければ心に滿ぬゆゑ不足な、

槬則不容、

【註】心不堪容、

槬。すさまじい音は耳へ容れられぬ、雷のひゞきには耳に手を當るやうなものなり、

心是以感、感實生疾、今鐘槬矣、

王心弗堪、其能久乎、

【註】爲明年天王崩傳、

八月、乙亥、叔輒卒、
【註】叔弓之子伯張、
卿の卒を書たなり、
冬、蔡侯朱出奔楚、
【註】朱爲大子則失位、遂微弱、爲國人所逐、故以自出爲文、
告文なり、
公如晉、至河、乃復、
【註】晉人辭公、故還、
【傳】二十一年、春、天王將鑄無射、
【註】周景王也、無射、鐘名、律中無射、
無射の律の大鐘を鑄させうとし玉ひた、これは國語には鑄させ玉ひたる後の謗にしてある、
泠州鳩曰、王其以心疾死乎、
【註】泠、樂官、州鳩、其名也、
泠州鳩が王には亂心して崩じ玉ふならんと云た、
夫樂、天子之職也、
【註】職、所主也、
夫。樂は天子の正し玉ふ職なれば、和すべきことなり、
夫音、樂之輿也、
【註】樂因音而行、
夫。されば音は樂を載る車である、
而鐘、音之器也、
【註】音由器以發、
而。さて鐘は樂の内の大切なる器なり、
天子省風以作樂、
【註】省風俗、作樂以移之、
天。風俗を省して樂を作り玉ふことなり、移。。すとは柔弱の風には强を以て風を和し、强き風俗の ところへは柔弱を以て移す、これを樂を以て風を化すと云なり、
器以鐘之、
【註】鐘、聚也、以器聚音、

柔。遠人を安じ懷けて、近きものゝ內にて能あるものを進むれば、我王室は定まるとある、これが平にするに和を以てすると云物となり、皆詩の辭なり、

又曰、不競、不絿、不剛不柔、

【註】詩、殷頌言湯政得中和、競、强也、絿、急也、

又。又詩の殷頌に、これは湯王の德を美めて祭る詩である、湯王は德がましく〳〵たゆゑ、天下を治るに强くもなく急にもなく、剛でも柔なでもなく、中和を以て治め玉ひたとなり、

布政優優、百祿是遒、

【註】優優、和也、遒、聚也、

布。政を布き施し玉ふこと優々と和らぎたるゆゑ、百祿是あつまるとなり、

和之至也、及子產卒、仲尼聞之、出涕曰、古之遺愛也、

【註】子產見愛、有古人之遺風、

和。これは和の至りであると仰せられた、○及。卒したときゝ玉ひ涕を流し玉ひて、古人の遺風があつて人に愛せられたる人かなとて、惜みなげき玉ひたとなり、

【經】二十有一年、春、王三月、葬蔡平公、

葬會した、

夏、晉侯使士鞅來聘、

【註】晉頃公即位、通嗣君、

代がはりを魯へ告て來た、

宋華亥向寧華定自陳入于宋南里、以叛、

【註】自外至、故曰入、披其邑、故曰叛、南里、宋城內里名、

告文なり、

秋、七月、壬午、朔、日有食之、

解に不及、

も少し止たである、○仲尼　このことをきゝ玉ひて感じ玉ふには、善かな、國の政は寛なれば民があなどるなり、あなどればこれを糺すに猛を以てしづむる、

猛則民殘、殘則施之以寛、寛以濟猛、猛以濟寛、政是以和、詩曰、民亦勞止、汔可小康、惠此中國、以綏四方、施之以寛也、

【註】詩、大雅、汔、其也、康、綏、皆安也、周厲王暴虐、民勞於苛政、故詩人刺之、欲其施之以寛、

○猛　猛きをなすときは民が殘ふ、殘ふときには寛なる政をほどこせばこれ寛で猛を成就すると云ものなり、これを以て政が和するとなり、前の和の論と同じとなり、○詩　これは周の厲王の暴虐を刺りたる詩である、苛政に逢て民も勞するほどに、少し安くせよかし、この中國を惠て四方を安じ、寛き政をほどこせよと諷したるなり、

毋從詭隨、

【註】詭人隨人無正心、不可從、

○毋　詭人は詐りを構ふる人、隨人は惡に隨ふ人、これらは正しきこゝろがないゆゑ從はぬがよい、

以謹無良、

【註】謹、勑愼也、

○以　無良は無善の人で惡人なり、これを謹ましめよとなり、

式遏寇虐、慘不畏明、糺之以猛也、

【註】式、用也、遏、止也、慘、曾也、言爲寇虐、曾不畏明法者、亦當用猛政糾治之、

○式　寇虐を爲して曾て明法をおそれぬものを正すには、猛政を以てせよとなり、

柔遠能邇、以定我王、平之以和也、

【註】柔、安也、邇、近也、遠者懷附、近者各以能進則王室定、

は、我今度の病氣では死するで有らう、我が死してあらば吾子が必ず政を爲らるゝで有らう、○唯。上に立て國を治るには、德有る人は能く寬を以て寬く治めても、民が服して治まる物で有る、○其。それより次なる人が國を治るには、寬にしては治まらぬ物なれば、猛き政にてきびしく制度を立るに如くはないとなり、○夫。其れを譬て云へば、火と云物は烈しき物なれば、民が望て畏れ近づかぬ故に、無作と燒死る者は鮮い、○水。水と云ものは懦弱によわいものなれば、民が狎あなどり、

則多死焉、故寬難、

【註】難以治、

果には溺死する者が多い、○故。然れば寬と云は上手藝にて用ひ難い物で有と云た、是必猛を行ひて寬は棄てよと指圖するために、唯寬は成にくいと云はなしをして、大叔を諷したで有る、

疾數月而卒、大叔爲政、不忍猛而寬、鄭國多盜、取人於萑苻之澤、

【註】萑苻、澤名、於澤中劫人、

疾。其後月を經て子產は卒せられたとなり、○大。さても大叔が政を爲すになつて、猛きことをするもいかにしてもむごくおもうて寬に致された、○鄭。はたして國中に大分盜人が起て、○取。萑苻と云澤に追剝が大分あつまり居て、人をとらへて剝取るやうになつた、

大叔悔之曰、吾早從夫子、不及此、興徒兵以攻萑苻之盜、盡殺之、盜少止、仲尼曰、善哉、政寬則民慢、慢則糾之以猛、

【註】糾、猶攝也、

大。はたして後悔して、子產の云はれたるとほりにはやく從ふたらば、これほどにはなるまいものをと云て、○興。士卒を大勢さし向けて、澤中の盜人を攻て盡く殺したとなり、○盜。このひゝきで一國の盜

瑟ばかりをあつめて、ならしては聞れませぬ、○同○同するのわるいと申すは如此なとでござると云た、○飲○　齊侯の酒を飲て　たのしきまゝに云るゝには、古より死と云ものがないものならば、そのたのしみは如何やうに有らうと云れた○晏○　古より死がないものでござるならば、やはり古人が樂で居て　君がいまこゝろ樂み玉ふことは成りませぬとなり、○昔○　この齊の國の昔を申せば、爽鳩氏が始めてこの地に居まして、少皞氏の司寇をつとめられた、

季荊因レ之、

【註】季荊、虞夏諸侯、代二爽鳩氏一者、

季○　そののち夏の時分には、季荊と云諸侯が爽鳩氏に代て保たれた、

有逢伯陵因レ之、

【註】逢伯陵、殷諸侯、姜姓、

有○　殷の代に至ては、逢伯陵と云諸侯の國と成り、

蒲姑氏因レ之、

【註】蒲姑氏、殷周之間、代二逢公一者、

蒲○　殷周の間にしばらく蒲姑氏と云が居まして、

而後大公因レ之、古若無レ死、爽鳩氏之樂、非二君所レ願也、

【註】齊侯甘二於所レ樂、志二於不一レ死、晏子稱二古以節一其情願一、

而○　その後御先祖大公望の封ぜられ玉ひたなり、○古○　仰せのごとく死と云ものかござらずば、爽鳩氏の樂んで居らるゝてござらう、すれば君の願ひのぞみ玉ふべきことではござらぬと云た、

鄭子產有レ疾、謂二子大叔一曰、我死、子必爲レ政、唯有レ德者、能以レ寬服レ民、其次莫レ如レ猛、夫火烈、民望而畏レ之、故鮮レ死焉、水懦弱、民狎而翫レ之、

【註】狎、輕也、

子産が病氣に有たに付て、子大叔へ敎誨せらるゝに

以相成也、

【註】言此九者合、然後相成爲和樂、

以。上に云九通りを合せて和樂を成就するとなり、

清濁、小大、短長、疾徐、哀樂、剛柔、遲速、高下、出入、周疏、以相濟也、

【註】周、密也、

清。これみな相反する中よりして、物の成るを云である、清むと濁るを和して調ふ、小きと大なと、短きと長き、疾きと徐かなる、哀むと樂む、剛きと柔かなる、遲きと速かなる、高きと下きゝ、出ると入る、周かなと疏き、これらを合せて以て相成すとなり、これを和するとは云なり、

君子聽之、以平其心、心平德和、故詩曰、德音不瑕、

【註】詩、豳風也、義取心平則德音無瑕闕、

君。君子たる人がこれをきゝ玉ひて、こゝろを平にするなり、それより自然と德も和して君の美德があらはる、○故。これは周公の德を美めて、こゝろが平なるゆゑに、德音に瑕瑾がないと云てござるとなり、

今據不然、君所謂可、據亦曰可、君所謂否、據亦曰否、若以水濟水、誰能食之、若琴瑟之專壹、誰能聽之、同之不可也如是、飮酒樂、公曰、古而無死、其樂若何、晏子對曰、古而無死、則古之樂也、君何得焉、昔爽鳩氏始居此地、

【註】爽鳩氏少皡氏之司寇也、

今。いま據を和したとの玉ひても、左やうではござらぬ、據が致し方は君の可いと思召すことは據も又可いと申し、君の惡いと仰らるゝことは據もわるいと申す、それゆゑ御心に合へども、○若。たとへば水の上に水を加へては食はれませぬ、○若。又琴ばかりや

越聲をあはせては、樂にはならぬ、○一。一氣の起り出るより、

二體、

【註】舞者有文武、

舞ふときには文武の二體があり、

三類、

【註】風、雅、頌、

○三　風雅頌の三つの詩があつて、一國のことや諸侯のことを述ぶるを風と云、天下のこと天子のことを云を雅と云、先祖の神の功德をほめたるを頌と云、

四物、

【註】雜用四方之物以成器、

○四　革のいづる處があり、竹の出るところがありと云やうに、四方の物をあつめて樂器とする、

五聲、

【註】宮、商、角、徵、羽、

○五　音聲にはこの五つがあり、

六律、

【註】黃鍾、大簇、姑洗、蕤賓、夷則、無射也、陽聲爲律、陰聲爲呂、此十二月氣、

○六　十二律をすべたり、

七音、

【註】周武王伐紂、自午及子凡七日、王因此以數合之、以聲昭之、故以七同其數、以律和其聲、謂之七音、

○七　五音に變宮變徵を加へて七音とするなり、

八風、

【註】八方之風、

○八　八節に配して八方の風がその時々に至る、是を以て調和するなり、

九歌、

【註】九功之德皆可歌也、六府三事謂之九功、

○九　書經に出る五行に穀を加へて六府と云なり、三事は正德利用厚生を云、

【註】獻君之否、以成君可、

臣。そのときには臣がそのわるいと云わけを申上げて、可いやうにする、

君所謂否而有可焉、臣獻其可以去其否、是以政平而不干、民無爭心、故詩曰、亦有和羹、既戒既平、

【註】詩、頌、殷中宗、言中宗、能與賢者和濟可否、其政如羹、敬戒且平、和羹備五味、異於大羹、

君。君のこれはわるいと仰せらるゝことにも、至て可いともござる、そのときに臣がその可いと云わけを獻じて、否を去て可に至らしむるなり、○是　如此にあつてこそ、實に調和して何ごとも善きに合ふゆゑに、政も平になりて干すことなく、民も和に化してあらそふ心がなくなりまする、○故　これは殷の中宗を祭るの詩である、中宗はその生質賢德ましますうへに、又和羹の臣があつて既に戒め敬むゆゑに政も平にあつた、和平にしてことの治まりたを云、【注】

詩。商頌の烈祖の篇の言なり、大羹と云は肉汁と云て、五味を成さぬものなり、和羹はそれには異にて五味を能くとゝのへたものである、

鬷嘏無言、時靡有爭、

【註】鬷、總也、嘏、大也、言總大政、能使上下皆如和羹、

これは中宗の大政を總て和羹のごとくに治め玉へば上下ともに和してあらそふこゝろはなく治まつたとなり、

先王之濟五味、

【註】濟、成也、

先　古へ先王の五味を成し、

和五聲也、以平其心成其政也、

聲亦如味、一氣、

【註】須氣以動、

五聲を和し玉ふと云も、その心を平にし、その政を成就せんとてのことなり、聲と云へども亦味のごとくである、五聲が調和すれば平かなである、一越聲に一

べりたればそのところへ子猶が馳て告た、これは齊侯の御意に入て居るゆゑ、

公曰、唯據與我和夫、晏子對曰、據亦同也、焉得爲和、公曰、和與同異乎、對曰、異、和如羹焉、水火醯醢鹽梅、以烹魚肉、燀之以薪、

【註】燀、炊也、

○公　齊侯の云はるゝには、如何したとにやら、唯あの據と我とは心が和して合て居ると申された、○晏　否やあの據はたゞ同と申すものでござる、何として和と申されうやと云た、○公　和と同とはことが違ふかとなり、○對　成ほどたがひますとなり、これより同和の分ちを論ずるである、○和　先づ和と申す物は羹を煮るやうなものでござる、何でも烹るには水火と酢の醬油のと申す鹽梅をまじへて、魚や肉を烹まする、偖これを煮上げまするには薪を以ていたすことなり、

宰夫和之、齊之以味、濟其不及、以洩其過、

【註】濟、溢也、洩、減也、

○宰　料理人が調和してあんばいを付ることなり、○齊　するとはよい加減に味ひを調ふることを云、○濟　水くさいには溜を加へ、鹽からいには水を入れて中和にする、

君子食之、以平其心、君臣亦然、

【註】亦如羹、

○君　君子がこれを召上られてこゝろを平に成さるゝ○君　君臣の間の和すると云のも、亦羹のごとくなるものである、

君所謂可而有否焉、

【註】否、不可也、

○君　君のよいと思召して仰せらるゝ言にも、はなはだわるいことがあるものでござる、

臣獻其否以成其可、

君○祝史を誅せんと思召さば、先づ君の德を修め玉ひて、その上にて彼等が怠たるを誅し玉ひて可からうと云た、○公○尤とて悦ばれて、俄に役人に命じて政ごとをゆるくし關所をみなこぼち棄て、法度ごとも去て年貢を薄くいたされ、未進を責ることを已められたとなり、

十二月、齊侯田于沛、

【註】言疾愈行獵沛澤名、

疾も愈られて沛澤へ田獵に出られたである、

招虞人以弓、不進、

【註】虞人、掌山澤之官、

招○山澤の官人を弓にて招かれたれば來らなんだ、

公使執之、辭曰、昔我先君之田也、旃以招大夫、弓以招士、皮冠以招虞人、臣不見皮冠、故不敢進、乃舍之、仲尼曰、守道不如守官、

【註】君招當往、道之常也、非物不進、官之制也、

公○腹を立てゝ召とられた、○辭○虞が云譯するには、昔より我先君の田に出させ玉ふ御さだめには、旃を以ては大夫をまねき玉ひ、弓を以招かせ玉ふときには士たるものが進む、皮冠を擧て召す時には虞人どもが參ることでござつた、私は皮冠を見ませなんだゆゑ私がことにてはないとこゝろ得て、わざと進まぬと云たれば、乃免された、○仲尼○道を守るよりは官を守るに如くはない、官さへ守れば道は立つと云て、

君子韙之、

【註】韙、是也、

君子はこれを美たとなり、

齊侯至自田、晏子侍于遄臺、子猶馳而造焉、

【註】子猶、梁丘據、

田より歸られて遄臺に上つて居られた時、晏子が侍

しきりはなく、○宮　日々に華美に成り、淫樂を去ると云時もなく、

內寵之妾、肆奪於市、

【註】肆、放也、

內○　御內證の女中はほしいまゝに町にて押買をいたす、

外寵之臣、僭令於鄙、

【註】詐爲敎令於邊鄙、

外○　外ざまを司る役人は、君命と詐りて、觸を田舍へ出して、

私欲養求、不給則應、

【註】養、長也、所求不給、則應之以罪、

私○　自分の私欲をかまへさま〳〵貪り求め、もし民がえ給せぬ時は怨ちつみを以て應ずるなり、

民人苦病、夫婦皆詛、祝有益也、詛亦有損、聊攝以東、

【註】聊攝、齊西界也、平原聊城縣東北有攝城、

姑尤以西、

【註】姑尤、齊東界也、姑水尤水、皆在城陽郡東、南入海、

其爲人也多矣、雖其善祝、豈能勝億兆人之詛、

【註】萬萬曰億、萬億曰兆、

民○　右の通りなるがゆゑに、民人は一統に苦み病れて、○夫○　男女みな苛政を詛ひまする、○祝○　彌祝で益を得ることでござるならば、諸人の詛ふ方でも亦損がござらう、○聊○　齊國の西の果より東の果までの人數と申すは、限りもなき大分のことでござる、○雖○　然れば祝師が何ほどに善く祝しましても、億兆の人の詛に勝つことは成りませぬ、

君若欲誅於祝史、脩德而後可、

公說、使有司寬政、毀關去禁、薄斂已責、

【註】除逋責、

その言が鬼神を僭嫚とだましあなどるゆゑでござる
と云た、○公　そんなら如何せうと云はれたり、○對
祝史をころし玉ふたとて治まることではござらぬ、

山林之木、衡鹿守之、澤之萑蒲、舟鮫守之、藪之薪蒸、虞候守之、海之鹽蜃、祈望守之、

【註】衡鹿、舟鮫、虞候、祈望、皆官名也、言公專守山澤之利、不與民共、

山○　山林の材木のことは衡鹿の官がこれをまもりまする、衡は平なり鹿は麓なり、林麓の木の大小を平にするより云、○澤　澤に生ずる萑の蒲のと云は舟鮫の官がまもりまする、○藪　藪には薪がござつて虞候の官が守りまする、薪は大きなの蒸は細きのなり、○海　海奉行が守りて居まする、これでは國中に一所も民のうるほひになる所は　ござらぬ、少しの小川も早や留川となるなり、

縣鄙之人、入從其政、偪介之關、暴征其私、

【註】介、隔也、迫近國都之關、言邊鄙既入服政役、又爲近關所征稅、枉暴奪其私物、

縣○　さて齊の縣鄙のものどもが、齊の國都へ出て入してその政を承るにも、○偪　國城に偪りたる近い間にも、○介は隔の關所を建て、關賃を取て通す、これは畢竟その國中のものにて、しかも公用にて出るものまで稅を出させて、私物の貯へを暴虐して奪ひとると云ものでござる、

承嗣大夫、强易其賄、

【註】承嗣大夫、世位者、

承○　代々家を繼ぐ大夫は强てその賄を易となり、

布常無藝、

【註】藝、法制也、言布政無法制、

布○　國のさだめを出すに法制はなく、

徵斂無度、宮室日更、淫樂不違、

【註】違、去也、

徵○　人足を徵すの稅を納るのと云に至ては度のほど

【註】還、猶顧也、

以○その財寶にて道に違ふたことを成し、後の子孫を恤むこともなく、暴虐淫從にして肆に法度にそむきたることを行ひて、顧み憚ることなく、

不思謗讟、不憚鬼神、神怒民痛、無悛於心、其祝史薦信、是言罪也、

【註】以實白神、是爲言君之罪、

不○人の謗りもおもはず、鬼神の咎めもおそれ憚りませぬ、○神　右の通の行ひでは神も怒り、民もいたみ困めども、○無　君のこゝろをあらたむることもござらぬ、○其　左あらば祝史が神前に向うて、信に有體に君の所行を薦め陳べては、是れ君のつみを神へ告ると申すものなれば、さすが左やうには成ませぬ、

其蓋失數美、是矯誣也、

【註】蓋、掩也、

其○さて又あやまちは蓋ひ隱して、美きことばかりを數へ立てゝ申しては、これ神へ僞を申して誣ふるになります、

進退無辭、則虛以求媚、

【註】作虛辭以求媚於神、

進○さすればどうも陳べ云べき辭がござらねば、爲方がなく虛言を述べて、神に媚びへつらひて祈るより外はござらぬ、

是以鬼神不饗其國以禍之、祝史與焉、所以夭昏孤疾者、爲暴君使也、其言僭嫚於鬼神、公曰、然則若之何、對曰、不可爲也、

【註】言非誅祝史所能治、

是○右のとほりなるが故に、鬼神もその國の非禮はうけ玉はずして、禍を降さるゝなり、○祝　取次人なれば禍のかぶれに與りまして、○所　若死いたしたり、孤疾の身となりましたりいたすは、暴君に仕へて

信無愧心矣、

【註】君有功德、祝史陳說之、無所愧、

○上　上神のにくみもござらず、下民のうらみもござらず、○動　何を行ふにもたがふたこともござらぬゆゑ、○其　その祝師たるものが陳べ布く辭は、みな信のみにて少しも愧るこゝろはござらぬ、

是以鬼神用饗、國受其福、祝史與焉、

【註】與受國福、

○是　これでこそは鬼神も納受して饗玉ひ、國中もその神の福をうけますれ、さてかの祝史も信を陳るに付て共々にその福に與りまする、

其所以蕃祉老壽者、爲信君使也、其言忠信於鬼神、其適遇淫君、外內頗邪、上下怨疾、動作辟違從欲厭私、

【註】使私情厭足、

○其　蕃昌してさいはひを受て、長壽に至りまするは信君に使はれまして、その言も鬼神に忠信があつて、詐りを述べぬゆゑでござるなり、○其　又たま〱淫亂なる君に出逢ふたときには、內も外も偏頗邪曲にして、上神も疾み下民もうらみ、爲ることなすことみな道に辟違ひ、欲をばほしいまゝにし私は飽まで行なひて、

高臺深池、撞鐘舞女、斬刈民力、輸掠其聚、

【註】掠、奪取也、

○高　高き樓臺をかまへたり、池をふかくほりたりして、その中に居て鐘を撞て音樂を催し、女樂を舞し民力をいたはらず、刈まはして下々の聚め貯へたる物をうばひ取りて、

以成其違、不恤後人、暴虐淫從、肆行非度、無所還忌、

曰、夫子之家事治、言於晉國、竭情無私、其祝史祭祀、陳信不愧、其家事無猜、其祝史不祈、

【註】家無猜疑之事、故祝史無求於鬼神、

楚の屈建が晉の范會が德を同國の趙武にたづねましたれば、趙武がこたへて申したには、○曰　夫子范會が家の事務は能く治まりて、晉國のことを言には、實情を竭して私をまじへぬ、○其　范氏が家の祝師が神へ陳べ布て言ふことばに、少しも僞りなく皆信なる故愧ることはない、○其　家にうたがはしきことがないによりて、祝師が神へ祈ることもないと申した、

建以語康王、

【註】楚王、

建○　右の談しを屈建が楚の康王へ語りましたれば、

康王曰、神人無怨、宜夫子之光輔五君、以爲諸侯主也、

【註】五君、文、襄、靈、成、景、

康王の言に、神人ともにうらみのないものである、成ほどそれでは五代の君をよく補佐して、伯長となつたも尤かなと云はれました、

公曰、據與款謂寡人能事鬼神、故欲誅於祝史、子稱是語、何故、

對曰、若有德之君、外內不廢、

【註】無廢事、

公○　齊君は晏子がつきもない答へをしたとおもはれたゆゑ、いや據と款とが了簡には、寡人は能く鬼神に仕ふるのに、祝師のつみにて病がなほらぬ、それゆゑかれらを誅さうと云ことなり、しかるにその方はこの語を云出すは、何と云ことぞと問はれたなり、○對　さればでござる、能鬼神に事ることゝ申すことは容易成らぬことゆゑ、これを稱しましたものでござる、まづ德をそなへたる君と申すは、內外ともに事を廢すると云ことはござらぬ、

上下無怨、動無違事、其祝史薦

齊侯疥、遂痁、

【註】痁、瘧疾、

疥はかろき瘧疾なり、それより痁とはおもき瘧ふるひになつたとなり、

期而不瘳、諸侯之賓問疾者多在、

【註】多在齊、

期。丸一年に成れどもまだ平愈せぬなり、これに依て國々よりは見まひの使者があつまりて、大分齊に逗留して居るであるなり、

梁丘據與裔款、

【註】二子、齊嬖大夫、

梁。二人は齊の大夫である、

言於公曰、吾事鬼神豐、於先君有加矣、今君疾病、爲諸侯憂、是祝史之罪也、諸侯不知、其謂我不敬、君盍誅於祝固史嚚以辭賓、

【註】欲殺嚚固以辭謝來問疾之賓、

これが齊君へ云ふには、この方にて鬼神に事ふることは隨分豐にして、先君の御代よりまさりはすれどもおろそかにはいたさぬ、○今　しかれどもいま君の御病氣は追々重るゆゑ、諸侯へまで大義がかゝりて使者をさし出すなり、これは祝師や史官の疎略によりて、神の福を降されぬ故なれば彼等がつみなり、○諸　諸侯達は左やうとは知らずして、吾が不敬ゆゑ神の加護もないと存ずるでござらう、○君　なぜ兩人のものを誅して賓への云わけに成されぬぞと云たなり、

公說、告晏子、晏子曰、日宋之盟、

【註】日、往日也、宋盟在襄二十七年、

公。尤とおもはれて晏子へそのよしを告られた、○晏。合點せずして云には、往年宋の盟の節に、

屈建問范會之德於趙武、趙武

戊辰、華向奔陳、華登奔呉、

【註】登、費遂之子、黨華向者、

冬。華向が方より越したる人質をころして、つひにせめられた、○戊。皆離散した、

向寧欲殺大子、華亥曰、干君而出、又殺其子、其誰納我、且歸之有庸、

【註】可以爲功善、

向。このときのための質なれば大子を殺さうと云た、○華。君にそむいて國を出るさへあるに、又大子までを殺すやうなる不仁では、他國へ行きてもたれもかくまうてくれまい、且この人質をかへしたらば、少しは功になりて善き名も殘らうと云て、

使少司寇牼以歸、

【註】以三公子歸公也、牼華亥庶兄、

使。兄の牼にわたして云には、是を君へおくられよ、

曰、子之齒長矣、不能事人、以三公子爲質、必免、

【註】質信也、送公子歸可以自明不叛之信、

曰。こなたは年もよられた人なれば、他國へ立のいて奉公もなるまいほどに、此公子達を以て君に叛かぬ記として送り屆け、云わけめされたらば、かならず免さるゝであらうに、こゝにとまられよと云た、

公子既入、華牼將自門行、

【註】從公門去、

公。城へ入られたとき華牼の門まで送り來て直に立のかんとした、

公遽見之、執其手曰、余知而無罪也、入復而所、

【註】而、女也、所、所居官、

公。このよしをきゝてあわてゝ召出し、その手を執て云はるゝには、吾その方がつみのないと云ことはよく合點して居るほどに、心安くおもひこれまでの官をつとめよとなり、

華亥與其妻、必盥而食所質公子者、而後食、公與夫人、毎日必適華氏、食公子而後歸、華亥患之、欲歸公子、向寧曰、唯不信、故質其子、若又歸之、死無日矣、公請於華費遂、將攻華氏、

【註】費遂、大司馬、華氏族、

○華　君より人質に取たる公子に丁寧にして、夫婦が必手水つかうて膳をそなへて後に自分等が食したとなり、○公　公も毎日夫人と華氏が方へ來られて、公子に食せしめてかへらるゝなり、○華　如此にあつては甚だ面倒であるに依て、一向人質をかへさうと云た、○向　信がなくてこゝろもとないゆゑにこそ質を取たるものなれ、しかるにいま返しては死ぬるに間はあるまいとなり、○公　宋公も一度の憤りが止まずして、華氏一家を攻ようと云はれた、

對曰、臣不敢愛死、無乃求去憂而滋長乎、

【註】恐殺大子憂益長、

○對　これは思召止り玉へ、私は死ををしみて申すではござらねども、いませめんと思召すは、うれひを去らうともとめ玉ふなれども、若し華氏が公子をころしたらば、ます〳〵うれひが長ずるではござるまいかとなり、

臣是以懼、敢不聽命、公曰、子死亡有命、余不忍其詢、

【註】詢、恥也、

○臣　かやう申すもそれが氣づかはしく存ずるゆゑでござる、命に違ふではござらぬと云た、○公　宋公の其れは左やうなれども、子共の死ぬると云も天命とあきらめた、余先だちての耻辱をばえこらへぬと云はれたなり、

冬、十月、公殺華向之質而攻之、

は云はれぬ、

不以回待人、

【註】知難不告、是以邪待人、

不。亂を知て告ぬは、邪を以て人をあひしらうてある、

不蓋不義、

【註】以周事豹、是蓋不義、

不。不義と知て事へ終たは、不義を蓋ふたと云ものである、

不犯非禮、

【註】以二心事縶、是非禮、

不。公孟にも仕へ齊豹もかばふた非禮なり、しかれば皆君子の道にはあたらぬとなり、

宋華向之亂、公子城、

【註】平公子、

公孫忌、樂舍、

【註】舍、樂喜孫、

司馬彊、向宜、向鄭、

【註】宜、鄭、皆向戌子、

楚建、

【註】楚平王之亡大子、

郳甲、

【註】小邾穆公子、

出奔鄭、

【註】八子、宋大夫、皆公黨、辟難出、

宋公の味方ゆゑ各出奔した、

其徒與華氏戰于鬼閻、

【註】八子之徒衆也潁川長平縣西北有閻亭、

其。八人の臣どもが合戰した、

敗子城、子城適晉、

【註】子城爲華氏所敗、別走至晉、爲明年子城以晉師至起本、

敗。これは別に晉へ立のいた、

【註】何忌、齊大夫、言青若有罪、亦當并受其罰、

苑○　中に大夫が一人云には、私は御免下されよ、青が賞あるに付て私どものをしへとて御ほめに與りては、若し青が罰を受る時には、又同じつみに罰を下さるゝであらうとなり、

在康誥曰、父子兄弟、罪不相及、

【註】尙書康誥、

在○　一人罪あると一一父子兄弟までには相及ぼさぬとござる、

況在羣臣、臣敢貪君賜以干先王、

【註】言受賜則犯康誥之義、

況○　まして兄弟でもない私どもが賜ものに與りては先王の戒をなすと申すものでござると云て辭した、

琴張聞宗魯死、

【註】琴張、孔子弟子、字子開、名牢、

琴○　これは孔門で篤實なる人で、今度宗魯が討死したるをきゝ、

將往弔之、仲尼曰、齊豹之盜、而孟縶之賊、女何弔焉、

【註】言齊豹所以爲盜、孟縶所以見賊、皆由宗魯、

くやみに往んとせられたなり、○仲　盜賊どもに黨する者を何として弔ふぞとなり、

君子不食姦、

【註】知公孟不善而受其祿、是食姦也、

君○　君子は奸曲なるものゝ祿は食まぬと有に、彼は奸を知て仕へた、

不受亂、

【註】許豹行事、是受亂也、

不○　齊豹が謀叛を知て受たである、

不爲利疚於回、

【註】疚病、回邪也、以利故不能去、是病身於邪、

不○　勝手に能ければとて、邪の病をうけては君子と

ぴたゆゑに城へ歸られて、北宮子と盟はれた、

秋、七月、戊午、朔、遂盟國人、八月、辛亥、公子朝褚師圃子玉霄子高魴出奔晉、

【註】皆齊氏黨、

秋。一家中と盟はれた、○八。皆齊豹が一味は去た、

閏月、戊辰、殺宣姜、

【註】與公子朝通謀故、

閏。密通せられたゆゑにころした、

衞侯賜北宮喜謚曰貞子、

【註】滅齊氏故、

衞。齊氏を亡したを貞烈とほめたである、

賜析朱鉏謚曰成子、

【註】霄從公故、

賜。從ふたを稱した、

而以齊氏之墓予之、

【註】皆未死而賜謚及墓田、傳終言之、

而。齊豹が墓地を與へられた、これは死だ跡のことである、左氏の終までのことを語られたなり、

衞侯告寧于齊、且言子石、

【註】子石、公孫青、言其有禮、

衞。齊侯の親切にいたされたに付て、早速使者を以て國も安寧に及だと告られた、○且 公孫青が甚だ誠心を以て禮を盡されたと云て、噂を云てやられた、

齊侯將飲酒、徧賜大夫曰、二三子之敎也、

【註】喜青敬衞侯、

齊。酒宴を設けられて、家老どもを召あつめられて偏く酒を賜うて、今度公孫青が禮を行ふたと衞より美めて越した、是と云も各が敎訓ゆゑなりとあつて、ことのほかきげんであつた、

苑何忌辭曰、與於青之賞、必及於其罰、

賓將レ掫、
【註】掫、行レ夜、
○賓　公子靑がこの節御人も不足成らん間、夜廻りをつとめようと云た、
主人辭曰、亡人之憂、不レ可三以及二吾子一、草莽之中、不レ足三以辱二從者一、敢辭、賓曰、寡君之下臣、君之牧圉也、若不レ獲レ扞二外役一、是不レ有二寡君一也、
【註】有、相親有、
○主　衞侯の辭して、吾は落人なれば如此憂ふれども、その憂を吾子にまで及ぼすると云理はない、草むらの中なれば從者の居玉ふところもないと云て辭せられた、○賓　主人が家臣どもは則君の御廐のもの同樣なれば、召仕はるべき筈である、○若　しかるにいま外よりの奸を扞がねば、主人を有とせぬ疎略の仕方なりとて、
臣懼レ不レ免二於戾一、請以除レ死、親執レ鐸、終夕與二於燎一、
【註】設二火燎一以備守、
○臣　國に歸て戾を得るが氣遣ひでござる、○請　たゞいま役をつとめさせて下さるは、私を助け玉ふと云ものなりと云て、自身に拍子木を持て終夜かゞりを燒て守たとなり、
齊氏之宰渠子、召二北宮子一、
【註】北宮喜也、
○齊　北宮喜を味方ゆゑ召におこした、
北宮氏之宰不レ與レ聞レ謀、殺二渠子一、遂伐二齊氏一、滅レ之、丁巳、晦、公入、與二北宮喜一盟二于彭水之上一、
【註】喜本與二齊氏一同レ謀、故公先與二喜盟一、
○北　北宮子が宰はこの相談を聞かなんだゆゑ、渠子を殺して直に齊豹を伐て滅したなり、○丁　敵が亡

ぶれて居るとなり、〇吾〇　この中では君命は拜せられぬほどに、無用にいたさるゝやうにとなり、〇賓〇　公孫靑が返答に、主人下臣に朝に於て命じましたには、衞へ參て有らば、やはり衞の下執事の輩に比して君へ仕へよと申された、

臣不敢貳、

【註】貳違命也、

〇臣〇　君命にはそむかれねば申上度となり、

主人曰、君若惠顧先君之好、照臨敝邑、鎭撫其社稷、則有宗祧在、

【註】言受聘當在宗廟也、

〇主〇　又衞よりのこたへに、君若し先代よりの好を思召して、敝邑を見すて玉はずして社稷を撫で、鎭めて下さらば、宗廟と云が在れば、廟前に於てうけたく存ずると云ことなり、

乃止、

【註】止、不行聘事、

〇乃〇　依て聘事は止たなり、

衞侯固請見之、

【註】欲與靑相見、

〇衞〇　右の通には申されたれども、遠方を來たことゆゑ、公孫靑が辭退するを許さずに逢ふと云はれた、

不獲命、以其良馬見、

【註】以爲相見之禮、

〇不〇　しかれども使の命を得ぬゆゑに、公子靑が御目見の禮を以て馬を獻上して謁したなり、

爲未致使故也、

【註】未致使、故不敢以客禮見、

〇爲〇　使者の役はつとめぬことゆゑ、客禮を用ひまいとてなり、

衞侯以爲乘馬、

【註】喜其敬己、故貴其物、

〇衞〇　公子靑が余を敬うたところを稱美あつて乘料といたされた、

とて、衞侯の郭門を出らるゝと己れはのこつて門を閉た、これで後より追駈る敵が進むことが成らず、

踰而從公、

【註】踰郭出、

踰。自分は門を乗踰て供をした、

公如死鳥、

【註】死鳥衞地、

公。死鳥と云所まで逃延びられた、

析朱鉏宵從竇出、徒行從公、

【註】朱鉏、成子、黑背孫、

析。宵の中に水門より出て從ふたとなり、徒行は歩行立ちで供した、

齊侯使公孫青聘于衞、

【註】青、頃公之孫、

齊。このときしも齊侯より衞へ使者をこされたれば、

既出、聞衞亂、使請所聘、公曰、猶在竟内、則衞君也、乃將事焉、

【註】將事、行聘事、

公孫青は既に道まで出て、衞の亂れたことをきゝて、○使。先づ衞へは入らずに、何方へ使者を勤めんやと人を返して、齊侯へ伺ふた、○公。齊侯の云はるゝには、何でも衞の竟内にさへ居らるれば、衞の君と云ものなれば、居らるゝところへ至て事を行へと命ぜられた、

遂從諸死鳥、請將事、辭曰、亡人不佞、失守社稷、越在草莽、吾子無所辱君命、賓曰、寡君命下臣於朝曰、阿下執事、

【註】阿、比也、命己使比衞臣下、

遂。それから公孫青は死鳥と云ところへ尋行て、使者の禮を行ひ度と申入れた、○辭。衞侯は受られぬ、自分を卑下して亡人不佞と云はるゝ、私不調法ゆゑ國に在て社稷をも得まもらず、草むらの中に露にま

齊氏用戈擊公孟、宗魯以背蔽之、斷肱以中公孟之肩、皆殺之、公聞亂、乘驅、自閱門入、慶比御公、公南楚驂乘、使華寅乘貳車、

【註】公副車、

齊氏が戈を以て後ろより突た、○宗。 副乘して居たゆゑ、主人の後へ立ふさがりたゆゑ、戈も少しそれて宗魯が肱を突ぬいて、公孟が肩に突中た、それよりつひに兩人ともにころした、○公。 衛侯も亂を別邑にてきかれて、車を早めてかへり閱門より入られた、慶比と云が御して入た、○公。 南楚を副乘にさせられた、○使。 これは供車となつて別車に乘て從ふた、

及公宮、鴻駵魋駟乘于公、

【註】鴻駵魋復就公乘、一車四人、

及。 御殿へ入たればあやうく成たゆゑ、鴻駵魋が公の車へ加つた、以上一車に四人乘たである、

公載寳以出、褚師子申遇公于馬路之衢、遂從、

【註】從公出、

公。 寳器を車に載せて出られた、○褚。 馬路と云小路で出合て、直に從て供をした、

過齊氏、使華寅肉袒執蓋、以當其闕、

【註】肉袒、示不敢與齊氏爭、執蓋蔽公而去、闕、空也、以蓋當侍從空闕之處、

過。 齊豹が屋布前を通らるゝときに華寅に肌をぬがせて降參の體を見せて蓋をもたせて、過らるゝ人數が少いゆゑ、從者のないすき間には蓋を當てゝ通た、

齊氏射公、中南楚之背、公遂出、寅閉郭門、

【註】不欲令追者出、

齊。 衛侯を目的に矢を放たれば、副乘の南楚が背に中つた、○公。 急難を免れて先づ丸の內を出られた、○寅。 これが才覺をやりたである、供車に從て出る

雖。成ほど仰のとほり、主人が不善なことは拙者も存知たことなれば、早く身を退くべきことなりしに、勝手によいとてこれまでえ去らなんだ、○是。これは拙者があやまちで有た、○今。いま難が作るを見てのがれては、主人へ不忠なことなれば、足下をいつはりものにすると云ものなり、

子行事乎、吾將死之、以周事子、

【註】周、猶終竟也、

子。されば足下は思立れたことを行れよ、吾は討死しようとなり、○以。討死してもそのことをもらさねば、始終異心なく足下にも事る、

而歸死於公孟、其可也、丙辰、衞侯在平壽、

【註】平壽、衞下邑、

而。又一命を公孟に奉ればよいではあるまいかと云た、これが信の正直と云ものなり、殊勝なものである○丙。平壽に下屋布でも有て行れたさうな、

公孟有事於蓋獲之門外、

【註】有事、祭也、蓋獲、衞郭門、

公。これは郭門の外で祭りをするとて出かけた、

齊子氏帷於門外、而伏甲焉、

【註】齊豹之家、

齊。齊豹が屋敷の門前に幕を張りて伏兵を置て、

使祝鼃寘戈於車薪以當門、

【註】要其前也、

祝鼃と云ものに戈を薪車に隱して、門に當て公孟を出むかはせ、

使一乘從公孟以出、

【註】亦如前車寘戈於薪、躡其後、

使。また一車は公孟がうしろにつゞかせた、これで前後を喰とめた、

使華齊御公孟、宗魯驂乘、及閎中、

【註】閎、曲門中、

使。御者と副乘と引まとうて曲門に來たれば、

【註】喜、貞子、
公○二人を惡て退けようとした、
公子朝通于襄夫人宣姜、
【註】宣姜、靈公嫡母、
公○これは君の御母堂と通じて居るゆゑ、
懼而欲以作亂、故齊豹北宮喜褚師圃公子朝作亂、初齊豹見宗魯於公孟、
【註】薦達也、
とがめられうかと氣づかひ、之も亂を作さうとたくんだ、○故　公孟に惡まれたり狎られたりするものどもが、一味して亂逆をおこした、○初　前方齊豹が宗魯と云ふものを公孟へ世話やいて臣としたれば、
爲驂乘焉、
【註】爲公孟驂乘、
公孟が驂乘に命じて側近く召仕うた、
將作亂、而謂之曰、公孟之不善、子所知也、勿與乘、吾將殺之、對曰、吾由子事公孟、子假吾名焉、故不吾遠也、
【註】言子借我以善名、故公孟親近我、
將○齊豹が亂を作さんと思ふ前に宗魯に言には、公孟が强惡無道なことは足下も知らるゝとほりなれば足下副乘りに出らるゝな、吾公孟をころさうとおもふなり、害に逢はれてはきのどくなゆゑ告ると云た、○對　宗魯は忠士である、答へに、吾は始め足下の傳手を求めて公孟へ奉公いたした、そのすゝむるときには吾に善き名を借し下されて、實體なものと云てすゝめ玉はりた、○故　それなればこそ公孟も肌をゆるして、吾を遠ざけず親く仕はるゝなれ、
雖其不善、吾亦知之、抑以利故、不能去、是吾過也、今聞難而逃、是僭子也、
【註】使子言不信也、

公孫援、公孫丁、拘向勝向行於其廩、

【註】八子、皆公黨、

華○　先づ公子達をおびきよせて執ふる、たくみで、虚疾をかまへて引込たれば、羣公子が訪ひに來た、それをみなく\とらへた、○夏○　君の方人八人の内を六人まで殺し、二人は土藏へ押こめておいた、

公如華氏請焉、弗許、遂劫之、

【註】劫公、

公○　宋公も公子をころしたことをきゝ、自分に華氏へ行てわびをいたされた、○弗○　中々合點せぬ、却て公を執へて手ごめにしたとなり、

癸卯、取大子欒與母弟辰公子地以爲質、

【註】欒景公也、辰及地、皆元公弟、

癸○　君の大子や弟を人質に取て免した、

公亦取華亥之子無慼、向寧之子羅、華定之子啓、與華氏盟以爲質、

【註】爲此冬、華向出奔傳、

公○　是も質を取て和がすんだなり、

衛公孟縶狎齊豹、

【註】公孟、靈公兄也、齊豹、齊惡之子、爲衛司寇、狎、輕也、

この公孟と云男は惡人で、齊豹と云ものを輕んじて、

奪之司寇與鄄、

【註】鄄、豹邑、

官をうばひ君より與へられたる食邑の鄄と云所を與へ、

有役則反之、無則取之、

【註】縶足不良、故有役則以官邑還豹使行、

何ぞ役税の出さうなときは反しておいて、何事もないときは自分へうばひ取るとなり、

公孟惡北宮喜褚師圃、欲去之、

員曰、彼將有他志、

【註】光欲弑僚、不利員用事、故破其議、而員亦知之、

員。 さては彼公子光は異心有ると見えた、それゆゑ吾が議をやぶるなりと悟つた、そのゝち果して僚を弑して王となりて、呉王闔閭と云た人なり、

余姑爲之求士、而鄙以待之、

【註】計未得用、故進勇士以求入於光、退居邊鄙。

余。 これが大勇な了簡なり、先づ姑らく公子光が爲めに勇士をもとめ出して、彼がのぞみを達して後、楚を伐つ發端の出るまで吾は邊鄙へ退いて、百姓になつて時を待たうと云て、

乃見鱄設諸焉、

【註】鱄諸、勇士、

乃。 勇士をすゝめて、

而耕於鄙、

【註】爲二十七年、呉弑僚傳

自分は田舍へ引込で居た、

宋元公無信多私、而惡華向、華定華亥、與向寧謀曰、亡愈於死、先諸、

【註】恐元公殺己、欲先作亂、

宋公は至て不信な人で私が多くして、○而。 華氏の一門を盡く惡れた、○與。 君に惡まれては臣は立ぬ、後には殺さるゝはさだまりなれば、みな打寄て野心をかまへ謀叛を企て云には、君に叛いては他國へ立退ねばならぬ、なれどもたとひ立退とても殺されたよりは增しなれば、先を取られぬ前に、この方より先達て叛逆して亂を起さうと云た、君一人道を失へば、これに乘じて臣も道にそむくなれば、人君はつゝしむべきことなり、

華亥僞有疾、以誘羣公子、公子問之、則執之、夏、六月、丙申、殺公子寅、公子御戎、公子朱、公子固、

【註】尙爲レ勇、

○知　死ぬると知りながら不レ辟は勇なり、

父不レ可レ棄、

【註】俱去爲レ棄レ父、

○父　父もすてられず、

名不レ可レ廢、

【註】俱死爲レ廢レ名、

又仇を報ずるの名も廢られぬなれば、

爾其勉レ之、相從爲レ愈、

【註】愈差也、

○爾　しかればその方は隨分つとめて仇を報ぜよ、ともぐ〳〵に相從うて死ぬにはまさると云た、

伍尙歸、奢聞三員不二レ來曰、楚君大夫其旰食乎、

【註】將レ有二吳憂一不レ得二早食一、

○伍　さてつひに兄一人楚へ歸たれば、執はれ居る父の伍奢が弟は來らぬときゝて、○曰　子胥が吳に居ては、笑止なことは楚の君も大夫も、食事も得せぬほどのうれひが至るであらうと云た、

楚人皆殺レ之、員如レ吳、言三伐レ楚之利二於州于一、

【註】州于、吳子僚、

○楚　父子ともに楚でころしたなり、○員　父の仇なれば吳をすゝめて、楚を伐つに利あることを說た、州于は吳の君なり、

公子光曰、是宗爲レ戮、而欲レ反二其讐一、不レ可レ從也、

【註】光、吳公子闔廬也、反、復也、

○公　しかるところに此公子光が、他國のことより己が吳王の位をうばゝんと念がけ居ること故、邪魔を入れて云には、今員が勸むるのは元來己れが本家を誅戮せられたるゆゑ、父兄の讐を返報せんとの謀で、疫病の神をたのんで、敵をとると云ものなれば、したがはぬがよいと云た、

來、不然、將爲患、王使召之、曰來、吾免而父、棠君尙謂其弟員、

【註】棠君、奢之長子尙也、爲棠邑大夫、員尙弟子胥、

無○この費無極と云奴は惡人である、今度とらへ玉ひたる伍奢が子どもは、みな〳〵勝れて材あるものどもなれば、若し立のきて吳に在らば必らず楚の憂と成らうとなり、○盡　しかれば來たらば父を免さうと仰せられて、すかして召玉へとなり、○彼　彼の子どもは仁あるものなれば、父の命をたすくるときさては早々來りませう、○不　左なくば患に成らうと云た、○王　その言に從ひて來たらば、汝が父を免さうと云遂られた、○棠　棠邑の大夫尙と云て、これも伍奢が子で伍子胥が兄なり、この楚王の言をききて弟に云には、

曰、爾適吳、我將歸死、吾知不逮、

【註】自以知不及員、

その方は早く吳に適け、我は往て死に歸せん、○吾元來吾が知はその方には及ばぬことなれば、

我能死、爾能報、聞免父之命、不可以莫之奔也、親戚爲戮、不可以莫之報也、奔死免父、孝也、度功而行、仁也、

【註】仁者貴成功、

我○我は死ぬことを能する、その方は見ごと仇を報ゆるであらう、○聞　父を免さるゝと聞て、子の身として奔り往かずには居られぬ、○親　しかしながら親戚を戮せられて、仇を報せずにもおかれまい、○奔　死に趣きて父を免れしめんとおもふは孝なり、○功を度て成るを行ふは仁なり、

擇任而往、知也、

【註】員任報讐、

擇○自身に任ずべきことを擇で立のきて往くは知なり、

知死不辟、勇也、

【註】佞、才也、
三。宋へ退れた、○王。ふたゝび楚へ召付て糺明せんとて召された、○奮。城父のものに自分に云含めて、囚俘の貌になつて繩にかゝりて至たとなり、○王。今度大子を逃したと云は何者の所爲ぞ、言は余が口より出で爾が耳に入たばかりにて、外に大子を殺すことを知たるものはないはずなり、○誰。しかるに誰が建に告けて立のかせたぞとなり、○對。外に告げ人はござらぬ、私が告げて逃しました、○君。先だちて君王より私に命じ玉ふには、大子建に仕ることは余に仕るごとく疎略にするなと仰せわたされた○臣。私不才ものなれば、

不能苟貳、奉初以還、

【註】奉初命以周旋、
二つのことはまもることを得いたされぬゆゑに、初の命を奉じて以て取り行ひ、

不忍後命、故遣之、既而悔之、亦無及已、王曰、而敢來何也、對曰、使而失命、召而不來、是再奸也、

【註】奸、犯也、
のちの殺害せよとの命にしたがふに忍びられませなんだ、ゆゑに立退せました、○既。しかしながらのちには殺せばよかつたものをと存じ、只今では後悔いたせども、もはや及ませぬと云たなり、○王。左ほど身にあやまり有りながら、恐れもなく來たは何としたものぞ、○對。大切な討手の御使に參りながら君命を失却するさへござるに、召すにも來らでは是ふたゝび君命を奸すと申すものなり、

逃無所入、王曰歸、從政如他日、

【註】善其言、舍使還、
その上のがれて入るべきところがござるまいと云た○王。ことの外感心して、歸つて政に從ひ務ることこれまでのとほりにせよと云てゆるされたとなり、

無極曰、奢之子材、若在呉、必憂楚國、盍以免其父召之、彼仁、必

外無禮なれば、妖禍は人よりおこるものなれば、亂の在處と見ゆると云たである、

費無極言於楚子曰、建與伍奢、將以方城之外叛、自以爲猶宋鄭也、齊晉又交輔之、將以害楚、其事集矣、王信之、問伍奢、伍奢對曰、君一過多矣、

【註】一過納建妻、

前に出たる大子の傅が讒言をするであるなり、大子建と伍奢と方城外の兵をあつめて謀叛して、自分の領地の城父の大さは宋や鄭ほどは有るとおもうて、一國一城にならうとのたくみがござる、さて又齊晉の二國がともどもに尻を持て加勢して、○將　楚を害せんとすると云沙汰でござる、もはやその用意が成就いたしたと云た、○王　楚王は信用いたされて、○問　大子のもり役を召て正し問れたれば、○伍　君は大子の夫人をうばひ玉へる過さへ有りながら、

何信於讒、王執伍奢、

【註】忿奢切言、

その上にも何とてまた讒を信じ玉ふぞと云た、○王　當て付て云たとて怒て召とられた、

使城父司馬奮揚殺大子、未至、而使遣之、

【註】知大子寃、故遣令去、

○使　大子の居城に在る司馬の奮揚に云付て、大子をころせと命せられた、○未　まだ城父へ往つかぬ内に、大子へ内通して、奮揚が情にて立退れよと云たれば、

三月、大子建奔宋、王召奮揚、奮揚使城父人執己以至、王曰、言出於余口、入於爾耳、誰告建也、對曰、臣告之、君王命臣曰、事建如事余、臣不佞、

陳、

【註】與君爭而出、皆書名惡之、告文なり、

十有一月、辛卯、蔡侯廬卒、

【註】無傳、未同盟而赴以名、告文なり、

【傳】二十年、春、王二月、己丑、日南至、

【註】是歲朔旦冬至之歲也、當言正月、己丑、朔、日南至、時史失閏、閏更在二月後、故經因史而書正月、傳更具於二月記南至日以正歷也、

○日南至とは冬至のことを云、經には正月とあるを傳には二月としたるは、史官のあやまりにて閏月を失ふたを知らせたものなり、

梓愼望氛、

【註】氛、氣也、時魯侯不行登臺之禮、使梓愼望氛、

○梓　全體魯侯の自分に登臺の禮と云て登て氣を望るはずなれども、この時分怠られて名代を登せておかれたである、今梓愼が彼のうてなへ登り雲氣を望て、

曰、今茲宋有亂、國幾亡、三年而後弭、蔡有大喪、

【註】爲宋華向出奔、蔡侯卒傳、

○云には、今年は宋に亂があつて、大方は亡ぶるほどなことにて、三年に及で後弭むであらう、○蔡　蔡の國には大なる喪が有らうと云た、

叔孫昭子曰、然則戴桓也、

【註】戴族華氏、桓族向氏、

○叔　宋に亂が有と云ならば、戴公桓公の兩氏の末孫のものどもが亂を作すであらう、

汏侈無禮已甚、亂所在也、

【註】傳言妖由人興、

○汏　如何と云に二家のものは大分汏り侈りてことの

止也、
【註】傳言子産之知、
吾。この方も龍に用もなければ、龍も又吾に何にも
用はあるまい、ければ何ほど鬭へばとて世話には成
らぬと云たゆゑ止たとなり、
令尹子瑕言蹶由於楚子、
【註】蹶由、呉王弟、五年、靈王執以歸、
前方楚と呉と戰ふたときに、呉王の弟蹶由を召捕へ
ていまに押こめてある、これを令尹が楚子に言て云
には、
曰、彼何罪、諺所謂室於怒、市於
色者、楚之謂矣、
【註】言靈王怒呉子而執其弟、猶人忿於室家
而作色於市人、
彼。彼蹶由には何のつみがあつて執へおき玉ふぞ、
〇諺。家内で怒て市町へ出ても怒の色が有ると云世
話ごとは、この楚のことでござらうと存ずるとなり、
呉王を怒てつみもない弟をとらへて置るゝをたとへ
たものなり、
舍前之忿可也、乃歸蹶由、
【註】言楚子能用善言、
舍。前の怒は棄てゝ免し玉はば宜しからうと云た故
かへされたである、
【經】二十年、春、王正月、夏、曹公孫
會自鄸出奔宋、
【註】無傳、嘗有玉帛之使、來告、故書、鄸曹邑、
告文なり【注】卿の出奔は他國のことまで書くこと
ではなけれど、これは前かた玉帛之使もあつて、魯と
好みがありたゆゑ告たと云ふことである、
秋、盗殺衞侯之兄縶、
【註】齊豹作而不義、故書曰盗、所謂求名而不
得、
告文なり【注】所謂是は三十一年の傳例の言であるな
り、
冬、十月、宋華亥向寧華定出奔

【註】轉、遷徙也、

子旗が吳を伐たうと云たときには、○王　吾まだ民に休息も得させぬと云て　おきながら、○今　いま又かやうに城を築きては、吳を挑むと云ものなり、敗れずには居まいとなり、○侍　側にあるものが云には、楚王は民に物を施こし、且用捨せらるゝことを不倦して民を息へられたことも五年なれば、これでは撫育いたされたではあるまいか、○戎　いや實に民を撫する人と云ものは、內證の費用をはぶき節して、德を外に立つるゆゑ、○民　生涯を安じ樂で　外の寇もないとなり、これが實に撫したである、○今　いま楚王は宮室の侈りに量もかぎりもなく、民人は日々と駭きて安からず、勞れ罷れて死だり他國へうつり轉じたりする、

忘寢與食、非撫之也、

【註】傳言平王所以不能覇、

忘　居住も食もわするゝごとく罷れて居る、これでは撫育するとは云はるまいとなり、

鄭大水、龍鬭于時門之外洧淵、

【註】時門、鄭城門也、洧水、出滎陽密縣東、南至潁川長平入潁、

鄭國に大水がみなぎり出でゝ、時門と云大城門の外との洧水と云川で龍が戰ふたとなり、

國人請爲禜焉、子產弗許曰、我鬭龍不我覿也、

【註】覿、見也、

國　これは水神の怒りなれば禜と云川のまつりを行はうと云た、○子　承知いたされぬ、我々が鬭ふときに龍が出て見もせねば、

龍鬭我獨何覿焉、禳之則彼其室也、

【註】淵、龍之室、

龍が鬭ふほどにとて、何の我出て見ることが有らうぞ、○禳　さて又彼をはらひて退んと云ても、淵は彼れらが室なればどこへも退くるところもないなり、

吾無求於龍、龍亦無求於我、乃

ないなり、○卒。そのうへ先年の會盟にも、

君尋舊盟曰、無或失職、若寡君之二三臣、其即世者、晉大夫而專制其位、是晉之縣鄙也、何國之爲、辭客幣而報其使、晉人舍之、

【註】遣人報晉使、

君よりの命には、各その職を失ふことをすまいと誓ひ玉ふた、○若。それをいま又寡君が臣の死去いたしたる跡の家督のことを、晉の大夫職の衆中よりして、專ら自由にその位を支配し玉ひては、○是。鄭は晉の領分の片はづれと云ものであれば、何ぞ國と爲んや一國の詮は立ぬとなり、○辭。使者の贈物をかへして、使者の返報にこの方より人をつかはして、返報使を立たとなり、○晉。理につまりて舍おいたとなり、

楚人城州來、沈尹戌曰、楚人必敗、

【註】十三年、吳滅州來、今就城而取之、戌莊王曾孫、葉公諸梁父也、

州來を取て城をかまへたである、○沈。楚はかならずやぶれを取るであらう、

昔吳滅州來、

【註】在十三年、

昔。先年吳よりほろぼしたとき、

子旗請伐之、王曰、吾未撫吾民、今亦如之、而城州來以挑吳、能無敗乎、侍者曰、王施舍不倦、息民五年、可謂撫之矣、戌曰、吾聞撫民者、節用於內、而樹德於外、民樂其性、而無寇讐、今宮室無量、民人日駭、勞罷死轉、

云て相談した、○子。 子產は諸人の了簡にもかまはずして、使者へ答へて云には、○鄭。 私國の義は天の福を得ずして、

寡君之二三臣、札瘥夭昏、

【註】天死曰札、小疫曰瘥、短折曰夭、未名曰昏、

寡君が二三の臣どもゝ追々死去いたしたとなり、昏はまだ生れて名も付けぬ內に死だを云、

今又喪我先大夫偃、其子幼弱、其一二父兄、懼隊宗主、私族於謀、而立長親、

【註】於私族之謀、宜立親之長者、

今。 今度又先大夫駟偃も相果てました、○其。 ことにせがれは幼弱なれば、一兩人の親類打よりて、家の宗廟の神主をまつることをうしなはうかとをそれて私族の相談の上に、親類の內の年長をえらみて立ました、

寡君與其二三老曰抑天實剝亂、是吾何知焉、

【註】言天自欲亂駟氏、非國所知、

寡。 主人ことも一二の家臣どもも申すには、駟氏が家の不幸は抑天より剝亂することなれば、吾が何にも知たことではないと云て居らるゝ、

諺曰、無過亂門、民有兵亂、猶憚過之、而況敢知天之所亂、今大夫將問其故、抑寡君實不敢知、其誰實知之、平丘之會、

【註】在十三年、

諺。 亂ある門へは立よらぬがよいと云言もありて、○民。 右の諺は人の爲す兵亂でさへ、立さわらぬがよいとあれば、○況。 ましてや及びもない天より亂り玉ふとを、與り知らうやうがないとなり、○今。 しかるところを唯いま大夫には、その子細をたつね玉ひて使者を下された、○抑。 なれども主人實に存せられぬことなり、寡君さへ知られねば外に知り人は

其父兄立子瑕、

【註】子瑕、子游叔父駟乞、

其。跡が立ぬに付て、叔父の子瑕を家督にたてんと願ふた、

子產憎其爲人也、

【註】憎子瑕、

子。此子瑕は一體わるいもので、その人柄を子產がにくみたとなり、

且以爲不順、

【註】舍子立叔、不順禮也、

且。跡を繼ぐべき子のあるを棄てゝ立たゆゑに、不順なと云て、

弗許、亦弗止、

【註】許之爲違禮、止之爲違衆、故中立、

弗。子產は許さず、許せば非禮なり、さればとて止めもせぬ、止ては衆人に違ふと云て、どちつかずに成て居られた、

駟氏聳、

【註】聳懼也、

駟。一家どもゝ底氣味わるくおもうて居た、

他日、絲以告其舅、冬、晉人使以幣如鄭、問駟乞之立故、駟氏懼、駟乞欲逃、子產弗遣、請龜以卜、亦弗予、大夫謀對、子產不待而對客曰、鄭國不天、

【註】不獲天福、

他。晉の祖父の方へ告たれば、○冬。晉より屹と使者を以て贈物をもたせ越して、駟乞は何ゆゑに正統をさしおいて立ましたと聞におこした、○駟。一門も猶更をそれ、駟乞は兎角立て居られぬと思うて立退うと云た、○子。こゝが子產が正直な私のないところである、立のくには及ばぬと云た、○請。しからば吉凶を卜はうと云た、これも卜に及ばぬと云て與へぬ、○大。晉へは何と返答したものであらうと

及老、託於紀鄣、紡焉、以度而去之、

【註】因紡纑、連所紡、以度城而藏之、以待外攻者、欲以報讐、

及。 この女が老衰して紀鄣に託して、城内に緒をつむぎて居たとなり、紡は麻をうみてつむぐことなり、○以。 この女が夫の仇を報いんと思うて、自分のつむぐ絲を結び續ぎて城の高下をつもりて、去之とは藏つておくことなり、左やうにして多く貯へておいた、

及師至則投諸外、

【註】投繩城外、隨之而出、

及。 軍兵が圍だを幸ひとして、右の絲を投出した、

或獻諸子占、子占使師夜縋而登、

【註】緣繩登城、

或。 それを齊の士卒が見付て大將へ告たれば、大將が諸軍に下知し、この繩にすがつて城へのぼらせた、

登者六十人縋絕、師鼓譟、城上之人亦譟、莒共公懼、啓西門而出、七月、丙子、齊師入紀、

【註】傳言怨不在大、

登。 大分の人が登たゆゑ繩も切れた、そのとき下なる味方が鯨波を揚たれば、かの上りたるものども同じく聲を合せたゆゑ、共公もおそれて西門を啓いて走られた、七。 思のまゝに乘取た、小き怨より大事がおこりたを云たなり、

是歲也、鄭駟偃卒、子游娶於晉大夫生絲、弱、

【註】子游、駟偃也、弱、幼少、

駟偃が卒したときに、この駟偃は晉の大夫より妻を娶つて、絲と云男子もあつたれども、まだ幼弱にあつた、

邇於諸夏、而楚辟陋、故弗能與爭、若大城城父而寘大子焉、

【註】城父、今襄城城父縣、

○費　その騒動に付ておもひつきて、大子を遠ざけんたくみをするである、晋の覇となつて威を振へることは、中國の諸侯に近い故人も恐るゝとなり、○楚　楚は邊鄙で中國へ遠いによりて、與にあらそはれぬ、○若　こゝに一つの謀あり、若大に北方城父に城を築いて、大子を入れおきて守らしめ玉ひ、

以通北方、王收南方、是得天下也、王說從之、故大子建居于城父、令尹子瑕聘于秦、拜夫人也、

【註】爲明年譖大子張本、改以爲夫人、遣謝秦、

北方の國々へ通じ、○王　君王には南方を征し玉はば、是南北へ手がのびて、のちには天下を取り玉ふべしと云た、○王　說にのられて大子を城父に居しめられた、○令　秦へ往て夫人をもらふた禮を云た、これは先達て大子へと云納れたなれども、又楚王の夫人にいたしたと秦へことわりを云て夫人と云た、

秋、齊高發帥師伐莒、

【註】莒不事齊故、

莒が齊へ従はぬと云て、軍兵をもよほして伐た、

莒子奔紀鄣、

【註】紀鄣、莒邑也、東海贛楡縣東北有紀城、

○莒　領分の邑へ出奔いたされた、

使孫書伐之、

【註】孫書、陳無宇之子、子占也、

○使　又紀鄣へ付こみて伐た、

初莒有婦人、莒子殺其夫、已爲嫠婦、

【註】寡婦爲嫠、

○初　莒の城下に一人の婦人があつた、夫とのあつたるを莒子が殺したれば、右の女は寡女と成て世に便りなく成りて居た、

云た故、

二月、宋公伐レ邾、圍レ蟲、三月、取レ之、

【註】蟲、邾邑、不レ書二圍取一、不二以告一、

二。　邾の邑をつひに伐取たれば、

乃盡歸二鄅俘一、

邾人も恐れて前年の俘を盡く歸した、

夏、許悼公瘧、五月、戊辰、飲二大子止之藥一卒、

【註】止獨進レ藥不レ由レ醫、

許の君が瘧をふるはれた、〇五。　大子の止と云人が醫學に達せられたか、又は瘧の妙藥でも覺えて居られたかして醫師に掛けず、手製の藥を用ひられたれば、この藥を飲るゝやいなや卒せられた、

大子奔レ晉、書曰レ弑二其君一、君子曰、盡二心力一以事レ君、舍二藥物一可也、

【註】藥物有レ毒、當レ由レ醫、非二凡人所一レ知、譏三止不二舍藥物一、所三以加二弑君之名一、

〇大　毒をあたへたやうになつて立退れたとなり、〇書。經にも君を殺したと載せられた、〇君。　心を盡して君父に仕ふるものは、藥のことは知らぬ にして舍ておいてよいものなり、藥には毒あつて醫師のわざにしておけばよい、常人の知ることではない、愼むべし、醫を學で父母に仕ふるとあるは醫をえらむためなれば、庸醫にかけまいためなり、自分に匕を取るは至てわるい、

邾人郳人徐人會二宋公一、乙亥、同二盟于蟲一、

【註】終二宋公伐レ邾事一、

和談が調うて盟ふたである、

楚子爲二舟師一以伐レ濮、

【註】濮、南夷也、

楚王が今度舟軍を催して、南夷の濮を伐れたである、

費無極言二於楚子一曰、晉之伯也、

子瑕は郟に城を建た、○叔。魯國にての評に、楚國は諸侯の伯となる心はなく、たゞわづか自分の國を堅固にして、その世一代をたもつばかりと見えたと云たなり、

楚子之在蔡也、

【註】蓋爲大夫時往聘蔡、

當楚王の蔡に在られたときに、

郹陽封人之女奔之、生太子建、

【註】郹陽、蔡邑、

郹陽と云邑の封人の女が妾となりて、太子の建を生だ、

及即位、使伍奢爲之師、

【註】伍奢、伍擧之子、伍員之父、

及。楚王と成られて、伍奢と云者を師傅と致された、是は伍子胥が父なり、

費無極爲少師、無寵焉、欲譖諸王曰、建可室矣、

【註】室、妻也、

費。副師傅と致されたを太子の用られぬ、○欲。それゆゑ此費無極が太子を讒言する巧みをした、○曰。最早太子へ夫人を迎へ玉へとすゝめたなり、

王爲之聘於秦、無極與逆、勸王取之、正月、楚夫人嬴氏至自秦、

【註】王自取之、故稱夫人至、爲下拜夫人起、

王。秦へ結納れにやられた、無極も從て夫人を逆へに往きた、○勸。太子には遣はさず親父に迎へ玉へと勸めて、楚王の夫人にした、○正。王の自分の妻と致されたに付て夫人と云た、

鄅夫人、宋向戌之女也、故向寧請師、

【註】寧、向戌子也、請於宋公伐邾、

前年邾より鄅を伐たに付て、鄅の夫人は宋の向戌が女なれば、舅故に見棄られずして仇を報たく思て、向戌が子の向寧が主人へ軍兵を願うて、邾を伐たいと

鄭は小國とてゐなどられぬ、

許不可俘、讐不可啓、君其圖之、楚子說、冬、楚子使王子勝遷許於析、實白羽、

【註】於傳時白羽改爲析、

又許を亡ぼして俘としてもしまへず、讐を啓くもよくないことなれば、君能々はかり玉へと云た、○楚悅で析と云地へうつらせられたとなり、左氏の傳を書かるゝ時分には析とも云たなり、

【經】十有九年、春、宋公伐邾、

【註】爲鄅、

告文なり、

夏、五月、戊辰、許世子止弑其君買、

【註】加弑者、責止不舍藥物、

告文、これが大事のことにて主弑しとなつた、

己卯、地震、

秋、齊高發帥師伐莒、

【註】無傳、

告文なり、

冬、葬許悼公、

【註】無傳、

葬會した、

【傳】十九年、春、楚工尹赤遷陰于下陰、

【註】陰縣、今屬南鄉郡、

國の固めになると見えて陰をうつし、

令尹子瑕城郟、叔孫昭子曰、楚不在諸侯矣、其僅自完也、以持其世而已、

【註】遷陰城郟、皆欲以自完守、

【註】十三年、平王復遷邑、許自夷還居葉、恃楚而不事鄭、

楚王へ諫めには、許を先年楚へ遷して葉と云所に都して居る時に、今許と鄭とはもと仇敵である、それが楚の領内に居れば楚國を後立に思うて、鄭へ無禮を働くであるとなり、

晉鄭方睦、鄭若伐許、而晉助之、楚喪地矣、君盍遷許、許不專於楚、

【註】自以舊國不專心事楚、

晉○時に當時晉と鄭とは睦しいとなれば、鄭が若し憤つて許を伐たうとせば、晉が助援して楚の地を失ふに至らう、すれば許の楚に從ひ附て居るは禍ひを招く基なれば、急いで疾を拂ふがよい、なぜ早くうつし玉はぬ、○許　たとひ許を抱へても彼は元と已れも一方の諸侯なりと思うて居れば、心を專一にして楚に事へもせぬとなり、

鄭方有令政、許曰、余舊國也、

【註】許先鄭封、

鄭○ことに鄭は此節はよき政があればあなどれぬ、○許　然るに許が吾は鄭より前に封せられて、國が舊いと云て肩を張る、

鄭曰、余俘邑也、

【註】隱十一年、鄭滅許而復存之、故曰我俘邑、

鄭○鄭の方には一度此方より滅して復立置たれば、吾が俘邑なりと見下して云分がたえぬ、

葉在楚國、方城外之蔽也、

【註】爲方城外之蔽障、

葉○葉は楚國の方城の外とがこひなれば、大切にせねばならぬ所なり、

土不可易、

【註】易、輕也、

土○土地は大事のものなり、

國不可小、

【註】謂鄭、

人、荐爲敝邑不利、以重君之憂、幸而不亡、猶可說也、

【註】荐、重也、

【註】說、解也、

誰をつみせんとの思召でござる、○邊。拙者も氣づかはしく存ずるに因て、敢てだまつても居られまいと存じて告まするを云た、○子。返答に、足下の仰せの通りなれば、敝邑に災あるは直に君のうれひであるとなり、○敝。しかるところにいま敝邑政を失つて、不德なるを以て天より災を降し玉ふた、○又。しかるに何のそなへも致さずに居ました時に、若し讒慝のものでも有て、賊徒を導きていまの虛をうかゞうて、謀叛するものでもあつて、貪人を啓き引入れ、重ね〴〵敝邑の不利に及んで、いよ〴〵君のうれひを益さうかと氣づかひに存ずる、○幸。それも若し幸を得て亡びずに在たらば、そなへを致さなんだ御わびも成ませうけれども、

不幸而亡、君雖憂之、亦無及也、鄭有他竟、望走在晉、

【註】言鄭雖與他國爲竟、每瞻望晉、歸赴之、

○不。不幸にして亡びたらば、君後とにてうれひ玉ふても及ぶことなく、何の詮はあるまい、すればそなへを設けたのは、やはり晉の御苦勞のすくないやうにと存じて致したことなり、○鄭。元來鄭國の義は他の國と竟を爲しても、望走して在晉、何ぞと云へば晉へ駈けこんで御世話に成ねば成らぬ、

既事晉矣、其敢有二心、

【註】傳言子產有備、

○既。最早晉に事ふる上は、何しに二心を存せようやと云たなり、

楚左尹王子勝言於楚子曰、許於鄭、仇敵也、而居楚地、以不禮於鄭、

子。四つ辻まで至て、家僕をつかはして先づ待てと云て、人夫をとゞめて云には、それは廟であるほどに、北の方へひろげよと云た、こゝが仁者なり、

火之作也、子産授兵登陴、子大叔曰、晉無乃討乎、

【註】辟晉公子公孫而授兵、似若叛晉、

火災のおこつたときに、出陣の通に士卒へ兵具をわたして、城上へ上げて要心をかまへさせた、○子。晉より來る公子を止て國へ入れぬさへ如何なるに、そのうへ兵をかまへては叛たやうに見えて、若し晉より咎めはせまいかとなり、

子産曰、吾聞之、小國忘守則危、況有災乎、國之不可小、有備故也、既晉之邊吏讓鄭曰、鄭國有災、晉君大夫不敢寧居、卜筮走望、不愛牲玉、鄭之有災、寡君之憂也、今執事撊然授兵登陴、

【註】撊然勁忿貌、

子。小國で守りを失うて、そなへをせではあやういとなり、いはんや今此やうな大災あるには油斷は成らぬ、すべて國が小なりとあなどられぬは、備へがあるを以てのゆゑなりと云た、○既。果して晉の堺奉行より鄭を咎めて、○曰。その御國に災あれば直に晉の患ひと存じて、君も大夫も安居せずしてこゝろをいため、卜筮のものは山川の神へ走りて、天災を除く祈禱をするである、そのためには牲玉を拋つてもをしまぬとなり、○鄭。しかれば鄭の災あるはやはり主人が憂である、○今。それにいま執事には撊然と怒りて、兵を授け玉ひ陴上へ登せ玉ふは、

將以誰罪、邊人恐懼、不敢不告、

子産對曰、若吾子之言、敝邑之災、君之憂也、敝邑失政、天降之災、又懼讒慝之間謀之、以啓貪

内の場所が狹いに付て、その邊の屋布を除き去て地を廣むる筈になつた、

子大叔之廟在道南、其寢在道北、其庭小、

【註】庭、蒐場也、

子。大叔が廟が家の内に在べきものなるを屋布地が狹いと見えて、路の南に建てゝ、自分の居宅は北にかまへて居たと見ゆる、それゆゑに前に簡公を葬むるときにも、梆が通らなんだを、大叔が道具をもたせて立せておいて、子產が來てから廟なれどもと云て毀にかゝりたれば、路を廻らせよと云て毀たせなんだとある、しかるに今度は是非一方は毀て廣めねばならぬ、蒐の庭が小さく狹いゆゑなり、

過期三日、

【註】處小不得一時畢、

過。是は何日までに毀てと云日限より三日過れどもまだ毀たぬなり、

使除徒陳於道南廟北、曰、子產過女而命速除、乃毀於而鄕、

【註】而、女也、毀女所鄕、

使。又人夫を出して廟の方へ向うて立せておいて、云含めに子產がとほりかゝつて、その方どもに急いで毀てと云はれたらば、その方どもが向て居る方を毀てと云た、

子產朝、

【註】朝君、

子。登城するとて、

過而怒之、

【註】怒不毀、

臨かゝりたれば、まだ毀たぬゆゑ、なぜ毀ぬと云て怒た、

除者南毀、子產及衝、使從者止之曰、毀於北方、

【註】言子產仁不忍毀人廟、

除。人夫がしかられて早々廟を毀ちにかゝりた、○

無學不害、

【註】患有學而失道者、以惑其意、

大。　學でも道を失ふものあるを患ひて、學ばぬがよいかと惑うて、○又。　そこで大人が人は實は學文はなくてもよい、學はなくても害はないと云に至らうとなり、

不害而不學、則苟而可、

【註】以爲無害遂不學、則皆懷苟且、

不。　害はないと云て學ばねば、苟もし成合ひにして、無作とした習はしになつて、はては尊卑の列をも知らぬやうに成るであらうとなり、

於是乎下陵上替、能無亂乎、夫學、殖也、不學將落、原氏其亡乎、

【註】殖、生長也、言學之進德、如農之殖苗、日新日益、

於。　そのときにこそ下は上を陵ぎ侮り、上に在る人は位を替廢てゝ分を失ふであらうとなり、○能。　それでは亂るゝより外はないとなり、○夫。　凡て學文と云ものは苗木を殖るやうなものであるなり、○不。　學文をせねば才智も日々に退いて、かの草木の枝葉の落るやうなものとなり、○原。　つひには亡るであらうとなり、一圖に農の苗には限るべからず、

七月、鄭子產爲火故、大爲社、

【註】爲、治也、

今度火災があつたに付て、國の社を祭るに、格別に禮をそなへたるを以て大にと云、常々社を祭るよりは一入敬がふかいとなり、

祓禳於四方、振除火災、禮也、

【註】振、棄也、

祓。　四方の神々へ祓をして偏く祈りて、火の餘災を棄て除たと云ことなり、これは祭るべきことゆゑ禮なりと云た、

乃簡兵大蒐、將爲蒐除、

【註】治兵於廟、城內地迫、故除廣之、

乃。　廟前で勢揃をするである、○將。　蒐を行ふに城

藉稻と云は検見することである、君が自身に検見に出られたなり、履行と云は俗に踏で見ると云となり、

郲人襲鄅、鄅人將閉門、郲人羊羅攝其首焉、

【註】斬得閉門者頭、

郲。留主へしかけたれば、城門をまもるものが門を閉ぢようとしたなり、郲人のうちに羊羅と云ものが門を閉ぢに出たものヽ首を斬た、

遂入之、盡俘以歸、鄅子曰、余無歸矣、從帑於郲、郲莊公反鄅夫人、而舍其女、

【註】爲明年、宋伐郲起、

遂。それより押入りて盡く俘にして、一族をのこらずつれかへつたとなり、〇鄅。おち付場がないと云て、妻子をしたうて郲へ行きたとなり、〇郲。夫人をかへして女をとヾめた、

秋、葬曹平公、往者見周原伯魯焉、

【註】原伯魯、周大夫、

魯國より葬會に往たものが、周の大夫原伯魯に逢て、與之語、不說學、歸以語閔子馬、閔子馬曰、周其亂乎、夫必多有是說、而後及其大人、

【註】國亂俗壞、言者適多、漸以及大人、大人、在位者、

物がたりしたれば原伯が學文の嫌ひな咄しをした、〇歸。魯の使者が國にかへつて、魯の閔子馬に原伯魯がことを語たである、〇閔。左あらば周も追付亂るヽで有らう、〇必。周家のものどもが必ず多くはこの說を云て、〇而。さて位に在る歷々の大人が、みな左やうに言であらう、

大人患失而惑、又曰、可以無學、

じて徴はめすと訓む、徴役の人足のことなり、火事が鎮まると明日早々ふれを出して、人足をかこふた、保と云はかこふておくことなり、

郊人助祝史除於國北、

【註】爲祭處於國北者、就大陰禳火、

郊　野方の役人が祝史の手傳して、國の北の郊外に祭りの壇をかまへて、火除の祓を成た、北は大陰ゆゑに火は除ふなり、

禳火于玄冥回祿、

【註】玄冥、水神、回祿、火神、

禳　水神を祈りて火をふせがしむる、火神を祈りて鎮まらしめた、

祈于四鄘、

【註】鄘、城也、城積土、陰氣所聚、故祈祭之、以禳火之餘災、

祈　四方の城々にて祈りて災の餘氣を祓た、

書焚室而寛其征、與之材、

【註】征、賦税也、

書　城下の燒失したる屋を帳面に仕立てゝ、その運上諸役を寛くして材木をあたへた、

三日哭、國不市、

【註】示憂戚、不會市、

三　哀を成して商賣を三日止させた、

使行人告於諸侯、宋衛皆如是、陳不救火、許不弔災、君子是以知陳許之先亡也、

【註】不義、所以亡、

使　國々へ告文を賦らせた、○宋　二國ともに鄭のとほりにした、○陳　陳は國中の火を消す手當をせなんだ、許は災のくやみも云はなんだ、此二國は不實なる仕方で有たとなり、○君　許に、不實なれば外より早く亡ぶるで有らうと云た、

六月、鄅人藉稻、

【註】鄅、妘姓國也、其君自出藉稻、蓋履行之、

【註】登、開卜大夫、

使　國の寶物なれば、是又その宮ゆゑ、開卜の大夫に命じて取出させた、

使祝史徒主祏於周廟、告于先君、

【辱】祏、廟主石函、周廟、厲王廟也、有火災、故合羣主於祖廟、易救護、

使　石のからふとを祖廟の内へ一所にあつめて、先君に災を告て守らせたである、

使府人庫人各儆其事、

【註】儆、備火也、

使　藏奉行どもには、面々あづかりの府庫を防げと云た、

商成公儆司宮、

【註】商成公、鄭大夫司宮、巷伯寺人之官、

司宮　女中のことを取扱ふ役なり、これらに申し付て、

出舊宮人、寘諸火所不及、

【註】舊宮人、先公宮女、

出　先代の女中どもを火の遷らぬところへ退けた、

司馬司寇列居火道、

【註】備非常也、

司　是らは列を成して、

行火所焮、

【註】焮、炙也、

火の焼け行くさきを巡りて非常を禦ぎた、

城下之人、伍列登城、

【註】爲部伍登城、備姦也、

城　軍陣のとほり五人づゝ組を立てゝ城上へのぼつて、若他國から攻よせうかと要心をした、

明日、使野司寇各保其徵、

【註】野司寇、縣士也、火之明日、四方乃聞災、故戒保所徵役之人、

明　野司寇は郡奉行と云やうなものなり、これに命

れは里析が運氣は見たれども、遷て免るゝと思ふことは心得ちがひである、遷れば遷つた前きに於て、災に合ものである、逃れられはせぬ、それを知たゆゑに向へさはらぬやうに云たなり、

及火、里析死矣、未葬、子產使輿三十人遷其柩、

【註】以其嘗與己言故、

○及　火災の作る前に、果して死だ、○弗良及と云たは中つたである、○未　まだ葬らぬ内に火事と云たゆゑ、先づ彼が棺を衆卒三十人をつかはして、火災の及ばぬところへ退た、

火作、子產辭晉公子公孫于東門、

【註】晉人新來未入、故辭不使前也、

○火　火事に及だときに、子產が用心するである、○子　この折しも晉の公子達が鄭へ來かゝりた、まだ城中へは入らぬ内ゆゑ、東の入口へ使者を出迎はせて、國中騷動の時分なれば、先づ控え玉へとことわりを云て辭した、

使司寇出新客、

【註】新來聘者、

○使　昨今他國より來た客は早々辭して城外へ出した、

禁舊客勿出於宮、

【註】爲其知國情、不欲令去、

○禁　久しく居る客どもは、きびしくいましめて旅館を出さぬである、これは此間案內を覺えて居るものゆゑ、此節外へ出しては油斷がならぬゆゑなり、

使子寬子上巡羣屏攝、至于大宮、

【註】二子、鄭大夫、屏攝、祭祀之位、大宮、鄭祖廟、巡行宗廟、不得使火及之、

○使　兩人には人夫を付けて、祭の壇場と國祖の靈屋との火消を命じた、

使公孫登徙大龜、

火災があつて多く燒失しては、國まで亡びんとするなり、その亡ることが救ひ止めらるゝことを、○子　なぜわづかな寶を惜まるゝぞと云た、○子　天道のことは遠く、人道は近いものである、○非　近い人道を以て、遠き天道を辨ずることは及ばぬことなれば、何を以て知るものが有らう、○竈　彼がどうして天道を知るものぞ、○是　全體此裨竈と云男は多言なものなれば、○豈不　此たびの火災のやうに、たま〳〵中には一つも云中ることも有りさうなものなりこれは何よ角よとさま〴〵なことを云中には、たまたま云あたることもあれども、それはまぐれ當りと云もので信ずるには足らぬことなり、

遂不與、亦不復火、

【註】傳言天道難明、雖裨竈猶不足以盡知之、

遂　つひに祭をさせなんだ、○亦　はたして其のちは火災もなく、中らなんだとなり、

鄭之未災也、里析告子產曰、將有大祥、

【註】里析、鄭大夫、祥、變異之氣、

鄭○　まだ火災のないときに、里析と云大夫がこれも運氣を論ずるものと見えて、子產に向て云には、追付け大きなる變異が起るであらう、

民震動、國幾亡、吾身泯焉、弗良及也、

【註】言將先災死、

民も震動し、國も亡ぶる位なことであらう、○吾　私も一命が亡ぶると存ずる、○弗　其火災には得合はず、その以前に死ぬるで有らう、

國遷、其可乎、子產曰、雖可、吾不足以定遷矣、

【註】子產知天災不可逃、非遷所免、故託以知不足、

國○　其内國がへをいたしたらばよからうと云たなり、○子　それは成るほどよからうけれども、拙者が知にては國を遷し定るほどの才覺はないと云た、こ

書た文である、大の一字を入た故ますく\つよく吹たと知るゝなり、○宋。果して四國が大火であつた、○梓。大庭氏と云は上代の國號なり、これは今魯國の城内になつて、そのところに府庫が建てゝある、それをやはり古名をとなへて、大庭氏之庫と云た、この上へ梓愼が登て氣を望で、【注】大。高顯とは城あとゆゑ、ずつとたかくしてさし支もなく所々からよく見える場である、○參。近占とは上の融風のことを云た、眼近い占に參へて前年のことを審にしたである、

曰、宋衛陳鄭也、數日皆來告火、

【註】言經所以書、

宋。案のごとく四國で有と云た、其後日を經て果して四國より告來た、

裨竈曰、不用吾言、鄭又將火、

【註】前年、裨竈欲用瓘斝禳火、子産不聽、今復請用之、

これは火災のしづまりた後に及で、裨竈が云には、前年吾が玉を用て火災除けの祀りをせうと云ても用ひられなんだ故、此たびばかりではすまぬうへは、鄭も又々追付火災が作るで有らうと云た、

鄭人請用之、

【註】信竈言、

鄭。是が人情の常にて、世間に火災があるを見て心がおくれて各裨竈が了簡に附て、火禦の祈りを行はふと云たなり、

子産不可、子大叔曰、寶以保民也、若有火、國幾亡、可以救亡、子何愛焉、子産曰、天道遠、人道邇、非所及也、何以知之、竈焉知天道、是亦多言矣、豈不或信、

【註】多言者、或時有中、

子。中々動せぬ、○子。子産が悋嗇で承知せぬとこゝろえて、大叔がいさめを云なり、すべて寶を貯ると云は國民をたすけ保んとてのためである、此上若又

君があつて、大分侈てその惡が十分に熟したる上に亡びた、これが乙卯の日であつた、

而毛得以濟侈於王都、不亡何待、

【註】爲二十六年、毛伯奔楚傳、

今毛得もそのとほりにて、周の都下に於て惡が募りて、毛過をころしたる日も乙卯なれば、亡びねばならぬと云た、

三月、曹平公卒、

【註】爲下會葬見原伯起本、

告來た、

夏、五月、火始昏見、

【註】火、心星、

黄昏に火星の出たを見出した、

丙子、風、梓愼曰、是謂融風、火之始也、

【註】東北曰融風、融風、木也、木、火母、故曰火之始、

丙。大風が起つたである、○梓。東北の風を融風と云である、これは木の主なる風なれば、木生火故、火の母とするゆゑに火の始と云なり、

七日、其火作乎、

【註】從丙子至壬午七日、壬午、水火合之日、故知當火作、

七。此より七日後に火災が作るで有らうと云た、なぜなれば丙の日より七日目は壬に至る、是水と火と合ふ日ゆゑに、火のおこるを知たである、

戊寅、風甚、壬午、大甚、宋衞陳鄭皆火、梓愼登大庭氏之庫以望之、

【註】大庭氏、古國名、在魯城內、魯於其處作庫、高顯、故登以望氣、參近占以審前年之言、

戊。三日目には彌風がつのりた、○壬。これが能く

春秋左傳卷二十四

【註】昭公盡二十一年

【經】十有八年、春、王三月、曹伯須卒、

【註】未同盟、而赴以名、

告文なり、

夏、五月、壬午、宋衛陳鄭災、

【註】來告、故書、天火曰災、

四月よりの告文なり、

六月、邾人入鄅、

【註】鄅國、今琅邪開陽縣、

告文なり、

秋、葬曹平公、

葬會した、

冬、許遷于白羽、

【註】自葉遷也、畏鄭而樂遷、故以自遷爲文、

告文なり、

【傳】十八年、春、王二月、乙卯、周毛得殺毛伯過、而代之、

【註】毛伯過、周大夫、得、過之族、

周の大夫に毛伯過と云ものが有て、この人の一族に毛得と云男があつた、このものが毛伯を殺して、

【註】代居其位、

跡職となつた、

萇弘曰、毛得必亡、是昆吾稔之日也、侈故之以、

【註】昆吾、夏伯也、稔、熟也、侈惡積熟、以乙卯日、與桀同誅、

○萇　毛得がたくみの通りには仕すましたれども、つゝくまい、程なく亡ぶるで有らう、如何と云に、古昔夏の桀王の天下を治めたる時分の諸侯に、昆吾と云

唯光之罪、衆亦有焉、請藉取之、以救死、

【註】藉衆之力、以取舟、

請○ 今度家につたはりたる先王の乘舟をうしなふたは、○豈唯 大將の吾一人のつみでもなく、諸軍兵もつみがあれば、○請 各の力を藉りてこれを取かへさう、左あれば死罪をすくひゆるさるゝと云た、

衆許之、使長鬣者三人、

【註】長鬣、多髭鬚、與呉人異形狀、詐爲楚人、

衆○ これは尤なりと同心した、○使 軍兵の人部の中より髭の長い男を三人すぐり出した、これは呉人とみえぬやうに、楚人にまぎらかすのはかりごとである、楚は髭のながい國風なり、

潛伏於舟側、曰、我呼餘皇、則對、師夜從之、

【註】師、呉師也、

潛○ 右の三人を舟の側に伏せて、番人にまぎれこませておいて、○我○ この方より餘皇と呼だらば、あつと答へよと相圖を云あはせておいた、この三人の者どもは、後は何といたさるゝと云ことも知らず、その通りに云へばよいと心得て居たである、○師○ 呉の軍兵は夜中につめかけたなり、

三呼、皆迭對、

【註】迭、更也、

三○ 呉の軍中より餘皇と云て、此よりもかしこよりも呼だれば件の三人が番人の中より所々にて、あつと云て答へたである、

楚人從而殺之、楚師亂、呉人大敗之、取餘皇以歸、

【註】傳言呉光有謀、

楚○ 楚の番人がこれはまぎれ者が入りこみたと云て、こゝでもとらへあそこでも執へて、ころすとてさわぎたつて、楚の師が大にみだれた、○呉○ そこを付こんで、呉人が大に攻やぶつて、つひには餘皇をもとりかへしてかへつたとなり、

司。この方は流の上に居ることをえたれば、流にしたがうて下らば、何ゆゑに克ざらん、しからば不吉と云ことはあるまい、

且楚故、司馬令龜、我請改卜、令曰、魴也以其屬死之、楚師繼之、尙大克之、吉、

【註】得吉兆、

且。その上舊例は司馬が卜するとなれば、拙者が今一度龜に令してみんと云て、○我。いま一往改め卜ふたなり、○令。その言に、われ今屬軍を率ゐて討死せん、其跡より楚の軍兵が引續てせめたならば、尙くは大にかたんと思ふと云て卜ふたれば吉と出た、

戰于長岸、子魚先死、楚師繼之、大敗吳師、獲其乘舟餘皇、

【註】餘皇、舟名、

戰。それより出陳におよび、長岸にて吳軍とたゝかうて子魚は討死した、○楚。後詰の勢がつゞいたれば、大に吳の兵をやぶつた、○獲。吳の乘り船の餘皇と云舟をうばふたとなり、

使隨人與後至者守之、環而塹之、及泉、

【註】環、周也、

使。楚より屬國の隨人と後にいたりたる新手の兵に、此舟を守らせておいた、○環。その仕方は舟を取りめぐらして、四方に塹を掘て泉まで深くして、

盈其隧炭、陳以待命、

【註】隧、出入道、

盈。隧は掘割の切通しを云、その中なり炭火を一杯つみて、陳をはりて命を待て居た、これは敵がひそかによせんかと心づかひして、ふせぐ手あてなり、

吳公子光、

【註】光、諸樊子闔廬、

吳。吳の公子光は後に闔廬となつて、吳をたもちたる人である、この人が、

請於其衆曰、喪先王之乘舟、豈

以合也、

【註】丙午、火、壬子、水、水火合而相薄、水少而火多、故水不勝火、

其○丙子と壬午との日におこるであらう、これ水火の縁ある日なり、

若火入而伏、必以壬午、

【註】尚未知今孛星當復隨火星倶伏不、故言若、

若○火星が入りていよ〳〵彗星が伏せば、必ず壬午の日を以て火災がおこらん、

不過其見之月、

【註】火見周之五月、

不○火星のみゆる月にはすぎまいと云た、

鄭裨竈言於子産曰、宋衞陳鄭、將同日火、若我用瓘斝玉瓚、鄭必不火、

【註】瓘、圭也、斝、玉爵也、瓚、勺也、欲以禳火、

鄭○これも別にかんがへたとみゆる、四國同日に火災のある前表がある、○若○品々の玉を以て祈禱したらば、鄭の火災はのがるゝであらうと云た、

子産弗與、

【註】以爲天災流行、非禳所息故也、爲明年宋衞陳鄭災傳、

子○天の流行は祈ではゆかぬことゝ云うて、許容せぬなり、

吳伐楚、陽匄爲令尹、卜戰、不吉、

【註】陽匄、穆王曾孫、令尹子瑕、

吳國より楚を伐たときに、楚には陽匄と云ものが令尹となりて居た、戰ては吉凶如何とうらなうたれば、不吉と出た、

司馬子魚曰、我得上流、何故不吉、

【註】子魚、公子魴也、順江而下、易用勝敵、

【註】得天正、

於○一般では四月とし、周では五月とした、夏の數は天の正をえた、

若火作、其四國當之、在宋衞陳鄭乎、宋、大辰之虚也、

【註】大辰、大火、宋分野、

もし火災がおこらば、四國が災にあたらうとなり、その四國は、○在　宋衞陳鄭の國々なるべし、そのわけは宋は大火星の分野なり、

陳、大皥之虚也、

【註】大皥居陳、木、火所自出、

陳は大皥星の分野で木なれ共、木は火の出所である、

鄭、祝融之虚也、

【註】祝融高辛氏之火正、居鄭、

鄭○　高辛氏の火正の舊國なり、

皆火房也、

【註】房、舍也、

これみな火に縁のあるところなり、

星孛及漢、漢、水祥也、

【註】天漢、水也、

星○　彗星が天漢に及ぶとあれば、漢は水の祥である、

衞、顓頊之虚也、故爲帝丘、

【註】衞、今濮陽縣、昔帝顓頊居之、其城内有顓項冢、

衞○　衞の國はむかし帝顓頊の居玉ひたる跡ゆゑに帝丘と云、

其星爲大水、

【註】衞星、營室、營室、水也、

其○　衞の分野は營室星と云て水星である、水星なれば害はないかと云へば、

水、火之牡也、

【註】牡、雄也、

水○　水は火の牡で敵偶なり、

其以丙子若壬午作乎、水火所

天○　天道はつねに象をあらはして、人に告しめすものとなり、

今除於火、火出必布焉、諸侯其有火災乎、

【註】今火向伏、故知當須火出乃布散爲災、

今除○○　いま火星がかくれかゝりたるとき、舊をはらふ象あれば、火星が出たらば必ずあらたに火を布ちらすならん、しからば諸侯の中にかならず火災がある象とみゆると云た、

梓愼曰、往年吾見之、是其徵也、

【註】徵、始有形象而徵也、

梓○　成ほど先年すでに彗星のきざしがあつた、しかるに當年このとほりに彗星があらはれた、されば去年みえたのはいよ／＼この徵しであるなり、

火出而見、

【註】前年火出時、

火○　前年の火星が出て彗の兆しがみえ、

今茲火出而章、必火入而伏、

【註】隨火沒也、

今○　今年火星が出るとき、章と明白に孛星となつた、○必○火○　火星が入るとこの彗も沒し伏すであらう、

其居火也久矣、

【註】歷二年、

其○　しかれば火星に彗星がやどりて居ることが、もはや久しいあひだで出入り二年なり、

其與不然乎、

【註】言必然也、

其○　必其通りなれば、

火出、於夏爲三月、

【註】謂昏見、

火○　火星の出る時は夏の代では、寅の月を歳首とする故三月に當る、

於商爲四月、於周爲五月、夏數得天、

使祭史先用牲于雒、陸渾人弗知、師從之、庚午、遂滅陸渾、數之以其貳於楚也、陸渾子奔楚、其衆奔甘鹿、

【註】甘鹿、周地、

さて祭史の官に、まづ牲を雒水の神にもちひて、祭の體をさせた、○陸　己が伐るゝことは夢にも知らず、油斷して居た、○師　軍兵がそこを付けこんだ、○庚　つひにほろぼして數むるに、何ゆゑ楚にしたがふたぞと云た、○陸　君の陸渾子は楚へたちのく、臣民は周の甘鹿へしりぞいた、

周大獲、

【註】先警戒備、故獲、

周　兼てそなへをして居たところへ落來たゆゑ、ことく\くとらへたとなり、

宣子夢文公攜荀呉而授之陸渾、故使穆子帥師、獻俘于文宮、

【註】欲以應夢、

宣　この軍の前に、晋の韓宣子が或夜のゆめに、文公の荀呉をつれて陸渾をさづけ玉ひたと見たとなり、○故　夢にあはせて師を引まはさせたれば勝た、これによつて俘を文公の廟へ獻じたなり、

冬、有星孛于大辰、西及漢、

【註】夏之八月、辰星見在天漢西、今孛星出辰西、光芒東及天漢、

辰のやどりに彗星があらはれて、西より出でゝ餘光が天漢まで及んだとなり、

申須曰、彗、所以除舊布新也、

【註】申須、魯大夫、

申　魯の大夫がみて云には、彗星は舊きを除ひすてて、新きを布き示すものであるとなり、

天事恒象、

【註】天道恒以象類告示人、

仲尼聞之、見於郯子而學之、

【註】於是仲尼年二十八、

仲。孔子のこのことを聞玉ひて、郯子に逢玉ひて師として、職原の古實をまなび玉ふた、

既而告人曰、吾聞之、天子失官、學在四夷、猶信、

【註】失官、官不修其職也、傳言聖人無常師、

既。さての玉ふには、吾が聞たに、天子に官の面々の職分をわすれ失へば、學はみな四方の夷に在ると云ことなり、今おもへば猶信なりとの玉ひた、周より郯子がつまびらかに知て居たである、細川幽齋が古今の傳授を天子へ相傳申し上たやうなものである、

晉侯使屠蒯如周、請有事於雒與三塗、

【註】屠蒯、晉侯之膳宰也、以忠諫見進、雒、雒水也、三塗、山名、在陸渾南、

晉侯の以前膳番たりし屠蒯を使者として、周へつかはして、雒水と三塗山に於て、大祭が仕たいと届けられた、

萇弘謂劉子曰、客容猛、非祭也、其伐戎乎、陸渾氏甚睦於楚、必是故也、君其備之、乃警戎備、

【註】警戒以備戎也、欲因晉以合勢、

萇。周の智者萇弘が劉公へ云には、客の容貌が猛くみゆれば、祭と云ては來たれども、あれは祭のことではない、○其。三塗山の下の戎を伐つくはだてとみえた、陸渾氏の戎がはなはだ楚へむつまじくするゆゑ、必これを憤て伐つであらう、○君。要心をいたされよと云たなり、もし晉が伐つならば周も騷動するゆゑ、○乃。そこで士卒の備へをさだめた、

九月、丁卯、晉荀吳帥師涉自棘津、

【註】河津名、

九。はたして軍兵をひきゐて棘津と云渡しを越し、

五。鳩を集むると訓むにかたどつて、民ををさめてあつめる官とするなり、五人あるとみゆる、此にて五と云、

五雉爲五工正、

【註】五雉、雉有五種、西方曰鷷雉、東方曰鶅雉、南方曰翟雉、北方曰鵗雉、伊洛之南曰翬雉、

五。雉に五種あるなり、五の內匠の頭と云ことで五工正と云た、

利器用、正度量、夷民者也、

【註】夷、平也、

利。器物の用を利し、升目秤目を正し、民を平にすることをつかさどるなり、

九扈爲九農正、

【註】扈有九種也、春扈、鳻鶞、夏扈、竊玄、秋扈、竊藍、冬扈、竊黃、棘扈、竊丹、行扈、唶唶、宵扈、嘖嘖、桑扈、竊脂、老扈、鷃鷃、以九扈爲九農之號、各隨其宜、以敎民事、

九。扈と云鳥に九種あるに付て、九人の農正と云官をさだめて、その宜しきにしたがうて、民のことををしへさせたであるとなり、

扈民無淫者也、

【註】扈、止也、止民使不淫放、

扈。民の淫放なるを止め制するの官としたものなり、

自顓頊以來、不能紀遠、乃紀於近、爲民師而命以民事、則不能故也、

【註】顓頊氏、代少皞者、德不能致遠瑞、而以民事命官、

自。顓頊よりは德が下り奇瑞がなかつたゆゑ、遠瑞を以て官に紀することがならず、たゞ手ぢかい民事を以て、百官を民師として命ずるにも、直に民の事で史をつかさどれば、大史と云、卜筮をつかさどるを卜氏と付た、これは遠きをいたすこと能はざるゆゑであるとなり、

【註】伯趙、伯勞也、以夏至鳴、冬至止、
伯。これは夏至冬至の政をつかさどる、この鳥の鳴出すと鳴止むとにかたどる、

青鳥氏、司啓者也、

【註】青鳥、鶬鴳也、以立春鳴、立夏止、
青。春の啓發とて立春より立夏までの政事をつかさどる、春官のことを云ふ、これは鶬鴳のなくときなり、

丹鳥氏、司閉者也、

【註】丹鳥、鷩雉也、以立秋來、立冬去、入大水爲蜃、上四鳥、皆歷正之屬官、
丹。天地の閉ときで、立秋より立冬までのことを司る、これは丹鳥のなくときなり、これまでの四官を上の歷正の屬官として、曆のことをつかさどるなり、

祝鳩氏、司徒也、

【註】祝鳩、鵻鳩也、鵻鳩孝、故爲司徒、主敎民、
祝。司徒は民をさむる官にて、祝鳩は孝ある鳥ゆゑ、民に孝道ををしふることをつかさどるなり、

鴡鳩氏、司馬也、

【註】鴡鳩、王鴡也、鷙而有別、故爲司馬、主法制、
鴡。後世云司馬の官にて法をつかさどる、鳥の性にかたどるなり、

鳲鳩氏、司空也、

【註】鳲鳩、鴶鵴也、鳲鳩平均、故爲司空、平水土、
鳲。平均なる鳥ゆゑに、後世の司空の官にて、水土を平らかにすることをつかさどらせたである、

爽鳩氏、司寇也、

【註】爽鳩、鷹也、鷙、故爲司寇、主盜賊、
爽。鷙は鳥をとるゆゑ、盜賊をとる司寇の官とした、

鶻鳩氏、司事也、

【註】鶻鳩、鶻鵰也、春來、冬去、故爲司事、
鶻。鳥の性にかたどつて春冬の官とした、

五鳩、鳩民者也、

【註】鳩、聚也、治民上聚、故以鳩爲名、

なり、

炎帝氏以火紀、故爲火師而火名、

【註】炎帝、神農氏、姜姓之祖也、亦有火瑞、以火紀事、名百官、

○炎　神農は火瑞があつたゆゑ火を以て紀せられた、それゆゑ百官を火師と云て火を名とし玉ふたなり、

共工氏以水紀、故爲水師而水名、

【註】共工以諸侯霸有九州者、在神農前大皡後、亦受水瑞、以水名官、

○共　共工氏と云霸者があつて、これは水を以て紀したゆゑに、水師として水を以て官に名づけたなり、

大皡氏以龍紀、故爲龍師而龍名、

【註】大皡、伏犧氏、風姓之祖也、有龍瑞、故以龍命官、

○大　伏犧氏は龍の瑞を以て紀せられたゆゑに、龍師として龍を以て官に名つけた、

我高祖少皡摯之立也、鳳鳥適至、故紀於鳥、爲鳥師而鳥名、鳳鳥氏、歴正也、

【註】鳳鳥知天時、故以名歴正之官、

○我　わが元祖少皡摯の立玉ひたときに、折ふし鳳鳥がいたつたに付て、鳥にかたどりて紀して鳥師と云た、鳥を以て官名としたとなり、○鳳　鳳鳥氏と云官は歴正と云て暦を正すことをつかさどる陰陽寮なり、鳳鳥は天の時をしるゆゑにかたどりたなり、

玄鳥氏、司分者也、

【註】玄鳥、燕也、以春分來、秋分去、

○玄　玄鳥氏と云官は春分秋分の政をつかさどる、これ燕の來ると往くとのときゆゑなり、

伯趙氏、司至者也、

【註】車馬曰馳、歩曰走、爲救日食備也、
嗇　嗇夫は神へ幣をたてまつることをつかさどる官なり、これが馳まはり、○庶　庶人は走りまはりて、日食の用意をする、

此月朔之謂也、當夏四月、謂之孟夏、

【註】言此六月當夏家之四月、
此月　當月の朔を云たものであるとなり、○當夏　夏の代の四月を孟夏と云て、今この六月にあたるなりと云て大史が説た、

平子弗從、昭子退曰、夫子將有異志、不君君矣、

【註】安君之災、故曰有異志、
平　季氏がもちひなんだ、○昭　季氏が前をしりぞいて云には、夫子季孫には異心があるとみゆる、日食は、君へかゝりたることを、君を君とせぬゆゑに祭をせまいと云ふなり、これは異心あるに極たと云たなり、

秋郯子來朝、公與之宴、昭子問焉、曰、少皞氏鳥名官、何故也、

【註】少皞、金天氏、黄帝之子、己姓之祖也、問何故以鳥名官、
魯侯の享宴いたされたなり、○昭　昭子が郯子へ問ふに、むかし少皞氏の代に、官人の名目を鳥にかたどりて名付玉ひたは何ゆゑでござるぞと問たなり、これ郯子が先祖のことゆゑ問た、

郯子曰、吾祖也、我知之、昔者黄帝氏以雲紀、故爲雲師而雲名、

【註】黄帝、軒轅氏、姫姓之祖也、黄帝受命有雲瑞、故以雲紀事百官師長、皆以雲名爲號、縉雲氏、蓋其一官也、
郯　吾が先祖のことなれば存じて居るから、物語をいたさう、○昔　黄帝は雲を以て紀し玉ひたゆゑに、黄帝の百官を雲師とも云た、雲を名とし玉ふゆゑと

【註】過春分而未夏至、

○日　日が春分をすぎて、まだ夏至にならぬに日食すれば、

三辰有災、

【註】三辰、日月星也、日月相侵、又犯是宿、故三辰皆爲災、

日月が相侵して宿りを犯すによりて、三辰ともにわざはひがあるゆゑ、

於是乎百官降物、

【註】降物、素服、

○於　このときには百官有司服色のかざりを降して素服し、

君不擧、辟移時、

【註】辟正寢、過日食時、

君は盛饌をあげ玉はず正寢へしりぞきて、日食のときをすごし玉ふ、

樂奏鼓、

【註】伐鼓、

○樂　樂人は鼓をうち、

祝用幣、

【註】用幣於社、

祝は幣を社にもちひ、

史用辭、

【註】用辭以自責、

史官は自分の職なれば、君にかはりてその罪を云たてゝ、文辭をさゝげて自らせむるとなり、

故夏書曰、辰不集于房、

【註】逸書也、集、安也、房、舍也、日月不安其舍則食、

○故　書經に辰が星のやどりに不安とある、○房はやどりなり、これ日食のことなり、

瞽奏鼓、

【註】瞽、樂師、

○瞽　このとき樂師は鼓をうち、

嗇夫馳、庶人走、

昭子曰、日有レ食レ之、天子不レ擧、

【註】不レ擧ニ盛饌ヲ一、

昭。叔孫も承知して、日食のあるときには天子には盛饌をあげ玉はずして、

伐ニ鼓於社ニ一、

【註】責ニ羣陰ヲ一、

社前に鼓を伐て羣陰をせめ玉ふ、これ天子の日食の禮なり、

諸侯用ニ幣於社ニ一、

【註】請ニ上公ニ一、

諸。諸侯は社に幣をさゝげてまつり、

伐ニ鼓於朝ニ一、

【註】退自責、

朝廷にて鼓をうつて自ら不德をせめらるゝ、これ諸侯の日食のまつりであるなり、

禮也、平子禦レ之、

【註】禦、禁也、

これが古禮なれば行ふたがよからんと云、○平。季氏が兩人の云分を禦て、

曰、止也、唯正月朔、慝未レ作、日有レ食レ之、於レ是乎有レ伐レ鼓用レ幣、禮也、其餘則否、大史曰、在ニ此月ニ一也、

【註】正月、謂ニ建巳正陽之月ニ一也、於ニ周ニ爲ニ六月ニ一、於レ夏爲ニ四月ニ一、慝、陰氣也、四月純陽用レ事、陰氣未レ動、而侵レ陽、災重、故有ニ伐レ鼓用レ幣之禮ニ一也、平子以爲ニ六月非ニ正月ニ一、故大史答ニ言在ニ此月ニ一也、

曰。止めておかれよとなり、○唯。たゞ正月の朔に、陰氣のおこらぬときに日食のあるときは、鼓をうち幣をもちゆるが古禮であるなり、その餘の月なれば左やうにせでもよいと云た、○大。その正月と申すが、すなはちこの六月のことでござると云たなり、正月は正陽の月と云ことで六月を云なり、

日過レ分而未レ至、

解に不及、

秋、郯子來朝、

上に同じ、

八月、晉荀呉帥師滅陸渾之戎、

告文なり、

冬、有星孛于大辰、

【註】大辰、房心尾也、妖變非常、故書、

異なる星が出たなり、

楚人及呉、戰于長岸、

【註】呉楚兩敗、莫肯告負、故但書戰而不書敗也、長岸、楚地、

たがひに勝負があつたゆゑ、たゞ戰と計り書た、

【傳】十七年、春、小邾穆公來朝、公與之燕、季平子賦采叔、

【註】采叔、詩小雅、取其君子來朝、何錫與之、以穆公喩君子、

魯侯のもてなして、季氏がよしみの詩を賦した、君子の來り玉ひたれども、何をか贈りまいらせんとなり、

穆公賦菁菁者莪、

【註】菁菁者莪、亦詩小雅、取其既見君子、樂且有儀、以答采叔、

穆○郳子の謝答に、君子をみたればたのしんで且儀あるかなと賦した、

昭子曰、不有以國、其能久乎、

【註】嘉其能答賦、言其賢故、能久有國、

昭○この點がわるい、國を以てそれよく久きことあらざらんやと訓點すべし、久しく國をたもたるゝで有らうと云ことなり、

夏、六月、甲戌、朔、日有食之、祝史請所用幣、

【註】禮、正陽之月日食、當用幣於社、故請之、

魯の祝史が、これは正陽の月に日の食するは不吉なれば、幣をもちひて祈禱をいたさうと云た、

九月、大雩、旱也、

魯で雨乞をして、

鄭大旱、使屠撃・祝款・豎柎有事於桑山、

【註】三子、鄭大夫、有事、祭也、

三人の大夫を桑山と云ふ山へつかはして、雨乞の祭をせよと云付た、

斬其木、不雨、子産曰、有事於山、蓺山林也、

【註】蓺、養護令繁殖、

斬　何ゆゑにてあつたか、大分山の木をきりあらした、○不　雨がふらなんだ、○子産　山をまつると云は、山をやしなひ山林の長茂するやうにこそすべきものなれ、

而斬其木、其罪大矣、奪之官邑、

しかるを却て木をきると云は不屆な、これ大罪なりと云うて官も知行もとり上げた、

冬、十月、季平子如晉、葬昭公、平子曰、子服回之言猶信、

【註】自往見之、乃信回言、

卒せられたに付て葬會にゆいた、○平　先達て昭伯が言を幼弱なものゝ云ふことなればと云て信ぜなんだが、吾いま晉のやうすをみてあれば、成ほど回が云たとほりにて、いつはりはない、公室は卑くならうとなり、

子服氏有子哉、

【註】有賢子也、

子　昭伯は若年なれども智あるものである、子服氏にはまことによい子をもたれた、末たのもしいと云た、

【經】十有七年、春、小邾子來朝、

魯へ來朝したなり、

夏、六月、甲戌、朔、日有食之、

賜我玉而免吾死也、敢不藉手以拜、

【註】以玉馬藉手拜謝、

子。思召の辱を拜して、五人の卿にも拜せしめ、○吾。さて世をやすんぜんとの玉ふ御言は、拜せねばならぬと云た、○宣。内々で子産に逢て、玉と馬とをおくりて云には、足下が拙者の彼の玉環をもとむることを止めさせ玉ひた、これ畢竟我に玉をたまうて、吾死をまぬかれしめられたも同前なりと云て、失をすくふてくれたをよろこんで、○敢。これに付ては手を藉きつがねて御禮を申さいではならぬと云た、

公至自晉、

【註】晉聽公歸、

晉に止めおきしが、只いまゆるして歸した、

子服昭伯語季平子、

【註】昭伯、惠伯之子、子服回也、隨公從晉還、

子。魯侯にしたがうて晉に居たが、歸て季氏へかたるには、

曰、晉之宮室、其將遂卑矣、君幼弱、六卿彊而奢傲、將因是以習、習實爲常、能無卑乎、平子曰、爾幼、惡識國、

【註】昭伯尚少、平子不信其言、

晉の公室は衰へて卑くなるであらう、君はまだ幼弱なに、六卿のものどもはつよくて奢りたかぶる、○將。これがくせになりて、追々高ぶるならはしになるであらう、○習。ならはしとなりては、後には常になりて來る、侈が平生となりては、○能。いやとも卑くならねばかなはぬ、○平。季氏が昭伯が言をとり上げぬなり、その方はまだ年のゆかぬことなれば、どうして國の存亡のことを知るものぞと云ふたなり、

秋、八月、晉昭公卒、

【註】爲下平子如晉葬起、

卒せられたなり、

【註】子旗、公孫段之子、豐施也、有女同車、取其洵美且都、愛樂宣子之志、

子。宣子の志は洵に美にして且みやびやかなと云た、

子柳賦蘀兮、

【註】子柳、印段之子、印癸也、蘀兮詩、取其倡予和女、言宣子倡己、將和從之、

子。私を倡はんとの思召もござるならば、御供いたさんと云た、

宣子喜曰、鄭其庶乎、

【註】庶幾於興盛、

宣。宣子よろこんで、鄭はおこるに近からうとなり、

二三君子以君命貺起、賦不出鄭志、

【註】六詩皆鄭風、故曰不出鄭志、

二。どなたにも君命を以て拙者へたまはるに、その詩は鄭風ばかりを賦し玉ふなれば、各合體にて心が一致して居るなり、

皆昵燕好也、

【註】昵親也、賦不出其國、以示親好、

皆。さて詩の心もみな燕樂し好をむすぶ詩なり、

二三君子、數世之主也、可以無懼矣、宣子皆獻馬焉、而賦我將、

【註】我將、詩頌、取其日靖四方、我其夙夜、畏天之威、言志在靖亂畏懼天威、

二。民の主たること代々ならん、○可。氣つかひはないと云た、○宣子。みな〳〵へ馬をおくつて謝詩を賦したである、吾はたゞ四方の國々をやすんじて、夙夜天の威をおそれてあるとなり、これのみを事とすると云ふこと、

子產拜、使五卿皆拜、曰、吾子靖亂、敢不拜德、宣子私覲於子產、以玉與馬、曰、子命起舍夫玉、是

めかなと云た、

子大叔賦褰裳、

【註】褰裳詩曰、子惠思我、褰裳渉溱、子不我思、豈無他人、言宣子思己、將有褰裳之志、如不我思、亦豈無他人、

子。これはこの方を思召て下さるゝならば、衣を褰て溱水でもわたりてまいらうけれども、思ても下されぬならば外にも人はあると、淫奔の詩なれども言の意を轉じて、宣子が鄭をめぐんで玉はらば、川をわたるの志もあれども、思はれずば外にも從ふべき伯はあると云の心を云たなり、

宣子曰、起在此、敢勤子至於他人乎、

【註】言己今祟好在此、不復令子適他人、

宣。宣子がぬからぬ、拙者がこゝに屹として在るうちは、敢て子をつとめしめて他人へやらぬと云たである、

子大叔拜、

【註】謝宣子之有鄭、

子。宣子が鄭をおもふと云たを、かたじけないと云て拜したとなり、

宣子曰、善哉、子之言是、

【註】是褰裳、

宣。善哉子のこの詩を賦し玉ふこと、

不有是事、其能終乎、

【註】韓起不欲令鄭求他人、子大叔拜以答之、所以晉鄭終善、

不。かやうでなくては末々むつまじくは終らぬであらうものをと云た、

子游賦風雨、

【註】子游駟帶之子、駟偃也、風雨詩、取其既見君子、云胡不夷、

子。今君子をみて夷ならざらんや、心もゆう／＼としたりと云たなり、

子旗賦有女同車、

韓子辭玉曰、起不敏、敢求玉以徼二罪、敢辭之、

【註】傳言子產知禮、宣子能改過、

韓○屈服して玉をもとむることを止めて云には、拙者不調法ゆゑにしひて玉をもとめて、以て二つの罪を徼めんとした、これは必ず相やめる、御ことわりを申すといふた、

夏、四月、鄭六卿餞宣子於郊、

【註】餞、送行飲酒、

宣子が歸國いたすに付て、郊まで見送りに出て、餞別の酒宴をするである、

宣子曰、二三君子請皆賦、起亦以知鄭志、

【註】詩、言志也、

宣○君子達何と一詩づゝ賦し玉へ、拙者もうけたまはりて、御國の君子たちの志がしりたいと所望した、

子齹賦野有蔓草、

【註】子齹、子皮之子、嬰齊也、野有蔓草、詩鄭風、取其邂逅相遇、適我願兮、

子○思ひよらず御目にかゝりて、我元よりのねがひにかなふと云ふ詩を詠じた、

宣子曰、孺子善哉、吾有望矣、

【註】君子相願己所望也、

宣○さても若子のよくこそ申されたれ、吾ものぞんで居たところに御目にかゝりてよろこぶと云た、

子產賦鄭之羔裘、

【註】言鄭、別於唐羔裘也、取其彼己之子、舍命不渝、邦之彥兮、以美韓子、

子○まことに一國の篤實の彥と云ことで、宣子が賢をほめたなり、

宣子曰、起不堪也、

【註】不堪國之司直、

宣○拙者は左やうなものではないに、迷惑なる御は

まい、

毋或匄奪、爾有利市寶賄、我勿與知、恃此質誓、故能相保、以至于今、今吾子以好來辱、而謂敝邑、強奪商人、是敎敝邑背盟誓也、毋乃不可乎、吾子得玉而失諸侯、必不爲也、若大國令而共無藝、

【註】藝、法也、

毋　何でも無理に取りうばふやうなことはせまいとなり、○爾　その方ども何ほど商賣の上で利潤のある寶賄があるとても、この方は曾てかまふことはあるまい、○恃　この云ひかはせのちかひをたのみにしたゆゑに、よく相保てもつて、古より今に至て相續して居ます、○今　しかるに今吾子には好みをもつて來り辱くして、敝邑に仰せ付られて、しひて商人の物をうばへとあるなり、○是　左あればこれは敝邑に盟誓をそむけとをしへ玉ふのである、○毋　これはちとよろしからぬではござらぬか、○吾　吾子たとひ玉をえ玉ふとも、諸侯の心をうしなふと云ことならば、よもや爲玉はぬであらう、○若　もし又大國より令を下されて、共する物品にさだまりたる法がなければ、

鄭鄙邑也、亦弗爲也、

【註】不欲爲鄙邑之事、

鄭　諸侯とは云はれぬ、やはり晉の鄙邑で知行處もおなじことである、○亦　鄙邑のとほりには亦えいたさぬとなり、

僑若獻玉、不知所成、敢私布之、

【註】布、陳也、

僑　右のわけゆゑに、私もし玉を獻じては物事の双方のつみと成りて、何の益にならぬことかと存ずるに付て、○敢　はゞかりながら御内々にて申のべますと云たなり、

復也、

【註】復、重求也、

韓宣子が子產が合點せぬに付て、賈人と相對を以て買とるはずにして、○既　買とはあたひをきはめて、代金何ほどゝ相談が成就したである、○商　この商人が云には、これは大切なる賣物なれば、御上の御老中へとゞけねばなりませぬと云た、○韓　宣子が子產に云には、前日拙者が夫の環を請ひたれば、足下には弗義と仰せられたに付て復とは申さなんだ、

今買諸商人、商人曰、必以聞、敢以爲請、子產對曰、昔我先君桓公、與商人皆出自周、

【註】鄭本在周畿内、桓公東遷幷與商人倶、

しかる所に今これを商人と相談を以て買とるはずにいたしたれば、商人が申すには必ず上へ屆けた上のことにせんと云となり、○敢　もしとゞけあらば、御世話ながらよろしくたのみますと云たである、○子　むかし我先君桓公までは周の畿内に在られまして、桓公の東方今この地にうつられましたときに、この商人どもも周よりしたがうてまいりたれば周より出たる民で、

庸次比耦、

【註】庸、用也、用次更相從耦耕、

庸　上下序を以て比耦し、力をあはせて荒地を耦耕し、

以艾殺此地、斬之蓬蒿藜藋、而共處之、世有盟誓、以相信也、曰、爾無我叛、我無强賈、

【註】無强市其物、

以艾　この土地を芟りひらき、○斬　艸原を苅はらうて、○而　商農とともにこの處に住付て、鄭の國と云になつた、○世　世々君と民とたがひに盟誓があることにて、それを信じてまもるである、○曰　その約誓に、商人どもは上へ對してそむくことをいたすな、我方よりその方どもの商物をしひて押し買はせ

てうれひとするなり、○僑　國ををさむるは、大に事へ小をやしなふことのならぬを難しとするには非ず、○無　禮をそなへて以てその位をさだむることのないを患とするなり、○夫　大國の人が威權を以て小國に令し云付て、みなその欲するところを得ば、追々さまぐ\なことを云付るであらう、○何　一々もとめらるゝ通りが、どうして畏まつて給せらるゝものであらうぞ、○一　もし一度はかしこまつて共し、また一度は否せず得共せぬと云たらば、○爲　いよ\/大なつみであらう、

大國之求、無禮以斥之、何饜之有、吾且爲鄙邑、則失位矣、

【註】不復成國、

○大　大國よりの求めは、禮を以てその理を說きて、禮を以てしりぞくるでなくては何の饜足ることがあらん、際限あるまい、○吾　もし一々晉の御用をきいてつとむるならば、晉の領分の鄙邑と云ものになるである、それでは一國と云國主の位をうしなふに至るであらう、

若韓子奉命以使而求玉焉、貪淫甚矣、獨非罪乎、出一玉以起二罪、吾又失位、韓子成貪、將焉用之、且吾以玉賈罪、不亦銳乎、

【註】銳、細小也、

○若　今度宣子が君命を承つて、使に來て玉をもとむると云は、貪欲淫逸のはなはだしいなり、○獨　これも罪ではあるまいか、○出　一つの玉を出して以て二つの罪をおこすとなり、○吾　二罪は吾は位をうしなひ、宣子は貪りをなすこととなれば、○將　双方のためにあしきこととなり、用ひぬがよい、○且　玉を以て罪をあきのふと云は、まだ瑣細なることではないかと云た、

韓子買諸賈人、既成賈矣、商人曰、必告君大夫、韓子請諸子產曰、日起請夫環、執政弗義、弗敢

である、韓宣子のさしてこれまで何を呉れよともとめられたこともなく、天性稀々のたのみと云ひ、また晉の國もまだ二心ならず、むつまじくせねばならぬ間柄と云こと、

晉國亦未可以貳、晉國韓子不可偸也、

【註】偸、薄也、

晉 晉國では韓宣子が政をする人なれば、うすくせられぬ人である、すればしたしくするがよい、

若屬有讒人、交鬭其間、鬼神而助之、以興其凶怒、悔之何及、吾子何愛於一環、其以取憎於大國也、盍求而與之、子產曰、吾非偸晉而有二心、將終事之、是以弗與、忠信故也、僑聞君子非無賄之難、立而無令名之患、僑聞爲國、非不能事大字小之難、無禮以定其位之患、夫大國之人、令於小國、而皆獲其求、將何以給之一共一否、爲罪滋大、

【註】滋、益也、

若 しかるに左やうにきぶく成されては、萬一讒人でもあり合せて、晉鄭のあひだをたがひに闘はしむるやうになり、鬼神も手つだうて韓子の怒をおこしたときには、後悔しても何ぞおよばんと、○吾 なぜ一つばかりの環ををしまるゝぞ、左やうしては大國に憎まるゝ仕方なり、○盍 なぜ環を買上げて宣子へあたへられぬと云た、○子 吾は晉の國をうすく疎略にして、二心ある心底ではない、○將 末永く晉につかへたく思ふによつて、それを與へぬなり、これは忠信の道にてまじはる心ゆゑなり、○僑 君子は賄賂のなきを難事とはせぬ、たゞ立て令名のなきを以

云やうに定席がある、○在。　殊に代々位に居らるゝ家筋で、執政職はつとめねども溜り詰と云やうに位階の家なり、○世。　代々その業をまもる人なり、しかるにその所をわするゝと云は、孔張の一分だちたる疎相と云ものである、○僑。　どうして拙者が耻とすることがならんや、

辟邪之人、而皆及執政、是先王無刑罰也、

【註】言爲過謬者、自應用刑罰、

辟。　辟邪なる人があるたびに、その辟邪のつみがみな執政のあやまちにならば、先王の立おかれた刑罰はいらぬと云もので、無くてよいなり、左やうな過をたゞすための刑罰である、

子寧以他規我、

【註】規、正也、

子。　今より、後予を規さるゝならば、外のことでたゞされよと云ふた、

宣子有環、其一在鄭商、

【註】玉環同工共朴、自共爲雙、

晉の韓宣子が好き環を所持して居た、○其。　この宣子が環と同やうなる對の環が、鄭の商人の方に一つあつたとなり、【注】同工と云は同細工なり、共朴とは朴は木地のことで、同木同作と云ことで、玉の性も作者もおなじことで、雙は對と云ことなり、

宣子謁諸鄭伯、

【註】謁、請也、

今度韓宣子が來てみて鄭伯へことわりて申受け度と云たである、

子産弗與、曰、非官府之守器也、寡君不知、子大叔子羽謂子産曰、韓子亦無幾求、

【註】言所求少、

子。　子産が承知せずして云には、これは商人のものにて官府の守器でなければ、主人の存せぬ義であると云た、○子。　兩人が言をそろへて子産をいさむる

執政之嗣也、

【註】子孔嘗執鄭國之政、

執政たる人の嗣子である、

爲嗣大夫、承命以使、周於諸侯、國人所尊、諸侯所知、立于朝而祀于家、

【註】卿得自立廟於家、

爲○今嗣大夫で居て君命をうけて四方へ御使にも行きて、國々の諸侯をも周くめぐりたる人なり、○國左やうな家柄ゆゑ、一國の人にも尊敬せられ、諸侯へもしれたる人で、朝にもたち家に廟まであつて、先祖をまつる人であるなり、

有祿於國、

【註】受祿邑、

有○大祿をえて領地もあり、

有賦於軍、

【註】軍出卿賦百乘、

軍には百乘の賦を出すほどの分限なり、

喪祭有職、

【註】有所主、

喪○喪にも祭にも一分だちて職ある身上で、

受脤歸脤、

【註】受脤、謂君祭以肉賜大夫、歸脤、謂大夫祭歸肉於公、皆社之戎祭也、

受○平士のならぬことで、君より脤の肉を拜領し、自分の肉を君へも獻上する家なり、【注】社○社の戎祭と云うて出陣のまつりのことである、

其祭在廟、已有著位、在位數世、世守其業、而忘其所、僑焉得恥之、

【註】其祭在廟、謂助君祭、

廟へ入て祭に預るときには、屹と己がさだまつた席のある人なり、何れの柱より何れまでが大夫の席と

吾子之耻也、子產怒曰、發命之不衷、

【註】衷、當也、

國○　國に禮がなくては何で國のさかえが出來ん、禮あればこそ國もさかゆるである、○孔○　それに孔張が座席をわすれたと云は、吾子の下知がわるいゆゑと云であらう、すれば吾子の耻であると云た、○子○　子產が氣にあたつて大きに怒て云には、何ぞ上より命を發するとき、その云付があたらず非道なることでもあるか、

出令之不信、刑之頗類、

【註】緣事類以成偏頗、

出○　または綱を出して信ならず、いつはりでも云ふか、○刑○　刑罰をほどこすに或は最屓偏頗でもしたか、

獄之放紛、

【註】放、縱也、紛、亂也、

獄○　公事をさばくに我まゝやみだれたことをするか、

會朝之不敬、

【註】謂國無禮敬之心、

會○　或は會朝のときに無禮にて不敬なるか、

使命之不聽、

【註】下不從上命、

使○　下々が上の命にそむいてしたがはぬか、

取陵於大國、罷民而無功、罪及而弗知、僑之耻也、孔張、君之昆孫、子孔之後也、

【註】昆、兄也、子孔、鄭襄公兄、孔張之祖父、

取○　または大國にあなどらるゝやうなことをとり出して、民を辛勞させて功もないか、又は罪の及ぶまで知らずに居るか、これ等のことがあらば拙者がはぢである、○孔○　孔張は歷々で、先君の兄の孫なる子孔が名跡にして、

共恪、孔張後至、立于客閒、

【註】孔張、子孔之孫、

晋より鄭へ使者に來たるに付て、鄭伯のもてなしの用意をいたさるゝである、○子　子産が諸官人へいましめて云には、苟にも朝廷に面々の位と云があつて、座席のさだめもあれば、不つゝかなことのないやうに、無禮のないやうにつゝしまれよと云た、○孔張がおくれて來たれば、みな坐列がさだまつたあとであつたゆゑに、けろ／＼として客の間へ入りてたつた、

執政禦之、

【註】執政、掌位列者、禦、止也、

執　座席をたゞす大目付が、こゝにはならぬと云て入れなんだ、

適客後、又禦之、適縣間、

【註】縣、樂肆、

適　しかられて客のうしろへゆきた、○又　目付がこゝにもならぬと云て入れなんだゆゑ、○適　樂器のかけならべてある間へ入て座にいつた、

客從而笑之、事畢、富子諫、

【註】富子、鄭大夫、諫子産也、

客　晋の客どもがこらへかねて笑ふた、○事　享の禮義もすみた後に、○富　鄭の大夫子産をいさめて云には、

曰、夫大國之人、不可不愼也、幾爲之笑、而不陵我、

【註】言數見笑、則心陵侮我、

夫　彼夫は大國の人であれば、○不　常々つゝしまねばならぬ、○幾　どうやら笑ふたやうすなり、それでは後には吾を侵しあなどるであらうとなり、

我皆有禮、夫猶鄙我、

【註】鄙、賤也、

我　この方には萬事禮がありてさへ、大國からは得手にいやしめてあなどるものなり、

國而無禮、何以求榮、孔張失位、

齊侯盟于蒲隧、賂以甲父之鼎、

【註】甲父、古國名、高平昌邑縣東南有甲父亭、徐人得甲父鼎、以賂齊、

○徐　徐人が降たに付て、和平が成就してこの地で直にちかふた、徐人がまいなひに、甲父と云國より出たる鼎を齊侯へおくつたとなり、

叔孫昭子曰、諸侯之無伯、害哉、

【註】爲小國害、

○叔　魯國にての評判である、諸侯に伯長のないと云ものは、小國のはなはだ害であるとなり、

齊君之無道也、興師而伐遠方、會之有成而還、莫之亢也、

【註】無亢禦、

○齊　今齊侯の徐をうたれたは何にも罪はないに、齊侯の無道を以て師をおこしてこれを伐ち、さて遠方にて會してかへらるれども、上にたつてふせぎ尤むるものが一人もない、

無伯也夫、詩曰、宗周既滅、靡所止戾、正大夫離居、莫知我肄、

【註】詩、小雅、戾、定也、肄、勞也、言周舊爲天下宗、今乃衰滅、亂無息定、執政大夫離居異心、無有念民勞者也、

○無　これと云も伯のないについてのことなるかな、

○詩　これは周のおとろへをなげきたる詩である、天下の宗たる周もすでにおとろへ滅びて、大きにみだれて止りさだまることなく、執政の正大夫も離居し二心があつて、我は民なり民をおもふ人もないとあるが、

其是之謂乎、

【註】傳言晉之衰、

○其　いま晉のおとろへの如きときを云たものであらうとなり、

三月、晉韓起聘于鄭、鄭伯享之、

子產戒曰、苟有位于朝、無有不

【註】未同盟、告文なり、

九月、大雩、

解に不及、

季孫意如如晉、

冬、十月、葬晉昭公、

【註】三月而葬、速、

季孫がほうむりに會したなり、

【傳】十六年、春、王正月、公在晉、晉人止公、不書、諱之也、

【註】猶以取鄆故也、公爲晉人所執止、故諱不書、

鄆をとられたことがまだすまぬゆゑ、とらへた、魯の恥ゆゑ、經には除いたなり、

齊侯伐徐、

くはしきことは二月のところにあり、

楚子聞蠻氏之亂也、與蠻子之無質也、

【註】質、信也、

戎蠻の一族に亂があると、その君蠻子が信のないとの二つのことに付て、

使然丹誘戎蠻子嘉殺之、遂取蠻氏、既而復立其子焉、禮也、

【註】詐之、非也、立其子、禮也、河南新城縣東南有蠻城、

然丹に命じて、戎蠻子の名、嘉と云をだましてころさせたである、○遂　つひに一門を伐ちとつた、後に又その子をたてた、是は禮であるなり、

二月、丙申、齊師至于蒲隧、

【註】蒲隧、徐地、下邳取慮縣東有蒲如陂、

正月出て徐へむかふた師が、この節蒲隧へいたつたである、

徐人行成、徐子及郯人莒人、會

まづ第一非禮でもあるなり、○彝　つねの器を獻上することは、もと嘉功の慶事よりおこることにて、喪より出るものではない、もとめ玉ふときがちがふた、○三　三年の喪と云ものは、貴人と云へども服をとげるが禮なり、

王雖弗遂、宴樂以早、亦非禮也、

【註】言今雖不能遂服、猶當靜嘿、而便宴樂、又失禮也、

○王　たとひ喪はとげることはなされずとも、宴樂はまだあまり早い、これ又非禮であるなり、【注】靜嘿諸事物しづかになさるゝ筈である、

禮、王之大經也、一動而失二禮、無大經矣、

【註】失二禮、謂既不遂服、又設宴樂、

禮は王の大法なるを、一つの行ひにて二つの禮を失なひ玉ひた、これでは大法はないなり、

言以考典、

【註】考、成也、

○言　ことばでは典籍をかんがへ玉へども、

典以志經、忘經而多言、擧典將焉用之、

【註】爲二十二年王室亂傳、

○典　典籍は何なれば法をしるしたるものなり、○忘　それに肝心の法はわすれて、多言に古實をのべ玉ふた、左やうなことにては古實をあげ玉ひても、何の用にたゝんやとそしつたなり、

【經】十有六年、春、齊侯伐徐、

告文なり、

楚子誘戎蠻子殺之、

告文なり、

夏、公至自晉、

廟告した、

秋、八月、己亥、晉侯夷卒、

不能對、賓出、王曰、籍父其無後乎、數典而忘其祖、

【註】忘祖業、

女。右のとほりなれば、その方は司典の後胤にありながら、何としてこれをわすれたぞと仰せられた、周には古實がのこつてあるゆゑに王まで委しい、こまつたものである、○籍。なまなかなことを云出して一言も返答が出なんだ、○賓。さて晉のものどもゝ退出したあとにて、○王。後はたゆるであらう、典籍をかぞへたてゝ云ながら、その先祖のことをさへわすれたとの玉ひた、

籍談歸、以告叔向、叔向曰、王其不終乎、吾聞之、所樂必卒焉、今王樂憂、若卒以憂、不可謂終、王一歲而有三年之喪二焉、

【註】天子絕期、唯服三年、故后雖期、通謂之三年喪、

籍。晉へかへりてこのよしを叔向にかたつたれば、○叔。それは王も無難にはえ終り玉ふまいとなり、○吾。すべて人は自分のたのしむところにてはてるものと聞およんだ、○今。いま王には憂ひをたのしみになさるゝからは、大方うれひをもつて卒玉ふであらう、それでは無難にをはるとは云はれぬ、○王。そのゆゑは今王には一歲の内に三年の喪が二つまでありながら、

於是乎以喪賓宴、又求彝器、樂憂甚矣、且非禮也、彝器之來、嘉功之由、非由喪也、三年之喪、雖貴遂服、禮也、

【註】天子諸侯除喪、當在卒哭、今王既葬而除、故譏其不遂、

於。その中で葬會の賓をあつめて酒宴をなされ、○又。その上また獻上物をもとめ玉ふと云は、憂ひをたのしみ玉ふことはなはだしいなり、○且。その上

奉之以土田、
【註】有南陽、
その上にも文公を寵し玉ふには南陽の土田を以てし、
撫之以彝器、
【註】弓鉞之屬、
撫○ つねにもちゆべきの器をあたへ玉ひ、
旌之以車服、
【註】褒之二路、
旌○ 功をあらはすには二路をたまひ、
明之以文章、
【註】旌旗、
明○ 旌旗をたまはりて章を明し、
子孫不忘、所謂福也、福祚之不登叔父焉在、
【註】言福祚不在叔父當在誰邪、
子○ 子孫にいたるまでわすれぬと云は、所謂福ではないか、○福○ 福祚においては叔父晋侯にあらずして外にたれにあらんや、
且昔而高祖孫伯黶司晋之典籍、以爲大政、故曰籍氏、
【註】孫伯黶、晋正卿、籍談九世祖、
且○ その上に、むかしその方先祖の孫伯黶は晋の典籍をつかさどり、記録所にあつて以て大政を執行ふたゆゑに籍氏と唱ふる、
及辛有之二子董之、晋於是乎有董史、
【註】辛有、周人也、其二子適晋爲大史、籍黶與之共董督晋典、因爲董氏、董狐、其後、
及○ その後周より辛有と云ものゝ二子が、晋へゆいて大史となりて、晋の典籍を董したるにおよんで董史と云が出來た、
女、司典之後也、何故忘之、籍談

れば、○其　何として分物があるまいや、それ密須國の鼓と大路とのことは、周の文王の大蒐なされたるとき得玉ひたる名器である、

闕鞏之甲、武所以克商也、

【註】闕鞏國所出鎧、

闕○　また闕鞏國の鎧は、周の武王の殷に克玉ひたるとき得玉ひたる寶器である、

唐叔受之、以處參虛、匡有戎狄、

【註】參虛、實沈之次、晉之分野、

唐○　晉の始封の唐叔がこの品々をみな拜領あつて、參虛の分野いまの晉に處しめ玉ひて、戎狄をたゞしたもたせ玉ひた、

其後襄之二路、

【註】周襄王所賜晉文公、大路、戎路、

其○　またその後周の襄王の御代にあたつて戎路大路の二車と、

鏚鉞秬鬯、

【註】鏚、斧也、鉞、金鉞、秬、黑黍、鬯、香酒、

鏚○　斧と金の鉞と秬鬯はくろきびの酒なり、

彤弓虎賁、文公受之、以有南陽之田、

【註】事在僖二十八年、

彤○　あかき弓と虎賁の士卒と、以上の品は晉の文公が拜領いたされたる寶器である、○以　その上に南陽の田をたまはりたもちて、

撫征東夏、非分而何、夫有勳而不廢、

【註】加重賞、

東夏を撫征せしめ玉ひた、○非　これらは分物でなくて何であらうとなり、○有　右の通り晉に勳功があれば廢せずして重賞をたまひ、

有績而載、

【註】書功於策、

有　績があれば策にのせて後世へつたへ、

文。文伯は返答のことばが出なんだゆゑ、籍談にゆづりて勅答をいたせと云た、

對曰、諸侯之封也、皆受明器於王室、

【註】謂明德之分器、

對。疎忽なる勅答をしたである、外々の諸侯の封せらるゝときに、みな明德の器を配分なされて、王室よりたまはる、

以鎭撫其社稷、故能薦彝器於王、

【註】薦、獻也、彝、常也、謂可常寶之器、若魯壺之屬、

以。それを寶物として以てその社稷を鎭撫いたすことなり、○故。それゆゑ諸侯よりも、常にもちゆべき器を王にたてまつるなり、

晉居深山、戎狄之與鄰、而遠於王室、王靈不及、拜戎不暇、

【註】言王寵靈不見及、故數爲戎所加陵、

晉。晉國の義は深山の中に居まして、戎狄にとなりして王室には遠ざかり、王の御影はおよばずして、王室からも右の御分器もござらず、又つねぐ\戎にせびらかされて拜して居て、暇がござらぬ國なり、

其何以獻器、王曰、叔氏而忘諸乎、

【註】叔、籍談字、

其。何がござつて器を獻上仕らうやと云た、○王。籍談をさし玉ひて、叔氏その方はわすれたるか、それは何を云ぞとなり、

叔父唐叔、成王之母弟也、其反無分乎、密須之鼓、與其大路、文所以大蒐也、

【註】密須、姞姓國也、在安定陰密縣、文王伐之、得其鼓路以蒐、

叔。叔父晉の唐叔は、吾が祖成王の御同母弟にてあ

好惡不愆、城可獲而民知義所、

【註】知義所在也、苟呉必其能獲、故因以示義、

好惡あやまたずば自ら城をも得べし、また民も義のあるところを知るであらう、

有死命而無二心、不亦可乎、鼓人告食竭力盡、而後取之、克鼓而反、不戮一人、以鼓子鳶鞮歸、

【註】鳶鞮、鼓君名、

有○ 命に死でも二心さへなくば、またよいではあるまいかとなり、○鼓 敵の方より兵粮も盡き、まもる力もつきたと云て出て後にとつたとなり、○克 勝利を得てかへるまでに一人も人を害せなんだとなり、鼓の君をつれてかへつた、

冬、公如晉、平丘之會故也、

【註】平丘會、公不與盟、季孫見執、今既得免、故往謝之、

晉 和したる禮にゆかれた、

十二月、晉荀躒如周、葬穆后、籍談爲介、既葬除喪、以文伯宴、樽以魯壺、

【註】文伯、荀躒也、魯壺、魯所獻壺樽、

葬りに會したれば、王が喪服をのぞき玉ひてのちに、文伯に宴をたまはりた、○樽 魯より献じたる樽に酒を盛りて出し玉ひた、

王曰、伯氏、諸侯皆有以鎭撫王室、晉獨無有、何也、

【註】感魯壺而言也、鎭撫王室、謂貢獻之物、

王○ これは王の不圖この魯壺をみ玉ひて仰せらるゝなり、伯氏と召で、諸侯はみな王室を鎭撫して、それぞれに貢物もあるに、晉にかぎりて何にもないは何ゆゑぞとなり、

文伯揖籍談、

【駐】文伯無辭、揖籍談使對、

事君、穆子曰、吾以事君也、獲一邑而敎民怠、將焉用邑、邑以賈怠、不如完舊、

【註】完、猶保守、

若。 それかとて、城を以て來たものを賞せずにおいては、信をうしなふと云ものなり、それでは民をかゝへる主とはならぬとなり、○力。 兎角勝負は力量次第なり、見事せめるおぼえがあらば進てせめん、さもなくば退くであらうとなり、○量。 兎角力をはかりて行ふがよい、城がほしいとて姦曲にちかづくことは望まぬ、○所。 それでは却てうしなふ所が多きにいたらうと云て聞入れず、○使。 鼓の方へ何某がうら切するぞと云ひ知らせて、その叛人をころさせ、さて隨分要害を堅固にせよと云て、城をかためさせた、○圍。 其の後三月があひだ城をかこんで居た、○鼓。 城中も退屈して降參せうと云た、○使。 穆子が城中の民を召出して、見えさせて顏色をみて、○曰猶。 まだ兵粮もつきぬかして顏色がおとろへぬほどに、今しばらくその方の城をさめよと云たなり、○軍。 軍目付が云には、降てもゆるさず、とらるゝ城をとらずして、民をつとめしめ辛勞させて兵をつからさるゝ、此では君への奉公がたゝぬと云たなり、○穆。 われはかやうにして君への奉公にたつるなり、もし道理にたがうて一邑をえても、民に怠りををしへては、將たなんぞ邑をもちひんとなり、○邑。 邑をとつて怠を賈ふよりは、舊を全くしまもりて邑のない方がまさるとなり、

賈怠無卒、

【註】卒、終也、

賈。 怠をもとめては事がをはらぬ、

棄舊不祥、鼓人能事其君、我亦能事吾君、率義不爽、

【註】爽、差也、

棄。 舊をうしなふやうになるは不吉である、○鼓。 敵もよくその君につかへ、我もまたよく吾君につかへ義にしたがつて差はず、

鼓と云城をかこんだなり、

鼓人或請以城叛、穆子弗許、左右曰、師徒不勤、而可以獲城、何故不爲、穆子曰、吾聞諸叔向、曰、好惡不愆、民知所適、事無不濟、

【註】愆過也、適歸也、

鼓。敵の内に裏がへりものが出來て、この城を以て降參せうと云た、○穆。承知せぬである、○左。向より降參すれば、士卒も骨をらず、手をも出さず城を得ると云は、拔ぬ太刀の功名であるに、なぜ同心し玉はぬと云た、○穆。否やさきだつて叔向にきいた言がある、すべて好みすると惡むとをあやまたぬ時は、民が適き歸するところを知るとなり、○事。左やうにさへなれば、萬事成就せぬと云ことはないものなりときいた、

或以吾城叛、吾所甚惡也、人以城來、吾獨何好焉、賞所甚惡、若所好何、

【註】無以復加所好、

或。もしこの方の城を以て敵へ降參するものがあらうならば、さだめて吾はなはだそれを惡むであらうとなり、○人。すれば向の人が城を以て來るとて、吾ひとりどうして好するものぞ、○賞。かのはなはだ惡むべきものを賞したときには、好するものには何としたものであらうぞとなり、

若其弗賞、是失信也、何以庇民、力能則進、否則退、量力而行、吾不可以欲城而邇姦、所喪滋多、使鼓人殺叛人、而繕守備、圍鼓三月、鼓人或請降、使其民見、曰、猶有食色、姑修而城、軍吏曰、獲城而弗取、勤民而頓兵、何以

王。楚王はたゞ朝呉を信ぜらるゝに付て、蔡に居らしめらるゝなり、○二　各方もかれが寵遇にはおよばぬ、それにそのまゝにて上位に居られてはまた難事ではないか、○弗　今のうちにとりはからはれずば、かならず難に及ばうと云たなり、○夏　げにもと云て、みな〳〵云ひあはせて逐出した、○朝　鄭へしりぞきた、○王　楚王の無極にむかつて大にいかつて、余たゞ朝呉を信ずるゆゑに蔡においた、且彼がなくんば今どき吾こゝに及んで王とはえなるまい、しかれば恩ある朝呉なるに、汝何ゆゑにかれを去たとなり、○無　口給をもつて非をかざる、私何しに朝呉を欲すまいや、彼をたてゝおきたけれども、

然而前知其爲人之異也、

【註】言其多權謀、

然。しかれども昔よりかれが人がらのことなる、合點のゆかぬと云ことを知て居ますゆゑ、君のためを存じてしりぞけました、

呉在蔡、蔡必速飛、去呉、所以翦其翼也、

【許】以鳥喩也、言呉在蔡、必能使蔡速彊而背楚、

呉。朝呉が蔡にあつては、蔡に羽が生へてすみやかに飛でまいらう、○去　只今呉を去ましたのは、そのつばさを切たでござると云た、これは鳥にたとへて後には呉が蔡をつよくして、楚にそむかうと存ずると云こゝろであるなり、

六月、乙丑、王大子壽卒、

【註】周景王子、

周の大子の卒せられたなり、

秋、八月、戊寅、王穆后崩、

【註】大子壽之母也、傳爲晉荀躒如周葬穆后起、

右の大子の御母公さまなり、

晉荀呉帥師伐鮮虞、圍鼓、

【註】鼓、白狄之別、鉅鹿下曲陽縣有鼓聚、

○篇。樂人も入て樂がはじまると云に及ぶとき、叔弓が頓死した、○去。卿の死んだに樂は奏せらるまいとて、鳴りものをやめて祭事をすました、これは禮ぢやとなり、

楚費無極、害朝呉之在蔡也、

【註】朝呉、蔡大夫、有功於楚平王、故無極恐其有寵、疾害之、

朝呉は蔡の大夫で、當楚王を世話にしてたてた男であれば、楚王の追々寵せらるゝであらうとおもうてこれを妬みて、

欲去之、乃謂之曰、王唯信子、故處子於蔡、子亦長矣、而在下位、辱、必求之、吾助子請、

【註】請求上位、

蔡を逐ひいだすたくみをしたである、○乃。朝呉をあざむいて云には、王には足下を一圖に信じて忠信と思召てござるゆゑに、子を蔡におき玉ふなり、○子。されどもこなたももはや幼年でもない、しかるに下位に居らるゝは辱である、○必。何ぞ上位の官をねがはれよ、われもとも〴〵に取りもちてねがつてやらうと云た、

又謂其上之人、

【註】蔡人在上位者、

又。蔡にて呉より上位に居るものにむかつて云には、

曰、王唯信呉、故處諸蔡、二三子莫之如也、而在其上、不亦難乎、弗圖、必及於難、夏、蔡人逐朝呉、朝呉出奔鄭、王怒曰、余唯信呉、故寘諸蔡、且微呉、吾不及此、女何故去之、無極對曰、臣豈不欲呉、

【註】非不欲善呉、

【註】略書有事爲叔弓卒起也、武宮、魯武公廟、成六年、復立之、

內事なり、

夏、蔡朝吳出奔鄭、

【註】朝吳不遠讒人、所以見逐而書名、

告文なり、

六月、丁巳、朔、日有食之、

【註】無傳、

秋、晉荀吳帥師伐鮮虞、

告文なり、

冬、公如晉、

解に不及、

【傳】十五年、春、將禘于武公、戒百官、

【註】齊戒、

武宮にて禘の祭をせんとて、百官に淨めをいましめた、

梓愼曰、禘之日、其有咎乎、吾見赤黑之祲、非祭祥也、喪氛也、

【註】祲、妖氛也、蓋見於宗廟、故以爲非祭祥也、氛、惡氛也、

梓愼　禘のまつりの日には何ぞとがめがあらうとなり、吾　われこのごろ赤黑の惡氣のたつをみた、非　これは吉祭のあるべき前表ではない、これは喪の氣であるとなり、

其在涖事乎、

【註】涖、臨也、

其　大方はそのかゝりの重役の人が死なるゝであらうと云た、

二月、癸酉、禘、叔弓涖事、籥入而卒、去樂卒事、禮也、

【註】大臣卒、故爲之去樂、

二　禘をはじめたとき、叔弓が御用がゝりであつた、

【註】謂言瀆貨無厭、平。これが三たび弟のつみをかぞへたことなり、平丘の會にて賄をとりにかゝりたを、貨を瀆す者と有のまゝに云て、

以寛衞國、晉不爲暴、歸魯季孫、稱其詐也、

【註】謂言鮒也能、衞の國をゆるくし安んじ、晉も暴をせぬやうになつた、○歸　季孫を魯へかへすときも、弟の虚言を云たてゝ鮒也能せんと云て、

以寛魯國、晉不爲虐、邢侯之獄、言其貪也、以正刑書、晉不爲頗、三言而除三惡、加三利、

【註】三惡暴虐頗也、三惡除、則三利加、魯をやすんじ晉にも虐をさせぬ、○邢　公事には弟の貪を云て刑書をたゞし、晉に偏頗をさせなんだなり、○三　三の惡をのぞき、三つの利にした、これはよけれども、

殺親益榮、

【註】榮名益己、○殺　自分の親をころして吾が榮名をましたところに少しきのどくな處があるなり、

猶義也夫、

【註】三罪唯答宣子問、不可以不正、其餘則以直傷義、故重疑之、○猶　これでも義と云てよからうかと疑うての玉ふた、

【經】十有五年、春、王正月、吳子夷末卒、

【註】無傳、未同盟、告文なり、

二月、癸酉、有事于武宮、籥入、叔弓卒、去樂卒事、

にてありながら、手段にて理分にするを昬とす、

貪以敗官爲墨、

【註】墨、不潔之稱、

貪　賄をむさぼりて役義をやぶるを墨とす、

殺人不忌爲賊、

【註】忌、畏也、

殺　上をはゞからずして人をころすを賊とす、

夏書曰、昬墨賊殺、

【註】逸書、三者皆死刑、

夏　三つともに死刑とある、

皐陶之刑也、請從之、乃施邢侯、而尸雍子與叔魚於市、仲尼曰、叔向、古之遺直也、

【註】言叔向之直、有古人遺風、

皐　これすなはち古へ皐陶の刑である、○請　このとほりに致したいと云たなり、○乃　そこで邢侯には死刑をほどこし、二人の死骸をば市にさらしたとなり、○仲　古人の遺風ある直なるものであるとなり、

治國制刑、不隱於親、

【註】謂國之大問、己所答當也、至於他事、則宜有隱、

治　國ををさめ刑罰を制するに、弟なりとてその罪をかくさぬ、【注】大問は私の問でなく公けの問と云こと、

三數叔魚之惡、不爲末減、

【註】末、薄也、減、輕也、皆以正言之、

弟のつみを云たてゝ、少しもうすく輕くせぬであるなり、

曰、義也夫、可謂直矣、

【註】於義未安、直則有之、

曰　義と云てよからうや、義と云ては少しやすからぬところがあれば、直と云てはよいとなり、

平丘之會、數其賄也、

【註】士景伯、晉理官、

久しくになれども決斷がすまぬである、○士景伯は公事をさばく官なれども、折節楚へゆいたに付て、

叔魚攝理、

【註】攝代景伯、

叔景伯が留守の内兼役させて公事をさばかせた、

韓宣子命斷舊獄、罪在雍子、雍子納其女於叔魚、叔魚蔽罪邢侯、

【註】蔽、斷也、

韓宣子　右の舊き公事を決斷せよと命じた、○罪段段僉議したれば、追々雍子がつみがあらはれて來る○雍　負そうになつたゆゑ、自分の女を賂に叔魚へおくりた、○叔　こゝが色欲に迷ふところで、つひに罪を邢侯におつかぶせて非におとしたなり、

邢侯怒、殺叔魚與雍子於朝、宣子問其罪於叔向、叔向曰、三人同罪、施生戮死、可也、

【註】施、行罪也、

邢侯が無念におもひ怒て、奉行をも相手をも朝にてころしたである、○宣　叔魚は叔向が弟なれば、きのどくながら三人のつみは如何ぞと叔向に問た、○叔　これは三人ともに同罪としてよからうと云た、○施　しかる上は生て居るものには刑をほどこして罪に行ひ、死たるものどもには戮辱をくはへてよろしからん、

雍子自知其罪、而賂以買直、鮒也鬻獄、邢侯專殺、其罪一也、己惡而掠美爲昏、

【註】掠、取也、昏、亂也、

雍　まづ雍子は自分にこれは予がつみなりと云ことを知りながら、女を納れ賄を以て直を買ふとて、己れを理にしてもらうた、○鮒　叔魚は公事を賣物にすると云ものなり、○邢　邢侯は我まゝに人をころしたなり、その罪が一やうであるとなり、○己　己は非

餘侯には意恢をころさせ、公子鐸は郊公を逐出さうと云た、つひに庚輿を納るゝ相談に成たなり、

楚令尹子旗有德於王、不知度、

【註】有佐立之德、

德。は恩としてみるべし、子旗が當楚王をたすけて立たゆゑ、その恩德があるゆゑ、吾は何を云ても王のゆるされぬと云ことはないと云て、法度をしらぬ法外をはたらくなり、

與養氏比而求無厭、

【註】養氏、子旗之黨、養由基之後、

與。兩人なれ合て色々もとめて際限がないであるなり、

王患之、九月、甲午、楚子殺鬭成然、而滅養氏之族、使鬭辛居鄖、以無忘舊勳、

【註】辛、子旗之子、鄖公辛、

王。楚王も迷惑におもはれ、國のならはしが惡くなるゆゑ、○九。子旗をころして黨の養氏をほろぼされたとなり、○使。子旗が子をたてゝ鄖をあたへ、父の舊功はわすれぬと云ことをしめされた、

冬、十二月、蒲餘侯茲夫殺莒公子意恢、郊公奔齊、公子鐸逆庚輿於齊、齊隰黨公子鉏送之、有賂田、

【註】莒賂齊以田、

兼て云あはせたるとほりにしたである、齊へしりぞいて居られた弟を召入れたである、○齊。庚輿を莒へおくりたれば、まいなひに田をおくりて恩を謝せられた、

晉邢侯與雍子爭鄐田、

【註】邢侯、楚申公巫臣之子也、雍子亦故楚人、

兩人ともに楚より逃れ來て晉に居るものどもなり、知行處の田をあらそうて公事におよんだ、

久而無成、士景伯如楚、

するなり、

亦如之、

【註】如然丹、

亦○　上のとほりにした、

好於邊疆、

【註】結好四鄰、

好○　四方の鄰國とむつまじく好みを通ずるである、

息民五年、而後用師、禮也、

息○　よく民をやすんじ國ををさめた、これはみなよい仕方であるなり、

秋、八月、莒著丘公卒、郊公不慼、

【註】郊公、著丘公子、

父の死去のとき子として哀慼の體がなかつた、

國人弗順、欲立著丘公之弟庚輿、

【註】庚輿、莒共公、

國○　父に不順なとてうとみはて、丘公の弟をたてんとした、

蒲餘侯惡公子意恢、而善於庚輿、

【註】蒲餘侯、莒大夫玆夫也、意恢、莒羣公子、

蒲○　莒の大夫の蒲餘侯が、公子の意恢と云をにくみて、庚輿とむつまじくしたである、

郊公惡公子鐸、而善於意恢、

【註】鐸亦羣公子、

郊○　公子鐸も郊公ににくまれて中がわるい、意恢とは中がよいである、

公子鐸因蒲餘侯、而與之謀、曰、爾殺意恢、我出君而納庚輿、許之、

【註】爲下冬殺意恢傳、

公○　兩人とも郊公をにくむ者ゆゑ、二人はかりて蒲

【註】分、與也、振、救也、
○分 貧なるものにはわかちあたへ、困窮したものはすくひ、

長孤幼、養老疾、收介特、

【註】介特、單身民也、收養不使流散、
○長 はやく親にはなれたる孤幼を成長させ、老病の者には手あてをして養をあたへ、○收 一人身のものは流浪いたさぬやうにさせ、

救災患、宥孤寡、

【註】寛其賦税、
○救 災難にあたるものをすくひ、やもめやも男には年貢などを用捨し、

赦罪戾、詰姦慝、

【註】詰、責問也、
○赦 罪人をゆるし大赦を行ひ、○詰 わるものを僉議したゞし、

擧淹滯、

【註】淹滯、有才德而未叙者、
○擧 才能あつて召出されず、とゞこほりて居るものをあげもちひ、

禮新敍舊、

【註】新、羇旅也、
○禮新 新参のものを手あつくとりあつかひ、舊きものは次第をたゞし、

祿勳合親、

【註】勳、功也、親、九族、
○祿 功ある者には祿をあたへて賞し、親類を和合せしめ、

任良物官、

【註】物、事也、
○任 良士を官に任じ、○物官とはその者のつとまるべきことをかんがへてつとめさする、

使屈罷簡東國之兵於召陵、

【註】兵在國都之東者、
○使 上のは城西のことなり、これは東の方をえらま

對曰、臣欲張公室也、

【註】張、强也、

對。　私は自分の慾にて謀叛つかまつりたてではござらぬ、あまり季氏が權にほこりまするゆゑ、何とぞ國君の勢ひをつよくいたしたく存じて、企てたことでござると云た、

子韓晳曰、

【註】齊大夫、

子。　齊の大夫が側に居て、

家臣而欲張公室、罪莫大焉、

【註】言越職、

家中者の分として公室をつよくせんなどゝ云は、職をこえたことで、此上の大罪はあるまいと云た、

司徒老祁慮癸來歸費、

【註】歸魯、

司。　二人が魯へ來て費を季氏へかへしたとなり、

齊侯使鮑文子致之、

【註】南蒯雖叛、費人不從、未專屬齊、二子逐蒯而復其舊、故經不書歸費齊使文子致邑、欲以假好、非事實也、

齊侯。　齊侯の魯へ使者を以て、今度南蒯が費を以てそむいてこの方へ參たと申すけれども、邑はうけ入れぬに付て返進すると云はせられた、されども費人は南蒯にしたがひはせぬことなれば、齊へ屬したではない、しかるに魯へ親切ぶりをして、好みをむすばうとおもうていたされた、實のことではないによりて、經の文に費のかへつたと云ことはないとなり、

夏、楚子使然丹簡上國之兵於宗丘、且撫其民、

【註】上國、在國都之西、西方居上流、故謂之上國、宗丘、楚地、

上國。　上國とは楚國の內の西の方を云なり、そのところの兵士を吟味して簡擇させ、その上民をのこらず撫育させられた、

分貧振窮、

遂劫南蒯曰、羣臣不忘其君、

【註】君、謂季氏、

遂。おもひの儘に人數をあつめて、さて南蒯を手ごめにして云には、群臣どもはこの領主季氏の恩をわすれぬなれども、

畏子以及今、三年聽命矣、子若弗圖、費人不忍其君、將不能畏子矣、

【註】不能復畏子、

畏。こなたの權威におそれて、以て今までは非道にしたがうて居て、○三。三年のあひだは云付をきいて居た、○子。こなた何れとも自分に分別をせられよ、はやく分別をきはめられずは、○費。費の者どもは君季氏にそむくにしのびぬゆゑに、○將。其許をおそれぬやうにならう、

子何所不逞欲、請送子、

【註】送使出奔、

子。どこでなりとも欲するところは存分にならう、この地ばかりにはかぎらぬことぞとなり、○請。何國へなりともしりぞかれよ、送りませうと云たである、是がさすが祁癸の二人などが主人ゆゑにやはらかく云て立のかするであるなり、

請期五日、

【註】南蒯請期、冀有變、

請。左あらば五日の內支度させてくれよと云てたのんだ、これはもし外よりのたすけでもあらうか、また何ぞ變でもあつて民の服することもあらうかとまけをしみで五日みあはせたとみえる、

遂奔齊、侍飲酒於景公、公曰、叛夫、

【註】戲之、

遂。しかれどもいよ〳〵民どもがそむいたゆゑ、是非なく齊へ立のいた、○侍。齊に居て、あるとき景公の酒宴に侍りたれば、○公。景公の座與に、その方は謀叛人ぢやと云はれた、

意恢與亂君爲黨、故書名惡之、告文なり、

【傳】十四年、春、意如至自晉、尊晉、罪已也、

【註】以舍族、爲尊晉罪已、

尊晉罪已、禮也、

【註】禮、修已而不責人、晉をたふとむために族を去て みづから罪した、そこを禮と云ふた、

南蒯之將叛也、盟費人、司徒老祁慮癸、

【註】二人、南蒯家臣、季氏が臣で先年費を以て そむかんとして、費の 人民とちかふた、○司 二人は南蒯が家臣で、司徒はつとめ方なり、官にはあらず 費の人部をつかさどる 勤め方をするものである、この者どもは、

僞癈疾、使請於南蒯曰、臣願受盟而疾興、若以君靈不死、請待間而盟、

【註】間、差也、二人ともに當時出られぬ 病氣なりと云て、虚病をかまへ南蒯へのねがひに、○曰 連判に出たく 存ずれども、疾がおこりてえまかり出ぬ、○若 君の御影で今しばらく保養をくはへて、死なずに居ましたらば、快氣いたし次第に早速出で ちかひを 受んと云たれば、

許之、二子因民之欲叛也、請朝衆而盟、

【註】欲、因合衆以作亂、南蒯が許容したである、○二 兩人が 内々で 費の民の内に南蒯にそむきたがる者どもと 因みて おいて、○請 さて出勤して南蒯へ云には、私も 快く なりました上は、衆を朝せしめちかひませうと云た、これは此事にかこつけて一味の者どもをあつむるてだてなり、

雖○ 骨は晋へかへつても、足下の肉を付て玉はつたやうなものなれば、○敢○ その恩報じに足下へ實情をつくさずには居られぬ、これによつて內證のことなれども、御はなし申す、○歸○ 足下にかへられよと云ても、かれこれ云てかへられぬに付て、その手當をするとなり、○鮒○ 拙者がそのことを役人どもよりうけたまはつたには、とても足下かへられぬ體なれば、足下のために西の方河水の邊の屋敷を掃除し揚牢にして入れておくと云ことなり、

其若之何、且泣、

【註】泣以信其言、

左やうになりたらば、もはやかへさぬつもりにさだめたとみゆるが何とせうとて、眞實貌に泣てみせた、

平子懼、先歸、惠伯待禮、

【註】待見遣之禮、

平○ 季氏が大におどろきて、これはたまらぬと云て、早々惠伯よりさきへかへりたとなり、○惠○ 惠伯は送りかへさるゝ禮がそなはらねば歸らぬと云て、待て居たとなり、

【經】十有四年、春、意如至自晉、

【註】書至者、喜得免、

魯へ歸た、

三月、曹伯滕卒、

【註】無傳、四同盟、

告文なり、

夏、四月、

【註】無傳、

秋、葬曹武公、

【註】無傳、

解に不及、

八月、莒子去疾卒、

【註】未同盟、

告文なり、

冬、莒殺其公子意恢、

【註】以禍亂告、不必繫於爲卿、故雖公子亦書、

の命をもつてころし玉うてもくるしからぬ、

若曰、無レ罪、而惠免レ之、諸侯不レ聞、是逃レ命也、何免之爲、請從二君惠於會一、

【註】欲下得二盟會一見上レ遣、不レ欲二私去一、

若。 又つみがないと云て、惠を以て御免ありても、そのよしを諸侯がきかれいでは、命をまたずして逃れてかへりたと云であらう、○何。 御免でかへりたとは申すまいとなり、○諸。 ねがはくはこの上の御恩惠に諸侯の會をなされて、その會席においてゆるし玉ひ、つみのなきよしを諸侯へも披露なされて下されよと云た、

宣子患レ之、謂二叔向一曰、子能歸二季孫一乎、對曰、不レ能、鮒也能、

【註】鮒、叔魚、

宣。 事がむづかしいゆゑにこまりた、○謂。 叔向が右のとほりに惠伯がねだりては、私の手ぎはにはまいらぬ、○鮒。 弟の叔魚が辯舌ではかへらせうと云た、

乃使二叔魚一、叔魚見二季孫一曰、昔鮒也得二罪於晉君一、自歸二於魯君一、

【註】蓋襄二十一年、坐下叔虎與二欒氏黨一、幷得上レ罪、

乃。 しからばと云て、叔魚をつかはした、○叔。 季孫に逢うて云には、昔し拙者こと晉君につみをえたとき、國を逐いだされて魯君の方に歸し御せわになりた、

微二武子之賜一、不レ至二於今一、

【註】武子季平子祖父、

微。 そのときに足下の祖父武子の御恩がなかりせば、今このやうに無事では居まい、

雖レ獲レ歸二骨於晉一、猶子則肉レ之、敢不レ盡レ情、歸レ子而不レ歸、鮒也聞二諸吏一、將レ爲二子除一レ館于西河一、

【註】西使レ近レ河、

どにしかざるや、○魯。魯は當國とは兄弟の國ではあり、さて土地はなほ廣大なれば、よく命じ玉ふところをそなへ貢するなり、○若。しかるにもし今夷のために棄られなば、○使。止むことをえず、齊か楚につかふるであらう、左やうにあつては、○其。晉の病となつて差えぬではあるまいか、

親親與大、賞共罰否、所以爲盟主也、子其圖之、諺曰、臣一主二、

【註】言一臣必有二主、道不合得去事他國、

親。したしき家門をたしみ、大國にはくみし共をなすを賞美し、不共な國を罰するは盟主の所行とおもはるゝ、○子。勘辨あられよとなり、○諺。臣が一人あれば主は二人あると云ことわざもあるなり、これは心にあはぬときは去て他の主につかふると云ことなり、

吾豈無大國、

【註】言非獨晉可事、

吾。われ何しに晉のみを大國とせんや、外にもつかふる大國はあると云たなり、

穆子告韓宣子、且曰、楚滅陳蔡、不能救、而爲夷執親、將焉用之、乃歸季孫、惠伯曰、寡君未知其罪、合諸侯而執其老、

【註】老、尊卿稱、

穆。楚が陳蔡の國をほろぼしたときも、見て居てえすくはずして、又夷のために親類の國の卿をとらふると云ことは、何の益もないことであると云た、○乃。そこで季孫をかへすつもりになりて、勝手にかへれと云わたした、○惠。この人が合點せずして云には、主人は何やうのつみがあると云ことを存ぜられぬ、つみの覺えがない、○合。しかるに諸侯會合の場において、その老職をとらへ玉ふた、

若猶有罪、死命可也、

【註】死晉命也、

若。いよ〳〵つみがありてとらへ玉ふならば、晉君

【註】景伯、士文伯之子、彌牟也、
ふたゝび晉へ朝せられたである、○荀。諸侯の相朝すると云は舊好をむすぶためである、○執。しかるにその卿を俘にしておいて、又その君を朝せしめては何にも好みなことはない、○不。たがひに心よからねば、辭退する方がよからうと云た、○乃。晉の士景伯を出しさへぎりて、魯侯を河水よりかへした、

吳滅州來、令尹子旗請伐吳、王弗許、曰、吾未撫民人、未事鬼神、未脩守備、未定國家、而用民力、敗不可悔、州來在吳、猶在楚也、子姑待之、

【註】傳言平王所以能有國、
吳人が楚の州來をほろぼしたゆゑ、令尹子旗が吳をうたうと云た、○王。楚王が許容いたされぬ、○曰。吾まだ昨今この國をたもちて、民人をも撫育せず、鬼神につかふるあひだもなく、○未。國中のそなへもさだめぬである、○用。しかるに師を出して民力をもちひては、もしやぶれた時には後悔してもかへらぬ、○州。州來を吳へとつたとても永く有とさせてはおくまい、楚にあるも同じことなれば、まづ待てと云はれた、

季孫猶在晉、子服惠伯私於中行穆子、

【註】私與之語、
まだ晉よりかへさぬゆゑ、○子。したがうて居る惠伯が、中行穆子へひそかに語て云には、

曰、魯事晉、何以不如夷之小國、魯、兄弟也、土地猶大、所命能具、若爲夷棄之、使事齊楚、其何瘳於晉、

【註】瘳、差也、
魯國の晉につかふること、何を以て夷の小國莒邾な

て、

大獲而歸、

【註】爲十五年晉伐鮮虞起、

大に俘をえてかへりた、

楚之滅蔡也、靈王遷許胡沈道房申於荊焉、平王即位、既封陳蔡、而皆復之、禮也、

【註】滅蔡在十一年、許胡沈、小國也、道房申、皆故諸侯、楚滅以爲邑、荊、荊山也、傳言平王得安民之禮、汝南有呉防縣、即防國、

楚より蔡をほろぼしたとき、靈王の許以下の小國どもを荊にうつされた、○平王 棄疾の位につかれて、すでに陳蔡を封じて舊とのごとくに、國としてその民をかへされた、これ民をやすんずる禮なり、

隱大子之子廬歸于蔡、禮也、

【註】隱大子、大子有也、廬、蔡平侯、

隱。蔡の跡目をたてゝ君といたされた、これが蔡平公となられた、

悼大子之子呉歸于陳、禮也、

【註】悼大子、偃師也、呉、陳恵公、

悼。陳の跡も立られた、これ陳の恵公である、みな禮なり、

冬、十月、葬蔡靈公、禮也、

【註】國復成禮以葬也、此陳蔡事、傳皆言禮、嫌楚所封不得比諸侯、故明之、

もとのごとく國がたつたゆゑ、あらためて葬た、【注】この陳蔡は周より封じたではなく、楚より封じたのなれば、まことの諸侯ではないやうにもおもはるゝゆゑ、一々に禮なりと云てやはりまことの諸侯と云ことをもしめした、

公如晉、荀呉謂韓宣子曰、諸侯相朝、講舊好也、執其卿而朝其君、有不好焉、不如辭之、乃使士景伯辭公于河、

無。善を爲しても自今は詮がない、○唯。子皮のみ我をしりて善を稱したれど、今よりは知る人がないと云て一向に力をおとした、

仲尼謂子産於是行也、足以爲國基矣、詩曰、樂只君子、邦家之基、

【註】詩、小雅、言樂與君子爲治、乃國家之基本、

仲。子産が今度の行は國の基となるにたりてよいとなり、○詩。君子の治をなすは國家のもとゐなりとある、

子産、君子之求樂者也、且曰、合諸侯、藝貢事、禮也、

【註】嫌爭競不順、故以禮明之、

子。子皮と善をなすをよろこんだ、これ君子の樂をもとむるものであるとなり、○且。諸侯をあはせて貢物をさだめたは、中を得たゆゑ禮なりとの玉ふた、【注】爭たのは順でないやうなゆゑ、かやうに宣ふたである、

鮮虞人聞晉師之悉起也、

【註】五年傳曰、遺守四千、今甲車四千乘、故爲悉起、

大軍にて他國へ出たと云ことをきいたゆゑ、留守中は用心するには及ばぬとおもうて、

而不警邊、且不修備、

【註】言夷狄無謀、

國竟をいましめなんだ、そなへと云もなく、夷と云ものは謀計のないものである、

晉荀吳自著雍、以上軍侵鮮虞、及中人、驅衝競、

【註】中山望都縣西北有中人城、驅衝車與狄爭逐、

晉。著雍と云ところより、上軍の兵をひきゐて、鮮虞をおかし、中人城までせめよせて、驅衝は衝は敵方の前そなへをつきやぶる車なり、此を以てきそひせめ

かし陵がるゝなり、〇何。　それでは何で國を爲めんやと云た、

公不與盟、

【註】信邾莒之訴、欲討魯故、

公。　晋が魯を除いたゆゑ、盟ひにあづかられなんだ、

晋人執季孫意如、以幕蒙之、

【註】蒙、裹也、

晋。　家老の季氏をとらへて幕を以てつゝみ廻して、

使狄人守之、司鐸射、

【註】魯大夫、

懷錦奉壺飲冰、以蒲伏焉、守者御之、乃與之錦而入、

【註】蒲伏竊往飲季孫、冰箭筩蓋可以取飲、

狄人を番に附ておいた、〇司。　魯の大夫が錦を懷中して、一壺の飲と氷とを以て飲せに行くである、氷は箭筒の蓋で、戰場で飲をもるやうにしたものである、此らをかゝへて蒲伏してひそかに入りにかゝりた、〇守。　番人がとがめて通さぬ、そのときに懷の錦を出して賂におくりて、入れてもらうて季氏にのませたである、

晋人以平子歸、子服湫從、

【註】湫、子服惠伯、從至晋、

晋。　季氏をつれてかへりた、惠伯もしたがうて晋へゆきたなり、

子產歸、未至、聞子皮卒、哭、且曰、吾已、

【註】已、猶決竟、

子。　子產が國へかへるとて、〇未。　まだ道中に在て國へかへらぬ内に、子皮が卒したとしらせて來たれば、大に哭して、〇且。　吾ももはや是かぎりであるとなり、已は事の止むことにて是かぎりで畢りと云ことなり、

無爲爲善矣、唯夫子知我、

【註】言子皮知己之善、

毎月いたらぬと云ことはない、○貢　それに貢物が古のとほりの法がなくて過分では、

小國有闕、所以得罪也、諸侯修盟、存小國也、貢獻無極、亡可待也、存亡之制、將在今矣、自日中以爭、至于昏、晉人許之、既盟、子大叔咎之曰、諸侯若討、其可瀆乎、

【註】瀆、易也、

小國はさし支へて、時としてえたてまつらぬことも あらう、その時は罪をえるであらうとなり、○諸　諸侯のちかひを修るは何の ためなれば、小國のいたみにならずして、永く存するやうにとのためなり、○貢　しかるに貢物のさだまりがなくては、國もほろぶるに間はあるまい、○存亡　しからば國の存亡のさだまるはたゞ今なれば、是非御免下されよと云て、日中よりねぢ合て、黃昏まであらそうて居た、○晉　晉の役人もこまりはてゝ、つひには子產がねがひをゆるしたである、さて盟ひもすみたる上にて、○子　子產をとがめて云には、このやうに、寄合の場所て口强なことを云て、諸侯がもし一味して とがめたならば何とならう、易どられぬことであると云た、

子產曰、晉政多門、

【註】政不出一家、

○子　否や晉の政道は執政一人の 心ではない、門多くて六卿の心々より出て、

貳偸之不暇、何暇討、

【註】貳、不壹、偸、苟且、

○貳　色々にて一致せず、當時のことさへすめばよいと云了簡にて居れば、討むるやうな暇はないであるなり、

國不競亦陵、何國之爲、

【註】不競爭、則爲人所侵陵、不成爲國、

○國　すべて一箇國となりては、大國にもへこまぬほどのきそふ勢がなくては、人に目だれをみられてを

あつたゆゑ、子産がこれをあらそうて受ぬである、

曰、昔天子班貢、輕重以列、

【註】列、位也、

曰○子産が理を説て云には、昔天子より貢物の班次を命じ玉ふに、輕重は位を以てさだめ玉ふたとなり、

列尊貢重、周之制也、

【註】公侯地廣、故所貢者多、

列○位階のたかい國は貢物もおもい、これ周の御さだめなり、

卑而貢重者、甸服也、

【註】甸服、謂天子畿內、共職貢者、

卑○位がひくくて貢物のおもいのは、甸服○とて天子の御畿內のみである、これは御膝下のことにて朝參も心やすければ、貢物をたてまつるも大義にないゆゑなり、

鄭、伯男也、而使從公侯之貢、

【註】言鄭國在甸服外、爵列伯子男、不應出公侯之貢、

鄭○しかるに鄭の國は甸服でもなく、また爵は公侯の列を下つて、伯子男の三位よりのぼることはならぬ國なり、○而○それに公侯の貢を出せと仰せ付られては、

懼弗給也、敢以爲請、諸侯靖兵、好以爲事、

【註】靖、息也、

懼○大方えつとめますまい、○敢○はゞかりながら相應のところを仰付られて下されよ、○諸○その上諸侯も兵をやめ、好みの聘のみを以て事とする世なれば、

行理之命、

【註】行理、使人通聘問者、

行○行人をさしたてることが、

無月不至、貢之無藝、

【註】藝、法制、

と云ものであるゆゑなり、

甲戌、同盟于平丘、齊服也、

【註】經所以稱同、

甲。 齊が服したゆゑ同盟としたとなり、

令諸侯日中造于除、

【註】除地爲壇、盟會處、

令。 一統に觸まはすには、明日 日中に壇所にあつまられよと云た、除。とは掃除して 壇をかまへ おいたところと云こと、

癸酉、退朝、

【註】先盟朝晉、

癸酉。 會の前日諸侯みな 晉へ朝して、命をうけて退出したである、

子產命外僕、速張於除、

【註】張幄幕、

子。 鄭の子產が朝よりかへりて、直に 外僕の官に云付て、いそいで除處へゆきて、幕を張り場をとつておけと命じた、

子大叔止之、使待明日、及夕、子產聞其未張也、使速往、乃無所張矣、

【註】地已滿也、傳言子產每事敏於大叔、

子。 この人が心えにて 外僕を止めて、まだ 明日のことなれば今日場をとりておかでもよい、明早朝ゆきてはれ と云付た、○及。 晚方になりて、子產がまだ幕をはらぬと聞て、それは油斷なことである、明日では間があはぬ、いそいで行けとて、早々場をとりにやりたれば、○乃。 もはや場がつまりて、少も明地がなくて迷惑したとなり、

及盟、子產爭承、

【註】承貢賦之次、

及。 國々の諸侯が貢賦のさゝげ品を、國の 大小と爵位の高下とに準じて、云付を承てその盟をなすときにおよんで、鄭への當てやうに 無理があつて 過分に

不死、

【註】僨、仆也、

以。晋と魯とは兄弟の國なるをたちて、周公の後をすて玉はうとならば、たゞ君の思召次第なり、○寡。主人も仰のおもむき承知いたしたと云て、少しもわるびれぬなり、○叔。もはや敗口になりたり、只いま寡君が兵車は四千乘あることとなれば、○雖。この大軍では、たとへ無道を以て如何やうに行うても、必ずおそれて服せずばなるまい、○況。ましてや道にしたがうて指揮いたさるゝ上は、誰かは以て敵對するものあらんや、○牛雖。どのやうにやせがれたる牛でも、豚の上に仆れかゝりたらば、死なぬと云あぶなげはない、大に敵せられぬ、

南蒯子仲之憂、其庸可棄乎、

【註】棄、猶忘也、

南。いはんやその方には、南蒯子仲が亂をうれへて、まだ治らずしてわすれられぬではないか、

若奉晋之衆、用諸侯之師、因邾莒杞鄫之怒、

【註】四國近魯、數以小事相忿、鄫已滅、其民猶存、故幷以恐魯、

若。その內亂のある中へ、もしこの方の大軍の衆を引て、さて諸侯の軍兵をくはへもちひ、邾莒杞鄫の魯をうらみ怒て居るものどもに因みて一つになり、

以討魯罪、閒其二憂、

【註】因南蒯子仲二憂、爲閒隙、

以。魯の罪をうたんとて、かの南蒯と子仲との二つのうれへの間隙に乘じて、この方よりせめよせてあらうならば、

何求而弗克、魯人懼、聽命、

【註】不敢與盟、

何。何やうな存分をもはたらかう、是非克たねばおくまいと存ずると云た、○魯。魯人がびつくりして、しからばかしこまつた、會に出まい仰のとほりにいたさうと云たとなり、これを經に書たのは魯の諱むことではない、晋の譏をもちひたるにて、德の衰へ

邾人莒人愬于晉曰、魯朝夕伐我、幾亡矣、

【註】自昭公即位、邾魯同好、又不朝夕伐莒、無故怨愬晉人信之、所謂讒慝弘多、

邾。魯の附庸の二國が讒をかまへて晉へうつたへて云には、魯國より朝夕に我々を伐てせめはたき、すでに國も亡るにちかくなりました、

我之不共、魯故之以、

【註】不共晉貢、以魯故也、

我。これによりて私ども共せぬと云は、魯國の所爲を以てのゆゑである、と云わけしてかこつけたなり、

晉侯不見公、使叔向來辭曰、諸侯將以甲戌盟、寡君知不得事君矣、請君無勤、

【註】託謙辭以絶魯、

晉。魯侯をへだてられた、○使。晉より叔向を使として、魯の本陣へ來て云はするには、諸侯みな甲戌の日を以て期としてちかはんと存する、○寡。それに付ては主人事は、少々魯君につかへがたいと存せらるゝほどに、○請。君には御出勤あつて、會し玉ふことは御無用になされて下されとなり、謙退したやうで實は魯侯をたちたなり、

子服惠伯對曰、君信蠻夷之訴、

【註】蠻夷、謂邾莒、

子。魯も邾莒の讒と云ことをしりたゆゑ、對へて云には、晉侯には蠻夷の邾莒などが訴訟を御信用あつて、

以絶兄弟之國、棄周公之後、亦唯君、寡君聞命矣、叔向曰、寡君有甲車四千乘在、雖以無道行之、必可畏也、況其率道、其何敵之有、牛雖瘠、僨於豚上、其畏

思ふとなり、

君曰、余必廢之、何齊之有、唯君圖之、寡君聞命矣、齊人懼、對曰、小國言之、大國制之、敢不聽從、既聞命矣、敬共以往、遲速唯君、叔向曰、諸侯有間矣、

【註】間、隙也、

君。しかるところに、君の仰せには余は必これを廢して許容すまいと仰せらるゝ、○何。左やうあつては齊くちかふと云ではない、○唯。とくと御了簡なされよ、○寡。いよ〳〵御承引なく、先だつてのとほりの思召ならば、主人も承知いたした、それに付ては少く存じよりがござるときめた、○齊。やぶれ口になつたゆゑ、齊も及がなまりて來て、ひえ腰になりたなり、○對。この方などの小國は一とほり理を申してみる、大國はその善惡を御指圖下さるゝとなり、もはや仰のおもむき委細承知いたした、○敬。うやまひ共して以てゆくべし、會期の遲速は君の御さしづ次第につかまつらんと云た、○叔。右のとほり齊國などが口ごわなによりて、叔向が云には、諸侯には間隙が出來たとみゆる、

不可以不示衆、八月、辛未、治兵、

【註】習戰、

不。威をしめさねばならぬと云て、○八。勢をそろへて駈引をならはせた、

建而不旆、

【註】建立旌旗、不曳其旆、旆游也、

建。ときに旗をたてたれども、不旆とはさがりはつけなんだ、旗のさがりは戰はうと云ときにつけることである、初日にはまづ附けずにならはせた、

壬申、復旆之、諸侯畏之、

【註】君將戰則旆、故曳旆以恐之、

壬。二日目にはさがりをつけて出た、そこで諸侯がこれは誰をうつためであるぞと肝をひやしたとなり、これが武威で人をおどすつもりなり、

の盟はかの十二年めに王が一度巡守して、四方の高山の下にてちかひ玉ふと云が古禮であるなり、

志業於好、

【註】聘也、

さて業をさむるには、聘禮のよしみをむすぶでなくては志されぬ、

講禮於等、

【註】朝也、

講○ 禮をならふはひとしく朝したるときならでは行はぬ、

示威於衆、

【註】會也、

示○ 武威の嚴重をしめすは、會の衆きにおいてせざればしめされぬ、

昭明於神、

【註】盟也、

明○ 明をあきらかにし信を盡すことは、神にちかふでなければ立ぬなり、

自古以來、未之或失也、存亡之道、恒由是興、晉禮主盟、

【註】依先王先公舊禮、主諸侯盟、

自○ 古來よりこれをうしなはず、今に於てこの法をまもるである、○存○國の存亡興廢の道つねにこれよりおこるなり、この法行はるればたがひに國も存し行れざればほろぶるである、○晉○ときに今わが晉國は先王の禮をまもり、盟をつかさどる上は、

懼有不治奉承齊犧、

【註】齊盟之犧牲、

懼○ 法のやぶれて治るまいかと氣づかはしさに、ひとしく犧牲を大事に用意して、法をちがはぬやうにと存じて會盟をくはだて、

而布諸君、求終事也、

【註】終、竟也、

而○ さてその由を君へ布のべて、事をおはらせたく

有威而不昭、共則不明、

【註】威須昭告神明而後信義著、

有威　武威があつてもあきらかに神明につげること
がなければ、共もあきらかにない、

不明棄共、百事不終、所由傾覆也、

【註】信義不明則棄威不威棄禮無禮無經無經無業、故百事不成、

不明　明と共とをすてゝは、百事が全くをはらぬである、○所　これが國家の傾きくつがへる基となる、神明につげて信義をたてるを以て威もたつ、その信義がたゝねば威もすたり、威がすたれば禮經業など段々にすたりやぶれとなるなり、

是故、明王之制、使諸侯歲聘以志業、

【註】志、識也、歲聘以修其職業、

是故　右のとほり敗の出るをうれへて、古への明王の制作にて、諸侯に命じて一歲に一度づゝ聘使をおこなひ、貢物をさゝげて事業をおさめ志るし、

間朝以講禮、

【註】三年而一朝、正班爵之義、率長幼之序、

間　聘使の間に三年目に一度づゝ朝して爵位の列をたゞして、長幼の序を知らしむる、これが禮を講習するである、

再朝而會以示威、

【註】六年而一會、以訓上下之則、制財用之節、

再　さて朝すること二度におよんで、六年目になるときに會合をなして、上中下の法をさだめ、武威を以て法をこえ侈りをせぬやうに制する、

再會而盟以顯昭明、

【註】十二年而一盟、所以昭信義也、凡八聘、四朝、再會、王一巡守、盟于方嶽之下、

再　會の二度目は十二年目である、十二年目に一度ちかうて昭明をあらはし、信義をしめすなり、【注】十二年のうちに使が八度、朝が四度、會が二度ある、こ

王の軍賦をひきゐて、元戎十乘を以て先陣して、道をひらき案內をいたさう、

遲速唯君、

【註】欲佐晉討齊、

遲○ 出陣日限の遲速は何時なりとも、たゞ君の御指圖にまかせてしたがはんと云はれた、

叔向告于齊曰、諸侯求盟、已在此矣、今君弗利、寡君以爲請、對曰、諸侯討貳、則有尋盟、若皆用命、何盟之尋、

【註】託用命以拒晉、

叔○ そこでまづ文辭を以て齊へつげて、○曰 諸侯みな〳〵ちかひを欲しもとめられて、已にこのところへ會したとなり、○今 しかるに今君には利とせず御承知がない、○寡 主人こと御出會あるやうにと請はるゝとなり、○對 齊の返事は口がつよいである、もし諸侯の內に二心のものでもあつて、それを討ずると云ことならば、盟をたんだゆることもあるべけれども、○若 列國みな〳〵命をもちひてそむきもせぬに、何ぞ盟をたんだゆることがあらうやとこたへて、兎角ちかはぬ心である、

叔向曰、國家之敗、有事而無業、事則不經、

【註】業貢賦之業、

叔○ 國家のやぶるとゝ云は、事があつても業は貢物のさだめがなければ、經とて大筋がさだまらぬ、

有業而無禮、經則不序、

【註】須禮而有次序、

有業○ 貢賦の業がありても、まだ程よくする禮がなくては次第がたゝぬ、

有禮而無威、序則不共、

【註】禮須威嚴而後共、

有禮○ 禮のみにて武威と云がなくては、不共とてつつしみがないゆゑ、威嚴をもつてつゝしまする、

子。しかるに足下もし君命を以てこれをたまはらばやめて玉はれと云てかへした、〇客。使者も云とほりにしたがうてやめた、〇未。まだ使者のしりぞかぬ内に、早々芻蕘のものを禁制して止させ、猥藉をさせなんだ、

晉人將尋盟、齊人不可、

【註】有貳心故、

晉。諸侯をあはせ盟はうとて觸をまはした、〇齊。齊侯は晉をみ下して居るゆゑ、二心ありて盟をきかぬである、

晉侯使叔向告劉獻公、

【註】獻公、王卿士劉子、

晉。晉侯の叔向をつかはして、周の卿士の劉獻公へつげて曰く、

曰、抑齊人不盟、若之何、對曰、盟以底信、

【註】底、致也、

君苟有信、諸侯不貳、何患焉、告之以文辭、董之以武師、雖齊不許、君庸多矣、

今度の盟を齊人がちかうまいと申すが、如何いたしたがよからうと云た、〇對。返答に、盟と云は以て信をいたすためなり、

【註】董、督也、庸、功也、討之有辭、故功多也、

君。まことに信さへあらば、諸侯も二心はあるまいければ何ぞ患ひ玉はんや、〇告。齊へつげるにすぢの立たる道理の文辭を以てし、〇董。たゞすに武き師にて威さば、齊が許容せずとも君の功は多からう、うれひにはなるまい、

天子之老、請帥王賦、元戎十乘、以先啓行、

【註】天子大夫稱老、元戎、戎車在前者、啓、開也、行、道也、

天子。獻公の自分をさして天子の老と云なり、拙者

た、

曰、諸侯事レ晉、未三敢攜二貳、況衞在二君之宇下一、

【註】屋宇之下、喩レ近也、

曰 口上に、今天下の諸侯晉につかへて、敢て攜貳と二心あるものは、一人もない、○況 いはんや私どもの國は隣國にてちかく君の宇の下にすむで居る同前なれば、

而敢有二異志一、芻蕘者異二於他日一、敢請レ之、

【註】請レ止レ之、

而 少しも異心はない、○芻 しかるに木こりの衆が何か思召に入らぬかして、いつもとはちがつて國人が難義つかまつるについて、○敢 はゞかりながら止て下さるゝやうにいたしたいと云た、

叔向受レ羹反レ錦、

【註】受レ羹、示レ不レ逆二其意一、且非レ貨、

叔 向ふの志なれば、羹は受納し、錦はかへしてうけなんだである、

曰、晉有二羊舌鮒者一、瀆レ貨無レ厭、

【註】瀆數也、

曰 返答に、それは不屆なることに存ずる、晉に羊舌鮒と云ものがあつて、金銀をむさぼりて厭ひあくことなき生れつきにして、

亦將レ及矣、

【註】將レ及レ禍、

亦 どこぞではわざはひに及ぶであらうと存ずる、

爲二此役一也、

【註】役、事也、

爲 さだめてこの事もかれが所爲と存ずれば、屹度申付けう、

子若以二君命一賜レ之、其已、客從レ之、未レ退而禁レ之、

【註】禁二芻蕘者一、

○七月 郲の南にて勢ぞろへをしたである、○甲 大軍であつた、

羊舌鮒攝司馬、

【註】鮒、叔向弟也攝、兼官、

○羊 司馬を兼帶して人數をしらべた、

遂合諸侯于平丘、子產子大叔相鄭伯以會、子產以幄幕九張行、

【註】幄幕、軍旅之帳、

○遂 平丘にあつめたである、○子 二人がしたがうて出た、○子 子產は陣幕を九張りもたせて出られた、

子大叔以四十、既而悔之、每舍損焉、及會、亦如之、

【註】亦九張也傳言子產之適宜、大叔之從善、

○子 これは四十張もたせてゆきたなり、○既 さて路中へ出てみたれば、それほどは入用にないゆゑ後悔して、○每 泊り〳〵にて損らして、○及 會するときにおよんでは、ついに子產がとほり九張でとんとよい加減であつた、

次于衛地、叔鮒求貨於衛、淫芻蕘者、

【註】欲使衛患之而致貨、

○次 晉の軍兵が衛の地に逗留した、○叔 羊舌鮒はわるい奴である、人部の指揮するとて、衛の地にて狼藉をして賄をとるたくみをして、○淫 木こりの者どもに淫逸放蕩をさせて、田畑をふみあらさせたである、

衛人使屠伯饋叔向羹與一篋錦、

【註】屠伯、衛大夫、

○衛 衛人もこまりはてゝ、大夫の屠伯を使として、叔向まで羹と錦の卷物の一篋とを進物にもたせて來

ない、このやうに人にすてられて、何を以て國をのぞまんや、存じもよらぬことであると云たなり、

晉成虒祁、

【註】在八年、

前にあるとほり離宮をたてられたれば、

諸侯朝而歸者、皆有貳心、

【註】賤其奢也、

諸侯が朝してかへりてから、みな奢をにくみて二心を生じたである、叔向が言たごとくなつた、

爲取鄆故、

【註】取鄆在十年、

爲。魯へ莒の鄆をとつたゆゑに、

晉將以諸侯來討、叔向曰、諸侯不可以不示威、

【註】知晉德薄、欲以威服之、

晉國より諸侯をひきゐて魯を討うとした、○叔。諸侯には武威をしめさねば服せぬと云た、これは晉がおとろへて、もはや德を以てなつくることがならぬゆゑ、武威にて服せんとするのである、

乃竝徵會、告于吳、秋、晉侯會吳子于良、

【註】下邳有良城縣、

乃。諸侯を會に徵し吳へもつげてやつた、○秋。吳子と會せんとて良と云地へ出られたれば、

水道不可、吳子辭、乃還、

【註】辭不會、

水道。吳よりは水路を經てきたることなり、何か船路の差つかへがあつたかして、そのわけを云こして辭した、○乃。晉公もかへられた、

七月、丙寅、治兵于邾南、甲車四千乘、

【註】三十萬人、

【註】謂欒枝、郤縠、狐突、先軫也、
有。内にはよき臣があつて内應する、
亡十九年、守志彌篤、惠懷棄民、
【註】惠公懷公不恤民也、
亡。晉を立去て他國にさまよひ、浪々し玉ふこと十九年のあひだなれども、志をまもり玉うていよ〳〵篤實なり、○惠。晉の惠公懷公は國をたもたれたれども、民をあはれまれぬによりて、
民從而與之、獻無異親、民無異望、
【註】獻公之子九人、唯文公在、
民。民みな心を文公によせた、○獻。獻公の公子が九人おはしたれども、みな死せられたり亡せられたりして、文公一人になり玉ひて、外に國をたもつべき異親公子もないことゆゑ、○民。臣民も外に君と仰ぎのぞむ人はないである、すれば帮おちの君なり、
天方相晉、將何以代文、此二君者、異於子干、共有寵子、國有奥主、
【註】謂棄疾也、
天。天よりも晉をたすけて君とし玉ふことなれば、何を以てか文公に代る人があらうぞ、○此。この桓文の二君は中々子干とは大に異なり、○共。さて子干が身の上を云はゞ、共王の寵子がまだある、棄疾のことなり、○國。には貴き奥の主たる人がある、棄疾のことなり、
無施於民、無援於外、去晉而不送、歸楚而不逆、何以冀國、
【註】傳言子干所以豪弑君之名、棄疾所以得國、
無。子干は何も民にほどこしたることもなければ服せず、外にもさして援になる縁類もなく、○去。久く居たる晉を去てかへれども、誰あつて送るものもなく、○歸。久々にて故鄕へかへれどもむかふる者も

施舍不倦、

【註】施舍、猶言布恩德、

施。いつまでも恩をほどこすにはあかれぬ、

求善不厭、是以有國、不亦宜乎、我先君文公、狐季姫之子也、有寵於獻、好學而不貳、

【註】言篤志、

求。何ほども善をもとめらるゝ、〇是。右のごとき人ゆゑ、國をたもたれたも尤ではある、〇我。また我が文公の上へを語らば、狐季姫の子で母は獻公の寵を得玉ひ、文公と云へば學をこのみ玉うて、二心なく志があつく他のこのみもなくて、

生十七年、有士五人、

【註】狐偃、趙衰、顛頡、魏武子、司空季子、五士從出、

生。生年十七のとき、はや賢士が五人まであつて附したがふた・

有先大夫子餘子犯以爲腹心、

【註】子餘、趙衰、子犯、狐偃、

有。その内二人は腹心となつてたすくる、

有魏犫賈佗以爲股肱、

【註】魏犫、魏武子也、稱五人而說四士、賈佗又不在本數、蓋叔向所賢、

有。また二人は股肱となつてはなれぬ、【註】稱。五人と云たれども人を擧たは四人である、その內賈佗は五人の本數ではなけれども、叔向が賢者とおもうて居たゆゑ、がぞへたとみゆるとなり、

有齊宋秦楚以爲外主、

【註】齊妻以女、宋贈以馬、楚王享之、秦伯納之、

齊侯は重耳の浪人で居らるゝ內に、女をめあはせらるゝ、宋侯は馬を贈らるゝ、楚王は取もちもてなさるゝ、秦伯はかくまひておかれたとなり、此の如く外主あつて佐けとなる、

有欒郤狐先以爲內主、

將○何を取得にたつものぞと云た、○宣○左やうにも云へぬ、齊の桓公晉の文公は、庶子で官もいやしかつたれども君となられた、これも又右の通りではないか、

對曰、齊-桓、衞-姬之子也、有寵於僖、

【註】衞姬齊僖公妾、

對○それは各別相違なことである、齊の桓公は衞姬の子で母の衞姬は僖公の寵妾であつた、

有鮑-叔-牙賓-須-無隰-朋以爲輔佐、有莒-衞以爲外主、

【註】齊桓出奔、莒衞有舅氏之助、

有○附したがふ臣にはかやうな賢士がありて輔佐となり、○有○尻もちには莒の衞のと云外祖父があつて、外主となりて介抱する、

有國高以爲內主、

【註】國氏、高氏、齊上卿、

有○國氏の高氏のと云ふがあつて內主となりて取もつ、

從善如流、

【註】言其疾也、

從○諫にしたがひ善にしたがはるゝことは、流のごとく疾なとなり、

下善齊-肅、

【註】齊、嚴也、肅、敬也、

下○善者であれば、誰にても嚴につゝしみて、下らるる、

不藏賄、

【註】淸也、

不○賄をむさぼる心は少しもなく、

不從欲、

【註】儉也、

不○隨分儉約にありて、欲することを氣まゝには致されぬ、

【註】民信之、
有○民が信ずれば民もある二つなり、
令德三也、
【註】無苛慝、
令○國に奸慝なきは令德あるなり三つなり、
寵貴四也、
【註】貴妃子、
寵○母も貴ければ寵貴もある四なり、
居常五也、
【註】棄疾季、
居○季の公子なれば楚の常なり五なり、
有五利以去五難、誰能害之、子干之官、則右尹也、數其貴寵、則庶子也、以神所命、則又遠之、其貴亡矣、
【註】位不尊、
有○右五の利があつて、五の難を去たる人なれば、誰かよく害するものあらんや、○子 子干は官は何かと云へば右尹なり、貴寵をかぞへてみれば妾服で庶子なり、○以 壁には遠ざかりて、神にもすてられた、○其 位も卑ければたふとくもなく、
其寵棄矣、
【註】父既沒故、
其○寵愛する父は沒せらるゝ、
民無懷焉、
【註】非令德、
民○よき德がないゆゑ民が思ひつかぬ、
國無與焉、
【註】無內主、
國○くみして味方になるものは一人もない、
將何以立、宣子曰、齊桓晉文、不亦是乎、
【註】皆庶賤、

なき無道人なれば、自らほろぶるであらう、

楚君子干、渉五難以弑舊君、誰能濟之、

【註】言楚借君子干以弑靈王、終無能成、

楚。楚にて子干をもりたてゝ一旦は君とすべきなれども、たとひ君となりても、上に云五の難に渉たる人にて、その上舊君たる靈王を弑する上は、誰か能濟之、どうして無事でゆくものぞ、

有楚國者、其棄疾乎、君陳蔡、城外屬焉、

【註】城方城也、時穿封戌既死、棄疾幷領陳事、

有。しかれば實に楚王となつて國をたもつべきものは、それ棄疾であらうかとなり、そのわけは、○君。靈王の一度陳をほろぼして、穿封戌を縣主といたされたるに、戌が死だのちは棄疾の領分となり、陳蔡二國の領主なり、○城外。方城外の民も屬して人民もあるなり、

苛慝不作、盜賊伏隱、私欲不違、

【註】不以私欲違民事、

苛。奸慝の惡事も作らず、○盜。上の治め方がよきゆゑ、盜賊も伏しかくれて民も安穩であるなり、○私。さして自分の物ずき欲することに付て、道理にたがふこともいたさぬ、

民無怨心、先神命之、

【註】先神、謂羣望、

民。右のとほりなれば、民も怨ごゝろを生せぬ、○先。常壁なれば神明もゆるし命じ玉ひたである、

國民信之、芋姓有亂、必季實立、楚之常也、獲神、一也、

【註】當壁拜、

國。楚の臣民もこれを信じて居る、○芋。芋氏家に亂があれば、必ず季の子がたつと云は、昔より楚の常なり、○獲。壁にあたつたは神の加護である一つ也、

有民、二也、

○有謀○ 謀策があつても、國中がおもひ付かねば成就せぬ四つなり、

有レ民而無レ德、五也、

【註】四者既備、當二以レ德成一、

○有民○ 人民はあつても德なくては又成就せぬ、以上この五つがなくては國を得ることはかたいである、

子干在レ晉、十三年矣、晉楚之從不レ聞二達者一、可レ謂レ無レ人、

【註】晉楚之士、從二子干一游、皆非二達人一、

子○ 子干が晉に在ること十三年のあひだなれども、彼にしたがひ遊ぶものども楚より附て來たものや晉にてしたがふたるものゝ內に、達人のあつたことをきかぬ、これ人のなきと云ものなり、

族盡親叛、可レ謂レ無レ主、

【註】無二親族在一レ楚、

族○ 故鄉に一族は盡きはてゝ、親類はそむきはなる、これ內に主なきと云ものなり、

無レ釁而動、可レ謂レ無レ謀、

【註】召二子干一時、楚未レ有二大釁一、

無○ 今度楚王の方に何ぞせむべき釁でもあつて、事をおこせばまだ尤なれども、無事なる中へ事をおこすは、無名の軍にてはかりごとのなきなり、

爲レ羇終レ世、可レ謂レ無レ民、

【註】終レ身羇二客在一レ晉、是無レ民、

爲○ 旅客となりて久々晉に在れば、誰も歸すべき民はないである、

亡無二愛徵一、可レ謂レ無レ德、

【註】楚人無下愛二念之一者上、

亡○ 楚を逃げきたれども、誰ありて楚人の內に子干を愛しあはれみて、召むかへようと云ものも無いは、德のないと云ものである、

王虐而不レ忌、

【註】靈王暴虐、無レ所二畏忌一、將二自亡一、

王○ 當靈王も暴虐にして、少しも忌はゞかることの

干其濟乎、對曰、難、宣子曰、同惡相求、如市賈焉、何難、

【註】宣子謂棄疾親恃子干共同好惡故言如市賈同利以相求、

子。觀從が謀計によりて、子干が楚へかへつたときいて、晉の韓宣子が叔向に問には、何と今度子干がくはだてのとほり事が成就するであらうかとなり、○對。叔向がこたへに、否や成りがたからう、○宣。棄疾も子干もともに靈王をにくみて、したしく子干をたのみにするなれば、同惡相求めて心があふ上へは、市賈の利をもとむるごとく、互に勝手になるからは、何の難きことかあらうとなり、

對曰、無與同好、誰與同惡、

【註】言棄疾本不與子干同好、則亦不得同惡、

對。叔向が了簡には、實に惡をおなじうすれば然るべきなれども、棄疾はもと子干とむつまじくもなく、好をおなじくせざれば、何として惡みを同くせんや、心がもと合體せぬ者なれば、好惡も實に同くはせぬである、

取國有五難、有寵而無人、一也、

【註】寵須賢人而固、

取。凡そ國をとるには難が五つあるとなり、○有。寵がありて歴々でも、善き人のないものは國を得ることのならぬ一つなり、富貴權柄ばかりではいかぬなり、

有人而無主、二也、

【註】雖有賢人、當須內主爲應、

有人。家には賢德の人あつても、內に心をあはせて引うける主がなければ、國がえられぬ二つなり、

有主而無謀、三也、

【註】謀、策謀也、

有主。內應の主があつても、はかりごとのないのはこれ又成就せぬ三つなり、

有謀而無民、四也、

【註】民、衆、

姫と云共王の妾とたゞ二人靈屋の庭に、件の璧をうづめて外にしる者のないやうにいたされた、

使五人齊、而長入拜、

【註】從長幼以次拜、

使○　五人の公子達に潔齋をいたさせ清淨にして、年長より次第に宗廟へ入て、拜禮をさせられたである、

康王跨之、

【註】過其上也、

康○　靈王のしめころされたる康王が、はじめに拜禮に入て、かの璧のうづめてあるところを踏みまたがりて、行過ぎて拜禮めされた、

靈王肘加焉、子干子晳皆遠之、

平王弱、抱而入、再拜皆厭紐、

【註】微見璧紐、以爲審識、

靈○　靈王が二番目に出られた、これは璧のある脇にて拜をいたされ、片肘が璧の上へかゝりたである、○子干○○　兩人は璧のところよりはるかに遠ざかりて拜したである、○平　當楚王棄疾の番になつたときに、この時分はまだ殊の外幼少でありて、一人立を得いたされなんだ、それゆゑ抱守のものが抱て入て、再拜させたれば、○皆　璧の紐の眞上を厭へたである、紐と云は璧の取手にひもが附てあるところなり、【注】微○しく璧紐を見るとあるは、暗にみると云ことで、共王はこゝが璧の頭こゝが紐のあるところと云をおぼえて、人知らずみて居らるゝを微に見ると云たものなり、しからばまつたくこの人が璧にあたりたと云ふものである、

鬭韋龜屬成然焉、

【註】知其將立、故託其子、

これを知たゆゑ、嫡子の成然を棄疾に附たである、

且曰、棄禮違命、楚其危哉、

【註】棄立長之禮、違當璧之命、終致靈王之亂、

且○　その上に云には、長をたてるの禮をすて、當璧ある神の命にたがうて、他の公子をたてゝは楚國はあやうい哉と云て居たなり、

子干歸、韓宣子問於叔向曰、子

【註】區區、小天下、

不。　不吉と出たである、○投。　大に腹をたてゝ、龜卜の道具をなげちらして、天へ向て詬てよばつて云はるゝには、○是。　この小い天下を余にあたへぬと云は不屆千萬な、

余必自取之、民患王之無厭也、故從亂如歸、初共王無冢適、

【註】冢、大也、

余。　天よりあたへずば、余自身是非ともにとつて見せうと云た、○民。　右のとほりに厭ことなき人ゆゑに、人民がうれひにしづんで怨で居た、○故。　今度の亂にみなよろこんで、市に歸するが如くにしたがふたであるなり、○初。　むかし靈王の御親父共王に、さだまりたる嫡子がなくて、

有寵子五人、無適立焉、乃大有事于羣望、

【註】羣望、星辰山川、

寵愛いたさるゝ子共衆が五人あつた、何れを適子とも得さだめられぬである、○乃。　適子なくてはつまらぬに付て、大に星辰山川の神をいのりて願をかけられた、

而祈曰、請神擇於五人者、使主社稷、乃徧以璧見於羣望曰、當璧而拜者、神所立也、誰敢違之、既乃與巴姫密埋璧於大室之庭、

【註】巴姫、共王妾、大室、祖廟、

而。　祈念の言に、ねがはくは神明の思召にて、五人の中をゑらばせ玉ひて、社稷の主をさだめさせ玉へと云て、○乃。　璧をもつて徧く山川の神へ拜禮して、○曰。　この璧を御鬮にいたして、これに當て拜するものを、神明の立させ玉ふ適子といたさんとなり、○誰。　神の告げなればたがふものは有まいとなり、○既。　諸臣にもしらせてはならぬことなるによつて、巴

【註】降服、如今解冠也、謝違命、
鄭。 鄭では先達てこの田をかへしに來たと云ことをきいて居たところに、何の沙汰もないゆゑ、あの方から請て云には、聢とは存ぜぬが、道路の風聞にうけたまはつた、○將。 楚君より主人へ命じて、犨櫟の邑をたまはると云ことであつたが、○敢。 卒事ながら右の御沙汰は ござらなんだかと 問た、○對。 子躬がこたへには、私は左やうな申付はうけたまはらなんだと云た、○既。 楚へかへりて復命したである、○王。 楚王も云付たる犨櫟の田はいよ〳〵鄭へあたへて來たかと問れた、○降。 降服と云は 至極あやまりたる體である、囚俘にならんと云ことをしめすなり、不調法をいたしたと云て、烏帽子直垂をかなぐりすてゝ、

曰、臣過失命、未之致也、王執其手曰、子毋勤姑歸、不穀有事、其告子也、

【註】王善其有權、有事將復使之、
私。 不圖あやまちて 君命を失念をいたし、○未。 それゆゑ田をあたへずに參た、これは不調法を仕たと云た、○王。 楚王のはや國のためにあたへずに歸たと云ことをさとられたに付て、子躬が手をとりて、その方少しも苦勞に おもふな、さりとは 見はからひのある男かな、まづかへりて休息せよ、○不。 さて〳〵汝はたのもしい男ではある、今より予何ごとをはかるにも、汝と相談をいたさう大義であつたと云はれた、

他年、芋尹申亥以王柩告、乃改葬之、初靈王卜曰、余尙得天下、

【註】尙庶幾、
他年。 年を經て申亥が靈王をほうむりて、柩をかくしおきましたと告たゆゑ、乃あらためて葬たとなり、○初。 右の靈王の令尹圍で居らるゝときに、天下をたもつたくみがあつて、○卜曰 余尙くは天下を得たくおもふ、吉凶をつげ玉へと云て卜なはれたれば、

不吉、投龜、詬天而呼曰、是區區者而不余畀、

ひを定めの通りおくられたとなり、

施舍寛民、宥罪擧職、

【註】擧職、脩廢官、

施。それ〴〵に物をほどこしたり役をゆるしたりして、民のくつろぐやうにし、罪人をゆるし、すたれたる官をあげをさめられた、

召觀從、王曰、唯爾所欲、

【註】觀從教子干殺棄疾、棄疾今召用之、明在君爲君之義、

召。今度蔡公を楚王にした發端はこの男であるゆゑに召出して、○王。その方は何役がのぞみぞとなり、

對曰、臣之先佐開卜、乃使爲卜尹、

【註】佐卜人開龜兆、

對。わたくしが先祖は、卜筮のことを佐け ひらきました家でござると云たなり、○乃。そこで卜をつかさどる大夫にいたされた、

使枝如子躬聘于鄭、且致犨櫟之田、

【註】犨櫟、本鄭邑、楚中取之、平王新立、故還以賂鄭、

使。まづ屬國のそむかぬやうに賂せんとて、鄭の國へ枝如子躬をつかはし、且犨櫟と云田は鄭の邑なるを中ごろ楚へうばうておいた、これを賄にかへして來れと命ぜられた、

事畢弗致、

【註】知鄭自說服、不復須賂故、

事。使者が鄭へいたりてやうすをみたれば、隨分屈服したる體ゆゑまいなひには及ぶまいと おもうて、聘禮の事はをはりたれども、田をかへしおくと云ことを云出なんだ、

鄭人請曰、聞諸道路、將命寡君、以犨櫟、敢請命、對曰、臣未聞命、

既復、王問犨櫟、降服而對、

【註】不成君、無號謚者、楚皆謂之敖、

丙。己がこゝろまゝに仕すまして、王となつたとなり、○名。平王熊居と云になつた、○葬。まだ君とならぬゆゑ、何王と謚は號せぬを、楚ではみな敖と云ことであるゆゑ、その上に葬たる地名をかうむらしめて、訾敖と云たとなり、

殺囚、衣之王服、而流諸漢、乃取而葬之、以靖國人、使子旗爲令尹、

【註】子旗、蔓成然、

殺。霊王の死せられたことがしれぬに付て、諸卒が安心せぬ、行方がしれぬによつて、また棄疾がはかりごとを以て囚人を一人ころして、これに王の服を衣せて漢水に流して、すなはち霊王は水死いたされ、尸をえたと云て取りをさめて葬りた、○以。これで人がしづまりた、○使。父が日利をもつて棄疾に成然を付ておかれたゆゑ、今令尹に任せられた、

楚師還自徐、

【註】前年圍徐之師、

呉の属國の徐を伐にゆきたる楚の軍兵どもがかへる途中で、

呉人敗諸豫章、獲其五帥、

【註】定二年、楚人伐呉師于豫章、呉人見舟于豫章、而潜師于巣、以軍楚師于豫章、又柏擧之役、呉人舍舟于淮汭、而自豫章與楚夾漢、此皆當在江北淮水南、蓋後徙在江南豫章、

呉人が逐かけた、豫章で散々敗北して、軍大將を五人えられたである、

平王封陳蔡、復遷邑、

【註】復九年所遷邑、

平。棄疾のことを云ふ、陳蔡をまた國に封じて君をかへし、うつしたる邑を舊とのごとくかへして、その國々の名を存し、

致羣賂、

【註】始擧事時所貨賂、

致。はじめて事を行はるゝに付て、所々へのまいな

乃ち立さりたとなり、○國每 はたして棄疾が はかりごとをめぐらすである、國中でたれが云ふともなく毎夜さわいで、靈王がせめ入らるゝと云て東西へかけまはるなり、

乙卯夜、棄疾使周走而呼曰、王至矣、

【註】周徧也、乙卯、十八日、

乙○ 棄疾があまねく人を駈けまはらせて呼で云はするには、もはや たまらぬ、既に楚王が來られたとなり、

國人大驚、使蔓成然走告子干子晳曰、王至矣、國人殺君司馬、將來矣、

【註】司馬、謂棄疾也、言司馬見殺、以恐子干、

國人大さわぎになりた、○使 成然にも示しあはせて居るゆゑ、この成然に云付けて、子干子晳が方へ走りゆいてつげさするには、もはや楚王も至られて、附したがふたる國人が棄疾をころした、その上に追付これへせめ來るなり、

君若早自圖也、可以無辱、衆怒如水火焉、不可爲謀、又有呼而走至者曰、衆至矣、二子皆自殺、

【註】不書弑君、位未定也、

君○ はやく覺悟なされたらば辱もあるまい、○衆 大軍のいかりてせめきたる勢は、水火のごとくすさまじければ、もはやふせぐはかりごとの仕方はござらぬと云た、○又 そのところへまた外より注進に走りきたるものがありて、○曰 すでに大軍がせめよせたと云ふた、○二 これまでと云て自殺した、ついには謀計を以てころしたである、しかるに經に君を弑すと書かぬは、まだ位のさだまらぬ内であつたゆゑなり、

丙辰棄疾即位、名曰熊居、葬子干于訾、實訾敖、

惠はあるまいと云て、○君　元より君に對してはなさけなくなるものでもなく、○惠　右の恩もすてられねば、われはそれ王にしたがつて御せんどを見とゞけうと云て、○乃　王の行方をたづねもとめたれば、棘と云ふ里の入り口で出あふたゆゑ、供をして自分の屋布へかへりてかくまふたとなり、

夏、五月、癸亥、王縊于芋尹申亥氏、

【註】癸亥、五月二十六日、皆在乙卯丙辰後、傳終言之、經書四月、誤、

夏○　どうも存らへて詮ない命とおもひ切りて、申亥が家にてくびれて果られたとなり、いたはしき體である、

申亥、以其二女殉而葬之、觀從謂子干曰、不殺棄疾、雖得國猶受禍也、子干曰、余不忍也、子玉曰、人將忍子、

【註】子玉、觀從、

申○　こゝが申亥が忠臣である、自分の女が二人あつたを殉死させて、死出の供をさせて、まづひそかに葬たなり、いさゝかのことをなだめられたゆゑに、報いて來て世話になられた、善はまことにほどこすべきものなり、○觀　この觀從と云奴はゆだんのならぬかしこいやつである、今楚王となられたる子干にむかつて云には、あの蔡公棄疾はよく人をなつくる人なれば、かれを生ておいては國を得玉ひても安心はならぬ、やがて又わざはひを受玉はん、いそいでころし玉へと云たなり、○子　余はどうも左やうなむごいことをするには忍びぬと云はれた、○子　觀從が云には、しのびぬと宣ひても、向の人は御前へ對してむごいことをする遠慮はない、しかるをしのびぬとあつては、

吾不忍俟也、乃行、國每夜駭曰、王入矣、

【註】相恐以靈王也、

吾○　われはべんべんに待て居るにしのびぬと云て、

大都、而乞師于諸侯、王曰、皆叛矣、曰、若亡于諸侯、以聽大國之圖君也、王曰、大福不再、祇取辱焉、然丹乃歸于楚、

【註】然丹、子革、棄王歸、

王。自分にもおぼえがあるゆゑ、否やもう衆人の怒りがつよくて犯されはせまいと云はれた、○曰。しからばまた大都の城へ入て、國々の諸侯へ加勢の軍兵を乞玉へ、○王。諸侯もみなそむいて、誰も加勢はいたすまい、○曰。しからば或は何方の諸侯へなりとも立ちのき玉うて、大國の君の相談にまかせ玉へ、○王。もはや楚王と仰がるゝごときの大福と云ものは、二度は來らぬものなり、却て辱をとるであらうと云はれた、○然。子革も何を云ても埒があかぬによつて、しからばと云て王をすてゝ楚へかへりたとなり、

王沿夏、將欲入鄢、

【註】夏、漢別名、順流爲沿、順漢水南至鄢、

王。靈王もせんかたなく、より付く島もなくして、漢水の流れにしたがつて鄢へ入んとして水のながれにしたがふて下らるゝ、

芋尹無宇之子申亥曰、吾父再奸王命、

【註】謂斷王旌執人於章華宮、

芋。この無宇は前に段々靈王へ無作法を云て、令尹で居らるゝときに、王の旗をもちひらるゝをとがめて切たちたり、章華宮へ囚人を追こみて、靈王も同類なりと云て無禮を云たれども、その分にしておかれた、その子の申亥がそのことを云出して、わが父は二度まで王命を奸された、

王弗誅、惠孰大焉、君不可忍、惠不可棄、吾其從王、乃求王、遇諸棘闈以歸、

【註】棘里名、闈門也、

けれども、王の誅戮もなされなんだ、これほどの御恩

までの所領をかへさう、またおくれて參りたる者には、劓の罰をおこなはうと云はせた、

師及訾梁而潰、

【註】靈王還、至訾梁而衆散、

師。 靈王は楚へかへるとて、訾梁まで來られたところであつた、この沙汰をきくとひとしく、衆人がわれさきにと靈王をすてゝ逃かへりて、散々になつて大くづれに及だである、

王聞羣公子之死也、自投於車下曰、人之愛其子也、亦如余乎、侍者曰、甚焉、小人老而無子、知擠于溝壑矣、

【註】擠隊也、

王。 楚王は我が子供のころされたと云ことをきかれて、自ら車より大地に身をなげ伏してなげきくどいて、○曰。 云はるゝには人々その子を可愛くおもふも、また余がごとくにあらうかと云てなかれた、○侍。 側役どもが云には、○甚。 そのやうなことではござらぬ、まだ至てははなはだしいことなり、○小。 何ゆゑなれば、王にはたゞ死に玉ひたるをなげき玉ふまでなれども、下々は子がなければ老てから溝壑にたをれ込て、餓死いたすことゆゑ大體のなげきではござらぬと云た、

王曰、余殺人子多矣、能無及此乎、右尹子革曰、請待于郊、以聽國人、

【註】聽國人之所與、

王。 そこで楚王が後悔して云はるゝには、余は人の子を多くころしてむごいことをしたからは、○能。 そのむくいで今このやうになるはずなりと云はれた、○右。 かのいさめを云た男が云には、まづ楚の郊外まで行き玉うて、諸臣が何れへくみするや、やうすをきゝ玉へと云た、

王曰、衆怒不可犯也、曰、若入于

以。楚の本城へせめ入たである、○及。郊外までおしよせて、陳蔡の人がいさみすゝんで、後世までの名をなさうとて、武軍と云て楚王をうちたるときの本陣の跡と後世までものこるやうに、壘壁をきづきたいと請たなり、

蔡公知之、曰、欲速、且役病矣、請藩而已、乃藩爲軍、

【註】藩、籬也、

蔡。棄疾はこれを合點で曰、壘壁をもつくらふが、すみやかに出來さうと云ては、役の人足も勞るゝことなれば、まづざつと四つ目垣を結ておけと云て、藩をして軍をなしたとなり、

蔡公使須務牟與史猈先入、因正僕人殺大子祿及公子罷敵、

【註】須務牟、史猈、楚大夫蔡公之黨也、正僕、大子之近官、

蔡。蔡公が楚へ入りて、大夫の須務牟と史猈の二人が自分の味方の内に居たをまづ城中へ入しめて、正。僕人と云は大子の側役なり、これを味方へひき入れて、大子祿と連枝の罷敵をころさせたとなり、

公子比爲王、公子黑肱爲令尹、次于魚陂、

【註】竟陵縣城西北有甘魚陂、

公。まづ楚王として黑肱を令尹として、魚陂に陣をはりてひかへて居るである、

公子棄疾爲司馬、先除王宮、使觀從從師于乾谿、而遂告之、

【註】從乾谿之師、告使叛靈王、

公。蔡公は司馬になられて、兵士をつかさどらるゝに付て、王宮の内を掃除させて、觀從を使者として楚王にしたがうて、乾谿に居る軍兵どもへ云やるには、この方に楚王をたてたに靈王にそむいて來れと、

且曰、先歸復所、後者劓、

【註】劓、截鼻、

且。その内にもはやく先へかへりたるものには、今

【註】言與蔡公、則可得安定、
若。もしやすく身命をさだめんと思はるゝならば、やはり蔡公に與して、公の欲する所を成就いたさるゝに如くはない、とても楚王はほろぶるに極つた、

且違上何適而可、

【註】言不可違上也、上、謂蔡公、
且。その上主上たる蔡公にたがひては、何れに行きてもよろしかるまいほどに、思慮あれと云た、

衆曰、與之、乃奉蔡公、召二子而盟于鄧、

【註】潁川召陵縣西南有鄧城、二子、子干子晳、
衆。みなしからば一味せようと云たなり、〇乃表裏を食はせて一家中をはかりしづめて、蔡公をもり立て二子と實の一味連判をさせたである、

依陳蔡人以國、

【註】國陳蔡而依之、
依陳。陳蔡の人民も悉く楚にそむいたゆゑ、これへ依りて國としてこもりた、楚の縣なりしを國とした、

楚公子比、

【註】子干、

公子黑肱、

【註】子晳、

公子棄疾、

【註】蔡公、

蔓成然、蔡朝吳帥陳蔡不羮許葉之師、因四族之徒、

【註】四族、薳氏、許圍、蔡洧、蔓成然、
楚。公子三人、蔓成然、蔡の大夫朝吳と以上五人が采配をとりて、陳蔡不羮許五箇所の軍兵を引率して、〇
因。前に出る楚王にそむきたる四族と一味して、

以入楚、及郊、陳蔡欲爲名、故請爲武軍、

【註】欲築壘壁以示後人、爲復讐之名、

跡をのこし、さて子干を害にあはぬうちにとて、すみやかにその場を去しめたてである、

已徇於蔡、

【註】已、觀從也、

○已　とくと用意して、觀從が蔡の國中へ觸まはして、

曰、蔡公召二子、將納之與之盟而遣之矣、將師而從之、

【註】詐言蔡公將以師助二子、

云には、蔡公は今度子干子晳の二子を召て、將に楚へ納んとしてとも〴〵にちかうてやられたと云た、○將　これによりて士卒をひきゐて、蔡公にも加勢し玉ふぞと呼だ、

蔡人聚、將執之、

【註】執觀從、

○蔡　一家中が大にさわぎ、あつまりて一圖に謀叛人と心えて、觀從を召とらんと云た、

辭曰、失賊成軍、而殺余何益、乃釋之、

【註】賊謂子干子晳也、言蔡公已成軍、殺已不解罪、

○辭　觀從が云わけして曰、張本の賊は早やちかうてしりぞいて、爰には居られず、本人をうしなふた上、蔡公はすでに連判いたされて、軍は成就したるに予をころしたりとも何の益に立つべきぞと云たによつて、みな〳〵ときゆるしたとなり、

朝吳曰、二三子若能死亡、則如違之、以待所濟、

【註】言若能爲靈王死亡、則可違蔡公之命、以待成敗如何、

○朝　大夫の朝吳は、先達てより觀從と一味ゆゑに、家中の士に向て云には、二三子たちよく死なんとおもはれば、蔡公の命にたがうて勝負の旗いろをみるに如くはあるまい、何れか一方は事成るであらうほどに、それを待れよとなり、

若求安定、則如與之、以濟所欲、

朝に於て車ざきになりたるものなり、その子の觀從は蔡に在て蔡の大夫朝吳にとり入りてしたしくつかへたとなり、これも楚にはうらみのあるものである、

曰、今不封蔡、蔡不封矣、我請試之、

【註】觀從以父死怨楚、故欲試作亂、

曰○ときに蔡は先達て楚にほろぼされて、今は楚國の縣となりてある、このとき觀從が云には、今この世間のさわがしいに乘じて、この蔡を封じ舊の國にせずば、再び蔡を封ずる時節があるまい、われ請ふこゝろみにはかりてみようと云て、

以蔡公之命、召子干子晳、

【註】二子皆靈王弟、元年、子干奔晉、子晳奔鄭、

以○先年當靈王の位をうばゝれた時に國を去りたる、子干子晳を蔡公の口上にして國へ召むかへた、

及郊、而告之情、

【註】告以蔡公不知謀、

及○二子は實とおもうて蔡へ向て來るとて、郊外まで至たれば、觀從がさへぎりて實情をつげ、實は蔡公はしられぬと云た、

彊與之盟、入襲蔡、蔡公將食、見之而逃、

【註】不知其故、驚起辟之、

彊○そこで二子も二の足をふんだれども、觀從がしひて無理にちかつて、○襲どか〳〵と蔡へ押しかけた、○蔡公折しも蔡公は食事にかゝりて居られたところへ、思ひがけもない楚を去たる二人が來たゆゑ、肝をけして逃られた、

觀從使子干食、坎用牲、加書而速行、

【註】使子干居蔡公之牀、食蔡公之食、並僞與蔡公盟之徵驗、以示衆、

觀○觀從がその儘蔡公の食を子干に食せて、○坎そのところにて蔡公とちかふたやうにこしらへて證

何ぞ心にいらなんだかして、その知行所をもとり上て、郊尹にせられた、郊尹は郊外のさかひを治むる役人、野方奉行、或はさかひ目の關所あづかりの類なり、

蔓成然故事蔡公、

【註】蔡公、棄疾也、故猶舊也、韋龜以棄疾有當璧之命、故使成然事之、

蔓　成然は舊と楚の公子蔡公棄疾につかへたものなり、これは注にあるとほり、成然が父の韋龜が棄疾は當璧の命とて、一度楚王になる人と云告のあつたをよろこんで、子の成然をつかへしめておいた、それゆゑ靈王の氣にさわりて、父子ともに首尾がわるいとみゆる、

故薳氏之族、及薳居許圍蔡洧蔓成然、皆王所不禮也、因羣喪職之族、啓越大夫常壽過作亂、

【註】常壽過、申會所戮者、

故　右のとほりゆゑに、薳氏の一門ならびに薳居や、人質と成たる許の圍や、父をうれたたる蔡の洧や、郊尹になりたる蔓成然などのものどもは、みな常々王が不あへしらひせらるゝなり、此によつて君をうらむる者どもである、○因　右の者どもがその外、大勢職をうしなひたる一族どもにちなみをむすび云合せて、○啓　戮辱せられたる越の大夫常壽過を手びきして、大亂を作したである、楚王は留主なり、

圍固城、克息舟城而居之、

【註】息舟、楚邑城之堅固者、

圍　楚國中の要害堅固なる城どもをかこみせめて、その内で息舟城と云をせめおとして、みなこの城にこもりたとなり、

觀起之死也、其子從在蔡、事朝吳、

【註】觀起死在襄二十二年、朝吳、故蔡大夫聲子之子、

觀　觀起は前方令尹子南に非義の寵をうけて、楚の

權威にほこり、大司馬の薳掩をころして、その家財をうばひとつた、

及即位、奪薳居田、

【註】居、掩之族、言薳氏所以怨、

及○また位に即き楚王となられてから、薳居と云ものの田をうばひとられた、この薳居も前の薳掩が一家である、これで薳氏の一門がうらみをふくみて居た、

遷許、而質許圍、

【註】遷許在九年、圍、許大夫、

遷○許を所がへさせて、大夫の圍を人質にとつておいた、

蔡洧有寵於王、王之滅蔡也、其父死焉、

【註】楚滅蔡在十一年、洧仕楚、其父在國、故死、

蔡○蔡の國の洧と云ものは楚へ出でゝ、楚王に仕へて寵をえて居た、

王使與於守而行、

【註】使洧守國王行至乾谿、

王○その後楚王の蔡をうつてほろぼさるゝときに、この洧が父は國に居たゆゑうたれて死だ、すれば楚王は親の仇である、○王○しかるに楚王の今度乾谿へ出馬するとて、洧をも留守の人數にあづからしめて、國に殘して行かれた、

申之會、越大夫戮焉、

【註】申會在四年、

申○申にて會する時に、越の大夫を戮せられたとなり、

王奪鬬韋龜中犨、

【註】韋龜、令尹子文玄孫、中犨邑名、

王○鬬韋龜が知行の中犨と云地をうばゝれた、

又奪成然邑、而使爲郊尹、

【註】成然、韋龜子、郊尹治郊竟大夫、

又○この韋龜が子の成然も同じくつかへて居たを、

【註】區夫、魯大夫、

○平子　季氏が大にいかりて、國民へ觸をまはして、費邑の者を見合次第に召とりて俘にせよと云たなり、○治　魯の大夫がそれはわるい仕方である、

若見費人、寒者衣之、飢者食之、爲之令主、而共其乏困、費來如歸、南氏亡矣、民將叛之、誰與居邑、若憚之以威、懼之以怒、民疾而叛、爲之聚也、若諸侯皆然、費人無歸、不親南氏、將焉入矣、平子從之、費人叛南氏、

【註】費叛南氏在明年傳善區夫之謀、終言其效、

それよりはもし費人に逢たらば、寒えたるものには衣をあたへ、飢ゑたる者には食はしめよと云て、令主となりて、その乏窮なるものに共して足るやうに惠むならば、費邑の來りて歸服することは市に歸するが如くならん、○南　さすれば南蒯はたちまちほろぶるであらう、○民　民がそむきたらば誰をたよりに南氏が居らうや、一邑にすまれはせぬとなり、○若　それを彼らをいやがらするに武威を以てし、おそれしむるに怒を以てすれば、民どもが怒りにくみてそむくなり、○爲　たがひに怒てあつまる、聚ては事むづかしい、○若　もし諸侯がみなそのやうに威さば、費人も歸するところがなければ、いやとも南氏をしたしまずしてどこへ付くものであらうぞとなり、然ればいよ〳〵南氏を堅固にすると云ものである、○平　そのとほりにしたれば、果して南蒯にそむきた、【註】同年のことではなけれども、終りまでのことをついでに云ふたものなり、

楚子之爲令尹也、殺大司馬薳掩而取其室、

【註】在襄三十年、

これは楚王が民にうらみらるゝを以て、身をほろぼされたることを云なり、初め令尹で居らるゝときに

解に不レ及、

公不レ與レ盟、

【註】魯不レ堪二晉求一、讒慝弘多、公不レ與レ盟、非二國惡一、故不レ諱、

魯の恥なことではないゆゑいまずに書たなり、

晉人執二季孫意如一以歸、公至レ自レ會、

【註】無レ傳、廟告した、

蔡侯廬歸二于蔡一、

告文なり、

陳侯吳歸二于陳一、

【註】陳蔡皆受二封于楚一、故稱レ爵、諸侯納レ之曰レ歸、告文なり、

冬、十月、葬二蔡靈公一、

【註】蔡復而後以二君禮一葬レ之、

解に不レ及、

公如レ晉、至レ河乃復、

【註】晉人辭レ公、

晉からことわりを云たゆゑ返られた、

吳滅二州來一、

【註】州來、楚邑、用二大師一焉曰レ滅、告文なり、

【傳】十三年、春、叔弓圍レ費、弗レ克、敗焉、

【註】爲二費人所一レ敗、不レ書、諱レ之、

費邑の者どもが南蒯にしたがつたを怒て、叔弓を討手にさしむけてかこみたれども、不レ克してかへつて費人のためにやぶられたとなり、經には國のはぢなればいみて書ぬなり、

平子怒、令下見二費人一執レ之、以爲中囚俘上、冶區夫曰、非也、

春秋左傳卷二十三

【註】昭公盡十七年

【經】十有三年、春、叔弓帥師圍費、

【註】不書南蒯以費叛、不以告廟、

魯國の亂、

夏、四月、楚公子比自晉歸于楚、弑其君虔于乾谿、

【註】比去晉而不送、書歸者依陳蔡以入、言陳蔡猶列國也、比歸而靈王死、故書弑其君、靈王無道而弑稱臣、比非首謀、而反書弑、比雖脅立、猶以罪加也、靈王死在五月、又不在乾谿、楚人生失靈王、故本其始禍以赴之、

告文なり、【註】晉より禮を以て送られねば歸とはかゝぬはずなれども、陳蔡の二國から取もちたに付て歸と云た、○比　かへつて國君となつた上にて、王の死なれたゆゑ弑したにした、○稱　公子比と臣の名を稱したのは、首謀とてはじめよりの張本人でもなく、脅立とて已むことをえずして位についたなれども、仕義のわるいをもつて罪を加へて、主ころしと書たであるとなり、○楚人　靈王は始めのほどは往方が知れなんだ、しかれども事のおこりは公子比なれば、はじめの禍にもとづいて諸侯へつげたとなり、

楚公子棄疾殺公子比、

【註】比雖為君、而未列於諸侯、故不稱爵、殺不稱人罪棄疾、

告文なり、

秋、公會劉子晉侯齊侯宋公衞侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子于平丘、

【註】平丘、在陳留長垣縣西南、

解に不及、

八月、甲戌、同盟于平丘、

【註】書同、齊服故、

きらかにすると云は、遊行を止めてやすんじて德をあきらかにし玉へと云こと、

思我王度、式如玉式如金、

【註】金玉取其堅重、

思　我王の法度を思召すこと、以て玉の如く金の如く、かたく重々しくし玉へとなり、

形民之力、而無醉飽之心、

【註】言國之用民、當隨其力任、如金冶之器、隨器而制形、故言形民之力、去其醉飽過盈之心、

形　民の力をもちゆることは、形してつとむべきことをみはからひて用て、○無　君の醉ひ飽き玉ふ心の出ぬやうに、盈すぎたる心を押へ玉へと云詩なりとこたへたである、

王揖而入、饋不食、寢不寐、數日、

【詩】深感子革之言、

王　楚王のこれを聞れて胸にひしとこたへた故に、早々子革を揖したちわかれて入られた、○饋　この諫にて目がさめ、自身の無道なことをも後悔し、食事をすゝめても食せられず、寢處へ入ても寐られず、數日寢食をわすれられたなり、

不能自克、以及於難、

【註】克、勝也、

不　けれども自身の惡に克て、德にかへることを得せられなんだゆゑ、つひには難に及ばれたである、

仲尼曰、古也有志、克己復禮、仁也、信善哉、楚靈王若能如是、豈其辱於乾谿、

仲尼　古もしるしてあるとほり、○克　仁也としてある、○信　信にこの言は善哉至極の言なり、○楚　この言にさへよくしたがひ行はれたらば、乾谿の辱はまねかれまいものを、寢食をわするゝほど思はれて、思ふたばかりでは益がないとなり、

晉伐鮮虞、因肥之役也、

【註】肥役在此年、

肥を伐に行くついでに伐たとなり、

【註】周穆王、肆、極也、
對。こゝで子革が斬ると云言を始めてあらはすなり、否やあれもさして古きとは存ぜぬなり、私が前方彼に問ひまするには、昔し周の穆王は天下を周流することを好み、その心を一ぱいにきはめんと欲して、

周行天下、將皆必有車轍馬跡焉、祭公謀父作祈招之詩、以止王心、

【註】謀父、周卿士、祈父、周司馬、世掌甲兵之職、招、其名、祭公方諫遊行、故指司馬官而言、此詩逸、
天下中をあまねく行りて、國々にみな車轍や馬跡をあらせたいとなされた、○祭。しかる處に祭公謀父と云周の卿士が、穆王をいさむるとて祈招と云詩を作れらた也、【註】祈父と云は周の司馬なり、その名を招と云たゆゑ祈招と云、これは王の甲兵をつかさどる官ゆゑ、この官に託して穆王の遊行をいさめ止るの詩なり、王をさして云はれぬゆゑ、司馬の官をさして止めた、王の心をとゞむるの詩であるなり、

王是以獲沒於祇宮、

【註】獲沒、不見篡弑、
この詩ゆゑによりて王もおもひ止まり玉ひて、位を人にもうばゝれず、祇宮にて沒することを得玉ひたなり、

臣問其詩而不知也、若問遠焉、其焉能知之、王曰、子能乎、對曰、能、其詩曰、祈招之愔愔、式昭德音、

【註】愔愔、安和貌、式、用也、昭、明也、
臣。私が倚相にその詩を知て居るかと問ひましたれども彼は存せなんだとなり、○若。此のごとく目ぢかきことさへ存せぬからは、遠きことをたづねましたらば何として知りませうと云た、○王。その方は見ごと知て居るか、○對。成ほど存じて居まする、その詩に、○曰。やすんじ和したる心を以て、德音をあ

王入視之、析父謂子革、吾子、楚國之望也、今與王言如響、國其若之何、

【註】譏其順王心如響應聲、

王。それで楚王のその座をたちて、工尹路に逢ひに入られたとなり、○析。楚王のたゝれた跡で、側にしたがうて居る大夫の析父が子革に向うて云には、吾子は楚國中で人望のある人である、○今。それに今王と應對をいたさるゝことが、響の聲に應ずる如くで、何をたづね玉ひても否とは申されぬ、これでは、○國。國の政は何とならうぞ、善惡の分ちはないとみゆるとなり、

子革曰、摩厲以須王出、吾刃將斬矣、

【註】以己喩鋒刃、欲自摩厲以斬王之淫慝、

子。いや左やうに思はるゝも尤なり、予は刀を磨ぎすまして王の出玉ふをまちて居るとなり、○吾。わが刄を以て王のわるい處を斬てみせうほどに、みやれと云たである、

王出復語、左史倚相趨過、

【註】倚相、楚史名、

王。楚王の用事がすみてまた出で、再び子革と物がたりせらるゝである、○左。折ふし楚國の記錄の官の倚相が、楚王の目どほりを腰をかゞめて過とほりたとなり、

王曰、是良史也、子善視之、是能讀三墳五典八索九丘、

【註】皆古書名、

王。楚王のこの者を指して子革に云はるゝには、あれはまことに良史である、○子。汝も親切に目をかけられよ、これ能く、○三。古書どもを盡く讀たるものであると云はれた、

對曰、臣嘗問焉、昔穆王欲肆其心、

哉、周不愛鼎、鄭敢愛田、王曰、昔諸侯遠我而畏晉、今我大城陳蔡不羹、賦皆千乘、子與有勞焉、諸侯其畏我乎、對曰、畏君王哉、是四國者、專足畏也、

【註】四國、陳蔡二不羹、

今。しかるを今この時には、鄭人がその田をむさぼり頼て居るによつて、吾にはあたへぬとなり、○我。鄭へ云つかはしてこの方へあたへよと求めたらば、あたふるで有うかとなり、○對。成ほどこれもあたふるでござらうとも、周でさへ鼎をおしまずにたまはるほどなるに、鄭がつよく田を愛みはいたすまいとなり、○王。また問るゝには、昔は諸侯が吾に遠ざかりて居たゆゑ、たゞ晉をおそれて仕へた、○今。今は我が屬國陳蔡と二の不羹に大城をたてた、○賦。何れも賦に千乘を出す國となつた、○子。其方などが功勞にて此の如くになつた、○諸。かゝる城地を屬國にもちたからは、今よりは諸侯が我をおそるゝではあるまいかとなり、○對。御前をおそるゝでござらうとも、○是。陳蔡と二つの不羹の四國のみでも大なことにて畏るゝに足るに、

又加之以楚、敢不畏君王哉、工尹路請曰、君王命剝圭以爲鏚柲、

【註】鏚、斧也、柲、柄也、破圭玉以飾斧柄、

又。その上にまだ楚の大國を加へては、何として御前をおそるまいやと云た、何を問はれても云はるゝ通り答へた、○工。工尹は小細工奉行なり、路は名なり、○請。これは楚王の圭をけづりて斧の柄を作れと命せられた、其ことを云て出て、先達て圭を剝し鏚柲を作れと上意があつたに付て、

敢請命、

【註】請制度之命、

敢。おそれながら作り方の御好みをうけたまはり度と請たである、

篳路藍縷、以處草莽跋渉山林、以事天子、唯是桃弧棘矢、以共禦王事、

【註】桃弧棘矢、以禦不祥、言楚在山林、少所出有、

篳路はあんだかごの類、藍縷はつゞりの衣を云なり、往來にはあんだかごにのり、身にはつゞりをまとひ、草むらの中に住みて、山林をふみわたり以て天子につかへ、○唯　不祥をふせぐ弓矢をたづさへて、王事をふせぐまでにして、楚國は山林の中なれば、何一つ産物を天子へ呈することもならぬである、これは産物の出ると云ふことはないゆゑなり、

齊、王舅也、

【註】成王母、齊大公女、

齊　齊の國は王の舅なり、

晉及魯衞、王母弟也、楚是以無分、而彼皆有、今周與四國服事君王、將唯命是從、豈其愛鼎、王曰、昔我皇祖伯父昆吾、舊許是宅、

【註】陸終氏生六子、長曰昆吾、少曰季連、季連楚之祖、故謂昆吾爲伯父、昆吾嘗居許地、故曰舊許是宅、

晉　三國ともに天子の同母弟で宗室の國なり、○楚　楚は離れものなれば分物もないである、○而　四國はみなある、○今　しかれども今周はおとろへて居ることにて、右の四箇國ともに君王へ服事するにいたつたれば、○將　何事でも楚の命次弟にしたがふに付、何ぞや鼎の一つばかりを愛まんやなり、○王　楚の皇祖伯父の昆吾は舊と許の地を宅として居玉ひたとなり、しかれば許も元とこの方の舊領なりと云こと、

今鄭人貪賴其田、而不我與、我若求之、其與我乎、對曰、與君王

【註】子革、鄭丹、夕、莫見、右。右尹の子革が晩方のうかゞひに出た、

王見之、去冠被、舍鞭、

【註】敬大臣。子革をみらるゝとかぶりものを去り鞭をすてゝ、王。

與之語曰、昔我先王熊繹、

【註】楚始封君、

與呂伋、

【註】齊大公之子丁公、

王孫牟、

【註】衞康叔子康伯、

燮父、

【註】晉唐叔之子、

禽父、

【註】周公子伯禽、

並事康王、

【註】康王、成王子、大臣ゆゑうやまうて子革とかたらるゝ、○昔。むかし我先祖楚國始封の君熊繹は、齊の呂伋、衞の王孫牟晉の燮父、魯の禽父以上五箇國と、並に周の康王につかへ玉ふた、

四國皆有分、我獨無有、

【註】四國、齊晉魯衞、分、珍寶之器、四國はみな分ち玉はる寶物が有たに、○我。楚にかぎりてないなり、

今吾使人於周、求鼎以爲分、王其與我乎、對曰、與君王哉、昔我先王熊繹、辟在荊山、

【註】在新城沶鄉縣南、今。されば今吾人を周へつかはして、鼎をもとめて分物としておかうと思ふとなり、○王。何と王がたまはらうかとなり、○對。それは成ほど御前へたまはるでござらうともとなり、○昔。古我先王熊繹には荊山に辟在し玉ひて、荊山は楚國の本號なり、

なり、○昭 小役人に命じて、小に朝へ出で御用を待てつとめられよと云はせた、○曰 足下を逐うて怨禍の府となることはせぬと云ふた、

楚子狩于州來、

【註】狩、冬獵也、

冬の獵をして、

次于潁尾、

【註】潁水之尾、在下蔡西、

潁水の尾にやどられたとなり、

使蕩侯潘子司馬督囂尹午陵尹喜帥師圍徐、以懼呉、

【註】五子、楚大夫、徐、呉與國、故圍之以偪呉、

使○五人をつかはして、呉の附庸の徐と云をかこみて呉國をおどした、

楚子次于乾谿、

【註】在譙國城父縣南、

楚○乾谿にひかへて、

以爲之援、雨雪、王皮冠、秦復陶、

【註】秦所遺羽衣也、

翠被、

【註】以翠羽飾被、

後詰めをいたされた、○雨 折しも雪がふりたゆゑ、皮冠をかむり秦よりおくりたる翠被と云を著て、

豹舄、

【註】以豹皮爲履、

豹の皮の舄をはき、

執鞭以出、

【註】執鞭以敎令、

鞭をとつて下知いたさるゝなり、

僕析父從、

【註】楚大夫、

僕○大夫がしたがうて居て、

右尹子革夕、

【註】有闕謂不參成、
猶。一つでも缺けては筮は吉でも、まだよいと云はれぬとなり、

將適費、飲鄉人酒、

【註】南蒯自其家還適費、
將。自分の家より費へ行くときに鄉人に酒をのませた、

鄉人或歌之曰、我有圃生之杞乎、

【註】言南蒯在費、欲爲亂如杞生於園圃、非宜也、杞、世所謂枸杞也、
鄉。異なる歌をうたふであるとなり、我に圃がありてその内に枸杞がはへた、わるいものが生たとなり、

從我者子乎、

【註】子、男子之通稱、言從己可不失今之尊、
從。我にしたがへばやはり男で居る、そむけばわるい、

去我者鄙乎、倍其鄰者恥乎、

【註】鄰猶親也、
去。我を去るものはいやしからう、その親に倍くものは恥をまねかう、

已乎已乎、非吾黨之士乎、

【註】已乎已乎、言自遂不改、
已。もう是非もない、已めてかまはぬがよい、吾黨の士ではないとなり、

平子欲使昭子逐叔仲小、

【註】欲以自解說、
平。季氏が叔仲小につみを歸して云わけに、昭子に叔仲小を逐せうとした、

小聞之、不敢朝、昭子命吏、謂小、待政於朝、曰、吾不爲怨府、

【註】言不能爲季氏逐小生怨禍之聚、爲明年叔弓圍費傳、
小。このことをきいて引こもりて、得朝せぬである

下不共、不得其飾、

【註】不爲裳、

○下　うや〳〵しからねば裳のかざりをえたとは云はれぬ、

事不善、不得其極、

【註】失中德、

○事　よい事でなくては至極をえぬなり、

外內倡和爲忠、

【註】不相違也、

○外　內外一致してたがはぬを忠とする、

率事以信爲共、

【註】率、猶行也、

○率　事を行ふに信を以てするを共とするなり、

供養三德爲善、

【註】三德、謂正直、剛克、柔克也、

○供　三の德あるを以て善とす、

非此三者弗當、

【註】非忠信善、不當此卦、

○非　三のものがなくては此卦にはあたらぬとなり、

且夫易、不可以占險、將何事也、

且可飾乎、

【註】夫易、猶此易、謂黃裳元吉之卦、問其何事、欲令從下之飾、

○且　易と云ものは險と云はよくもなく危いことを云、わるいことをするとて占なふことはせぬものなり、○將　これは如何やうなことをするぞ、且つ忠と信とを取つくろうてゆかるゝ筋のことかとなり、

中美能黃、上美爲元、下美則裳、

參成可筮、

【註】參美盡備、吉可如筮、

○中　上中下美にありて筮すべしとなり、

猶有闕也、筮雖吉、未也、

南。そむかふと思ふときに、そのおもひたつことは云はれぬゆゑ、枚卜はそのことゝは云はずたゞ心にねがひがあるとて卜ふたである、何となくひろく占ふた、

遇坤䷁之比䷇、

【註】坤下坤上坤、坤下坎上比、坤六五爻變、

遇。これはいたつて吉な卦であるなり、

曰黃裳元吉、

【註】坤六五爻辭、

曰。辭に此の如くある、黃裳にして元に吉と云ことなり、

以爲大吉也、示子服惠伯曰、卽欲有事、何如、惠伯曰、吾嘗學此矣、忠信之事則可、不然、必敗、外彊內溫、忠也、

【註】坎險、故彊、坤順、故溫、彊而能溫、所以爲忠、

以。南蒯がこれは大吉なりとおもうて、惠伯にみせて曰く、ちと思ひたつことがあるが、これでは如何あらうとなり、○惠。われも前方この易をまなびたとなり、○忠。この卦にあたるものは忠信のことなればよい、○不。左もなくて不忠不信なることなれば必ずやぶらるゝとなり、○外。外がつよく內が溫なるは忠となり、

和以率貞、信也、

【註】水和而土安正、和正、信之本也、

和。和にして貞にしたがふは信であるとなり、

故曰黃裳元吉、黃、中之色也、裳、下之飾也、元、善之長也、中不忠、不得其色、

【註】言非黃、

故。言に此の如くあるとなり、○黃。中央の色にして裳は下のかざりなり、○元。善の長である、○中。忠のこゝろがなくては黃の色を得たとは云はれぬ、

南蒯懼不克、以費叛、如齊、子仲還、及衞、聞亂、逃介而先、

【註】介、副使也、

南○ とてもかなはぬと思うて費を以て齊へ降た、○子○ かへるとて衞まで來て亂をきいて、使は介副にわたして、自分は役をのがれて先へかへりた、

及郊、聞費叛、遂奔齊、

【註】言及郊、解經所以書出、

魯の郊まで來たとき、費のそむきたことを聞てつひに齊へ去りたなり、郊まで來たゆゑ經に出るとしるされたなり、

南蒯之將叛也、其鄕人或知之、過之而歎、

【註】鄕人過蒯而歎、

南○ 南蒯が謀叛を作さんとするとき、その鄕の人がそのよしを知て、南蒯が門をすぎて歎じたとなり、

且言曰、恤恤乎、湫乎、攸乎、

【註】恤恤、憂患、湫、愁隘、攸、懸危之貌、

且○ うれはしきことかな、かなしいことかな、危いことかなと云ふこと、

深思而淺謀、邇身而遠志、家臣而君圖、

【註】家臣而圖人君之事、故言深思而謀淺、身近而志遠、

深○ 心はふかいことなれども謀はあさい、身は卑く近うして志はたかく遠きことをする、家臣の身として君の上をはかる、

有人矣哉、

【註】言今有此人、微以感之、

有○ 佗のことではない、今こゝに此のごとき人があると云て、微しくほのめかして云たである、

南蒯枚筮之、

【註】不指其事、汎卜吉凶、

となり、

平子曰、然、故使昭子、

【註】使昭子自貶黜、

平。成ほどと云て、昭子に位階をさがれと云たなり、

昭子曰、叔孫氏有家禍、殺適立庶、故婼也及此、

【註】禍在四年、

昭。わが叔孫の家は先年わざはひがあつて、適子をころし庶子をたつるにいたつたゆゑ、婼がこゝに及で家をついだとなり、

若因禍以斃之、則聞命矣、

【註】言因亂討己、不敢辭、

若。その家のわざはひがあつて、亂れたことを云たてにして咎められて家をたをし潰さるゝことならば、命をうけたまはりませう、

若不廢君命、則固有著矣、

【註】著、位次、

若。もし足下にも君命をすてずして守らるゝ心ならば、君よりさだめ玉へる位を批判せらるゝはずはない、此上は公裁にせんと云て、

昭子朝而命吏曰、婼將與季氏訟、書辭無頗、

【註】頗、偏也、

昭。朝へ出でゝ公事役人に云には、吾季氏と公事をするほどに、口書等にひいき偏頗をいたさるゝなと云付けた、

季孫懼、而歸罪於叔仲子、故叔仲小南蒯公子慭謀季氏、慭告公、而遂從公如晉、

【註】慭子仲、

季。公事に及ではつまらぬゆゑ、始め云出したる叔仲子へつみを歸した、○故。みな云あはせて季氏をにくむやうになりたなり、○慭。晉へ往た、

【註】更、代也、
足下は季氏が位にかはられよ、

我以費爲公臣、子仲許之、南蒯語叔仲穆子、且告之故、

【註】穆子、叔仲帶之子、叔仲小也、語以欲出季氏以不見禮故、

○我 われは費をとつて御直參とならうと云た、○子成ほど丶云て許容したである、○南 叔孫に季氏を逐ふことをかたりて、日ごろ我に無禮なゆゑの思ひたちと云ことをつげたなり、

季悼子之卒也、叔孫昭子以再命爲卿、

【註】悼子、季武子之子、平子父也、傳言叔孫之見命乃在平子爲卿之前、

○季 先だちて季悼子が卒した時分に、叔孫昭子は早や再命をうけて卿となつて居た、しかれば昭子が卿となりたは季平子より前のことなり、平子が父の卒するときにはや再命なれば、平子はまだ部屋住とみゆる、

及平子伐莒克之、更受三命、

【註】十年、平子伐莒以功加三命、昭子不伐莒、亦以例加爲三命、

○及 平子は代を繼だ後に、莒を伐てかちたる功によりて三命をくはへ玉ひた、この時にあたつて昭子は莒はうたねども、家の名例を以てこれも三命をくはへられて、平子と同じく卿となつた、

叔仲子欲構二家、

【註】欲構使相憎、

○叔 叔孫子がこのことを云ひしほにして、季平子と昭子と二家を中あしくせうとした、

謂平子曰、三命踰父兄、非禮也、

【註】言昭子受三命、自踰其先人、

○謂 足下は功を以て三命となられたれども、昭子は功もなくそれに父兄は三命にてはなくて終たに、彼が三命をくはへられて、父兄にこゆるは非禮である

過。先君の一族があつてこれを去らうと云た、

成景之族賂劉獻公、

【註】欲使殺過、劉獻公亦周卿士、劉定公子、

成。この一族どもが卿士の劉獻公と云にまいなひして、過をころさうとはかつた、

丙申、殺甘悼公、

【註】悼公、卽過、

丙。つひに過をころした、

而立成公之孫鰌、

【註】鰌、平公、

而。成公の孫をたてた、

丁酉、殺獻大子之傅、庾皮之子過、

【註】過、劉獻公大子之傅、

丁酉。劉獻公の太子の傅の過と云もころした、

殺瑕辛于市、及宮嬖綽王孫沒

劉州鳩陰忌老陽子、

【註】六子、周大夫、及庾過、皆甘悼公之黨、傳言周衰原甘二族所以遂微、

殺。大分大夫どもをころした、周の亂れたを云たものである、

季平子立、而不禮於南蒯、

【註】蒯、南遺之子、季氏費邑宰、

平子がたちて、費の宰の南蒯は心に入らなんだゆゑ禮せなんだ、

南蒯謂子仲、

【註】子仲、公子憖、

南。これを怒つて亂を作すである、子仲に云には、

吾出季氏、而歸其室於公、

【註】室、季氏家財、

吾。はかりて季氏を逐出して、その室を魯侯へさし上げう、

子更其位、

六月、葬鄭簡公、

【註】傳終子產辭享、明旣葬則爲免喪、經書五月誤、

葬りがすんだなり、

晉荀吳僞會齊師者、假道於鮮虞、遂入昔陽、

【註】鮮虞、白狄別種、在中山新市縣、昔陽、肥國都、樂平沾縣東有昔陽城、

會がありて齊へ行くほどに、領內を通して玉はれと云て鮮虞をあざむき、齊へは至らずして肥の昔陽へ入た、

秋、八月、壬午、滅肥、以肥子緜皐歸、

【註】肥、白狄也、緜皐、其君名、鉅鹿下曲陽縣西南有肥累城、爲下晉伐鮮虞起、

秋八月　肥を滅して君をとらへて來たとなり、

周原伯絞虐其輿臣、使曹逃、

【註】原伯絞、周大夫原公也、輿、衆也、曹、羣也、

周の大夫なり、衆臣を虐するゆゑ羣臣が多く逃れて、大方立のきたる家來があつたとなり、

冬、十月、壬申、朔、原輿人逐絞、而立公子跪尋、

【註】跪尋、絞弟、

冬　伯絞の邑の衆が徒黨して絞を逐出し、弟の公子跪尋をたてたゆゑに、

絞奔郊、

【註】郊、周邑、

絞は郊と云邑へ去た、

甘簡公無子、立其弟過、

【註】甘簡公、周卿士、

甘　また周の卿士の甘と云ところの簡公と云人に、子がなかりたによつて弟の過をたてた、

過將去成景之族、

【註】成公景公、皆過之先君、

【註】欲與晉君代興、是弱之、

齊。齊の君は吾君を幼弱なりとあなどらるゝからは、歸てからは再び來るまいとなり、伯者の國へ來て代る〴〵おこらうとは否長な云分である、

穆子曰、吾軍帥彊禦、卒乘競勸、今猶古也、齊將何事、

【註】言晉德不衰於古、齊不事晉將無所事、

穆。いや吾が軍將達は强禦なり、卒乘ともにきそひすゝむこと古のとほりなれば、齊がこの方へつかへずして何くへつかふるものであらうと云た、

公孫傁趨進曰、日旰君勤、可以出矣、以齊侯出、

【註】傁、齊大夫、傳言晉之衰、

公。齊の大夫がすゝみ出て云には、日はたける君も勤勞にて退屈に思召さう、いそぎ退出あれと云て、齊侯をつれて出たとなり、いよ〳〵晉をふみ付た仕方である、

楚子謂成虎、若敖之餘也、遂殺之、

【註】成虎、令尹子玉之孫、與鬭氏同出于若敖、宣四年、鬭椒作亂、今楚子信讒、而託討若敖之餘、

昔そむきたる若敖が餘類なりと云てころしたとなり、これは外のことで讒言するものがあつた、云たてがなさに久しき以前のことを云出してころしたものなり、讒を信ずるゆゑである、

或譖成虎於楚子、成虎知之而不能行、書曰、楚殺其大夫成虎、懷寵也、

【註】解經所以書名、

或。或ものが讒をかまゆるよしを、成虎は聞およんで知て居たけれども得去らなんだ、○書　經に書たは寵祿をおもうて國をえ立去らずして、命をうしなつたを罪したとなり、

【註】善晉不奪孝子之情、

晉○　ゆるしたは禮なり、

晉侯以齊侯宴、中行穆子相、

【註】穆子、荀呉、

晉○　晉齊二國の君が宴せられた、○中○　荀呉が晉侯の相となりて出た、

投壺、晉侯先、穆子曰、有酒如淮、有肉如坻、

【註】淮、水名、坻、山名、

投○　投壺の禮をもうけた、○晉侯○　晉侯のさきへ矢をなげられた、○穆○　與ずる辭に酒は淮水の如く、肉は坻山の如くある、

寡君中此、爲諸侯師、中之、齊侯擧矢曰、有酒如澠、有肉如陵、

【註】澠水、出齊國臨淄縣北、入時水、陵、大阜也、

寡君が矢があたらば諸侯の長師なりと云て投せられたれば中た、○齊○　これもおなじく與じて、

寡人中此、與君代興、

【註】代、更也、

われも中つたらば君と代る〳〵おこつて師たらんと云て、

亦中之、伯瑕謂穆子、

【註】伯瑕、士文伯、

投たれば中たなり、○伯○　晉の士文伯が云には、

曰、子失辭、吾固師諸侯矣、壺何爲焉、其以中儁也、

【註】言投壺中、不足爲儁異、

足下の辭は云そこなひと云ものなり、吾國は云までもなく固より諸侯の師長なり、○壺○　投壺が何になるものぞ、中つたと云ても何にもすぐれたことではない、改めてためすには及ばぬとなり、

齊君弱吾君、歸弗來矣、

【註】宣、揚也、
○寵　寵光のことを云ても禮儀ものべずをる、

令德之不知、同福之不受、將何以在、

【註】爲二十年、華定出奔傳、
○令　令德のあることを云ても知らず、○同　福を同するとあつてもうけぬなり、○將　あれではよいことは一つもいやとみゆる故、國には存することはなるまいとなり、

齊侯衞侯鄭伯如晉、朝嗣君也、

【註】晉昭公新立、
晉の代がはりに朝した、

公如晉、

【註】亦欲朝嗣君、
○公　魯侯も朝せんとて出かけられた、

至河、乃復、取郠之役、

【註】在十年、
○至　河よりかへられた、○取　先年魯へ莒の郠をとられたとき、

莒人愬于晉、晉有平公之喪、未之治也、故辭公、公子慭遂如晉、

【註】慭、魯大夫、如晉不書、還不復命而奔、故史不書於策、
莒人が晉へうつたへた、○晉　けれども晉には先君の喪中なれば、このことを治るひまがないゆゑに、そのまゝ打すてゝあつたれども、そのとがめに今度魯侯をうけ付ぬなり、○公　使者をやられた、

晉侯享諸侯、子產相鄭伯、辭於享、請免喪而後聽命、

【註】簡公未葬、
○晉　諸侯をもてなさうと云た、○子　鄭には簡公の喪中なれば享を辭して、忌明の上には仰にしたがはうと云た、

晉人許之、禮也、

のぞ、左やうにまたせられもせまいと云ふた、

子產曰、諸侯之賓、能來會吾喪、豈憚日中、無損於賓而民不害、何故不爲、遂弗毀、日中而葬、君子謂子產於是乎知禮、禮、無毀人以自成也、

子。否いやそれは苦しかるまい、諸侯の賓がわざわざ遠方を來て、吾が喪に會せらるゝとて、何しに日中にいたるまでをいとはれうぞ、○無　賓にもさして損もなく、民の害にもならぬことを何ゆゑにせまいやと云て、つひに毀たずまはり路して、日中にほうむりたとなり、○君子　まことにこのときは禮を知た仕方となり、禮は人をこぼつて自分のことを成就せうとはせぬとなり、

夏、宋華定來聘、通嗣君也、

【註】宋元公新即位、

自分の國の代がはりをつげに來た、

公享之、爲賦蓼蕭、弗知、又不答賦、

【註】蓼蕭、詩小雅、義取燕笑語兮、是以有譽處兮、樂與華定燕語也、又曰、既見君子、爲龍爲光、欲以寵光賓也、又曰、宜兄宜弟、令德壽凱、言賓有令德、可以壽樂也、又曰、和鸞雍雍、萬福攸同、言欲與賓同福祿也、

公。魯侯のちそうして、○爲　詩を賦せられた、これはおもく賓を賞したる詩なり、○弗　華定が文盲にあつたかして知らなんだ、○又　もとより答の詩も賦せなんだ、

昭子曰、必亡、宴語之不懷、

【註】懷、思也、

昭。華定は必ず家をうしなふであらうとなり、宴語してたのしむとあるにそれをもおもはず、

寵光之不宣、

將。こぼたねばならぬと云になつて、子大叔が除徒。。は路普請の人夫なり、この人夫どもに用具の鍬やかけやをもたせて、廟の側にたゝせておいてまづ廟をこぼたせぬなり、

曰、子産過女、而問何故不毀、乃曰、不忍廟也、諾、將毀矣、

【註】敎毀廟者之辭、

曰。もし子産の通りかゝられて、何ゆゑに毀たぬぞとたづねられたらば、これは廟でござるゆゑこぼつに忍びずして居ますれども、○諾。かしこまりました、毀ませうと云へと云ふくめておいた、

既如是、子産乃使辟之、司墓之室、有當道者、

【註】簡公別營葬地、不在鄭先公舊墓、故道有臨時迂直也、司墓之室、鄭之掌公墓大夫徒屬之家、

既。子産が來たゆゑその通りにしたれば、○子。廟ならばおけと云て、乃辟けさせて脇路より通した、これは子産でなければ埒のあかぬことなり、○司。簡公も先祖よりの墓處に葬らるれば中分もなけれども、外に墓處をいとなまれたに付て、路に曲たところや直な所があつて妨になり、人民のなんぎに及ぶなり、司墓の室と云は靈屋奉行の下役の居宅、それがあつて通り路にあつたであるゆゑ、路がせまくて棺がとほらぬなり、

毀之、則朝而堋、

【註】堋、下棺、

毀。この家をこぼてば朝の内に墓所にいたつて、棺を堋するはうづめらるゝ、

弗毀、則日中而堋、子大叔請毀之、曰、無若諸侯之賓何、

【註】不欲久留賓、

弗。それを除けてまはり路をするゆゑ、日中でなくてはうづめられぬ、○子。これは毀たがよからう、○曰。諸侯の使者のほうむりに會する賓を何とするも

五月、葬鄭簡公、

【註】三月而葬、速、
葬りに會したなり、

楚殺其大夫成熊、

【註】傳在葬鄭簡公上、經從赴、
告文なり、

秋、七月、

冬、十月、公子憖、出奔齊、

【註】書名、謀亂故也、
内事なり、

楚子伐徐、

【註】不書圍、以乾谿師告、
告文なり、

晉伐鮮虞、

【註】不書將帥、史闕文、
告文なり、

【傳】十二年、春、齊高偃納北燕伯款于唐、因其衆也、

【註】言因唐衆欲納之、故得先入唐、
唐の衆がおもひ付たゆゑ、まづ唐へ入れたとなり、

三月、鄭簡公卒、將爲葬除、

【註】除葬道、
簡公の葬送のために道どほりを掃除して、さわりになるものを取はらうである、

及游氏之廟、

【註】游氏子大叔族、
及○子大叔が廟があつて、路がせばきゆゑ棺がとほらぬなり、

將毀焉、子大叔使其除徒執用以立而無庸毀、

【註】用、毀廟具、

【註】在莊九年、渠丘今齊國西安縣也、齊大夫雍廩邑、

齊。この城のことよりして無知がころされた、

衞蒲戚實出獻公、

【註】蒲、寗殖邑、戚、孫林父邑、出獻公、在襄十四年、

衞。要害をたのみにしてつひに君を逐出したなり、みなこれ大城よりして害をまねいた、

若由是觀之、則害於國、末大必折、

【註】折其本、

若。これらを以てかんがへ合せてみれば、大城は國に害あるものなり、○末。末が大なれば必ず本を折る、

尾大不掉、君所知也、

【註】爲十三年、陳蔡作亂傳、

尾が大なれば掉れぬと云ことは、君もよく御存のことゝなり、

【經】十有二年、春、齊高偃帥師納北燕伯于陽、

【註】三年、燕伯出奔齊、高偃、高傒玄孫、齊大夫、陽、即唐、燕別邑、中山有唐縣、不言于燕、未得國都、

告文なり、また燕の本城へ入れぬゆゑ、まづ陽まで入たと云ふなり、

三月、壬申、鄭伯嘉卒、

【註】五同盟、

告文なり、

夏、宋公使華定來聘、

【註】定、華椒孫、

宋より使が來た、

公如晉、至河、乃復、

【註】晉人以莒故辭公、

魯侯の莒をうたれたを晉がいきどほりて、ことわり云て中途よりかへした、

えらむことは父にまされるものはなく、臣は君のえらみ玉ふより上はないなり、○鄭　櫟と云ところに城を立て子元を置れた、それより事がおこりて昭公が得立なんだ、

齊桓公城穀而寘管仲焉、至于今賴之、

【註】城穀、在莊三十二年、

○齊　桓公はまた穀に城をたてゝ管仲をおかれたれば、今にいたつて賴之大きに國の力らになるである、

臣聞五大不在邊、五細不在庭、

【註】上古金木水火土、謂之五官、玄鳥氏丹鳥氏亦有五、又以五鳩鳩民、五雉爲五工正、蓋立官之本也、末世隨事施職、是以官無常數、今無宇稱習古言、故云五大也、言五官之長、專盛過節、則不可居邊、細弱不勝任、亦不可居朝廷、

○臣　五官の長は邊に居ぬもの、五官の細弱なる官人は朝廷に居しめぬがよいと申す、

親不在外、羈不在內、今棄疾在外、鄭丹在內、

【註】襄十九年、丹奔楚、

○親　さればしたしき公子は外に居かぬがよい、羈客の浪人は內に居しめぬものとなり、○今　しかるにしたしき棄疾を外へやりて、羈旅の鄭丹を內にあらしめ玉ふ、

君其少戒、王曰、國有大城、何如、

對曰、鄭京櫟實殺曼伯、

【註】曼伯、檀伯也、厲公得櫟、又幷京、

○君　ちと要心し玉へとなり、○王　國に大なる城があれば如何、さわりもあるまいではないかとなり、○對　京の櫟のと云は大城であつたれども、それをまもる大夫の曼伯はころされた、

宋蕭亳實殺子游、

【註】在莊十二年、

○宋　これも堅城なれどもまもる子游をころした、

齊渠丘實殺無知、

れば卑くならでは叶はぬ、○殆 あげくには國もうしなはるゝであらうと云ふたなり、

冬、十一月、楚子滅蔡、用隱大子于岡山、

【註】蔡靈公之大子、蔡侯廬之父、

つひに蔡の國をほろぼして、隱太子をころし、岡山の山まつりの人身御供にもちひたりとなり、

申無宇曰、不祥、五牲不相爲用、況用諸侯乎、

【註】五牲、牛羊豕犬雞、

申○ これは不吉なることかな、五牲でさへも相爲にはもちひぬとなり、牛のまつりに牛はそなへぬ、況や諸侯をそなへてはすまぬ、

王必悔之、

【註】悔爲暴虐、

王○ 後にはこのやうな暴虐をせねばよかつたにと悔まるゝで有らうとなり、

十二月、單成公卒、

【註】終叔向之言、

はたして死なれた、

楚子城陳蔡不羹、

【註】襄城縣東南有不羹城、定陵西北有不羹亭、

二處に城をかまへられたであるなり、

使棄疾爲蔡公、王問於申無宇曰、棄疾在蔡何如、對曰、擇子莫如父、擇臣莫如君、鄭莊公城櫟而寘子元焉、使昭公不立、

【註】子元、鄭公子、莊公寘子元於櫟、桓十五年、厲公因之、以殺櫟大夫檀伯、遂居櫟、卒使昭公不安位而見殺、

使○ 公子棄疾を蔡公にせうといたされた、○王○ 棄疾を蔡に居らせては如何あらうとなり、○對○ 子を

葬者歸、以語史趙、史趙曰、必爲魯郊、

【註】言昭公必出、在郊野不能有國、

昭公の母堂をほうむりたれども、昭公のさしてうれへらるゝ體もみえぬである、○晉　晉よりの使者が國へかへりて、史趙にこのことをかたりたである、○史　それは魯君は郊外に出らるゝであらう、國にながくは居らるまいと云ふた、

侍者曰、何故、曰歸姓也、不思親、祖不歸也、

【註】姓、生也、言不思親則不爲祖考所歸佑、

侍　そこらに居るものどもが、何ゆゑに郊野に居らるゝぞと問た、○曰　魯侯は歸姓の人の生れた子で居ながら、親をおもはれねば祖神の歸たすける處がない、神のまもりがなければ國には居られぬである、

叔向曰、魯公室其卑乎、君有大喪、國不廢蒐、

【註】謂蒐比蒲、

叔　魯國の公室も追々いやしくならうとなり、○君　國の大喪がありながら蒐をやめられぬ、

有三年之喪、而無一日之慼、國不恤喪、不忌君也、

【註】忌、畏也、

有　三年の喪で大切なことを、せめて一日もうれひず、蒐すると云は甚しいことなり、○國　國中の士民が國の喪をうれへぬと云は、君を何ともおもはぬよりおこりたることとなり、

君無慼容、不顧親也、國不忌君、君不顧親、能無卑乎、殆其失國、

【註】爲二十五年、公孫於齊傳、

君　殊に君も親をいたむ容のないと云は、少しも親をおもはぬゆゑである、○國　國中は君をおそれず、君は親をかへりみられねば、○能　國のおとろへな

【註】襘、領會、結、帶結也、
衣　衣にもえりの合せ目がある、帶にも結目がある、みなその表なり、

會朝之言、必聞于表著之位、所以昭事序也、視不過結襘之中、所以道容貌也、言以命之、容貌以明之、失則有闕、今單子爲王官伯、而命事于會、視不登帶、言不過步、貌不道容、而言不昭矣、不道不共、不昭不從、

【註】貌正曰共、言順曰從、
會　會の朝のと云ときの言は、○必聞　と云てその位の席より、向の位へきこゆるやうに言べきことなり、○所　これでことの次第をはきとあきらかにするなり、○視　向をみることも、えりもとより帶の結目までの間をみることにて、それより下へは下さぬを中を不過と云、○言　言を以て物事を命じ云付け、容のふりを以てそのことを明すである、來れと召ばうなづく貌あり、否と云へば頭をふるなど、これその貌をあきらかにするなり、○失　これをうしなへば事に闕が生ずる、側に向て來れと云ては人がまよふものなり、○今　あの單成公は、天子の諸官人の長として事を會に命じながら、○視　みることがさしうつむきて、帶より上へはのぼらぬ、○言　小音で一步六尺さきへはきこえぬ、○貌　これでは貌なりふりにて物をみちびき知らすることもならぬ、言舌もあきらかにきこえぬ、○不　貌で以てみちびかねば共しからぬ、容がたゞしくないである、○不　言があきらかになければ順はぬとなり、

無守氣矣、

【註】爲此年冬單子卒起本、
無　氣をまもることがない、これは氣のぬけたる體なり、

九月、葬齊歸、公不慼、晉士之送

楚の惡を十分に盈しめて、罰するとてのことなり、

楚必亡矣、且喪君而能守者、鮮矣、三年、王其有咎乎、美惡周必復、王惡周矣、

【註】元年楚子弑君而立、歳在大梁、後三年、十三歳、歳星周復於大梁、

しかれば楚も必ずわざはひが生ずるであらう、○且　殊に君をうしなうた國にて、久しくまもりて居るものはすくないとなり、○三　三年の内には楚王もとがめに合んとなり、○美　善も惡もかならずめぐりあはせで、その處へかへるものなれば、王の惡をなしたるめぐりあはせになりたとなり、

晉人使狐父請蔡于楚、弗許、

【註】狐父、晉大夫、

晉。狐父と云大夫を使として、楚へつかはして蔡をゆるされよと云れども、楚人がゆるさなんだ、晉もはなはだおとろへた、鄭をはり合うて城濮や鄢陵のごときたゝかひをくはだてたやうな勢はないなり、

單子會韓宣子于戚、

【註】單子、單成公、

王の卿士なり、戚の會へ出られた、

視下言徐、叔向曰、單子其將死乎、朝有著定、

【註】著定、朝內列位常處、謂之表著、

ところが視下て言こと徐なりとはさしうつむきて物をみて、言があまりしづか過てはきと聞えぬ、氣のおとろへた相なり、○叔　程なく死なれう、○朝　朝には坐すべき位のさだまりた場處があるものなり、

會有表、

【註】野會設表以爲位、

會。野會にも表木をたてゝ、位をさだむるであるとなり、

衣有禬、帶有結、

南宮敬叔を泉丘の女に生せた、○其　一人は子がないゆゑ、敬叔を僚にやしなはせたとなり、【注】似　どうもこゝの文勢がふた子のやうにみゆると云こと、

楚師在蔡、

【註】向四月之師、

楚より蔡をせめて居るゆゑ、

晉荀呉謂韓宣子曰、不能救陳、又不能救蔡、物以無親、

【註】物、事也、

晉　先だちて陳をほろぼしたときにもすくふこと能はなんだ、また蔡をも亡させてすくはでは、○物　何ごとも親はないと云ものである、

晉之不能、亦可知也、已爲盟主、而不恤亡國、將焉用之、秋、會于厥慭、謀救蔡也、

【註】不書救蔡、不果救、

晉　これで晉の埒のあかぬと云が知れたとなり、○爲　盟主となつて居ながら、國のほろぶるをもあはれまず見て居ては、○將　盟主が何の用にたたうぞとなり、○秋　さらばと云て諸侯をあつめてはかりたれども、つひに得すくはなんだゆゑ經に書かぬとなり、

鄭子皮將行、子產曰、行不遠、不能救蔡也、蔡小而不順、楚大而不德、天將棄蔡以壅楚、盈而罰之、

【註】盈楚惡、

鄭　子皮も晉に會して蔡をすくひに出た、○子　子產が云には、今出られてもさして遠方へ行るゝにも及ぶまい、何ゆゑなれば、晉もすくふとはなるまい、その内には蔡はほろぶるであらうとなり、○蔡　蔡は小國の分として不順なり、楚は大國にして德がないとなり、○天　このやうになると云は、天道より蔡をすてゝ、楚の惡をつませんとし玉ふである、○盈

孟僖子會鄭莊公、盟于祲祥、脩好、禮也、

【註】蒐非存亡之由、故臨喪不宜為之、盟會以安社稷、故喪盟謂之禮、

これは舊好をむすぶゆゑ禮なり、【注】蒐はしてもせでも國の存亡の用ではない、好がやぶるゝと國が危いゆゑ、此はせねばならぬなり、

泉丘人有女、夢以其帷幕孟氏之廟、

【註】泉丘、魯邑、

魯の泉丘と云ところの人が女子があつた、その女子が或夜のゆめに、帷を以て孟氏の廟に張たとみた、

遂奔僖子、其僚從之、

【註】鄰女為僚友者、隨而奔僖子、

○遂　つひに孟氏が方へ妾となりに往たなり、○其　その隣友の女がともにともなつて往た、

盟于淸丘之社、曰、有子無相棄也、

【註】二女自共盟、

○盟　この女どもがたがひに社前でちかつて云には、何れでも子を生だらば、子のなき方を見すてまいと云た、

僖子使助薳氏之簉、

【註】簉、副倅也、薳氏之女為僖子副妾、別居在外、故僖子納泉丘人女、令副助之、

○僖　薳氏の女を僖氏が副妾として別宅させておきたるが、この妾の仕ひものにして、右の二女を一つにつかはしたとなり、○簉は副妾なり、

反自祲祥、宿于薳氏、生懿子及南宮敬叔於泉丘人、其僚無子、使字敬叔、

【註】字、養也、似雙生、

○反　會よりかへつて薳氏が方に住居して、孟懿子と

而隕其身、

【註】紂爲黎之蒐、東夷叛之、桀爲仍之會、有緡叛之、故伐而克之、

今。今また蔡侯をいざないて召よせ、その君をころしてその國をかこまるゝ、幸にしてかたれたと云へども、必ずその咎めをうけるであらう、○弗。久しくはたもつまいとなり、○桀。一旦よくても後ほろびた例を云はゞ、桀王が有緡にかちてから却てその國をほろぼした、一旦はかつたれども自分の國をほろぼした、○紂。紂王も一度東夷にかちて威をふるへども、つひにはその身をおとした、これみな德がなくしてかちほこりたゆゑなり、

楚小位下、而亟暴於二王、能無咎乎、天之假助不善、非祚之也、厚其凶惡、而降之罰也、且譬之如天、其有五材、而將用之、力盡而敝之、是以無拯、不可沒振、

【註】金木水火土、五者爲物用、久則必有敝盡、盡則棄捐、故言無拯、拯猶救助也、不可沒振、猶沒不可復振、

楚小。今の楚王も小國で位も下き身でありながら、○亟。桀紂の二王よりはまだ暴虐なり、○能。咎めをえぬことがどうしてあらうぞ、○天。左あれば天道の不善なものをたすけ、その手をかり人をほろぼさせ玉ふのは、これに祥を玉へるではなくて、○厚其。猶々惡を厚くおもくさせておいて、その後に罰を降すのである、○且。これを一つたとへて云に天の如きものとなり、○有。天には木火土金水の五材があつて、これをもちひて居れども、力がつきてはこれを敝ぶるとなり、敝れ盡くるときは棄るなり、○是以。それゆゑ拯ふことがならぬ、沒してはもうよくはならぬ、惡もきはまればすくはれぬとなり、

五月、齊歸薨、大蒐于比蒲、非禮也、

魯の昭公の母堂の薨ぜられたに、大蒐どころではない、非禮なり、

韓宣子問於叔向曰、楚其克乎、對曰、克哉、蔡侯獲罪於其君、

【註】謂弑父而立、

韓。晉で韓宣子が叔向へ問には、今度楚より蔡をせめるが楚がかちにならうかとなり、○對。かつであらうとなり、○蔡。今の蔡侯といへども无道にないではない、前の君につみをえて居らるゝなり、父を弑して位をうばふた人である、

而不能其民、

【註】不能施德、

而。その上國民に德をほどこすこともないゆゑ歸服せぬとなり、

天將假手於楚以斃之、

【註】借楚手以討蔡、

天。さだめて天道もこれをとがめ玉ひて、手を楚にかりてほろぼさするのであらうとなり、

何故不克、然肸聞之、不信以幸、不可再也、楚王奉孫吳以討於陳曰、將定而國、陳人聽命、而遂縣之、

【註】事在八年、

何。されば克ぬと云ふことはあるまい、○然肸。さうは云へども、また肸がきいたことがある、不信にして不圖こぼれ幸の來たは、○不。あとは遂げぬものなり、一端は福のやうなれども、再びあとがつゞかぬ、○楚。その不信を云はゞ、以前に楚王が陳の孫孫吳を守りたてゝ、陳君にすると云たてゝ、陳をうち、その方が國をさだめてやらうと云はれたゆゑ、陳人が命を承はりてふせがなんだれば、遂に孫吳にもわたさず楚の縣にしてうばゝれた、

今又誘蔡而殺其君、以圍其國、雖幸而克、必受其咎、弗能久矣、桀克有緡以喪其國、紂克東夷

所以壅積其惡、

楚。蔡は楚に偪りたる國なれば、楚が伐とるであらう、けれども楚王は徳もなくて有することゆゑ、たゞ惡を積壅ぐたねとなるのみであらうとなり、

歲及大梁、蔡復楚凶、天之道也、

【註】楚靈王弑立之歲、歲在大梁、到昭十三年、歲復在大梁、美惡周必復、故知楚凶、

歲。あの歲星が大梁に及ぶ年には、また蔡が復して楚が凶とならうとなり、これは今の楚王が前の楚王を弑した歲に、歲星が大梁にあつた、これもこれより二年經るとまためぐりて、その處へかへるゆゑ云たものなり、○天。善惡ともにめぐり合せのあるは天の道となり、二年すぎて昭公十三年に及ぶとき大梁へ來るなり、

楚子在申、召蔡靈侯、靈侯將往、蔡大夫曰、王貪而無信、唯蔡於感、

【註】蔡近楚之大國、故楚常恨其不服順、

楚。申へ來て會せられよと請ふたれば、蔡の靈侯の行ふといたされた、○蔡。蔡の大夫どもがいさめて云には、楚王は貪欲邪智にして信のない人なり、○唯。蔡が思ふやうに服せぬをうらんで居る、

今幣重而言甘、誘我也、不如無往、蔡侯不可、三月、丙申、楚子伏甲、而饗蔡侯於申、醉而執之、夏、四月、丁巳、殺之、刑其士七十人、公子棄疾帥師圍蔡、

【註】傳言楚子無道、

今。今まねくに幣物がおもく、進物すぎて言が甘すぎる、これはこの方を誘きて引付る手だてとみえた、○不。往き玉はぬに如くはないとなり、○蔡。承知せられぬ、○三。伏兵を設けおきて、蔡侯を申でもてなし、酒に醉れた時分にとらへた、○夏。蔡侯をころしたなり、○刑。大分の士を死刑に處した、○公。國をせめおとしに往たなり、

上に同じ、

九月、己亥、葬我小君齊歸、

【註】齊歸、

冬、十有一月、丁酉、楚師滅蔡、執蔡世子有、以歸用之、

【註】用之、殺以祭山、

用とは神をまつる牲に用ふることなり、

【傳】十一年、春、王二月、叔弓如宋、葬平公也、

【註】嫌以聘事行、故傳具之、

聘に行たときこゆる故ことわられた、

景王問于萇弘曰、今茲諸侯、何實吉、何實凶、

【註】萇弘、周大夫、

周の天子景王の或とき大夫の萇弘へ問はるゝには、今年は諸侯のうちでは誰が吉で何れが凶ならんとなり、

對曰、蔡凶、此蔡侯般弑其君之歳也、歳在豕韋、

【註】襄三十年、蔡世子般弑其君、歳在豕韋、至今十三歳、歳復在豕韋、般、即靈侯也、

對。蔡の國が不吉とみえますとなり、○此。今年は先年蔡侯般がその君を弑して立ました歳にあたりますとなり、○歳。歳星が豕韋の位にある、先年豕韋にあつたとき君を弑した、今年にて十三年におよび、またその處へかゝりたである、

弗過此矣、

【註】言蔡凶不過此年、

弗。蔡にわざはひの有ること今年中はすぎまいと云こと、

楚將有之、然壅也、

【註】蔡近楚、故知楚將有之、楚無德而享大利、

て、元公の居らるゝ位地をあたゝめて、
將至、則去之、
【註】使公坐其處、
將。來らるゝときに炭を去て座しめたれば、あたゝかにあつた、
比葬、又有寵、
【註】言元公好惡無常、
比。はや葬の時分にはひつくりかへして、寵を得るやうになつた、元公もこゝろのさだまらぬ人であるなり、
【經】十有一年、春、王二月、叔弓如宋、葬宋平公、
葬りに會したなり、
夏、四月、丁巳、楚子虔誘蔡侯般、殺之于申、
【註】蔡侯般弑父而立、楚子誘而殺之、刑其羣士、蔡大夫深怨、故以楚子名告、
告文なり、
楚公子棄疾帥師圍蔡、
告文なり、
五月、甲申、夫人歸氏薨、
【註】昭公母、胡女、歸姓、
國母の喪、
大蒐于比蒲、
魯にて蒐したなり、
仲孫貜會邾子盟于祲祥、
【註】祲祥、地闕、
解に不及、
秋、季孫意如會晉韓起齊國弱宋華亥衞北宮佗鄭罕虎曹人杞人于厥憖、
【註】厥憖、地闕、

輦○ 殿中より車にのりて出るに、君の御自身に車をおし玉ひておくらせ玉ひた、これほどに重んぜられし臣であつたれども、

其子不能任、是以在此、忠爲令德、其子弗能任、罪猶及之、難不愼也、喪夫人之力、棄德曠宗、以及其身、不亦害乎、

【註】夫人、謂子尾、曠、空也、

其○ その子が父の如く任ずることがならぬゆゑに、國をたちのいてこゝに來て居るとなり、○忠 忠ほどの令德はない、○其 その子でも父のごとくに任ずることがならねば、やはり罪が此のごとく及ぶとなり、○難 すればつゝしまずには居りがたいとなり、○喪 夫の人のつとめおきたる力をもうしなひ、令德もすてゝ宗家をもむなしく亡ぼし、○以 その身も難義におよんだ、○不 何と大きなる害ではないかとなり、

詩曰不自我先、不自我後、其是之謂乎、

【註】詩、小雅、言禍亂不在他、正當己身、以喩高彊身自取此禍、

詩○ われより先でもなく、我より後でもなく、丁どわれにわざはひがあつたとは、是を云たものでも有らうかとなり、

冬、十二月、宋平公卒、初元公惡寺人柳、欲殺之、

【註】元公、平公大子佐也、

宋の君が死なれたなり、○初 平公の存生の内に、太子が寺人の柳と云ものをことの外にくみて、ころさうと思はれた、

及喪、柳熾炭于位、

【註】以溫地、

及○ さて平公の卒せられて、元公がその喪をつとめらるゝに及で、また元公への追從に炭をおこしたて

夫。子產は實にしつて、吾にわるいと云ことをしらせられて、吾もしつたれども、其いさめの通りてえ行はず、我意をふるまふたは知の足らぬ處なり、

書曰、欲敗度、縱敗禮、

【註】逸書、

書。欲にて法をやぶり、吾まゝにて禮をやぶるとあるは、

我之謂矣、夫子知度與禮矣、我實縱欲、而不能自克也、

【註】欲因喪以慶新君、故縱而行之、不能自勝、

我がことなり、○夫。法も禮もよくしられた、○我。われは吾まゝにして欲にかつことがならなんだと、後悔して物語りをするなり、

昭子至自晉、大夫皆見、高彊見而退、

【註】高彊、子良、

晉より使をつとめてかへりた、○大。諸大夫が出むかへて歸國を賀した、○高。齊よりしりぞいた高彊も逢うて座をしりぞいたとなり、

昭子語諸大夫曰、爲人子、不可不愼也哉、昔慶封亡、子尾多受邑、而稍致諸君、君以爲忠而甚寵之、將死、疾于公宮、

【註】在公宮被疾、

昭。高彊をみたに付て、昭子が諸大夫への物がたりに、各もよくかんがへられよ、人の子と云ものはつゝしみが大事である、○昔。むかし齊の慶封が無道でほろびたとき、その功に子尾が多くの邑をうけて大身となりたれども、○稍。追々に大方君へ返納したれば、○君。齊侯も忠臣なりとて、はなはだ子尾を寵愛し玉ひた、○將。死するときには御殿の中で病氣付て、

輦而歸、君親推之、

【註】推其車而送之、

禮也、弗聽、叔向辭之、曰、大夫之事畢矣、

【註】送葬禮畢、

○子　けれども聞わけずもたせて行きた、○既　さて葬禮のすんだあとにて、○諸　國々の大夫どもが、ついでに新君へ相見して行たいと請たり、○叔　魯の叔孫がそれは禮でないほどに、いらぬものぢやと云た、○弗　諸大夫が聞入れず請入れたなり、○叔　果して晋より辭した、各方今度ほうむりに會し玉ひたれば、もはや大夫方のつとめむきのことは相すんだと云ものなり、

而又命孤、孤斬焉在衰経之中、

【註】既葬未卒哭、故猶服斬衰、

○而又　その上に孤に見えたいと命せらるれども、○孤　孤はたゞ今斬服を著して衰経の中であるなり、

其以嘉服見、則喪禮未畢、其以喪服見、是重受弔也、大夫將若之何、皆無辭以見、子皮盡用其幣歸、謂子羽曰、非知之實難、將在行之、

【註】言不患不知、患不能行、

○其以　しかるに相見するときは、嘉禮の服を着せずばなるまい、左ればとてまだ喪がをはらぬ内に嘉服は着られまい、○其　また喪服のまゝで御目にかゝりては、重ねて喪禮をうけなをすと云ものなり、○大　各方には如何なさるゝぞと云た、○皆　このやうに思はれては、何れも推返して願ふ辭がなかりた、○子　子産が云たとほり、盡く幣をもちひなくしてかへりたとなり、○謂　行人子羽へ後悔しての物がたりなり、何でも物を知ると云ことが難いではない、○將　まことの難と云は、よく行ふにあるとなり、しかれば行ふを第一とするがよいとなり、

夫子知之矣、我則不足、

【註】言己由子産之戒、既知其不可、而遂行之、是我之不足、

鄭。弔ひに行ふといたされた、○及。河水までいたられたれば、晉より君の御出下さるゝには及ばぬと云たなり、○游吉。使者をやられたなり、

九月、叔孫婼齊國弱宋華定衞北宮喜鄭罕虎許人曹人莒人邾人滕人薛人杞人小邾人如晉、葬平公也、

【註】經不書諸侯大夫者、非盟會、

以上十三國みな晉へゆいて葬りに會した、

鄭子皮將以幣行、

【註】見新君之贄、

鄭子皮。ついでに嗣君に相見して來ようによつて、進物をもたせて行ふと云た、

子產曰、喪焉用幣、用幣必百兩、

【註】載幣用車百乘、

子產。喪中へ何の幣をもちゆるものであらうや、○用幣。まづ幣をもちゆると云ときには、百乘の車をひかせて行かねばならぬ、

百兩必千人、千人至將不行、

【註】行、用也、

百兩の車には人部も必ず千人入用なとなり、○千今千人至つたと云うても、幣禮が行はれてすめばよけれども行はれまいとなり、

不行、必盡用之、

【註】不得見新君、將自費用盡、

不。行はれぬとても、往來に必ずもちひつくしてかへるであらう、

幾千人而國不亡、

【註】言千人之費、不可數、

幾。左やうにむだなことに千人も費しては國がたまるものか、亡るにいたらうとなり、

子皮固請以行、既葬、諸侯之大夫欲因見新君、叔孫昭子曰、非

秋、七月、平子伐莒、取郠、

【註】郠、莒邑、取郠不書、公見討於平丘、魯諱之、

魯の季氏が莒國をうつて郠と云地をとつたなり、

【注】經にこのことのないは、このことゆゑに魯侯の迷惑せられたことがあつたゆゑ、それをいみて書ぬとみえたり、

獻俘、始用人於亳社、

【註】以人祭殷社、

國にかへつて俘を祖廟へ献じたである、○始　人身御供を社にそなへてまつりた、これは非禮なり、

臧武仲在齊、聞之曰、周公其不饗魯祭乎、周公饗義、魯無義、詩曰、德音孔昭、視民不佻、

【註】詩小雅、佻偸也、言明德君子必愛民、

臧　この時分齊に居て、あの方にてこのことをつたへ聞て云には、周公の靈ももはや魯のまつりはうけ玉はぬであらうとなり、○周　周公は義をこそうけ玉へ、非禮はうけさせ玉はぬなり、○魯　しかるに今魯にては義をうしなつた、○詩　德音孔だあきらかなる君子は、民にしめすにうすからぬやうに民を愛せらるゝとなり、これによつて明德の君子と云ふ、

佻之謂甚矣、而壹用之、將誰福哉、

【註】壹同也、同人於畜牲、

佻　しかるに今人を御供にもちゆると云は、佻するのははなはだしきなり、○而壹　おなじくして用るとは、人を牲におなじく用ることなり、これは非禮なり、○將　神もたれに福をくだされうぞとなり、

戊子、晉平公卒、

【註】如裨竈之言、

傳のはじめに云たとほりあたつたなり、

鄭伯如晉、及河、晉人辭之、游吉遂如晉、

【註】禮諸侯不相弔、故辭、

【註】子周本無邑、故更與之、濟南於陵縣西北有于亭、

子。上のとほりにした、○子。子周にも右のとほりにして、この人は前もまだ浪人で知行はなかつたゆゑ、今度あらたに夫于と云ところをあたへたとなり、

反子城子公公孫捷、

【註】三子、八年子旗所逐、

反。これは前年子旗に逐出されたるものどもなり、これらもみな召かへして、

而皆益其祿、凡公子公孫之無祿者、私分之邑、

【註】桓子以己邑分之、

みな知行を昔より加増してあたへた、○凡。右の外にも無祿の公子などへはみな自分の邑をあたへた、

國之貧約孤寡者、私與之粟、曰、詩云、陳錫載周、能施也、

【註】詩、大雅、言文王能布陳大利、以賜天下、行之周徧、

國。貧窮でその日を約しくらすものや、或は獨りものやもめなどには、私に米をあたへたとなり、○曰。詩をひいて、文王の大利を陳きほどこし賜ふことは、あまねくほどこし玉ひて行わたりたとある、

桓公是以霸、

【註】齊桓公亦能施以致霸、

桓。また當國の桓公も弘く施し、霸となり玉ひたと云たなり、これでは民が思ひつくはずのことなり、

公與桓子莒之旁邑、辭、

【註】讓不受、

公。陳桓子が莒へ隱居したゆゑ、齊侯より莒の近邊の邑を陳氏に下されたれども、辭してうけなんだ、

穆孟姬爲之請高唐、陳氏始大、

【註】穆孟姬、景公母、傳言陳氏所以興、

穆。齊侯の母堂が高唐と云大都をあたへて玉はれと請れた、これをえて始て大家となつたとなり、これより追々さかゆるであるとなり、

陳。兩人思のまゝに打かちて、欒高の家財を分どりにせんとした、○晏。晏平仲が陳桓子へ諫言するには、その家財は公に沒收にせられよ、○讓。讓と云は德の本主である、讓を以て美德と云へり、○凡。血氣あるものにあらそふ心のないものはない、○故。利はしひて取らぬがよい、たれも目をつけるなり、

思義爲愈、義利之本也、蘊利生孽、

【註】蘊、畜也、孽、妖害也、

思。義をおもふほどまさりたことはない、○義。しかれば義は元と利の本源で、○蘊利。本をすてさへせねば末の利はいたる、末の利をたくはふれば害を生ずるほどに、

姑使無蘊乎、可以滋長、桓子盡致諸公、而請老于莒、

【註】莒、齊邑、

姑。まづ利をたくはへぬやうにせられよ、○可。左あれば義が益、長ずる、これ則利であると云た、

桓子召子山、

【註】子山子商子周、襄三十一年、子尾所逐羣公子、

桓。いさめにもどらず、盡く公へをさめた、○而。陳氏も隱居がいたしたいとねがふたなり、莒と云在所へ引こみたいとなり、○桓。先年子尾が逐出した公子なり、これを召かへして、

私具幄幕器用、從者之衣屨、

【註】私具、不告公、

私。君には申さずに、自分よりとゝのへて、一切武具家來の仕きせまでそろへて、

而反棘焉、

【註】棘、子山故邑、齊國西安縣東有戟里亭、

而。棘邑と云邑のこの子山の舊領分をそへてかへしたとなり、

子商亦如之、而反其邑、子周亦如之、而與之夫于、

欒高敗、又敗諸莊、

【註】莊、六軌之道、

欒○二子がやぶれてしりぞいた、○又○犬道の廣手でたゝかつて又やぶれた、

國人追之、又敗諸鹿門、

【註】鹿門、齊城門、

國人○齊の士卒が段々に追つめて、○又○城門では大くづれに及だとなり、

欒施高彊來奔、

【註】高彊不書、非卿、

欒○二子もかなはずして魯國へしりぞいた、

陳鮑分其室、晏子謂桓子必致諸公、讓德之主也、讓之謂懿德、凡有血氣、皆有爭心、故利不可强、

【註】不可强取、

而後入、公卜使王黑以靈姑銔率、吉、請斷三尺焉而用之、

【註】王黑、齊大夫、靈姑銔、公旗名、斷三尺、不敢與君同、

然○左やうならば爰にたちて居玉ひて詮はない、かへり玉はぬかと云た、○曰○今このやうに君の伐れ玉ふをみて、どこへ歸るものであらうと云て立て居るなり、○公○齊侯の召されたれば城中へ入たとなり、○公○王黑は大夫である、齊侯のこの王黑に靈姑銔と云公の旗をわたして、士卒を指揮させうとうらなはれたれば、吉とあらはれたゆゑ、旗をわたして敵をふせげと云はれた、○請○王黑がかしこまりて、このはたは君の御旗なれば君の位にまぎるゝゆゑ、三尺裁ち切てみじかくせんと云て、斷てもちひたとなり、これらはよい仕方である、

五月、庚辰、戰于稷、

【註】稷、祀后稷之處、

五○后稷をまつる祭場にてたゝかふた、

氏、子良曰、先得公、陳鮑焉往、

【註】欲以公自輔助、

聞○また我々が如此に甲をさづけたと云ことを追て二子がきいたらば、その時また我を逐であらうとなり、○及○それよりは彼が酒をのんで居るうちに先をとつて、この方より彼二子をうつがよからうと云た、○陳○此ごろ二氏が中むつまじくすることなれば、云あはせて遂に二氏へおしよせたなり、○子○事急におよんだれば、子良がまづ公をうばつて人質にとつたらば、陳鮑も敵することはなるまいと云た、

遂伐虎門、

【註】欲入公不聽、故伐公門、

遂○公をうばゝんと思うても、齊侯の城門をとぢて入られぬゆゑ、城門を伐やぶりにかゝりた、

晏平仲端委立于虎門之外、

【註】端委朝服、

晏○晏平仲はこの亂をきいて朝衣をくはへて、門せめする外へ來てうかりとたつて居た、

四族召之、無所往、

【註】四族、欒高陳鮑、

四○子旗子良が味方にきたれと云、陳鮑の二氏はこの方へ附けよと云て召すとなり、○無○けれども晏子はどちらへも往かうと云はぬ、

其徒曰、助陳鮑乎、曰、何善焉、

【註】言無善義可助、

其○晏平仲が家來が云には、陳鮑氏の味方をなさるる思召かと云た、○曰○かれらに何の善があつて加勢するものぞと云た、

助欒高乎、曰庸愈乎、

【註】罪惡不差於陳鮑、

助○しからば欒高の方へ援助なさるゝか、○曰○あれも陳鮑とおなじことで、何にもまさりたることもない、

然則歸乎、曰、君伐焉歸、公召之、

【註】說二婦人言一、故多レ怨、
○信内　内證むき婦人の言を信じて人のうらみが多いとなり、

彊二於陳-鮑氏一而惡レ之、

【註】惡二陳鮑一、
○彊　齊の陳氏鮑氏よりいきほひはつよくて、また陳鮑をにくむとなり、

夏、有レ告二陳-桓-子一曰、子-旗子-良、將レ攻二陳-鮑一、亦告二鮑-氏一、桓-子授レ甲而如二鮑-氏一、遭二子良醉一而騁、

【註】欲レ及二子良醉一、故驅告二鮑文子一、
○夏　或人が陳氏へつげて云には、○子　二人は欒高氏なり、この二人が陳鮑をせむる企があるとつげた、○亦　鮑氏が方へもこの通りをつげたなり、○桓　これはたまらぬと云て、士卒へ甲冑をわたし兵具して、鮑氏が方へ申あはせに往くつもりなり、○遭　子良がこのことをきいては危いとおもふたところが、また大酒して醉たときいて早馬ではせて、

遂見二文子一、

【註】文子、鮑國、
鮑氏にあふたとなり、

則亦授レ甲矣、使レ視二二子一、

【註】二子、子旗子良、
○則　先だちて或人が鮑氏にもつげたゆゑに、鮑氏もまた甲冑して居たとなり、○使　斥候をつかはして、二子がいよ〳〵我々をせめに來る體かみて來れと云た、

則皆將レ飲レ酒、桓-子曰、彼雖レ不レ信、

【註】彼傳レ言者、
○則　思のほか二子は何の心もなく酒もりして居たである、○桓子　さては吾々につげたものがいつはりであつたれども、

聞二我授一レ甲、則必逐レ我、及二其飲一レ酒也、先伐レ諸、陳-鮑方睦、遂伐二欒-高一

鄭。　晉侯が卒せられんと云た、○今。　今年歳星が玄枵のやどりにある顓頊の虛なり、

姜氏任氏、實守其地、

【註】姜、齊姓、任、薛姓、齊薛二國、守玄枵之地、

姜。　齊と薛との分野にあたる、

居其維首、而有妖星焉、告邑姜也、

【註】客星居玄枵之維首、邑姜、齊大公女、晉唐叔之母、星占、婺女、爲既嫁之女、織女、爲處女、邑姜、齊之既嫁女、妖星在婺女、齊得歳、故知禍歸邑姜、

居。　維首。と云は星のつながれたる首なり、たとへば七曜の劍先きと云が維首である、今そのつらなりたるさきに妖星が出たなり、○告。　これは晉の元祖の邑姜の神へつげるのであるとなり、【注】玄枵のつないだ首に出た、○邑。　元祖の父の妃なり、○星占。　古への星經なり、

邑姜、晉之妣也、天以七紀、

【註】二十八宿、面七、

晉の配なり、○天。　二十八宿を四方へ配すると一面七つゝなり、

戊子、逢公以登、星斯於是乎出、

【註】逢公、殷諸侯、居齊地者、逢公將死、妖星出婺女、時非歳星所在、故齊自當禍、而以戊子日卒、

戊。　むかし殷のときの諸侯の逢公が、齊の地にあつて死なるゝときに妖星が出た、

吾是以譏之、

【註】爲晉侯彪卒傳、

吾。　それで今も古へのとほりであらうとおもうてそしると云たなり、

齊惠欒高氏皆耆酒、

【註】欒高二族皆出惠公、

惠公より出たる二氏がはなはだ酒をこのむである、

信内多怨、

焉用速成、其以勦民也、

【註】勦、勞也、

焉用　急に成就せんとすれば、民をつからかすものなり、

無囿猶可、無民其可乎、

無　囿は畢竟云へばなくても可なりに間はあへども、民がなくてはわるいでは有まいかと云ふた、

【經】十年、春、王正月、夏、齊欒施來奔、

【註】嗜酒好内、以取敗亡、故書名、

齊を出奔して魯へ來たなり、

秋、七月、季孫意如叔弓仲孫貜帥師伐莒、

【註】三大夫皆卿、故書之、季孫爲主、二子從之、

魯の出陣を書した、

戊子、晉侯彪卒、

【註】五同盟、

告文なり、

九月、叔孫婼如晉、葬晉平公、

【註】三月而葬速、

葬會に往たなり、

十有二月、甲子、宋公成卒、

【註】十一同盟也、無冬、史闕文、

告文なり、

【傳】十年、春、王正月、有星出于婺女、

【註】客星也、不書、非孛、

星は客星と云てつねにことなる星を云ふ、經には孛星でないゆゑ書なんだ、

鄭裨竈言於子産曰、七月、戊子、晉君將死、今茲歳在顓頊之虚、

【註】歳、歳星也、顓頊之虚、謂玄枵、

言以出令、臣實司味、二御失官、而君弗命、臣之罪也、

【註】工與嬖叔侍御君者、失官不聰明、

言○ その言は令を出すものなり、○臣 私は味をつかさどる者なり、能くその味をつかさどれば、君の志もみち言もさだまりて、令を出し玉ふなれども、○二 今二臣が側に侍御して官をうしなつて居れども、君の命ぜられぬは、元と味をつかさどる臣がつみなりと云て飲だ、これは罰盃にて三臣を罰して、晋侯をいさめたる言である、

公說、徹酒、初、公欲廢知氏而立其外嬖、爲是悛而止、秋、八月、使荀躒佐下軍以說焉、

【註】躒、荀盈之子、知文子也、佐下軍、代父也、說、自解說、

公○ ことの外感服せられて早々酒を止められた、○初○ 晋の知氏は家筋のものなるを廢して、外嬖をとり立てようといたされたれども、○爲○ この諫で心が付てあらため止られた、○秋○ 下軍へ召出して、自ら說は云わけの意であるなり、

孟僖子如齊殷聘、禮也、

【註】自叔老聘齊、至今二十年、禮意久曠、今修盛聘、以無忘舊好、故曰禮、

魯より齊へは久く聘問使がたえて居たを、今屹度したる聘をせられたは、好をむすぶゆゑ禮と云たなり、

冬、築郎囿、書時也、季平子欲其速成也、叔孫昭子曰、詩曰、經始勿亟、庶民子來、

【註】詩、大雅、言文王始經營靈臺、非急疾之、衆民自以子義來、勸樂爲之、

魯のことなり、土功のときであつたとなり、○季○ 季氏は早く出來させたいと云た、○叔○ 靈臺を經始すること亟にすること勿れども、庶民子の如く來るとは、文王の臺をつくり玉ふときの詩である、

曰、女爲君目、將司明也、

【註】職在外、故主視、

○曰　その方は外部ををさむる君の名代なれば、君の目と云ものなり、しかれば明をつかさどるではないか、明あつてよく物を見わけるだならば、

服以旌禮、

【註】旌、表也、

服をさだめて以て禮をあらはし、

禮以行事、

【註】事、政令、

禮を以て政をおこなふはずなり、

事有其物、

【註】物、類也、

事○　その事にはその類がある、

物有其容、

【註】容、貌也、

物○　類にはその容がある、

今君之容、非其物也、

【註】有卿佐之喪、而作樂歡會、故曰非其物、

○今　今君の貌はその類でない、卿の喪は國の政令にかゝはることで、君もその貌がなくてはならぬことなり、それに今酒を飲でたのしみ玉ふはその貌でないなり、

而女不見、是不明也、亦自飲也、

曰、味以行氣、氣以實志、

【註】氣和則志充、

○而女　それを見わけぬは、その方が明ならぬであるほどに飲めと云た、○亦　己が手にものみて云には、味と云ものは氣をめぐらす、その氣は志を實るものなり、

志以定言、

【註】在心爲志、發口爲言、

志より言をさだむる、心にたくはへてあるは志なり、外へ出ては言なり、

許之、

【註】公許之、

許○晋侯の許して酌せられた、

而遂酌以飲工、

【註】工樂師師曠也、

而○屠蒯が立て樂人の頭に酒を酌んで飲せた、

曰、女爲君耳、將司聰也、

【註】樂所以聰耳、

曰○其上に云は、女ぢは音律の官なれば君の耳と云ものなり、○將すれば聰を司るは汝が職では無いか、

辰在子卯、謂之疾日、

【註】疾惡也、紂以甲子喪、桀以乙卯亡、故國君以爲忌日、

辰○子と卯とに當る日を桀紂が亡びた日とて、國君の惡日とすることとなり、

君徹宴樂、學人舍業、爲疾故也、

君之卿佐、是謂股肱、股肱或虧、何痛如之、

【註】言痛疾過於忌日、

君○依て此日は忌て、君は宴樂を止め、學人は學業を舍て休日とするは、○爲疾む故であるとなり、○君それに今君の卿佐の喪中なり、そもそも卿佐は君の股肱である、君の片腕片股が闕た時は、此上の痛は有まい、これは子卯の日を忌む位では無いなり、

女弗聞而樂、是不聰也、

【註】不聞是義而作樂、

女○その方がこの義をまだきかぬさうな、それなればこそ音樂をすれ、それでは聰をつかさどる詮はないに、この罰酒をのめと云た、

又飲外嬖嬖叔、

【註】外都大夫之嬖者、

又○外都の大夫の出頭人に嬖叔と云ものがその座に居た、これへもつきかけて飲せた、

逐楚而建陳也、

【註】水得妃而興、陳興則楚衰、故曰逐楚而建陳、

逐○ 水は火を得て興るものなり、今妃を得たれば陳はおこりて楚のよわみなり、依之楚を逐て陳を建ると云た、

妃以五成、故曰五年、

【註】妃、合也、五行各相妃合、得五而成、故五歳而陳復封、爲十三年、陳侯呉歸于陳、傳、

妃○ は配なり、合て五を以て成就すると云は、五行の配行である、依之五年と云たものである、

歳五及鶉火、而後陳卒亡、楚克有之、天之道也、故曰五十二年、

【註】是歳歳在星紀、五歳及大梁、而陳復封、自大梁四歳而及鶉火、後四周四十八歳、凡五及鶉火、五十二年、天數以五爲紀、故五及鶉火、火盛水衰、

歳○ 歳星が五たび鶉火に及ぶ、而して後陳が亡びて、○楚○ 楚が又此を有つと云は、天の自然の道であるとなり、○故 それゆゑ五十二年と云た、

晉荀盈如齊逆女、

【註】自爲逆、

自分の妻女を逆へに行きた、

還、六月、卒于戯陽、

【註】魏郡内黄縣北有戯陽城、

還○ 歸るとて途中にて死だ、

殯于絳、未葬、晉侯飲酒樂、膳宰屠蒯趨入、請佐公使尊、

【註】公之使人執尊酌酒、請爲之佐、

殯○ また葬らぬ前なれば、晉の都城の内にかりもがりしてある、○晉 酒宴してさわがるゝである、○膳 晉侯の酒を酌む者を側に於て、酒を酌せらるゝ、酌人のことを使尊と云なり、是に佐とは屠蒯が御酌人の手傳が致したいと云た、

【註】䢴、送死衣、幸に弔ひながら趙成を使として、周へつかはし悔みを云はせ、其上に彼の甘人と爭ひたる閻田と死を送るの衣とを呈して、

反頴俘、王亦使賓滑執甘大夫襄以說於晉、晉人禮而歸之、

【註】賓滑、周大夫、

頴の俘を皆免して歸したとなり、○王　かやうに晉がをとなしく出れば、又王より弃おき玉はず、賓滑と云大夫に命じて、甘の大夫襄を執へて晉へ云わけして、存分にせられよと云て送らせ玉ふた、○晉　又晉人がそれには及ばぬと云て、禮して歸したとなり、

夏、四月、陳災、鄭裨竈曰、五年陳將復封、封五十二年而遂亡、子產問其故、對曰、陳、水屬也、

【註】陳、顓項之後、故爲水屬、

陳に火災が有た、○鄭　是は又五年過たらば陳が又再び封ぜられて、元のごとく國と成るで有らう、○封　それより又五十二年立てのちに亡るで有らうと考へた、○子　何故ぞと問た、○對　陳は元と顓項の末なれば水德にて、水に屬したる國であるとなり、

火、水妃也、

【註】火畏水、故爲之妃、

火　然るに今災があつた、火は水の爲には妃敵であるなり、

而楚所相也、

【註】相治也、楚之先祝融、爲高辛氏火正、主治火事、

而　さて楚の元祖は高辛氏の火正で有た、しかれば火は楚が昔より治め來る所なり、

今火出而火陳、

【註】火、心星也、火出、於周爲五月、而以四月出者、以長歷推、前年誤置閏、

今　今火星の出た時に陳に火災が有つた、

【註】伯父猶然、則雖戎狄、無所可責、晉率陰戎伐周邑、故云然、

伯。今伯父は若し冠を裂き棄て、冕を毀り本を拔き弃て、原を塞ぎ專ら吾儘に頭を弃てられなば、○雖。戎と云へども余一人を有とせまい、中國の諸侯さへ弃られて王を蔑如にしては、何ほど戎と卑しめても責られぬとなり、是は今戎を率ゐ周の地を伐つ故に云たものである、

叔向謂宣子曰、文之伯也、豈能改物、

【註】言文公雖霸、未能改正朔易服色也、

叔。此言を聞て叔向が韓宣子に云には、晉の文公の伯長と成玉ひて威を振ひ玉ひたれども、まだ物を改むることは成されなんだとなり、物とは正朔を改め服色を易へることにて、諸侯で無く王となるを云たものなり、天子の服を着することは成らぬである、

翼戴天子、而加之以共、

【註】翼、佐也、

翼。唯天子をつゝしみいたゞきて、加之また共を以てせられた、

自文以來、世有衰德、而暴滅宗周、

【註】宗周、天子、

自。しかるに文公より以來は、晉も追々德が衰へて宗周を暴滅し蔑如にして、

以宣示其侈、諸侯之貳、不亦宜乎、且王辭直、子其圖之、宣子說、

王有姻喪、

【註】外親之喪、

以。侈を宣べ示された、これでは諸侯が二心有て晉を叛くも亦尤じやとなり、○且。殊に今王の辭は正直なとなり、○子。よきやうに取計はれよと云た、○宣。尤と感服した、○王。時しも天子には外親がたの喪が有たゆゑ、

使趙成如周弔、且致閻田與襚

故○允姓の姦凶は瓜州に殘てある、

伯父惠公歸自秦、而誘以來、

【註】僖十五年、晉惠公自秦歸、二十二年、秦晉遷陸渾之戎於伊川、

伯○然るに伯父晉の惠公の代に、秦より歸るとて陸渾の戎を誘引して來られてより以來、

使偪我諸姬、入我郊甸、則戎焉取之、

【註】邑外爲郊、郊外爲甸、言戎取周郊甸之地、

使○中國の諸姬の國々に近く接りて、戎を誘引して郊甸の内に入らしめた故、則ち戎が郊甸の地を取るやうに成た、

戎有中國、誰之咎也、

【註】咎在晉、

戎○然る上は戎の中國にはびこるやうに成たと云は誰が咎ぞや、晉の所爲となり、

后稷封殖天下、今戎制之、不亦難乎、

【註】后稷修封疆、殖五穀、今戎得之、唯以畜牧、

后○后稷の疆を正して五穀を殖られたを、○今○今は戎が入り住て、其穀を食し畜牧するやうに成たは、○亦○これでは治めにくいではないか、

伯父圖之、我在伯父、猶衣服之有冠冕、木水之有本原、民人之有謀主也、

【註】民人謀主宗族之師長、

伯○よくかんべんせられよ、○我○我は晉侯の爲には衣服ならば王は冠りなり、木で云へば王は本にて晉侯は枝葉なり、水で云へば王は源にて晉は流の末のやうなものなり、人で云へば謀主頭のやうなものなり、

伯父若裂冠毀冕、拔本塞原、專棄謀主、雖戎狄、其何有余一人、

及武王克商、蒲姑商奄、吾東土也、

【註】樂安博昌縣北在蒲姑城、

及。武王の殷に克玉ひて後、○蒲姑商奄の國々を吾が東土と定め玉ひ、

巴濮楚鄧、吾南土也、肅愼燕亳、吾北土也、

【註】肅愼、北夷、在玄菟北三千餘里、

巴。南土北土以上四方の內は皆周の邦內と定りた、

吾何邇封之有、

【註】邇、近也、

吾。然ば吾が封內は邇い所ばかりでは無い、千里二千里の外迄も吾が王土なりと云こと、

文武成康之建母弟、以蕃屛周、亦其廢隊是爲、

【註】爲後世廢隊、兄弟之國當救濟之、

文。文王武王成王康王の御代々に、母弟を建てゝ、周を蕃屛すと取まわして守するも、亦王室の廢隊あらん時に、救はしめんとて建て置かれたなり、

豈如弁髦、而因以敝之、

【註】童子垂髦、始冠必三加冠、成禮而棄其始冠、故言弁髦因以敝之、弁、亦冠也、

豈。弁髦と云は童子の冠なり、成長に及ではその冠を替ることである、その時に是は童子の冠にて今は不用なりと云て、敝り弃ることなり、その如く始封の國も、今は入用に無い故弃るとは云はれぬなり、

先王居檮杌于四裔、以禦魑魅、

【註】言檮杌、略擧四凶之一、下言四裔、則三苗在其中、

先。先王の四凶の者を四方の端々へ放ちて、魑魅を禦がせ玉ひた、

故允姓之姦、居于瓜州、

【註】允姓、陰戎之祖、與三苗俱放三危者、瓜州、今敦煌、

取州來淮北之田、以益之、
【註】益許田、
取。許に高を加增したである、

伍擧授許男田、然丹遷城父人於陳、以夷濮西田益之、
【註】以夷田在濮水西者、與城父人、
伍。伍擧が田を主りて許男にわたした、○然。今迄の城父の人民は今度滅ぼした陳へうつらせた、○以。やはり城父の田の濮水の西にあるを陳へ增したとなり、

遷方城外人於許、
【註】成十五年、許遷於葉、因謂之許、今許遷於夷、故以方城外人實其處、傳言靈王使民不安
遷。許の明地へは四方の城外の民を入て實た、楚王が民を困めらるゝを云たなり、

周甘人與晉閻嘉爭閻田、
【註】甘人、甘大夫襄也、閻嘉、晉閻縣大夫、
周室の臣たる甘の大夫襄と云者と、晉の閻縣の大夫と閻の境論をするなり、

晉梁丙張趯率陰戎伐潁、
【註】陰戎、陸渾之戎、潁、周邑、
晉。此時しも晉の梁丙張趯二人が、陰戎と云陸渾の戎を率ゐて、潁と云周王の御領を伐た、

王使詹桓伯辭於晉、
【註】辭責讓之、桓伯、周大夫、
王。王より大夫を以て晉へ御咎である、

曰、我自夏以后稷、魏駘芮岐畢、吾西土也、
【註】在夏世、以后稷功、受此五國、爲西土之長、駘、在始平武功縣所治釐城、岐、在扶風美陽縣西北、
曰。責むる辭なり、我先祖古夏の代に后稷の官と成玉ひし時より、その功を以て魏駘芮岐畢の五國をば吾が西土と定め玉ひたり、

みえますると云た、これは陳氏か齊國で日にさかんになり、民をなつけ祖廟を齊に建てまつるを云ふたものである、

【經】九年、春、叔弓會楚子于陳、

【註】以事往、非行會禮、

魯より陳へ出會した、【注】これは何ぞ外の用事で行て會したとみえる、會とてもよほして出たではないとなり、

許遷于夷、

【註】許畏鄭欲遷、故以自遷爲文、

告文なり、

夏、四月、陳災、

【註】天火曰災、陳既已滅降爲楚縣、而書陳災者、猶晉之梁山沙鹿崩、不書晉、災害繫於所災所害、故以所在爲名、

告文なり、【注】今は楚の扣なれども、災はその出たところへ繋るゆゑ、やはり陳とかいたなり、楚の災ではないとなり、

秋、仲孫貜如齊、

傳にてすむことなり、

冬、築郎囿、

上に同じ、

【傳】九年、春、叔弓宋華亥鄭游吉衞趙黶會楚子于陳、

【註】楚子在陳、故四國大夫往、非盟主所召、不行會禮、故不總書、

此やうに諸大夫が集まりたれども、會禮を行はぬに依て、經に諸大夫を書さなんだ、

二月、庚申、楚公子棄疾遷許于夷、實城父、

【註】此時改城父爲夷、故傳實之、城父縣、屬譙郡、

楚王の命を蒙りて、許を國替させて城父へやりた、此時分夷と云た故に夷と書た、

でござらう、

且陳氏得政於齊、而後陳卒亡、

【註】物莫能兩盛、

○且　その上齊の陳氏はまだ十分に齊の政をえませぬ、彼が齊にて政を得て君よりつよくなれば、陳氏のおこると申すものなり、○後　さういたしたら陳がほろびるでござらうとなり、兩方ながら盛なるの理はないゆゑなり、

自幕至于瞽瞍無違命、

【註】幕、舜之先、瞽瞍、舜父、從幕至瞽瞍間、無違天命廢絕者、

○自　元祖の幕より瞽瞍までの間に、天命にたがふたる者はなかりた、

舜重之以明德、寘德於遂、

【註】遂、舜後、蓋殷之興、存舜之後而封遂、言舜德乃至於遂、

○舜　その上舜の明德を以てかさおきし玉ひたれば、その後いよ〳〵さかえて、殷の代に及では遂に封せられた、

遂世守之、及胡公不淫、故周賜之姓、使祀虞帝、

【註】胡公滿、遂之後也、事周武王、賜姓曰嬀、封諸陳、紹舜後、

○遂　さて遂の國は世々守て末孫の胡公まで續た、胡公が淫失なかりしゆゑに、○故　武王より姓を嬀とたまうて、陳に封じて虞舜をまつらせ玉ひた、

臣聞盛德必百世祀、虞之世數未也、繼守將在齊、其兆既存矣、

【註】言陳氏興盛於齊、形兆已見、

○臣　盛德の有たる神靈は百代はまつらるゝと申すことなり、○虞　舜はまだ百代の數の祀は受玉はぬことなれば、まだ亡びますまい、○繼　陳の國がこの後ほろびましたらば、その跡は齊にて繼ぎまもるでござらう、○其　齊の陳氏がおこる兆が既にあらはれ

だ、楚王がそのことを云出して、

侍飮酒於王、王曰、城麇之役、女知寡人之及此、女其辟寡人乎、

【註】及此、謂爲王、

侍。今陳公にいたされた、さて、酒宴の坐へ出て侍坐した、○王。楚王が穿封戌へ云はるゝには、昔城麇の役で汝が予とあらそふたが、予がこのやうに今楚王となると云ことを知りたらば、その方も予をよけて通すであらうかと云はれた、

對曰、若知君之及此、臣必致死禮以息楚、

【註】息、寧靜也、

對。穿封戌が思の外苦口を云なり、もし君が今日ごろこのやうになり玉ふとしりたらば、臣必死禮をいたして是非ころして、楚國を安寧にいたさうものを、殘念をいたしたと云ふた、

晉侯問於史趙曰、陳、其遂亡乎、

對曰、未也、公曰、何故、對曰、陳顓頊之族也、

【註】陳祖舜、舜出顓頊、

陳の國はもはやこのまゝ亡るであらうかとなり、○對。まだほろびますまいと云た、○公。何ゆゑに亡ぬぞと問はれた、○對。陳は顓頊の末葉なれば、顓頊のほろびたときに亡るでござらう、

歲在鶉火、是以卒滅、陳將如之、

【註】顓頊氏以歲在鶉火而滅、火盛而水滅、

歲。むかし顓頊のほろびたときには、歲星の鶉火に在るときにほろびました、○陳。今の陳もそのとほりでござらうとなり、これは顓頊は水德ゆゑに、火のさかりなるにまけて亡びたを云なり、

今在析木之津、猶將復由、

【註】箕斗之間有天漢、故謂之析木之津、由、用也、

今。今鶉火星は析木の津に在て、水が勝て居るゆゑに、○猶。德がまだほろびずして、再びもちひらるゝ

【註】壬午、十月十八日、傳言二十一月一誤レリ、

冬。楚よりほろぼしたである、

輿嬖袁克殺レ馬毀レ玉以葬、

【註】輿、衆也、袁克、嬖人之貴者、欲下以二非禮一厚中葬哀公上、

輿。衆臣の内に哀公の出頭があつて、名を袁克と云た、このものが哀公を丁寧にいたしたく思ひ、馬をころしてしたがへ、玉をこぼちて棺へ入れて葬りたいとて、その用意したである、これは分にすぎた仕方である、

楚人將レ殺レ之、請レ寘レ之、

【註】置二馬玉一、

楚。袁克をころさんと云た、○請。左やうならば馬や玉は止めに致さうと云た、

既又請レ私、

【註】私盡二君臣恩一、

既。然らばせめて哀公の尸に拜禮し、いとまごひが致たいと請た、

私二於幄一、加二経於顙一而逃、

【註】幄、帳也、逃レ不レ欲レ爲二楚臣一、

私。幄の内へ入て君に喪するの禮を盡して、ひたひに経と云喪服の物をあてゝ逃去り、楚の臣とはならなんだ、

使二穿封戌爲一陳公一、

【註】戌楚大夫、滅レ陳爲レ縣、使二戌爲一縣公、

使。陳は楚へとつて楚の縣とし、一國の號をけづりたである、楚國の領分陳縣と云になつた、穿封戌は楚の大夫で、これを縣奉行にした、陳公は陳縣の主と云ことである、この方で大坂番と云の類なり、

曰、城麇之役不レ諂、

【註】城麇役、在二襄二十六年一、戌與二靈王一爭二皇頡一、

曰。この穿封戌は以前今の楚王の公子で居らるゝとき、公子とともに城麇の合戰に出でゝ、皇頡と云ものを生どつて公子圍が無理を云うて、予が生どつたとあらそうて、終に公子圍の功名になつたれば、無念におもうて戟をとつて公子を追出してへつらはなん

【註】周書、康誥也、言當施惠於不惠者、勸勉於不勉者、茂、勉也、

周○惠むまじきものにも惠をほどこし、世話やかずともよいものをも勉めせわやけとある、

康叔所以服弘大也、

【註】服、行也、

康○これが康叔のひろく大に人を服せられた仕方なりと云た、

桓子稽顙曰、頃靈福子、

【註】頃公靈公、欒氏所事之君、

桓○この子旗が言をきいて にはかに感心し、稽首して云には、足下の左やうな思召とはしらなんだ、それでは國廟の神もさだめて足下には福を下し玉はるであらう、

吾猶有望、

【註】望子旗惠及己、

吾○われも足下をたのもしく存ずると云て、

遂和之、如初、

【註】和欒高二家、

遂○それより兩家へ和を入れて、初の如くむつまじくいたさせたであるなり、

陳公子招、歸罪於公子過而殺之、

【註】言招所以不死而得放、

己れが張本でありながら、過にぬりつけてころした、それゆゑ己は命をたすかつて後に追放せられた、

九月、楚公子棄疾帥師奉孫吳圍陳、

【註】孫吳悼大子偃師之子惠公、

楚より棄疾が大將となつて、大子の子の孫吳を守りたてゝ陳をかこんだ、

宋戴惡會之、

【註】戴惡、宋大夫、

宋の大夫も一味して會した、

冬、十一月、壬午、滅陳、

へりて、

游服而逆レ之、

【註】去二戎備一著二常游戲之服一、

游服は常々のあそび服と云ことなり、鎧をぬぎすてて平生の服を著て、空しらぬ貌をして出むかへた、

請レ命、

【註】問二桓子所一レ至、

請。 子旗が桓子に何方へぞゆかるゝかと問た、

對曰、聞三彊氏授レ甲將二攻レ子、子聞諸、曰、弗レ聞、子盍三亦授レ甲、無宇請從、

【註】無宇、桓子名、

對。 桓子が云には、子良が甲冑を士卒にわたして、足下を攻る用意をすると云ことであるが、足下はきかれぬかと云た、○曰。 子旗が曾て うけたまはらぬ と云た、

子旗曰、子胡然、彼孺子也、吾誨レ之、猶懼二其不一レ濟、吾又寵二秩之一、

【註】謂下爲レ之立上レ宰、

子。 桓子がべつたりとかはつて云には、なぜ足下も急で士卒に甲冑をわたして戰の用意せられぬ、拙者もいざ味方申さうと云た、○子。 なぜさうしたをとなげないことを云はるゝぞ、彼はまだ何を云ても子どもであるなり、○吾。 それゆゑ常々何角を世話やきをしへてやれども、まだ幼弱なれば猶も埒があくまいとおもうて心元ない、○吾。 寵するゆゑに、しかとした宰をたてんと云たものである、

其若二先人一何、子盍レ謂レ之、

【註】謂レ之、使レ無レ攻レ我、

其。 子尾と亡父とは懇志なる中なるに、今合戰におよびたらば先人へ對して何と申分がならうぞ、○子。 なぜこのわけを云て、彼が承知するやうにしづめられぬ、

周書曰、惠レ不レ惠、茂レ不レ茂、

子工、成之弟鑄也、子車頃公之孫捷也、
八　子尾が屬大夫どもをも逐出した、

皆來奔、
【註】不書、非卿、
皆來　魯へ來たなり、

而立子良氏之宰、
【註】子良、子尾之子高彊也、子旗爲子良立宰、
而　子尾の子の子良が若年なゆゑ、家老をたてゝやらうと云た、

其臣曰、孺子長矣、
【註】孺子、謂子良、
其　子良が家臣が云には、孺子は若旦那も成長いたされたに、

而相吾室、欲兼我也、
【註】兼、幷也、
而　子族があのやうに世話めさると云は、この方の家を子旗の方へ一つにするたくみと見えたとなり、

授甲將攻之、陳桓子善於子尾、亦授甲將助之、或告子旗、子旗不信、則數人告、將往、又數人告於道、遂如陳氏、桓子將出矣、聞之而還、
【註】聞子旗至、
授　士卒に甲冑をさづけ、人數をそろへて子旗をせめうと云た、○陳　これまた常々子尾とむつまじかつたに付て、自分にも甲をさづけて、子良が臣に加勢せんと云て出かけたなり、○或　或人が足下をせむるとつげた、○子　さしてせめらるゝおぼえもないゆゑ、詐りと思うて信せぬ、○數　追々人が告て來る、○將　あまりに人がつげるによつて、子細を聞うとおもひて出かけた、○又　子旗が往く路次で人々がこのことをつげた、○遂　まづ陳桓子が方へ聞きにゆきた、○桓　桓子は甲を着て出ようとしたところへ、思の外に子旗が來たときいてびつくりしてか

也、史趙見子大叔曰、甚哉其相蒙也、

【註】蒙、欺也、

游。鄭よりは君がぢきに賀に往かれた、○史。これはねから賀する筈のことではないゆゑ、相あざむかれることのはなはだしいことかな、

可弔也、而又賀之、子大叔曰、若何弔也、其非唯我賀、將天下實賀、

【註】言諸侯畏晉、非獨鄭、

却つて悔をこそ云はるゝはずなれと云たなり、○子。どうして弔するものぞ、是は吾國のみではあるまい、追付け天下中の諸侯が賀にいたらるゝであらうと云たなり、

秋、大蒐于紅、自根牟至于商衞、革車千乘、

【註】大蒐、數軍實、簡車馬也、根牟、魯東界、琅邪陽都縣有牟郷、商宋地、魯西竟接宋衞也、言千乘、明大蒐、且見魯衆之大數也、

武器人數のしらべなり、東の果てより西の他國さかひまでのこらず出たと云こと、多いを云たものなり、

七月、甲戌、齊子尾卒、子旗欲治其室、

【註】子旗、欒施也、欲并治子尾之家政、

齊の子尾が死たれば、子旗は日頃懇意の間がらなれば、子尾が子も幼少ゆゑ、家のことをこの方よりきりもりせうと思ふた、

丁丑、殺梁嬰、

【註】梁嬰子尾家宰、

丁。自分の企ての妨になるものかして子旗がころした、

八月、庚戌、逐子成子工子車、

【註】三子齊大夫子尾之屬、子成、頃公子固也、

子留、夏四月、辛亥、哀公縊、

【註】憂恚自殺、經書辛丑、從赴、

○哀　哀公は何かわるい疾にて癈人であつた、○三　留をあづけたる兩人がやしなひたる留を立たくおもうて、二人云あはせて大子をころし、○而　留を總領にたてたである、○夏　无念におもはれても身が叶はぬによつて、いきどほりて縊られた、

干徵師赴于楚、

【註】干徵師、陳大夫、

○干　陳の大夫なり、哀公の卒を楚へつげて、

且告有立君、公子勝愬之于楚、

【註】以招過殺偃師告愬也、

且あとに君を立ましたと云こともつげた、○公　勝が方よりは招と過と合體して、大子をころしたとつげた、

楚人執而殺之、

【註】殺干徵師、

○楚　それゆゑこの行人干徵師も招過と一味とこゝろえて、楚でころしたははやまりたことである、

公子留奔鄭、書曰、陳侯之弟招、殺陳世子偃師、罪在招也、楚人執陳行人干徵師殺之、罪不在行人也、

【註】疑爲招赴楚、當同罪、故重發之、

○公　勝がつげたゆゑ國には居られぬ、○書　經に書たは招が張本であつた、○楚　この經文には楚人をつみしたなり、行人干徵師は留と一味ではない、【注】招が使に往たゆゑ、ころした仲間ときこゆるゆゑ、重ねてことわりたものなり、

叔弓如晉、賀虒祁也、

【註】賀宮成、

魯より離宮の出來たる賀の使に往たである、

游吉相鄭伯以如晉、亦賀虒祁

と云はかなしいとかな、舌はあつて人並に出せども、信がなきゆゑにたゞ身のやまひになり、迷惑するまでとなり、言の理もわきまへずたかきことのみ云て、人に退けらるゝは信なきのやまひなり、

哿矣能言、巧言如流、俾躬處休、其是之謂乎、

【註】哿、嘉也、巧言如流、謂非正言、而順叙以聽言見答者、言其可嘉以信而有徵、自取安逸、師曠此言緣問流轉終歸于諫、故以比巧言如流也、當叔向時、詩義如此、故與今說詩者小異、

○哿　よいかなよく言ものは、巧みに言ふゆゑながるゝが如く流轉し、身を安逸に居らしむるとはこの師曠が言を云ならんとなり、石のことより轉じ流していさめに歸したをほめて云たなり、

是宮也成、諸侯必叛、君必有咎、夫子知之矣、

【註】爲十年、晉侯彪卒傳、

○是　この晉侯の宮が出來をはりたらば、諸侯は見かぎりてそむき君はかならず天のとがめを受け玉ふべし、夫子師曠はこれを知て云たものとなり、

陳哀公元妃鄭姬生悼大子偃師、

【註】元妃、嫡夫人也、

本夫人が大子偃師を生れた、

二妃生公子留、下妃生公子勝、二妃嬖、留有寵、屬諸司徒招與公子過、

【註】招及過、皆哀公弟也、

○二妃　二番目の妃が公子の留を生た、○下妃　下妃のはらに勝と云が生れた、○二　留が母が哀公の氣に入なるゆゑ留を愛せらるゝ、○屬　哀公の弟達兩人へこの留をあづけてそだてさせられた、

哀公有廢疾、三月、甲申、公子招公子過殺悼大子偃師、而立公

るとなり、○今　しかれば今君には宮室を崇侈とたかく建ならべおごり玉ひて、民の精力は傷れ盡て困窮し、

怨讟並作、莫保其性、

【註】性、命也、民不敢自保其性命、

怨讟はきそひ作り、民どもは性命をたもつこともならぬやうに成ました、

石言不亦宜乎、於是晉侯方築虒祁之宮、

【註】虒祁地名、在絳西四十里、臨汾水、

○石　これでは石も言ふはずでござると云たなり、○於　これからは左氏の言なり、この時分晉侯のさかりに虒祁と云ところに離宮をきづかるゝときであつた、それをいさむる爲にかやうに云たものである、

叔向曰、子野之言、君子哉、

【註】子野、師曠字、

○叔　叔向がこの返答をきいて云には、子野が云分はさて〳〵君子の語なるかな、

君子之言、信而有徴、故怨遠於其身、

【註】怨咎遠其身也、

○君　君子の言はみな信にしてしるしがあるものなり、徴はしるしなり、○故　言ことが證據があるゆゑ、人がうらみとがめぬである、

小人之言、僭而無徴、故怨咎及之、詩曰、哀哉不能言、匪舌是出、唯躬是瘁、

【註】詩、小雅也、不能言、謂不知言理、以僭言見退者、其言非不從舌出、以僭而無信、自取瘁病、故哀之、

○小　小人は尤らしくは云へども虚説のみで、一つとしてこれはあたりたると云ことがないゆゑに、人にうらみられたりとがめられたりして、果にはその身に怨咎がおよぶとなり、○詩　もの云ことのならぬ

子とかいたなり、
殺陳孔奐、
【註】無傳、招之黨、楚殺之、
告文なり、
葬陳哀公、
【註】嬖人袁克葬之、魯往會、故書、
魯よりもほうむりに會した、
【傳】八年、春、石言于晉魏楡、
【註】魏楡、晉地、
晉の魏楡と云ところにて石がもの云たと云ふらしたである、
晉侯問於師曠曰、石何故言、對曰、石不能言、或馮焉、
【註】謂有精神馮依石而言、
○晉侯　師曠は樂師にてもの知りゆゑ問はるゝには、石が何としてものを云たぞ、○對　石はえもの言はぬものなれども、何ぞの精魂が附て云たものでござらう、附て言ふことはまゝあることでござるとなり、
不然、民聽濫也、
【註】濫、失也、
○不　左なくは人の聞そこなひでござらうとなり、
抑臣又聞之、
【註】抑、疑辭、
○抑　たゞしまた臣が承りつたへたるはなしがござる、
曰、作事不時、怨讟動于民、則有非言之物而言、今宮室崇侈、民力彫盡、
【註】彫、傷也、
○曰　國君などの事業はさだまりたるときがあるもので、何でもそのときに作せば人民の害にならぬゆゑ、下も怨みませぬ、それを時ならぬに大造なることを企つれば、怨讟のうらみが民の心に生ずるなり、そのときはいつとなくもの云まじきものが言こともござ

春秋左傳卷二十二

【註】昭公盡十二年

【經】八年、春、陳侯之弟招、殺陳世子偃師、

【註】以首惡從殺例故稱弟又稱世子、告文なり、【注】惡事の頭取ゆゑに、手を出してころしたに從ふた、

夏、四月、辛丑、陳侯溺卒、

【註】襄二十七年、大夫盟于宋、告文なり、

叔弓如晉、

魯の使なり、

楚人執陳行人于徵師殺之、

【註】稱行人明非行人罪、行人とあれば楚王の非なり、

陳公子留出奔鄭、

【註】留爲招所立、未成君而出奔、告文なり、

秋、蒐于紅、

【註】革車千乘、不言大者、經文闕也、紅、魯地、沛國蕭縣西有紅亭、遠疑、内事なり、

陳人殺其大夫公子過、

【註】與招共殺偃師、書名罪之、告文なり、

大雩、

【註】無傳、不旱而秋雩、過也、内事のあやまちをかいた、

冬、十月、壬午、楚師滅陳、

【註】不稱將帥、不以告、壬午、月十八日、

執陳公子招、放之于越、

【註】無傳、復稱公子兄已卒、告文なり、【注】復　もはや〻がなくなられたゆゑ、公

【註】謂再得屯卦皆有建侯之文、
二。　二度屯の卦をえたなれば、

子其建之、康叔命之、二卦告之、筮襲於夢、武王所用也、弗從何爲、

【註】外傳云、大誓曰、朕夢協朕卜、襲於休祥、戎商必克、此武王辭、
子。　元をたてられよ、○康。　祖神は命じ玉ふ、卦はつぐる、○筮。　そのうへ筮のゆめにあふと云は、大誓に出てあるとほり武王の用ひ玉ひしことなれば、したがはずしてなにとせんやとなり、【注】外。　國語を云、

弱足者居、

【註】跛則偏弱、居其家不能行、
足のよわくてかなはぬ人は家に居るなり、

侯主社稷、臨祭祀、奉民人、事鬼神、從會朝、又焉得居、各以所利、不亦可乎、

【註】孟跛、利居、元吉、利建、
侯。　侯はくにに主となりまつりをつとめ、民人を奉じ鬼神につかへ、會朝にゆかねばならぬ、○又。　どうしてじつとして居て　つとまらうぞ、○各。　跛はすわりて居るかたがよく、兩方とも利あるかたに　するならばよいではないかとなり、

故孔成子立靈公、

【註】靈公、元也、
故。　元をたてたなり、

十二月、癸亥、葬衞襄公、

葬がすみたなり、

遇屯䷂之比䷇、

【註】坤下坎上比、屯初九爻變、

遇○屯がまた出て比に變じた、

以示史朝、史朝曰、元亨、又何疑焉、

【註】周易曰、屯元亨、

以○史朝にみせたれば、屯は元に亨るとあれば、またなにをうたがはんや、元をたてゝよいとなり、

成子曰、非長之謂乎、

【註】言屯之元亨、謂年長、非謂名元、

成○元亨は年長をいふのではあるまいか、名の元のことではござるまいとなり、年長なれば縶であるなり、

對曰、康叔名之、可謂長矣、

【註】善之長也、

對○祖神の名を云て元とさしたまひしことなれば、これが長と云ものである、

孟非人也、將不列於宗、不可謂長、

【註】足跛、非全人、不可列為宗主、

孟○孟縶は全き人にはあらず、○將○家の代々宗主にはつらねられまい、しかれば長とは云はれぬ、

且其繇曰、利建侯、

【註】繇、卦辭、

且○そのうへ易のことばにも、侯をたつるに利ありとある、

嗣吉、何建、建非嗣也、

【註】嗣子有常位、故無所卜、又無所建、今以位不定、卜嗣得吉、則當從吉而建之也、

嗣○嗣子が屹としてあれば卜にはおよばぬ、なんのたつたゝぬの僉義におよばうぞ、○建○いまたつるたてぬのうらなひは、嗣子がさだまらぬゆゑのことであるとなり、占が吉でだにあればしたがうてよいと云のである、

二卦皆云、

【註】羈、烝鉏子、苟、史朝子、
余 われ羈がまごの圉と史苟とに命じて、元をたすけさせうとつげ玉ふた、

史朝亦夢康叔謂己、余將命而子苟與孔烝鉏之曾孫圉相元、史朝見成子、告之夢、夢協、

【註】協合也、
史 苟が父の史朝も、またある夜のゆめに、康叔があらはれたまひて、己におほせらるゝは、われその方が子の苟と孔烝鉏が曾孫の圉と二人に、元をたすけさせうとつげ玉ふた、○史朝見 孔成子にあうてゆめのことをはなしたれば、双方同じゆめであつた、

晉韓宣子爲政、聘于諸侯之歲、

【註】在二年、
晉 晉の韓宣子がまつりごとをなして、諸侯につかひするの年、

婤姶生子、名之曰元、孟縶之足不良弱行、

【註】跛也、
婤姶がまた男子を生て元と名づけた、○孟 兄の孟縶は足が不自由で不行歩なである、

孔成子以周易筮之曰、元尚享衛國、主其社稷、

【註】令蓍辭、
孔 めどをとることばに、元にこひねがはくはくにをうけさせて、その社稷を主さどらしめんと云てめどをわけたれば、

遇屯、䷂

【註】震下坎上屯、
遇 屯の卦をえた、

又曰、余尚立縶、尚克嘉之、

【註】嘉善也、
又 われ尚は兄の縶をたてん、○尚 なにとぞめでたからしめんと云てめどをわけたれば、

官。官職もいつも一法にはゆかぬ、

同始異終、胡可常也、詩曰、或燕燕居息、或憔悴事國、

【註】詩、小雅、言不同、

同。はじめはおなじくてもをはりがことなれば、○胡。なにとしてさだまりがござらう、○詩。詩にもあるひは燕々と安居して居る者もあり、あるひはからだもつかれながら君につかへて居る者もありて、一樣にはないとある、

其異終也、如是、公曰、何謂六物、對曰、歲時日月星辰、是謂也、公曰、多語寡人辰、而莫同、何謂辰、對曰、日月之會、是謂辰、

【註】一歲、日月十二會、所會謂之辰、

其。一樣にないこと如此でござりますとなり、○公。六物とはなにを云たものぞ、○對。歲時云云をいふなり、○公。辰のことといろ〳〵にきいて居るが、なにを辰と云ぞとなり、○對。日月の會を云なり、

故以配日、

【註】謂以子丑配甲乙、

故。それゆゑ十干と十二支と配合いたしたものでござるとなり、

衞襄公夫人姜氏無子、

【註】姜氏、宣姜、

死なれた襄公の本夫人に子がなかりて、

嬖人婤姶生孟縶、孔成子夢康叔謂己立元、

【註】成子、衞卿孔達之孫、烝鉏也、元、孟縶弟、夢時、元未生、

嬖。氣に入りの婤姶と云女が孟縶といふ男子を生だ、○孔。衞の孔成子と云者がある夜のゆめに、衞の先祖康叔があらはれ玉うて、その方元を宗領にたてよ、

余使羈之孫圉與史苟相之、

君子である、○詩　詩にもなにごとも君子にのりとりならふとある、

孟僖子可則效已矣、

孟。 孟僖子は手本としてよき人となり、

單獻公棄親用羈、

【註】獻公周卿士單靖公之子頃公之孫、羈寄客也、

周の卿士なり、親類をすてゝ羈客の浪人者を用ひらるゝ、

冬十月辛酉、襄頃之族、殺獻公而立成公、

【註】襄公頃公之父、成公獻公弟、

冬。 無道なるゆゑ一門がころして弟を立た、

十一月、季武子卒、晉侯謂伯瑕

【註】伯瑕士文伯、

魯は上卿にたゝるであらうと云たが、そのとほりに季氏が死したなり、○晉　士文伯にいはるゝには、

曰、吾所問日食、從矣、可常乎、

【註】衞侯武子皆卒故、

先達て汝にとふた日食のたゝりがひしとあふたが、○可　日食のたゝりと云ものはさだまりたるものかとなり、

對曰、不可、六物不同、

【註】各異時、

對。 左やうではござりませぬ、六物が同じからず、同時のふたたびあらう理がない、

民心不壹、

【註】政教殊、

民。 民の心が政教によつて時々ちがふ、

事序不類、

【註】有變易、

事。 ことの次第もさまぐ＼とかはる、

官職不則、

【註】治官居職、非一法、

【註】其共如是、人亦不敢侮之、
亦。　如此共德ある人ゆゑに人もえあなどらぬ、
饘於是、鬻於是、以餬余口、
【註】於是鼎中爲饘鬻、饘鬻餬屬、言至儉、
饘。　このかなへでかゆを烹て、自分の口に餬せられたとなり、
其共也如是、臧孫紇有言、
【註】紇、武仲也、
其。　かやうにうや〳〵しき人であつた、○臧。　臧武仲が云たことがある、
曰、聖人有明德者、若不當世、其後必有達人、
【註】聖人之後、有明德而不當大位、謂正考父、
聖人の明德ある者がもし世にあたらず、君とならねばそののちの子孫に必達人があるものと云たが、
今其將在孔丘乎、我若獲沒、
【註】得以壽終、

今。　正考父右の德あれども大位をえられなんだなればそののちゆゑいまの孔丘がいはゆる達人と云ものであらう、○我。　今度壽ををはりたならば、
必屬說與何忌於夫子、使事之、
【註】說南宮敬叔、何忌、孟懿子、皆僖子之子、
必せがれの說と何忌と二人を夫子孔丘に屬してつかへて、
而學禮焉以定其位、
【註】知禮則位安、
禮をまなばしめて以て、その位を安んじさだむるやうにしてくれられよと云たなり、
故孟懿子與南宮敬叔師事仲尼、仲尼曰、能補過者、君子也、詩曰、君子是則是效、
【註】詩小雅、
故。　父の遺言ゆゑ兩人が弟子になりたなり、○仲。
孔子のおほせらるゝには、みごと過をおぎなふ者は

聖人之後也、
【註】聖人、殷湯、
聖人ののちである、
而滅於宋、
【註】孔子六代祖孔父嘉、爲宋督所殺、其子奔魯、
而○本國は宋で六代前に宋でほろびた、
其祖弗父何、以有宋而授厲公、
【註】弗父何、孔父嘉之高祖、宋閔公之子、厲公之兄、何適嗣當立、以讓厲公、
其○その高祖の弗父何と云が總領で、宋をたもつべき人なれども、厲公にさづけて自分はたゝなんだ、
及正考父、
【註】弗父何之曾孫、
及○その弗父何の曾孫正考父の代に、
佐戴、武、宣、
【註】三人皆宋君、
宋の相に任じ戴公武公宣公の三代をたすけた時に、
三命茲益共、
【註】三命、上卿也、言位高益共、
三○三たび命をうけられたに、一命一命に位のおもくなるにしたがうて、ます／＼うやうやしくいたされた、
故其鼎銘云、
【註】考父廟之鼎、
故○考父が廟の鼎の銘にも德を記して、
一命而僂、再命而傴、三命而俯、
【註】俯共於傴、傴共於僂、
一命○はじめ一命に脊をかゞめ、二命にいよ／＼かがめ、三命には俯した、
循牆而走、
【註】言不敢安行、
循○塀ぐろをこそ／＼としてとほりた、
亦莫余敢侮、

【註】陟、登也、恪、敬也、帝、天也、叔父、謂襄公、命如今之哀策、

且襄公に追命したまふ、○曰　その文言に叔父とは、襄公を云なり、今度卒して陟恪とのぼりつゝしんで、わが先王の左右にありて以てたすけて、上天帝につかへよ、

余敢忘高圉亞圉、

【註】二圉、周之先也、爲殷諸侯、亦受殷王追命者、

われあへて先祖の高圉亞圉をわすれんや、その通りに襄公をもわすれはせぬとなり、

九月、公至自楚、孟僖子病不能相禮、

【註】不能相儀答郊勞、以此爲己病、

楚よりくにへかへられたのである、○孟　孟氏が途中で鄭伯の出られたとき、儀をたすくることあたはず、楚國で郊勞にこたふることあたはず、處々ではぢをかいたことをうれへて、

乃講學之、

【註】講習也、

乃　學問にかかりて講習討論して、

苟能禮者從之、及其將死也、

【註】二十四年、孟僖子卒、傳終言之、

苟　すこしでも禮をしりたるものにはしたがうてとふたなり、○及　そのゝちこの孟僖子が死なんとするいまはのときに、

召其大夫、

【註】僖子屬大夫、

自分の屬大夫をよびよせて云には、

曰、禮、人之幹也、無禮、無以立、吾聞將有達者、曰孔丘、

【註】僖子卒時、孔丘年三十五、

禮　禮は人の身木なり、○無　禮がなくては身はたゝぬ、○吾　われその禮に達したる者がこのくにゝあるときゝおよんだ、○曰　その名を孔丘と云て、

故○かやうな非義をかまへらるゝゆゑに、諸侯も二心を生ずるである、○詩　兄弟と云ものは、たがひに急難をすくうてすておかぬものとあるとなり、晉衞兄弟のくにゆゑにかく云なり、

又曰、死喪之威、兄弟孔懷、

【註】威畏也、言有死喪、則兄弟宜相懷思、

又○死喪のおそれあるときは兄弟がたがひにおもひあふとある、

兄弟之不睦、於是乎不弔、

【註】不相弔恤、

兄　その兄弟が不和なれば、互に恤みあふことをせぬ、

況遠人誰敢歸之、今又不禮於衞之嗣、

【註】嗣新君也、

況○兄弟さへとぶらはぬほどなれば、とほき者はなほさらたれが歸服せうぞとなり、○今　今度また衞の嗣君に無禮をはたらかば、

衞必叛我、是絶諸侯也、獻子以告韓宣子、宣子說、使獻子如衞弔、且反戚田、

【註】傳言戚田所由還衞、

衞が必この方にそむくであらう、○是　この方から諸侯と不通になると云ものとなり、○獻　宣子につげたれば、尤なりとよろこびて、獻子をつかはして弔せしめさて戚の田をもかへしたなり、

衞齊惡告喪于周、且請命、王使成簡公如衞弔、

【註】簡公、王卿士也、

周へとゞけたなり、○且　王命をこふた、○王　周の卿士成の簡公をつかはされてとぶらひ玉ひ、

且追命襄公曰、叔父陟恪、在我先王之左右、以佐事上帝、

【註】罪重則降多、
罪。つみありてさる者はそのつみの輕重にしたがふて、二等も三等もくだすことなり、

古之制也、朔於敝邑、亞大夫也、其官、馬師也、

【註】大夫、位、馬師、職、
古。これが古のさだめでござる、○朔。私のくにで次大夫にて、その職掌は馬師をつとめて居ました、

獲戾而逃、唯執政所寘之、得免其死、爲惠大矣、又敢求位、宣子爲子産之敏也、使從嬖大夫、

【註】爲子産故、使降一等、不以罪降、
獲。今度つみを得てのがれきたことなれば、○唯。おぼしめしのまゝに、なにゝなりともなされてつかはれよ、○得。いのちだに相違がなければ、いかい御恩でござる、○又。位の穿鑿にはおよびませぬとなり、○宣。子産が發明な人にて云方がよきゆゑに、つみにはかゝはらず一等をくだして、嬖大夫にしておいたなり、

秋、八月、衛襄公卒、晉大夫言於范獻子曰、衛事晉爲睦、

【註】睦、和也、
衛の君が卒せられて代がかはるである、○晉。大夫どもが范獻子に云には、衛のくにの晉につかふることはいたつてむつまじうござる、

晉不禮焉、庇其賊人而取其地、

【註】賊人、孫林父、其地、戚也、
晉。しかるを晉よりははなはだ無禮なる仕かたなり○庇。その賊人孫林父をかくまうて、林父が領地をとりたである、

故諸侯貳、詩曰、鶺鴒在原、兄弟急難、

【註】詩、小雅、鶺鴒、雝渠也、飛則鳴、行則搖、喩兄弟相救於急難、不可自舍、

精氣をとることも多く、○其　一族もみな大臣なるゆゑよるところもおもい、

而强死、能爲鬼、不亦宜乎、

【註】傳言子産之博敏、

而。それが强死したことなれば、みごと鬼をなすはずのことではござらぬかとなり、

子皮之族、飮酒無度、

【註】相尙以奢、相困以酒、

一族がみな酒をこのみて度量がなきなり、

故馬師氏、與子皮氏有惡、

【註】馬師氏、公孫鉏之子、罕朔也襄三十年、馬師頡出奔、公孫鉏代之、爲馬師、與子皮俱同一族、

故。一門なれども中がわるい、

齊師還自燕之月、

【註】在此年二月、

罕朔殺罕魋、

【註】魋子皮弟、

罕朔奔晉、韓宣子問其位於子産、

【註】問朔可使在何位、

齊。馬師氏が子皮が弟をころして晉へはしりたである、○韓　鄭の子産に罕朔はなにの位にしてよからうとゝふた、

子産曰、君之羈臣、苟得容以逃死、何位之敢擇、卿違從大夫之位、

【註】謂以禮去者降位一等、

子。罕朔は晉の君のためには、羈旅の臣でござれば、いやしくもいれおかれて死をのがれだにすれば大な仕合で、なんの位の吟味がいりませうぞ、○卿　卿たる者が禮を以てくにをさり、他國へゆけば一等をくだして、大夫にしたがはせておくことなり、

罪人、以其罪降、

鬼をなしませう、○人。はじめにできるものを魄と云、

既生魄、陽曰魂、

【註】陽、神氣也、

すでに魄を生じて陽を魂と云、

用物精多、則魂魄強、

【註】物、權勢、

用。威權ありて精のつよき物を多くもちゆる者は魂魄もつよい、

是以有精爽、至於神明、

【註】爽、明也、

是。それゆゑその精氣があつて、死後に神明になるであるなり、大身の靈は神明となると云ことなり、

匹夫匹婦强死、其魂魄猶能馮依於人、以爲淫厲、

【註】强死、不病也、人、謂匹夫匹婦賤身、

匹。卑賤の者でも無理死をすれば、その魂魄がみこと人によりて淫厲をなすものなり、

況良霄、我先君穆公之冑、子良之孫、子耳之子、敝邑之卿、從政三世矣、鄭雖無腆、

【註】腆、厚也、

況。伯有は穆公の總領なる子良がまご、子耳が子で、鄭の卿にて政にしたがふこと三代なり、○鄭。小國ではあれども、

抑諺曰、蕞爾國、

【註】蕞、小貌、

抑。ことわざにもいふとほりちさくても國なり、

而三世執其政柄、其用物也弘矣、其取精也多矣、其族又大、所馮厚矣、

【註】良霄魂魄所馮者貴重、

而。三代もその執政をすれば物を用ることひろく、

歸、乃不爲厲、吾爲之歸也大叔曰公孫洩何爲、

【註】子孔不爲厲、問何爲復立洩、

なにゆゑにあれでしづまりたぞと とふた、〇子。　鬼神と云ものはおちつき所だにあれば、厲はなさぬものなり、〇吾。　それでおちつき所をこしらへてやりたのでござるとなり、〇大。　伯有が厲をなせしゆゑに、その子の良止を立玉ふはきこえたが、子孔はなんの厲もなさぬに、その子の公孫洩を立玉ふはいかにぞや、

子產曰、說也、爲身無義而圖說、

【註】伯有無義、以妖鬼故立之、恐惑民、並立洩使若自以大義存誅絕之後者、以解說民心、

子。　民のまどひをとかんとてのことなり、身義なき者の伯有一人のあとをたてゝは民がまどふゆゑ、あはせて子孔があとをもたてゝ、たゞ大義によつてたえた家をたてたと云ふりにして、民心のまどひをときたのでござる、

從政有所反之、以取媚也、

【註】民不可使知之、故治政、或當反道、以求媚於民、

從。　政にしたがふ者はちとみちにそむいたことをもして、民にこびてよろこばせねばならぬ、

不媚不信、

【註】說而後信之、

不。　民のうれしがることをせねば信せぬ、

不信民不從也、及子產適晉、趙景子問焉、

【註】景子晉中軍佐趙成、

この方を信せねば民はしたがはぬとなり、〇及。　晉へゆいたれば景子がとうて云には、

曰、伯有猶能爲鬼乎、子產曰、能、人生始化曰魄、

【註】魄、形也、

伯有もみごと鬼をなしたであらうかと、〇子。　隨分

ひに伯有を以ておどしあふである、これは先年鄭でころされた伯有なり、○曰　そりやこそ伯有が來たと云と、○則　しるもしらぬも南北へはしりて、どこへと云あてもなしににげるである、

鑄刑書之歲、二月、

【註】在前年、

○鑄　鄭でかなへを鑄たる年の二月、

或夢伯有介而行、

【註】介、甲也、

ある者がゆめに伯有がよろひをきてゆきながら、

曰、壬子、余將殺帶也、

【註】駟帶、助子皙殺伯有、壬子、六年三月三日、

○曰　來る壬子の日に、われをころした駟帶をとりころさう、

明年壬寅、余又將殺段也、

【註】公孫段、豐氏黨、壬寅、此年正月二十八日、

○明　明年壬寅の日に、公孫段をとりころさうと、のゝしりたと云ゆめをみたである、

及壬子、駟帶卒、國人益懼、

○及　したれば壬子の日になりてまづ駟帶が卒した、○國　これは怪異なりと云てます〱おそれた、

齊燕平之月、

【註】此年正月、

壬寅、公孫段卒、國人愈懼、其明月、子產立公孫洩及良止以撫之、乃止、

【註】公孫洩、子孔之子也、襄十九年、鄭殺子孔、良止、伯有子也、立以爲大夫、使有宗廟、

○齊　兩國和睦の月壬寅にまた公孫段が卒して、ゆめがひしとあふたなり、○國　いよ〱さわぎたつである、○其　二人の死たる者の子をたてゝ、大夫にして撫育したれば、このさわぎがやみたとなり、【註】使　面々の家廟をまもらせたである、

子大叔問其故、子產曰、鬼有所

施。豐施は先祖よりもちつたへし祿にさへ任ずることをえせまいかとおそれてのみゐまする、○其。なにとして大國のたまものゝ州田までをうけたもつことがなりませうぞ、○縱。それともに吾子が政をして居らるゝ内はまだしもなれども、もしのちの人が政をなして、疆場のことに付ていひ分でもあるに屬はゞ、なにとして晉の地をおかしたなどゝ、敝邑がつみをうくるやうになりませう、

而豐氏受其大討、吾子取州、是免敝邑於戾、而建置豐氏也、敢以爲請、

【註】傳言子產貞而不諒、

而。すれば豐氏は大きなめにあふでござらう、○吾。いま足下が受納なされて下さるゝならば、御かげで敝邑もつみにまぬかれ、豐氏も無事にたておかるゝと云ものでござる、○敢。是非これはねがひますとなり、これは子產が貞烈にて小信にかゝはらぬところをいひのべたるものである、

宣子受之、以告晉侯、晉侯以與宣子、宣子爲初言病有之、

【註】初言、謂與趙文子爭州田、

宣。しからば是非におよばぬと云て、わけとりて晉侯へ申上たれば、○晉。この田をすぐに宣子にたまはりた、○宣。はじめに趙文子と州田をあらそひて、子息に州のことを云たら、ころさうとまで云てとるまいと云た、そのことばがあるゆゑ、いまこれを有してはいかゞとうれへて、

以易原縣於樂大心、

【註】樂大心、宋大夫、原、晉邑以賜樂大心、

さいはひその邊に宋の大夫樂大心が領地の原縣と云があるに付、これと州田とかへて領したとなり、

鄭人相驚以伯有、曰、伯有至矣、則皆走、不知所往、

【註】襄三十年、鄭殺伯有、言其鬼至、

たれいふともなく流言がおこりて、國中の人がたが

【註】間差也、
晉侯のやまひが大分こゝろよくなりたなり、
賜子産莒之二方鼎、
【註】方鼎、莒所貢、
賜○四角なかなへを二つたまふたなり、
子産爲豐施歸州田於韓宣子、
【註】豐施、鄭公孫段之子、三年、晉以州田賜段、
子○豐施は鄭の公孫段が子なり、まへかた晉侯より公孫段へ州の田をたまひたるが、公孫段が死したゆゑ、せがれの豐施がために、子産がこれを韓宣子にことわり云て返進するである、
曰、日君以夫公孫段爲能任其事而賜之州田、今無祿早世、不獲久享君德、其子弗敢有、不敢以聞於君、私致諸子、
【註】此年正月、公孫段卒
曰○云には、さきに君が公孫段をよくその職をつとめたりとあつて、これに州田をたまはりたれども、いま不幸にして早世仕りまして、○不　ながく君の德をうくることをえいたさず、そのせがれもえ領有いたしませぬ、○不　はゞかり多くて君へは申上られぬゆゑ、内々足下まで返上いたしますとなり、
宣子辭、子産曰、古人有言曰、其父析薪、其子弗克負荷、
【註】荷擔也、以微薄喩貴重、
宣○やはりその分に子息へあたへられよと云た、○
子○古人のことばに父はたきゞをきるのに、その子はそれをおふこともになふこともえせぬと云ことあれば、
施將懼不能任其先人之祿、其況能任大國之賜、縱吾子爲政而可、後之人、若屬有疆場之言、敝邑獲戾、
【註】恐後代宣子者將以鄭取晉邑罪鄭、

【註】晉所望祀山川、皆走往祈禱、

曰。云には、主人が病氣になりて床につかるゝことと、いまで三箇月になります、○並。所々の神社へはしりあるいて祈禱すれども、

有加而無瘳、今夢黃熊入於寢門、其何厲鬼也、對曰、以君之明、子爲大政、其何厲之有、昔堯殛鯀于羽山、

【註】羽山、在東海祝其縣西南、

有。病氣がおもりこそすれすこしもいえず、○今。しかる所にこのあひだ、黃熊が來て寢門へ入たと云ゆめをみられた、○其。これはなんの疫病神であらうぞとなり、○對。子産が返答に、當國の君は明君なり、そこもとは賢にして大政をなさるゝことなれば、なんの疫神のたゝることがござらう、○昔。いにしへ堯王が鯀を羽山にて御仕おきなされた、

其神化爲黃熊、以入于羽淵、實爲夏郊、三代祀之、

【註】鯀、禹父、夏家郊祭之、歷殷周二代、又通在群神之數、並見祀、

その神が黃熊と化して、羽山の下のふちへ入たと申すことで、○實。それより夏の代の郊祭は此黃熊をまつりしことなり、○三。夏の代にまつりしをうけつぎて、殷周二代もやはりこれをまつりしことにてすなはち諸神のかずに入てゐます、

晉爲盟主、其或者未之祀也乎、

【註】言周衰晉爲盟主、得佐天子祀群神、

晉。しかるにいま晉は盟主なれば、これらの神をも天子へ奏してまつりたまふべきを、もしいまだまつりたまはぬではござらぬかと云ふたなり、

韓子祀夏郊、

【註】祀鯀、

韓。いかさまと云て鯀の神をまつりたれば、

晉侯有閒、

【註】宴好之賜、大屈、弓名、
好。酒宴の引出ものに、大屈と云弓をおくられた、

既而悔之、薳啓彊聞之、見公、公語之、拜賀、公曰、何賀、對曰、齊與晉越、欲此久矣、寡君無適與也、而傳諸君、君其備禦三鄰、

【註】言齊晉越將伐魯而取之、
既。あとでをしうなりて後悔いたされた、○薳。楚王のくいらるゝと云ことをきいて、魯侯にまみえたれば、○公。魯侯の今日大屈を玉はりたとかたられた、○拜。それはめでたき義でござると云て賀した、○公。さやうに賀せらるゝはどうしたものぞとなり○對。啓彊がこたへに、この大屈と云弓はのぞみ人が多くて、齊と晉と越との三君が久しくのぞまれたれども、主人があたへられませなんだ、○而。それをいま君へつたへられたことなれば、○君。右の三國からさだめてせめよせて、うばゝうとするでござりませうに、此うへはとなり三國の要害をそなへたまへ、

愼守寶矣、敢不賀乎、公懼、乃反之、

【註】傳言楚靈不信、所以不終、
愼。かやうにつゝしんでまもりたまふくにのたからなれば、○敢。賀詞を申上ずには居られませぬとなり、○公。さやうなものを所持しては安心ならぬと云て、返進せられたなり、辯舌を以てとりかへしたである、

鄭子産聘于晉、晉侯有疾、韓宣子逆客、私焉、

【註】私語、
晉へつかひにゆいたなり、○晉。をりふし晉侯が病氣にあつた、○韓。晉の韓宣子が子産をむかへて、私のものがたりに、

曰寡君寢疾、於今三月矣、並走羣望、

とりてかゝりてうばふにしくはない、

吾與子桃、

【註】魯國卞縣東南有桃虛、

吾。さあらばわれ足下に成邑のかはりに桃をあたへよう、

成反、誰敢有之、是得二成也、魯無憂、而孟孫益邑、子何病焉、辭以無山、與之萊柞、

【註】萊柞、二山、

成。かさねて杞をうちて、ふたゝび成邑をとりかへしたときには、たれが物にするものであらうぞ、やはり孟氏のものなれば、これ二つの成邑を得るやうなものである、○魯。これでは魯國にもうれへがなく、孟氏にも邑をまさるゝ両だめのことなれば、○子。そこもとなにもうれへにいたさるゝことはないとなり、○辭。謝息が辭して、桃には山がござらぬと云た、○與。又季氏が萊山柞山と二山をつけてあたへた、

乃遷于桃、

【註】謝息遷也、

乃。これで合點して桃へうつりたなり、

晉人爲杞取成、

【註】不書、非公命、

晉。杞のためにとりかへしたなり、

楚子享公于新臺、

【註】章華臺也、

魯侯のゆかれたをよろこんで、あらたにできたる別宮においてもてなさるゝなり、

使長鬣者相、

【註】鬣、鬚也、欲先夸魯侯、

使。長鬣者とはひげの長い男ぶりのよい者を云なり、さやうな美男を出して魯侯にほこらるゝである、

好以大屈、

杞の田のうちなり、

謝息、爲孟孫守不可、

【註】謝息、僖子家臣、

謝。孟氏は魯侯にしたがうて、楚へゆいたる留守で、孟氏が家士の謝息と云者がこの成邑をまもりて居るゆゑきかずして云には、

曰、人有言曰、雖有挈缾之知、守不假器、禮也、

【註】挈缾、汲者、喩小知爲人守器猶知不以借人、

人。人のことばに、やう〳〵つるべをひつさげて水をくむほどのちさき智慧の人といへども、人のために器をまもり居ては、人にかしはいたさぬと申すが、これは禮と云ものでござる、

夫子從君、而守臣喪邑、

【註】夫子、謂孟僖子、從公如楚、

夫。私の主人が國君にしたがつてゆかれた留守のうちに、守臣たる私が邑をうしなひ人にとられては、

雖吾子、亦有猜焉、

【註】言季孫亦將疑我不忠、

雖。そこもとさまでもどうした不忠な者ぞと、うたがひたまふでござらうとなり、

季孫曰、君之在楚、於晉罪也、

【註】言晉罪君之至楚、

季。今度魯君の楚にいますのは、晉へ對してはつみである、

又不聽晉、魯罪重矣、晉師必至、吾無以待之、不如與之、閒晉而取諸杞、

【註】候晉閒隙、可復伐杞取之、

又。それさへあるに晉の命をきかざるときは、魯のつみがかさなるである、それでは晉の師がきたるにきはまりた、○吾。そのときにおよんでわれはふせぐことはえいたさぬ、○不。それよりは一とまづ邑をあたへておいて、晉の間隙をうかゞうて、また杞へ

臧者、何也、

【註】感日食而問詩、

公　晉侯の日食に付て詩をとはるゝなり、日の食するを于何不臧と日食をうれひてあるはなにゆゑであるとなり、

對曰、不善政之謂也、國無政不用善、則自取謫于日月之災、

【註】謫、譴也、

對　この詩は政の仕方がわるいと云のでござります、くにゝ政なく善をもちふることもせざるときは、おのづから日月の災のせめをうくることでござります、

故政不可不愼也、務三而已、一曰擇人、

【註】擇賢人、

故　それゆゑ君となりては政をつゝしまねばなりませぬ、○務　政をつゝしむと云は、三つをつとむるのみてござります、一つには賢人をえらみもちふる、

二曰因民、

【註】因民所利而利之、

二つには民の利に因て利してあはれむ、

三曰從時、

【註】順四時之所務、

三つには四時のつとめにしたがふとなり、

晉人來治杞田、

【註】前女叔侯不盡歸、今公適楚、晉人恨、故復來治杞田、

これは杞の田を魯へうばひとりたを、晉人がかへさせたときに、女叔侯がみな〳〵はかへさなんだを、まあその分にしておきたるが、今度魯侯の楚へ朝されたをいかりて、留守へ來てまたをさめうと云た、

季孫將以成與之、

【註】成孟氏邑本杞田、

季　季氏が孟孫が邑の成をわたさうと云た、これも

れども、不案内にて相見の儀をたすくることをえせなんだ、

及楚、不能答郊勞、

【註】爲下僖子病不能相禮張本、

○及　楚へゆいても郊勞の禮にこたふることをえせなんだなり、散々不都合にあつたなり、

夏、四月、甲辰、朔、日有食之、晉侯問於士文伯曰、誰將當日食、對曰、魯衞惡之、

【註】受其凶惡、

日食があつたに付て、晉侯のこの日食のとがめには、たれがあたるであらうとゝはれたなり、○對　魯衞の二國がこの惡をうくるでござりませう、

衞大魯小、公曰、何故、對曰、去衞地、如魯地、

【註】衞地、豕韋也、魯地、降婁也、日食於豕韋之末、及降婁之始、乃息、故禍在衞大、在魯小、周四月、今二月、故日在降婁、

○衞　衞へは大きくあたり、魯へはちさくあたるでござりませうとなり、○公　それはなにゆゑである、○對　日食が衞の地にかけはじまりて、魯の地でをはりた、【註】衞　衞の地は豕韋の分野、魯は降婁の分野なり、日が豕韋のすゑより食して降婁のはじめに及で、それぎりにやみたゆゑに、わざはひ衞に大きく魯にちさきと云たものである、

於是有災、魯實受之、

【註】災發於衞而魯受其餘禍、

この地にあたりて災難があらう、魯はたゞその災難のあまりをうくるのでござりませう、

其大咎其衞君乎、魯將上卿、

【註】八月、衞侯卒、十一月、季孫宿卒、

○其　大なるとがめと云は衞の君でござりませう、魯は上卿にたゝるでござりませうとなり、

公曰、詩所謂彼日而食、于何不

【註】請、問也、
寡○　さすれば主君こともむかしのごとく、質幣の人質をうけとりて、蜀においてまみえて、先君のたまものをうけうといたさるゝでござると云たなり、○この一段先年蜀において魯よりまひなひをおくり、公子公衡を人質に出したことをよくいひなして、魯侯に今度無事にきたらるれば蜀のごとき人質までにはおよばぬが、もしきたられずば又師を率してむかはうと云ふである、

公將往、夢襄公祖、

【註】祖、祭道神、
公○　魯侯のゆかうといたさるゝ、○夢○　先君襄公が首途をなし、はなむけしたまふと云夢をみられた、

梓愼曰、君不果行、襄公之適楚也、夢周公祖而行、今襄公實祖、君其不行、子服惠伯曰、行、先君未嘗適楚、故周公祖以道之、襄公適楚矣、而祖以道君、不行何之、三月、公如楚、鄭伯勞于師之梁、

【註】鄭、城門、
梓○　魯の梓愼が云には、君は楚へ行かせ玉ふな、むかし襄公の楚にゆきたまひたるときは、周公の祖してみちびきたまふと云ふゆめをみてゆきたまふたことなり、○今○　それが今度はたゞ襄公のみちびきたまふまでのことなれば、君はゆきたまはぬがよからうとなり、○子○　いや往玉ふがよからう、先君がまだ楚へゆきたまはなんだゆゑに、周公のみちびき玉うて襄公のゆきたまふた、○而○　その襄公が又祖して君をみちびかるゝことなれば、楚へゆかずしてどこへ往玉はうとなり、○三○　つひにはゆかるゝなり、○鄭○　鄭伯の城門へねぎらひに出でられたなり、

孟僖子爲介、不能相儀、

【註】僖子、仲孫貜、
孟○　このとき魯の孟氏が魯侯の介副となりてゆいた

たゞ襄公の御代に、此方の康王の喪にかたじけなくのぞみ玉ふたのみでござる、

孤與其二三臣、悼心失圖、

【註】在哀喪故、

○孤　その節は哀喪のことゆゑ、寡君の孤と二三人の家臣とかなしみにしづみて方角がござらず、

社稷之不皇、況能懷思君德、

【註】皇暇也、言有大喪多不暇、

○社　國のことをさへいとまあらずうちすておきましたゆゑ、中々君の德をおもふほどのいとまがござらなんだ、

今君若步玉趾、辱見寡君、

【註】趾足也、

○今　なにとぞ來臨し玉うて、

寵靈楚國、以信蜀之役、致君之嘉惠、是寡君既受貺矣、何蜀之敢望、

【註】言但欲使君來、不敢望如蜀復有質子、

○寵　楚國を寵せられて以て蜀にての御約束にたがはず、○致　君の御めぐみをうるならば、これ主人なによりのたまものをうくると云ものでござる、○何　なにしに蜀にての人質をとるやうなことをのぞみませうぞ、

其先君鬼神、實嘉賴之、豈唯寡君、君若不來、使臣請問行期、

【註】問魯見伐之期、

○其　先祖の神もまことによろこびよるでござらう、○豈　主人のみ惠をかうむるではござらぬ、○君　もしいまきたりたまはずば、○使　なんどきころ人數を引つれて魯へ參向いたさうや私そのほどをうけ玉はりたうござる、

寡君將承質幣而見于蜀、以請先君之貺、

大宰薳啓彊曰、臣能得魯侯、薳啓彊來召公、辭曰、昔先君成公、命我先大夫嬰齊曰、吾不忘先君之好、將使衡父照臨楚國、鎭撫其社稷、以輯寧爾民、嬰齊受命于蜀、

【註】蜀盟在成二年、衡父公衡、

○大　私が禮辭をのべて、魯侯のきたらるゝやうにいたさうとなり、○薳　魯國へ來て魯侯をよぶ、その口上に、○昔　むかし御當家の先君成公のわが先大夫嬰齊に命じてのたまふには、手まへは楚の先君のよしみをわすれず、衡父をつかはして楚國を照臨せしめて、その社稷をしづめなでゝ、なんぢの民をやはらめやすんぜしめんとの玉ふたる命を、私方の嬰齊が蜀においてうけ玉はりました、

奉承以來、弗敢失隕、而致諸宗祧、

【註】言奉成公此語、以告宗廟、

○奉　その命をうけ玉はりてよりこのかた、すこしもわすれずして宗廟の神に告ました、

日、我先君共王、引領北望、日月以冀、

【註】冀魯朝、

○日　わが方の先君共王もくびをのびあげて、北の方魯國をのぞみて、日々月々に來朝なされ下さるゝかとねがはれました、

傳序相授、於今四王矣、

【註】四王、共康郟敖及靈王、

○傳　それより世をつたへて、いまの君にいたりて四代になれども、

嘉惠未至、唯襄公之辱臨我喪、

【註】襄公二十八年、如楚臨康王喪、

○嘉　いまに御めぐみがなくきたりたまはぬ、○唯

故夫致死焉、

【註】人欲致死討紂、

故。それゆゑ死をいたして紂をうたうと云た、

君王始求諸侯而則紂、無乃不可乎、若以二文之法取之、盗有所在矣、

【註】言王亦爲盗、

君。ところをいま君王には、はじめて諸侯をもとめて伯者となり玉うて、逃人をかくして紂をのりとなされては不可なるではごさらぬか、○若。周の文王や楚の文王やの法を以て、人をこと〴〵く吟味いたすならば、○盗。ぬす人の居るところがござると云たなり、これは楚王を御前さまからしてぬす人でござると云こゝろで云たことばである、

王曰、取而臣以往、

【註】往去也、

王。しからばまあその方が家來をとらへてゆけ、

盗有寵、未可得也、

【註】盗有寵、王自謂、爲葬靈王張本、

盗。ぬす人は御はぶりで中々まだえにくいとなり、これは楚王の子がごときおもいぬす人は、とらふることはならぬといはるゝのなり、【注】爲。いまこゝて無宇をゆるされたゆゑに、この子が恩をわすれず、のちに楚王の死なれたときにはうむりたである、

遂赦之、

【註】赦無宇、

つひに無宇をゆるされた、

楚子成章華之臺、願與諸侯落之、

【註】宮室始成祭之爲落、臺今在華容城内、

右にいふ章華の別宮が出來したなり、ときに楚王のこの所へ諸侯を會して、出來のいはひをいたしたいといはるゝなり、○なにでも出來したいはひのときの祭を落と云である、

らば、人數をのこらず吟味いたせよとある、

所以得天下也、吾先君文王、

【註】楚文王、

所。かやうなことどもから天下をえ玉ひた、○吾。楚の文王は、

作僕區之法、

【註】僕區、刑書名、

僕區之法と云刑書をつくり玉ふた、

曰盜所隱器、

【註】隱盜所得器、

曰。その个條の内に、もし盜人のぬすみたる器物をかくしおかば、

與盜同罪、所以封汝也、

【註】行善法、故能啓疆北至汝水、

與。盜と同罪とさだめ玉ふた、○所。かやうな善法をたてたまふほどの君ゆゑ、心まゝに土地をひらきて汝水までをたもち玉ふた、

若從有司、是無所執逃臣也、逃而舍之、是無陪臺也、

【註】言皆將逃、

若。役人中の申さるゝにしたがうては、罪ありてのがれた臣をとらへやうはないと云ものでござる、○逃。のがれたるものをうちすてゝ、とらふることがならぬとあつては、陪臺の卑官は一人もなきやうにみなにげてしまふであらう、

王事無乃闕乎、昔武王數紂之罪、以告諸侯曰、紂爲天下逋逃主、萃淵藪、

【註】萃、集也、天下逋逃、悉以紂爲淵藪、集而歸之、

王。王事のかけではあるまいか、○昔。武王が紂のつみを諸侯につげて おほせらるゝには、紂は天下中のあぶれ者のかしらにて、ことごとく紂をかしらとして淵藪とあつまるとの玉ふた、

○食。その土の作毛をくらうて居れば、たれも君の臣ならぬ者は一人もない、

故詩曰、普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣、

【註】詩小雅、濱涯也、

故。詩にもあめが下王の土にあらざる所はなく、その土に居る者はみな王の臣でないものはないとある、

天有十日、

【註】甲至癸、

天。十干があり、

人有十等、

【註】王至臺、

人。王より臺まで十の等がある、

下所以事上、上所以共神也、故王臣公、公臣大夫、大夫臣士、士臣皁、皁臣輿、輿臣隷、隷臣僚、僚臣僕、僕臣臺、馬有圉、牛有牧、

【註】養馬曰圉、養牛曰牧、

下。下臣が上君につかふる次第、上君の神へつかへたまふ用を達するための臣下である、○故。王の臣は公、公の臣は大夫、大夫の臣は士、士の臣は皁と、段々臺にいたりて十等なり、○馬。まだそのほかに牛飼馬飼までありて、

以待百事、今有司曰、女胡執人於王宮、將焉執之、周文王之法曰有亡荒閲、

【註】荒大也、閲蒐也、有亡人、當大蒐其衆、

以。よろづのことをまちてつとむるなり、○今。それにいま有司達の申さるゝには、なんぢなにゆゑ人を王宮にとらへたと云てとがめらるゝけれども、王宮に居る者なれば、○將。王宮へ入て召捕らでどこで召捕らんや、○周。文王の法にはかけおち者があ

のやしきではなきゆゑに、大分かけおち者をいれてつとめさせておいた、

無宇之閽入焉、

【註】有罪亡入章華宮、

無。ときにこの無宇がやしきの門番が、なにか「つみがありて章華宮へにげこんだなり、

無宇執之、有司弗與、

【註】王有司也、

無。かの無宇はきかぬ男ゆゑ、やはりふみこんでこれをとらへた、○有。やしきをまもる役人どもがあたへず、

曰執人於王宮、其罪大矣、執而謁諸王、

【註】執無宇也、

曰。そのうへに云には、王の御殿へふみこんで人をめしとると云は大罪なりと云て、無宇になはをかけて楚王のまへゝ引いだした、

王將飲酒、

【註】遇其歡也、

王。をりふし楚王が酒をのまうとして居らるゝところであつた、

無宇辭曰天子經略、

【註】經營天下、略有四海、故曰經略、

無。無宇がいひわけをするには、天子は天下をあまねくいとなみ、四海をひつくるめてたもたれ、

諸侯正封、

【註】封疆有定分、

諸。大名は一國の封疆をたゞしうして、そのくにをたもつ、

古之制也、封略之內、何非君土、食土之毛、誰非君臣、

【註】毛草也、

古。これ古よりのさだめなり、○封。しからば封でも略でも、みなその上にたちたまふ君の土地なり、

【註】晳、齊大夫、

燕○ 降參して云には、敝邑のつみを承知いたしました、○敢○ 御下知にしたがひませう、○先○ これは先君よりもちつたへたる龜相なる品ではこざれども、御ことわりのために呈するなり、○公○ 齊の大夫が云には、あのごとくにつみに服したことなれば、まづ一旦は許容してしりぞいて、○俟○ またなんぞ申分のあるときにうごいてうちたがよいとなり、

二月、戊午、盟于濡上、

【註】濡水、出高陽縣東北、至河間鄚縣、入易水、

二○ たがひにちかうて和平がとゝのふたなり、

燕人歸燕姬、

【註】嫁女與齊侯、

燕○ 女を齊侯におくり、

賂以瑤甕玉櫝斝耳、不克而還、

【註】瑤玉也、櫝匵也、斝耳、玉爵、

賂○ 玉のかめ玉のはこ玉のさかづきなどを以てまひなひとしたれば、齊侯が簡公をいるゝことあたはずしてかへられたなり、

楚子之爲令尹也、爲王旌以田、

【註】析羽爲旌、王旌游至於軫、

靈王のまだ令尹で居られたる時分に、田獵に出るとて楚王と同樣なるはたをつくりてもたせた、【注】析○ 鳥の羽をさきてつくるなり、王の旌は游が車のよこ木へとゞくほどにながいなり、游○は旌のさがりなり、

芋尹無宇斷之曰、一國兩君、其誰堪之、及卽位、爲章華之宮、納亡人以實之、

【註】章華、南郡華容縣、

無宇は个樣なことを合點せぬ男ゆゑ、令尹が旌の游をたちきつてすてゝ云には、○一○ 一國のうちに二人の君がありてたまるものかと云てとがめたなり、○及○ そののち楚の王になりて、章華と云ところに御成り御殿をたてた、○納○ この御殿はおもてむき

叔孫婼如齊、涖盟、

【註】無傳、公將適楚、故叔孫如齊尋舊好、

魯君が遠國へゆかるゝゆゑに、あとをきつかうてよしみをつぐためのちかひである、

夏、四月、甲辰、朔、日有食之、

秋、八月、戊辰、衞侯惡卒、

【註】元年、大夫盟于虢、

告文なり、

九月、公至自楚、

廟告した、

冬、十有一月、癸未、季孫宿卒、

內卿が卒したなり、

十有二月、癸亥、葬衞襄公、

葬會した、

【傳】七年、春、王正月、暨齊平、齊求之也、

【註】齊伐燕、燕人賂之、反從求平、如晏子言、

燕をうちに出られたにたひらいだは、齊侯の方よりたひらがんともとめられたなり、【注】齊　齊侯は燕をうちて簡公をいれんと云て出られたれども、燕人がまひなひをつかふたゆゑ、○反　齊侯が手のうらかへして、この方よりたひらぎをもとめられた、晏子がいふたとほりであつたとなり、

癸巳、齊侯次于虢、

【註】虢、燕竟、

燕のさかひの虢と云ところに齊侯がとゞまられたなり、

燕人行成曰、敝邑知罪、敢不聽命、先君之敝器、請以謝罪、

【註】敝器、瑤罋玉櫝之屬、

公孫晳曰、受服而退、俟釁而動、可也、

なり、

士匄相、士鞅逆諸河、禮也、

【註】士匄、晉大夫、相、爲介、得敬逆來者之禮、

士　晉の士匄が士鞅の介副となりて、河水まで齊侯をむかひに出たなり、齊は大國ゆゑにかやうにうやまふが禮であるとなり、

晉侯許之、十二月、齊侯遂伐北燕、將納簡公、

【註】簡公、北燕伯、三年、出奔齊、

晉　おぼしめしのまゝにうたれよとゆるされた、○十二　すぐに北燕をうちて、先年おひ出されて齊にかゝりて居らるゝ簡公を燕へかへさうとせらるゝである、

晏子曰、不入、燕有君矣、民不貳、吾君賄、左右諂諛、作大事不以信、未嘗可也、

【註】爲明年暨齊平傳、

晏　簡公は入ることはなるまいとなり、○燕　燕にははや屹と君がたちて民に二心がない、○吾　それにこの方の齊君はまひなひをむさぼることをこのまるゝ、左右の侍臣どもはへつらひ者なり、○作　くにをうちて君をいれうとするほどの大事をなすに、信を以てせではあたまで成就せぬと云ことはしれてあるといふたなり、はたして翌年とげずしてかへりたである、

【經】七年、春、王正月、暨齊平、

【註】暨、與也、燕與齊平、前年冬、齊伐燕、聞無異事、故不重言燕、從可知、

告文なり、【注】燕　燕が齊と平ぐなり、燕とことわらぬは前年にしるした燕のことののちに、なにもほかのことがなきゆゑ、また燕とはかゝなんだ自らしれるによつてのことである、

三月、公如楚、

楚國へ朝せられたである、

【註】儀楚、徐大夫、
徐國の大夫儀楚と云者が楚國へ聘禮にゆいた、

楚子執之、逃歸、懼其叛也、使薳洩伐徐、

【註】薳洩楚大夫、
それを楚王がとらへられた、○逃　ぬけてかへりたなり、○懼　徐がそむかうかと氣づかうて、大夫の薳洩を將として徐をうたせた、

吳人救之、令尹子蕩帥師伐吳、師于豫章、而次于乾谿、

【註】乾谿、在譙國城父縣南、楚東竟、
吳○　吳國から徐をたすけてすくひの兵をいだした、○令　また楚の令尹が吳人をふせぎに出て、○師　豫章で勢をそろへて、楚の東のくにざかひの乾谿に陳をはりた、

吳人敗其師於房鍾、

【註】房鍾、吳地、
吳○　吳人がこれを吳の房鍾に於てうちやぶりて、

獲宮廐尹棄疾、

【註】鬬韋龜之父、
獲○　宮廐尹の棄疾と云者をいけどりたである、

子蕩歸罪於薳洩而殺之、

【註】歸罪於薳洩、不以敗告、故不書、
子○　子蕩が己が權威を以て、薳洩が指揮のわるさにやぶれたとつみを人にぬりつけてころしたなり、それゆゑやぶれたことをつげてこなんだによつて、經にのらなんだである、

冬、叔弓如楚、聘、且弔敗也、

【註】弔、爲吳所敗、
魯國より聘使をつかはして、今度の敗をも弔したである、

十一月、齊侯如晉、請伐北燕也、

【註】告盟主、
齊侯の晉へゆいて燕をうちたうござるとねがはれた

韓。まへに晉の韓宣子が楚國へゆいたときに、楚人がむかひに出なんだ、○公。今度楚の棄疾がすでに晉のくにざかひまで來たに付て、晉侯のこの方の使者をむかひに出さなんだからは、今度この方よりもむかひは出すまいといはるゝ、○叔。いさめて云には、楚國は邪辟にして禮をうしなうて居る、この方は中正を以て禮をまもる、

若何效辟、詩曰、爾之教矣、民胥效矣、

【註】詩、小雅、言上教下效、

若。むかふの邪を見ならふことがござらうかとなり、○詩。詩にも上のをしへは下民のならひとなるとあれば、

從我而已、焉用效人之辟、書曰、聖作則、

【註】逸書、則、法也、

從。わが正にしたがうておこなふよりほかのことはない、○焉。人の邪辟にならふことはない、○書。書にも聖こそは法になるべけれとある、

無寧以善人為則、

【註】無寧、寧也、

無。善人を法とすることはなかるまいや法とせではかなはぬ、

而則人之辟乎、匹夫為善、民猶則之、況國君乎、晉侯説、乃逆之、

【註】傳言叔向知禮、

而。人の邪にのつとりてよからうや、○匹。下々が善をしてさへも民が手本とするものなるに、○況。國君は民の目あてなれば、善にのつとらではかなはぬと云た、○晉。尤なりとよろこびて、むかひの使者を出された、

秋、九月、大雩、旱也、

秋のすゑにいたりても旱なるゆゑいのりたなり、

徐儀楚聘于楚、

くりてあふた、段々に馬を二匹づゝ減じたである、

禁芻牧採樵、不入田、

【註】不犯田種、

禁　今度の旅行に禁制をさだめて、まぐさを苅る人夫やたきゞをとる者どもに、田はたへ入ることをせず、

不樵樹、不采蓺、

【註】蓺、種也、

不樵　うゑたる木をたきゞにきらせず、うゑたる種くさをからせず、

不抽屋、不强匄、誓曰、有犯命者、君子廢、小人降、

【註】君子則廢黜不得居位、小人則退給下劇也、

不抽　屋の萱をぬかせず、理不盡をいはせぬである、○誓　屹とちかつて、このさだめををかす者あらば、歴々の官人は廢黜して御役御免であらうし、○小かるい者ならばおひ下られて、ひどい目にあうであらうと云た、

舍不爲暴、主不恩賓、

【註】恩、患也、

舍　とまり〳〵にても暴虐をせぬゆゑ、○主　亭主も賓をうれへぬである、

往來如是、鄭三卿皆知其將爲王也、

【註】三卿、罕虎、公孫僑、游吉、

往　道中往來ともかくのごとくであつた、○鄭　右の三人がつひには楚王とならるゝであらうと云ふことをしりたなり、

韓宣子之適楚也、楚人弗逆、公子棄疾及晉竟、晉侯將亦弗逆、叔向曰、楚辟我衷、

【註】辟、邪也、衷、正也、

六月、丙戌、鄭災、

【註】終士文伯之言、

上に鼎を鑄たを火災の前表と云たが、はたしてそのとほりであつたなり、

楚公子棄疾如晉、報韓子也、

【註】報前年送女、

前年晉の韓宣子が女をおくりてきた挨拶にゆきたなり、

過鄭、鄭罕虎公孫僑游吉從鄭伯以勞諸柤、辭不敢見、

【註】不敢當國君之勞、柤、鄭地、

過。鄭の領内を通行するに付て、○鄭。鄭の卿大夫がみな〳〵鄭伯にしたがうて、柤と云ところまで郊勞に出られたなり、○辭。棄疾がこの郊勞をうけては國君も同格になると云て、辭退して御めみえせまいと云た、

固請見之、見如見王、

【註】見鄭伯如見楚王言棄疾共而有禮、

固。鄭伯が是非御目にかゝりたいといれた、○見達て辭退もならず、吾が主君楚王にまみゆるとほりにうやまうてまみえたなり、

以其乘馬八匹私面、

【註】私見鄭伯、

以。一とほり禮がすみて、また鄭伯へ自分の禮に乘馬八匹を獻上して、めみえをとげたなり、自の禮ゆゑ私面と云なり、

見子皮如上卿、

【註】如見楚卿、

見子皮。子皮へは馬六匹を進物として、やはり楚國の上卿へ會釋するとほりにしてあふた、

以馬六匹、見子產以馬四匹、見子大叔以馬二匹、

【註】降殺以兩、

見子產。子產へは馬四匹をおくり大叔へは二匹をお

之久矣、

【註】聞合比欲納華臣、

乃○寺人柳と心をあはせて、右のことの證據人になりて、○曰○このたくみははやひさしいことでござつたと、まことらしく云たなり、

公使代之、

【註】代合比爲右師、

公○兄のあと職に命ぜられた、

見於左師、

【註】左師、向戌、

見○相役の向戌にあふたれば、

左師曰、女夫也、必亡、

【註】夫、謂華亥、

左○向戌がそこもとの身のうへは必ほろぶるであらう、

女喪而宗室、於人何有、人亦於女何有、

【註】言人亦不能愛女、

女○そこもとは自分の總領家をさへほろぼさるゝなれば、すべての人に對してはなほさらなんの義理やなさけやがあらう、人に義理もなさけもなければ、人もまたそこもとに義理もなさけもない、

詩曰、宗子維城、毋俾城壞、毋獨斯畏、

【註】詩大雅、言宗子之固若城、俾、使也、

詩○詩にも宗領家は城のやうなものなり、城だにかたければばくには丈夫なゝれば、とかく城をやぶらかすな、ひとり者でおそれのあるやうな身になるなと云てあるが、

女其畏哉、

【註】爲二十年、華亥出奔傳、

女○そこもとはおそれのある身にならうぞやと云たとなり、

況　私は君の奴隷でござる、○敢　はゞかりもなく加覡にあづかりませうやと云て、○固　達て御ことわり申た、○徹　晋侯が是非なく加籩をとらせられて、而後に禮事ををはりたである、○晉　まことに季孫は禮をしりたと云て、宴好のさかなにしつかりとしたひき出ものをたまはりたなり、

宋寺人柳有寵、

【註】有寵於平公、

宋の寺人の柳と云男が、君の平公の寵を得たである、

大子佐惡之、華合比曰、我殺之、

【註】欲以求媚大子、

大　大子へあたりがわるいゆゑに、これをにくまれた、○華　大子へのへつらひに私がころして上ませうと云たなり、

柳聞之、乃坎用牲埋書、

【註】詐爲盟處、

柳　寺人がこのはかりごとをきいて、兩人を謀叛人にこしらへるとて、ちかふたる場所をこしらへて謀叛のかためのすんだ體にして、

而告公曰、合比將納亡人之族、

【註】亡人、華臣也、襄十七年奔衛、

而　平公へ讒言するには、華合比は先年たちのいたる華臣が一族を引入れて、亂をおこすくはだてゝ、

既盟于北郭矣、公使視之、有焉、遂逐華合比、合比奔衛、於是華亥欲代右師、

【註】亥、合比弟、欲得合比處、

はや北郭においてちかひまでいたしたと云沙汰でござるとつげたである、○公　宋公の人をつかはして北郭の體を見せられたれば、ちかひのあとがあつたとなり、○遂　さてはと云て追放いたされた、○合衛へたちさりた、○於　華亥は合比が弟なるが、合比が追放にあふたについて、なにとぞ合比があとの右師になりたいとおもうて、

乃與寺人柳比、從爲之徵、曰、聞

晉侯享レ之、有二加籩一、

【註】籩豆之數多二於常禮一、

晉○　晉侯の馳走が丁寧にあつて、籩豆の肴のかずを通例より大分まして、種々いだされた、

武子退、使二行人告一曰、小國之事二大國一也、苟免二於討一、不三敢求二貺、

【註】貺、賜也、

武○　季氏がその席を立いでゝ、使番を以てことわりを云には、私どもなどの小國が大國につかふると云ものは、いやしくもとがめにまぬかれだにすれば、ほかにたまものなどを拜領せうとは存じませぬ、

得レ貺不レ過二三獻一、

【註】周禮、大夫三獻、

得○　もしおぼしめしありてたまものを下さるゝならば、三獻と云が古の常禮で、三獻よりはすぐさぬはずでござる、

今豆有レ加、下臣弗レ堪、無二乃戾一也、

【註】懼以レ不レ堪爲レ罪、

今○　しかるに今度は多く籩豆をまして下さるゝ、○下○　かるき私なにとも迷惑つかまつります、○無○　これを頂戴してはかへりて私のつみになるではござるまいかとなり、

韓宣子曰、寡君以爲レ驩也、

【註】以二加禮一致二驩心一、

韓○　晉の卿がこたへに、主人にはことのほかよろこばれたるその志を、御ふるまひ申さるゝのでござる、

對曰、寡君猶未レ敢、

【註】未三敢當二此加一也、

對○　それはありがたきことなれども、私の主人でさへもこのやうな御馳走はめつたにはえうけませぬ、

況下臣、君之隷也、敢聞二加貺一、固請レ徹レ加、而後卒レ事、晉人以爲レ知レ禮、重二其好貨一、

【註】宴好之貨、

くにのほろびまへには何よ角よと制法が多くなるとうけたまはりたが、

其此之謂乎、復書曰、若吾子之言、

【註】復、報也、

其。これらのことを云たものであらうかと云てやりたである、○復。子産の返書に、○若。吾子がいはるる言のごときは、

僑不才、不能及子孫、吾以救世也、既不承命、敢忘大惠、

【註】以見箴戒爲惠、

われらは才がたらぬによつて、子孫までのことはえはからひませぬ、○吾。われは當分の世をすくふまでゝござる、○既。足下の命はえうけたまはりませねども、御深切に仰下さるゝ大惠のほどは、わすれはおきませぬとなり、

士文伯曰、火見、鄭其火乎、

【註】火、心星、周五月、昏見、

晉の士文伯が云には、火星があらはれたらば鄭に火災があるであらう、

火未出而作火、以鑄刑器、

【註】刑器、鼎也、

火。火星がまだあらはれぬに、火をおこして刑器を鑄て、

藏爭辟焉、火如象之、不火何爲、

【註】象、類也、同氣相求、火未出而用火、相感而致災、

藏。あらそひのたねをこしらへる、○火。火星に類しかたどりてみては、○不。火災でなくてなにであらうやとなり、火星の出ぬまへに火をもちふるゆゑ、同氣相求て火災になるであらうとなり、

夏、季孫宿如晉、拜莒田也、

【註】謝前年受牟夷邑不見討、

とがめにあはなんだ謝禮にゆいたなり、

制。【註】制參辟、謂用三代之末法、
　三代の末法にならうて刑書をこしらへて、

將以靖民、不亦難乎、詩曰、儀式刑文王之德、日靖四方、

【註】詩、頌、言文王以德爲儀式、故能日有安靖四方之功、刑、法也、

それで民をやすくせうといたさるゝは、なりがたいことではあるまいか、○詩　人の法となりたまふ文王の德で、日々に四方のくにがやすんずるとある、

又曰、儀刑文王、萬邦作孚、

【註】詩、大雅、言文王作儀法、爲天下所信、孚信也。

又。人ののりを作る文王萬邦に信せられたまふとある、

如是、何辟之有、

【註】言詩唯以德與信、不以刑也、

如。かやうに德と信とを以てをさむることとなれば、なんの刑書をもちふると云ことがあらうぞ、

民知爭端矣、將棄禮而徵於書、

【註】以刑書爲徵、

民。この刑書で民があらそひのはしをしりてからは、○將　禮はすてゝこの刑書を證據にせうとする、

錐刀之末、將盡爭之、

【註】錐刀末喩小事、

錐。きりのさきほどのこともあらそふやうになる、

亂獄滋豐、賄賂並行、終子之世、鄭其敗乎、肸聞之、國將亡、必多制、

【註】數改法、

亂。これよりは簡次のない公事どもが次第次第にふえて、○賄　たがひにまひなひをつかひあふことがつねとなるやうにならう、○終　足下の存在のうちはよからうけれども、世ををはられたらば鄭はやぶるゝであらう、○肸　手まへがうけたまはりたには、

て自由につかはれて、○而をさまるである、○民知
民が刑辟のさだまりあることをしるときは、上を
おそれぬやうになる、

竝有爭心、以徵於書、而徼幸以成之、

【註】因危文以生爭、緣徼幸以成其巧僞、

竝　するとまへにも云たとほり、あらそひの心がで
きて、○以　刑書を證據に引て、どうぞしてつみにま
ぬかれうと身ぬけをもとめて、己がいつはりをやり
とほす、

弗可爲矣、

【註】爲治也、

弗　これではおさめられぬ、

夏有亂政、而作禹刑、商有亂政、
而作湯刑、

【註】夏商之亂、著禹湯之法、言不能議事以制、

夏　夏の代も政がみだれて禹刑ができ、○商　殷の
代も政がみだれたについて湯刑と云書ができ、

周有亂政、而作九刑、

【註】周之衰、亦爲刑書、謂之九刑、

周　周もおとろへたゆゑ、九刑の書をつくられた、

三辟之興、皆叔世也、

【註】言刑書不起於始盛之世、

三　右夏商周三辟の書のおこりだと云は、みなするゑ
になりおとろへたる叔世ゆゑである、

今吾子相鄭國、作封洫、

【註】在襄三十年、

今　足下鄭國のことをとる身を以て、先年田地のさ
かひをたてかへ、

立謗政、

【註】作丘賦在四年、

立　丘賦をつくりてそしりの政をたて、

制參辟、鑄刑書、

制。祿と位とを段々に制しおきて、をしへにしたがふ者をすゝむるやうにし、

嚴斷刑罰、以威其淫、

【註】淫放也、

嚴。刑罰を屹とたてゝ、淫逸なる者をおどすである、

懼其未也、故誨之以忠、聳之以行、

【註】聳懼也、

懼。これほどにしてもまだゆきとゞくまいかと案じて、○故。忠のみちをゝしへさとし、○聳。おこなひを以ておそれ入らせ、

教之以務、

【註】時所急、

教。ときの急務のせわをやき、

使之以和、

【註】說以使民、

使。やはらぎよろこびて民をつかひ、

臨之以敬、涖之以彊、

【註】施之於事爲涖、

臨。敬を以てむかひ、○涖。彊を以てひきまはし、

斷之以剛、

【註】義斷恩、

斷。決するには剛を以てするである、

猶求聖哲之上、明察之官、

【註】上公王也、官卿大夫也、

忠信之長、慈惠之師、民於是乎可任使也、而不生禍亂、民知有辟、則不忌於上、

【註】權移於法、故民不畏上、

猶。そのうへにも聖哲なる公や王をねがひ、明察なる卿大夫、忠信なる頭役、慈惠なる師をえたしともとむるとなり、○民於　これほどにすれば、そこで服し

曰、始吾有虞於子、

【註】虞、度也、言準度子產、以爲己法、

始○はじめには吾足下を目あてにして、萬事足下のおこなひに準して手本といたしたことでござるが、

今則已矣、

【註】已、止也、

今○今日よりもう手本にいたすまいと存ずる、

昔先王議事以制、不爲刑辟、懼民之有爭心也、

【註】臨事制刑、不豫設法也、法豫設則民知爭端、

昔○いにしへの先王はことにのぞんで評議して、仕おきを制することで、まへかたに刑辟をつくりおくとはせぬである、○懼○まへかたよりなに〳〵のつみはこれ〳〵の仕おきと法をさだめておきては、民が爭心を生ずる道理であるとなり、たとへば火をつくれば火あぶりとさだまると、火だにつけねばそれに似たことをいたしてもとがめにあふはずはないと、はやあらそふ心ができる、それをおそれて法をばさだめぬことである、

猶不可禁禦、是故閑之以義、

【註】閑、防也、

猶○これほどに心をつくされてもわる者ができて、それを禁じふせぐことがならぬ、○是○それゆゑ義と云ものを以てわる者のできぬやうにふせぎおさへ、

糾之以政、

【註】糾、擧也、

糾○仕おきを以てたゞし、

行之以禮、守之以信、奉之以仁、

【註】奉、養也、

行○禮を以ておこなひ、○守○信を以てまもり、○奉○仁を以てやしなひあはれみ、

制爲祿位、以勸其從、

【註】勸、從敎、

使に往た、

葬杞文公、

【註】無傳、

宋華合比出奔衞、

【註】合比事君不以道自取奔亡書名罪之、

告文なり、

秋、九月、大雩、

自國のこと、

楚薳罷帥師伐吳、

告文なり、

冬、叔弓如楚、

魯より使にゆいた、

齊侯伐北燕、

告文なり、

【傳】六年、春、王正月、杞文公卒、弔如同盟、禮也、

【註】魯怨杞因晉取其田而今不廢喪紀、故禮之、

杞は晉をたのみて魯をゝかしたるうらみがあれども、喪のくやみに魯から同盟のごとくしたは禮にかなふたとなり、

大夫如秦葬景公、禮也、

【註】合先王士弔、大夫送葬之禮、

魯より大夫がゆいて葬に會した、これは古禮にかなふたとなり、

三月、鄭人鑄刑書、

【註】鑄刑書於鼎、以爲國之常法、

くにの法度を鼎に鑄つけたである、

叔向使詒子產書、

【註】詒、遺也、

○叔　叔向が心にあはぬによつて、執政の子産が方へ書を以て申しつかはすには、

【註】南懷、汝淸、皆楚界、

乃○ころさなんだなり、○楚○ 呉へよせたなり、追々の軍勢が段々によせかけて、汝淸と云所までよせたなり、

呉不可入、

【註】有備、

呉○ 呉がきびしくそなへたゆゑ、中々せめ入られぬである、

楚子遂觀兵於坻箕之山、

【註】觀、示也、

楚○ 勢ぞろへをしたである、

是行也、呉早設備、楚無功而還、以蹶由歸、楚子懼、呉使沈尹射待命于巣、薳啓彊待命于雩婁、禮也、

【註】善有備、

是○ 呉の要心がきびしさに、楚が功をえたてずしてむなしくかへりたなり、○以○ 呉の使者をつれてかへりたである、○楚○ なにとやら氣味わるかつたゆゑ、○使○ 要心のため兩人を二个所にひかえさせておいたなり、さもあるべき仕かたであるとなり、

秦后子復歸於秦、

【註】元年、奔晉、

晉よりかへられたなり、

景公卒故也、

【註】終五稔之言、

秦の景公が卒せられたゆゑである、

【經】六年、春、王正月、杞伯益姑卒、

【註】再同盟、

告文なり、

葬秦景公、

葬會した、

夏、季孫宿如晉、

其可以息師、

【註】息楚之師、

其○　隨分楚の師をもくひとめまするでござらうとなり、

難易有備、可謂吉矣、且吳、社稷是卜、豈爲一人、使臣獲釁軍鼓、而敝邑知備、以禦不虞、其爲吉孰大焉、國之守龜、其何事不卜、

【註】言常卜、

難○　かたきにせよやすきにせよ、そなへだにあれば案じはなきゆゑ吉といふべきでござる、○且○　そのうへ呉は社稷のためにトをいたします、○豈○　なんの私一人のためにうらなひませうぞ、○使○　今度私がころされて軍鼓に血ぬらるゝならば、敝邑で要心することを知て、不虞をふせぐでござればその吉なることこのうへはござるまいとなり、○國○　くにの龜の義でござれば、これにはかぎらずなにごとでもうらなひまする、

一臧一否、其誰能常之、城濮之兆、其報在邲、

【註】城濮戰楚卜吉、其效乃在邲、

一○　あるひはよくあるひはよからずさだまりたことはござらぬ、○城○　その證據には、城濮で楚の卜が吉であつたれどもまけになりて、やう／＼邲のたゝかひでかちになりた、

今此行也、其庸有報志、

【註】言吳有報楚意、

今○　今度のいくさも呉は楚にむくゆるの志がござると云たなり、

乃弗殺、楚師濟於羅汭、沈尹赤會楚子、次於萊山、薳射帥繁揚之師、先入南懷、楚師從之、及汝清、

【註】言呉令亀如此、

楚。蹶由をとらへてすでにころして、血まつりをせうとしたである、○王。楚王が蹶由にとはせらるゝには、その方今般のつかひに來ることをさだめてうらなふたであらう、うらかたは吉であつたかとなり、○對。なるほど吉でござりました、○寡。主人呉王が君の兵をとゝのへて、敝邑へむかはせ玉ふよしをうけ玉はりて、守亀を以てうらなはうとて、守亀に命ぜらるゝには、○曰。われすみやかに人をつかはして楚王の師をねぎらはする内意は、なにとぞゆいて楚王のいかりのときかゆるやかなるかをみとゞけて、その緩急にしたがふてそなへをいたしたく存ずるが、○尚。緩急をしらせてくれうかとなり、

亀兆告吉曰、克可知也、君若驩焉、好逆使臣、滋敝邑休怠、

【註】休解也、

亀。かめが吉をつげて云には、○克。人をやりてみせたらばよくしらるゝであらうと云たとなり、○君。右のとほりのことでござれば、いま君がもし驩焉。とよろこびて、よしみを以て使臣の私をむかへ玉ふたらば、ゆるやかなるをつぐるのとこゝろうるによつて、○滋。敝邑のおこたりをまして、

而忘其死、亡無日矣、今君奮焉、震電馮怒、

【註】馮盛也、

而。おつゝけほろぼさるゝこともうちわするゝでござらうが、○今。たゞいま君は奮焉とふるひおこり、○震。と怒り玉うて、

虐執使臣、將以釁鼓、則呉知所備矣、敝邑雖羸、若早脩完、

【註】完器備、

私をやにはにとらへて血まつりにせうとなさるゝ、○則。これでいかりのときことをしるゆゑに、さては油斷はならぬぞと云て要心するでござる、○敝呉國はひよわいくにではござれども、もしはやくそなへをゝさめてまつたういたしたならば、

楚王の屬國や東夷やを率して、呉へうちかへしをいたさるゝである、

薳射以繁揚之師、會於夏汭、

【註】會楚子、

薳。楚の薳射は繁揚と云所の勢を率して、楚王に夏汭の陳所で出あふた、

越大夫常壽過帥師會楚子于瑣、

【註】瑣、楚地、

越。楚へ加勢したである、

聞呉師出、薳啓彊帥師從之、

【註】從呉師也、

聞。呉の師が出かけたときいて、薳啓彊が師をひきゐてれこをおはうとした、

遽不設備、呉人敗諸鵲岸、

【註】盧江舒縣有鵲尾渚、

遽。薳啓彊があまりあはてゝそなへなしに出かけたゆゑ、呉人がこれをやぶりたである、

楚子以馹至於羅汭、

【註】馹、傳也、羅水名、

楚。楚王がわが師のやぶれたをきいて、早馬で羅汭までゆかれたである、

呉子使其弟蹶由犒師、

【註】犒、勞、

呉。楚王によせられてはたまらぬによつて、御苦勞でござると云て弟をむかひに出したである、

楚人執之、將以釁鼓、王使問焉、曰、女卜來、吉乎、對曰、吉、寡君聞君將治兵於敝邑、卜之以守龜、曰余亟使人犒師、請行以觀王怒之疾徐、而爲之備、尚克知之、

朝而執之、誘也、討不以師、而誘以成之、惰也、爲盟主而犯此二者、無乃不可乎、請歸之、閒而以師討焉、

【註】閒、暇也、

晋○ さいはひこの節魯侯の晋へ朝見に出て居らるゝゆゑ、すぐにとらへてとがめうと云はれた、○范○ それはわるうござる、折角人の朝見に出たのをとらふると云は、おざむくと云ものでござる、○討○ とがあらば屹と師を出してうちたがよいのに、師もいださずだましてことをなさうと云はおこたりと云ものでござる、○爲○ 伯者ともいはるゝ者が誘惰の二つををかしては、不可なるではござりますまいか、○請○ まづこのたびは魯侯をかへして、しばらくまつて師を出してうちたまへとなり、

乃歸公、秋、七月、公至自晉、莒人來討、

【註】討受牟夷、

乃○ ことなうかへした、○秋○ くにへかへられた、○莒○ 牟夷を引いれたをうちにきたである、

不設備、戊辰、叔弓敗諸蚡泉、莒未陳也、

【註】嫌君臣異、故重發例、

不○ 莒人がそなへをまうけなんだを、叔弓が蚡泉でうちやぶりたなり、此敗ると書したのは莒人がまだ陳をはらなんだゆゑ、敵未陳曰敗某師の例によつてかいたものとなり、【注】嫌○ 莒の臣を魯の臣がうちたのであるゆゑ、先達ての例に出て居る君と君とのいくさとはことなるがと云うたがひがあるゆゑ、君でも臣でも同じことであると云こゝろにて、未陳○也と前の例を又引出したものとなり、

冬、十月、楚子以諸侯及東夷伐吳、以報棘櫟麻之役、

【註】役在四年、

ども、晉の方に一つとしてくらいことがないゆゑあたはなんだである、

亦厚其禮、韓起反、鄭伯勞諸圉、

【註】圉、鄭地名、

亦○　せんかたなくこれをも屹とあへしらはれたとなり、○韓○　晉へかへるとて鄭の領知へかゝりたれば、圉と云ところへ鄭伯が馳走に出ばられた、

辭不敢見、禮也、

【註】奉使、君命未反故、

辭○　今度は楚への使者をつとめまして、まだ復命をいたしませぬことゆゑ、御逢は御止め下されよとことわりを云たなり、これは禮にかなふたとなり、

鄭罕虎如齊、娶於子尾氏、

【註】自爲逆也、

罕虎が齊へ自分の妻をむかへにゆいた、

晏子驟見之、陳桓子問其故、對曰、能用善人、民之主也、

【註】謂授子產政、

晏○　齊の晏平仲がをり〳〵罕虎にあひにゆいた、○陳○　なぜそのやうにしげくみまはるゝとゝふた、○對○　あの罕虎と云人はよく善人をもちふる人なれば、まことに民の主でござる、それでをり〳〵あうてはなしまするとなり、

夏、莒牟夷以牟婁及防茲來奔、

牟夷非卿而書、尊地也、

【註】尊、重也、重地故書、以名其人、終爲不義、

二邑をもちて魯へにげてきた、○牟○　卿でもない者の來たのを書たは、地をもちてきたをおもんじたのである、

莒人愬于晉、

【註】愬魯受牟夷、

莒○　この方の牟夷を魯國へかくまひましたとうつたへた、

晉侯欲止公、范獻子曰、不可、人

之、

【註】伯華、叔向兄、

奮○　この大軍が奮然としてその武威をふるひいかりて、その大恥にむくふでござらう、○伯○　さて伯華が謀計をめぐらし、

中行伯魏舒帥之、

【註】伯、中行呉、

中行呉が將となりてむかひたらば、

其蔑不濟矣、君將以親易怨、

【註】失婚姻之親、

其○　仕をふせぬと云ことはござらぬとなり、楚がなにほど大國でもこれをふせぐことはならぬと云こゝろなり、○君○　それに君は晉とのしたしみをたちて、うらみをむすばうとなさるゝ、

實無禮以速寇、而未有其備、使羣臣往遺之禽、以逞君心、何不可之有、王曰、不穀之過也、大夫無辱、

【註】謝薳啓彊、

實○　無禮と人におごらうとするまでのことであだをまねき、○而○　さてその　そなへでもあるかとおもへば、それもなく、○使○　さて晉が起りてくる段に、御家臣をさしむけらるゝのはとりこをおくるも同前でござる、○以○　それで君の御心をあきたらせうとは、○何○　これよりわるいことはござるまいと云たなり、○王○　楚王の理に服して、これはわが了簡ちがひであつたほどに、○大○　もう云てくれな、あやまり入たと謝せられたである、

厚爲韓子禮、王欲敖叔向、以其所不知而不能、

【註】言叔向之多知、

厚○　屹と禮をそなへてあへしらはれた、○王○　まだ心のおごりがやまず、なにぞとりあつかひのうちに、叔向がしらぬことをおこなうてみせうとせられたれ

【註】二人、韓氏族、

叔禽叔椒子羽

【註】皆韓起庶子、

皆大家也、

箕。箕襄以下の五人はみな大臣でござる、

韓賦七邑、皆成縣也、

【註】成縣、賦百乘也、

韓。韓氏が領知七邑はみな車百乘をいだすべき大邑でござる、

羊舌四族、皆彊家也、

【註】四族、銅鞮伯華叔向叔魚叔虎、兄弟四人、

羊。兄弟四人みな彊家でござる、

晉人若喪韓起楊肸、五卿八大夫、

【註】五卿、趙成以下、八大夫、祁午以下、

晉。晉人がもし今度二人をはづかしめられてうしなふたことならば、○五。その下につく五卿八大夫ともが、

輔韓須楊石、

【註】石、叔向子、食我也、

須や石やの加勢をして、

因其十家九縣、

【註】韓氏七、羊舌氏四、而言十家、擧大數也、羊舌四家共二縣、故但言彊家、

長轂九百、

【註】長轂、戎車也、縣百乘、

因。十家の領知、九縣の戎車九百乘を以てよせきたるでござらう、

其餘四十縣、遺守四千、

【註】計遺守國者、尙有四千乘、

其。まだそのほかに四十縣ありて、戎車四千乘をくにゝのこしまもらする、

奮其武怒以報其大恥、伯華謀

とくと分別をなされよ、○晉。近來晉のくにから君へのつかへやうは、楚の臣下と云てもよいほどなる仕方なり、○求諸。諸侯をこの方へ來會させたうござるともとめたれば、諸侯がむらがりていたる、

求昏而薦女、

【註】薦、進也、

求昏。女をもとめ玉ふたれば、早速女をすゝむる、

君親送之、上卿及上大夫致之、猶欲恥之、君其亦有備矣、不然奈何、韓起之下、趙成中行吳魏舒范鞅知盈、

【註】五卿位在韓起之下、皆三軍之將佐也、成、趙武之子、吳、荀偃之子、

君。ことに楚をうやまうて君の自身におくらるゝ、○上。上卿の上大夫のと云がこしぞへになりてきたる、これで云分はござるまいに、○猶。まだあきたらではぢをあたへうとなさるゝは、○君。さだめてそなへがありてなさるゝでござりませう、○不。そなへがなくてはなにとしてなりませう、○韓。さてまた晉の智勇の士をいふならば、まづ韓起が下につく趙成以下五人の卿に、

羊舌肸之下、祁午張趯籍談女齊梁丙張骼輔躒苗賁皇、皆諸侯之選也、

【註】言非凡人、

羊。羊舌肸が下につく祁午以下の八士は、みな諸侯中のすぐれ人でさる者どもでござる、

韓襄爲公族大夫、韓須受命而使矣、

【註】襄、韓無忌子也、爲公族大夫、須、起之門子、年雖幼已任出使、

韓。襄は公族の大夫、須は若年なれども他所の使をもつとむる、

箕襄邢帶

【註】在成十六年、

邲。邲の役に楚がかちて、そのゝち晉に敵するほどの備をせなんだゆゑに、鄢陵でやぶられた、みなそなへをせぬからのことである、

自鄢以來、晉不失備、而加之以禮、重之以睦、

【註】君臣和、

自。鄢でかちてより以來は、晉がそなへをまつたうしてうしなはず、そのうへによく禮をまもり、またそのうへに君臣よく和睦して、くにがいたりて手あつくなりた、

是以楚弗能報而求親焉、既獲姻親、又欲恥之、以召寇讎、備之若何、

【註】言何以爲備、

是。これではとんと手ざしがならぬゆゑ、楚も鬱憤をむくふることはえせず、かへりてしたしみをもとめ玉ふでござる、○既。すでに昏姻のしたしみをえて、○又。またそれにはぢをあたへうとなさるゝは、あだをまねくと云ものでござる、そのあだをまねくには、なにを以てそなへとはなさるゝぞとなり、

誰其重此、

【註】言怨重、

誰。これほど人のうらみにおもふことはあるまい、

若有其人、恥之可也、

【註】謂有賢人以敵晉則可恥之、

若。それとも晉にもまけぬと云おぼえのある人がこの方にあるならば、はぢをあたへても隨分ようござりませうが、

若其未有、君亦圖之、晉之事君、臣曰可矣、求諸侯而麇至、

【註】麇、群也、

若。その器量の人がなくばうかとはなりますまい、

設　脇息はそばにかざりてありてもよりかゝらず、盃にさけはみちてありてもきまゝにはのまぬと云は、これみな禮をおこなふのである、

宴有好貨、

【註】宴飲以貨爲好、衣服車馬、在客所無、

宴　酒宴のうへによしみをなすとて、車服の類の客の方になき物をおくることである、

飧有陪鼎、

【註】熟食爲飧、陪、加也、加鼎所以厚殷勤、

飧　熟食のふるまひにも、かなへをまして丁寧をつくすことなり、

入有郊勞、

【註】賓至逆勞之於郊、

入　賓のきたるときには、郊勞と云てむかひの使者を出し、

出有贈賄、

【註】去則贈之以貨賄、

出　かへりのときには贈賄と云て引出ものをすることなり、

禮之至也、國家之敗、失之道也、則禍亂興、

【註】失朝聘宴好之道、

禮　これみな禮の肝要と云ものでござります、○國　國家の敗亡にいたると云は、この禮のみちをうしなふゆゑである、○則　そこである、

城濮之役、

【註】在僖二十八年、

城　ちかきかゞみをいはゞ、城濮の役に、

晉無楚備、以敗於邲、

【註】在宣十二年、言兵禍始於城濮、

晉が心まゝにかちてそれがわざはひのもとゝなりて、楚に敵するほどのそなへをせなんだゆゑ、邲でやぶられた、

邲之役、楚無晉備、以敗於鄢、

夫莫對、薳啓彊曰、可、苟有其備、何故不可、恥匹夫、不可以無備、況恥國乎、是以聖王務行禮、不求恥人、朝聘有珪、

【註】珪以爲信、

それでは晋をはづかしむると云もので、吾も存分と云ものなり、なんとよからうではあるまいかとなり、大叔が云たとほりにおごりが出たである、○大　たれもなにとも返答をいだす者がない、○薳　薳啓彊一人こたへて云には、なるほどそれはよろしうござりませう、○苟　それほどのことをなさるゝには、そなへがなくてはならぬが、そなへだにあればなにもわるいことはござらぬとなり、○恥　ちかいことは、一人の匹夫にはぢをあたへうとするにも、いかやうなことをせうもしれぬによつて、要心してかゝらねばならぬことでござる、○況　いはんやくににははぢをあたへうとするには、屹とそなへがなくてはならぬことでござる、○是　それゆゑに聖人の天下ををさめ玉ふには、もつぱらに禮をおこなふことをつとめ玉ひて、人をはづかしめうとはなされぬ、○朝　朝聘には玉をさゝげて以て信とし、

享頫有璋、

【註】享、饗也、頫、見也、既朝聘而享見也、臣爲君使執璋、

○享　さて享禮の燕をたまはるには璋をとり、

小有述職、

【註】諸侯適天子曰述職、

○小　ちさきことでは諸侯の天子へ朝覲する述職と云ことあり、

大有巡功、

【註】天子巡守曰巡功、

○大　大なことでは天子のめぐり玉ふ巡功と云ことがある、

設機而不倚、爵盈而不飲、

【註】言務行禮、

までもふみおこなはれぬと云ふことはないはずである、

從而不失儀、

【註】從順也、

從　すなはにして儀をうしなはぬやうにし、

敬而不失威、道之以訓辭、奉之以舊法、考之以先王、

【註】以先王之禮成其好、

うやまうて威をうしなはぬやうにし、○道　ならひのとほりにさし圖をし、○奉　古の法を以て　とりあつかひ、○考　先王の禮に引あて、

度之以二國、

【註】度晉楚之勢而行之、

度　この方と楚との勢をかんがへはかりておこなはば、

雖汏侈、若我何、及楚、楚子朝其大夫曰、晉吾仇敵也、苟得志焉、無恤其他、今其來者、上卿上大夫也、若吾以韓起爲閽、

【註】刖足使守門、

雖　なにほど楚王がおごらるゝとも、われをいかんともすることはなるまいとなり、○及　つひに楚へいたりたなり、○楚　楚王がくにの大夫どもをあつめて云はるゝには、晉はむかしからこの方の仇敵である、○苟　われ一寸でもこの方の心まゝにすることをうるならば、そのほかに心にかゝることはないとなり、○今　しかるところに今度きたりたる者どもは、晉の上卿や上大夫なれば、○若　なにとぞして上卿の韓起を足きりて門番にし、

以羊舌肸爲司宮、

【註】加宮刑、

羊舌肸が勢をたちて、司宮にしてやるならば、

足以辱晉、吾亦得志矣、可乎、大

て居らるゝ、○禮　禮の本末の全體こゝにこそあれ、こゝが禮の用ひばである、

而屑屑焉習儀以亟、

【註】言以習儀爲急、

而　それにたゞこせ〳〵と儀をならふのみを以て急務といたさるゝ、

言善於禮、不亦遠乎、君子謂叔侯於是乎知禮、

【註】時晉侯亦失政叔齊以此諷諫、

言　それを禮をしりた人かなと御ほめなざるゝは、ちとまだあたらぬとほいことではござるまいかとなり、○君　君子の評に、女叔齊もこゝでは禮をしりた人と云てよいとなり、【注】時　この時分晉侯も政事をうしなうて居られたゆゑ、耳こすりに云たものであるとなり、

晉韓宣子如楚送女、叔向爲介、鄭子皮子大叔勞諸索氏、

【註】河南城皐縣東有大索城、

女をおくりてゆいたなり、叔向が副使となりてゆいた、○鄭　また鄭より索氏と云所へ馳走に出た、

大叔謂叔向曰、楚王汏侈已甚、子其戒之、叔向曰、汏侈已甚、身之災也、焉能及人、若奉吾幣帛、愼吾威儀、守之以信、行之以禮、敬始而思終、終無不復、

【註】事皆可復行、

大　鄭の子大叔が晉の叔向に云には、當楚王は大分おごり者で、無禮な人であるほどに、○子　隨分要心をしてゆかれよと云た、○叔　汏侈のはなはだしいと云は、己が身の災である、○焉　人におよぼすことはならぬとなり、○若　この方はこの方の進物を奉じて、この方の威儀をつゝしみ、その上これをまもるに信を以てし、これをおこなふに禮を以てし、はじめをつゝしんでをはりを大事にだに心がくれば、どこ

て、禮の用とするでござります、○今　しかるにいま魯國は政令が大夫の家にありて、公の心まゝにはならぬ、

不能取也、有子家羈、弗能用也、

【註】羈、莊公玄孫、懿伯也、

不　それを引あげて心まゝに指揮することもならぬ、○有　さてくにゝは子家羈と云賢者があれども、それを用ることをもえせられぬ、

奸大國之盟、陵虐小國、

【註】謂伐莒取鄆、

奸　晉楚兩國のちかひに、小國を虐すまいといひかはしたのをゝかして、小國の莒を陵虐とせびらかさるゝ、

利人之難、

【註】謂往年莒亂而取鄆、

利　莒に難のあるのをさいはひに、邑をうばうて己が利として、

不知其私、

【註】不自知有私難、

不　さて自分のくにゝ難のあることはしらぬ、

公室四分、民食於他、

【註】他、謂三家也、言魯君與民無異、

公　自分のくには國中の賦を四つわりにして、三家へみなとられて、自分は三家からのあてがひ所帯で、民同樣になりて居らるゝ、

思莫在公、不圖其終、

【註】無爲公謀終始者、

思　たれ一人公のことをおもふものはない、○不　のちくはいかゞとをはりをはかる者がない、

爲國君、難將及身、不恤其所、禮之本末、將於此乎在、

【註】在恤民與憂國、

爲　一國の君となりながら難の身におよばうとするに、自分のもちまへをうれへにもせず、うかくとし

れた、楚をおそるゝゆゑ馳走するである、

晉侯送女于邢丘、子産相鄭伯、會晉侯于邢丘、

【註】傳言楚强諸侯畏敬其使、

○晉　晉侯も楚をうやまうて、邢丘と云ところまで女をおくりてゆかれたなり、○子　鄭は兩國へつかふるによつて、晉侯のおくりて出られた邢丘へ出て會せられたなり、

公如晉、

【註】即位而往見、

昭公の即位してはじめて晉へ相見にゆかれた、

自郊勞至于贈賄、

【註】往有郊勞、去有贈賄、

○自　晉から郊勞にむかひ役人を出したより、晉を退出の時、晉よりのおくりものを受納いたさるゝまで、

無失禮、

【註】揖讓之禮、

禮式にことごとくかけめがなかりたである、

晉侯謂女叔齊曰、魯侯不亦善於禮乎、對曰、魯侯焉知禮、公曰、何爲、自郊勞至于贈賄、禮無違者、何故不知、對曰、是儀也、不可謂禮、禮所以守其國、行其政令、無失其民者也、今政令在家、

【註】在大夫、

○晉　あとで女叔齊へのはなしに、魯侯は禮にねれたる人ではないかと云てほめられた、○對　なにとして魯侯が禮をしらるゝものでござらうと云た、○公　なにもかも一つとして禮にたがふたことはなかりたに、なぜ禮をしられぬとは云ぞとなり、○對　いやそれは儀と云ものでござります、禮とは申されませぬ、○禮　禮と云ものはそのくにを堅固にまもり、その政令をおこなひ、その民をうしなふことなきを以

世亂讒勝、勝將適離、故曰其名曰牛、

【註】離焚山則離勝、譬世亂則讒勝、山焚則離獨存、故知名牛也、豎牛非牝牛、故不吉、

○世　讒がかちては純離となるゆゑ、その名を牛と云であらうと云たものとなり、これ豎牛が牝牛でないゆゑ、不吉であつたなり、

謙不足、飛不翔、

【註】謙道沖退、故飛不遠翔、

垂不峻、翼不廣、

【註】峻高也、翼垂下、故不能廣遠、

故曰、其爲子後乎、

【註】不遠翔、故知不遠去、

○謙　とほくはゆくまじきかたちゆゑ、子がまつりをするであらうと云たとなり、

吾子亞卿也、抑少不終、

【註】旦日、正卿之位、莊叔父子、世爲亞卿、位不足以終盡卦體、蓋引而致之、

○吾　しかしながら足下は亞卿なるゆゑ、旦の正卿のうらかたに屹とはあたらねども、まあかやうにみゆると云たなり、

楚子以屈申爲貳於吳、乃殺之、

【註】造生貳心、

吳國へうらがへりたと云てころした、

以屈生爲莫敖、

【註】生、屈建子、

○以　屈申があと役にした、

使與令尹子蕩、如晉逆女、過鄭、鄭伯勞子蕩于汜、勞屈生于菟氏、

【註】汜菟氏、皆鄭地、

○使　晉の女をむかひにやりた、○過　鄭の領分を通行するに付て、鄭伯から郊勞の使者を二箇所へ出さ

ゆゑにかく云たものとなり、

明而未融、故曰垂其翼、

【註】於日爲未融、於鳥爲垂翼、

明○　これもかたとりて云たものなり、

象日之動、故曰君子于行、

【註】明夷初九得位有應、君子象也、在明傷之世、居謙下之位、故將辟難而行、

象○　みな配しあてゝ云たものなり、

當三在旦、故曰三日不食、

【註】旦位在三、又非食時、故曰三日不食、

當○　旦は三段目にあたりて食時にあらざるを以て、三日不食にあてたものとなり、

離火也、艮山也、離爲火、火焚山、山敗、

【註】離艮合體故、

離○　火と山と合しては山がやぶるゝである、

於人爲言、

【註】艮爲言、

於○　人のうへでは言なり、

敗言爲讒、

【註】爲離所焚、故言敗、

言をやぶるは讒なり、

故曰、有攸往、主人有言、言必讒也、

【註】離變爲艮、故言有所往、往而見燒、故主人有言、言而見敗、故必讒言、

故○　ほかへ往く象あり云々と云である、

純離爲牛、

【註】易離上離下離、畜牝牛吉、故言純離爲牛、

純○　上下ともに離の卦なるを牛とするとなり、易に牝牛を畜ふに吉なりとあるゆゑ、かく云たものである、

其二爲公、其三爲卿、
【註】日中當王、食時當公、平旦爲卿、鷄鳴爲士、夜半爲皁、人定爲輿、黄昏爲隷、日入爲僚、哺時爲僕、日昳爲臺、隅中日出、闕不在第、尊王公、曠其位、
○故　時にも十の數あり、位も十を以て配す、○自王　○王の次を公とし、公の次を卿とするなり、○【注】日　日中よりあとへくるである、日中を王に配合するなり、食時は辰の時なり、此十時のわけは、疏に詳かなり、

日上其中、
【註】日中盛明、故以當王、
日は日中を上として王に配するとなり、

食日爲二、
【註】公位、
○食　公に配し、

旦日爲三、
【註】卿位、
○旦　卿に配す、

明夷之謙、明而未融、其當旦乎、
【註】融、朗也、離在坤下、日在地中之象、又變爲謙、謙道卑退、故曰明而未融、日明未融、故曰其當旦乎、
○明　明夷の離が坤下にありて、日の地中にあるかたちの卦が又變じて、謙の卑く退くと云卦になる、すれば、○明而　あきらかにはあれども、いまだ融とほがらかにはないである、○其　左すれば旦にあたれるかとなり、

故曰爲子祀、
【註】莊叔卿也、卜豹爲卿、故知爲子祀、
○故　旦にあたりたるは卿なり、ゆゑに卿のまつりをするであらうと云たものなり、

日之謙當鳥、故曰明夷于飛、
【註】離爲日、爲鳥、離變爲謙、日光不足、故當鳥、鳥飛行、故曰于飛、
○日　離の卦の日變じて謙の卦になるは、鳥にあたる

はせず、私のうらみを刑罰はせぬとなり、○詩○ 正直なる德行だにあれば、四方のくにぐにもしたがふとなり、

初穆子之生也、莊叔以周易筮之、

【註】莊叔、穆子父、得臣也、

穆子が出生したときに、親の莊叔が周易を以てうらなはれた、

遇明夷䷣之謙䷎、

【註】離下坤上明夷、艮下坤上謙、明夷初九變爲謙、

以示卜楚丘、

【註】楚丘、卜人姓名、

遇○ かやうに出たを卜人の楚丘にみせたれば、

曰、是將行、

【註】行、出奔、

曰○ これはくにをさらるゝであらう、

而歸爲子祀、

【註】奉祭祀、

而○ しかれどもまたふたゝびくにへかへりて、そこもとのまつりをするとみゆる、

以讒人入、其名曰牛、卒以餒死、

明夷、日也、

【註】離爲日、夷傷也、日明傷、

以○ そのくにへかへるときに、讒人をつれて入られう、その讒人の名を牛と云であらう、○卒○ つひにはうゑて死なるゝであらうとなり、○明○ その理をいはゞ、明夷とは日のことを云たものとなり、夷はやぶるゝと云ことで、日のあきらかなるがやぶるゝである、

日之數十、

【註】甲至癸、

日○ 十幹にて十日なり、

故有十時、亦當十位、自王已下、

うへに領邑をこゝろまゝにさきわけて人にあたへて、それで己がつみをゆるされうとして居る、【注】昭子。父を餓死させたることはたれもきかせぬによつて、昭子はしらず、たゞみえたつみをのみ云てせむるなり、餓死のことをしりたらば、この分ではあるまじきことなり、

罪莫大焉、必速殺之、豎牛懼、奔齊、孟仲之子、殺諸塞關之外、

【註】齊魯界上關、

これより大なつみはあるまいほどに、必すみやかにころせといひわたしたなり、○豎。己が世話してたてたる主人が、おもひのほか己をころすと云たゆゑ、大におそれて齊へのがれた、○孟。魯國のさかひのせき所のそとでおつゝめてつひにころした、

投其首於寧風之棘上、

【註】寧風、齊地、

投。くびをはねて、齊の寧風と云野外のおどろのうへゝすてたである、惡人であつたによい氣味である、

仲尼曰、叔孫昭子之不勞、不可能也、

【註】不以立己爲功勞、據其所言善之、時魯人不以餓死語昭子、

仲尼。孔子の評したまふには、叔孫昭子が己をたてゝくれたを功勞ともせず、右のとほりに罪をいひたてゝころしたは、○不。人のならぬことである、よく正直をまもりたとなり、これが餓死のことを人が云てきかせたらば、かやうにしさうなものなれども、それはつひにしらぬである、孔子もたゞそのみえたつみの次第を言たところによつてほめたまふたなり、

周任有言曰、爲政者、不賞私勞、不罰私怨、詩云、有覺德行、四國順之、

【註】詩、大雅、覺直也、言德行直、則四方順從之、

周。國のまつりごとをする者は私の勞を賞すること

【註】聞喪而來、

仲。仲壬は齊へしりぞいて居たが、父の喪をきいてかへりた、

季孫欲立之、南遺曰、叔孫氏厚、則季氏薄、彼實家亂、子勿與知、不亦可乎、南遺使國人助豎牛、以攻諸大庫之庭、

【註】攻仲壬也、魯城內有大庭氏之虛、於其上作庫、

季。季孫がこれを世話して、あとめに立てうと云た、○南。季氏が家老の南遺がとめて云には、叔孫の家のあつきは季氏のうすくなるもとゐでござる、○彼。叔孫氏のこのたびの亂は外に出たことではすこしもなく、家內のみの亂でござれば、○子。知らぬかほしておき玉うてよいではござるまいかとなり、○南。かく云ておいて、南遺が國人に豎牛が加勢をさせて、仲壬を大庭氏といひし者のやしきあとの庫の庭でせめたなり、

司宮射之、中目而死、豎牛取東鄙三十邑、以與南遺、

【註】取叔孫氏邑、

司。牛方の司宮が矢をはなちたれば、仲壬が目にあたりて死したなり、○豎。己が存分に家をみだりて、叔孫が領知のうちを東の在で三十邑をとりて南遺にあたへた、

昭子即位、朝其家衆、曰、豎牛禍叔孫氏、使亂大從、

【註】使從於亂、

昭。叔孫昭子が家督となりて、○朝。叔氏の一家中を出仕させて云わたすには、今度豎牛がこの叔孫の家にわざはひして、大きな目にあはせをつた、

殺適立庶、又披其邑、將以赦罪、

【註】披、析也、謂以邑與南遺、昭子不知豎牛餓殺其父、故但言其見罪、

殺。適子をころして庶子たる子をたて、○又。その

【註】投、擲也、

受。季氏が方より來た書をなげすてゝ、

帥士而哭之、

【註】痛叔孫之見誣、

帥。一家中をひきゐて、いかに死したまひたればとて、無理なことを云かけると云て哭したなり、

叔仲子謂季孫曰、帶受命於子叔孫曰、葬鮮者自西門、

【註】不以壽終爲鮮、西門非魯朝正門、

叔。叔仲帶が季孫に云には、私がまへかど叔孫子にうけ玉はりたことがごさる、首尾よく壽をたもちて死せぬものは、はうむる時に西門より出す古例で、本門よりは出さぬことゝうけたまはりましたと云た、

季孫命杜洩、

【註】命使從西門、

季。西門より出せと申付た、

杜洩曰、卿喪自朝、魯禮也、

【註】從生存朝覲之正路、

杜。こたへに卿の喪は、古より朝覲の門から出しきたことで、魯國の定禮でござる、

吾子爲國政、未改禮而又遷之、

【註】遷、易也、

吾。吾子が國政をつかさどらるゝやうになりて、これまでの禮のあらためてよきことをばいまだあらためもせず、さうして古よりさだまりの禮をかへらるゝ、

羣臣懼死、不敢自也、

【註】自、從也、

羣。つまらぬことではあれども、たれしも命がをしいゆゑ、さからひはいたさぬと云て、

既葬而行、

【註】善杜洩能辟禍、

既。西門よりはうむりて魯國を立のいたなり、

仲至自齊、

を公へいれて子を己が有にし、兄弟あれば兄を公へいれて弟を己が有としたである、

孟氏取其半焉、

【註】復以子弟之半歸公、

孟○　孟孫はまたその子弟の人數を二つわりにして、半分を公納とし、半分を己が有とした、

及其舍之也、四分公室、季氏擇二、

【註】簡擇取二分、

及○　ところを今度やめになりて、公室を四分にして季氏が二分とりた、

二子各一皆盡征之、而貢于公、

【註】國人盡屬三家、三家隨時獻公而已、

二○　孟叔の二子はおの〳〵一分をとりたである、○皆○　いづれもそれをことごとく己へいれて、公へはたゞ時にのぞみて貢物を獻ずるまでゞある、すれば國中の民はみな三家の屬になりて、公へは三家よりすこしづゝあてがふのである、

以書使杜洩告於殯、

【註】告叔孫之柩、

ときに叔孫は前の冬死して、柩がかりもがりにしてあるによりて、このことをかきつけて、家老の杜洩にいひつけて、棺へつげさせる、その文言に、

曰、子固欲毀中軍、既毀之矣、故告、杜洩曰、夫子唯不欲毀也、故盟諸僖閎、詛諸五父之衢、

【註】皆在襄十一年、

曰○　久々足下にものぞまれたとほり、いよ〳〵中軍をやめたゆゑつぐるとなり、○杜○　杜洩が云には、これは無念なことである、なにとして夫子の中軍をこぼちたくおぼしめさうぞ、○故○　こぼつまいとてこそ所々においてちかふたり、約言したりなされたものをと云て、

受其書而投之、

【註】無傳、不書名、未同盟、
告文なり、

冬、楚子蔡侯陳侯許男頓子沈子徐人越人伐吳、

告文なり、

【傳】五年、春、王正月、舍中軍、卑公室也、

【註】罷中軍、季孫稱左師、孟氏稱右師、叔孫氏則自以叔孫爲軍名、
先達て國中の民を己らがまゝにせんために、季氏がたてたる中軍を今度やめたである、是は又々仕方をかへて、いよ〳〵民を己らがものにして、公室を卑くするのとなり、【注】罷　季孟は左右で名を付け、叔は叔孫軍となづけたである、

毀中軍于施氏、成諸臧氏、

【註】季孫不欲親其議、勑二家會諸大夫、發毀置之計、又取其令名、
はじめにやぶらうと云の相談を施氏と云大夫の家でして、臧氏が方で一決したなり、これは季氏が自分にしたと人にいはれまいために、二家に云付て大夫をあつめてはからせたなり、己が令名をとるつもりである、

初作中軍、三分公室而各有其一、

【註】三家各有一軍家屬、
初　最初中軍をつくりたときに、公室を三つにわけて、三家が一分づゝたもちたである、

季氏盡征之、

【註】無所入於公、
季　その時にも季氏は一分をことごとく己が有にして、公へはをさめなんだ、

叔孫氏臣其子弟、

【註】以父兄歸公、
叔　叔孫はその時に軍屬をしらべて、父子あれば父

之、乃使以葬、季孫謀去中軍、豎牛曰、夫子固欲去之、

【註】詛叔孫以媚季孫、

○今　しかるにいま死して、その路車を用ひずしては、のれとありて、たまはりた君命をすつるのでござる、○書　三役所の留帳にのりて上の御府にあるのを、それを用ひでは、○是　三官をなにの役にたゝぬものとするのなり、○若　命ありてたまはりたる服などを、生涯はゞかりてえ服せざるを、死でもまたもちひぬならば、○將　折角拜領したものをいつ用ゆるであらうと云た、○乃　杜洩が申方が尤なる故、はうむりの日に路車をもちひさせたなり、中々杜洩は器量者である、○季　魯の中軍を去てうと云たなり、これは先年こしらへたのをこのたびやめて、又々仕方をかへようとするのである、○豎　また件のせむしがさしいでゝ、その義は叔孫もかねぐ＼さりたいと申して居られましたとなり、叔孫はこのことは欲せなんだのを、季孫へのへつらひにかく云たである、

【經】五年、春、王正月、舍中軍、

【註】襄十一年、始立中軍、

魯國の中軍をやめたである、

楚殺其大夫屈申、

【註】書名、罪之、

告文なり、

公如晉、

魯侯の朝せられた、

夏、莒牟夷以牟婁及防茲來奔、

【註】城陽平昌縣西南有防亭、姑幕縣東北有茲亭、

魯へにげてきたなり、

秋、七月、公至自晉、

廟告した、

戊辰、叔弓帥師、敗莒師于蚡泉、

【註】蚡泉魯地、

秦伯卒、

季○なるほどそのとほりなりと云て、杜洩に路車はやめにせられよと申つけたなり、

不可、曰、夫子受命於朝、而聘于王、

【註】在襄二十四年、夫子、謂叔孫、

不可○杜洩が承知せずして云には、夫子が先達て魯侯の命を朝にうけて、周王へ聘使に參內いたされたるときに、

王思舊勳、而賜之路、

【註】感其有禮、以念其先人、

王○かたじけなくも王より叔氏が舊勳をおぼしめすとありて、路車を下したまはりたるである、

復命而致之君、

【註】豹不敢自乘、

復○くにゝかへり復命したうへで、この路車を自分にのることをはばかりて、魯侯へたてまつりた、

君不敢逆王命、而復賜之、使三官書之、吾子爲司徒、實書名、

【註】謂季孫也、書名、定位號、

君○魯侯も王命のおもきにさからはずして、やはり叔孫にたまはりて、○使○このことを三役所の記錄にとめさせたまふた、○吾○その三官のうち、まづ吾子は司徒なりしゆゑ、爵位の名目をかきとめ玉ふた、

夫子爲司馬、與工正書服、

【註】謂叔孫也、服車服之器工正所書、

夫○主人叔孫は司馬の官なれば、工正の官とともに服や器物を錄せられた、

孟孫爲司空、以書勳、

【註】勳、功也、

孟○これは司空なれば勳功のことをしるさるゝ、これ三官ともにこのことはとめてござる、

今死而弗以是棄君命也、書在公府、而弗以是廢三官也、若命服、生弗敢服、死又不以將焉用

にしておいて、御膳をすべらかせよと云なり、

十二月、癸丑、叔孫不食、乙卯、卒、

【註】三日絶糧、

十二　三日食せず、うゑてつひに卒したなり、

牛立昭子而相之、

【註】昭子、豹之庶子、叔孫婼也、

牛　庶子をあと目にたて、己が相となりた、

公使杜洩葬叔孫、豎牛賂叔仲昭子與南遺、

【註】昭子、叔仲帶也、南遺、季氏家臣、

公　魯侯から家老の杜洩に、叔孫をはうむれと命じたまふた、○豎　牛が相役の杜洩と心があはぬによつて、これをも逐出したくおもふて、叔仲昭子と季氏が家臣の南遺とにまひなひして、

使惡杜洩於季孫而去之、

【註】惡洩不與己同志、

杜洩を季孫ににくましめて去るつもりであつた、

杜洩將以路葬、且盡卿禮、

【註】路、王所賜叔孫車、

杜　穆子をはうむるとて、先年周で拜領の路車にのせて、そのうへ屹と卿の禮をつくさうとした、

南遺謂季孫曰、叔孫未乘路、葬焉用之、且冢卿無路、介卿以葬、不亦左乎、

【註】冢卿、謂季孫、介、次也、左、不便

南　主人の季氏に云には、叔孫は存生のうちもまだ路にのることとならぬ身なれば、はうむるになにとしてこれを用ふることがござらうぞ、○且　そのうへ上卿たる人でも路車はないに、次卿で居て路車を以て葬ると云は、左まへなことではござらぬかとなり、左とは違たことを云なり、

季孫曰、然、使杜洩舍路、

【註】舍、置也、

【註】言仲己自往見公、

曰。さやうならば父御の御免もないに、すでに仲壬さまは公へ自分として御めみえなされました、

公與之環而佩之矣、遂逐之、奔齊、疾急命召仲、牛許而不召、杜洩見、告之飢渴、授之戈、

【註】杜洩、叔孫氏宰也、牛不食叔孫、叔孫怒、欲使杜洩殺之、

公。それゆゑ公より環を拜領してさげてござると也、○遂。これも父へ對して異心のあるやうに云なして、おひ出したれば齊へのがれたなり、○疾。穆子が病氣がおもりて、もうながいことはないと云段におよんで、仲壬をよべと云た、○牛。かしこまりましたと云てよばぬである、○杜。あるとき叔孫が家老の杜洩と云者が、枕もとへきて御めみえした、○告。叔孫が吾は一切飲食をせぬ、牛になにほどくれよと云てもくれぬほどに、この戈を以て伐すてよと云たなり、

對曰、求之而至、又何去焉、

【註】言求食可得、無爲去豎牛、蓋杜洩力不能去設辭以免、

對。食はおほせ付られたらばさし上るでござりませう、牛をさるほどのことには及びますまいとなり、これはときの勢が杜洩が手ざはにもおよばぬゆゑ、そのばをぬけたものとみゆるなり、

豎牛曰、夫子疾病、不欲見人、使寘饋于个而退、

【註】寘、置也、个、東西廂、

豎。せむしが云ひふらすには、夫子の御病氣はとかくほかの人にあふことを御きらひなさるゝと云て、

牛弗進、則置虛命徹、

【註】寫器令空、示若叔孫已食、命去之、

使。御膳方からさし上る食物を、東西のひさしのもとにさしおいてしりぞかするなり、○牛。牛がとめおいてさし出さず、飯を打あけ食ひ盡した體に虛器

怒○穆子がいかりてそれはふとゞきなと云て、ゆかうとしたを牛がおしとめたなり、○賓○そのうちに賓がしりぞいたなり、○使○孟丙をとらへさせて、外にてころさせたなり、

牛又强與仲盟、不可、仲與公御萊書觀於公、

【註】萊書、公御士名、仲與之私遊觀於公宮、

牛○また弟の仲壬を一味させうとしたが、これもきかなんだなり、これをもまた讒を以てしりぞくるである、○仲○魯侯の御者の萊書と云者と仲壬が心やすいによつて、これとともに私に御殿まはりを拜見して、魯侯へも御めみえした、

公與之環、

【註】賜玉環、

公○魯侯の環をたまはりたなり、環○と云は官人になりたしるしに帶ぶ玉なり、

使牛入示之、

【註】示叔孫、

使○仲壬がよろこんでかへりて、牛を以て今日おもはず殿樣へ御めみえいたして、この環を拜領いたしましたと云て、父へ御目にかけさせたなり、

入不示、出命佩之、牛謂叔孫見仲而何、

【註】而何、如何、

入○牛が環をたづさへては入たれども、穆子にみせずに出で、いつはりて父御の大事にしてさげたまへとおほせられたと云た、○牛○あるとき叔孫に仲壬樣を公へ御めみえさせ玉ふたは、いかゞの義でござつたぞと云た、

叔孫曰、何爲、

【註】怪牛言、

叔○なんの御めみえをさせうぞ、まださせはせぬとなり、

曰不見、既自見矣、

【註】際接也孟未與諸大夫相接見、

叔○　あるとき叔孫が孟丙がものにすべき鐘を鑄たてさせて、○曰○　その方はまだこのくにの諸大夫とまじはらぬほどに、

饗大夫以落之、

【註】以豭豬血釁鐘曰落、

大夫どもをまねきて、この鐘の血ぬりのまつりをせよと云た、

既具、

【註】饗禮具、

既○　饗應のしらべができて、

使豎牛請日、

【註】請饗日、

使○　牛を以てふるまひはいくかごろに仕りませうと父へうかがはせた、

入弗謁、

【註】謁白也、

入○　牛が穆子がまへゝ出てなにともいはずに、

出命之日、

【註】詐命日、

出○　うけ玉はりたればいくかになされよと御意でござると、己がいつはりて日限をさして云たなり、

及賓至、聞鐘聲、牛曰、孟有北婦人之客、

【註】北婦人國姜也、客謂公孫明、

及○　期日におよびて賓がいたりたれば、かの鐘の血ぬりのまつりをして、うつおとがするを穆子がきいて、賓はたれぞとゝふたれば、○牛○　孟丙さまには、國姜の方からの御客公孫明がみえてでござりますと云たなり、穆子は公孫明に奸婬のうらみあり、それをまねいたと云牛が讒言である、

怒將往、牛止之、賓出、使拘而殺諸外、

【註】殺孟丙、

めし出して、先達てゆめにみた牛があつたにみよとてみせたである、○遂　すぐに小姓役にしてめしつかふたなり【註】傳○　ゆめにしたがふたとて、決して吉なりと云とはないと云ふことを云たものとなり、この牛がのちに段々惡をたくみて、つひには穆子をうゑ死させるである、

有レ寵、長使レ爲レ政、

【註】爲二家政一、

穆子が大分寵愛して、成長してから穆子が家のさばきをさせたとなり、

公孫明知二叔孫於齊一、

【註】公孫明、齊大夫、子明也、與二叔孫一相親知、

公○　叔孫が齊に居るうちに、大夫公孫明と云者と知る人になりて心やすくした、

歸未レ逆二國姜一、子明取レ之、

【註】國姜、孟仲母、

歸○　そのゝち叔孫が魯へかへりて、齊でめとりたる國姜をばまた魯へむかへなんだうちに、○子　それをこの公孫明がむかへて妻としたである、奸婬なり、

故怒二其子一、長而後使レ逆レ之、

【註】子、孟丙仲壬、

故○　叔孫がそのはらたちに二人の子どもまでも魯へよばなんだ、○長　やう〳〵成長のゝち二人を魯へよびよせた、

田二於丘蕕一、

【註】丘蕕、地名、

田○　あるとき穆子が丘蕕と云ところへ田に出て、

遂遇二疾焉一、豎牛欲レ亂二其室一而有レ之、强與二孟盟一、不レ可、

【註】欲レ使レ從レ己、孟不レ肯、

それより疾がおこりてかへりた、○豎　右のせむしが異心をおこして、穆子が室をみだりて己が有とせうとして、○强　孟丙を一味にせんとすゝめかけてみたれどもきかなんだ、

叔孫爲二孟鐘一、曰、爾未レ際、

曰願之久矣、

【註】言兄始爲亂、己則有今日之願、蓋恣言、

將。この方どもの家を立らるゝであらう、○必。そのときには、われは罪をえたれば必その方をよぶであらうが、その方をよびたらばなにとするぞとなり、○對。それは元より私がねがひ望む所にてあると云たなり、これは内心にはこなたの亂をおこされたゆゑに、われまでこのやうに流浪すると云心で、すねて云たることばなり、

魯人召之、不告而歸、既立、

【註】在齊、生孟丙仲壬、魯召之、立爲卿、襄二年、始見經、

魯。つひに魯から穆子をよびたなり、○不。兄につげもせず魯へかへりて家督に立て卿となりた、

所宿庚宗之婦人獻以雉、

【註】獻穆子、

所。先年魯國を立さるときに、一宿したる庚宗の婦人がいはうて雉を獻上した、

問其姓、

【註】問有子否、

問。その方はせがれがあるかとゝふた、

對曰、余子長矣、能奉雉而從我矣、

【註】襄二年、豎牛五六歲、

對。私がせがれははや成長いたして、今日みごとこの雉をもちて私があとにしたがうて、御やしきまで參じましてござりますとなり、

召而見之、則所夢也、未問其名、號之曰牛、曰唯、皆召其徒使視之、遂使爲豎、

【註】豎小臣也、傳言從夢未必吉、

召。これへ來よと云てめし出してみたれば、ゆめにみたにすこしもちがはぬ人相であつた、○未。名はなにと云と問もせずに、穆子がこゝろみによびかけて牛よと云たれば、唯とこたへた、○皆。家士どもを

【註】穆子夢也、
生 子が二人出來たである、○夢 あるときのゆめに、天が己をおさへてどうもたへられぬ、あやうきゆめである、

顧而見人、黑而上僂、

【註】上僂肩傴、
顧 うしろをふりむいてみたれば、人がひとり立て居る、○黑 その人のかほがいろくろくして、上僂とは肩のかゝみたを云、俗に云せむしなり、

深目而豭喙、

【註】口象豬、
深目と眼がほれこみて口が牡豕の口もとにゝたり、

號之曰牛、助余、乃勝之、旦而皆召其徒、無之、

【註】徒、從者、
號 牛と云名の者でこれが余をたすけてやう〳〵たへをふせたといふゆめであつた、○旦 夜があけて家來をのこらずよび出して、みくらべて見てもゆめにゝた男がない、

且曰、志之、

【註】志、識也、
且 このことをその方どもゝよくおぼえて居よと云た、

及宣伯奔齊、饋之、

【註】宣伯、僑如穆子之兄、成十六年奔齊、穆子饋宣伯、
及 のちに兄の僑如もまた魯を立のいて、齊へ來たときに、穆子が夜食をまうけてすゝめたなり、饋と云は尊者に食をすゝむることなり、

宣伯曰、魯以先子之故、

【註】先子、宣伯先人、
宣 兄が云には、魯國もわれ〳〵が先祖の功があるゆゑに、

將存吾宗、必召女、召女、何如、對

伐かへしである、

楚沈尹射奔命於夏汭、

【註】夏汭、漢水曲入江、今夏口也、呉兵在東北、楚盛兵在東南、以絶其後、

楚○　呉をふせぐの命に夏汭へかけつけるである、呉をやりすごしてあとをさへぎりたとなり、

箴尹宜咎城鍾離、

【註】宜咎本陳大夫、襄二十四年奔楚、

箴○　城をきづくなり、

薳啓彊城巣、然丹城州來、

【註】然丹、鄭穆公孫、襄十九年奔楚、

薳○　これも城をきづくなり、○然○　これも同じ、

東國水、不可以城、彭生罷賴之師、

【註】彭生、楚大夫、罷鬭韋龜城賴之師、

東○　東國に水が出て城がきづかれぬゆゑ、彭生が賴の人數を引あげたである、

初穆子去叔孫氏、及庚宗、

【註】成十六年、辟僑如之難、奔齊、庚宗、魯地、

魯の穆子が叔孫僑如が難をさけて魯を立さるとて、庚宗といふところまで來て、

遇婦人、使私爲食而宿焉、問其行、告之故、哭而送之、

【註】婦人聞而哭之、

遇○　婦人の居る家が一軒ありて、そこでひそかに飯をたかせて食して一宿した、○問　いづかたへゆかせ玉ふぞとゝふた、○告○　落人となりてくにをさるのであるとかたりた、○哭○　女のことなればこのことをきいてなく／＼おくりたなり、

適齊、娶於國氏、

【註】國氏、齊正卿、姜姓、

適○　さてそれから齊へいたりて、齊の正卿のむすめをめとりて、

生孟丙仲壬、夢天壓己弗勝、

とるやうになるものなり、

作法於貪、敝將若之何、

【註】言不可久行、

作○ それにはじめからむさぼりの法を制しては、のち〳〵はどのやうにかなるであらう、ひさしくはおこなはれまいとなり、

姬在列者、

【註】在列國也、

蔡及曹滕其先亡乎、偪而無禮、

【註】蔡偪楚、曹滕偪宋、

姬○ 姬姓のくにの列國にある蔡曹滕の三國はまづほろぶるであらうか、○偪○ おの〳〵楚の宋のと云大國にちかくせまりて居ながら、禮をうしなうて居るとなり、小國が無禮では大國よりゆるさぬである、

鄭先衞亡、偪而無法、

【註】偪晉楚、

鄭○ 衞よりさきへほろぶるであらう、晉楚の大國にせまりて居ながらものごとにさだまりがない、

政不率法、而制於心、民各有心、何上之有、

【註】子產權時救急、渾罕譏之正道、

政○ まつりごとが法にしたがはず、こゝろまゝに制し出す、○民○ これでは民もそれ〴〵に心があるゆゑ、上を上として一致はせまいとなり、【注】子○ 子產は時の權道を以てさしかゝりたとのもとほりをつけるの、子寬は正道を以てそれを毀りたのであるとなり、時によりては正道が反つて害となることもあれば左樣の節は權道でなければならぬこととみゆる、

冬、吳伐楚、入棘櫟麻、

【註】棘、櫟、麻、皆楚東鄙邑、譙國酇縣東北有棘亭、汝陰新蔡縣東北有櫟亭、

吳より楚の東鄙をうちたなり、

以報朱方之役、

【註】朱方役、在此年秋、

これはこの秋楚から慶封が邑の朱方をうちた、その

【註】子寛、鄭大夫、

以。かやうな惡令をいだしてくにゝふれては、〇國。國中をなにとするつもりぞとなり、〇子。大夫がこの惡口をきいて子産につげたれば、

子産曰、何害、苟利社稷、死生以之、

【註】以、用也、

子。なにも害にはならぬほどにいはせておかれよ、〇苟。かりにもくにの利益になることならば、死してもいきてもやりとげねばおかぬ、

且吾聞爲善者、不改其度、故能有濟也、民不可逞、度不可改、

【註】度、法也、

且。善をする者はその法度をあらためぬとある、〇故。それゆゑものごとが成就するなり、〇民。民と云ものはこゝろまゝにしてはやられぬものなり、〇度。法度と云ものは一度出してからはあらためられぬものなり、

詩曰、禮義不愆、何恤於人言、

【註】逸詩、子産自以爲權制濟國、於禮義無愆、

詩。詩にも禮義をだにあやまらねば、人の言をうれふるにはおよばぬとあるとなり、子産は法をたてゝ賦をあつくしてくにをつよくし、くにをすくふつもりゆゑ、禮義においてあやまりなしとして居るなり、よつて人の言にはかまはぬと云ことの引句なり、

吾不遷矣、

【註】遷、移也、

吾。拙者においてあらためはいたさぬとなり、

渾罕曰、國氏其先亡乎、

【註】渾罕、子寛、

渾。子寛が云には、子産は早くほろぶるであらうとなり、

君子作法於涼、其敝猶貪、

【註】涼、薄也、

君。君子たる人が田賦を隨分うすくをさむる法に制しておく、それでさへもいつとなく、のちにはあつく

民。王のおごりがませばいづれことがおこる、ことがおこりては民がやすんじてえ居らぬ、○民之。民がやすんじてえをらぬほどならば、それたれかこらへて居らうぞ、○不。王の命にたへぬ、そむく段になりては禍亂と云ものであるとなり、

九月、取鄅、言易也、莒亂、著丘公立而不撫鄅、鄅叛而來、故曰取、凡克邑、不用師徒曰取、

【註】著丘公、去疾也、不書奔者、潰散而來、將師微也、重發例者、以通叛而自來、

魯からとりたなり、とるとは手間の入らなんだを云たものとなり、○莒。莒のみだれたときに著丘公がたちて鄅を撫育せなんだ、よつて鄅がそむきて魯へ來たゆゑ取と云たものとなり、○凡。手間いらずにかつを取ると云たものとなり、

鄭子產作丘賦、

【註】丘、十六井、當出馬一匹牛三頭、今子產別賦其田、如魯之田賦、田賦在哀十一年、

丘賦と云は十六井を一丘とたてゝ、その一丘より軍役に馬一匹牛三頭をいだすことなり、それを今度子產が別に、田賦をましたである、時のいきほひが左やうにせではくにがもたれぬことゝみえたり、

國人謗之、

【註】謗、毀也、

國。萬民が子產を散々に惡口するである、

曰、其父死於路、

【註】謂子國爲尉氏所殺、

曰。子產の父が殺害にあうて死なれた、それを路で死だと云である、

己爲蠆尾、

【註】謂子產重賦毒害百姓、

己。自分はあぶの尾の毒鍼ありてさすごとく、百姓を害するとなり、

以令於國、國將若之何、子寬以告、

【註】在僖六年、
王○ とりさばきはなにとせうとなり、○對○ 御先祖
成王の許にかち玉ひしとき、

許僖公如是、王親釋其縛、受其璧、焚其櫬、王從之、

【註】從擧言、
許の君僖公がかやうにして降參したを、成王の御自身にそのなはをとき、その玉をうけ給ひて、ひつぎをやきたまひたとなり、○王○ そのとほりにせられた、

遷賴於鄢、

【註】鄢、楚邑、
遷○ 賴を鄢と云ところへうつされた、

楚子欲遷許於賴、使鬭韋龜與公子棄疾城之而還、

【註】爲許城也、韋龜、子文之玄孫、
楚○ 許を賴へ移さうと思うて、○使○ 兩人に命じて許の君を入れる爲賴に城を構へさせて歸られた也、

申無宇曰、楚禍之首、將在此矣、召諸侯而來、伐國而克、城竟莫校、

【註】謂築城於外竟、諸侯無與爭、
申○ この節の楚王のいきほひは、楚のわざはひのはしと云ものである、○召○ 國々の諸侯をよべば聲に應じて早速にきたり、○伐○ くにをうちに出たれば、心まゝにかちて敵が降參する、○城○ 他境に城をきづけども誰ありて爭ふ者もないと也、○校○ は、物を張りあふことなり、おそれて誰もえかまはぬである、

王心不違、民其居乎、

【註】言將有事、不得安也、
王○ かやうに王のいたさるゝことがこゝろ存分になりて、一つもたがはではおごりをますにきはまりた、

民之不處、其誰堪之、不堪王命、乃禍亂也、

【註】播、揚也、
播。 諸侯のみるまへで、そのやうな成敗はなりますまいとなり、

王弗聽、負之斧鉞、以徇於諸侯、使言曰、無或如齊慶封弑其君、弱其孤、以盟其大夫、

【註】齊崔杼弑君、慶封共黨也、故以弑君罪責之、

王。 威勢をはりてみせたいゆゑ合點せられぬである、○負。 誅戮の法にまかせて、慶封に斧鉞をおはせて、○以。 諸侯のまへを引まはしてとなへることばに、○無。 齊の慶封がごとくにその君をころし、その嗣子をよわしとしてわがまゝをはたらきて、大夫どもに一味のかためをさせしやうなことあることなかれ、左あるときはかくのごとき仕おきになるとよばらせたなり、

慶封曰、無或如楚共王之庶子圍、弑其君兄之子麇、而代之以盟諸侯、王使速殺之、遂以諸侯滅賴、賴子面縛銜璧、士袒輿櫬從之、造於中軍、

【註】中軍、王所將、

慶。 はたしてだまりてはをらず、大音をあげて云には、楚の共王の庶子圍と云者が、その君兄の子麇をころして、己がこれに代りて押領して、以て諸侯にちかひしやうなことをすることなかれと楚王の惡事を云たなり、さて楚王がいかりて早々ころさせたである、慶封がかくいはうとはあらかじめしれたことゆゑ、椒擧がいさめたれどもきゝ入れられなんだゆゑ、かやうになりたなり、我慢と云ものは笑止なものである、○遂。 それからすぐに諸侯をひきゐて賴をほろぼした、○賴。 降參の式死出のかたちになりて玉をふくみ、諸士は肌ぬきてひつぎをになうてしたがひて、大將の車のもとへ來たなり、

王問諸椒擧、對曰、成王克許、

たゆゑかく云たものとなり、

宋華費遂鄭大夫從、

【註】從伐呉以答見慰、

楚王がおとなしくさばかれたゆゑに、二國も義理をたてゝ卿と大夫とを名代にさし出したである、

使屈申圍朱方、

【註】朱方、呉邑、齊慶封所封也、屈申、屈蕩之子、

使。朱方と云は呉の邑で、先年より呉へにげこんで居る齊の慶封に呉王があたへられた邑なり、それをかこみたである、

八月、甲申、克之、執齊慶封、而盡滅其族、

【註】慶封以襄二十八年奔呉、八月無甲申、日誤、

八。朱方をせめやぶりて、さて慶封をとらへて、一族をことごとくほろぼしたである、

將戮慶封、椒擧曰、臣聞無瑕者可以戮人、慶封唯逆命、是以在此、

【註】逆命、謂性不恭順、

將。大將の慶封を誅戮せうといはれた、○椒。またいさめを云である、私がうけたまはりたには、すべて身に申し分のない者は人を戮してもよけれども、すこしでも申し分がありては人はたゞされぬとなり、これはいまの楚王も主を弑してくにをうばふた人で、慶封よりはつみのおもき人ゆゑかくいふたものなり、○慶。齊の慶封は天命にきかうてふとゞきをしたるゆゑに、産國にもえをらず他國住居して、このところにあるとなり、これいはゞこれで成敗はすんであると云こゝろなり、

其肯從於戮乎、

【註】言不肯默而從戮、

其。これはだまりては居るまい、無作とは誅戮にしたがふまいとなり、

播於諸侯、焉用之、

皆○これみなないゆゑにそむきたなれば、禮を以て諸侯をあへしらふと云ことなく、上にたちたかほでおごりをしめすゆゑ、人が歸服せぬである、○諸○命令をもちひぬと云は、みなこのおごりからである、○今○しかるに、いま君にはおごりをしめしたまふ、これでは覇業が成就せぬではござるまいかと云ていさめたである、○王○一體がおごり人ゆゑ、このいさめをきかれぬなり、○子○鄭の子産が宋の向戌にあふて云には、われはもう楚國のせわをやくまい、○汏○楚王と云がおごり者でいさめをきかぬ人なり、

不過十年、左師曰、然、不十年侈、其惡不遠、遠惡而後棄、

【註】惡、及遠方、則人棄之、

不○十年ほかもつまいほろぶるであらうとなり、○左○なるほどそのとほりでござる、すべて十年ほどもおごらではその惡がとほくはいたらぬものなり、○遠○隨分惡が遠國まで入わたりてのちに人がすつるものなり、

善亦如之、德遠而後興、

【註】爲十三年、楚弑其君傳、

善○美名とてもそのとほりで、美德が遠國まで入わたりてのちにおこるものであるとなり、

秋、七月、楚子以諸侯伐吳、宋大子鄭伯先歸、

【註】經所以更敍諸侯也、時晉之屬國皆歸、獨言二國者、鄭伯久於楚、宋大子不得時見、故慰遣之、

もはや楚王が覇者がほで諸侯のくに〳〵を裁配するなり、まづ吳王が服せぬによつて、諸侯を引率してこれをうつなり、○宋○宋の大子と鄭伯はさきへかへられたなり、【注】經かへりた諸侯がありて、會のかずよりは人數が缺てあるゆゑ、さらにたれ〳〵と諸侯をいだしたである、○時○諸侯とあるのはみな楚の屬國ばかりで晉の屬國はみなかへりたなるに、ひとり二國を云たのは、宋の大子は遲參なりとて、ひさ〳〵またせておき、鄭伯は田にまでしたがひありきて、ひさしく楚に居られたゆゑ、この二人をなが〳〵御太義であつたとて、ほかの諸侯よりさきへかへし

申、

【註】言楚子以疑罪執諸侯、

會の一列に徐子もくはゝりて居らるゝを、呉王のをひなれば呉王と一味で あらうとうたがつて、會の席でとらへたである、呉と楚とは敵なればなり、とかく楚王は邪智のある人とみえた、

楚子示諸侯侈、

【註】自奢侈、

楚○萬事につきたかぶりほこられたである、

椒擧曰、夫六王二公之事、

【註】六王、啓湯武成康穆也、二公齊桓晉文、

椒○まへに申した六王や二公のことは、

皆所以示諸侯禮也、諸侯所由用命也、夏桀爲仍之會、有緡叛之、

【註】仍、緡皆國名、

皆○會してたかぶりほこるのではなく、諸侯に禮をしめして、諸侯を歸服せしめんとのことである、○諸それゆゑに諸侯が命令をそむかずもちゆることである、○夏○おごりたる例をいはゞ、夏の桀王が仍の會をなして有緡氏と云くにがそむき、

商紂爲黎之蒐、東夷叛之、

【註】黎東夷國名、

商○殷の紂王が黎で蒐會をなして東夷がそむき、

周幽爲大室之盟、戎狄叛之、

【註】大室中嶽、

周○幽王が大室山のちかひをなして戎狄がそむいた、

皆所以示諸侯汏也、諸侯所由棄命也、今君以汏、無乃不濟乎、王弗聽、子產見左師曰、吾不患楚矣、汏而愎諫、

【註】愎、很也、

所未見者有六焉、又何以規、

【註】左師子産所獻六禮、楚皆未嘗行、

卒。　始中終うしろにひかへて居て、一言も非をいはなんだ、○王。　楚王のなせたゞさなんだといはれたれば、○對。　かれらがいたしました禮の六个條は、わたくしどもがつひにみたこともないことゆゑ、感心ばかりいたして居まして、たゞすところへはおよびませぬとなり、さすが宋鄭は家柄の國ゆゑ小國でも中國の禮がそなはり居て、大國の楚もおよばぬところなり、

宋大子佐後至、王田於武城、久而弗見、椒擧請辭焉、

【註】請王辭謝之、

宋。　これは會合のまへのことゝみえて、大子佐の來やうがおそかりたなり、○王。　楚王は武城へ田獵に出て居られたるが、期におくれて來られたをいきどほりて、ひさ〲またせておいて對面いたせれぬ、○椒。　だまりてまたせおいてはいかゞなれば、ことわりをおほせられよと云た、

王使往曰、屬有宗祧之事於武城、

【註】言爲宗廟田獵、

王。　椒擧をやりていはせらるゝには、先祖の廟祭のことありて、その供物をとゝのへんがために、この節武城において田をして居ます、

寡君將墮幣焉、敢謝後見、

【註】恨其後至、故言將因諸侯會、布幣乃相見、經幷書宋大子佐、知此言在會前、

寡。　主人もおつゝけ諸侯がたと幣をしきて、會合をいたしますれば、○敢。　自由ながらその節一同に御目にかゝるであらうとなり、【注】恨。　おくれて來たをいきどほりて、諸侯の會に一所にあはうと云たである、○經。　經に大子佐をも會列にくはへてあれば、この一段は會のまへのことであつたとみえたとなり、

徐子、吳出也、以爲貳焉、故執諸

王使問禮於左師與子產、左師曰、小國習之、大國用之、敢不薦聞、

【註】言所聞謙示所未行、

王○古實者兩人へ禮をとはせられたれば、○左○宋の向戌が云には、小國のならひおぼえたのみでもちふることもなきを、大國の御もちひなさるゝことなれば、○敢○きゝおぼえたとほりを申上ますでござりませうと云て、

獻公合諸侯之禮六、

【註】其禮六儀也、宋爵公、故獻公禮、

獻○公爵の大名が諸侯をあはせる禮六个條を獻じたである、これは自國が公爵であるゆゑ、公爵の禮を獻じたなり、

子產曰、小國共職、敢不薦守、獻伯子男會公之禮六、

【註】鄭伯爵、故獻伯子男會公之禮、其禮同、所從言之異、

子○小國職分に共する儀でござれば、こゝろえかたを申上ますでござらうと云て、自國の爵が伯なるゆゑ、伯より以下の國の公に會する禮六个條を獻じたなり、これ宋の向戌が獻じたると禮はおなじことなれども、云ところのことばがそれ〴〵でちがうてあるなり、

君子謂、合左師善守先代、子產善相小國、王使椒擧侍於後以規過、

【註】規正二子之過、

君○向戌はよく先代をまもりたるこたへ方なり、○子產はよく小國をたすけたるこたへかたとなり、○王○椒擧を兩人のうしろに居らしめて、兩人のとりあつかひ方にもしあやまりがあらばたゞせよと云付られた、

卒事不規、王問其故、對曰、禮吾

なみにおいて勢ぞろへのありたこともあり、

康有酆宮之朝、

【註】酆在始平鄠縣東、有靈臺、康王於是朝諸侯、

康○ 康王の代に酆の靈臺で諸侯を朝會せしめたまふたこともあり、

穆有塗山之會、

【註】穆王會諸侯於塗山、塗山在壽春東北、

穆○ 穆王の代に諸侯を塗山で會せられたることもあるとなり、以上は王者の諸侯をあはせたまひし例なり、

齊桓有召陵之師、

【註】在僖四年、

齊○ さてまた覇者の例をいはゞ、齊の桓公は召陵のいくさに德をしめして諸侯が歸服し、

晉文有踐土之盟、

【註】在僖二十八年、

晉○ 晉の文公は踐土にちかはれてつひに覇王となられた、

君其何用、宋向戌鄭公孫僑在、

諸侯之良也、君其選焉、

【註】選擇所用、

君○ 右六王二公の例のうちで、いづれをもちひんとおぼしめすぞ、○宋○ 今度さいはひに來あはせて居まする、宋の向戌鄭の子產は諸侯中での良士で、古實をくはしくしりたる者どもなれば、○君○ かれらとともぐ\御相談なされて、古例の もちふべきをえらみ玉へとなり、これは楚王が全體おごり人ゆゑに屹といましめたである、

王曰吾用齊桓、

【註】用會召陵之禮、

王○ しからば齊の桓公の召陵の會の禮をもちひんとなり、この桓公もおごり人でありたゆゑ、こゝろにあふたとみゆる、

まつりにかゝりたと云て、ことわりをいはれた、○衞病氣でござると云てことわりをいはれた、

鄭伯先待于申、

【註】自楚先至會地、

○鄭　これは先達て楚へ來て居られたに付て、すぐに會地へいたられたゆゑ一番にはやかりたなり、

六月、丙午、楚子合諸侯于申、椒舉言於楚子曰、臣聞諸侯無歸、禮以爲歸、今君始得諸侯、其愼禮矣、霸之濟否、在此會也、夏啓有鈞臺之享、

【註】啓、禹子、河南陽翟縣南有鈞臺陂、蓋啓享諸侯於此、

○六　會合せられた、○椒　楚王へ諫言するには、臣がうけたまはりたには、諸侯はさだまりて歸服する方と云はない、いづれでも禮のある方へ歸服するものなり、○今　今度君にははじめて天下の諸侯をあはせたまふことなれば、禮をつゝしみたまへとなり、○霸　霸王の業のなるとならざるとはこの會にあるほどに、禮をつゝしんで諸侯の歸服するやうになされよ、○夏　むかしより會のありたる例をひくなり、夏の禹王の子啓が鈞臺と云ところにおいて、諸侯を享せられてよく歸服したる例もあり、

商湯有景亳之命、

【註】河南鞏縣西南有湯亭、或言亳即偃師、

○商　殷の湯王が景亳へ諸侯をあつめて、命をしめしたまふた例もあり、

周武有孟津之誓、

【註】將伐紂也、

○周　周の武王が紂王をうたんとて、孟津へ諸侯を會してちかひたまふた例もあり、

成有岐陽之蒐、

【註】成王歸自奄、大蒐於岐山之陽、岐山、在扶風美陽縣西北、

○成　成王の奄よりふたゝび歸洛なされて、岐山のみ

に菑變なからしむる古王者の仕方たり、天にかはりて人民をさむると云は、これらを云たものなり、これすなはち天地のことは王者の心にありと云ふべきなり、さるによりてもし天變天菑あれば、王者の德のうすきをせむることである、

今藏川池之冰、棄而不用、

【註】既不藏深山窮谷之冰、又火出不畢賦、有餘則棄之、

○今　古はかくいたしたりしことを、いまは近邊の川や小池のうす氷をとりて、行事までにをさめてさて出してからも、それぐ\へくばると云こともなく、あまりがあればとりすてゝしまうである、

風不越而殺、雷不發而震、

【註】越散也、言陰陽失序、雷風爲害、

○風　しかるがゆゑにおのづと陰陽の氣が不順になりて、散ずべきかぜは散ぜずしてものをいたましめ、發すべき雷は發せずしてをりく\おつるなり、

雹之爲菑、誰能禦之、七月之卒章、藏冰之道也、

【註】七月、詩豳風、卒章曰、二之日、鑿冰沖沖、謂十二月鑿而取之、三之日、納于凌陰、凌陰冰室也、四之日、其蚤獻羔祭韭、謂二月春分、蚤開冰室、以薦宗廟、

○雹　かやうなしかたから、當年のやうに菑をなすことなれば、たれがなにとしてふせぎやうがあらうぞ、

○七　詩經の七月の詩のをはりの文句が冰を藏出する仕かたである、【註】二之日　十二月なり、○三之日　十三月と云ことで正月なり、○四之日　十四月と云ことで二月を云たものとなり、

夏、諸侯如楚、魯衞曹邾不會、曹邾辭以難、公辭以時祭、衞侯辭以疾、

【註】如子產言、

おのく\楚の召に應じてゆいたなり、○魯　四个國ははたして來會せなんだ、○曹　自國にちと騷亂がござると云てことわりを云た、○公　魯侯はときの

【註】順春風而散用、
而　春暖の風をえて出しもちふるなり、
其藏之也周、
【註】周、密也、
其藏　周密にをさむるのは寒風のかたきにならひ、
其用之也徧、
【註】及老疾、
其用　出してあまねくもちふるは、春風の散ずるにならふたものなり、
則冬無愆陽、
【註】愆、過也、謂冬溫、
則　右のとほりにすれば、冬愆陽のあたゝかすぎることもなく、
夏無伏陰、
【註】伏陰、謂夏寒、
夏　伏陰のすゞしすぎることもなく、
春無淒風、
【註】淒、寒也、
春　暖風の節に寒風のふくこともなく、
秋無苦雨、
【註】霖雨爲人所患苦、
秋　夏のやうな霖雨はせぬとなり、
雷出不震、
【註】震、霆也、
雷　陽氣がよく發するゆゑ、雷はいづれとも震せぬなり、震　とは發せずしてきびしく鳴りおつるを云なり、
無菑霜雹、癘疾不降、
【註】癘、惡氣也、
無　霜や雹のわざはひをなすこともなく、○癘　わるいやまひのはやることもなく、
民不夭札、
【註】短折爲夭、夭死爲札、
民　わか死などはせぬとなり、これ氷の藏出で天下

祭寒而藏之、
【註】享司寒、
祭○北方の神をまつりて、災のなきやうにとてとりてをさめ、

獻羔而啓之、
【註】謂二月春分、獻羔祭韭始開冰室、
獻○はるにいたりて羔をそなへてひらきいだすとなり、

公始用之、
【註】公先用、優尊、
公○一番に君がもちひ玉ひ、

火出而畢賦、
【註】火星昏見東方、謂三月四月中、
火○火星東方にあらはるゝ三四月ごろ陽氣のときに至て、あまねく賦與するとなり、

自命夫命婦、至於老疾、無不受冰、
【註】老、致仕在家者、
自○そのくばると云は、命夫又は命婦より老者疾人にいたるまで、あまねく下さるゝとなり、

山人取之、縣人傳之、
【註】山人、虞官、縣人、遂屬、
山○さてそのとりあつかひは、山をつかさどる役人がみづからとりいだして、縣人がうけとりて上役へつたふるなり、

輿人納之、隸人藏之、
【註】輿隸、皆賤官、
輿○輿人がうけとりてをさむるを、隸人が氷室へをさむるとなり、

夫冰、以風壯、
【註】冰因風寒而堅、
夫○これは藏出の理を云なり、氷と云ものは、寒風をえてかたくさかんになり、

而以風出、

不レ爲レ災、

其藏　さてそのをさむる氷はいづれでとるなれば、深山のうちの窮谷は極々幽深のたにそこにて、陰のかたまりたる寒のとぢつめたるときにあたりてこれをとるとなり、これは氷をくだきとりて、積陰の氣を道達して災をなさぬやうにとするなり、

其出レ之也、朝之祿位、賓食喪祭、於レ是乎用レ之、

【註】言レ不二獨共一レ公、

其出　さてそのをさめおきたる氷を春になりていだすときの式は、○朝　朝廷の祿位の者には勿論、あるひは賓食にもゝちひ、喪にも死者に共し祭にも靈にすゝむる、このときにあまねくもちふるなり、公一人のものとしてはおかぬである、

其藏レ之也、黑牡秬黍、以享二司寒一、

【註】黑牡黑牲也、秬黑黍也、司寒、玄冥、北方之神、故物皆用レ黑、有レ事二於冰一、故祭二其神一、

其藏　をさむるときのしかたは、北方の神にくろき牲くろきびをそなへてまつるとなり、これ氷は陰なるがゆゑに、北方の陰神に黑色のものをそなへてまつりて氷をゝさむるとなり、

其出レ之也、桃弧棘矢、以除二其災一、

【註】桃弓棘箭所三以禳二除凶邪一、將レ御二至尊一故、

其出　春いだすには桃の弓棘の矢を以て陰氣の凶邪をはらふとなり、これは天子へたてまつることゆゑかくいたすことである、

其出入也時、食肉之祿、冰皆與焉、

【註】食肉之祿、謂下在二朝廷一治二其職事一、就レ官食者上、

其出入　いだすも入るゝもときを以てするなり、○食　食肉の祿の朝廷の歴々へみなわけて下さるゝである、

大夫命婦、喪浴用レ冰、

【註】命婦大夫妻、

大　大夫や大夫の妻の喪にあふたるときには、浴するときにも氷をもちふるやうにしたものである、

與人同欲盡濟、
【註】爲下會申傳。
與。なにごとも好惡を人とおなじくすれば成就いたすとなり、

大雨雹、季武子問於申豐曰、雹可禦乎、
【註】禦止也、申豐魯大夫、
魯で雹のふりたを季武子が申豐にとうて云には、かやうな天災をもできぬやうになにとぞふせぎやうがあらうかとなり、

對曰、聖人在上無雹、雖有不爲災、古者日在北陸而藏冰、
【註】陸道也、謂夏十二月日在虛危、冰堅而藏之。
對。聖人が人君となりて天下ををさめ玉へば、ときならぬ雹などのふることはない、たとひふりても災をなしはせぬとなり、人主の政は天下を安寧ならしむるが專務である、それについてはまづ天災のいたらぬやうにとするがもとであるゆゑ、その仕かたを下に云のぶるなり、○古いにしへ日北陸に在りとは日の行道なり、日の虛危星のくらゐにある時分は寒のさかんなるときにて、冰もかたいゆゑこれをとりてをさむることとなり、日本でも上代氷室の禮がおこなはれたはこのことなり、

西陸朝覿而出之、
【註】謂夏三月日在昴畢、蟄蟲出而用冰、春分之中、奎星朝見東方、
西。日の西陸昴畢星にある時分は蟄蟲のいづるときにて、春分の中で西陸のかしらの奎星があしたに東方にみゆるときにて春三月のことなり、この時にあたりて右にをさめおきたる氷をいだすとなり、これで氷をゝさむるといだすとのときを云たものなり、

其藏冰也、深山窮谷、固陰冱寒、於是乎取之、
【註】冱閉也、必取積陰之冰、所以道達其氣使

若不許君、將焉用之、

【註】焉用宋盟、

若○ いまゆるさではこのちかひがなんの用にたゝぬと云ものなれば、許容いたさるゝに ちがひは こざるまい、

王曰、諸侯其來乎、對曰必來、從宋之盟、承君之歡、不畏大國、

【註】大國晉也、

王○ しからばくにぐの諸侯は承知して來るであらうか、○對○ これも必定まゐるでござらう、○從○ おのぐ宋のちかひにしたがうて そむかず、○承○君のよしみをむすびたまふ おぼしめしをうけ、○不畏○ さて大國の晉をおそれぬかたぐなれば、

何故不來、不來者、其魯衞曹邾乎、曹畏宋、邾畏魯、魯衞偪於齊而親於晉、唯是不來、其餘君之所及也、誰敢不至、

【註】言楚威力所能及、

何○ なにゆゑにきたらぬことが ござりませうぞ、○不○ しかしながら魯衞曹邾の四个國がきたりますまいか、○曹○ 曹邾は附庸のくにどもなれば、親國をおそれてえきたるまい、魯衞齊に ちかくて つねぐゆだんをえせず、そのうへ晉としたしいゆゑ、晉への遠慮もあればかたぐ えきたるまい、○其○ そのほかのくにぐは君の手の とゞくだけはめしたまはゞ、おぼしめしのまゝにきたるで ござらう、○誰○ きたるまいと云者は一人もござりますまい、

王曰、然則吾所求者、無不可乎、對曰、求逞於人不可、

【註】逞快也、求人以快意、人必違之、

王○ しからば今度諸侯を會したうへで、わが のぞみがあるが、それも成就するであらうかとなり、○對○ 人にむかうて自分の存分なこゝろよいことをせうともとめ玉うてはよからぬことである、

てつかはされよ、○紂 紂は淫虐をなして隕滅し、文王は惠和を以ておこりた、これよきかゞみなり、○夫豈 諸侯をあらそひあふたのではない、あらそうて益のないことであるといさめた、○乃 晉侯の納得いたされて、楚の使者に許容のこたへを叔向を以ていはせらるゝには、○寡 主人義も時々朝謁いたさるゝはずなれども、くにの政事にとりまぎれてえうかゞはれませぬ、

諸侯君實有之、何辱命焉、椒擧遂請昏、

【註】蓋楚子遣擧、時兼使求昏、

○諸 從國ともの義は、君のおぼしめし次第になされてよろしきことでござる、○何 なにの御ことわりにおよびませうぞ、御念の入たることでござるとなり、○椒 このついでに楚王が晉の女をもらひたいとこはれたれば、

晉侯許之、楚子問於子產曰、晉其許我諸侯乎、對曰、許君、晉君少安、不在諸侯、

【註】安於小小、不能遠圖、

これも晉侯のゆるされたなり、○楚 楚國では右の使者をいたしたあとで、楚王の鄭の子產にとはるゝには、晉へ諸侯をこひにはつかはしたが、晉侯が許容せらるゝであらうかとなり、○對 なるほど君へ許容いたさるゝでござらう、晉の君は小事にやすんじ佚遊をこのみて、諸侯などのことにこゝろはござらぬ、

其大夫多求、

【註】貪也、

○其 執政の臣どもは貪欲がふかくて、自分自分の勝手のみをかんがへて、

莫匡其君、在宋之盟、又曰、如一、

【註】晉楚同也、

その君のことをたゞすこゝろはござらぬ、○在 そのうへに宋のちかひのときのことばにも、晉楚は一のごとくならんとあつた、

は難もなくして外よりほろぼされ、その守宇の領分を人にとらるゝこともある、

若何虞難、齊有仲孫之難、而獲桓公、至今賴之、

【註】仲孫公孫無知、事在莊九年、

○若何　なにとして難があてことになりませうぞ、○齊　難でくにのおこりた證據をいはゞ、齊の仲孫がくにをみだりたゆゑに、桓公と云善主を得て、くにがをさまりて今にいたるまで、この桓公の德によりて、くにがをさまりつたはれり、

晉有里丕之難、而獲文公、是以爲盟主、

【註】里克丕鄭、事在僖九年、

○晉　晉も里丕が亂をおこさずば、文公と云明君も庶子ではてられう、けれども難ゆゑに君となられて盟主となられた、

衞邢無難、敵亦喪之、

【註】閔二年、狄滅衞、僖二十五年、衞滅邢、

○衞　この二國は内に難はなけれども、外から敵が來てほろぼした、

故人之難、不可虞也、恃此三者、而不脩政德、亡於不暇、又何能濟、君其許之、紂作淫虐、文王惠和、殷是以隕、周是以興、夫豈爭諸侯、乃許楚使、使叔向對曰、寡君有社稷之事、是以不獲春秋時見、

【註】言不得自往、謙辭、

○故　かるがゆゑに難はありても、それをあてことにこの方の益にせうと云ことはなりませぬ、○恃　右の三つをたのみになされて、政德をゝさめずおこたりたまうては、ほろぶるにほどはあるまい、○又　なにとして御利分になりませうぞ、それよりは承知し

【註】在新城沶郷縣南、

中南、

【註】在始平武功縣南、

九州之險也、是不一姓、

【註】雖是天下至險、無德則滅亡、

四○　その證據には、四嶽三塗云々の諸山は天下九州中の大險阻である、○是　險阻でほろぶまじきものならば、これほどの名ある險山をひかへ居たらば、往古封せられたる君一姓でいまにつゞいてありさうなものなれども、この山のあるくにゞも姓はいくつもかはりたとなり、

冀之北土、

【註】燕代、

冀○　燕のくにや代のくには、

馬之所生、無興國焉、恃險與馬、不可以爲固也、從古以然、是以先王務脩德音以亨神人、

【註】亨通也、

むかしより名馬の出づるくになれども、これまでくにがおこりて伯長となりたこともない、○恃　すれば險や馬をたのみにしてそれでかたいとしては居られぬ、○從　上代よりこのとほりでござる、○是　このゆゑに先王はとかく德をゝさむることをもつぱらにつとめて、神靈にも人民にも通ずるやうになしたまふである、

不聞其務險與馬也、鄰國之難、不可虞也、或多難以固其國、啓其疆土、或無難以喪其國、失其守宇、

【註】於國則四垂爲宇、

不○　險や馬をもとめ玉ひたと云ことはうけたまはらぬ、○鄰　さてまたとなりのくにゝ難のあるも、此方のあてことにはなりませぬ、○或　國家と云ものは難がかさなり〳〵してのちには、そのくにをかたうし、その疆土をひらくこともある、○或無　また內に

つかへるにおいては、ほかの諸侯は云におよばず歸服すべきとなり、○若　もしまたいよ／＼淫虐をふるまはるゝならば、他國までもなく楚の羣臣がすてゝ君とはいたしますまい、

吾又誰與爭、公曰、晉有三不殆其何敵之有、

【註】殆、危也、

吾　この方が手を出すにはおよばぬやうにならうとなり、○公　晉侯のいはるゝには、この方のくにゝは三つのあやふからぬ大利があれば、○其　なんのわれに敵對する者があらうぞ、

國險而多馬、齊楚多難、

【註】多簒弑之難、

國　それはなにぞなれば、まづ晉のくにには、險阻なるくにで地の利がありて、さてまた馬が多い、そのうへに齊や楚は、君を弑して臣が位をぬすむとのをりをりあるくにで、よわみがある、

有是三者、何鄕而不濟、對曰、恃險與馬、而虞鄰國之難、是三殆也、

有　この方にこの三つの利のあることなれば、いづれへむかつていくさしたとて、成就せぬと云ことがあらうぞ、かたぬ道理はないとなり、○對　それは大なるおぼしめしちがひでござる、國の險阻なるや馬の多いをたのみにして、鄰國に難のあるを此方のあてことにすると云は、これこそまことに三つのあやうきと云ものでござる、

三塗、

【註】在河南陸渾縣南、

陽城、

【註】在陽城縣東北、

大室、

【註】在河南陽城縣西南、

荊山、

に御相談にあづかりたいと存ずる、

使舉請閒、君若苟無四方之虞、

【註】虞、度也、

使。 私を以て御用の御透をねがひまする、○君。 君にもしこの節四方のくに〴〵へ御出馬などのこともなく、御さしつかへもあらせられずば、

則願假寵以請於諸侯、

【註】欲借君之威寵以致諸侯、

則。 君の御威光をかりて、なにとぞ諸侯たちのきたり玉ふやうに申してつかはしたうござるとなり、

晉侯欲勿許、司馬侯曰、不可、楚王方侈、天或者欲逞其心以厚其毒、而降之罰、未可知也、其使能終、亦未可知也、晉楚唯天所相、

【註】相助也、

晉。 承知せまいといはれた、○司。 それはわるい思召でござる、當楚王はいまをさかりとおごらるゝ、○天。 これは天からあるひは楚王の存分にさせて、毒をあつくしたるうへで罰をくださうとて、あのごとくおごらせることかもしれず、○其使。 またさもなく存じのほかに、楚王が天命にかなうたるところがありて、始終やりとほされうもしれぬ、○晉。 いま晉と楚とは同等のくになれば、どちらでもただ天のたすけのあり次第でござる、

不可與爭、君其許之、而脩德以待其歸、若歸於德、吾猶將事之、況諸侯乎、若適淫虐、楚將棄之、

【註】棄不以爲君、

○不。 しひて爭うても益に立ぬことでござる、○君。 まづ今度は承知してつかはさして、隨分この方の德ををさめまもり居て、楚王のなりゆきをまちたまへ、○若。 もし楚王が德になりゆかるゝならば、吾とてもやはりつかへたがようござる、○況。 この方が

魯へとりたなり、

冬、十有二月、乙卯、叔孫豹卒、

內卿が死なれたなり、

【傳】四年、春、王正月、許男如楚、楚子止之、

【註】欲與俱田、

楚へ朝したれば、楚王がとゞめて、田獵にともなはうといはれた、

遂止鄭伯、復田江南、許男與焉、

【註】前年楚子已與鄭伯田江南、故言復、

○遂　それから鄭伯をも會よりかへさずして、今年もまた田獵に同道いたされたなり、○許　許男をもつれられたである、

使椒擧如晉求諸侯、二君待之、

【註】二君、鄭許、

○使　諸侯をみな〳〵楚國へひきつけるつもりで、晉侯へことわりにやるのである、○二　鄭伯と許男とは諸侯のそろふ迄逗留してまたるゝである、

椒擧致命曰、寡君使擧曰、日君有惠、賜盟于宋、

【註】宋盟在襄二十七年、

○椒　晉へいたりて口上に、主人今度擧を以て申上らるゝは、○日　先達て君の御恩惠を以て、宋において盟をさせたまうて、

曰、晉楚之從、交相見也、以歲之不易、

【註】不易、言有難、

○曰　そのことばに、晉楚の從國はたがひにあひ朝見するやうにとの約でござりました、○以　近年は手まへにもかれこれと難事がありてやすからぬゆゑに、

寡人願結驩於二三君、

【註】欲得諸侯謀事補闕、

寡人も二三の諸侯たちと交歡をむすんで、とも〴〵

春秋左氏傳國字辨下

加藤正庵講述

春秋左傳卷二十一

【註】昭公盡九年、

【經】四年、春、王正月、大雨雹、

【註】當雪而雹、故以爲災而書之、雹は夏にいたりてふるべきものなり、ときならぬことゆゑ書した、

夏、楚子蔡侯陳侯鄭伯許男徐子滕子頓子胡子沈子小邾子宋世子佐淮夷會于申、

【註】楚靈王始合諸侯、告文なり、

楚人執徐子、

【註】稱人以執、以不道於其民告、楚人　告文なり、

秋、七月、楚子蔡侯陳侯許男頓子胡子沈子淮夷伐呉、

【註】因申會以伐呉、不言諸侯者、鄭徐滕小邾宋不在、故也、胡國、汝陰縣西北有胡城、告文なり、

執齊慶封殺之、

【註】楚子欲行霸、爲齊討慶封、故稱齊、

遂滅賴、

執齊○遂　みな告文なり、

九月、取鄫、

【註】鄫莒邑、傳例曰、克邑不用師徒曰取、

元年（六三四）　二年（六四六）　三年（六五八）　四年（六六五）　五年（六七〇）
六年（六七四）　七年（六八六）　八年（六九六）　九年（七〇七）　十年（七一一）
十一年（七一五）　十二年（七三六）　十三年（七四五）　十四年（七五四）　十五年（七七二）
十六年（七八五）

春秋左氏傳國字辨下目次

昭公……一

四年(一)　五年(三五)　六年(六〇)　七年(七四)　八年(一〇六)
九年(一一八)　十年(一二八)　十一年(一四〇)　十二年(一五二)　十三年(一七四)
十四年(二一八)　十五年(二二七)　十六年(二三八)　十七年(二五二)　十八年(二六八)
十九年(二八一)　二十年(二九〇)　二十一年(三二三)　二十二年(三三九)　二十三年(三五三)
二十四年(三七一)　二十五年(三七八)　二十六年(四〇九)　二十七年(四三三)　二十八年(四四八)
二十九年(四六四)　三十年(四七七)　三十一年(四八五)　三十二年(四九五)

定公……五〇六

元年(五〇六)　二年(五一六)　三年(五一八)　四年(五二三)　五年(五五〇)
六年(五五九)　七年(五六六)　八年(五七〇)　九年(五八五)　十年(五九五)
十一年(六〇九)　十二年(六一〇)　十三年(六一三)　十四年(六二二)　十五年(六三〇)

哀公……六三四

第十五巻

春秋左氏傳 下

加藤正庵講

LIBRARY
NOV 23 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

PL
2470
H55
1910
v. 3

先哲遺著

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

PL 2470 H55 1910 v.3
Tso-ch'iu, Ming
Shunju Sashi den

East Asia

漢籍國字解全書